

令和3年第3回（9月）上牧町議会定例会会議録

議 事 日 程（第1号）

令和3年9月3日（金）午前10時開会

- | | | |
|-----|--------|--|
| 第 1 | | 会議録署名議員の指名について |
| 第 2 | | 会期の決定について |
| 第 3 | 認第 1 号 | 令和2年度上牧町一般会計歳入歳出決算認定について |
| 第 4 | 認第 2 号 | 令和2年度上牧町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について |
| 第 5 | 認第 3 号 | 令和2年度上牧町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について |
| 第 6 | 認第 4 号 | 令和2年度上牧町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について |
| 第 7 | 認第 5 号 | 令和2年度上牧町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について |
| 第 8 | 認第 6 号 | 令和2年度上牧町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について |
| 第 9 | 認第 7 号 | 令和2年度上牧町水道事業会計決算認定について |
| 第10 | 認第 8 号 | 令和2年度王寺周辺広域市町村圏協議会会計歳入歳出決算認定について |
| 第11 | 議第 1 号 | 上牧町附属機関設置条例の一部を改正する条例について |
| 第12 | 議第 2 号 | 上牧町税条例の一部を改正する条例について |
| 第13 | 議第 3 号 | 上牧町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について |
| 第14 | 議第 4 号 | 上牧町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について |
| 第15 | 議第 5 号 | 山辺・県北西部広域環境衛生組合規約の一部を変更する規約について |
| 第16 | 議第 6 号 | 令和3年度上牧町一般会計補正予算（第5回）について |
| 第17 | 議第 7 号 | 令和3年度上牧町国民健康保険特別会計補正予算（第2回）について |
| 第18 | 議第 8 号 | 令和3年度上牧町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1回）について |
| 第19 | 議第 9 号 | 令和3年度上牧町介護保険特別会計補正予算（第2回）について |
| 第20 | 議第10号 | 令和3年度上牧町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1回）について |

- 第 2 1 議第 1 1 号 令和 3 年度上牧町下水道事業特別会計補正予算（第 2 回）について
- 第 2 2 諮問第 1 号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 第 2 3 議員提出議案第 1 号 上牧町あらゆる差別の解消の推進に関する条例（案）
- 第 2 4 意見書案第 1 号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める
意見書（案）
- 第 2 5 決算特別委員会の設置及び委員の選任について

本日の会議に付した事件

第 1 から第 2 5 まで議事日程に同じ

出席議員（１２名）

１番	遠山健太郎	２番	東初子
３番	上村哲也	４番	牧浦秀俊
５番	竹之内剛	６番	服部公英
７番	富木つや子	８番	康村昌史
９番	木内利雄	１０番	石丸典子
１１番	東充洋	１２番	吉中隆昭

欠席議員（なし）

地方自治法第１２１条により説明のため出席した者の職氏名

町長	今中富夫	副町長	阪本正人
教育長	松浦教雄	総務部長	中川恵友
総務部理事	山下純司	都市環境部長	塩野哲也
住民生活部長	井上弘一	健康福祉部長	青山雅則
教育部長	松井良明	総務課長	山本敏光

職務のため議場に出席した事務局員

議会事務局長	森本朋人	書記	山口里美
書記	横田大樹		

開会 午前10時00分

◎開会の宣告

○議長（吉中隆昭） 皆さん、おはようございます。ただいまの出席議員数は12名です。定足数に達しておりますので、令和3年第3回上牧町議会定例会を開会いたします。

本日、定例会が開催されましたところ、議員各位におかれましてはご出席賜り、厚く御礼申し上げます。どうか議員各位のご協力をお願い申し上げます。

————— ◇ —————

◎開議の宣告

○議長（吉中隆昭） これから本日の会議を開きます。

————— ◇ —————

◎町長の挨拶

○議長（吉中隆昭） 初めに、招集者の挨拶をお願いいたします。

今中町長。

（町長 今中富夫 登壇）

○町長（今中富夫） 皆さん、おはようございます。

本日、ここに令和3年第3回定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には早朝よりお集まりを頂き、誠にありがとうございます。

今年、お盆の前後から断続的に記録的大雨による大規模な水害、河川の氾濫や土砂災害が九州や西日本の地域で多発し、全国的に大雨が続き、災害が激甚化しております。記録的な大雨によりかけがえのない人命が失われ、住民生活に深刻な打撃を受けられた被災者、自治体におかれましては、衷心からお見舞いを申し上げます。上牧町におきましても、安全安心な住民の暮らしを守るために、防災対策・減災対策に万全を講じ、しっかりと危機管理に取り組んでいきたいと考えております。

そして、町民の皆様方におかれましても、全国的に新型コロナウイルス感染症の感染拡大が続く中で新型コロナウイルスワクチン接種にご協力を頂き、誠にありがとうございます。

本町におきましても、町民の約半数の方々が新型コロナウイルスワクチンの接種を終えている状況でございます。今後は、まだワクチン接種をお済みでない方々に接種をしていただけるように努力してまいりたいと考えております。

それでは、本日提出しております議案につきまして、簡単に説明をさせていただきます。

認第1号 令和2年度上牧町一般会計歳入歳出決算は、実質収支額は2億1,608万円の黒字となっております。今後も引き続き気を緩めることなく、健全な財政運営に取り組んでいきたいと考えております。

令和2年度決算の歳入の主なものといたしましては、自主財源の中心である町税は、個人住民税、固定資産税、軽自動車税が増加したものの、法人税割の税率改正に伴い法人住民税が大きく減収となり、町税としては782万9,000円の減少となっております。また、依存財源におきましては、地方消費税交付金、地方交付税、国庫支出金、県支出金が増加しております。特に国庫支出金につきましては、特別定額給付金や地方創生臨時交付金等により28億2,736万9,000円増と大きく増加したことにより、歳入全体としては32億9,784万6,000円増の111億4,662万6,000円となっております。

歳出におきましては、総務費で、コミュニティバス運行事業として令和2年4月1日からコミュニティバスを1台増便し、時刻表と運行経路の改定やバス停の増設を行っております。高齢者自転車用ヘルメット購入費助成事業として、65歳以上の高齢者の方々に対し、3,000円を上限としてヘルメット購入費の半分の助成いたしました。特別定額給付金事業として、町内の2万2,163名の方々に対して1人当たり10万円の特別定額給付金を給付いたしました。地方創生臨時交付金を活用した事業といたしまして、避難所感染防止対策事業として感染防止対策備品等の整備を、水道基本料金免除補助事業として経済的な影響を少しでも減らすため4か月分の上水道基本料金の免除部分の補助を、小規模事業者等継続支援事業として売上げが減少する町内の小規模事業者に対して10万円の支援金の支給を、また、小規模テナント事業者家賃等支援事業として町内の小規模テナント事業者の店舗、事務所、資材置場などの賃借料を対象として、上限20万円の家賃支援金の支給を行っております。高齢者感染防止対策事業として65歳以上の高齢者に対してサージカルマスクの配布を、また、高齢者及び障害者感染防止対策事業として在宅高齢者所帯や在宅障害者世帯に対して薬用ハンドソープとアルコール消毒液の配布を、ひとり親家庭臨時特別給付金事業として児童扶養手当の受給資格者名簿に登録されている児童1名当たり2万円の給付金の支給を行っております。上牧パワーアップクーポン券発行事業として地域経済の活性化を図るため、町内店舗で利用できる1

人当たり1万円分のクーポン券を発行いたしました。小・中学校学習保障強化事業として家庭内の学習意欲の維持向上を目的に、町内在住の児童、生徒に1人当たり1万円分の学習図書や学習教材を配布いたしました。また、学校・園給食事業及び給食費支援事業として子育て家庭の経済的負担を軽減するため、町立の小・中学校、幼稚園、保育所、私立幼稚園に通う児童、生徒及び園児の保護者に対して3か月分の給食費を免除または支援いたしました。

民生費では、学童保育事業として令和2年度から開所時間を拡充し保護者の方々の負担軽減をさせていただくため、従来の午後6時を午後7時までに延長を行っております。子育て世代の臨時特別給付金給付事業として子育て世代を支援するために、児童手当を受給する世帯に対し、児童1名につき1万円の給付金を支給いたしました。

衛生費では、香芝市・葛城市・北葛城郡コロナ検査センター共同事業として、新型コロナウイルス感染症に係る検査事業を香芝市、葛城市、上牧町、王寺町、広陵町、河合町の2市4町で共同運営を行い、ドライブスルー方式でのPCR検査を実施いたしました。新生児聴覚検査助成事業として新生児の聴覚障害の早期発見と早期支援を図るため、新生児聴覚検査に係る費用の一部を助成いたしました。新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業として65歳以上の高齢者を対象にしたワクチン接種を早期に実施するため、管理システムの改修、予約センター運営、接種券の準備及び会場開設費用や物品の購入などワクチン接種体制を構築いたしました。不燃ごみ等中継施設建設事業として、ごみ処理の広域化に向けた不燃ごみ等中継基地の建設に係る土地の測量業務、各種許認可申請業務、実施設計業務を行っております。

農林商工業費では、有害鳥獣被害防除事業として、有害鳥獣により農作物の被害のあった方に防護柵等の購入費用の一部を助成いたしました。団体営ため池防災対策事業として、大規模災害による池の堤が決壊し下流への被害が大きいおそれがあるため池に対してハザードマップを作成させていただき、被害想定や避難経路等の情報を提供することで防災対策の推進を図っております。

土木費では、道路長寿命化事業として、個別施設計画及び自治会からの意見聴取を基に町内7路線を選定し舗装修繕を実施いたしました。また、通学路における安全対策として町内4か所に車止めを設置し、米山台地区の通学路のカラー化を実施いたしました。橋梁長寿命化事業につきましても個別施設計画に基づき、計画的に橋梁補修工事を実施いたしました。道路冠水防止対策事業として、冠水被害が発生した蛇ヶ谷線及び北上牧・三軒屋線において排水容量確保のため測量設計を行い、排水施設改修工事を実施いたしました。

消防費では、消防車両更新計画に基づき、第3分団東部第1分隊新町地区の消防ポンプ車の更新を行っております。消防団設備整備事業として消防団の災害対応と救助能力の向上のため、投光器と発電機を配備いたしました。

教育費では、上牧町学校適正化事業として少子化に伴う児童、生徒数の減少が予測されることから、小・中学校の統廃合等を含む学校適正化を検討するために上牧町学校適正化協議会を設置いたしました。小・中学校トイレ改修事業として、第三小学校、第二中学校の校舎トイレと小・中学校5校の体育館トイレの改修工事を実施いたしました。校内通信ネットワーク整備事業として、学校内におけるICT環境を整備するため、各小・中学校の普通教室、特別支援教室等に高速大容量の無線アクセスポイントを設置いたしました。ICT事業として、緊急時における児童、生徒が各家庭において学習する環境づくりに向けて、文部科学省が推進するGIGAスクール構想の実現化のため、児童、生徒1人に1台の端末機器を配備いたしました。また、通級指導教室、ペガサス教室運営事業、放課後塾、まきっ子塾事業、学校・地域パートナーシップ事業の支援を行いました。

認第2号から認第7号までの各会計の決算については、お手元に配付しております決算書のとおりでございます。令和2年度も前年度同様、全ての会計で黒字決算となっております。

認第8号につきましては、令和2年度王寺周辺広域市町村圏協議会歳入歳出決算となっております。監査委員の意見を付して報告させていただきます。認定いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

議第1号は、町長部局の附属機関として上牧町予防接種健康被害調査委員会を設置することに伴い、上牧町附属機関設置条例の一部を改正するものでございます。附則におきまして、委員報酬を定めるため、上牧町の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の改正を行っております。

議第2号は、地方税法等の一部改正に伴い、上牧町税条例の一部を改正するものでございます。

議第3号は、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準及び子ども・子育て支援法施行規則の一部を改正する内閣府令が施行されたことに伴い、上牧町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正するものでございます。

議第4号は、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、上牧町の家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正するものでござい

ます。

議第5号は、山辺・県北西部広域環境衛生組合規約の一部を変更するものでございます。

議第6号 令和2年度一般会計補正予算（第5回）につきましては、7億2,098万7,000円を追加し、歳入歳出の総額をそれぞれ95億8,619万7,000円とさせていただきます。

主な内容につきましては、歳入では、地方特例交付金と臨時財政対策債の減額を行っております。地方交付税では普通交付税を、分担金及び負担金の教育費負担金では幼稚園、小・中学校給食費負担金を、国庫補助金の総務管理費補助金では社会保障・税番号制度システム整備費補助金を、繰入金では基金繰入金を、雑入では後期高齢者医療費負担金過年度精算金と自治体デジタルトランスフォーメーション推進支援金を、繰越金では前年度繰越金をそれぞれ増額計上いたしました。

歳出につきましては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により中止といたしましたペガサスフェスタなどの町行事やイベントの予算を事業別に減額をいたしております。総務費では、財産管理において、コロナ禍においてウェブによる会議を開催するためにカメラ、マイク、スピーカーが内蔵されたウェブ会議システムを導入する購入費を、文化センター費では文化センター空調機更新工事をそれぞれ増額計上しております。衛生費では、塵芥焼却場解体事業費を増額計上しております。公債費では、経常収支比率の改善と公債費負担の軽減を目的に繰上償還を行っております。

議第7号から議第11号につきましては、国民健康保険特別会計、後期高齢者医療特別会計、介護保険特別会計、住宅新築資金等貸付事業特別会計、下水道事業特別会計の各補正予算でございます。

諮問第1号につきましては、人権擁護委員候補者の推薦についてでございます。

以上のとおり案件を上程いたしております。いずれも重要な案件でございますので、慎重にご審議いただき、認定、議決、同意賜りますようお願いを申し上げまして、招集のご挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。



◎議会運営委員会の報告

○議長（吉中隆昭） 挨拶が終わりましたので、過日開催されました議会運営委員会の報告を求めます。

東議会運営委員長。

(議会運営委員長 東 充洋 登壇)

○議会運営委員長(東 充洋) おはようございます。議会運営委員長の11番、東 充洋です。

それでは、議会運営委員会の報告を行います。

本日、令和3年9月3日招集の第3回定例議会の運営について、9月1日午前10時より、全委員出席の下、議会運営委員会を開会しました。初めに、今定例会は令和2年度の各会計決算が提出されており、決算特別委員会を設置し、各委員会への議案の付託について審議を行いました。結果、本日の本会議において審議すべき議案は、認第8号 令和2年度王寺周辺広域市町村圏協議会会計歳入歳出決算認定について、諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について、意見書案第1号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書(案)についての3議案、総務建設委員会に付託すべき議案は、議第1号 上牧町附属機関設置条例の一部を改正する条例について、議第2号 上牧町税条例の一部を改正する条例について、議第6号 令和3年度上牧町一般会計補正予算(第5回)について、議第10号 令和3年度上牧町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算(第1回)についての4議案、文教厚生委員会に付託すべき議案は、議第3号 上牧町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、議第4号 上牧町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、議第5号 山辺・県北西部広域環境衛生組合規約の一部を変更する規約について、議第7号 令和3年度上牧町国民健康保険特別会計補正予算(第2回)について、議第8号 令和3年度上牧町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1回)について、議第9号 令和3年度上牧町介護保険特別会計補正予算(第2回)について、議第11号 令和3年度上牧町下水道事業特別会計補正予算(第2回)について、議員提出議案第1号 上牧町あらゆる差別の解消の推進に関する条例(案)についての8議案、決算特別委員会に付託すべき議案は、認第1号 令和2年度上牧町一般会計歳入歳出決算認定について、認第2号 令和2年度上牧町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、認第3号 令和2年度上牧町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、認第4号 令和2年度上牧町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について、認第5号 令和2年度上牧町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、認第6号 令和2年度上牧町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、認第8号 令和2年度上牧町水道事業会計決算認定についての7議案、委員会、特別委員会に付託することに全委員異議なく決しました。

続きまして、会期日程及び一般質問について審議いたしました結果、9月3日、本日、本会議、9月6日、総務建設委員会、9月7日、文教厚生委員会、9月9日、決算特別委員会、9月10日、決算特別委員会、9月13日、決算特別委員会、9月16日、一般質問、9月17日、一般質問、9月21日、本会議の19日間とし、開会時刻は、9月17日の一般質問を午前9時開会とし、その他の開会時刻は午前10時開会と異議なく決しました。9月17日というふうに申しましたが、訂正します。開会時刻は、9月16日の一般質問を午前9時から開会するといたします。

次に、一般質問についてです。一般質問の通告は11件のため、9月16日の質問者は、遠山、牧浦、上村、東（あずま）、石丸、服部議員の6名、9月17日の質問者は、康村、富木、竹之内、木内、東（ひがし）議員の5名と振り分け、全委員異議なく決しました。また、一般質問の持ち時間は従来どおり、理事者側の答弁を含め、1人1時間以内と決しました。

以上で議会運営委員会の報告といたします。

◇

◎議事日程の報告

○議長（吉中隆昭） 報告が終わりましたので、これより委員長の報告どおり議事を進めてまいりたいと思います。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◇

◎会議録署名議員の指名について

○議長（吉中隆昭） 日程第1、会議録署名議員の指名について。

会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、5番、竹之内議員、6番、服部議員を指名いたします。

◎会期の決定について

○議長（吉中隆昭） 日程第2、会期の決定について、これを議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から9月21日までの19日間にしたいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（吉中隆昭） ご異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から9月21日までの19日間と決定いたしました。



◎認第1号の上程、説明

○議長（吉中隆昭） 日程第3、認第1号 令和2年度上牧町一般会計歳入歳出決算認定について、これを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○総務部長（中川恵友） 認第1号 令和2年度上牧町一般会計歳入歳出決算認定についてご説明いたします。

令和2年度の歳入総額は111億4,662万6,186円、前年度に比べ借換債除きではございますが44.2%、金額にして34億1,724万6,937円の増加となっております。歳出総額につきましては109億2,099万7,680円で、前年度に比べ借換債除きで46.1%、金額にして34億4,735万4,780円の増加となっております。この歳入歳出総額の増加の主な要因は、新型コロナウイルス感染拡大に伴い、経済的な影響を少しでも軽減するために各家庭への支援として、上水道基本料金の免除部分の補助、町内に在住する園児、児童、生徒の保護者に対して給食費の支援、また、町内小規模事業者等への支援として、売上げが減少する小規模事業者に事業継続の支援、テナント事業者到家賃支援事業等、また、高齢者、障害者をはじめとし町民の方々への感染防止対策事業の実施、小・中学校学習保障強化事業等を実施したため、事業費が増加したことに伴うものでございます。この増加に伴い国庫支出金、県支出金、繰入金等の増加が大きな要因でございます。

歳入総額から歳出総額を差し引いた形式収支額は2億2,562万8,506円の黒字となり、翌年度へ繰り越すべき財源954万8,000円を差し引いた実質収支額は2億1,608万506円の黒字決算

となっております。また、実質収支から前年度の実質収支を差し引きました単年度収支額につきましては1,145万1,153円の黒字、さらに、単年度収支に財政調整基金への積立て2億2,127万1,826円、繰上償還6,433万円を加え、財政調整基金取崩し額2億3,943万5,000円を減じました実質単年度収支は5,761万7,979円の黒字でございます。

次に、令和2年度に行いました主要事業といたしましては、総務費では、快適で住みよい自慢できるまちづくりとして新たにコミュニティバスを1台増便し、時刻表と運行経路を改定し、利便性の向上、利用促進を図りました。安全安心まちづくりとしまして、令和27年度からの継続事業で主要交差点に防犯カメラの設置を行いました。また、令和2年4月から高齢者のヘルメット着用の努力義務化がされ、近年、高齢者の移動手段として自転車の活用が増えていることから、ヘルメットの着用を推進、促進し、自転車による交通事故及び交通安全対策の推進、被害軽減を図るため、65歳以上の方を対象に高齢者等自転車ヘルメット購入助成事業を実施いたしました。また、子育て就業支援事業や出会い・結婚・子育て応援事業なども実施いたしました。新型コロナウイルス感染対応事業として特別定額給付金事業、また地方創生臨時交付金等を活用し、町民の方々への感染防止対策、生活支援、小規模事業者への支援、児童、生徒への学習支援等の事業を実施いたしました。

民生費では、地域で暮らす一人一人の住民が対等な地域の一員として認め合い、多様な個性が受け入れられる地域共生社会を目指し、社会環境の変化や福祉政策の課題を踏まえ、地域福祉の新たな方向性を行うための地域福祉計画及び地域福祉活動計画を策定いたしました。また、障害のある人が住み慣れた地域で安心して暮らすことができるように、第6期障がい福祉計画を策定させていただきました。また、安心して子育てできる支援としまして、学童保育所の開所時間の拡充、地域の全ての子ども、家庭の相談に対応する子どもの専門性を持った機関、体制を構築し、包括的に継続的に支援することを目的とした、子ども家庭総合支援拠点を令和3年4月に設置するための準備を行いました。

衛生費では、高齢者65歳以上を対象としたインフルエンザ定期予防接種におきまして、本来、自己負担があったものを無料化とさせていただきました。また、新型コロナウイルス感染症に係る検査ができる香芝市・葛城市・北葛城郡コロナ検査センターを香芝市、葛城市、上牧町、王寺町、河合町、広陵町の2市4町で共同運営を行い、ドライブスルー方式でのPCR検査を実施いたしました。また、令和3年5月より65歳以上の高齢者を対象に、新型コロナウイルス感染予防のためにワクチン接種を実施する体制等を確保いたしました。安心して子育てできる支援としまして、新生児の聴覚障害の早期発見と早期支援を図ることを目的

に聴覚検査に係る費用の一部助成を実施いたしました。また、妊娠・出産・子育て期における相談に応じるなど、妊娠期から子育て期にわたるまで切れ目のない支援を提供することを目的とした上牧町子育て世代包括支援センターのほうも開設させていただきました。少子高齢化対策の一環として実施しております不妊・不育治療助成事業、また、一人一人の特徴に合わせたプログラムを通じ、幼児及びその保護者に対して発達の不安や悩みを軽減、助言をするために、療育相談支援事業、ほほえみ教室も実施しております。また、ごみ処理の広域化に向けた不燃ごみ等中継施設の建設に係る設計業務等関連する業務を実施いたしました。

農林商工業費では、有害鳥獣被害対策事業として、有害鳥獣により農作物の被害に遭った方に防護柵等の購入費用の一部助成を実施いたしました。ため池防止対策事業として、大規模災害により池の堤防が決壊し下流への被害が大きいおそれのあるため池に対して、被害想定や避難経路等の情報を掲載したハザードマップを作成させていただきました。また、上牧町ふれあい朝市販売促進事業、農業用ため池の整備、地籍調査整備事業などを実施いたしました。

土木費では、年次計画を立て実施しております道路整備補修事業、橋梁についても長寿命化耐震対策として岡在橋、上牧新橋の橋梁補修・耐震工事を実施しております。また、道路冠水防止対策事業として、冠水被害が発生した箇所において排水容量確保のための排水施設の改修工事、浸水想定区域である中筋南上牧線において円滑な表面排水確保のための補修工事を実施いたしました。街路事業としては、服部台明星線道路改良事業の建物補償、用地購入などを実施しております。また、滝川周辺整備事業といたしまして、遊歩道の整備を実施しております。

消防費では、消防車両更新計画に基づき、消防車・ポンプ車の更新、夜間の災害対応、活動する消防団員の安全確保と迅速な救助活動を実施できるように資機材を配備し、災害対応と救助能力の向上を図りました。

教育費では、少子化に伴う児童、生徒の減少が予想されることから、小・中学校の統廃合等を含む学校適正化を検討するための上牧町学校適正化協議会を設置し、学校適正規模・適正配置等の諸課題について協議を始めております。学校教育事業の一環として、中学生の外国語に対する興味、意欲、関心をさらに深め、他国の中学生との交流を通じて異文化に触れることにより相互理解の推進、また国際感覚豊かな人材育成を目的としている国際交流事業につきましては、新型コロナウイルス感染拡大によりホームステイ事業は中止となりましたが、英語等によるリモート等の授業を実施させていただきました。また、小・中学校校舎、

体育館トイレ改修、GIGAスクール構想の実現に向けて学校内におけるICT環境を整備するとともに、全ての児童の基礎学力の向上や学習支援、家庭学習の定着を目的に、学校支援向上事業「まきっ子塾」を実施いたしました。

次に、歳入歳出決算額の主な内容についてご説明いたします。

まず歳入決算では、自主財源の根幹であります町税が2億1,415万4,766円で、前年度比0.4%、金額にして782万9,185円減少いたしましたが、財産収入や繰越金が増加したことにより、自主財源総額は前年度比7.6%、金額にして2億916万4,178円増加しており、歳入総額に占める割合としては26.6%となっております。依存財源では、普通交付税が26億5,223万円で前年度比5.0%、金額にして1億2,566万8,000円の増加、町債が6億2,914万円で前年度比12.9%、金額にして7,201万円の増加、地方消費税交付金が、消費税率改正により前年度比23.7%、金額にして7,593万1,000円の増加、新型コロナウイルス感染症対応に伴う事業等に対する国庫支出金が前年度比326.1%、金額にして28億2,736万9,546円の増加、県支出金が前年度比21.4%、金額にして1億1,742万9,740円増加したことなどにより、依存財源総額は前年度比64.6%、金額にして3億2,808万2,759円と大幅な増加となり、歳入総額に占める割合としても73.4%となっております。

次に、歳出決算の主な内容についてでございますが、総務費では、35億4,565万7,698円で前年度比273.2%、金額にして25億9,567万8,325円増加しております。増加の主な要因といたしましては、新型コロナウイルス感染対応事業として特別定額給付金事業、地方創生臨時交付金事業が主たる原因でございます。民生費では、26億3,722万5,419円で前年度比5.8%、金額にして1億4,374万2,107円増加しております。増加の要因といたしましては、保育の無償化に伴う保育所への負担金、新型コロナウイルス感染拡大に伴う経済対策として、子育て世帯を支援する子育て世帯への臨時特別給付金事業費や後期高齢者医療費、介護保険特別会計の繰出金が主たる要因でございます。2、衛生費では、7億8,958万8,981円で前年度比4.7%、金額にして3,577万723円増加しております。増加の主な要因としましては、子育て世代総括支援センター事業、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業、不燃ごみ等中継施設建設事業が主たる要因でございます。土木費では、7億7,909万1,237円で前年度比12.5%、金額にして8,683万8,092円増加しております。増加の主な要因としましては、道路・橋梁長寿命化事業、道路冠水防止対策事業、服部台明星線道路改良工事が主たる要因でございます。消防費では、2億9,889万8,360円で前年度比3.7%、金額にして1,135万4,280円減少しております。減少の主な要因といたしましては、奈良県広域消防組合分担金、消防団員退職報償金が

減となったことによるものでございます。教育費では、11億2,038万3,946円で前年度比37.3%、金額にして3億442万2,487円増加しております。増加の主な要因といたしましては、小・中学校、幼稚園給食事業、小・中学校校舎・体育館改修工事、校内通信ネットワーク整備事業が主たる要因でございます。公債費では、12億7,575万3,966円で前年度比7.1%、金額にして8,473万5,677円増加しております。増加の主な要因といたしましては、将来の軽減のため、高利率の既発債を繰上償還したことが主たる要因でございます。

次に、普通会計借換債除きで、歳出、性質別分類での状況といたしましては、人件費、扶助費、公債費などの義務的経費の構成比は40.1%を占め、前年度比9.6%、金額にして3億8,528万8,000円増加しております。義務的経費については全ての項目で増加しており、増加の主な要因といたしましては、人件費では会計年度任用職員制度の施行によるもの、扶助費では障害者福祉サービスの利用増加や保育所の無償化に伴う保育所負担金の増加により、公債費では将来負担軽減のため高利率の既発債を繰上償還したことが増加の要因となっております。投資的経費の構成比は7.2%を占め、前年度比18.6%、金額にして1億2,330万7,000円増加しております。増加の主な要因としましては、服部台明星線道路改良事業、道路冠水防止対策事業が増加の主な要因となっております。物件費、補助費などのその他の経費の構成比は52.7%で、前年度比104.2%、金額にして29億3,876万5,000円増加しております。増加の主な要因といたしましては、補助費等で特別定額給付金事業、上牧パワーアップクーポン券発行事業が増加の主な要因となっております。

続いて、令和2年度の普通会計決算の状況などから見ました財政状況について申し上げます。財政状況を示す指標のうち経常収支比率は98.2%で、前年度より1.1ポイント改善しております。これは、歳入においては経常的収入である地方消費税交付金が消費増税の影響により増加したことや、普通交付税が幼児教育・保育の無償化などの影響により増加したこと、また、歳出においては新型コロナウイルス感染拡大の影響により、経常的な事業を中止したことなどによるものでございます。

次に、実質公債費比率は13.9%で、前年と比較しまして横ばいとなっております。これは利息軽減のため償還期間を縮減して借入れを実施している影響により、前年度と比較して元利償還が増加しておりますが、普通交付税の増加等により標準財政規模が増加したことなどによるものでございます。

次に、将来負担比率については102.2%で、前年度より13.1ポイント改善しております。これは主に繰上償還を実施したこと、地方債の償還額を上回らない範囲で借入れを実施してい

ることから、地方債残高が減少していることなどによるものでございます。

以上が令和2年度上牧町一般会計歳入歳出決算の概要でございます。ご審議の上、認定賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（吉中隆昭） 説明が終わりましたが、この件につきましては議案熟読のため保留し、次に進みます。



◎認第2号の上程、説明

○議長（吉中隆昭） 日程第4、認第2号 令和2年度上牧町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、これを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（中川恵友） 認第2号 令和2年度上牧町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてご説明いたします。

歳入総額は、23億7,577万3,465円で前年度比3.9%の減少、歳出総額は、23億3,698万4,189円で前年度比4.8%の減少、歳入歳出差引額3,878万9,276円の黒字決算となっております。令和2年度においても財政調整基金を活用いたしまして、国民健康保険税を子育て世帯に係る経済的負担軽減事業としまして、子ども高校生以下に係る保険税均等割額を減免させていただきました。対象者は574人、減免額といたしましては971万4,000円でございます。同じく、基金を活用いたしまして、人間ドック、脳ドック、いずれかに要した費用のうち4万円を限度額として全額助成をさせていただきました。対象者は455名、助成額1,636万2,215円でございます。

それでは、歳入歳出決算の主な内容について説明いたします。

歳入決算では、国民健康保険税は4億4,592万3,183円で前年度比4.4%、金額にして1,860万2,153円増加しております。国庫支出金では、災害臨時特例補助金、社会保障・税番号制度システム整備に要する費用の補助が増加したことにより1,206万8,000円で前年度比304.7%、金額にして908万6,000円増加しております。県支出金では、保険給付費等交付金、普通交付金、保険給付金が減少したことなどにより16億5,350万3,417円で前年度比5.6%、金額にして9,804万3,194円減少しております。繰入金では、2億3,799万8,868円で前年度比12.9%、金

額にして3,513万4,355円減少しております。繰越金では、1,787万8,933円で前年度比33.4%、金額として447万6,137円増加しております。

次に、歳出決算の主な内容でございますが、保険給付費では、コロナ禍の影響により16億3,682万3,397円で前年度比6.0%、金額にして1億456万3,407円減少しております。国民健康保険事業費納付金では、コロナ禍の影響と県全体で被保険者数の減少により5億9,757万1,043円で前年度比2.3%、金額にして1,415万4,617円減少しております。保健事業費では、実施事業の拡充により3,639万8,057円で前年度比10.4%、金額にして343万2,572円増加しております。諸支出金では、2,010万1,700円で前年度比4.6%、金額にして97万1,132円減少しております。

以上が令和2年度上牧町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の概要でございます。ご審議の上、認定賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（吉中隆昭） 説明が終わりましたが、この件につきましては議案熟読のため保留し、次に進みます。

ここで暫時休憩といたします。再開は11時5分。

休憩 午前10時54分

再開 午前11時05分

○議長（吉中隆昭） 再開いたします。

◇

◎認第3号の上程、説明

○議長（吉中隆昭） 日程第5、認第3号 令和2年度上牧町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、これを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（中川恵友） 認第3号 令和2年度上牧町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について説明いたします。

歳入総額は4億3万9,274円、前年度比8.9%の増加、歳出総額は3億9,717万7,936円、前年度比8.8%の増加、歳入歳出差引額は286万1,338円の黒字決算となっております。

歳入決算の主なものにつきましては、後期高齢者医療保険料では保険料率の改正に伴い、3億365万5,095円で前年度比9.5%、金額にして2,642万9,595円増加しております。歳出決算の主なものにつきましては、後期高齢者医療広域納付金では保険料率の改正に伴い、3億8,203万3,800円で前年度比8.9%、金額にして3,116万651円増加しております。保健事業費では、936万180円で前年度比0.2%、金額にして1万8,440円増加しております。

以上が令和2年度上牧町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の概要でございます。ご審議の上、認定賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（吉中隆昭） 説明が終わりましたが、この件につきましては議案熟読のため保留し、次に進みます。

◇

◎認第4号の上程、説明

○議長（吉中隆昭） 日程第6、認第4号 令和2年度上牧町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について、これを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（中川恵友） 認第4号 令和2年度上牧町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について説明いたします。

歳入総額は182万9,395円、前年度比0.2%の増加、歳出総額は152万8,715円、前年度比0.3%の増加、歳入歳出差引額30万680円の黒字決算となっております。

歳入決算の主なものとしては、諸支出金の貸付金元利収入は151万9,980円で前年度と同額となっております。

次に、歳出決算の主なものでございますが、公債費が104万6,358円、諸支出金で基金費へ47万5,000円を積み立てております。

以上が令和2年度上牧町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の概要でございます。ご審議の上、認定賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（吉中隆昭） 説明が終わりましたが、この件につきましては議案熟読のため保留し、

次に進みます。

◇

◎認第5号の上程、説明

○議長（吉中隆昭） 日程第7、認第5号 令和2年度上牧町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、これを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（中川恵友） 認第5号 令和2年度上牧町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について説明いたします。

歳入総額は6億6,503万6,621円、前年度比5.4%の増加、歳入総額は6億4,709万9,914円、前年度比4.4%の増加、歳入歳出差引額は1,793万6,707円の黒字決算となっております。

歳入の主なものといたしましては、使用料及び手数料では、2億8,155万5,120円で前年度比3.2%、金額にして860万6,290円の増加、繰入金では、1億7,123万1,000円で前年度比3.3%、金額にして552万円の増加、町債では1億7,040万円、前年度比23.7%、金額にして3,270万円増加しております。

歳出決算の主なものといたしましては、下水道事業費では、2億5,495万6,311円で前年度比8.9%、金額にして2,495万5,707円の減少、公債費では、平成21年度に借り入れた資本費平準化債下水道事業特別措置分の借換えを行ったことにより3億7,991万603円で前年度比15.9%、金額にして5,200万7,990円増加しております。実施した公共下水道事業といたしましては、普及促進事業として北上牧新町地区の整備工事を、適正管理事業として下水道長寿命化計画に基づく汚水管渠改築工事を片岡台地区でそれぞれ行っております。また、今後における管渠の老朽化対策として、下水道マネジメント計画に基づき調査、診断を行うとともに、片岡台1丁目地区の修繕計画を策定いたしました。

また、令和2年度末の公共下水道普及率は95.71%、水洗化率は96.4%となっております。

以上が令和2年度上牧町下水道事業特別会計歳入歳出決算の概要でございます。ご審議の上、認定賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（吉中隆昭） 説明が終わりましたが、この件につきましては議案熟読のため保留し、次に進みます。

◇

◎認第6号の上程、説明

○議長（吉中隆昭） 日程第8、認第6号 令和2年度上牧町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、これを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（中川恵友） 認第6号 令和2年度上牧町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について説明いたします。

保険事業勘定につきましては、歳入総額が21億1,045万1,668円で前年度比10.8%の増加、歳出総額は20億3,537万873円で前年度比11.9%の増加、歳入歳出差引額7,508万795円の黒字決算となっております。

歳入決算の主なものといたしましては、保険料が4億310万2,400円で前年度比1.1%、金額にして457万4,500円減少しております。保険給付費が伸びたことにより、国庫支出金では4億1,597万103円で前年度比17.7%、金額にして6,258万7,744円の増加、支払基金交付金では4億9,532万5,000円で前年度5.3%、金額にして2,497万4,339円の増加、県支出金では2億9,192万9,839円で前年度比18.4%、金額にして4,546万8,112円の増加、繰入金では4億1,760万7,387円で前年度比3.5%、金額にして1,422万313円増加しております。

歳入決算についての主なものは、保険給付費では、給付費が伸びたことにより17億8,678万4,920円で前年度比7.7%、金額にして1億2,800万147円の増加、地域支援事業費では、介護サービス生活支援サービス事業費が新型コロナウイルス感染症のため、サービス利用が前年度より少なくなったことに加え、一般介護予防等の事業を中止及び延期したことにより7,684万3,718円、前年度比2.5%、金額にして195万7,789円の減少、基金積立金は1億1,515万1,000円、前年度比225.6%、金額にして7,978万円増加しております。

次に、介護サービス事業勘定につきましては、歳入総額は648万407円で前年度比23.7%の減少、歳出総額は616万4,992円で、前年度比26.3%の減少、歳入歳出差引額は31万5,415円の黒字決算となっております。

歳入決算の主なものにつきましては、サービス収入で635万6,153円、前年度13.4%、金額にして98万3,400人減少しております。

歳出決算におきましては、サービス事業費で596万4,992円、前年度比28.7%、240万2,051円減少しております。

以上が令和2年度上牧町介護保険特別会計歳入歳出決算の概要でございます。ご審議の上、認定賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（吉中隆昭） 説明が終わりましたが、この件につきましては議案熟読のため保留し、次に進みます。



◎認第7号の上程、説明

○議長（吉中隆昭） 日程第9、認第7号 令和2年度上牧町水道事業会計決算認定について、これを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

都市環境部長。

○都市環境部長（塩野哲也） 認第7号 令和2年度上牧町水道事業会計決算認定についてご説明いたします。

初めに、令和2年度末の給水人口は前年度対比134人減の1万8,778人で、給水戸数は40戸増の7,280戸でございます。県営水道からの受水量は前年度対比3,627立方メートル減の202万1,823立方メートルとなりました。有収水量は、前年度対比1万1,370立方メートル増の189万8,930立方メートルで、有収率は93.9%となりました。

次に、収益的収入及び支出の水道事業収益額は、4億6,522万4,146円で前年度対比マイナス4.3%、2,080万7,869円の減額でございます。

主な要因といたしましては、新規等の給水戸数が伸びず、給水分担金が780万で、その他営業収益といたしましては、前年度対比1,636万8,677円の減額となりました。また、水道料金収入についても、前年度対比4,291万8,399円の減額となっているものの、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金などを活用し、水道基本料金4か月分3,863万8,375円を免除したことによるもので、実質的には428万24円の減額となります。

事業費用総額につきましては、4億303万3,401円で前年度対比マイナス3.2%、1,327万8,154円の減額となりました。主な要因といたしましては、人事異動に伴う減額によるところであります。

収益的収支につきましては、収入が支出を上回っており、差引き6,219万745円の黒字決算となりました。

次に、資本的収入及び支出の税込みでの決算につきましては、収入総額445万6,000円に対して支出総額7,493万3,979円でございます。差引き7,047万7,979円の資金不足となりましたが、その不足分につきましては水道事業会計に保留された資金で補填をいたしました。

建設事業におきましては、町道米山台24、25号線配水管布設替工事、町道米山台21、24、25号線配水管布設替工事を実施いたしました。

以上、令和2年度上牧町水道事業会計決算の概要でございます。ご審議の上、認定賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（吉中隆昭） 説明が終わりましたが、この件につきましては議案熟読のため保留し、次に進みます。



◎認第8号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（吉中隆昭） 日程第10、認第8号 令和2年度王寺周辺広域市町村圏協議会会計歳入歳出決算認定について、これを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（中川恵友） 認第8号 令和2年度王寺周辺広域市町村圏協議会会計歳入歳出決算認定について説明いたします。

王寺周辺広域市町村圏協議会の廃止に伴い、令和3年3月31日をもって打ち切られた令和2年度王寺周辺広域市町村圏協議会会計歳入歳出決算について、地方自治法施行令第5条第3項の規定に準じ、協議会の構成各町において決算認定を受けるものでございます。

令和2年度王寺周辺広域市町村圏協議会歳入歳出決算額は、歳入決算額は46万4,557円、歳出決算が46万4,557円となり、差引残額はゼロ円となっております。

以上が令和2年度王寺町周辺広域市町村圏協議会会計歳入歳出決算の概要でございます。ご審議の上、認定賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（吉中隆昭） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

遠山議員。

○1番（遠山健太郎） 1番、遠山健太郎です。

認第8号 令和2年度王寺周辺広域市町村圏協議会会計歳入歳出決算認定について、1点質問をさせていただきます。

この協議会はこの3月31日をもって廃止となりました。廃止に際しまして、今まで協議会に携わった全ての皆様に心より御礼を申し上げます。

1点、決算書の8ページ、9ページ、歳出の部分です。款項目協議会費のところ、節19負担金補助及び交付金のところ、35万円の不用額が発生をしています。この不用額の内容についての説明、1点だけお願いします。

以上です。

○議長（吉中隆昭） 総務部理事。

○総務部理事（山下純司） 8、9ページの負担金補助及び交付金の不用額35万円の部分でございます。その部分につきましては当初予算におきまして、法隆寺青年会議所の青少年健全育成事業ということで35万円組んでおったわけでございますが、コロナウイルス感染症のために中止となっていましたので補助をしなかったということで、不用額となったということでございます。

○議長（吉中隆昭） 遠山議員。

○1番（遠山健太郎） コロナによりまして青少年育成事業が中止になった。その分の補助金が減額ということで理解をしました。ありがとうございます。

私からは以上です。

○議長（吉中隆昭） ほかにございませんか。

牧浦議員。

○4番（牧浦秀俊） 4番、牧浦です。

箇所は同じところですが、この会計は今、不用額が出たということなんですけども、それ以降のこの取組というのはどうなっていくんでしょうか。また、こういう取組をやったとしてこの会計はどこで行われるんでしょうか。

○議長（吉中隆昭） 総務部理事。

○総務部理事（山下純司） まず、王寺広域周辺市町村圏協議会のこの会計というものは、令和3年3月31日をもって終わりということになります。その後の今お聞きの西和夜間中学運営協議会協力金、また、交通安全母の会、また、先ほど言いました法隆寺青年会議所の部分

でございますが、西和夜間中学運営協力金につきましてはまた各 7 町で負担すると。ほんで、母の会と法隆寺につきましてはなくなるということでございます。

○議長（吉中隆昭） 牧浦議員。

○4 番（牧浦秀俊） それでは、西和自主夜間中学運営協力金というのは、またそれぞれ集めるということで理解してよろしいですか。

○議長（吉中隆昭） 総務部理事。

○総務部理事（山下純司） 区域がございまして、その区域ごとに各町が負担するというふうになりました。

○議長（吉中隆昭） 牧浦議員。

○4 番（牧浦秀俊） そしたら、上牧町はどこの地区と一緒にやるんでしょうか。

○議長（吉中隆昭） 総務部理事。

○総務部理事（山下純司） 西和 7 町の部分でさせていただきます。

○議長（吉中隆昭） 牧浦議員。

○4 番（牧浦秀俊） ありがとうございます。それ以降、またよろしく願いいたします。

○議長（吉中隆昭） ほかにございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（吉中隆昭） ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

（「討論なし」と言う者あり）

○議長（吉中隆昭） 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を原案のとおり認定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（吉中隆昭） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案どおり認定することに決定いたしました。

————— ◇ —————

◎議第 1 号の上程、説明

○議長（吉中隆昭） 日程第11、議第1号 上牧町附属機関設置条例の一部を改正する条例について、これを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（中川恵友） 議第1号 上牧町附属機関設置条例の一部を改正する条例について説明いたします。

条例の改正趣旨としましては、本町が実施する予防接種に起因すると考えられる健康被害について調査、審議する委員会を、上牧町が所管する所属機関に新たに設置するため、当該条例に新たに規定を追加するための所要の改正を行うものでございます。

次に改正内容としましては、別表中、町長部局の附属機関に上牧町予防接種健康被害調査委員会を設置するためのものでございます。担任する事項としましては、予防接種法（昭和23年法律第63号）の規定に基づき実施した予防接種による健康被害発生に際し、医学的な見地から行う調査に関する事務でございます。

附則第1条では、この条例は公布の日から施行するとしております。

第2条では、上牧町の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部についても同じ趣旨により改正するものでございます。

以上が今回の条例改正の内容でございます。ご審議の上、議決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（吉中隆昭） 説明が終わりましたが、この件につきましては議案熟読のため保留し、次に進みます。



◎議第2号の上程、説明

○議長（吉中隆昭） 日程第12、認第2号 上牧町税条例の一部を改正する条例について、これを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

住民生活部長。

○住民生活部長（井上弘一） 議第2号 上牧町税条例の一部を改正する条例について説明いたします。

今回の条例の一部改正につきましては、地方税法等の一部を改正する法律が令和３年３月31日公布されたことに伴います上牧町税条例の所要の整備をするものでございます。

それでは、改正内容について説明いたします。上牧町税条例第24条、第36条の３の３、附則第５条の改正でございます。個人住民税均等割及び所得割においては、低所得者層の負担を考慮し納税義務者の世帯人数等に応じた非課税限度額を算定することとされているところでございます。このたび、令和２年度の税制改正において扶養控除における国外居住親族の取扱いの見直しが行われたことを踏まえ、個人住民税均等割及び所得割の非課税限度額の算定の基礎となる扶養親族から、年齢30歳以上70歳未満の非居住者であって、１、留学により国内に住所を有しなくなった者、２、障害者、３、その納税義務者から前年において生活費または教育費に充てるための支払いを38万円以上受けている者、これらいずれにも該当しない者を除外することとされたことに伴う改正でございます。

この改正は令和６年１月１日の施行となっております。

続きまして、附則第６条の改正でございます。附則第６条は、医療費控除の特例、いわゆるセルフメディケーション税制に関する条文でございます。少子高齢化社会の中、国民の健康づくりを促進し、国民が適切な健康管理の下、セルフメディケーションに取り組む環境を整備することが医療費の適正化に資するとの観点から、医療費控除の特例であるセルフメディケーション税制について対象品をより効果的なものに重点化した上で、期間を５年間延長するとされたことに伴う改正でございます。

この改正は令和４年１月１日の施行となっております。

以上が今回の上牧町税条例の改正内容でございます。ご審議の上、議決いただきますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（吉中隆昭） 説明が終わりましたが、この件につきましては議案熟読のため保留し、次に進みます。

◇

◎議第３号の上程、説明

○議長（吉中隆昭） 日程第13、議第３号 上牧町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、これを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

健康福祉部長。

○健康福祉部長（青山雅則） 議第3号 上牧町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

この条例の一部改正につきましては、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準、及び子ども・子育て支援法施行規則の一部改正（内閣府令第53号）が令和3年8月2日に公布されたことに伴い、条例の一部を改正するものでございます。

改正内容についてご説明いたします。国のデジタル化の推進に伴い、子ども・子育て支援新制度において特定教育・保育施設などの業務負担の軽減を図るため、書面等によることが規定または想定されているものについては、電磁的な方法による対応も可能である旨の包括的な規定が加わったことにより、条例第5条中の第2項から第6項を削除して、第4章、雑則で、電磁的記録等を第53条として条文を新たに加えます。内容につきましては、「特定教育・保育施設の利用申込者」としていたところを「特定地域型保育事業者も含めた教育・保育給付認定保護者」に改め、電磁的な方法についてより明確に整備するものでございます。また、そのほか関連する第2条第23号中、及び第42条第1項第3号、同条第4項第1号、同条第5項中の関係条文も整理するものでございます。

この条例は公布の日から施行するものといたします。

以上が今回の改正内容となります。議決いただきますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（吉中隆昭） 説明が終わりましたが、この件につきましては議案熟読のため保留し、次に進みます。

◇

◎議第4号の上程、説明

○議長（吉中隆昭） 日程第14、議第4号 上牧町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、これを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

健康福祉部長。

○健康福祉部長（青山雅則） 議第4号 上牧町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基

準を定める条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

この条例の一部改正につきましては、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（厚生労働省令第55号）の一部改正が令和3年7月1日に施行されたことに伴い、条例の一部を改正するものでございます。

改正内容についてご説明いたします。こちらも国のデジタル化の推進に伴い、子ども・子育て支援新制度において家庭的保育事業者などの業務負担の軽減を図るため、書面等によることが規定または想定されているものについては、電磁的方法による対応も可能である旨の包括的な規定が加わったことにより、新たに第6章、雑則として、電磁的記録の条文を第50条として追記いたします。内容につきましては、家庭的保育事業者等及び職員が書面に代えて、電子的、磁氣的または他人の知覚によっては認識されない方式で作られる記録であつても行うことが可能である旨を明確にするものでございます。また、そのほかにも省令の一部改正に伴い、関連する第7条第1項と同項第3号中及び同条第5項中の関係条文の整理も行うものでございます。

この条例は公布の日から施行するものといたします。

以上が今回の改正内容となります。議決いただきますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（吉中隆昭） 説明が終わりましたが、この件につきましては議案熟読のため保留し、次に進みます。



◎議第5号の上程、説明

○議長（吉中隆昭） 日程第15、議第5号 山辺・県北西部広域環境衛生組合規約の一部を変更する規約について、これを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

都市環境部長。

○都市環境部長（塩野哲也） 議第5号 山辺・県北西部広域環境衛生組合規約の一部を変更する規約についてご説明いたします。

今回の改正につきましては、山辺・県北西部広域環境衛生組合の組合議員の任期について改正するものでございます。本組合の管理者及び副管理者の任期につきましては、組合規約第10条に、「管理者及び副管理者の任期は、関係市町村の長の任期による」と定められている

ことから、組合議員の任期につきましてもこれと同様に、「関係市町村の議会の議員の任期による」に改正を行うものでございます。

それでは、組合規約の改正規約について説明いたします。山辺・県北西部広域環境衛生組合規約第6条中の「1年とする」を「関係市町村の議会の議員の任期による」に改め、同条中、「ただし、前条第2項の規定により選出された議員の任期は、前任者の残任期間とする」を削ります。

以上が山辺・県北西部広域環境衛生組合規約の改正内容でございます。慎重審議の上、議決賜りますよう、よろしくお願いします。

○議長（吉中隆昭） 説明が終わりましたが、この件につきましては議案熟読のため保留し、次に進みます。



◎議第6号の上程、説明

○議長（吉中隆昭） 日程第16、議第6号 令和3年度上牧町一般会計補正予算（第5回）について、これを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（中川恵友） 議第6号 令和3年度上牧町一般会計補正予算（第5回）についてご説明いたします。

補正予算（第5回）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7億2,098万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ95億8,619万7,000円とするものでございます。また、第2条、繰越明許費では、繰り越しして使用することができる経費として、8ページ、第2表に文化センター空調機更新事業として7,553万円、焼却場解体事業として4億1,021万7,000円としております。また、第3条では、地方債の補正では、起こすことができる地方債の追加・変更として、9ページ、第3表に、1、追加として、限度額、起債の方法、利率、償還方法を定めており、ごみ焼却施設除却事業債限度額を3億6,910万円、文化センター空調機更新事業債限度額を6,790万円としております。変更として、臨時財政対策債借入れ可能額が決定しましたので、限度額を6,919万9,000円減額変更をしております。

それでは、補正予算に関する説明書の事項別明細書で主なものについて説明させていただきます。今回の補正予算では、新型コロナウイルス感染症の影響によりイベントや行事の中止に伴う事業費を減額計上しております。

まず最初に、イベントや行事の中止に伴う事業についてご説明させていただきます。歳入説明書4ページ、5ページ、使用料及び手数料、教育使用料、説明欄、体育施設については、町民プールの使用を中止したことにより21万3,000円、同じく4ページから7ページ、県支出金、衛生費県補助金、説明欄、健康増進事業補助金については、ペガサスフェスタを中止したことにより1万4,000円、6ページから7ページ、諸収入、雑入、説明欄、国際交流事業個人負担金165万円については、国際交流事業を中止したことによりそれぞれ減額しております。

次に、歳出に移りまして、説明書8ページ、9ページ、総務費、企画費、説明欄、ペガサスフェスタ開催費については、ペガサスフェスタを中止したことにより489万1,000円、同じく説明書10から13ページ、消防費、非常備消防費、説明欄、非常備消防費につきましては、奈良県消防操法大会が中止になったことにより251万2,000円、教育費、事務局費、説明欄、事務局費の役務費につきましては、子ども議会を中止したことにより2万2,000円、同じく事務局費、説明欄、国際交流事業につきましては、国際交流ホームステイ事業を中止したことにより563万2,000円それぞれ減額しております。同じく社会教育費、社会体育総務費、説明欄、報償費25万2,000円、同じく目生涯スポーツ振興事業費、説明欄、体育祭開催費78万5,000円、説明書12ページから15ページ、体育施設費、説明欄、体育施設費679万2,000円につきましても、スポーツ大会、町民体育祭、町民プールを中止したことにより、それぞれ減額計上しております。

次に、新型コロナウイルス感染症の影響によりイベントや行事の中止に伴う事業以外について説明させていただきます。

歳入に戻りまして、説明書4ページ、5ページ、町税、町たばこ税7,000円、分担金及び負担金、教育費負担金、説明欄、小学校給食費、給食負担金40万2,000円、中学校給食負担金20万4,000円、幼稚園給食負担金2万円につきましては、前年度の歳入未済額を補正計上しております。

次に、地方特例交付金の減額計上につきましては、個人住民税減収補填特例交付金の算定時における乗率が減となったことにより算定結果が減少したことにより、122万2,000円減額計上しております。地方交付税、地方交付税、普通交付税の増額計上につきましては、基準財政需要額で個別算定経費、高齢者75歳以上人口の算定方法の見直し、人口規模に応じて

算入される補正係数が増加したこと、臨時財政対策債振替相当額が地財計画見込みより伸びなかったことにより、算定結果が1億1,165万8,000円増加しました。一方、基準財政収入額では、町たばこ税等が増加したものの、所得割が住宅ローン控除などの税額控除の算定が想定以上であったため収入が減少したこと、また、算入率の減少が想定以上であったこと、法人税割においても法人税率の変更により算定結果が975万2,000円減少したことなどにより、確定した普通交付税は増額しましたので1億2,054万9,000円増額計上をしております。

次に、国庫支出金、国庫負担金、民生費国庫負担金、説明欄、低所得者保険料軽減負担金過年度精算金、飛びまして、県支出金、県負担金、民生費県負担金、説明欄、低所得者保険料軽減負担金過年度精算金、合計29万4,000円増額計上をし、併せて財源振替をさせていただいております。国庫支出金に戻りまして、国庫補助金、総務費国庫補助金、説明欄、社会保障・税番号制度システム整備費補助金171万3,000円につきましては、戸籍法改正対応システム改修事業に伴う事業費が確定したことにより補助金が決定しましたので増額計上をし、併せて財源振替をしております。

次に、6ページ、7ページに移りまして、寄附金、寄附金、総務費寄附金は、寄附によるまちづくり条例に基づく寄附を3件頂きましたので、41万円増額計上をさせていただいております。繰入金、基金繰入金、財政基金繰入金、同じく目第三セクター等改革推進債償還基金繰入金につきましては、繰上償還の財源として取り崩すために合わせて2,550万8,000円増額計上をしております。同じく目後期高齢者医療特別会計繰入金で、過年度繰出金精算金286万1,000円増額計上をしております。繰越金、繰越金、繰越金で、前年度からの繰越金が増加しましたので、当初予算計上の差額1億9,608万円増額計上しております。諸収入、雑入、雑入で、高齢者医療負担金過年度精算金593万7,000円増額計上しております。同じく説明欄、自治体デジタルトランスフォーメーション推進交付金につきましては、新たに奈良県町村会より自治体のデジタルトランスフォーメーションを推進するための財源として交付されます支援金230万円を増額計上し、211万4,000円を今回補正しております歳出、総務費、財産管理費、備品購入費の財源とし、18万6,000円を第3回補正予算で計上しました押印省略等例規整備支援業務委託料の財源とするため、一般管理費で財源振替をしております。町債、町債、衛生債で、ごみ焼却施設除却事業債3億6,910万円、総務債で文化センター空調機更新事業債6,790万円については、それぞれの事業の財源とするため増額計上をしております。臨時財政対策債で借入可能額が確定したため、6,919万9,000円減額計上をしております。

次に、歳出につきましては、説明書8ページ、9ページ、総務費、総務管理費、財産管理費

の説明欄、備品購入費211万4,000円、飛びまして、目の電子計算費、説明欄、通信運搬費12万1,000円、同じく説明欄、システム使用料2万8,000円につきましては、新型コロナウイルス感染症等の影響もあり、昨今、ウェブ会議を行う機会が増加していることから、ウェブ会議が即座に実施できる環境を整備するための費用をそれぞれ増額計上しております。財源といたしましては、デジタルトランスフォーメーション推進支援金の一部を活用しております。企画費、説明欄、協働のまちづくり公募型補助金の50万円につきましては、上牧町協働のまちづくり公募型補助金の自立事業化前提型補助金に対し応募がありましたので、増額計上しております。

説明書8ページから11ページ、文化センター、説明欄、文化センター空調機更新事業費7,553万円につきましては、文化センター内に設置しております空調機を更新するために増額計上しております。

説明欄10ページ、11ページ、民生費、社会福祉費、高齢者福祉費、説明欄、介護保険特別会計繰出保険事業勘定につきましては、介護保険特別会計保険事業勘定へ繰り出しするため、51万8,000円増額計上しております。衛生費、保健衛生費、母子衛生費、説明欄、未熟児養育医療費等国庫負担金過年度精算金57万6,000円、飛びまして、予防費、説明欄、感染症予防事業費等国庫負担金過年度精算金15万7,000円については、それぞれ各事業に伴う国庫負担金の過年度精算金をそれぞれ増額計上しております。戻りまして、予防費、説明欄、予防接種健康被害調査委員会委員報酬3万6,000円を増額計上しております。清掃費、塵芥処理費、説明欄、焼却場解体事業費4億1,021万7,000円につきましては、塵芥焼却場の解体に係る事業費を計上しております。土木費、公共下水道費、説明欄、下水道特別会計繰出金1,927万5,000円を減額計上しております。

12、13ページ、教育費、教育総務費、事務局費、説明欄、修学旅行のキャンセル等支援事業補助金81万1,000円につきましては、小・中学校で予定しております修学旅行が新型コロナウイルス感染が急激に拡大していることから、児童、生徒の安全を確保するために修学旅行を延期または中止した場合に発生する費用負担軽減のための保険料を補助するため、増額計上しております。

14ページ、15ページ、公債費元金、説明欄、繰上償還元金1億1,620万8,000円で、将来における公債費負担の軽減及び経常収支比率等の財政指標の改善を目的として、第三セクター等改革推進債の一部を繰上償還するための現金として1億1,620万8,000円増額計上しております。諸支出金、基金費、財政調整基金で1億156万1,000円を基金に積み立て、基金残高

は9億2,374万1,000円となります。目公共施設整備基金では5,400万円を基金に積み立て、基金残高は2億724万8,000円となります。目ふるさとまちづくり基金費で41万円基金に積み立て、基金残高は233万9,000円となっております。

以上、補正予算の説明を終わらせていただきます。ご審議の上、議決賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（吉中隆昭） 説明が終わりましたが、この件につきましては議案熟読のため保留し、次に進みます。

ここで暫時休憩とし、再開は午後1時。

休憩 午前11時55分

再開 午後 1時00分

○議長（吉中隆昭） それでは再開いたします。



◎議第7号の上程、説明

○議長（吉中隆昭） 日程第17、議第7号 令和3年度上牧町国民健康保険特別会計補正予算（第2回）について、これを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

住民生活部長。

○住民生活部長（井上弘一） 議第7号 令和3年度上牧町国民健康保険特別会計補正予算（第2回）について説明いたします。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,878万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ25億68万4,000円とするものでございます。

それでは、内容について説明いたします。補正予算に関する説明書5ページ、歳入につきましては、款7繰越金、目1繰越金で3,878万8,000円を計上いたしております。これは令和2年度決算収支による繰越金でございます。

次に、歳出では、7ページ、款6諸支出金、目1償還金で10万3,000円を計上いたしており

ます。これは特定健康診査・保健指導負担金の過年度精算金で、国・県へそれぞれ償還するものでございます。

次に、款 6 諸支出金、目 1 財政調整基金で3,868万5,000円を計上いたしております。これにつきましては財政調整基金への積立金でございます。

以上が今回の補正内容でございます。ご審議の上、議決いただきますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（吉中隆昭） 説明が終わりましたが、この件につきましては議案熟読のため保留し、次に進みます。



◎議第 8 号の上程、説明

○議長（吉中隆昭） 日程第18、議第 8 号 令和 3 年度上牧町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 回）について、これを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

住民生活部長。

○住民生活部長（井上弘一） 議第 8 号 令和 3 年度上牧町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 回）について説明いたします。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ286万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 4 億45万2,000円とするものでございます。

それでは、内容について説明いたします。補正予算に関する説明書 5 ページ、歳入につきましては、款 5 繰越金、目 1 繰越金で286万1,000円を計上いたしております。これは令和 2 年度決算収支による繰越金でございます。

次に、歳出では、7 ページ、款 4 諸支出金、目 1 一般会計繰出金で、同額の286万1,000円を計上いたしております。これにつきましては、歳入における前年度繰越金の精算に伴います一般会計への繰出金でございます。

以上が今回の補正内容でございます。ご審議の上、議決いただきますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（吉中隆昭） 説明が終わりましたが、この件につきましては議案熟読のため保留し、次に進みます。

◇

◎議第 9 号の上程、説明

○議長（吉中隆昭） 日程第19、議第 9 号 令和 3 年度上牧町介護保険特別会計補正予算（第 2 回）について、これを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

健康福祉部長。

○健康福祉部長（青山雅則） 議第 9 号 令和 3 年度上牧町介護保険特別会計補正予算（第 2 回）についてご説明いたします。

第 1 条、保険事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,712万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ21億3,260万4,000円とするものでございます。第 2 項、介護サービス事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ31万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ762万6,000円とするものでございます。今回計上いたします補正予算の主な概要になりますが、令和 2 年度分の介護給付費及び地域支援事業費に係る過年度精算と低所得者保険料軽減負担金の精算、そして高額医療合算介護サービス費と保険料還付金の増額計上、それと、前年度繰越金及び基金積立金の計上となっております。

それでは、保険事業勘定の内容についてご説明いたします。補正予算に関する説明書、歳入、4 ページ、5 ページで、まずは款 3 国庫支出金、項 1 国庫負担金、目 1 介護給付費負担金と、項 2 国庫補助金、目 2 地域支援事業交付金、また、款 4 支払基金交付金、款 5 県支出金などにおいて計上しております過年度分につきましては、それぞれ令和 2 年度分の精算交付金となっております。

次に、国庫の介護給付費負担金で20万円、調整交付金で 2 万9,000円、支払基金交付金で27万円、県費介護給付費負担金で12万5,000円、一般会計繰入金と介護給付費準備基金繰入金でそれぞれ計上しておりますのは、歳出の 6 ページ、7 ページにおける高額医療合算介護サービス費100万円の補正計上に対する国・県支払基金一般会計繰入れ分など、それぞれの負担割合に応じ補正計上をいたしております。なお、一般会計繰入金には低所得者保険料軽減負担金過年度精算分の39万3,000円も含んでおります。

次に、款 8 繰越金で7,507万9,000円を計上いたしております。これにつきましては令和 2 年度の決算収支によります前年度繰越金でございます。

それでは、歳出に移ります。6ページ、7ページ、款2保険給付費、目1高額医療合算介護サービス等費において、申請件数及び1件当たりの支給額の増加に伴い、100万円を増額計上いたします。款4基金積立金、目1介護給付費準備基金積立金では、歳入の前年度繰越金と過年度精算交付分を含めた8,265万7,000円を計上いたします。款5諸支出金、目1第1号被保険者保険料還付金で150万円と目2償還金で196万4,000円を計上しております。これにつきましては、還付発生件数の増加に伴う補正と診療報酬支払基金への前年度精算返還金となっております。

続きまして、介護サービス事業勘定についてご説明いたします。11ページ、12ページ、款5繰越金で31万5,000円を計上いたしております。これにつきましては令和2年度の決算収支による繰越金となりますので、歳出の13ページ、14ページ、款2基金積立金の指定介護予防支援事業所準備基金にも同額の31万5,000円を積み立てるものでございます。

以上が今回の補正内容となります。ご審議の上、議決いただきますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（吉中隆昭） 説明が終わりましたが、この件につきましては議案熟読のため保留し、次に進みます。



◎議第10号の上程、説明

○議長（吉中隆昭） 日程第20、議第10号 令和3年度上牧町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1回）について、これを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

都市環境部長。

○都市環境部長（塩野哲也） 議第10号 令和3年度上牧町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1回）についてご説明いたします。

既決の歳入歳出予算の総額にそれぞれ29万9,000円を追加し、歳入歳出のそれぞれの予算総額を182万9,000円にするものでございます。内容につきましては、補正予算に関する説明書4ページ、歳入、款3繰越金、項1繰越金、目1繰越金を29万9,000円増額し、繰越金の額を30万といたします。

続きまして、補正予算説明書6ページ、歳出、款3諸支出金、項1基金費、目1住宅新築

資金等貸付事業基金費、節24積立金を29万9,000円増額し、積立金を47万4,000円にするものでございます。令和2年度決算による繰越金を計上し、基金に積み立てるものでございます。

慎重審議の上、議決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（吉中隆昭） 説明が終わりましたが、この件につきましては議案熟読のため保留し、次に進みます。



◎議第11号の上程、説明

○議長（吉中隆昭） 日程第21、議第11号 令和3年度上牧町下水道事業特別会計補正予算（第2回）について、これを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

都市環境部長。

○都市環境部長（塩野哲也） 議第11号 令和3年度上牧町下水道事業特別会計補正予算（第2回）についてご説明いたします。

既決の歳入歳出予算の総額からそれぞれ134万円を減額し、歳入歳出それぞれの予算総額を6億2,531万1,000円にするものでございます。内容につきましては、補正予算に関する説明書4ページ、歳入、款4繰入金、項1他会計繰入金、目1一般会計繰入金を1,927万5,000円減額し、一般会計繰入金の額を1億4,367万7,000円とし、款6繰越金、項1繰越金、目1繰越金に令和2年度決算収支1,793万5,000円を増額し、繰越金の額を1,793万6,000円といたします。

続きまして、補正予算説明書6ページ、歳出、款2公債費、項1公債費、目2利子、節22償還金利子及び割引の長期債利子を134万円減額し、4,330万7,000円としております。このことにつきましては、地方債の借入利率が確定したことによる減額補正となります。

慎重審議の上、議決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（吉中隆昭） 説明が終わりましたが、この件につきましては議案熟読のため保留し、次に進みます。



◎諮問第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（吉中隆昭） 日程第22、諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について、これを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

阪本副町長。

○副町長（阪本正人） 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について説明いたします。

今回、人権擁護委員として高橋道代氏を推薦いたしたく提案するものでございます。高橋道代氏は人格、識見も高く、人権擁護委員として適任であります。

なお、高橋道代氏の経歴につきましては、配付の略歴のとおりでございます。ご同意賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（吉中隆昭） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

○議長（吉中隆昭） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はございませんか。

（「討論なし」と言う者あり）

○議長（吉中隆昭） 討論なしと認めます。

これから採決いたします。本案を原案のとおり適任とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（吉中隆昭） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案どおり適任者とすることに決定いたしました。



◎議員提出議案第1号の上程、説明

○議長（吉中隆昭） 日程第23、議員提出議案第1号 上牧町あらゆる差別の解消の推進に関する条例（案）、これを議題といたします。

本案について、提出者の趣旨弁明を求めます。

服部議員。

○6番（服部公英） 6番、服部公英です。

議員提出議案第1号。

上牧町議会議長 吉中隆昭殿。令和3年8月31日。

提出者 上牧町議会議員 服部公英。

賛成者 上牧町議会議員 上村哲也、上牧町議会議員 牧浦秀俊。

上牧町あらゆる差別の解消の推進に関する条例（案）。

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び上牧町議会規則第14条第2項の規定により提出いたします。

それでは、朗読をもって説明に代えさせていただきます。

上牧町あらゆる差別の解消の推進に関する条例（案）。

（目的）第1条。この条例は全ての国民が基本的人権を享有し、法の下、平等を定める日本国憲法、全ての人間は生まれながらにして自由であり、かつ尊厳と権利とについて平等であるとした世界人権宣言の基本理念及び部落差別のない社会の実現を目指す部落差別の解消の推進に関する法律（平成28年法律第109号）をはじめとする差別の解消を目的とした法令の理念にのっとり、部落差別をはじめとするあらゆる差別の解消を推進するため基本理念を定め、町及び町民の責務を明らかにすることにより人権意識の高揚を図り、もって、人権が尊重され差別のない平和で明るい地域社会の実現に寄与することを目的とする。

（基本理念）第2条。あらゆる差別の解消をする施策は、現在もなお部落差別が存在するとともに情報化の進展に伴い、これらの差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、町民一人一人がその存在を、及びこれらの差別を許されないものとして認識し、解消する必要性について理解を深めることができるように努め、人権を大切にし誰もが尊重される共生の上牧町を実現されることを旨として行わなければならない。

（町の責務）第3条。町は、第1条の目的を達成するため、上牧町総合計画及び基本理念にのっとり、国・県及び関係機関団体と連携を図り、行政の全ての分野であらゆる差別及び人権を侵害する行為の防止と、町民の人権意識の高揚を努めるものとする。

2、町は、人権侵害行為の防止に努めるとともに、人権を擁護するための必要な処置を講じるものとする。

（町民の責務）第4条。町民は相互基本人権を尊重し、あらゆる差別を解消するための施策に協力するとともに、その必要性を理解し自らも人権意識の高揚を図り、差別及び差別的許容、拡散など差別を助長する行為をしないように努めるものとする。

（相談体制の充実）第5条。町は、国及び県との適切な役割分担を踏まえて、あらゆる差

別に関する相談に的確に応じるため、相談体制の充実を図るよう努めるものとする。

（啓発活動の充実）第6条。町は、町民の人権尊重意識の高揚を図るための啓発活動の重要性に照らして、行政総体の要としての上牧町人権問題啓発活動推進本部を主体とし、上牧町人権施策推進に関する基本計画に基づき、きめ細かな啓発活動の推進に努め、差別を許さない世論の形成や人権尊重の社会的環境の熟成を促進するものとする。

（実態調査）第7条。町は、施策の策定及び推進に反映させるため、町内外におけるあらゆる差別及びその解消のための施策に関する情報を収集し整理するとともに、必要に応じ実態調査等を行うものとする。

（推進体制の充実）第8条。町は、部落差別の解消推進に関する法律に基づきあらゆる差別をなくす施策を効果的に推進するため、国・県及び関係機関団体との連携を図りながら、推進体制の充実に努めるものとする。

附則。（施行日期日） 1、この条例は公布の日から施行する。

（上牧町人権擁護に関する条例の廃止） 2、上牧町人権擁護に関する条例（平成7年4月条例第13号）は廃止する。

以上、慎重審議の上、議決いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（吉中隆昭） 趣旨弁明が終わりましたが、この件につきましては議案熟読のため保留し、次に進みます。



◎意見書案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（吉中隆昭） 日程第24 意見書案第1号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書（案）、これを議題といたします。

本案について、提出者の趣旨弁明を求めます。

遠山議員。

○1番（遠山健太郎） 意見書案第1号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書（案）。

趣旨説明につきましては、以降、意見書（案）の朗読をもって代えさせていただきます。

なお、本意見書提出に当たり、議員各位におかれましては賛成者として趣旨にご賛同いただきましたこと、この場をお借りして御礼を申し上げます。

コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書（案）。

新型コロナウイルスの感染拡大は、変異株の猛威も加わり、我が国の各方面に甚大な経済的・社会的影響を及ぼしており、国民生活への不安が続いている。コロナ禍で地方財政は、来年度においても巨額な財源不足が避けられない厳しい状況に直面している。地方自治体においては、新型コロナウイルス感染症対策はもとより、地方創生、雇用対策、防災・減災対策、デジタル化や脱炭素社会の実現とともに、財政需要の増嵩が見込まれる社会保障などへの対応に迫られており、このためには地方税財源の充実が不可欠である。

よって、国においては令和４年度地方財政対策及び地方税制改正に向け、下記事項を確実に実施されるよう強く要望する。

１、令和４年度以降、３年間の地方一般財源総額については、経済財政運営の改革と基本方針2021において令和３年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保するとされているが、急速な高齢化に伴い、社会保障関係経費が増大している現状を踏まえ、ほかの地方歳出に不合理なしわ寄せがなされないよう十分な総額を確保すること。

２、固定資産税は市町村の極めて重要な基幹税であり、制度の根幹を揺るがす見直しは断じて行わないこと。また、生産性革命の実現や新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として講じられた固定資産税等に係る特例措置は本来、国庫補助金等により対応すべきものであり、今回限りの措置として期限の到来をもって確実に終了すること。

３、令和３年度税制改正により講じられた土地に係る固定資産税の課税標準額を令和２年度と同額とする負担調整措置については、令和３年度限りとすること。

４、令和３年度税制改正により講じられた自動車税、軽自動車税の環境性能割の臨時的軽減の延長について、さらなる延長は断じて行わないこと。

５、炭素に係る税を創設または拡充する場合には、その一部を地方税または地方譲与税として地方に税源配分すること。

以上となります。議員各位におかれましては慎重審議の上、議決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（吉中隆昭） 趣旨弁明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

○議長（吉中隆昭） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

(「討論なし」と言う者あり)

○議長(吉中隆昭) 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(吉中隆昭) ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案どおり可決することに決定いたしました。



◎決算特別委員会の設置及び委員の選任について

○議長(吉中隆昭) 日程第25、決算特別委員会の設置及び委員の選任について、これを議題といたします。

お諮りします。

令和2年度決算案件については、委員会条例第5条第1項の規定により、6名で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託して審査したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(吉中隆昭) ご異議なしと認めます。

したがって、決算案件については、6名で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定いたしました。

お諮りいたします。

委員の選任について、どのような方法であればよろしいですか。

(「議長一任」と言う者あり)

○議長(吉中隆昭) 議長一任という声がありますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(吉中隆昭) 異議ないようですので、私の方で選任させていただきます。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時29分

再開 午後 1時29分

○議長（吉中隆昭） それでは再開いたします。

先ほど設置されました決算特別委員会の委員の選任については、委員会条例第5条第2項及び第7条第1項の規定により、2番、東議員、3番、上村議員、4番、牧浦議員、6番、服部議員、8番、康村議員、10番、石丸議員、以上6名の方を指名したいと思います。

ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（吉中隆昭） ご異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名いたしました6名の方を決算特別委員に選任することに決定いたしました。

決算特別委員会におかれましては、委員長、副委員長を互選の上、報告願います。

それでは、ここで暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時30分

再開 午後 1時32分

○議長（吉中隆昭） それでは再開いたします。

◇

◎決算特別委員会正副委員長の互選結果について

○議長（吉中隆昭） 決算特別委員会の委員長、副委員長を互選いただきましたので、ご報告申し上げます。

決算特別委員会の委員長に服部議員、副委員長に上村議員であります。よろしく願います。

◇

◎認第 1 号から認第 7 号、議第 1 号から議第11号、議員提出議案第 1 号の委員会付託

○議長（吉中隆昭） お諮りいたします。

ただいま議題となっております認第 1 号より認第 7 号、議第 1 号より議第11号、議員提出議案第 1 号については、お手元に配付いたしました議案付託表のとおりそれぞれ所管の委員会に付託し、また、一般質問については理事者側の答弁を含め、1 人 1 時間以内とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（吉中隆昭） ご異議なしと認めます。

よって、議案付託表のとおり所管の委員会に付託し、また、一般質問については1 人 1 時間以内とすることに決定いたしました。

◇

◎散会の宣告

○議長（吉中隆昭） 以上で本日の日程は終了いたしました。

本日はこれで散会いたします。

どうも皆様、ご苦労さまでした。ありがとうございました。

散会 午後 1 時 3 4 分

総務建設委員会会議録

- | | | | | |
|----------|--|-------|-----------|-------|
| 1. 日 時 | 令和3年9月6日（月） 午前10時 | | | |
| 1. 場 所 | 3階委員会室 | | | |
| 1. 協議事項 | 議第1号 上牧町附属機関設置条例の一部を改正する条例について | | | |
| | 議第2号 上牧町税条例の一部を改正する条例について | | | |
| | 議第6号 令和3年度上牧町一般会計補正予算（第5回）について | | | |
| | 議第10号 令和3年度上牧町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1回）について | | | |
| 1. 出席委員 | 委 員 長 | 牧浦 秀俊 | 副 委 員 長 | 上村 哲也 |
| | 委 員 | 東 初子 | 木内 利雄 | 東 充洋 |
| | | 吉中 隆昭 | | |
| 1. 理 事 者 | 町 長 | 今中 富夫 | 副 町 長 | 阪本 正人 |
| | 教 育 長 | 松浦 教雄 | 総 務 部 長 | 中川 恵友 |
| | 総 務 部 理 事 | 山下 純司 | 都市環境部長 | 塩野 哲也 |
| | 住民生活部長 | 井上 弘一 | 健康福祉部長 | 青山 正則 |
| | 教 育 部 長 | 松井 良明 | 総 務 課 長 | 山本 敏光 |
| | 秘書人事課長 | 高木 真之 | まちづくり推進課長 | 松井 直彦 |
| | 建設環境課長 | 吉川 昭仁 | 住民保険課長 | 落合 和彦 |
| | 税 務 課 長 | 金崎 恭彦 | 徴 収 課 長 | 藤岡 伸啓 |
| | 生き活き対策課長 | 林 栄子 | 教育総務課長 | 丸橋 秀行 |
| | 社会教育課長 | 野崎 威志 | | |
| 1. 事 務 局 | 局 長 | 森本 朋人 | 書 記 | 山口 里美 |
| | 書 記 | 横田 大樹 | | |

開会 午前10時00分

○牧浦委員長 皆さん、おはようございます。コロナ感染も昨日は久しぶりにゼロ人でした。

8月盆以降、上牧町は人口10万人感染にすると、ステージ4、感染爆発の状態でした。これから下がっていけばと願っております。それと、マスクをして聞きにくいので、マイクをなるべく近づけてお願いいたします。

それでは、定足数に達しておりますので、これより総務建設委員会を開会いたします。

初めに、理事者側より挨拶をお願いいたします。

今中町長。

○今中町長 皆さん、おはようございます。総務建設委員会に付託をされました議第1号 上牧町附属機関設置条例の一部を改正する条例について、議第2号 上牧町税条例の一部を改正する条例について、議第6号 令和3年度上牧町一般会計補正予算（第5回）について、議第10号 令和3年度上牧町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1回）について、活発にご議論を頂き、全議案可決すべきものと決定いただきますようお願いを申し上げます。ご挨拶にさせていただきます。よろしくお願いします。

○牧浦委員長 本会議に付託されました議案はお手元に配付の次第のとおりです。順次審議してまいります。

議第1号 上牧町附属機関設置条例の一部を改正する条例について、これを議題といたします。

提案理由の説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

東委員。

○東（充）委員 おはようございます。よろしくお願いいたします。

上牧町附属機関設置条例の一部を改正する条例ということで、これは資料にも出しているわけなんですけれども、ワクチンによる健康被害が発生したというときに、医学的な見地から行う調査に関する事務というふうになっているんですけれども、1点は、実際にワクチンを打って、27歳のプロ野球の選手でも亡くなったというようなことが言われてますけれども、それが接種によって亡くなられたのかどうかというのは、なかなか因果関係が分からないという、そのような報道がされておりましたけれども、実際に我々の身近なところでこのような状況があるのかどうか、実例があるなら教えていただきたいというのと、それから、この補正（第5回）の出の4のところで資料を出しているんですけれども、

これによって、私が役場にコロナの接種によって少し具合が悪くなったというような連絡をした場合、多分、生き活き対策課でどういう状況なのかというのを調べてもらえるというふうに思うんです。そこからどうしていくのかというのが、ようさん矢印があって分かりにくいんですけども、端的にどのような流れになるのかということをお願いしたいというのが1点と、もう1点は報酬及び費用弁償についてということでされているんですけども、今回の補正予算では3万幾らやったか8,000円幾らやったかの予算が計上されているんですけども、ここではいろんな委員の方々に支払う、どこまでの委員の方々にこの費用弁償をするのか。1日になるのか1時間になるのかどうなかと、よく分からないんですけども、その辺の単価というんでしょうか、そういうものも教えていただければと思います。その2点です。

○牧浦委員長 それでは、順次答弁をお願いいたします。

生き活き対策課長。

○林生き活き対策課長 まず1点目の事例があるのかどうかということでございますが、事例かと思われる事案が相談でありました。あったんですけども、それはご本人の申請、相談で聞いたところ、私どももやっぱりそこだけでは申請まで結びつけていいのかどうか判断に苦しみましたので、町医の先生方に相談して、主治医の先生と連携を取らせていただきましたら、それは全く関係ないと。持病の範囲で、もともと注射される前からあった病気なので関係ないという返事を頂きました。ですから、これは特に委員会を開く必要もなく終わった事例だったんですが、今後、全町民12歳以上の方全員対象にしておりますので、いつどんな事例が出てくるか分かりませんので、この委員会は設置をさせていただきたいと思っております。

それと、この複雑な図表なんですけど、申し訳ございません。委員長、2つ目よろしいでしょうか。

○牧浦委員長 どうぞ。

○林生き活き対策課長 まず、申請をされます。申請の様式というのがございます。申請をうちの窓口にしていただきましたら、予防接種健康被害調査委員会というものを開きますが、申請の内容によりまして、例えば循環器系の疾患であれば循環器に詳しい先生、あと脳血管系でありましたら脳血管に詳しい先生をまず県に推薦をしていただきます。委員会の構成は専門家と6名以内とさせていただいておりまして、上牧町が最終は必要と認める現場の専門職員等も入って協議をさせていただくことになります。例えば、申請書を上げるだけでは詳

しい調査ができませんので、追加の検査が必要なこともあると思います。そういった検査をしていただいたりとかを判断するのがこの調査委員会になります。後は主治医と連携をして、例えば当時の血液検査の状態とかそういったもろもろの状態を聞かせていただく。で、検査をしていただいてまとめていただくということになりまして、また委員会で諮っていただきまして、検査結果、文書を都道府県のほうに送ることになります。都道府県のほうに送りましたら、またそこで国のほうに送っていただいて、国のほうから疾病・障害認定審査会というのに、また、かけていただきまして、そこで、これは明らかに予防接種による障害であるということが判断されましたら、また順番に情報が下りてきまして、市町村から給付をさせていただくといった形でお知らせをさせていただくといったような手続の順番になります。

○東（充）委員 主治医がおられた場合は、その方の今までの健康の具合だとか、どういう疾病があったのかとかいうことが分かると思うんですけども、全くそういう主治医のいない方というところは、いきなり審査委員会でいろいろ調査されるというようなことになるんですか。

○林生き活き対策課長 若い方などは主治医が全くいらっしゃらないって、十分あり得ると思いますので、そういった場合は審査会で協議をさせていただきまして、必要な検査、例えば血液検査、例えば職場の血液検査等のデータがあれば取り寄せていただいたりとか、そういった情報を集めることになってくるかと思います。

○東（充）委員 分かりました。この1つ目は了解です。

2つ目。

○牧浦委員長 2つ目、お願いいたします。

生き活き対策課長。

○林生き活き対策課長 費用のことでよろしいでしょうか。このコロナの予防接種に関する部分では、例えば嫌な話、死亡事例だとか障害事例だとかいろいろなことが出てきましたら、国の給付の金額が決まっておりますので、それをお支払いすることになります。コロナの場合は国から直接給付をされることになっておりますが、例えば定期予防接種、子どもさんの予防接種とか、あと高齢者の方のインフルエンザとか肺炎球菌ワクチンとかになりましたら、一旦、市町村がお支払いを立替えするという形になりまして、その後、実績報告で国が2分の1、県が4分の1という形のお支払いの負担になります。

報酬のことですが、ほとんどドクターがこの委員会の委員になられると思ひまして、1回3,000円を予定しております。

○牧浦委員長 東委員。

○東（充）委員 度合いによって違うということなんですけども、大体、1人参加されたらどのくらいの単価になるんですか。

○牧浦委員長 生き活き対策課長。

○林生き活き対策課長 それは、1回のその委員さんが委員会として出席されたらということで、大体半日当たりで3,000円という単価を予定しております。

○東（充）委員 了解しました。ありがとうございました。

○牧浦委員長 ほかにございませんでしょうか。

（「なし」と言う者あり）

○牧浦委員長 それでは質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

（「討論なし」と言う者あり）

○牧浦委員長 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○牧浦委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

それでは次に、議第2号 上牧町税条例の一部を改正する条例について、これを議題いたします。

提案理由の説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

東委員。

○東（充）委員 東です。よろしくお願いします。まず、今回の改正なんですけども、24条の2項というのは、個人の町民税の非課税の範囲ということで、扶養家族というのを16歳未満の者というふうに付け加えられるわけなんですけれども、このところをもう少しかみ砕いた説明を頂きたいと思います。

その次に、第36条の3の1項中というのは、個人の町民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書の中の条文だというふうに思うんですけれども、ここも控除対象扶養親族を除く

ということで年齢16歳未満というふうになるのについて説明をお願いします。現状とこれが変わるというのは令和6年ですか、その辺についての説明をお願いしたいと思います。

○牧浦委員長 税務課長。

○金崎税務課長 今回の改正でございますが、令和2年度から引き続き改正ということで、扶養親族における国外居住親族の取扱いの見直しというところで、24条の部分につきましては、現行では16歳以上というところを、今回の令和2年の改正に伴いまして、16歳以上29歳未満ということで改正を行われました。

○東（充）委員 これは言うたら、ここで説明で書かれているのは、海外に居住する人だとか、それから障害者の方だとか、そして国民年金受給者の方々が対象になるということですよ。それで、例えば16歳で外国に居住されている方というのは、例えば上牧町でいうたらどれくらいいてはるんですか。

○牧浦委員長 税務課長。

○金崎税務課長 すみません。今その部分については資料を持ち合わせておりませんので申し訳ございません。

○牧浦委員長 東委員。

○東（充）委員 知りたかったのは、言うたら限定、今までの分よりも16歳以下ということになるんですよ。

○牧浦委員長 暫時休憩をお願いいたします。

休憩 午前10時19分

再開 午前10時20分

○牧浦委員長 再開いたします。

○井上住民生活部長 16歳の扶養については、人数等、今回の改正の影響はございません。今回、改正の影響が出ますのは資料の中にも出てくるかと思うんですけれども、留学により国内に住所及び居所を有しなくなった者、または障害者、またそれに加えて、その納税義務者から前年において生活費または教育費に充てるための支払いを38万円以上受けている者であって、なおかつ年齢が30歳以上70歳未満の者が該当しない旨を除外するというものになった改正でございます。ですので、委員がおっしゃいました16歳未満の者については今回の改正の影響はございません。

○東（充）委員 ないわけ。

○井上住民生活部長 はい。

○牧浦委員長 東委員。

○東（充）委員 それで、今、部長おっしゃっていただいたんですけど、その納税義務者から前年において生活費、または教育費に充てるための支払いを38万円以上受けている者というふうになっているんです。これはどのように解したらいいんですか。

○牧浦委員長 住民生活部長。

○井上住民生活部長 今おっしゃいました、受けている者の定義でございますけども、現在のところ決められた様式はございません。施行は令和6年1月ということもございすけれども、居住者の氏名及び住所、支払いを受けた国外居住親族の氏名、支払日、支払い方法、支払い額等が記載されているものであれば、証明書として受け付けさせていただくといった形を取ります。

○牧浦委員長 東委員。

○東（充）委員 そういうことじゃなくて、この資料の③のところあるじゃないですか。ここで納税義務者から生活費または教育費に充てるための支払いをと、こうなるのですけども、これはどういう意味なんですか。38万円以上云々というのは。

○牧浦委員長 住民生活部長。

○井上住民生活部長 暫時休憩をお願いします。

○牧浦委員長 暫時休憩をお願いいたします。

休憩 午前10時23分

再開 午前10時28分

○牧浦委員長 再開いたします。

税務課長補佐。

○杉分税務課長補佐 今回の税制改正でございますが、地方税法で令和2年の税制改正において地方税法の中身で控除対象扶養親族という定義が変わりました。今までは控除対象扶養親族というのは16歳以上、これはあくまで扶養控除という控除が使えるのが16歳以上ですよ。16歳未満、この方に関しては住民税の非課税を計算する上で16歳未満というのが入っていたんです。つまり16歳未満というのは扶養控除というのは使えませんので、その代わり個人住民税の非課税枠を計算するのに扶養の人数としては計算の中に入りますという計算なんです。今回の改正はあくまで控除対象、控除を使えますよという扶養対象が変わります、中身の定義が変わります。なので、今回資料にもありますように、今までは控除対象扶養親族というのは16歳以上で国内・国外居住関係なく入っていたものでございますが、今回の改正によっ

て資料にある黒の部分、黒の部分は国外におられても30歳以上70歳未満の方は仕事ができるであろう、一定の所得は稼げるであろうということで、この部分だけが除外されたものでございます。なので、学生であったり障害者であったり、そういう今38万円の送金を受領している。今ここの1、2、3で書かせていただいているのは、あくまで国税のほうで改正になった部分を入れさせてもらっているもので、支払いを受けるというのはあくまで国内において納税義務者、納税義務のある方から国外に対して38万円の送金を受けている者、だから納税義務者が支払っているんです。ということが対象になっております。

以上です。

○東（充）委員 分かりました。そういうことね、了解しました。ありがとうございます。以上です。ありがとうございました。

○牧浦委員長 ほかにございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○牧浦委員長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

（「討論なし」と言う者あり）

○牧浦委員長 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○牧浦委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

それでは次に、議第6号 令和3年度上牧町一般会計補正予算（第5回）について、これを議題といたします。

提案理由の説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

東委員。

○東（初）委員 おはようございます。東初子でございます。よろしく願いいたします。令和3年度上牧町一般会計補正予算（第5回）について、私のほうからは4点ほどお聞かせいただきたいと思います。

まず、説明書の8ページ、9ページのところのペガサスフェスタ開催費のところでは489万1,000円減額になっているんですけども、ペガサスフェスタが中止になったということでこのところ全て減額になっておりますが、ペガサスフェスタといいますとやっぱり住民の方が本当に楽しみにしておられる、町としても一大イベントでございます。この中止に至った経緯と、いつどこでそういうふうな決定されたのかということと、また周知、代替案はなかったのかという、そこをお聞きしたいと思います。

2つ目ですが、その下のところの負担金補助及び交付金のところの50万円です。協働のまちづくり公募型補助金事業費のところ、協働のまちづくり公募型補助金で50万円なんですが、この内容を教えてください。

次に、11ページのところですが、上のところの工事請負費のところ、文化センター空調機更新事業費の空調機更新工事というところ、7,553万円というところなんですが、新しく空調機器が設置されるということで、このコロナ禍でございますので、この空調機器の性能といいますか、その辺の中身というか、言い方は悪いですが、今までと変わらない普通の空調機なのか、それともウイルスにも対応できるような空調機なのか、その辺を教えてください。

次に、15ページの12の上の委託料のところ、614万2,000円のところですが、ここも体育施設費のところになるんですけども、町民プール管理委託料とろ過保全点検委託料が減額になっております。ここもペガサスフェスタと同じようなことになるんですが、これも本当に保護者の方もプールは何でなくなったんですかという、もちろんコロナというのは重々、百も承知のことなんですが、その辺の、児童、生徒の方が夏休みに行く場所がないということ、またそういうことによって、例えばですけど、川で遊んで危険だったりとかそういうこともあったり聞いていますので、この辺も例えばどういう形か、代替案はなかったのかというふうな気がいたしますので、この辺をお聞きしたいと思います。よろしく願いいたします。

○牧浦委員長 それでは、順次答弁お願いいたします。

総務部理事。

○山下総務部理事 それでは補正予算書8、9ページの企画費の中のペガサスフェスタ開催費の部分の減額でございます。この部分につきましては去年もそうなんですけども、コロナウイルス感染症のために中止となった部分でございます。ペガサスフェスタというところの部分では、また飲食、かなりのお客様、集客する部分でございます。感染対策も取って開催とい

う考えもございますが、かなりの方がお見えになりますので、その部分でコロナ対策会議の中で中止というふうなことを決定させていただきました。

それと2点目の代替案というところでございます。今年度におきまして、11月2日、3日というのをペガサスフェスタで文化センターの大ホールを借りている予定でございました。代替案というところまではいかないんですけれども、保健福祉センターの駐車場でペガサスフェスタのときに舞台を設けまして、保育所、幼稚園の子どもたちの演奏会等をさせていただいておりました。その部分につきまして、11月2日、3日でライブ配信、文化センターのほうで地方創生臨時交付金を活用させていただきまして、5月の臨時議会で計上させていただいたライブ配信という部分がございます。それを利用して活用させていただきまして、ライブ配信はできないかもしれませんが録画配信をユーチューブでできればということで、保育所関係にお声がけをしている部分でございます。今現在、6団体が参加させていただきたいということになっております。

以上です。

○牧浦委員長 東委員。

○東（初）委員 分かりました。本当にコロナ禍の中で大変な状況ですので、中止は本当にやむを得ないということは分かるんです。その中ででも2日、3日に幼稚園、保育園の子どもたちの録画配信をされるということで、それは楽しみにされているんじゃないかというふうに思います。

以上です。ありがとうございます。

○牧浦委員長 総務部理事。

○山下総務部理事 それではその下にございます、協働のまちづくり公募型補助金事業費の50万円でございます。この部分につきましては、今年度、公募型補助金の追加募集というものをさせていただきました。その中で、自立事業化前提型補助金、50万円になるんですけれども、その部分の申請がありましたので、今回補正計上させていただきました。

○牧浦委員長 東委員。

○東（初）委員 これはどのような内容の申請になるのでしょうか。

○牧浦委員長 総務部理事。

○山下総務部理事 この部分につきましては、マリッジサポーター事業のNPO法人化に対する補助金という形になります。

○牧浦委員長 東委員。

○東（初）委員 分かりました。マリッジサポーターをNPO法人化されるという形で、この辺のマリッジサポーターの、今のこれの内容的なことは教えていただけますか。

○牧浦委員長 総務部理事。

○山下総務部理事 今、町のほうでマリッジサポーター事業というのを委託料等で事業化させていただいておるんですけども、今後マリッジサポーターの方で独立した形、法人化されて、こういうマッチング等の事業を来年度に向けてやっていくというふうなことでございます。

○牧浦委員長 東委員。

○東（初）委員 分かりました。今までは町の管轄だったけれども、マリッジサポーター自身がNPO法人として行っていくという形になるのでしょうか。

○牧浦委員長 総務部理事。

○山下総務部理事 例年でしたら町がどこかの事業所に委託しまして、マリッジサポーター事業、マッチング等の事業をさせていただいておったんですけども、今後、法人化されれば、町がNPO法人化されたマリッジサポーターに対して委託をしていくというふうな形になると思います。

○牧浦委員長 東委員。

○東（初）委員 分かりました。成婚もできているし、結果も出ているという話は伺っておりますので、これからはNPO法人にされて、ますます町のために、少子高齢化を防ぐ、また若い人が定住していただく形で行っていただきたいと思いますので、またサポートもよろしく願いいたします。

以上です。

○牧浦委員長 教育部長。

○松井教育部長 それでは、今回の文化センターにおける空調機の更新に際しまして、ウイルス対策等についてのお尋ねだったと思います。今回、更新を予定しております機種につきましては、いわゆる除菌機能、換気機能については付加はしておりません。

○牧浦委員長 東委員。

○東（初）委員 私も素人でよく分からないんですが、いろんな機能がついた除菌だとかいろんな換気だとかいうのがあるようですが、そういう方向はこういう大きい機械ではやっぱり無理ということでしょうか。

○牧浦委員長 教育部長。

○松井教育部長 対応することは可能だと思います。ただ、一部メーカー等で換気機能を有するエアコンとかいうのはテレビ報道されておりますけど、かなりコスト面において高くなるということもございますので、今回についてはその機能のないもので対応をさせていただいているところでございます。ただ、各施設におきましては定期的な換気で室内温度がかなり不安定になる状況もございます。あわせまして、夏季においては熱中症対策も必要となつてまいりますので、その辺につきましては空調機そのものの必要性が平時にも増して高まっているというふうに認識をしているところでございます。利用していただく方に快適にお使いいただくのはもちろんのこと、安全面にも配慮した形でということになりますと、さらなる空調機の必要性が高まってきているという認識をしているところでございます。

○牧浦委員長 東委員。

○東（初）委員 分かりました。ということは換気や除菌は自助努力という形で頑張っていかないと、コストが高つくので、今はその機能はつけれないということですね。

○牧浦委員長 教育部長。

○松井教育部長 今回はそういう機能は有しておりませんが、換気の徹底であるとか、そういう形での感染予防対策については万全に講じてまいりたいというふうに考えております。

○牧浦委員長 東委員。

○東（初）委員 分かりました。この質問は終わらせていただきます。

○牧浦委員長 それでは次、お願いいたします。

社会教育課長。

○野崎社会教育課長 それではプールの中止に関してのことなんですけども、幼児から高齢者まで幅広く利用されて、必要だということは考えているんですけども、プールについて、マスクを着けて入ったりすることができない等、3密を避けることもできないということで、できるだけ感染に対する想定をした形で判断した中で、やはりリスクを省いていくという考えの中で、今回中止をさせていただきました。

2つ目の代替案なんですけども、やはりこういう形で代替案については難しいかということで判断しました。

○牧浦委員長 東委員。

○東（初）委員 保護者の方からはやはりプールは開いてほしかったというお声もありまして、例えばですけど、広いプールを例えば大字ごとだとか、時間でちょっと分けるとか、学年で分けるとか、中学生、小学生、そういう形でちょっとでもこの暑い中、遠くに行けない状況、

本当に子どもたちは皆さんもご存じのとおりなのですが、大変やはり苦しい思いをした夏休みだったというふうに聞いております。ですので、やっぱりその辺ですね。次、来年度、もしもこのような現状が続くようでしたら、そういう方向でちょっとずつでも子どもたちが暑さをしのいだり、ちょっと時間を冷たいプールで過ごせる時間を少しでもつくっていただけたらというお声がありますので、お伝えさせていただきます。よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○牧浦委員長 ほかにございませんでしょうか。

上村委員。

○上村副委員長 上村です。よろしくお願いいたします。令和3年度上牧町一般会計補正予算（第5回）について、3点質問させていただきます。

歳入の4ページ、5ページ、款町税、目町たばこ税滞納繰越についてですけども、この件について、もう少し詳しくお聞かせください。

それと、滞納となっているんですが、今後どのように対応なされていくか教えてください。

それと、その下の款分担金及び負担金、項負担金、目教育費負担金の令和2年度学校園給食費滞納状況ですが62万6,000円とありますが、どのような対処方法と、また滞納者への今後の集金等の方法も教えてください。

10ページ、11ページの焼却場解体事業費の部分ですが、委員会で以前にも質問させていただきましたが、解体に当たってのかなりの有価材が発生すると思われそうですが、どのような対応になりますか。教えてください。

それと、建物のほとんどがスレート等の建築物ですが、アスベスト等の対策は飛散型やとかなり嚴重な工事になると思うんですけど、その点はアスベストの素材といたしまして、どのようなものですか。教えてください。

以上です。

○牧浦委員長 それでは、順次答弁をお願いいたします。

税務課長。

○金崎税務課長 一般会計補正予算説明書、ページ数4ページ、5ページ、款1町税、項4町税、目1町たばこ税、節の2滞納繰越金についてもっと詳しく説明のほどということで、それでは説明させていただきます。

令和2年度の町たばこ税の申告数につきましては、4件ございました。今回の滞納繰越分につきましては、1事業者が1か月間のみの町たばこ税の申告がありました。令和2年度

におきまして、その町たばこ税の納付がございませんでしたので、今回滞納という扱いになりましたので、令和3年度第5回の補正におきまして、町たばこ税滞納繰越金として7,000円を計上したものでございます。

○牧浦委員長 上村委員。

○上村副委員長 それを今後この滞納者には請求なされていくんですか。

○牧浦委員長 税務課長。

○金崎税務課長 今現在、督促状につきましては既に送っておる状態でございます。会社のほうにも直接訪問させていただいて、集金等も行ったんですけど、その場ではお支払いされなかったもので、財務調査も今かけておりまして、それが分かり次第、差押さえ等の手続も、今後取っていききたいと思っております。

○牧浦委員長 上村委員。

○上村副委員長 分かりました。よろしくお願いします。

○牧浦委員長 それでは、次お願いいたします。

教育総務課長。

○丸橋教育総務課長 それでは予算書の5ページにございます、分担金及び負担金の教育費分担金、小学校負担金と中学校負担金、幼稚園負担金の滞納繰越分の部分についての対処法という質問でよかったでしょうか。この滞納繰越分につきましては、今現在滞納者につきましては督促状と保護者の方に面会ができるような形で納付相談という形の文書も併せて、今送らせていただいているところでございます。

○牧浦委員長 上村委員。

○上村副委員長 過去も滞納者はおられたと思うのですが、それはちゃんと徴収できているんですか。

○牧浦委員長 教育総務課長。

○丸橋教育総務課長 この給食費の分担金につきましては、令和2年度から公会計になりましたので、今回滞納繰越分というのは初めてでございまして、これからその部分について納付の取組をしていくという考えでございます。

○上村副委員長 分かりました。ありがとうございます。

○牧浦委員長 それでは、次お願いいたします。

建設環境課長。

○吉川建設環境課長 それでは焼却場解体工事のご質問でございます。その中で解体について

いろいろ有害物がある中でその対応というところなんですけども、当然、廃棄物対策法に基づいた中できちんと対策は取って処分、運搬を行うということでございます。あわせて、建物のスレートとかそういうのがかなり多く使われているんじゃないかというところの中の話なんですけど、当然、スレートもあります。また、そこに焼却場でございますので、プラスでダイオキシンというところの問題もございます。この辺についてはその辺の調査も行った中で作業の分類ってございます。その分類に基づいてきちっと適正に処分していくというところでございます。

○牧浦委員長 上村委員。

○上村副委員長 この有価材に当たっては多分かなりの金額になると思うんですけど、業者が持っていくもんか、上牧町の入になったら得ですよんか。それはまだ決まってないんでしょうか。

○牧浦委員長 建設環境課長。

○吉川建設環境課長 基本的には業者が持っていく形になろうかと思います。

○牧浦委員長 上村委員。

○上村副委員長 それ、どないかならへんのですかね。もう業者も決まってますやんか。それを上牧町の入りにするほうには持っていかれへんもんですか。鉄骨、鉄類の処分費を上牧町に入るようにはできないか。

○牧浦委員長 建設環境課長。

○吉川建設環境課長 一定の積算の中で当然その辺のところを見込んで、その辺の入りととの相殺で入札単価というのは上がってきていますんで、そこは総合的に判断されている部分です。

○上村副委員長 分かりました。ありがとうございます。

○牧浦委員長 上村委員、これでよろしいですか。

○上村副委員長 ありがとうございます。

○牧浦委員長 それでは暫時休憩いたします。次の開始時刻は11時10分をお願いいたします。

休憩 午前10時58分

再開 午前11時10分

○牧浦委員長 それでは再開いたします。

質疑はございませんか。

木内委員。

○木内委員 木内利雄でございます。令和3年度上牧町一般会計補正予算(第5回)について、

何点かにわたり質問をさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

まず最初に、説明書の4ページ、5ページ、歳入の部分でございます。先ほどもさきの委員からも発言がございました。町税、町たばこ税の滞納繰越分7,000円についてどこに所在地がある業者なのか、会社なのか、社名も住所も含めて答弁を頂きたいと思います。

次に同じページの分担金及び負担金の、これもさきの議員からも発言がございました、教育費負担金62万6,000円の給食費の滞納分でございますが、これについてお伺いをしたいと思います。これ、以前もお聞きしたと思うんですけども、給食費はそれぞれ小学校、中学校、園もですか、月額、年額幾らなのか。また、免除されているのは要保護、準要保護についてはどのようなになっているのかお知らせを頂きたいと思います。

次に、これもさきの議員からもございました。10ページ、11ページ、文化センター費で、工事請負費、文化センター空調機更新事業費でございます、7,553万円ほど計上をされております。これはまず最初にお伺いをするんですが、当然、業者を連れて現場説明、また現場調査をやられるんですが、これらはいつ頃なされたんでしょうか。まずお伺いをいたします。このことについては2019年、令和元年の12月の私の一般質問でこのことについて触れさせていただいて、ことに関しては一定の評価をしておるところでございます。

それから次に同じページの下、これもさきの議員からございました、塵芥処理費で、焼却場解体事業費4億1,000万円計上されております。まず、お聞きしとくのはアスベスト等が含まれているのか否かの検査はなされたのか、なされたのであればどういう結果だったのかお伺いをしたいと思います。

次に有価物についてですが、有価物はどれほどの査定見積りをされているのか、まず伺いたい。私の経験値ですと、有価物が発生したらそれを売却して、後日の精算のときに請負のほうから減らすというのがあれなんです、先ほどの答弁では見積りのときにそれが含まれて、差し引きしてますということだったんで、有価物の金額はどの程度の見積りであったのか、お伺いしておきます。

次に、13ページなんですが、教育費で事務局費の中の負担金補助及び交付金というのが説明欄にあります。その中で、この部分については修学旅行の見通しについてはいかようにお考えがなっているのかお伺いをするところでございます。これ、資料を見させていただいたんですが、1泊で全部行かれるのか、もうちょっと修学旅行の取組の内容についてお伺いをしたいと思います。

次にその下でございます、社会体育費の報償費、社会体育総務費の中で25万2,000円が減額

補正されております。これは95万4,000円が当初予算で計上されておりました。そのうちの25万2,000円が減額補正されておるわけですが、この25万2,000円はどういうふうなことに該当するものなのか、まず答弁をしていただきたいと思います。

以上でございます。

○牧浦委員長 それでは、順次答弁をお願いいたします。

税務課長。

○金崎税務課長 説明書の4ページ、5ページの町税、町たばこ税についてのご質問が、事業所の所在地ということでお聞きの件でよろしいでしょうか。所在地につきましては大阪西区にある事業所でございます。あと、社名等につきましては控えさせていただいてもよろしいでしょうか。

○牧浦委員長 木内委員。

○木内委員 何で。

○牧浦委員長 税務課長。

○金崎税務課長 その滞納者の方の個人情報の取扱いに抵触するということで控えさせていただきたいと。

○牧浦委員長 木内委員。

○木内委員 それは課長の考え方なのか、それとも、国、県、市町村の一般的な考え方なのかお伺いしたい。

○牧浦委員長 税務課長。

○金崎税務課長 今、述べさせていただいたのは、私がそういうふうに感じました。

○牧浦委員長 木内委員。

○木内委員 課長の個人的な考え方ではあきませんので、それやったら答弁いただきたい。

○牧浦委員長 暫時休憩いたします。

休憩 午前11時18分

再開 午前11時25分

○牧浦委員長 再開いたします。

まだ回答ができないということで、次の議案からお願いできますでしょうか。

木内さん、それでよろしいでしょうか。

○木内委員 結構です。

○牧浦委員長 それではお願いいたします。

教育総務課長。

○丸橋教育総務課長 それでは予算書5ページにあります、小学校給食費負担金、中学校給食費負担金、幼稚園給食費負担金の中の給食費の月額と免除の内容だったかと思います。まず月額の部分につきましては、小学校につきましては4,400円、中学校につきましては4,700円、幼稚園につきましては年少組が3,000円、年中、年長組が3,100円というふうになっているところでございます。免除の内容でございますが、免除につきましては準要保護世帯の部分につきましては免除、あとアレルギーの対応の部分についても免除というふうにさせていただいているところでございます。

○牧浦委員長 木内委員。

○木内委員 資料で見ると、44名が滞納の対象になつとるんですが、これは世帯数が44名になるのか、それとも兄弟とかそういうのがあったら変わると思うんで、そのところはいかがでしょうか。

○牧浦委員長 教育総務課長。

○丸橋教育総務課長 この報告させていただいてる人数につきましては、1人当たりの人数になっております。

○牧浦委員長 木内委員。

○木内委員 44というのはここに書いてあるから分かつとるんです。ほんで、小学校と中学校とか、小学校で兄弟がおったりとかしたらいかんで、今、世帯数としてはいかがなんでしょうか。

○牧浦委員長 教育総務課長。

○丸橋教育総務課長 世帯につきましては、今、手持ちの資料でございませんので、世帯的にはお答えすることができないんで申し訳ございません。

○牧浦委員長 木内委員。

○木内委員 そやけど、こんなときに兄弟が小学校へ2人通つとるとか、3人通つとるとか、見て判断せんといかんわけでしょう。徴収に行くわけですから。そこら辺はきちんと、課長、押さえとかないかんと思うよ。それはほんだら置いときます。

これらに対してはどのように対処をなさるんですか。

○牧浦委員長 教育総務課長。

○丸橋教育総務課長 滞納者の方につきましては、まずは催告状と先ほどもありましたように、保護者の方と面会ができるような形の納付相談という文書を併せて入れさせていただいて、

送っているというところでございます。

○牧浦委員長 木内委員。

○木内委員 4,000円とか3,000円とかという額が月額なんですけど、これ本当にデリケートな部分で、そこら辺はしっかりとお取組を頂く、要は、本当にしんどいんだ、苦しいんだという分に関しては、そこら辺は判断はきちんとしていただきたい。悪徳業者みたいな取立てをすることはまかりならんというふうに私は思っておりますんで、払えるのに、極端な話、以前もあったんですがベンツに乗っとる、ところが保育料を払ってなかった。これはちょっと違うやろうと。ベンツ乗っとして保育料払えない、これはちょっと違う。こういうことは厳しくやっていただきたいです。しかしながら、本当に特にコロナの関係とかで厳しいご家庭があると思うんで、そのところはきちっと上司と相談しながら処理をするということで取り組んでいただきたいと思う。そこら辺はよろしいですか。これは部長、答弁いただけませんか。

○牧浦委員長 教育部長。

○松井教育部長 今、委員ご指摘のとおりだと思います。生活等でこれは苦しい状況にあるということであれば相談等で対応させていただきますし、払えるのにもかかわらず納付に至っていないところについては断固とした措置を講じてまいりたいというふうに考えておるところでございます。

○牧浦委員長 木内委員。

○木内委員 しっかりと、大変なお仕事ですけども、そこら辺のところはお取組もしっかりされるようお願いをしておきたいと思います。

それじゃ、次お願いします。

○牧浦委員長 教育部長。

○松井教育部長 それでは補正予算説明書10ページ、11ページでございます、文化センター空調更新事業に係る現地調査の状況のお尋ねだったと思っております。本年5月の中旬に現地調査を実施をさせていただいたところでございます。当該現地調査につきましては、今使用している機器のみならず、配管系統も含めて点検、調査をさせていただいたというところでございます。

○牧浦委員長 木内委員。

○木内委員 今、聞き漏らしたんですが、令和3年5月に現調とか現説をやられたということによろしいですか。

○牧浦委員長 教育部長。

○松井教育部長 そのとおりでございます。

○牧浦委員長 木内委員。

○木内委員 それであれば、コロナが真っ盛りなんですよ。先ほども、さきの議員からもありましたが、新型コロナ対応をきちっとしたやつをせんといかんと思うんですよ。これ、現説は業者何社でやられたんですか。

○牧浦委員長 教育部長。

○松井教育部長 3社でございます。

○牧浦委員長 木内委員。

○木内委員 3社からそういった話は出てこなかったんでしょうか。

○牧浦委員長 教育部長。

○松井教育部長 直接私がその現地調査に立会いはさせていただいておりませんが、担当からはそのような提案等があったという報告は受けておりません。

○牧浦委員長 木内委員。

○木内委員 現調に立ち会った課長か部長にお尋ねをします。今、ポジション変わっとったらそれはそれで結構ですから、この現調、現説に立ち会った課長、部長はどなたですか。

あなた、教育部長は今変わったんやろう。

○牧浦委員長 教育部長。

○松井教育部長 現地調査は私が教育部長に就任以降の出来事でございまして、私はそのときの立会いをしていなかったということでございます。

○牧浦委員長 木内委員。

○木内委員 5月やったらもう部長になってるもんね。業者からも全くそんな話が出てこないというのは、ほんま疑いますわ。業者の技量というか、町の説明がどうであったかというのも問題ですけどね。今現在、こんだけコロナ、コロナで、一般の居酒屋にしたってスナックにしたって、うちは万全にコロナ対策して換気はこのようにしていますいうて、換気のことをめっちゃめっちゃ重点的におっしゃってるんですよ。居酒屋にしたって寿司屋にしたって、そういう店舗にしたってね。それを今回こういう空調の大規模改修をやろうかというときに、コロナ対策をしないというのは全く考えられないですね。エアコンはスタンダードなエアコンでいいと思うんですよ。しかし、換気に関しては、例えば、老婆心ながら申し上げておきたいんですが、例えば、一般の事務室ですと今までは換気回数、時間当たり5回やったら5

回やとします。それは今はもっとグレードを上げて10回ぐらいにせんといかんというのが、倍くらいにせないかんというのが、新型コロナが発生してからの話なんです。それを何も今回考慮せずにやるというのはいかがかなと思うんですけどね。エアコンはエアコンでそれでもいいんですよ。換気回数を上げると当然エアコンの馬力アップはせないかんかもわからんけども、スタンダードなものでいいんです。そやけど、換気回数を増やすためには何らかの方策を講じて、ファンをグレードアップするとか、ダクトを付け替えるとか、いろいろ方法はあるんですけど、業者から出てこなかったというのはほんまにどんな業者やと。説明するときにそんな話を全くしていなかったことも問題やと思いますけどね。現説のときとかにそんな話をなされなかったというの問題ですけど、これ今回こうやって7,500万円をかけていろう、エアコンの入替えはそれでよろしいけども、換気回数をやっぱり増やすという方法を考えねばならないと思いますがいかがですか。あなた、答えられへんわな。副町長か町長やね。教育長か、副町長やね。

○牧浦委員長 副町長。

○阪本副町長 今、教育部長から回答させていただいた部分もございしますが、それと業者の現調のやり方につきましても、私もそこは確認はできておりませんでした。先ほどの回答の中から3社の業者で見積りを取ったというふうな内容になっておりまして、委員おっしゃるように、今コロナ禍の状況の中でやはり換気というのは一番大事な部分になってくるのかというふうには考えております。

先ほどの、ほかの委員の質問でも部長が少し答えさせていただいたように、換気の部分につきましてはドアを開放してやっているというふうな部分もございしますので、そういうふうな部分もさらに徹底をさせながら、換気の部分については進めていきたいというふうには考えているところでございます。

○牧浦委員長 木内委員。

○木内委員 窓を開けるとかドアを開けるとかの換気じゃなくして、機械的な換気をやらんと、これは今の時代合わないと思いますよ。ですから、大ホールのことについては、後でまた触れますけども、ペガサスホール全体に関しては図書館も含めて換気も含めて、しっかりと新型コロナ対策に至ってますよというグレードアップをしとかんと、そこら辺の居酒屋さんにしたって、回転寿司屋さんにしたって、うちは完全に新型コロナ対策をしていますよということを、今、売りにしているわけですよ。それをこんだけの金かけて改修をするのにもかかわらず、機械的な換気設備をいらわない、今おっしゃっている窓開けるみたいな話では違う

と思いますよ。だから、これは補正を組み直してでも、しっかりと機械的な換気設備をやらんと意味ないと思いますね。いかがですか。

○牧浦委員長 副町長。

○阪本副町長 今言っていたように、機械的な換気というのは事業者さんにおかれましてそういうふうなことで取り組んでおられるというふうな状況は認識はさせていただいているんですが、今回7,553万円と大変高額な金額を補正計上させていただいているんですが、今、委員おっしゃっていただいたようにできるのかできないのかという部分もございまして、この部分については再度内部で協議をしながら、できるようであればそういうふうな部分も考えていながら進めていかなければならない部分も1つはあるかというふうには認識はしておりますが、再度この部分について内部で協議をさせていただいて、どういうふうな方向性になるのか、少し今のところ分かりませんが、見積りを取った業者とも、現調していただいた業者とも、一度相談をさせていただきながら進めていきたいというふうには考えておるところでございまして。今、委員おっしゃっていただいたようにその部分が実際できるかどうかという部分が一番大きなところになってくるのかなというふうに思いますので、その部分は再度協議をさせていただきたいというふうに考えております。

○牧浦委員長 木内委員。

○木内委員 しっかりとお取組いただいて、追加で補正を組むんやったら補正を組むとか、今じゃなしに、また後日組んで、しっかりとお取組されるように強く申し上げておきたいと思います。副町長、結構です。ありがとうございます。

○牧浦委員長 木内委員。

○木内委員 次に、先日頂いた、ペガサスホール再開計画書並びに運営検討委員会の答申書について触れさせていただいてよろしいでしょうか。

○牧浦委員長 結構です。

○木内委員 まず答申書なんですけど、この中の1ページのところにこういうふうに書かれています。中ほどなんですけど、これらの効果により令和元年度は平成28年度の再開時から比較しても利用回数が倍増しており、利用者及び来館者の高評価とともに歳入、使用料の増加につながっていると書いてあるんですが、その資料が全く添付されておりませんので、第三者であった我々についてはどのくらいこの数字があるのか明記されていないので、これについては後ほど資料を提出いただきたいと思いますと思いますがよろしいでしょうか。

○牧浦委員長 教育部長。

○松井教育部長 申し訳ございません。その部分については後ほどご提示をさせていただきたいと考えております。

○牧浦委員長 木内委員。

○木内委員 次に、答申書の2ページなのですが、これも2ページの中ほどから下のほうの5番目のところです。3、4、5とある5番目のところにあるんですけども、次に稼働率の向上対策に関し稼働率は向上しているもののというふうにあるわけです。部長、分かっていますか。向上はしているものと言ってるけども、どんだけ向上したのか我々には全く分からない。これも資料の提出を求めますがよろしいでしょうか。

○牧浦委員長 教育部長。

○松井教育部長 併せて対応させていただきます。

○牧浦委員長 木内委員。

○木内委員 この答申書の中にも、今、前段でお話ししたように空調機の入替え等々の話は出ているんですが、この委員会は私の理解ではというか、この答申書の中には2020年、令和2年9月29日に12名の委員によりということになっておるんですが、12名の中には施設とか建築屋とかコンサルタントみたいな人は入ってなかったのでしょうか。

○牧浦委員長 教育部長。

○松井教育部長 それらの委員については、参画はさせていただいてございません。

○牧浦委員長 木内委員。

○木内委員 この中に全くコロナの対策が触れられてないんですよ。この2020年、令和2年の頭くらいからコロナコロナでずっと来て1年半、2年近くたつんです。再開はいいんですけども、コロナ対策をしっかりとやりなさいの文言が一言もない。これ、そやけど、事務局もしっかりせなあかんわ。再開するに当たってはコロナ対策でしょう。そこら辺の文言が全くこの答申書の中にはない。今の時代に、再開するに当たってコロナの対策をしっかりとってくださいよというて、委員12名の中から一言もなかったんでしょうか。それとも、言われたけどこの答申書に漏れとったのか、それはいかがですか。

○牧浦委員長 教育部長。

○松井教育部長 このたびの委員会につきましては、委員ご指摘の再開を目指してのということではございませんで、再開計画等については既に提出をしていただいて、その再開計画に基づく今後の運営について答申を頂いたというふうに理解をしているところでございます。私も4月からこの検討委員会、担当させていただいたばかりでございまして、2年度におけ

る議論の具体については議事録を見る限りの知識しかないので、その中でやっとコロナに対してのという対策について議論をなされたという記録はないように認識しております。

○牧浦委員長 木内委員。

○木内委員 私、ちょっと違う言い方をさせていただくんですが、2ページの中ほどのところ
です。2ページの中ほどにこう書いてあるんです。工事請負費については再開を前提とした
工事のみを計上したためというふうにあって、近い将来において屋上防水工事、空調機更新
工事、吸収式冷温水発生機更新工事等の大型工事が控えていることもあり、毎年の工事請負
計画の見直しだけでなく、実施計画や更新工事を盛り込んだ総合的な計画策定を行い、漏れ
のないよう適正な管理を進めていかなければならないというふうに書いてあるんです。こう
いう設備のこと、また更新工事のことを書いてあるのであれば、コロナのこともしっかりと
取り組まなければならないというのは、ここへつながっても当たり前やと思うんですけどね。
だから、事務局が悪いのか、委員の皆さんの12名の方がコンサルも入っていないし専門的な知
識もなかったのかそれは分かりませんよ。私、委員会のメンバー全てを知っているわけでは
ないんでね。だから、この答申書については今先ほど申し上げた資料を取りあえずこの後提
出していただいて、また見させていただいて、それはまた後日議論をしたいと存じます。そ
れではこれは結構です。

次お願いします。

○牧浦委員長 それでは、また資料提出、よろしくお願いいたします。それでは、先ほどの町
税のたばこ税、先やらせてもらってよろしいでしょうか。

総務部長。

○中川総務部長 先ほどのたばこ税の業者の公開についてということで、ちょっとお時間を頂
きまして申し訳ございませんでした。上牧町の情報公開条例の第6条に公文書の開示義務と
いうのがございます。その中に次のいずれかに該当する場合は公開しないという文言がござ
いまして、その中に、1項第3号の中に、法人その他の団体に関する情報又は事業を営む個
人の当該事業に関する情報であって、開示することによって、当該法人等又は当該事業を営
む個人の競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益が損なわれると認められるものとい
うようなことの規定がございますので、公開することによってこれを損なうおそれ等もござ
いますので、先ほど担当課長がお答えさせていただきましたように、業者名の公表について
は回答はさせていただくことができないということで、よろしくお願いいたします。

○牧浦委員長 木内委員。

○木内委員 それはほんならお聞きしておきます。

次なんです、このことについては、次、どういうプロセスを取ってこの7,513円を回収されるように図られるわけですか。

○牧浦委員長 税務課長。

○金崎税務課長 督促状は6月に既に送付いたしております。その間、催告といたしまして税務課から業者に電話はさせていただいております、支払いしていただくように促しております。

○牧浦委員長 木内委員。

○木内委員 これは先ほどの給食費の滞納とはまた別の話ですから、これはきっちりと業者、会社から7,513円を回収できるように全力を挙げていただきたいと思います。よろしいでしょうか。

○牧浦委員長 税務課長。

○金崎税務課長 徴収課と連携をしまして、徴収できるように努力したいと思います。

○牧浦委員長 木内委員。

○木内委員 もう一度お聞きしておきますが、ここの会社は訪問されたのでしょうか。

○牧浦委員長 税務課長。

○金崎税務課長 5月に会社のほう直接、1回だけですけども行かせていただいております。

○牧浦委員長 木内委員。

○木内委員 課長が出向いたわけですか。それとも、どなたが。

○牧浦委員長 税務課長。

○金崎税務課長 私と課員1名で、2名で訪問いたしました。

○牧浦委員長 木内委員。

○木内委員 そこのときのやり取りについて、お伺いをしたいと思います。

○牧浦委員長 税務課長。

○金崎税務課長 5月に午後から訪問いたしまして、会社の統括マネージャーと代表者ともお会いすることができまして、その際、今回の7,000円が納入されていないということで、説明等聞きました。ご存じのようにコロナ禍によって思うような営業ができず、利益が上がらないということで税金を納めることができないということで、そういう状況の説明がございました。

○牧浦委員長 木内委員。

○木内委員 普通に考えて、7,500万円と違うんですよね。7,513円なんです。私、見てないから会社の規模等分かりませんが、社長のポケットマネーで当然払える金額なんですよ。そこら辺はどんな感じでしたか。

○牧浦委員長 税務課長。

○金崎税務課長 当初2名で一応お話をさせてもらって、途中で代表者の方が退席されて、直接総括マネジャーと話をすることになりまして、海外との取引等も今後あるんで、その際には納めるということで一旦そこで6月中にはお支払いするという約束は頂いておったんですけども、その後も入ってこないということで数回電話でお願いはしているところでございます。

○牧浦委員長 木内委員。

○木内委員 しつこいようで恐縮なんですけど、課長としてはその会社はこの7,513円というのは払える能力がないような会社でしたか。

○牧浦委員長 税務課長。

○金崎税務課長 納めていただけるというふうには感じております。

○牧浦委員長 木内委員。

○木内委員 これは課長は大変ご苦勞をおかけするんですけど、たばこ税が納められへんというのはちょっと違うんですよね、これ。一般の人が住民税を滞納するというのとまた別の話なんです、これ。だから、大変ご苦勞をかけるんですけど、上牧町はたばこ税払えへんかったっていけませみみたいなことになっては困るんで、しっかりと納めていただくように取組を頂きたいと思う。西区でしょう。さっきのもう一度申し上げますが、学校、幼稚園の給食費とは違うんですから厳しく取り立ててください。よろしいですか。

○牧浦委員長 税務課長。

○金崎税務課長 全力を挙げまして徴収できるように努力いたします。

○木内委員 ありがとうございます。

○牧浦委員長 建設環境課長。

○吉川建設環境課長 委員ご質問のアスベスト等の焼却場解体の話でございます。アスベスト等の数量的な話ということでございます。当然、アスベストは使用されておるところであって、場所的にはピットいうて、貯留ピットの横の建屋の屋根や外壁、そして管理棟の屋根にアスベストが使用されておるということで、その調査結果も出ております。ただ、議員ご存じのように、焼却場は昭和46年に創業されております。その中で、きちっとした図面という

のが残っていないというのが、これ現実の話でございまして、その中で今後この解体を行っていくというこういう手法の中で性能発注方式というようなことで、今回工事を行っていくということでございますので、仕様書発注ではございませんので、数量がどんだけあんなねんというのはなかなかお答えしづらい部分があるということでご理解いただきたいと思います。

○牧浦委員長 木内委員。

○木内委員 一つずつ片づけていきますが、業者にチェックさせたらアスベストは含んでいる資材が使われておった。これはこれでよろしいですね。

○牧浦委員長 建設環境課長。

○吉川建設環境課長 使われている部分があります。

○牧浦委員長 木内委員。

○木内委員 昭和50年以前の建物は大抵アスベストは含んでいます。壁のボードにしたって、波板にしたって、必ず使われています。昭和56年以降に関してはもう使われなくなったやに記憶しとるんですが。このアスベストが使われている資材が含まれていると。これに対して撤去作業、解体作業に関してはどのような工法を考えておられるのか答弁いただきます。

○牧浦委員長 建設環境課長。

○吉川建設環境課長 当然、環境影響という部分もございまして、暴露対策をきちっと取っていただきながら、処分、処理をしていただくという形になろうかと思います。

○牧浦委員長 木内委員。

○木内委員 具体的にお聞きしますが、建屋を仮囲いしてという形を考えておられるんですか。

○牧浦委員長 建設環境課長。

○吉川建設環境課長 そのとおりでございます。

○牧浦委員長 木内委員。

○木内委員 第二小学校の体育館もそのような工法を取ったと思うんですが、中を負圧にしてという工法も考えておられますか。

○牧浦委員長 建設環境課長。

○吉川建設環境課長 その辺の詳しいところはなかなかお答えしづらいんですが、基本的には暴露しない対策というところで、工事の中でまた調査も併用しながらきちとした処理をしていくということになると思います。

○牧浦委員長 木内委員。

○木内委員 第二小学校の体育館は、当然、全部囲いをして、漏れないようにして、中を負圧

にして外に飛散しないように。ほんで作業員に付着したやつも外に持って出んように中で処理ができるようにということを第二小学校の体育館のときはそのような工法を取ったように思いますし、今でも民間の企業でもそういうふうな対処をされているんで、しっかりとそこら辺は対処をされるように厳しく求めておきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

○牧浦委員長 建設環境課長。

○吉川建設環境課長 そのように努めたいと思います。

○牧浦委員長 木内委員。

○木内委員 当然見積りの中に入っているんでしょうね。どのような対策を取るのか、見積り見たら分かりますよね。

○牧浦委員長 建設環境課長。

○吉川建設環境課長 アスベストだけでなく、当然ダイオキシン類の話も同じような対策になるかと思います。ですので、その辺のところはきちんと対策をするということになっておりますので、同じような手法で作業するという形になるかと思います。

○木内委員 それはほんだらしっかりとお取組を頂きたい。

次に冒頭申し上げたように、有価物に関してはどの程度の見積り計上をされておったんでしょうか。

○牧浦委員長 建設環境課長。

○吉川建設環境課長 有価物につきましては先ほど冒頭、私も申し上げましたようにきちっとした図面がございません。ですので、どれだけ有価物があるのかというのはなかなか難しい状況であるのは事実でございます。ですので、性能発注という方式でございますので、業者に見学来ていただいて、その中で業者から見積りを上げていただいたというところでございます。

○牧浦委員長 木内委員。

○木内委員 そやから有価物が発生しますよと、発生したと。それは業者は何ぼの見積りをしとったんですか。

○牧浦委員長 建設環境課長。

○吉川建設環境課長 トータルで処分と、有価物としての処分をしているというところで相殺しての金額が上がってきますんで、具体的にどれだけの有価物があったのかというところが分からない状況でございます。ですので、今回この性能発注方式の入札の中で条件付きの一般競争入札になるのか、この手法はいろいろまだ今後検討していかなければならないと思い

ますが、その辺のところはどれだけ有価物があったのかというところの提示は求めています。というのは考えているところでございます。

○牧浦委員長 木内委員。

○木内委員 ですから、それが私が今から言うことが一番いいかどうか分かりませんが、要は売却した先の領収書のコピー、もしくはマニフェストのコピー等をしっかりとチェックをして、あまりにも見積りよりも多額であれば、先ほどの議員からもありましたように、その部分は町が損するわけですから、だから普通は売却をしたらその金を戻してもうて精算をするとか、普通はそのほうがすっきりしていいん違うかなと思うんですが、とにかくにも町が損失を被らないように、その有価物に関しても、しっかりとお取組を頂くように求めています。この部分は以上です。

○牧浦委員長 資料の提出等々はなくてよろしいですか。

○木内委員 後日、後でまた下さい。

○牧浦委員長 それでは暫時休憩いたします。

休憩 午後 0時02分

再開 午後 1時00分

○牧浦委員長 それでは再開いたします。

先ほど聞き漏らした部分があったということを木内委員からありましたので、再度お願いいたします。

木内委員。

○木内委員 委員長、ご配慮ありがとうございます。委員長からありましたとおり、11ページの文化センター空調機更新事業費について、大ホールのみ今回の工事費には入っていないんだということなんですが、大ホールについてはこのペガサスホール再開計画書では予算額として7,700万円、実施年度として令和8年頃というふうに明記されとるんですが、これはこのような理解でよろしいでしょうか。

○牧浦委員長 教育部長。

○松井教育部長 そのようにお考えいただいて結構かと存じます。

○牧浦委員長 木内委員。

○木内委員 先ほども触れたんですが、この大ホールなんかは当然窓もございませんので機械換気をきちんとされて、新型コロナに限らず感染症対策をしっかりとされるように、よってそれは要望しておきたいと思いますので、しっかりお取組を頂くようお願いをいたします。

○牧浦委員長 教育部長。

○松井教育部長 ご指摘のとおり、かなり大ホール広い面積を有しております。その部分においての感染を予防するという観点からにおきましては、とりわけホールの空調設備を整備をさせていただきます令和8年度におきましては、議員ご指摘のことも十分に検討の中に含めさせていただきます、総合的に検討をしていきたいというふうに考えております。

○牧浦委員長 木内委員。

○木内委員 委員長、ありがとうございました。

それでは次お願いいたします。

○牧浦委員長 教育総務課長。

○丸橋教育総務課長 それでは、補正予算書の13ページにございます事務局費負担金補助及び交付金の修学旅行のキャンセル料と支援事業補助金の中の修学旅行の見通しと取組というご質問だったかと思います。

まず、見通しでございますが、現在、小学校、中学校の修学旅行につきましては実施の方向で検討しているところでございます。現在、新型コロナウイルス感染症の急速な拡大が起こっておりますが、今後この部分を含めまして方向性を慎重に検討していきたいというふうに考えているところでございます。

それでは取組でございます。取組につきましては、小学校につきましては1泊2日で実施の計画でございます。中学校につきましては9月の時点では2泊3日で当初実施の計画でございましたが、新型コロナウイルスの感染拡大防止ということで、9月の部分につきましては延期をさせていただいた後、中学校につきましても1泊2日で実施の計画を今しているところでございます。

○牧浦委員長 木内委員。

○木内委員 それじゃあ、小学校も中学校も全ての学校で1泊2日ということによろしいんでしょうか。

○牧浦委員長 教育総務課長。

○丸橋教育総務課長 そのとおりでございます。

○牧浦委員長 木内委員。

○木内委員 そこでまずお聞きしたいんですが、タブレットのナンバー6というところに資料がございます。その中でホテルのキャンセル料が上牧中学校のみ計上されているんですね。これは上牧中学校のみホテルのキャンセル料が計上されているというのはどういうことなん

でしょうか。

○牧浦委員長 教育総務課長。

○丸橋教育総務課長 上牧中学校のホテルのキャンセル料でございますが、9月の時点での上牧町のホテルの費用でございます。ホテル側のほうで取決めがございまして、旅行を取決める以前に日数があるんですけれども、取決めの40日前までに中止の判断をしなければ発生するというのがございましたので、実際、旅行の部分につきましては、キャンセルが発生しないぎりぎりまで検討させていただいたんですけれども、既にホテルのキャンセル料がかかっていたということがございましたので、今回この部分を補正計上させていただいたところでございます。

○牧浦委員長 木内委員。

○木内委員 ホテルのキャンセル料については以後、他の小学校、第二中学校等には発生してくることはあり得るのでしょうか。

○牧浦委員長 教育総務課長。

○丸橋教育総務課長 上牧中学校以外の小学校、第二中学校の部分につきましては発生しないというふうに聞いているところでございます。

○牧浦委員長 木内委員。

○木内委員 分かりました。申し上げておきたいんですが、教育委員会また学校の裁量で修学旅行を実施されるのは、教育委員会もしくは学校の判断でされるのは、私はそれは尊重はしたいと思いますが、しっかりと感染の状況を見て、後で父兄から、保護者から、世間から非難を浴びないようにだけはしていただきたいということは申しておきたいんですが、よろしいでしょうか。

○牧浦委員長 教育総務課長。

○丸橋教育総務課長 教育委員会といたしましても学校と動向を注視しながら決めていきたいと考えているところでございます。

○木内委員 ほなら、次お願いします。

○牧浦委員長 社会教育課長。

○野崎社会教育課長 補正予算書、12から13ページ、款教育費、項社会体育費、目社会体育総務費、節報償費の25万2,000円の減額について説明させていただきます。新型コロナウイルス感染症拡大防止のために、町長杯のソフトボール大会と奈良県民体育大会予選大会、この2つが中止となりましたので、体育協会役員謝礼を95万4,000円のうち25万2,000円減額補正させ

ていただきました。

○牧浦委員長 木内委員。

○木内委員 その25万2,000円は了解いたしました。その95万4,000円マイナス25万2,000円の残余に関しては、これはどうなっとるのでしょうか。執行されるのか否か。

○牧浦委員長 社会教育課長。

○野崎社会教育課長 この時点では今2つの中止が決まってまして、これ以降もまた中止等がございます。今後、中止についてはまた減額の対応をさせていただく予定です。

○牧浦委員長 木内委員。

○木内委員 私の質疑は以上でございます。ありがとうございます。

○牧浦委員長 ほか、ございませんでしょうか。

東委員。

○東（充）委員 東です。よろしくお願いいたします。

まず初めに4ページ、5ページです。その中の先ほどから議論されているんですけども、分担金及び負担金のところなんですけれども、これで滞納繰越分があるということで計上されてきたわけなんですけれども、この徴収業務に携わるというのはどこが携わるのかということだけ教えてください。

それから、その下です。使用料及び手数料のところ。社会教育使用料ということで体育施設、減額の21万3,000円となっています。これはプールということなんですけれども、予算書もそうなんですけれども、これ体育施設ということだけで一括で計上されてきているんですけども、実際はこの体育施設というのは、例えば体育館だとかテニスコートだとかプールだとかということもこの中に入っているんじゃないかというふうに思うんですけども、それぞれの予算額というのは幾らになっているんですか。それを教えていただきたい。これ、毎年、体育施設だけで出てきて内訳はないんです。それを教えてください。

次に6ページ、7ページの雑入のところなんです。雑入の自治体デジタルトランスフォーメーションDX推進支援金ということで230万円計上されているんですけど、これについての説明をお願いしたいと思います。

次に歳出に移ります。8ページ、9ページ、財産管理費、備品購入費の中で備品購入費211万4,000円ですか。ズームのためのモニターを購入するということなんですけれども、1台100万円を超えるようなモニターなんですけれども、どのようなモニターなのか。マイクとスピーカーが一緒になっているというものだとなっているんですけど、カタログないんですか。

その辺をお聞かせいただきたい。

次に企画費なんですけれども、企画費の19、負担金補助及び交付金のところで協働のまちづくり公募型補助金事業費ということで、先ほどから説明をお聞きしたわけなんですけれども、マリッジサポートですか、その補助金として50万円支出するわけなんですけど、主はこの50万円というのはどのようなところで使用されるものかということをお聞かせください。

次に電子計算費のところに移ります。その下です。ここで、電子計算費の中で役務費で通信運搬費の中でズーム用モバイルルーター2台通信料、これはルーターをつけるわけなんですけども、回線はどのようなになっているんですか。これは専用線的に新たに1回線を引いて、そこにズーム用にするのかどうかということ。既設の回線にルーターをつけてやるのかどうかということをお聞かせください。

その下、使用料及び賃借料なんですけれども、システム利用料ということでズーム有料ライセンスということでライセンスを取られるということなんですけども、ここでは2万8,000円という計上になっているんですけども、これが年額の契約料なのかどうかということもお聞かせいただきたいと思います。

次に10ページ、11ページなんですけれども、先ほどから議論されている工事請負費のところ。空調のところなんですけれども、先ほどの木内さんの質問の中では大ホールの空調更新は考えていないという、今回はしないということなんですけども、図書館が上がっているんですけれども、この図書館というのは、あれは平成なんか令和元年なんか、ちょっと決算書を見てくるのを忘れたんですけれども、脇屋さんが図書館の館長かなんかをしてたときなんですけども、空調が悪くなって空調を取り替えたはずなんですよね、あそこ。その分はどないになっているのかという説明をお願いしたいと思う。

次に清掃費のところの塵芥処理費なんですけれども、これも先ほどから皆さんお聞きになっているところなんですけども、私は1点なんですけども、これほどの大きな事業なんですけれども、なぜ今なんですかね。大体この解体というような状況は当然計画としてあったということは存じているわけなんですけれども、普通これほど大きな工事費とかというのは普通は当初で計上してくるものなのかなと思って、年度途中の9月ということで補正で計上されて繰越明許を打つというような状況になっているんですけども、その理由は何なのかということをもっと説明をお願いしたいと思います。

次に12、13ページ、こども教育費の教育総務費の中での事務局費の中の負担金補助及び交付金のところなんですけども、ここは先ほどから内容は説明を受けて、大体理解しているん

ですけれども、この資料の中で企画料金ということで18万9,637円が計上されているんですけれども、この企画料というのは一体何なんですか。何を企画されてたんかということをまず説明をお願いしたいと思います。

次に公債費です。14、15ページです。ここで繰上償還をしましたということで、成果はこれくらいになりますという説明も受けて資料も頂きました。まずいつも私はここが計上されたときにお聞きするんですけれども、利息が42億円借りたとき、0.87%、現在も多分利率は0.87%だというふうに思うんですけれども、以降、この利率の見直しとかというような状況について、現在の状況はどのような情勢になっているのかという、その部分をお聞かせいただければというふうに思います。

以上です。

○牧浦委員長 それでは順次答弁をお願いいたします。

教育総務課長。

○丸橋教育総務課長 それでは、給食費の滞納繰越分の業務はどこかという質問だったかと思っています。今後の部分になるんですけれども、現時点では教育委員会がこの滞納繰越分の業務はする考えでございます。

○牧浦委員長 東委員。

○東（充）委員 ということは教育総務で、この徴収を行っていくということでよろしいんですか。

○牧浦委員長 教育総務課長。

○丸橋教育総務課長 現時点では教育委員会教育総務課が滞納繰越分の業務はさせていただきますんですが、今後この部分については私債権というところもございまして、町の税外債権管理のほうでその部分については業務については変わる可能性はございます。

○牧浦委員長 東委員。

○東（充）委員 先ほど木内委員からもあったんですけれども、やはり家庭の事情というのがあろうという話があったんですけれども、そういう事情をきちっと把握しての徴収ということになるかというふうに思うんですけれども、そういうことも教育委員会、後には債権のほうに移っていったら事情なんかも聞くという、そのような状況になるんですか。

○牧浦委員長 教育総務課長。

○丸橋教育総務課長 もし部署が変わった場合でも、教育委員会でまとめている部分も引き継ぎながら業務は移っていくというふうに考えているところでございます。

○牧浦委員長 東委員。

○東（充）委員 心配したのは、これまででしたらやっぱり教頭先生だとか、いろんな先生方の業務の一環としたところもあったということで、やはり学校の先生の今の状況というのは非常に忙しいという状況があって、そこはやっぱりここで大きな力を注ぐことはないだろうというふうに思って、私は公会計ということを取上げさせてもらったんですけどね。それが公会計にするということになったんで、それは1つ喜ばしいことだなと思って、ですから、教育総務もそんなにたくさんの人がおるわけでもなく、1つ仕事が増えるというような状況になろうかと思うんですけども、やはりそういう父兄の事情だとかいうことは、やはりしっかりと把握した中で行っていただきたいというふうをお願いをしたいと思うんですけどもいかがでしょうか。

○牧浦委員長 教育総務課長。

○丸橋教育総務課長 その部分につきましても、内容がかなりデリケートな部分もございますので、しっかりと取り組んでいきたいというふうに考えております。

○東（充）委員 よろしく願いいたします。次お願いします。

○牧浦委員長 社会教育課長。

○野崎社会教育課長 それでは、予算書4ページ、5ページの使用料及び手数料、使用料、教育使用料、社会教育使用料の体育施設の内訳についてですけども、こちらには第一体育館及び第二体育館、第一テニスコート、第二テニスコート、第三テニスコート及び今回の減額の町民プールの使用料、この部分が内容となっております。

○牧浦委員長 東委員。

○東（充）委員 今はここではいいですんで、今後決算なり予算なりのときに資料でも結構ですんで、どこかのところに予算額なり決算額をそれぞれの施設の部分を入れていただくというところでよろしゅうございますか。

○牧浦委員長 社会教育課長。

○野崎社会教育課長 そのようにさせていただきます。

○東（充）委員 今回はそれをお願いしとくということでとどめておきたいと思います。ありがとうございます。よろしく願いいたします。

それでは次お願いいたします。

○牧浦委員長 秘書人事課長。

○高木秘書人事課長 それでは、自治体デジタルトランスフォーメーションDXの推進支援金

についてお答えをさせていただきます。今、デジタルの活用によりまして、一人一人のニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会、誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化ということの推進に当たって、奈良県町村会の事業の一環としまして、各町村に向けておのおの230万円の支援金が交付されるということになっております。これはデジタルフォーメーションの推進、そして構築に役立てられたいということで交付されるものでございます。

○牧浦委員長 東委員。

○東（充）委員 推進というのは分かりました。財源はどこから来るんですか。

○牧浦委員長 秘書人事課長。

○高木秘書人事課長 これは奈良県の町村会でございます。

○東（充）委員 了解しました。

○牧浦委員長 それでは次お願いいたします。

健康福祉部長。

○青山健康福祉部長 予算書9ページ、公募型補助金のマリサポの50万円の内訳といたしますか、使い道というところでございます。備品購入費としてパソコンやプリンターで15万円、消耗品費で8万6,625円、手数料、旅費で3,900円。あと委託料といたしますのがイメージキャラクターや動画等の作成に必要な分で20万円、その他経費で5万9,475円、合計50万円という収支予算案が出ておりますので、これに活用したいというふうに聞いております。

○牧浦委員長 東委員。

○東（充）委員 今、協働のあれやってんの。その前に僕、モニターのこと聞いているんやけど。管理費のところ。カタログはないんかと聞いているんやけど。それは後でいいです。マリッジのほう先行きます。

これはそういうものを、物品も買ったりするという費用だと。ということは、事務所とかそういうのはどこへ置くことになっているんですか。

○牧浦委員長 健康福祉部長。

○青山健康福祉部長 まだ確定はしておりませんが、本庁に近いところでいい場所を事務局とマリサポとで、今協議をしているところでございます。

○牧浦委員長 東委員。

○東（充）委員 楽まちがあったとこに置くということ、また。それはまだ何も決まっていなということですか。そやけども物品だけは買うということは決めたということですか。

○牧浦委員長 健康福祉部長。

○青山健康福祉部長 まだ確定ではございません。

○牧浦委員長 東委員。

○東（充）委員 そやから、全然場所は確定していないけれども、物品だとかそういうものは買うということは決めたということなんですね。

○牧浦委員長 健康福祉部長。

○青山健康福祉部長 来年、独立団体としてNPOを立ち上げるに当たりまして、その辺の準備は進めていただいているというところでございます。

○牧浦委員長 東委員。

○東（充）委員 そうですか。分かりました。聞いときます。

次をお願いします。

○牧浦委員長 総務課長。

○山本総務課長 総務費の総務管理費、一般管理費の財産管理費の備品購入費を説明させていただきます。これのカタログというのは今ちょっとございませんのですけども、大体イメージしていただいたら、パソコンを65インチ、テレビの65インチの大きさに大きくしたような感じで、それがホワイトボード機能になっておりまして、それで会議中そこに全部書いていただきましたら、議事録とかそういうのも全部出来上がってくるという形の、今購入させていただくやつはそういう機能になっております。

○牧浦委員長 東委員。

○東（充）委員 分かるんですけども、課長のところは業者の人からそのような説明を受けてオーケーしたんですか。

○牧浦委員長 総務課長。

○山本総務課長 一応、デモをさせていただいております。デモをさせていただきまして、その良し悪しを確認させていただいた上で、決定させていただいております。

○牧浦委員長 東委員。

○東（充）委員 デモをするときには当然実物そのものを持ってきはるでしょうし、その機能を説明するためのカタログなんていうのも当然つけられて説明を受けたというふうに思うんですけども、ということはそういうカタログだとかいうのも当然手元にあってこれを採用しました、どれだけの種類があったんか分かりませんが、また何社があったんかも分かりませんが、これに決めたというものがあったというふうに思うんですけども、

そういうのはございませんかと聞いているんですけれども。

○牧浦委員長 総務課長。

○山本総務課長 見積り等の部分もありますし、一応デモをさせていただいたときには簡単な資料は頂いて、その部分の説明は全部受けております。それで、どうするかというのは内部で調整させていただいた上で検討させていただいております。カタログというカタログではないですけど、ぺらっとした内容を両面に書いたようなチラシみたいな形の分を頂いております。実際のカタログではないです。

○牧浦委員長 東委員。

○東（充）委員 モニターとしては大きなモニターやというのは分かるんですけれども、しかし、これを選んだというので、今、課長から説明あったようなことで我々議員になるほどそうですかと理解できると思いますか。

○牧浦委員長 総務部長。

○中川総務部長 今、担当の課長からモニターについて少しご説明等させていただいたというところでございますが、ただ、カタログという部分には、たしか、今課長が答えましたように、パンフレットの的というんですか、ちらっと1枚になったものは頂きまして、その中でそういったこともあって今なかなかいろんな機能のついたシステム等もございましたんで、課長から今説明がありましたように、プレゼンじゃないですが、うちのほうで状況を見させていただいて、最終的に決定させていただいたということでございます。ただ、今の内容でそれがどうなんかない部分につきまして、ちょっと議場の資料を出させていただいておるんですけど、そういった部分も少し手間ができると、マイク機能も1つに全部集約した機能のという部分しか書かせていただいていない部分もございますんで、内容的には分かりにくい部分があったのかもわからないと思っているところでございます。

○東（充）委員 もう少し、我々でもこういうものなのかということが理解できるような状況をつくってください。以上です。オーケーです。次お願いします。

○牧浦委員長 総務課長。

○山本総務課長 続きまして、総務費、総務管理費、電子計算費の役務費のモバイルルーターの初期導入費につきまして回答させていただきます。本体は一般回線で使用させていただきます。ほんで、ルーターはポケットWi-Fiで対応させていただく予定になっております。

○牧浦委員長 東委員。

○東（充）委員 ということは、今、既設の回線があつてそこにルーターがあつて、専用のW

i－F i のルーターをつけるということによろしいんですね。

○牧浦委員長 総務課長。

○山本総務課長 それで結構です。

○牧浦委員長 東委員。

○東（充）委員 ですから、モバイルルーターが2台というんですけど、これはW i－F i のルーター2台を購入するということによろしいんですね。

○牧浦委員長 総務課長。

○山本総務課長 2000年会館と本庁用に2台購入させていただきます。

○東（充）委員 了解。

使用料については。

○牧浦委員長 総務課長。

○山本総務課長 ブームのライセンスも年間のライセンスを購入させていただく予定です。

○牧浦委員長 東委員。

○東（充）委員 この2万8,000円というのは年間のライセンス料ということによろしいんですね。

○牧浦委員長 総務課長。

○山本総務課長 そのとおりでございます。

○牧浦委員長 東委員。

○東（充）委員 分かりました。これは一応この予算が通ってから購入されて実施されていくんだろうというふうに思うんですけども、W i－F i をつなげれば当然どういうふうにするのかというのを一度見せてくださいね。I T委員会としても十分参考にさせてもらいたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。それによろしいですか。

○牧浦委員長 総務課長。

○山本総務課長 そのようにさせていただきます。

○東（充）委員 よろしく願いいたします。

次をお願いします。

○牧浦委員長 教育部長。

○松井教育部長 それでは、補正予算説明書8ページから11ページにございます文化センター空調機更新事業費のうち、図書館の扱いについてご説明を申し上げます。現在、図書館におきましては稼働中の空調機が室内機29台、室外機が8台、それぞれございます。委員ご提起

のとおり、そのうち平成30年度に更新をさせていただいた器具が室内機で12台、室外機で3台ございます。これらにつきましては今回の更新工事後も継続して使用することとしております。したがって、今回の更新分につきましては図書館の室内機におきましては17台、室外機におきましては6台、この部分の更新というふうになってございます。

○牧浦委員長 東委員。

○東（充）委員 ということは、さきに30年度にやった部分は除外していますと、含まれていませんという理解ですね。

○牧浦委員長 教育部長。

○松井教育部長 そのとおりでございます。

○東（充）委員 了解しました。

次をお願いします。

○牧浦委員長 建設環境課長。

○吉川建設環境課長 焼却場解体事業の補正計上の中でなぜ今なんだという質問だと思います。

これにつきましては、令和3年度の有利な起債の最終年が令和3年度中に契約しないといけないという、こういう条件の中で逆算させていただく中で積算自体が令和3年の7月に完了しております。ひいては、実施設計につきましては令和2年の12月補正で補正計上させていただいている加減もありまして、このタイミングに解体の予算計上という形になっております。

○牧浦委員長 東委員。

○東（充）委員 その優位な条件という、それはどのような名称のどのようなものなんですか。

○牧浦委員長 建設環境課長。

○吉川建設環境課長 すみません、たしか、解体事業債か何か。

○牧浦委員長 総務部理事。

○山下総務部理事 今、焼却場解体の除却起債ということでございます。この部分については、公共施設等適正管理推進事業債のいわゆる除却債というものがございます。充当率が90%で交付税算入はなしでございます。

○東（充）委員 充当率は90。

○山下総務部理事 90です。

○東（充）委員 分かりました。了解。オーケーです。

○牧浦委員長 教育総務課長。

○丸橋教育総務課長 それでは、補正予算書13ページにございます修学旅行の部分についての企画料の内訳という質問であったかと思います。この部分につきましては、小学校では滋賀県、京都府、和歌山県、中学校では滋賀県、徳島県に修学旅行を考えております。その中で旅行会社が修学旅行に企画した費用の部分が企画料というところがございます。企画料の内容でございますが交通費関係、あと宿泊関係、食事関係、あと見学関係をもって企画した部分についての部分が企画料というふうな感じになっているところがございます。

○牧浦委員長 東委員。

○東（充）委員 それらを併せて企画というと。それが18万9,637円ということになるということなんですね。分かりました。結構です。

○牧浦委員長 次行ってよろしいですか。次、お願いします。

総務部理事。

○山下総務部理事 それでは、補正予算書14ページ、15ページの公債費の元金の繰上償還の部分でございます。この分につきましては補正予算の資料のナンバー7にも掲載させていただいております。この部分の元金の償還につきましては、先ほど委員言われましたように、第三セクター等改革推進債の部分でございます。平成25年、南都銀行からお借りさせていただきまして、利率は0.87という部分でございます。借入金額は42億円でございます。この部分の見直しにつきましては、令和5年度の残が24億円になります。その部分で令和6年度からの15年間の利率の見直しというものをさせていただきます。令和5年度中に利率の協議に入るということでございます。

○牧浦委員長 東委員。

○東（充）委員 これからの協議のことですんで、今のところはどのような状況になるかというのは、まあまあ難しい状況があるかも知れませんが、我々としてはこれが上がることによって負担が大きくなるというのはもう目に見えているわけで、現状維持、またはそれよりも下げていただくということが最も望ましい住民の考えなんですけれども、その辺の感触というんでしょうか、そういうものもまだつかめていないという状況ですか。

○牧浦委員長 総務部理事。

○山下総務部理事 今現在、まだそういう協議に入っておりませんので状況等はつかめていないところがございますが、今、委員おっしゃられてましたように同等、または下げていただくような形の協議はこちらからさせていただこうとは考えております。

○牧浦委員長 東委員。

○東（充）委員 十分これまで住民はこの三セク債において、非常に住民サービスという状況においては制約を受けた、今中町長の施策においてもはなから2億円を引いた中での施策を講じていかなければならないという状況になっていると。住民サービスというのはその分低下しているということは間違いないわけですので、その辺は重点において、重きを置いて事に当たっていただくということを切にお願いするという状況ですので、よろしくお願いいたします。

○牧浦委員長 総務部理事。

○山下総務部理事 少しでも将来の負担を軽減するような形で財政運営を行っていきたいと思います。よろしくお願いします。

○東（充）委員 よろしくお願ひします。

次お願ひします。

○牧浦委員長 次、お願ひします。

教育部長。

○松井教育部長 質疑のほうはこれで。先ほど歳入の使用料の件で社会教育課長が答弁を申し上げましたが、それに関して補足で説明をさせていただきたいと思いますのでよろしくお願いいたします。具体的には予算説明書4ページ、5ページの款13使用料及び手数料の中にある教育手数料の体育施設の部分でございます。ここの部分につきましては従来から予算、決算におきまして明細の資料を作成の上、ご提示をさせていただいているところでございます。先ほどの委員のご指摘については予算決算書上に施設についての内訳を記載するというご指摘だったと思うんですけど、この件につきましてはシステマ的なものもございしますので、その辺については、いま一度予算決算書を調整する担当と協議をさせていただいて、できるのであれば対応をさせていただくということでお願いをしたいと思ひます。

○牧浦委員長 東委員。

○東（充）委員 分かりました。資料でいいです。決算書に載せてもらわなくても結構です。資料で。了解です。

○牧浦委員長 教育部長。

○松井教育部長 ありがとうございます。

○東（充）委員 了解です。以上です。終わります。

○牧浦委員長 ほかにございせんね。

（「なし」と言う者あり）

○牧浦委員長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

(「討論なし」と言う者あり)

○牧浦委員長 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○牧浦委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議第10号 令和3年度上牧町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1回）について、これを議題といたします。

提案理由の説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

(「なし」と言う者あり)

○牧浦委員長 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

(「討論なし」と言う者あり)

○牧浦委員長 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○牧浦委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、本委員会に付託されました議案は全て終了いたしました。

理事者側より挨拶をお願いいたします。

今中町長。

○今中町長 答弁に関係いたしまして、皆さん方には大変ご迷惑をおかけした不手際な答弁で、そんな中でも全議案可決すべきものと決定を頂きましてありがとうございます。また、本会

議でも議決を頂きますようお願いを申し上げまして、お礼のご挨拶にさせていただきます。

ありがとうございました。

○牧浦委員長 これをもちまして総務建設委員会を閉会いたします。皆様、ご苦労さまでした。

閉会 午後 1時47分

上牧町議会委員会条例第27条第1項の規定により署名する。

総務建設委員長

牧 浦 秀 俊

文教厚生委員会会議録

1. 日 時 令和3年9月7日（火） 午前10時
1. 場 所 3階委員会室
1. 協議事項 議第3号 上牧町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 議第4号 上牧町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 議第5号 山辺・県北西部広域環境衛生組合規約の一部を変更する規約について
- 議第7号 令和3年度上牧町国民健康保険特別会計補正予算（第2回）について
- 議第8号 令和3年度上牧町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1回）について
- 議第9号 令和3年度上牧町介護保険特別会計補正予算（第2回）について
- 議第11号 令和3年度上牧町下水道事業特別会計補正予算（第2回）について
- 議員提出議案第1号 上牧町あらゆる差別の解消の推進に関する条例（案）
1. 出席委員 委 員 長 富木つや子 副 委 員 長 服部 公英
- 委 員 遠山健太郎 竹之内 剛 康村 昌史
- 石丸 典子
- 議 長 吉中 隆昭
1. 理 事 者 町 長 今中 富夫 副 町 長 阪本 正人
- 教 育 長 松浦 教雄 総 務 部 長 中川 恵友
- 総 務 部 理 事 山下 純司 都市環境部長 塩野 哲也
- 住民生活部長 井上 弘一 健康福祉部長 青山 雅則
- 教 育 部 長 松井 良明 総 務 課 長 山本 敏光
- 秘書人事課長 高木 真之 建設環境課長 吉川 昭仁
- 上下水道課長 南浦 伸介 住民保険課長 落合 和彦
- 徴 収 課 長 藤岡 伸啓 生き活き対策課長 林 栄子

	こども未来課長	寺口万佐代			
1.事務局	局長	森本 朋人	書	記	山口 里美
	書記	横田 大樹			

開会 午前10時00分

○富木委員長 皆さん、おはようございます。

コロナ感染はまだなかなか収まらないんですけれども、今上牧町でも、高齢者以外の方々のコロナ接種が進んでおります。夏も終わりました、少し秋の気配を感じるようになりました。今日ですけれども、文教厚生委員会、感染予防対策を行いながらやっていきたいと思っております。スムーズに議会審議、議案審議が行われますよう、皆様方のご協力よろしくお願い申し上げます。

それでは、定足数に達しておりますので、これより文教厚生委員会を開会いたします。

初めに、理事者側よりご挨拶をお願いいたします。

今中町長。

○今中町長 皆さん、おはようございます。文教厚生委員会に付託をされました議第3号 上牧町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、議第4号 上牧町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、議第5号 山辺・県北西部広域環境衛生組合規約の一部を変更する規約について、議第7号 令和3年度上牧町国民健康保険特別会計補正予算（第2回）について、議第8号 令和3年度上牧町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1回）について、議第9号 令和3年度上牧町介護保険特別会計補正予算（第2回）について、議第11号 令和3年度上牧町下水道事業特別会計補正予算（第2回）について、慎重にまた活発にご議論を頂き、全議案可決すべきものと決定いただきますようお願いを申しあげまして、ご挨拶にさせていただきます。よろしくお願いします。

○富木委員長 それでは、本委員会に付託されました議案はお手元に配付の次第のとおりです。順次審議してまいります。

議第3号 上牧町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、これを議題といたします。

提案理由の説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

竹之内委員。

○竹之内委員 おはようございます。5番、竹之内剛です。よろしくお願いします。

議第3号 上牧町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、質問させていただきます。

この条例改正に関する改正の主な理由、そして2つ目に、主な改正内容についてお伺いいたします。よろしくお願いします。

○富木委員長 こども未来課長。

○寺口こども未来課長 改正理由でございます。特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準及び子ども・子育て支援法施行規則の一部を改正する令和3年内閣府令第53号が、令和3年8月2日に公布及び施行されたことに伴い、関係条文を整理する必要があるために、改正を行うものです。

○富木委員長 竹之内委員。

○竹之内委員 ありがとうございます。では、2つ目お願いします。

○富木委員長 こども未来課長。

○寺口こども未来課長 主な改正内容でございます。デジタル化の推進に伴い、子ども・子育て支援新制度において、保育所等の事業者等の業務負担の軽減等を図るため、書類の作成、保存並びに保護者との間の手続等に関係するもので、書面等によることが規定または想定されているものについて、電磁的方法による対応も可能である旨の包括的な規定を追加するものでございます。

○富木委員長 竹之内委員。

○竹之内委員 施行はいつからになりますか。

○富木委員長 こども未来課長。

○寺口こども未来課長 公布の日から施行するものとしております。

○富木委員長 竹之内委員。

○竹之内委員 ありがとうございました。私の質問は以上で終わります。

○富木委員長 ほかにございませんか。

服部委員。

○服部副委員長 おはようございます。6番、服部公英です。

議第3号 上牧町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、2点質問させていただきます。

この特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業を運営している保育事業所は上牧町に何か所あるのかが、まず1点。そして、この条例によって、保育園に通所している家庭にはどのような影響があるのか、どのようにメリットがあるのか、その2点を聞かせてください。

○富木委員長 こども未来課長。

○寺口こども未来課長 特定教育・保育施設の、上牧町に所在する数ということでございます。

幼稚園、保育所、認定こども園等がこの部類に入りますので、上牧町におきましては、上牧幼稚園、第一保育所、それから、私立の保育所がやまびこ、慈光、西大和がでございます。それから、認定こども園は上牧町にはございませんので、上牧町内におきましてはその点になります。

片岡台幼稚園は、特定教育・保育施設には含めないということになっておりますので、その個数でございます。特定地域型保育事業といいますのは、小規模保育とか家庭的保育、それから居住訪問型保育、事業所内保育になりますので、上牧町にはそういった認定をしているものは、現在はございません。

○富木委員長 服部委員。

○服部副委員長 今の、白鳩保育園とかは入らないんですか。服部記念病院の中にある施設なんですけど。

○富木委員長 こども未来課長。

○寺口こども未来課長 はい、白鳩とか、服部記念病院とか、友誼会にある病院のほうは、認可外保育園という形になります。

○富木委員長 服部委員。

○服部副委員長 2つ目の質問なんですけども、事業所にとってはデジタル化によって運営がしやすくなるんですけども、保護者にとってはどんなメリットがあるのかという意味で聞かせてもらっています。別にないんですか。

○富木委員長 こども未来課長。

○寺口こども未来課長 これまで文書で配付していたもの、そういったものが電磁的記録という形で処理ができますことによって、今若い世代でありましたら、携帯電話で通信が可能になったりとか、文書をそういった形で送ることも可能となりますので、時間を問わずにといいますか、デジタル化が進むことによってメリットは大きくあると思います。

○服部副委員長 ありがとうございます。私の質問は以上です。

○富木委員長 ほかにございませんか。

遠山委員。

○遠山委員 おはようございます。遠山です。

議第3号です。件名については長いので、省略をさせていただきます。さきの委員より、改正理由と主な改正内容について質問がありまして、丁寧な答弁を頂きました。タブレット

にも詳しい資料をありがとうございます。そして、前の委員より、メリット等の説明もありました。ちょっと分かりやすく、聞きたいと思っていて。この類いのものって、電磁的記録とか、電磁的方法とか、少し分かりにくいので、具体的にどんな形になるのか、もし分かれれば教えていただきたいというのが1点と、あともう1点は、それを受けて、雑則に追加された第53条の内容について伺いたいのので、まずは改正理由と改正内容は字面では分かったんですけど、具体的にどんな形になるのか、ご説明をもしできれば、お願いできますか。

○富木委員長　こども未来課長。

○寺口こども未来課長　この「電子情報処理組織」というのが、「電気通信回線で接続した電子情報処理組織」というところなんですけど、言葉で言うとなすごく難しいんですけども、パソコンであったり、スマホであったり、タブレットであったり、パソコン同士でデータを情報連携をしているものと考えております。

○富木委員長　遠山委員。

○遠山委員　僕のこの回線のイメージというのは、例えば今までの条例でいうと、たくさん52個条文があるんですけど、第5条とかで、重要事項の説明とかの文書を交付しなきゃいけないと。それを、今までは紙で渡していたものを、メールの配信でもいいし、あと、ホームページに貼りつけておいて、それを印刷するのもいいし。そういう形ですることによって、事業所さんの負担が軽減されると。簡単に言うとそういう意味なのかというふうに理解をしているんですけど、そういうことでよろしいですか。

○富木委員長　こども未来課長。

○寺口こども未来課長　はい、5条に載っております重要事項の説明等、そういう文書を今まで交付して説明をしていたんですけども、そういう文書もデジタルで保存が可能になったということと、それからそれを保護者に承諾を得たら、それをもって通知に代えることができるということなので、そのように考えております。

○富木委員長　遠山委員。

○遠山委員　僕たちは議会だよりを作るんですけど、電磁的方法によることができるようになったと書いても、多分住民の方たちは意味が分からないので、メールの送信であるとか、ホームページのプリントアウトでできることになりましたと書いたほうが分かりやすいかなと思ったので、それで聞かせてもらいました。ありがとうございます。

そういう中で、この53条というのが1つ追加になりました。これを受けてのことなんですけど、今までの条文で見ると、この53条の中で、一部省略して読みますけど、3行目「この

条例の規定において、書面等」、そして6行目、「により行うことが規定されているものについては、当該書面等に代えて、当該書面等に係る電磁的記録」、最後の行「により行うことができる」。簡単に言うと、この条例において書面でというふうに規定しているものについては、書面じゃなくて、先ほど言ったメールであるとか、パソコンのホームページに貼りつけたものをプリントアウトするのでできると、そういうものになったということをしているというふうに僕は認識をしているんですけど。では、この条例の規定において書面により行うことを規定されているものというのは何なのかという。先ほど見ました、例えば第5条には、重要事項を記した書面と書いてあるんですけど、これについては実は、第5条には2項というものが今まで存在をしていて、2項で既に電磁的方法、いわゆるメールとか、パソコンのプリントアウトでもできるよと書いてある。今回それをあえて削除しているんですよね。削除して、全体でオーケーにしているというので、例えば、重要事項を示した書類というのがこれに該当するのかなと思うんですけど。この条例の中で、メールとかで、今まで書面でしていたものが、パソコンとか、要はメールでもよくなったと言っているんですけど、僕いろいろこの条文を見たんですけど、ほかにどんな書類がこれに該当するのか、教えていただけますか。

○富木委員長　こども未来課長。

○寺口こども未来課長　先ほどの重要事項というのももちろんそうですし、条例の中に、第34条に、「記録の整備」というのがございます。そちらのほうでは、職員、設備及び会計に関する諸記録等というのがございますので、そういった、職員におきましては労働契約における契約書であったり、配置基準であったり、それから、設備におきましては、防災計画や害虫駆除、防犯対策等、それから会計等におきましては、私立の保育所でしたら金銭に係る損益計算書とか貸借対照表といいますか、そういった部分もございますし、施設利用者から預かる金銭等というのも書類としては、「記録の整備」としては整備をしておかなければならないということにはなっておりますので、そういった部分も、電磁的記録でも可能であるということと考えております。

○富木委員長　遠山委員。

○遠山委員　分かりました。この34条の「記録の整備」についても、ホームページとかで公開をしておけば、それをプリントアウトできる形にしていれば、利用者さんに、書面を提出したものとみなすということで、それはすごい事業所さんの負担軽減になっていいというふうに思います。ほかに何かありますか。何かあれば教えていただけますか。

○富木委員長　こども未来課長。

○寺口こども未来課長　園便りであったりとか、そういった保護者に対する配付物というのも、保護者の承諾があれば、もちろん紙ベースで頂きたいという方にはそういうふうに渡さないといけないんですけども、そういった園便りというのも保護者にはそういう形でメール等で配信するのも可能であると考えております。

○富木委員長　遠山委員。

○遠山委員　すごい分かりやすいです。園便りとかを配付するんじゃなくて、パソコンで見ることができるようになったり、それを保護者の方が印刷することができれば、それは配付したことになるという意味での改正という意味ではすごい分かりやすいというふうに思いました。

最後に少し細かいんですけど、この条例で、書面等において規定されているものってほかに何個かあるんですよ。例えば43条の5項、領収証を交付しなければいけないとか、第6項の、次には、文書による同意を得なければいけない、この辺についても多分メールとかのやり取りで可能になるという形で、そういう意味での包括的な改正なのかなというふうに理解をしたんですけど。そういうことでよろしいですね。

○富木委員長　こども未来課長。

○寺口こども未来課長　それが雑則のほうで、今53条で追加したところ、6項で同意の取得について準用するという形で記載されていますので、そのようになると考えております。

○富木委員長　遠山委員。

○遠山委員　よく分かりました。毎度毎度こういう改正、次の議第4号にも言えることなんですけど、電磁的何とかというのはすごい分かりにくくて、先ほど言いましたメールとか、パソコンとか、ラインで園便りとかを発行することも発行したことになるとか、そういう意味だと思えるんですよ。もう少し、町の話ではなくて、国全体の話として、分かりやすい内容になればいいなというふうに思っています。詳しい説明をありがとうございました。私からは以上です。

○富木委員長　ほかにございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○富木委員長　これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

(「討論なし」と言う者あり)

○富木委員長 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○富木委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議第4号 上牧町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、これを議題といたします。

提案理由の説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

服部委員。

○服部副委員長 6番、服部です。

議第4号 上牧町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、質疑を行います。

私の質問は1点です。上牧町における家庭的保育事業等を行っている事業所は現在何か所あるのか。議第3号と同じくデジタル化による、内容的には同じ内容なのか、その2点でよろしく願いいたします。

○富木委員長 こども未来課長。

○寺口こども未来課長 上牧町における家庭的保育事業所というのは1件もございません。

続いてよろしいですか。

○富木委員長 こども未来課長。

○寺口こども未来課長 改正内容でございますが、先ほどの上牧町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例と同じく、デジタル化の推進に伴い、子ども・子育て支援新制度において、家庭的保育事業者等の業務負担の軽減を図るため、書類の作成並びに保護者等との間の手続等に関係するもので、書面等によることが規定または想定されているものについて、電磁的方法による対応も可能である旨の包括的な規定をするものでございます。

○服部副委員長 分かりました。ありがとうございます。以上です。

○富木委員長 ほかにございませんか。

(「なし」と言う者あり)

○富木委員長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

(「討論なし」と言う者あり)

○富木委員長 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○富木委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議第5号 山辺・県北西部広域環境衛生組合理約の一部を変更する規約について、これを議題といたします。

提案理由の説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

康村委員。

○康村委員 8番、康村昌史です。3点だけ質問させていただきます。

議第5号 山辺・県北西部広域環境衛生組合理約の一部を変更する規約についてです。

この資料によりますと、改正の趣旨が、組合理員の任期も関係市町村の議会の議員の任期に合わせるということですが、まず1点目の質問、この変更によって手続がどのように、何が変わるのかを教えてください。2点目が、なぜこの時期に改正を行うのかを教えてください。それと、資料にあります施行期日は県知事の許可のあった日から施行と、いつ頃の予定なのかを教えてくださいと思います。以上3点です。よろしくお願いいたします。

○富木委員長 建設環境課長。

○吉川建設環境課長 ただいまのご質問に回答させていただきます。手続等とはということでございますが、これにつきましては特に必要はないことになっております。基本的に改正の趣旨にもうたわせていただいておりますが、組合理員の選出議員さんの任期は1年という規定がございます。さらには組合の議会の議員の任期に関する条例がございます。この条例につきましては、任期につきましては、4月1日から3月31日という規定がされております。

こういう中で、現実、組合議員さんが選出されるのが、大体5月に各関係市町村の臨時議会等で選出されるという中で、今この条例の中でも4月1日から3月31日までという1年間の任期の中で、4月から5月までの空白があると。この空白を埋めるために議員さんの任期、管理者、副管理者の任期と合わす形で改正を行うという今回の改正になっておりますので、現状、聞かれている部分の手續云々どうのこうのについては、特に関係なくできるということでございます。

それとなぜこの時期なのかというところで、先ほど申しましたように、今ご存じのように、可燃のほうの入札も終わりました、今後稼働していく中で、今までは組合の臨時議会とかそういうのはなかったんですけど、今後運営していく中でそういうのも発生してくるであろうというのも想定されるので、できるだけ速やかにということでこの時期になったというのを聞いております。許可につきましては、地方自治法の286条に、知事の許可を得なければならないということになっておりますので、これに基づいて、この関係市町村の組合議会が大体9月に終わりますので、終わりましたらすぐさま知事に許可をもらいに行くということで、大体10月、11月には許可が頂けるものなのかなというのを考えているところでございます。

○富木委員長 康村委員。

○康村委員 先ほどの2点目の質問、なぜこの時期なんだという質問なんですけれども、今までは問題は生じてなかったと。ところが入札等も終わって、これから本格的な工事に入っていく上で、この改正が必要になったという解釈でよろしいのでしょうか。

○富木委員長 建設環境課長。

○吉川建設環境課長 おおむねそういうことで結構と思います。

○富木委員長 康村委員。

○康村委員 分かりました。以上で終わります。

○富木委員長 ほかにございませんか。

服部委員。

○服部副委員長 6番、服部です。

前の議員の補足になるんですけれども、任期についてなんですけれども、任期を1年から組合議員の任期というふうに変わるということになっているんですけれども、そこがちょっと分かりにくくて、組合議員が、まず、4年任期がある議員と、2年で改選になる議員とがおられると思うんですけれども、どういうふうに捉えたらいいのでしょうか。

○富木委員長 建設環境課長。

○吉川建設環境課長 基本的に各市町村によっていろいろ任期もスタート地点がやっぱり変わってくると思います。ですけれども、その辺は組合に確認させていただいたんですけれども、その辺は統一的な話ではなくて、議員さんの任期が一応4年というところの話と、先ほども申しましたように、簡単に言うと議会の空白を埋めるというところの話が大きな問題であるということで、今回の改正に至ったというふうに聞いております。

○富木委員長 服部委員。

○服部副委員長 毎年5月に各市町村で、臨時議会で派遣議員を決めるんですけど、それを決めない、1回決めた議員は4年間いくとか、そういうふうな形になるのでしょうか。

○富木委員長 建設環境課長。

○吉川建設環境課長 基本的には議員の任期という形になっているんですが、特に4年を務めなあかんという決まりはないというて組合のほうから聞いております。ですので、これは各関係市町村でその辺のところのルールというんですか、決めていただいても結構ですということとは聞いております。

○富木委員長 服部委員。

○服部副委員長 それでは、上牧町は今までどおり5月の臨時議会で、再任用するのか、そのまま新しい方に行ってもらうのかは毎年判断するということで理解してよろしいですか。

○富木委員長 建設環境課長。

○吉川建設環境課長 そこは特に問題ないかと思います。

○服部副委員長 ありがとうございます。以上です。

○富木委員長 ほかにございませんか。

(「なし」と言う者あり)

○富木委員長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

(「討論なし」と言う者あり)

○富木委員長 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○富木委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

議第7号 令和3年度上牧町国民健康保険特別会計補正予算（第2回）について、これを議題といたします。

提案理由の説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

○富木委員長 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

（「討論なし」と言う者あり）

○富木委員長 討論なしと認めます。

これから採決をいたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○富木委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

議第8号 令和3年度上牧町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1回）について、これを議題といたします。

提案理由の説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

○富木委員長 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

（「討論なし」と言う者あり）

○富木委員長 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○富木委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

議第9号 令和3年度上牧町介護保険特別会計補正予算（第2回）について、これを議題といたします。

提案理由の説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

服部委員。

○服部副委員長 6番、服部公英です。

議第9号 令和3年度上牧町介護保険特別会計補正予算（第2回）について、質問させていただきます。私の質問は1点です。説明、歳出の6、7ページの、区分22、償還金、利子及び割引料の部分で、過誤納付還付金について説明していただきたいと思います。150万円ですね。これについての説明をお願いいたします。以上です。

○富木委員長 生き活き対策課長。

○林生き活き対策課長 それでは、150万円の補正の説明をさせていただきます。これにつきましては、介護保険料と介護のサービスを受けられたサービスの料金とで、途中でお亡くなりになられたりとか、あと、所得構成が変わって保険料の料率が変わったりとかという方が途中で発生をいたします。そういった方々へ還付をするものでございます。

○富木委員長 服部委員。

○服部副委員長 内容がちょっと分からなかったもので、今説明してもらって分かったんですけども、この150万円では件数にしては何件くらいで、主な例というのは分かりますか。今の説明で大体分かったんですけども。

○富木委員長 生き活き対策課長。

○林生き活き対策課長 例年ですと170件とか160件とかって件数が出てきているんですが、今年はちょっと多く見込んでおります。200件ぐらいまではいくのではないかとということで、今期もお支払いを今年度させていただいておるんですが、額が相当上ってきておりますので、今回補正をさせていただきましたので、件数にいたしましては先ほど申し上げたとおりでございます。

○服部副委員長 分かりました。ありがとうございます。以上です。

○富木委員長 ほかにございませんか。

遠山委員。

○遠山委員 遠山です。よろしくお願いします。

議第9号 令和3年度上牧町介護保険特別会計補正予算（第2回）について、1点質問させていただきます。

説明書、6ページ、7ページです。一番上の、款保険給付費のところの説明欄、高額医療合算介護サービス等費、100万円の増額になっています。初日の説明で、申請件数及び1件当たりの支給額の増加ということで説明を頂きました。この内容について説明をお願いします。

○富木委員長 生き活き対策課長。

○林生き活き対策課長 もう一度質問の確認をさせていただきたいのですが、高額医療合算のサービスの平均金額……。

○遠山委員 その100万円の内容をお願いします。

○林生き活き対策課長 この高額医療合算というものにつきましては、医療費と介護の合算で、規定の額、所得階層ごとに決められた額があるんですが、それ以上の額になった場合の年間分を計算いたしまして、はみ出た分を率的にお返しするといった仕組みでございます。当初予算で600万円つけさせていただきまして、現在既にお支払いを終わっている方が、170件ほどございます。590万をもう支払っておりますので、すみません、割り算をしていただけたらありがたいかなと思います。今後まだ申請の予測がされますので、今回100万ほどの計上をさせていただきます。

○富木委員長 遠山委員。

○遠山委員 よく分かりました。高額医療合算介護サービスの説明まで頂いて、これはたしか15年くらい前にできた制度だったと思っているんですけど、当初600万円だったんですけど、これはたしか去年700万円だったのを100万減額して今回当初予算を計上していたと思うんです。それがやっぱり思ったより数字がかさんだから、590万ということで、もうぎりぎりだと思うので、今回100万円になった、そういう認識でよろしいですか。

○富木委員長 生き活き対策課長。

○林生き活き対策課長 そのとおりでございます。

○富木委員長 遠山委員。

○遠山委員 詳しい説明をありがとうございました。以上です。

○富木委員長 ほかにございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○富木委員長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

(「討論なし」と言う者あり)

○富木委員長 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○富木委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

議第11号 令和3年度上牧町下水道事業特別会計補正予算(第2回)について、これを議題といたします。

提案理由の説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

康村委員。

○康村委員 8番、康村昌史です。

議第11号 令和3年度上牧町下水道事業特別会計補正予算(第2回)について、1点質問させていただきます。

説明書の5ページです。款4繰入金、項1他会計繰入金の、目1一般会計繰入金、これが1,927万5,000円の減額になっておりますが、この説明をお願いいたします。

○富木委員長 上下水道課長。

○南浦上下水道課長 それでは、補正予算書の4、5ページ、款繰入金、項他会計繰入金、目一般会計繰入金、節一般会計繰入金について説明させていただきます。

このことにつきましては、今回補正の歳入歳出収支額の1,927万5,000円の減額でございます。内容につきましては、歳入補正額の繰入金1,793万5,000円と、歳出補正額の公債費134万円減の、合わせた1,927万5,000円の減額となっております。

○富木委員長 康村委員。

○康村委員 分かりました。以上で私の質問を終わります。

○富木委員長 ほかに質疑はございませんか。

(「なし」と言う者あり)

○富木委員長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

(「討論なし」と言う者あり)

○富木委員長 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○富木委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、理事者側から提出のあった、本委員会に付託されました議案は全て終了いたしました。

理事者側より挨拶をお願いいたします。

今中町長。

○今中町長 全議案可決すべきものと決定を頂きまして、ありがとうございます。また、来る本会議でも議決を頂きますようお願いを申し上げまして、お礼のご挨拶にさせていただきます。ありがとうございました。

○富木委員長 それでは、ここで暫時休憩をいたします。

理事者側の皆様、ご答弁ありがとうございました。ご退席をよろしくをお願いいたします。

休憩 午前10時46分

再開 午前11時00分

○富木委員長 それでは再開いたします。

議員提出議案第1号 上牧町あらゆる差別の解消の推進に関する条例(案)、これを議題といたします。

提案理由の説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

遠山委員。

○遠山委員 遠山です。よろしくお願いいたします。

議員提出議案第1号 上牧町あらゆる差別の解消の推進に関する条例(案)について、質問させていただきます。

まずこの、あらゆる差別の解消の推進に関する条例ということで、あらゆる差別をもうなくしていこうという意味では、先日パラリンピックが終わりまして、そのときにもいろいろ

議論になりましたけども、障害者の方々に対する偏見や差別、そういうのも今回議論になりました。そういうものも含めて、こういう条例を新しく制定しようという意味では大変意義深い重要な条例だということを、評価といいますか、認識をしています。そういう前提のある中で、少し細かい点ですけども伺っていきたいというふうに思います。よろしくお願いします。

まず1点目ですけども、条例案の第2条に基本理念が規定されています。基本理念というのは条例の中で最も大事な部分で、基本の根幹となる、まさに基本理念になることだと思いますが、この「あらゆる差別を解消する施策は」の後に、「現在もなお部落差別が存在するとともに」ということで、ここに限定列举がなされています。あらゆる差別、いわゆる障害者の方々に対する差別、ジェンダーの問題、そして細かい話で、私は関東の人間で関東弁だったので、関東人だと言われる差別とか、そういうものを含めて、そういう解消するための施策というのが、「現在もなお部落差別が存在するとともに」ということで、ここの文言だけ少し浮いている気がします。この辺の意図についての説明をまずお願いをしたいというふうに思います。

○富木委員長 服部委員。

○服部副委員長 今遠山委員がおっしゃった、「あらゆる差別を解消する施策を行う」というのが本当に最も重要な柱となって、この条例を出しております。それでも、「現在もなお部落差別が存在するとともに」という情勢を強調するのかということについてですが、それについては、これまで2016年、平成28年、国の部落差別解消推進法、これが国において成立いたしまして、それを受けて、2019年、平成31年に、奈良県においても奈良県部落差別の解消の推進に関する条例という、重要な条例が制定されました。その法や条例の中に、その中に、「現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえて」というような文言が記載されています。法にも、条例にも同じような文言が記載されていることが1つの理由です。

もう1つ、2つ目には、その差別事象の実態として、同和地区の問合せや、インターネットの動画サイトに奈良県内の同和地域を撮影した動画が多く投稿されていることがあります。そういったことは皆さんもご存じだと思うんですけども、最近においても、「私の孫が、今度上牧町に家を建てて住みたい、そこには同和地区とかがあるのか」というような問合せがこの6月議会から8月議会までの間に実際にございまして、私もやはり、現在もなお部落差別があるということはやはり入れておくべきではないかなということで、ここに書かせても

らった次第です。

1つ目の質問はそういうところが私の用意してきた答えになっております。

○富木委員長 遠山委員。

○遠山委員 服部委員の思いはすごい理解をしています。そういう中で、かぶせるわけではないんですけど、現在もなお部落差別などが、などの差別が存在するのではという意味だったらわかるんですけど、今の服部委員の説明でも、1つの差別に特化しているようなイメージがあるんです。先ほど言いました、例えば障害者差別、男女差別、それも、部落差別が存在するからそういう差別があるんだよというふうにこの理念は取られてしまうんじゃないかという危惧をするんですけど。要は、障害者差別とか、そのほかの部落差別以外の差別についてのことについてはどうお考えですか。

○富木委員長 服部委員。

○服部副委員長 私も部落差別だけを特化しているわけではなく、私自身、先ほど遠山さんがおっしゃっておられました障害者差別、外国人差別、個人事になるんですけど、うちの場合は長女がタイ人と結婚してしまっていて、かわいい孫が大きくなるにつれて、また、ハーフであるということで差別を受けるようなことがあってはいけないというような気持ちもありますし、差別全体、いろんな差別に対しての条例を今ここで整備しておきたいというような考えで出しております。

○富木委員長 遠山委員。

○遠山委員 分かりました。では4番目の質問と重複するので、ここは少し聞いておくことにします。

2つ目に行きます。第5条です。第5条には相談体制の充実ということで、条文が規定されています。上牧町では現在、たしか毎月第2金曜日、人権擁護委員さんがされている人権相談というのがあるんですけども、その体制が今ありますけれども、さらなる相談体制の充実を図るのか、その人権擁護委員さんがされている相談体制で賄うのか。充実と書いてあるので、その辺りの説明をお願いします。

○富木委員長 服部委員。

○服部副委員長 相談体制については、上牧町では今、人権擁護委員さんが月1回やっております。それに付け加えて、問題が起きたときにその都度、気軽に担当課、社会教育課等に行ってもらって相談を受け付けるというような感じをイメージしております。相談体制の充実については、条例ができた後においても、行政とこれから相談していく部分もあると思いま

すが、やはり相談体制の充実というのを掲げておかないと、これまで既存にありました人権条例には相談体制という記述はございませんので、やっぱりこれから一步踏み込んで、差別事象に対処するには相談体制が必要だということで、相談体制を入れております。

○富木委員長 遠山委員。

○遠山委員 よく分かりました。この第5条もそうですけど、前の第3条も町がしなければならない規定があります。第5条も努力規定なんですけど、議員提案のほうで条例をつくって、町のほうで相談体制の充実がしていないじゃないかということを私たちが言えてしまうという問題があるので、相談体制の充実を図るということについては、今提案者の服部議員のほうから、社会教育課のお名前がありましたけれども、社会教育課とは、この相談体制の充実をこれから図っていこうという議論というのは、なされていますか。

○富木委員長 服部委員。

○服部副委員長 社会教育課と相談しているわけではございません。私個人として、部落差別等、問題が起きたときに対処するのは社会教育課であるというような認識を持っていますので、これから担当しているところと交渉するには社会教育課ではないかということで、社会教育課というふうに話をさせていただきました。

○富木委員長 遠山委員。

○遠山委員 よく分かりました。何度も申し上げますけども、どうしても1つの差別に特化しているイメージがどうしても今のお話もそうですけれども、社会教育課だけではなくて、いろいろな課が多分該当してくると思うので、その辺り、もう少し広い見地でしていったほうがいいのかというふうに思います。

では、3つ目に行きます。3つ目は第6条です。啓発活動の充実というところで、1行目の終わりから、「行政総体の要としての上牧町人権問題啓発活動推進本部を主体とし」とあります。まず、行政総体という言葉が僕なりにはすごい耳慣れない言葉なんですけども、行政総体の要という意味と、この推進本部についての説明をお願いします。

○富木委員長 服部委員。

○服部副委員長 私も行政総体という形でぴんときなかつたんですけれども、ちょっと聞かせていただきましたところによりますと、行政総体の要として、上牧町人権問題啓発活動推進本部というのがもう既にございます。奈良県には奈良県市町村人権・同和問題啓発活動推進本部連絡協議会が組織されています。そして上牧町にも、もう町長はじめとする職員の方々がそれに属しております。差別の現実学び、被差別の側に依拠した真摯な行政啓発を目指

そうとして1988年に、市町村啓発連協が結成されました。県内全ての市町村が一致結束して部落差別をはじめとし、あらゆる差別をなくすための行政総体で、啓発活動を進めてきました。行政の責務として人権啓発の取組を進めてきているようです。

上牧町も、人権問題啓発活動推進本部として加わっております。行政職員が主体となり、人権を確かめあう日、県下一斉集会を開催したり、差別をなくす県民集会、奈良ヒューマンフェスティバルに参加するなどの活動があります。こういう冊子も役場の1階にも置いている、こういうことをしている奈良県市町村人権・同和問題啓発活動推進本部連絡協議会というような形で、市町村が行っている行政総体というのをひっくるめて、行政総体という形で捉えるそうです。

○富木委員長 遠山委員。

○遠山委員 言葉の内容は、ちょっとあれですけど、僕なりに、行政総体というのも行政全員でちゃんとやっていこうというそういう意味での総体かなというふうにとったんですけど、総体というとなかなか理解しにくいかと思います。そこは別に、言葉の話なんですけども。

先ほど言いましたその推進本部というのがもう既に上牧町にあると。今中町長が本部長なんですかね。この推進本部の実態について教えていただけますか。

○富木委員長 服部委員。

○服部副委員長 実態というのは、町長が筆頭となって、人権活動、啓発活動に参加するときに、毎月11日とか、年に1回7月の11日に人権を確かめあうという形で県民集会とかありまして、奈良県一斉に各市町村長並びに各市町村の議長、また、町長、市長、部長、課長、その他の、町からバスを出して、そういう県民集会に参加したりという活動をされているということです。今言うてるその団体というのは、メンバーが決まっているわけではなくて、別に必ず出席ではないんですけども、出席できる限りは人権を確かめる活動、啓発に参加しようという形で、活動をされているということです。答えになっていませんか。

○富木委員長 遠山委員。

○遠山委員 行政総体の要として、ここを主体として促進するって、これは努力義務じゃなくて、本当に義務規定になっているので、対策本部というのがしっかり組織化されているのかというふうに思ったんですけど、今の話を聞くと、県にそういう本部があるのは僕も知っているんです。県の差別の週間とかに対して、町とか市町村が行くというのは知っているんですけど、町の推進本部というのがあるのを僕は認識がなかったので、この辺りは今後、この条例を本当に生かすという意味では、恐らくつくるだけが目的ではないと思うので、啓発活

動の充実で、この対策本部を主体としなきゃいけないけども、参加メンバーは決まっていな
いんですというのは少し違和感を感じるので、その辺りはきっちり対応したらいいのかとい
うふうに思います。そこは提案です。

最後に4つ目なんですけれども、附則のところです。附則の第2項で、上牧町人権擁護に
関する条例の廃止とあります。これは大変大きな議論になる、議論といいますか、私は差別
の解消の推進というものと、人権擁護というのは、同じように見えて僕は違うと思っていま
して、人権擁護というのはもっと大きくて、生まれ持った基本的人権、生まれ持った地位も
そうだし、社会的地位、そういうものを守るとというのが人権擁護で、差別をなくすというの
は、先ほどの障害者差別とか、男女差別とか、それをなくすというもので、人権擁護のほう
が僕は大きいというイメージがあるんです。今回、差別の解消の推進に関する条例をつくる
ことで、この人権擁護条例を廃止していいのかなというのが大変疑問といいますか、不思議
に思うところなんですけど、その辺りの説明をお願いしますか。

○富木委員長 服部委員。

○服部副委員長 それは遠山委員の考え方ということで、よく分かるんですけども、まさに
遠山委員もおっしゃっているように、これは、人権擁護条例、今既存にある、今まであった
人権擁護条例の発展型というような捉え方で条例を出しています。そういうことで、その人
権擁護条例をないがしろにするものではなく、その上に立って、進歩型という形で出してお
りまして、そういうことで、人権擁護条例と、今回出すあらゆる差別を解消する条例が、同
じような条例が基本になっているので、同じような条例が2つになるということで、1つの
条例を廃止して今回の条例を新たに設置するという形で行っていきたいということで、廃止
というふうにさせていただきました。

○富木委員長 遠山委員。

○遠山委員 分かりました。ここは、僕の解釈だけの問題かもしれないですけど、何度も言い
ますが、私は差別の解消と人権擁護は別だと思っていまして、人権擁護のほうが大きい話、
差別の解消をしても、人権擁護には僕はならないと思っていまして、その辺りだけ申し添え
たいというふうに思っていまして、先ほど、人権擁護に関する条例の発展形という話があり
ましたけれども、最後に、どういった部分が発展形になっているかだけ、説明をお願いしますか。

○富木委員長 服部委員。

○服部副委員長 新たに、相談体制であるとか、啓発の強化など、今まで人権擁護条例には記

載されていなかった部分、個々に細かく増やした部分が発展形だというふうに考えておりました、この人権擁護条例が、平成7年にできたときは情勢が大分と変わってきております。世の中の状況が変わってきておりまして、やはり、インターネット上での差別など、いろいろな昔なかったようなことも起きてきておりますので、そういう形で新しく条例を出したほうがいいという形でしています。

○富木委員長 遠山委員。

○遠山委員 あまり私ばかりしていてもいけないので。発展形という中で、先ほど、まさに提案者の服部委員が言われたように、町がしなければいけない責務というのが増えているという意味の発展形かなと思うんです。なので、この条例を制定することによって、町の負担という言い方をしてはいけないんですけど、担当課でしなければいけない作業が当然増えてくる。その辺りの意思疎通であるとか、先ほど言いました相談体制であるとか、いろんなものの確認とか調査ということ、しっかり体制づくりが必要なのかなということ、この条例ができたら、感じました。私の意見として申し添えたいと思います。すみません、長々と。以上です。

○富木委員長 ほかにございませんか。

石丸委員。

○石丸委員 石丸典子です。議員提案の条例ということで、質疑をさせていただきます。

憲法に基づいた基本的人権が尊重されて、差別のない上牧町を目指すというところは私もそういう願いでいっぱいあります。それで、先ほどの議員も質疑の中で言われたんですけども、この表題は、上牧町あらゆる差別の解消の推進に関する条例となっておりますけれども、中身は部落差別をはじめとするあらゆる差別の解消という、元の県の条例に基づいているということで、内容を読ませていただきますと、部落差別に特化している、それを特別にその部分を強調しているという印象があります。先ほど幾つかの点で、遠山委員も質疑されたんですけども、まず3点にわたって聞きます。

まず、基本理念のところ、あらゆる差別を解消するという、あらゆる差別と書かれていますけれども、この中には具体的には示されていないんですけども、提案者はどのような差別を想定されていますか。

○富木委員長 服部委員。

○服部副委員長 私が想定しているあらゆる差別というのは、障害者差別もありますし、女性差別もありますし、また、今コロナ禍におけるコロナにかかった人を差別するなど、そういう

ったちょっとした差別、そういうのも含めてあらゆる差別という意味で、あらゆる差別というような条例にするほうがいいという考えで、あらゆる差別という条例のタイトルに変えました。

○富木委員長 石丸委員。

○石丸委員 それで、この文面からはそれが大変分かりにくくて、先ほどの委員と重なりますけれども、「現在もなお部落差別が存在する」ということで大変強調されています。今の社会情勢からいうと、パラリンピックも終わりました、障害者の立場というのも強調されましたけれども、障害者の問題、男女差別、外国人の差別であるとか、コロナウイルス感染症に関してもいろいろな差別であるとか、また、今後はワクチンを打ったか打たないか等もいろいろ出てきます。そういう今の社会情勢とちょっとずれている感じがするので、確かに部落差別もあるというのはそうかもしれませんが、ここで特に限定しているというふうな感じが受け取れますので、私はちょっと条例としては、あまり正確でない、ふさわしくないと考えているところです。

それと、次の実態調査のところですけども、第7条で、町は、施策の策定及び推進に反映させるために、必要に応じて実態調査を行うということですけども、この施策の策定というのはどういう施策でしょうか。

○富木委員長 服部委員。

○服部副委員長 実際に差別が起きたときに、実態調査をするというような文言がある条例をつくることによって、差別が防止されるというような形で捉えてもらったらいいかと思っています。

○富木委員長 石丸委員。

○石丸委員 施策というのは、部落差別の解消に関する施策というふうな理解をされていますか。これは、県の条例の中では施策イコール部落差別の解消に関する施策というふうに限定されているんですね。現在上牧町では、障害者計画であるとか、いろいろな計画を立てる際には住民へのアンケート等を行って、サービスが必要な方であるとか、介助が要る方の調査は行われていますので、この部分の施策の策定のためにというところはやはり、部落問題に対する施策というふうに私は理解したので、これも部落差別に特化した内容だというふうに理解しました。その点は何かありますか。

○富木委員長 服部委員。

○服部副委員長 特に、こちら側、私の考えとしては特化した考えは持っていません。あら

ゆる差別という形で、あらゆる差別が起こったときに、アンケートなり、実態調査をするという形で考えております。差別の原因という形で調査するという形で考えております。

○富木委員長 石丸委員。

○石丸委員 お聞きをしておきますけれども、3つ目の推進体制の充実というところでありますけれども、これも部落差別の解消の推進に関する法律に基づいた推進体制ということで、限定されていますね。この辺からやはり、あらゆる差別と言うときながら、部落差別の解消に限定した内容の条例だと私は取りましたし、これを一般の方、広く住民の方が見られたら、あれっというふうに疑問を持つ方が多いと思います。上牧町の条例を提案する、しかも議員が提案する条例は、もう少し正確なもので、住民に分かりやすい条例にすべきだと思います。この点はどうでしょうか。

○富木委員長 服部委員。

○服部副委員長 私としては、県の条例に特化しているのではなくして、県の条例もできていることも踏まえて、上牧町でも同じような形で条例をつくり、県よりもっと広い意味での条例になったつもりでおります。

○富木委員長 石丸委員。

○石丸委員 それで、上牧町では人権擁護に関する条例というのが既にありまして、それに基づいて人権尊重ということが行われていますので、この条例に基づいたいろいろな人権意識の高揚であるとか、啓発等行われていますので、私は、この条例で十分対応できるものだと思います。それを廃止して、発展させたものだというふうに先ほどの委員の質疑の中でも説明がありましたけれども、発展というよりも、差別事象に限定したということで、ちょっと違ったものになっているという印象を受けております。

一旦出されていますから、この委員会で、この条例に対して賛否を採る形になりますけれども、こういう大切な条例のときは、あらかじめもう少し議員間でしっかり討議できるような、そういう対応をしてほしかったというのが私の思いです。とてもこの条例は、私は認められません。質疑をこれで終わります。

○富木委員長 ほかにございませんか。

(「なし」と言う者あり)

○富木委員長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

石丸委員。

○石丸委員 石丸典子です。

上牧町あらゆる差別の解消の推進に関する条例（案）について、反対をいたします。上牧町において、あらゆる差別をなくして、基本的人権の尊重される憲法に基づいた精神で進めるという立場からなんですけれども、今回の、この上牧町あらゆる差別の解消の推進に関する条例は、部落差別に内容が特化しているものであるという点で、到底認められません。以上で反対の討論といたします。また、本会議場では少しまとめて述べておきたいと思います。

○富木委員長 ほかにございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○富木委員長 これで討論は終わります。

これから採決いたします。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方、起立願います。

（起立多数）

○富木委員長 起立多数です。

したがって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

○服部副委員長 ありがとうございます。本会議場でも賛成いただきますように、よろしくお願い申し上げます。どうもありがとうございました。

○富木委員長 以上で、本委員会に付託されました議案は全て終了いたしました。これをもちまして文教厚生委員会を閉会いたします。皆様、ご苦労さまでございました。

閉会 午前11時30分

上牧町議会委員会条例第27条第1項の規定により署名する。

文教厚生委員長

富 木 つ や 子

決算特別委員会会議録

1. 日 時 令和3年9月9日（木） 午前10時
1. 場 所 3階委員会室
1. 協議事項 認第1号 令和2年度上牧町一般会計歳入歳出決算認定について
 認第2号 令和2年度上牧町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
 認第3号 令和2年度上牧町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
 認第4号 令和2年度上牧町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について
 認第5号 令和2年度上牧町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
 認第6号 令和2年度上牧町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
 認第7号 令和2年度上牧町水道事業会計決算認定について
1. 出席委員 委 員 長 服部 公英 副 委 員 長 上村 哲也
 委 員 東 初子 牧浦 秀俊 康村 昌史
 石丸 典子
 議 長 吉中 隆昭
1. 傍聴議員 遠山健太郎 竹之内 剛 富木つや子 木内 利雄
 東 充洋
1. 理 事 者 町 長 今中 富夫 副 町 長 阪本 正人
 教 育 長 松浦 教雄 総 務 部 長 中川 恵友
 総 務 部 理 事 山下 純司 都市環境部長 塩野 哲也
 住民生活部長 井上 弘一 健康福祉部長 青山 雅則
 教 育 部 長 松井 良明 総 務 課 長 山本 敏光
 秘書人事課長 高木 真之 まちづくり推進課長 松井 直彦
 建設環境課長 吉川 昭仁 上下水道課長 南浦 伸介
 住民保険課長 落合 和彦 税 務 課 長 金崎 恭彦
 徴 収 課 長 藤岡 伸啓 福 祉 課 長 中本 義雄
 生き活き対策課長 林 栄子 こども未来課長 寺口万佐代

	教育総務課長	丸橋 秀行	教育総務課主幹	辻村 純
	社会教育課長	野崎 威志	図書館長補佐	安達 裕代
	会計管理者	岸田 孝		
1. 事務局	局長	森本 朋人	書記	山口 里美
	書記	横田 大樹		

開会 午前10時00分

○服部委員長 おはようございます。本日から決算委員会、3日間にわたって行いますけれども、今日も朝から雨が降っておりまして、私、毎日健康のために歩いているんですけども、今、外を見ますと、晴れてきているという爽やかな状況になってきているんですけども、世の中は今、コロナ禍で、まだまだマスクを外して歩くのはなかなか難しい状態なんですけれども、上牧町議会もマスクをして、こういう狭い中で質疑を行わなければなりませんけれども、皆様にはしっかりと答弁していただき、また、議員の皆様にはスムーズな質問を行ってもらいたいと思います。

それでは、定足数に達しておりますので、これより決算特別委員会を開会いたします。

初めに、理事者側より挨拶をお願いいたします。

町長。

○今中町長 皆さん、おはようございます。決算特別委員会に付託をされました認第1号 令和2年度上牧町一般会計歳入歳出決算認定について、認第2号 令和2年度上牧町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、認第3号 令和2年度上牧町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、認第4号 令和2年度上牧町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について、認第5号 令和2年度上牧町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、認第6号 令和2年度上牧町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、認第7号 令和2年度上牧町水道事業会計決算認定について、以上7件の案件でございます。決算でございますので、皆さん方には、この点どうなったのかということを中心に質問を頂き、全議案認定すべきものと決定いただきますようお願いを申し上げまして、ご挨拶にさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○服部委員長 本委員会に付託されました議案は、お手元に配付の次第のとおりです。順次審議してまいります。本日から3日間、決算審議を願うわけですが、理事者側より大量の資料が提出されております。審議をスムーズに行えるようにという趣旨で提出されておられますので、どうか委員各位におかれましては、こういったことを十分お酌み取りいただき審議していただきたいと思います。

それでは、審議に入る前に、審議の方法についてなんですけれども、まず、歳入、歳出、分けて質疑を行っていきたいと思いますが、異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○服部委員長 それでは始めてまいります。

認第1号 令和2年度上牧町一般会計歳入歳出決算認定について、これを議題といたします。

提案理由の説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

石丸委員。

○石丸委員 おはようございます。石丸典子です。よろしくお願いいたします。

まず、令和2年度一般会計当初予算は、歳入、歳出約76億円でしたけれども、令和2年度においては、補正が11回行われました。特にこの中で、コロナウイルス感染症対応としての地方創生臨時交付金が約36億円、それとコロナ対応で、県の上乗せの支援として約1億円等があり、補正対応が約37億円という形で、金額的には、この分がそっくり当初予算に上積みされた数字となり、令和2年度決算は、歳入、歳出それぞれが100億円を超える規模になりました。コロナの感染症の対応は、令和2年度の予算審議する少し前から始まりましたけれども、本格的なコロナ対応が行われた令和2年度の決算ということで、私は自分で勝手に、コロナ対応決算と言えるということで、呼びました。町長はじめ職員の皆さんには、コロナ禍の下、日常業務の上、さらに感染症の対策にこれまで大変ご苦労いただきました。本当にありがとうございました。今回、私はこの決算審査をするに当たり、先ほど申し上げましたように、コロナ対応が主になっているということから、この点を重点的に聞きたいと思います。減収補填債などの資金繰り、また、地方創生臨時交付金の活用はどうであったかを中心に質疑をさせていただきたいと思います。また、決算審議に当たっての丁寧な資料をたくさん作成していただき、本当にありがとうございます。ただ、後からの差し替えであるとか訂正が大変多く、見比べるのが大変でした。

それでは、中身を入らせていただきたいと思います。まず、歳入の説明書16、17ページで、町税ですけれども、全体としてはそんなに減収とはなっていませんでしたけれども、資料のナンバー2においては、町税に係る決算についてということで、総括表が出されておりますけれども、町税の調定額が前年度に対して約2,000万円減額というふうなことでございまして、これらから町税の状況の説明をお願いしたいと思います。

次は、町税の中の法人分ですけれども、資料の6で出していただいておりますけれども、前年度に比べて調定額がマイナス17.8です。件数が少し、38件減っていましたが、収入済額ではマイナス1.8というふうな状況でありましたが、これについての説明をお願いいたします。

続いて、固定資産税ですけれども、資料のナンバー1で出していただいているとおり、不納欠損額が1,771万7,200円ということで処理されております。これについての説明をお願いいたします。

続いて、同じページの町たばこ税ですけれども、今年の3月に補正が組まれて、332万8,000円増額計上されましたけれども、減収補填債の関係で計上でありましたけれども、この件の説明をお願いします。

もう1点は、今回、初めての形ですけれども、収入未済略として7,513万円計上されました。先日の総務委員会でも、繰越しのところで説明がありましたけれども、地方たばこ税においては、納税義務者の規定が幾つかあると思いますけれども、1つは製造者、日本たばこ産業株式会社、もう1つは、輸入たばこの販売業者、もう1つは、卸売販売業者というふうな分類になると思いますけれども、この業者はどの業者に当たるのか。また、近隣の町でのこのような収入未済額の状況はあるのかないのか等の説明をお願いしたいと思います。

次ですけれども、説明書18、19ページ、地方揮発油譲与税のところですが、ここでは減額されたんですけれども、さらに、104万円増えている形になっていますけれども、これも減収補填債の影響があると思いますけど、一緒に説明をお願いしたいと思います。

それと、同じところの株式等譲渡所得割交付金ですけれども、これは、予算に対して1,000万円増額で収入済額となっていますけれども、説明をお願いいたします。

その下の法人事業税交付金については、当初予算、県の算定で示されておりましたけれども、135万円の増額で収入済額となっております。説明をお願いします。

次のページですけれども、20ページ、21ページ、地方消費税交付税ということで、減額の補正がされましたけれども、結果的には、2,616万7,000円の増額となりました。この説明をお願いいたします。

それと、同じところの11交通安全対策特別交付金ですけれども、資料の23で、交通違反の費用を使つての修繕が行われるということですが、この内容、説明等を見ますと、町が単独で行う経費に充てることになっております。町では、そのほかに交通安全対策ということで、交付金や、また、地方債等の活用もありますけれども、これらの違いの説明をお願いしたいと思います。

次、22、23ページの分担金及び負担金の使用料及び手数料のところ、文化センター使用料ということで、ペガサスホールの使用料が上げられておりますけれども、コロナで使用料が減っていると思われましたけれども、4月、5月休館により、稼働率としては、令和元年

度決算より上がっております。木内議員請求の資料から見させていただきましたら、稼働率は、大ホールで33.5%、小ホールで76.9%ということで、一定使われているように思われますけれども、私は考えましたのは、コロナによって逆に増えている、広いところで催しをされるというふうな傾向もあるのではないかと思いますけれども、この点についての、どのような利用状況かをご説明願いたいと思います。

次のページに参ります。土木使用料ですけれども、不納欠損額1,589万円計上されております。駐車場使用料では87万9,000円ということで、合わせて約1,700万円が不納欠損の処理をされました。これに至るまでの説明等をお願いしたいと思います。資料を見させていただいたら、戸別訪問の件数が増えていたり、ちょっと特徴的なことを資料から読み取ったんですけれども、取組状況と不納欠損に至った経緯をお願いいたします。

次に26、27ページに行きます。衛生手数料の節2清掃手数料、家庭系一般廃棄物処理手数料、それと事業系一般廃棄物処理手数料が前年比で14.6%の減になっていたと思いますけれども、この状況について説明をお願いいたします。

次、30、31ページの国庫支出金に入りますけれども、31ページの上から2つ目の児童虐待DV対策等総合支援事業等補助金ということで、これは新しく人員を配置するというふうな予算で、令和2年度は組まれております。令和3年度から体制を整えて実施されていると思いますけれども、これを行うことによって、子ども相談窓口等も開設されていると理解しているところですが、この相談状況等、お話ししていただける範囲で、何かあれば説明をお願いします。

次は、34、35ページですけれども、県補助金の中の民生費県補助金です。備考欄では、下から8つ目ぐらいに、障害児放課後等デイサービス利用支援事業費補助金ということで、補正も含まれて増額になっていますけれども、説明をお願いします。

次は、40、41ページの財産売払収入です。不動産売払収入として2,550万4,000何がしと、物品売払収入は5万円、不動産売払収入は補正で上がった分だと思いますけれども、決算としての資料がありませんでしたので、できれば、土地が売却できたという大事なところですので、ぜひ決算としての資料を、添付をお願いしたいと思います。あわせて、内容の説明をお願いします。物品売払収入については、補正予算はありまして、補正は組まれておりませんでしたけれども、5万円の計上です。説明をお願いいたします。

次は、46、47ページのところで、雑入の最後のほうですけれども、資料87では、雑入としての資料が出ているんですけど、備考欄にその項目が上がってないです。福祉医療費助成制

度高額療養費収入内訳106万9,836円というのが、資料では上がっておりましたけれども、ここに入ってなかったんですが、説明をお願いしたいと思います。

次、48、49ページ、町債の中の減収補填債が補正で5,220万円の計上でしたけれども、決算では、3,600万円減額となりました。ということは、それなりに収入があったということでしょうか。これらの説明をお願いいたします。これは、町たばこ税と地方揮発油譲与税と地方消費税交付金で措置されていた分だと思いますが、この関係について説明をお願いしたいと思います。

以上の項目ですが、よろしくお願いいたします。

○服部委員長 石丸委員の歳入の通告が終わりましたので、答弁を順次お願いいたします。

税務課長。

○金崎税務課長 それでは、石丸委員のご質問についてご回答させていただきます。

まず最初に、説明書16ページ、17ページの町税に関しまして、この部分については、現年分の傾向についてご説明ということでよろしいでしょうか。町税4税に関しまして、全体、現年課税分、調定額につきましては、21億4,627万5,390円でございます。現年課税分の調定額、対前年といたしましては、310万6,534円の減、率にしまして0.14%の減でございます。令和2年度、町税の全体的な詳細でございますが、町民税、法人分、固定資産税、土地及び町たばこ税につきましては、現年調定分を下回っております。特に今回、大きく減少した分につきましては、町民税で、法人分につきましては1,661万7,000円の減、17.8%の減でございます。町税の中で最も減少額が大きく、固定資産税、土地では、141万6,300円の減、率にしますと0.4%の減でございます。町たばこ税につきましては、132万7,205円の減で、1%の減となっております。以上が詳細的な内容でございます。

○服部委員長 石丸委員。

○石丸委員 ありがとうございます。歳入のナンバー2のところで、資料では、町民税の現粘土分で、現年と滞納繰越と合わせて2,000万円の減ということですね。その特徴は、法人分の減額が大きいと。分かりました。個人分と法人分を含んでのという数値で、分かりました。ありがとうございます。結構です。

○服部委員長 税務課長。

○金崎税務課長 続きまして、法人分についてでよろしいでしょうか。法人分、令和2年度につきましては、現年課税分の調定額は7,680万500円でございます。対前年比1,661万7,000円の減、率にいたしますと17.8%の減でございます。内訳といたしましては、均等割が172万

5,900円の減、率にいたしますと4.5%の減でございます。法人税割につきましては、1,489万1,100円の減、率にしますと27.2%の減でございます。

主要要因といたしましては、均等割につきましては、納税義務者の前年との比較におきまして、法人数が2法人増えたことによる法人区分の変動等による税額の減少分が、申告方法として予定申告と確定申告と2つの制度があるという性質上、申告納付が調定年度をまたがることから、年途途中における新規開設分であったり、廃止等により納付が生じる結果によるものでございます。

法人税につきましては、法人割につきましては、法人数が前年より2件の増、7号法人につきましては減少いたしております。それぞれの法人数の変動分と相殺された結果、法人数は増えております。法人税に関しましては、全級において前年度より減額しております。その要因といたしましては、令和2年度で令和元年10月1日以降の開始年度、年度分に係る法人税割の税制改正により、税率が9.7%から6%に引下げされたことにより、減少しているものでございます。

以上でございます。

○服部委員長 石丸委員。

○石丸委員 質疑の中で、件数は38件減っているというふうに言いましたが、これはどこかで出てきていたんですけれども。

○服部委員長 石丸委員。

○石丸委員 ナンバー6では、確かに、法人分の件数、納税義務者は2件減っていますが、減っているということで間違いありませんね。

○服部委員長 税務課長。

○金崎税務課長 令和元年度では346法人ありました。令和2年度では348法人ですので、2法人増えております。

○服部委員長 石丸委員。

○石丸委員 分かりました。説明ありがとうございます。

○服部委員長 徴収課長。

○藤岡徴収課長 それでは、決算書説明書の16、17ページ、町税の固定資産税の不納欠損の内訳について説明させていただきます。資料が歳入の先ほどおっしゃられた11番の部分でして、まず、理由から説明させていただきます。所在不明、平成27年度以前で2件、金額1万6,100円、28年度以降がゼロで合計2件、1万6,100円でございます。この所在不明と申しますのは、

督促状等、うちから郵便を送らせてもらいまして、それでも戻って来たり、あと、現地のほうに出向きまして調査等をさせてもらったりした段階で場所が分からないと、そういう案件をこちらで入れさせてもらっております。

次に生活困窮、平成27年度以前は38件で336万9,700円、28年度以降3件で15万4,100円、合計41件の352万3,800円、この生活困窮と申しますのは、生活保護世帯、もしくはそれに準ずる世帯、また、病気等されておられて医療費等が月で生活費に影響する世帯に対して、生活困窮というのは適用させていただいています。

次に、本人死亡また滞納者の破産、平成27年度以前は2件で2万6,600円、28年度以降は7件で284万300円、合計で9件で286万6,900円、これは本人死亡されまして、その後、相続人がおられると思いますけども、相続人がおられない方とか、もしくは相続放棄されて課税がもうどこにもないという方を上げております。

最後、交付要求参加差押え配当金不足または配当金なし、27年度以前はゼロで、28年度以降で1件、1,131万400円、合計1件で1,131万400円、この1件と申しますのは、大型店舗の大口滞納者が、昨年10月、競売にかかりまして、うちに配当金が全くないということで、今回、この法人の将来的な事業の再開の見込みもないということで、不納欠損で上げさせていただきます。

以上です。

○服部委員長 石丸委員。

○石丸委員 ありがとうございます。主に、大型店舗のところが大きくなっているんですけども、その後、売却先が決定とか、そういうことがあったんですか。

○服部委員長 徴収課長。

○藤岡徴収課長 昨年10月に競売が成立しまして、購入者が現れまして、そこでこの法人に対しまして、うちのほうで裁判所に配当金交付要求をさせていただいておりますけども、落札金額がそれに追いつかないということで、当町には配当金がないということで。

○服部委員長 石丸委員。

○石丸委員 売却されたということは、何らかで活用されるという理解をしていいですか。

○服部委員長 徴収課長。

○藤岡徴収課長 活用とはどういったことになりますか。

○服部委員長 石丸委員。

○石丸委員 その土地、建物ですね。

○服部委員長 徴収課長。

○藤岡徴収課長 今、落札された業者が、今後、どういう形で使用されるかは分かりませんが、現在はまだ、以前のままで残っておられると思います。

○服部委員長 石丸委員。

○石丸委員 分かりました。お聞きしておきます。ありがとうございます。

○服部委員長 税務課長。

○金崎税務課長 続きまして、町たばこ税についてでよろしかったでしょうか。前段の石丸委員の質問を聞き逃しましたので、申し訳ございません、再度よろしくお願いいたします。

○服部委員長 石丸委員。

○石丸委員 たばこ税については、今年の3月に補正計上で増額になっています。この説明をお願いしたいと思います。減収補填債とセットになっているというふうな資料とありましたけれども、もう少し説明をお願いしたいのが、まず1点です。

○服部委員長 税務課長。

○金崎税務課長 大変失礼しました。今のご質問につきまして、先ほど、委員申し上げられたとおり、令和3年3月議会におきまして、332万8,000円の増額を計上しております。そのことにつきましては、新型コロナウイルス感染症拡大の影響による環境の変動に伴う減収が生じる消費や流通に係る税目の1つとして、町たばこ税が減収補填債の対象と追加されたことによりまして、補正予算で増額の計上したのが理由でございます。

○服部委員長 石丸委員。

○石丸委員 分かりました。それでは、滞納のところで、収入未済の件で説明をお願いします。

○服部委員長 税務課長。

○金崎税務課長 先日の総務委員会でもご指摘いただいている部分につきまして、7,513円の未済についてご説明させていただきます。令和2年度の申告につきましては、4事業者。

○服部委員長 税務課長。

○金崎税務課長 今回の納める方の事業者につきましては、特定販売業者、輸入業者に値するものでございます。

○服部委員長 石丸委員。

○石丸委員 それで、近隣町での状況はどうですか。

○服部委員長 税務課長。

○金崎税務課長 本町を含めまして、9団体が同じ未済という形でなっておる団体がございま

す。

○服部委員長 石丸委員。

○石丸委員 それは、上牧町も含めて、9の自治体ということですがけれども、金額的にはそんなに多額ではないということでしょうか。

○服部委員長 税務課長。

○金崎税務課長 本町は7,513円ですがけれども、他町村の方ではうちより金額の多い団体もございます。

○服部委員長 石丸委員。

○石丸委員 今後の収入の見込みはどうでしょうか。

○服部委員長 税務課長。

○金崎税務課長 その件につきましては、既に督促状を送っております。また先日も、未納ということで電話も入れまして、催促はやっております。また、財産調査も行いまして、財産等ありましたら、差押えという形で、今後は手続を踏みながら徴収できる形を取り組んでいきたいとは考えております。

○服部委員長 石丸委員。

○石丸委員 分かりました。ご苦勞ですが、しっかり取組のほう、よろしくお願いいたします。
では、次にお願いいたします。

○服部委員長 税務課長。

○金崎税務課長 続きまして、18ページ、19ページ。地方揮発油譲与税についてご説明させていただきます。

まず最初に、先ほどと同じように減収補填債の減額についてでございます。こちら、令和3年の3月議会によって補正予算を116万円減額補正しております。令和2年における減収補填債に係る対応の拡大ということで、コロナの影響によって景気変動に伴う減収が生じるということで、税目として地方揮発油譲与税に関しましても、緊急事態等により、今後の減収拡大の可能性を踏まえて、減収が拡大した場合の発行可能な減収補填債の不足を埋めるために、余裕を持った減収見込額を計上して、補正予算を計上させていただきました。

○服部委員長 石丸委員。

○石丸委員 それで、結果的に少し増えたという理解でよろしいですね。

○服部委員長 税務課長。

○金崎税務課長 今、委員おっしゃったとおりでございます。

○服部委員長 石丸委員。

○石丸委員 ありがとうございます。それでは、株式等譲渡所得割のところは、補正がなく、予算に対して増額ですが、説明をお願いいたします。

○服部委員長 税務課長。

○金崎税務課長 令和2年度、調定額及び収入済額につきましては2,392万9,000円、対前年では4.4%の減でございます。金額は112万1,000円の減でございます。今、議員ご指摘の予算との比較につきましては、例年、県から示されました伸び率等を参考に、当初予算を計上しておりますが、当該年度において、同交付金の原資となる県民税の株式譲渡所得割に係る税収の増が要因と考えております。

○服部委員長 石丸委員。

○石丸委員 これは、補正対応とかは無理だったんですか。

○服部委員長 税務課長。

○金崎税務課長 今のご指摘の件でございますが、株式譲渡所得割交付金につきましては、年度末に一括して交付されることから、3月下旬に交付決定がございますので、どうしても最終の補正予算に計上するのがなかなか難しいということで、今回の決算で確定ということで、対応をさせていただいております。

○服部委員長 石丸委員。

○石丸委員 分かりました。では、次のところ、法人事業税交付金、お願いします。

○服部委員長 税務課長。

○金崎税務課長 続きまして、18ページ、19ページの法人税割交付金についてご説明させていただきます。法人税割交付金につきましては、令和2年度から交付されているものでございます。県から法人事業税交付金の交付決定を受けまして、令和2年度に関しましては、721万9,000円でございます。

以上でございます。

○服部委員長 石丸委員。

○石丸委員 分かりました。では、次、お願いいたします。

○服部委員長 税務課長。

○金崎税務課長 それでは、続きまして、20ページ、21ページ、地方消費税交付金についてご説明させていただきます。令和2年調定額及び収入済額につきましては3億9,698万6,000円、対前年比14.7%の増でございます。金額にいたしますと、5,098万8,000円の増でございます。

今回、令和3年3月議会で補正している分につきまして、減収の要因といたしましては、令和元年10月の消費税の引下げに伴う増収を見込んでおりましたが、新型コロナの影響等により、拡大による景気の悪化や消費の落ち込みにより、当初想定していた交付金の増額につながらないということで、減額補正いたしました。また、地方消費税交付金につきましても、減収補填債の対象に追加されたことによって、当該減収補填債の発行に際して、減収が見込まれるという、調整する必要があるということで、減額の補正を計上したものでございます。

○服部委員長 石丸委員。

○石丸委員 緊急事態宣言に伴う減収対策として減額が行われて、それに見合う分が減収補填債で補われるというふうな仕組みと思うんですけど、思ったより地方消費税の交付金が落ちなかったと、簡単に言うたらそういう理解でいいですか。この減収の見込みは20%の余裕で計上というふうなことで、過去の資料を見させていただいたんですけども、それほど落ち込んでいなかったという理解でいいですか。

○服部委員長 税務課長。

○金崎税務課長 それで結構です。

○服部委員長 石丸委員。

○石丸委員 それでは、次の項目をお願いいたします。交通安全対策の交付金。

○服部委員長 建設環境課長。

○吉川建設環境課長 それでは、交通安全対策特別交付金についての内容と、その他の部分の違いをとというご質問やったと思います。

まず、資料といたしましては、ナンバー23で提出させていただいております。ここにも書かせていただいておりますとおり、交通反則金として納付される反則金の収入を原資として、道路交通安全施策整備の経費に充てると明記させていただいております。これについては、どこに当たるのかということでございますが、資料の出のところにも記載させていただいております。資料の出のナンバー8、そして9でカーブミラーの設置工事がございます。こちらに充当しておるところと、そして、出のナンバー133の区画線の工事にも充当しているところがございます。その他の交通安全対策関係の補助となりますと、国庫補助金の部分に該当してくるところで、交通安全対策の工事という大きな工事で国庫補助が当たるところでございますので、それに見合わない部分についての交通安全対策に係る工事について充当しておるということでございます。

○服部委員長 石丸委員。

○石丸委員 交通安全対策特別交付金を活用してカーブミラーの事業が行われていますけども、カーブミラーはこの交付金の活用のみということですか。

○服部委員長 建設環境課長。

○吉川建設環境課長 充当につきましては、カーブミラーだけでございます。

○服部委員長 石丸委員。

○石丸委員 簡単に言いましたら、軽易な交通安全対策工事というふうな理解でよろしいですか。

○服部委員長 建設環境課長。

○吉川建設環境課長 そのとおりでございます。

○服部委員長 石丸委員。

○石丸委員 こだわるんですけれども、この交付金の範囲内でしかカーブミラーの設置は行われないということですか。町が単独で行う経費ということで、全くの町単で行われる場合もあるということで、一部がこの交付金が充てられるというふうな理解でよろしいですか。

○服部委員長 建設環境課長。

○吉川建設環境課長 今、委員申されましたように、一部交付金が充当されるという理解でいいと思います。

○服部委員長 石丸委員。

○石丸委員 ありがとうございました。分かりました。

それでは、次のペガサスホールの使用料のところをお願いいたします。

○服部委員長 教育部長。

○松井教育部長 それでは、決算書22、23ページ、款13使用料及び手数料、項1使用料、目1総務使用料、節1文化センター使用料についてご説明申し上げます。ペガサスホール使用料につきましては、令和2年度、527万8,000円の収入済額でございました。令和元年度の比較におきましては、率にして6.7%、金額で37万9,650円の減という結果になっております。使用料等の区分ごとの内訳の説明をさせていただきます。

まず、最初に、大ホール及びロビーにつきましては、利用ケース84件、使用料で435万2,600円、対前年度の比較におきましては、利用件数で17件、使用料で12万8,950円の減少、それと、小ホールにつきましては、利用件数については231件、使用料が92万5,400円、対前年度の比較におきましては、利用件数が34件減少しておりまして、使用料につきましても、25万700円の減少となっているところでございます。

○服部委員長 石丸委員。

○石丸委員 資料ではそのように説明されていますけれども、コロナで4月、5月が休館ということから、稼働率の数値にすると、それほど下がってないですね。

○服部委員長 教育部長。

○松井教育部長 委員ご指摘のとおり、令和2年度におきましては、令和2年3月5日から同年5月31日まで、休館措置を講じておりました。当該期間を除外すると稼働率の向上は認められますが、当該休館期間による利用の減少との相殺において、減額となったものというふうに認識しているところでございます。

○服部委員長 石丸委員。

○石丸委員 ふだんは大きなホール、なかなか使いにくいんですけども、コロナ禍なので広いところを使われるというふうなケースはありませんか。

○服部委員長 教育部長。

○松井教育部長 特段そのような報告は受けておりませんが、基本的にはペガサスホールの利用可能人数もかなり制限をかけている状況でございます。そのことも相まって、ペガサスホールをコロナを気にして使えないという状況には至っていないというふうに認識しているところでございます。

○服部委員長 石丸委員。

○石丸委員 結構です。ありがとうございます。

○服部委員長 まちづくり推進課長。

○松井まちづくり推進課長 それでは、使用料及び手数料、使用料、土木使用料、住宅使用料について、不納欠損についての説明をさせていただきます。

まず最初に、議会資料の29、30、33ページをご参照ください。そして、詳細につきましては、決算成果49ページにて説明させていただきます。よろしいでしょうか。

それでは、不納欠損について、欠損額1,676万9,000円の説明でございます。住宅使用料についてでございますが、不納欠損額1,679万円のうち、677万2,600円につきましては、最高裁判所からの判決後10年が経過した平成30年2月19日以降、整理をしていき、当人及び相続人に対し、債権の納付交渉を行いました。債権消費期限が経過したことにより、時効の採用の意思表示がされたことにより、上牧町債権管理条例第9条第1項第1号の規定により、不納欠損処分を実施いたしました。債権発生年度は平成16年から平成24年でございます。

次に、また、債権管理条例第9条第2項の規定により、生活保護及びこれに準ずる状況で

あり、資力の回復が困難で、かつ相当の期間を経過しても、債権の履行が見込めない方に対し、842万7,400円を不納欠損処分いたしました。

続きまして、また、債権管理条例第9条第3項の規定により、本人が死亡された部分につきまして、69万円を不納欠損いたしました。

次に、駐車場使用料につきましてでございますけれども、先ほどご説明いたしました住宅使用料と同様に、債権管理条例第9条第1項の規定に基づき、時効の採用の意思表示をされ、32万1,750円及び債権管理条例第9条第2項の規定により、生活が困窮している方で、債権の履行が認めない方に対しまして、55万7,250円を不納欠損処分いたしました。

○服部委員長 石丸委員。

○石丸委員 債権管理条例に伴う債権放棄という説明を頂きました。ありがとうございました。住宅にしても駐車場にしても、内訳を見ますと、やはり生活困窮という方が多数を占めているんですけれども、不納欠損に至るまでの支援とかは特になかったわけですか。

○服部委員長 まちづくり推進課長。

○松井まちづくり推進課長 上牧町では、上牧町家賃滞納整理要綱をつくっております。その条文の中で第3条、家賃滞納者に対し、事実の確認、納付指導を行うための確保を努めるということがありまして、1か月以上2か月未満の方には未納通知、3か月未満未納者の方には督促状、3か月以上の未納者の方は催告、4か月以上の未納者には警告書、そして家賃の貧困者に対しましては、その他として、第4条といたしましては、家賃滞納者に対し、次の項に告げる処理を行う。家賃滞納を解消するための指導を行うという内容につきましては、臨時に電話等により本人と接触を図り、指導を行うとともに、保証人に対して、保証人納付指導依頼文書を送付する。当月分使用料は口座振替により納付することを推奨し、滞納家賃一括納付が困難なときは分割納付を求める。貧困により生活援助を求めるものにつきましては、奈良県中和福祉事務所と協力して納付指導を行ったりしておるところでございます。

○服部委員長 石丸委員。

○石丸委員 その都度、適正な対応をされているというふうなご説明と思いました。私、どこかの資料で、戸別訪問をしているという件数がたくさん上がっていた資料があったんですけれども、滞納者への訪問と、私、どこかに書いたつもりが分からなくなったんですけれども、200何件訪問しているというふうなところが、特に今回の決算のところ、資料で見たんですけど、そういう特徴的なことは何かありましたか。

○服部委員長 まちづくり推進課長。

○松井まちづくり推進課長 すみません。少し聞こえにくかったんですが。

○服部委員長 石丸委員、もう一度お願いできますか。

石丸委員。

○石丸委員 滞納者の訪問等の資料が出てたんで、滞納の対策のところが出てきたんですけども、その細かい資料の中に、戸別訪問が200件を超える件数で上がっていたんですけど。

○服部委員長 石丸委員、ここでコロナ対策のため、換気のため、15分休憩したいと思いますので、その間にまた探してもらったらいいでしょうか。それでいいですか。

○石丸委員 分かりました。ありがとうございます。

○服部委員長 それでは、ここでコロナ感染予防のため、11時20分まで休憩します。

休憩 午前11時02分

再開 午前11時20分

○服部委員長 それでは再開いたします。

石丸委員。

○石丸委員 休憩前の質疑の内容ですけれども、土木使用料での滞納対策ではなく、私の勘違いでした。町税の滞納者への対応ということで、資料はナンバー18ですけど、委員長、ちょっと戻りますが、聞いてよろしいですか。

○服部委員長 私は結構です。

石丸委員、もうちょっとマイクを近づけてお願いします。

○石丸委員 分かりました。資料の歳入の18では、差押え件数とともに、いろいろな業務が書かれている中で、戸別訪問が多くなっているのは、差押えに伴うという理解でよろしいでしょうか。この説明をお願いしたいと思います。歳入のナンバー18です。

○服部委員長 徴収課長。

○藤岡徴収課長 差押えの件についての説明ですけども、238件、全て差押えに関係するものではございませんので、滞納者の家庭を回らせてもらいまして、納付を促すために戸別訪問させていただいたわけでございます。

○服部委員長 石丸委員。

○石丸委員 件数がこれまでの2年と比べていると、すごく多くなっているところが印象に残っていたものですから、そういう対応を丁寧に行われているということで、すごく印象に残っておいりましたので、戸別訪問して、相手の顔を見て払っていただけるよう対応されている件

数ということによろしいですか。一部差押えにもつながっているというふうな理解でよろしいですか。

○服部委員長 徴収課長。

○藤岡徴収課長 今、委員おっしゃったとおりでございまして、また、前年度10件とかありましたけど、今回は町内だけに限らず、県内、県外も訪問させてもらっていて、広く戸別訪問させてもらって、先ほどおっしゃっていただいたように、対面で説明させてもらって促した次第でございます。

○服部委員長 石丸委員。

○石丸委員 ご苦労さまです。先ほどのたばこ税もここに入っているということですね。

○服部委員長 徴収課長。

○藤岡徴収課長 たばこはここには含まれておりませんので、また別になっていますので。

○服部委員長 石丸委員。

○石丸委員 分かりました。決算での計上ですから、まだですね。分かりました。ありがとうございました。戻って申し訳ありません。

それでは、衛生手数料をお願いいたします。お手間取らせました。失礼いたしました。

○服部委員長 建設環境課長。

○吉川建設環境課長 それでは、衛生手数料、そして、節清掃手数料の家庭系一般廃棄物処理手数料についてでございます。これにつきましては、指定ごみ袋の販売手数料になっておりますので、前年度と比べますと、若干減っておるところでございますけども、これについては、販売量の減というふうに当課では認識しているところでございます。

○服部委員長 石丸委員。

○石丸委員 資料39で出していただいているんですけれども、令和2年度は、廃プラのごみが、買わなくてもいい透明の袋で出していることも影響が大きいのではないかと思います、そういう理解でよろしいですか。

○服部委員長 建設環境課長。

○吉川建設環境課長 今、委員申されましたとおり、当然、その影響をもろに受けておるものと認識しております。

○服部委員長 石丸委員。

○石丸委員 その次のところの事業系の廃棄物については、かなり前年比で14.6%ぐらいの減ですけれども、この要因はどうでしょうか。

○服部委員長 建設環境課長。

○吉川建設環境課長 続きまして、事業系一般廃棄物処理手数料についてでございますが、これにつきましても、事業系の一般廃棄物の処理手数料ということで、減になっております。当然、要因といたしましては、コロナ禍でお店が営業されていないとか、営業の縮小とか、そういった部分の影響を受けているというふうに認識しているところでございます。

○服部委員長 石丸委員。

○石丸委員 分かりました。少し先ほどの家庭系のところに戻るんですけども、資料の39では、ごみ処理手数料の費用対効果ということで書かれているんですけども、廃プラの処理は、ここではどこに入っていますか。

○服部委員長 建設環境課長。

○吉川建設環境課長 この表につきましては、処理については掲載しておりません。

○服部委員長 石丸委員。

○石丸委員 分かりました。トン数ですね。この資料、私、毎回、大変気になるんですけども、廃棄物の量とごみ処理手数料に係る費用対効果となっていますけれども、これは単なるごみ袋の購入の部分だけの費用対効果ですので、効果がどうだったかとか、歳入歳出の合計でマイナス15.9とか書いているのは、ごみの袋の販売数が減っているということのみですので、正確なごみ処理経費の費用対効果とはちょっと違いますので、もう少し分かりやすい資料があれば、作成もお願いしたいのと、どれぐらいごみが減っているのか、また、増えている分野もありますので、そういうことで、住民、町民への啓発もお願いしたいと思います。歳入のところで聞きましたけど、意見として言わせていただきます。

ありがとうございます。結構です。

○服部委員長 こども未来課長。

○寺口こども未来課長 決算書30、31ページの備考欄の上から2つ目でございます。児童虐待DV対策等総合支援事業費補助金についてでございます。資料といたしましては、歳入の53を提出させていただいております。令和3年4月より、子ども家庭総合支援拠点を開設するための準備金として、補助金の交付を受けております。令和3年4月1日より、こども未来課内に子ども家庭総合支援拠点を設置し、開設しております。

相談窓口の状況についてというご質問です。8月11日現在までの件数ではございますが、13件ほど、電話や来庁ということで、相談業務を行っております。

○服部委員長 石丸委員。

○石丸委員　どんな相談とかというのは、個人的な情報であつたり、また、ナイーブな問題もありますので、件数だけお聞きをしておきますけれども、令和２年度においては、この分に係る歳出はないという理解でよろしいですね。

○服部委員長　こども未来課長。

○寺口こども未来課長　支援を開設するための設備であつたりという費用のことでしょうか。

○服部委員長　石丸委員。

○石丸委員　非常勤職員等を配置するための予算であつて、直接に歳出で、職員配置という項目は出てこないということでもいいですね。

○服部委員長　こども未来課長。

○寺口こども未来課長　人件費としては、運営に必要な非常勤職員の人件費が出ておりますが、項目として、児童虐待、ＤＶでの歳出という形では、計上にはなっておりません。

○服部委員長　石丸委員。

○石丸委員　委員長、分かりました。私の理解が間違っていました。職員は令和２年度の予算の中で配置されていて、令和３年度から事業が行われているという理解でよろしいですね。

○服部委員長　こども未来課長。

○寺口こども未来課長　運営に必要な非常勤職員の子ども家庭支援員ということで、人件費を上げておりますので、その部分に対しての補助金となっております。

○服部委員長　石丸委員。

○石丸委員　分かりました。コロナ禍で児童虐待であるとか、ＤＶの被害というのは、見えないうちでちょろちょろ起きているのではないかということで、大変心配しますので、大事な事業だと思っておりますので、町でも、もう少し広報等で啓発とかお知らせをしていただきたいと思います。こういう事業がありますということが、なかなかご存じでない方があつたり、どこに相談したらいいのかということで、相談窓口があるというだけで安心される方もあるようですので、電話でも相談できますよというふうな、項目でも結構ですので、また、お知らせを小まめに入れていただきたいと思います。以上で、よろしくお願ひしたいと思いますが。

○服部委員長　こども未来課長。

○寺口こども未来課長　ＤＶに関しましても、これまでも連絡等、問合せ等は行っております。先ほどの相談窓口状況におきましても、子どものＤＶ、保育所から虐待を疑われている等も相談等にもありましたので、もっと分かりやすく、ここの相談窓口が、こういった形で設置しているのを、これまで以上に、住民さんに分かりやすくしていきたいとは考えております。

○服部委員長 石丸委員。

○石丸委員 よろしくお願ひしたいと思ひます。ありがとうございました。

○服部委員長 福祉課長。

○中本福祉課長 それでは、決算書34、35ページ、社会福祉費補助金にございます障害児放課後等デイサービス利用支援事業費補助金についてご説明させていただきます。本補助金につきましては、新型コロナウイルス感染拡大防止に係る学校の臨時休業に伴う放課後等デイサービスの利用日数の増加分、及び報酬単価が学校休業日単価に変更となりますので、その分の差額について、市町村負担分と利用者負担分に対する補助金となっております。

○服部委員長 石丸委員。

○石丸委員 こういう扶助費の関係であるとか、医療費扶助費の関係であるとか、様々な医療費のところでは、コロナの影響で大分減額になっているんですけども、このところにおいては、障害児の放課後等デイサービス利用支援事業については、補助が少し増えているということで、分かりました。補助の割合が増えているということで、利用者も増えているというふうな理解でよろしいですか。

○服部委員長 福祉課長。

○中本福祉課長 臨時休業に伴いまして、増加した部分につきましては、2名の方が利用されておりまして、延べ日数で4日、それと、臨時休業に伴い、学校休業日単価に切り替わり発生する分といたしまして、利用人数が46名おられまして、延べ日数で190日、これだけの分が増加しておりますのでございます。

○服部委員長 石丸委員。

○石丸委員 分かりました。ありがとうございます。

○服部委員長 総務課長。

○山本総務課長 それでは、財産収入、財産売却収入、不動産売却収入の不動産売却収入につきましてご説明させていただきます。

まず、最初に資料の提出ですが、させていただきますので、誠に申し訳ございませんでした。

それでは、説明させていただきます。売却された土地は、焼却場の裏側に当たる土地でございます。上中520番1、上中521番1の2筆でございます。それで、売却させていただきます。まして、決算書の報告書の48ページ、これも関連すると思ひますので、第三セクターの上の6番でございます。旧土地公社の引継ぎ、土地及び三セクの際の状況報告といたしまして、

令和2年度、筆数は1になっているんですけど、1,190平米の面積となっております。その部分を売払いさせていただいた関連でございます。

以上でございます。

○服部委員長 石丸委員。

○石丸委員 旧の土地開発公社用地は売却できたということですが、これの活用については、どのような形でしょうか。

○服部委員長 総務課長。

○山本総務課長 活用といいますと、どのような部分のご質問でしょうか。

○服部委員長 石丸委員。

○石丸委員 旧公社の売却用地は、第三セクター等改革推進債の償還の基金に充てるというふうなことになっていたと思いますが、そのような理解でよろしいですか。

○服部委員長 総務部理事。

○山下総務部理事 今、石丸委員おっしゃられていたように、令和2年におきまして公社の売却した土地につきましては、第三セクター等改革推進債償還基金のほうに充てさせていただいております。それでまた、3年度におきまして、その一部を第三セクター等改革推進債の繰上償還をさせていただいております。

○服部委員長 石丸委員。

○石丸委員 全額基金に入れて、償還金に充てていかれているということで、分かりました。理解しました。決算としての資料の添付をよろしくお願いいたします。補正予算で上げられているのですけれども、タブレットを1回閉じて、補正のところを出してみたりするのがなかなかですので、大事な収入源のところですので、大切な項目ですので、ぜひお願いしたいと思います。今後よろしくお願いいたします。

○服部委員長 総務課長。

○山本総務課長 そのようにさせていただきます。

○服部委員長 石丸委員。

○石丸委員 では、物品売払収入についてお願いいたします。

○服部委員長 総務課長。

○山本総務課長 この売払収入につきましては、コミュニティバスの待機車でございます。待機車の売払金額が5万円となっております。

○服部委員長 石丸委員。

○石丸委員 これはいつ売却されましたか。決算でいきなり上がっているんですけども。

○服部委員長 総務課長。

○山本総務課長 その説明をさせていただきます。車検の有効期間が、令和2年度10月26日でございます。このコミュニティバス待機車ですが、あまり人気のない車種でございまして、買取りがかなり困難を極めておりまして、長時間かかったのが現実でございます。売払いするまでにかなり時間がかかりましたので、決算で上げさせていただいたことになっております。

○服部委員長 石丸委員。

○石丸委員 補正で上げる期間がなかったというふうな説明ですね。

○服部委員長 総務課長。

○山本総務課長 そのとおりでございます。

○服部委員長 石丸委員。

○石丸委員 お聞きしておきます。

では、次、お願いいたします。

○服部委員長 住民保険課長。

○落合住民保険課長 決算書46、47ページ、節福祉医療費助成制度、高額療養費収入につきまして、資料には載っておるが備考には掲載がないけどということよろしいでしょうか。この備考につきましては、福祉医療助成制度、高額療養費収入としての1つの項目、節で受けておりますので、掲載はしていないという形になっております。

○服部委員長 総務部理事。

○山下総務部理事 今の部分なんですけども、委員、1の雑入とおっしゃっておられます節の4番が福祉医療費助成制度、高額療養費収入ということで、ここでも節で上げておりますので、説明欄にはないということでございます。

○服部委員長 石丸委員。

○石丸委員 分かりました。ちょっと勘違いしておりました。節の一番下にありますね。雑入のところをずっと順番に見ていたものですから。大変失礼いたしました。

○服部委員長 石丸委員。

○石丸委員 今のところで、増額になっている要因はお聞きしておきますが、よろしいですか。

○服部委員長 石丸委員。

○石丸委員 高額療養費の収入のところで、増額決定額はこれというふうな理解でよろしいで

すか。

○服部委員長 住民生活部長。

○井上住民生活部長 委員ご指摘の福祉医療助成制度、高額療養費収入でございますけれども、各助成制度の中で、高額に該当いたしましたときに、その対象の方から委任を受けまして、保険者に高額療養費を請求するものでございます。ですので、医療にかかりますと高額療養費に該当する方がおられるかと思うんですけれども、ご本人さんに代わって、町が受け入れているといった趣旨のものでございます。

○服部委員長 石丸委員。

○石丸委員 それで、予算に対してこの額に決定したということによろしいですね。

○服部委員長 住民生活部長。

○井上住民生活部長 ちょっと聞こえなかったもので、もう一度お願いできますでしょうか。

○服部委員長 石丸委員。

○石丸委員 予算が50万見込まれたけれども、決算では106万9,000円何がしになったというふうな理解でよろしいですね。

○服部委員長 住民生活部長。

○井上住民生活部長 高額に該当するかしなないかはその方の疾病にもよりますし、発生する件数にもよりますので、最初、枠取りという形で、50万計上させていただいたんですけれども、委員おっしゃいますとおり、決算では106万9,386円になったという次第でございます。

○服部委員長 石丸委員。

○石丸委員 分かりました。失礼いたしました。雑入の項目ではありませんでした。結構です。

○服部委員長 石丸委員。

○石丸委員 最後の減収補填債が減ったことの説明をお願いいたします。

○服部委員長 総務部理事。

○山下総務部理事 それでは、決算書48、49ページの最後の減収補填債の部分でございます。

この部分につきましては、令和2年度のコロナウイルスの影響によりまして、令和2年度から、税目が減収補填債に係る対象税目が増えました。その部分で3税目、町たばこ税、地方揮発油譲与税、地方消費税交付税で補正を計上させていただきました。このときは国より20%の上積みということは、余裕を持った形で、予算計上で5,220万円上げさせていただいたということでございます。

先ほど、税務課長が説明させてもらいましたように、補正予算計上時の見込額と決算額に

差が生じたので、その内容を説明させていただきます。町たばこ税につきましては、決算収入見込額が1億3,758万9,000円、ほぼ同額でございました。次の地方揮発油譲与税が1,116万1,000円、この部分につきましては、1,221万1,000円とちょっと増になりました。それと最後、地方消費税交付金が、収入見込額が3億7,081万9,000円、決算額におきましては、3億9,698万6,000円と増収になりましたので、その増収部分におきまして、普通交付税算定におきます基準財政収入額との差が縮まりましたので、1,629万6,000円という決算額になったということでございます。

○服部委員長 石丸委員。

○石丸委員 簡単に言ったら、想定が減収ではなかったということで、特に地方消費税交付金では、思ったほど減収に至っていないということですのでよろしいですね。

○服部委員長 総務部理事。

○山下総務部理事 算定させていただきましたときと地方消費税交付金におきましては、2,000万円ほどの見込みより増収になったということでございます。

○服部委員長 石丸委員。

○石丸委員 ちょっとややこしい聞き方で、大変迷惑をかけましたが、歳入は、これで質疑を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○服部委員長 歳入の部分で、ほかにございませんか。

牧浦委員。

牧浦委員の通告が終われば休憩に入りたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○牧浦委員 4番、牧浦です。上牧町一般会計について質問いたします。

この質問に入る前に、理事者の方に、この資料の添付についても、今まで質問してきたことも網羅いただきまして、ありがとうございます。また、頻回に議員懇談会も開催していただき、決算書を見ていくと、分かりやすく、本当に感謝しております。コロナ禍でもありますので、濃い協議をして、新しい決算のやり方になっていけばと思っています。

それでは、質問内容について通告します。16、17ページ、法人税のところです。法人数が479で、38減になっております。納税義務者は2件の増と、さっき答弁いただいたんですが、この説明をお願いしたいんですが、お願いいたします。

同じページの固定資産税、不納欠損1,771万7,200円、大型滞納者だと思うんですけども、ほぼ大型店舗ですか。それとまた収入未済額は、ほぼ大口滞納者の方なのか。もしこれがなければと仮定すれば、徴収率はどのぐらいになるのか。それと、これはどのぐらい先まで決

算書に影響があるのか教えてください。

それでは、45ページ、巡回バス広告料、それと広報かんまき広告掲載料についてお願いいたします。1台増えたのにもかかわらず、巡回バスの広告料は前回より減っていますが、広報かんまきの広告掲載料は上がっております。この説明をお願いいたします。

同じくその下、土地改良施設維持管理適正化事業交付金、前回、1,700万円で今年度は720万円です。なぜ下がったのか、場所はどこやったのか、もう一度説明をお願いします。

それと、その下のペットボトル有償入札拠出金、40万円ぐらい下がっているんですけども、単価が下がったのが、コロナ禍の影響で集まらなかったのか、その辺をお願いいたします。

それと47ページ、備考欄「すむ・奈良・ほっかつ！」分担金返還金、これについて返還金が出ているんですけども、プロモーション事業等、講演会等がコロナ禍でなかったのか、内容がもっと圧縮してやったのか、その辺、お願いいたします。

それと、その下の長寿社会づくりソフト事業費興津交付金、アンケート回収をされたと思うんですけども、その結果を聞かせていただきたいのと、地域福祉推進をテーマとした地区別の住民座談会を開催したと書いてありますが、その内容もお願いいたします。

以上です。よろしくお願いいたします。

○服部委員長 牧浦委員からの通告が終わりました。

ここで暫時休憩とし、再開は午後1時からといたします。

休憩 午前11時55分

再開 午後 1時00分

○服部委員長 それでは再開いたします。

午前に引き続きまして、牧浦委員の質疑から行いたいと思います。

徴収課長。

○藤岡徴収課長 歳入資料の7番を開いていただきたいと思います。委員がおっしゃっている38という数字は、多分、令和元年度と令和2年度、517と479の差だと思います。この件数といますのは、納付していただいた延べ件数でありまして、法人の数ではありませんので、それで、資料の6番と人数が若干違うとは思いますが。

○服部委員長 牧浦委員。

○牧浦委員 延べ人数なんですね。分かりました。

それでは、次、そこで聞きたいんですが、今回、法人税の税率が9.7%から6%に変更になりましたよね。それよりも、前年度より1.8%減で済んでいるということは、そもそも法人税

はそんなに下がってないという理解でよろしいでしょうか。

○服部委員長 徴収課長。

○藤岡徴収課長 前年度よりマイナス1.8ポイント下がっている要因といたしまして、新型コロナウイルスの関係で、徴収猶予の申請が8法人から出ておりまして、金額にいたしまして、法人住民税で159万円余りの徴収猶予の申請がございました。これが影響しているものだと考えております。

○服部委員長 牧浦委員。

○牧浦委員 分かりました。ありがとうございました。次、お願いいたします。

○服部委員長 徴収課長。

○藤岡徴収課長 次に、固定資産税及び不納欠損の大口滞納者の部分ですけども、資料11ページで、滞納理由の一番下の交付要求で1件、1,131万400円、これは全て大口滞納者、大型店舗の滞納額になっております。

○服部委員長 牧浦委員。

○牧浦委員 分かりました。では、大口滞納者がないと仮定すると、徴収率はどのぐらいに上がるのでしょうか。

○服部委員長 徴収課長。

○藤岡徴収課長 資料10番でご説明させていただきたいと思います。資料の一番右に大型店舗分という形で記載させていただきまして、年々約3,000万円前後が未納として滞納分に乗ってきますので、どうしても調定額が上がっていきます。この店舗部分だけで見ましたら、一番下の比率としまして、固定資産税だけで16.63%、滞納分の中で示しております。町全体としましても、町税全体の7%前後の金額になりまして、もしこれが完納になった場合、今年の県の徴収の平均が96.5%あります。うち上牧町としましては89.7%になりますので、この約7%を上乗せした場合に、96.7%という形でほぼ県の平均に達すると見込んでおります。

○服部委員長 牧浦委員。

○牧浦委員 ほんまにそのとおりですね。大口滞納は、決算書にいつまで影響が出てくるのでしょうか。

○服部委員長 徴収課長。

○藤岡徴収課長 その辺ですけれども、電話とか、郵便で送らせてもらって、財産収支決算書等の提出を求めています、なかなかそれに応じてもらえない状態でございまして、競売にもなかなかかかりませんので、今の状態が続くのではないかと考えております。

○服部委員長 牧浦委員。

○牧浦委員 私も心配しているんですけども、どこでこの決算書から抜け出ていけるのかなと。払い込みが終わらなくとも、何かほかの方法があるのかなと思いながら、また、しばらくよろしくお願いいたします。

結構です。次、お願いいたします。

○服部委員長 総務課長。

○山本総務課長 お聞きしているのは、45ページと思います。

○牧浦委員 そうですか。ちょっと飛びました。また後で追加していきます。

次、先にお願いします。

○服部委員長 総務課長。

○山本総務課長 それでは、諸収入の雑入の巡回バス広告料につきましてご説明申し上げます。

令和2年度、減った要因はといいますと、令和2年4月1日から料金改定させていただきました。それが一因と、ユニー、アピタの撤退によります広告料の減になっております。

以上です。

○服部委員長 牧浦委員。

○牧浦委員 広告料って上がったんですか、下がったんですか。

○服部委員長 総務課長。

○山本総務課長 下がりました。

○服部委員長 牧浦委員。

○牧浦委員 下がって、ユニーが撤退ということなんですけど、次のMEGAドンキには営業は行かれたんでしょうか。

○服部委員長 総務課長。

○山本総務課長 営業には行かせていただいております。

○服部委員長 牧浦委員。

○牧浦委員 広告収入も大切な収入源になってきますので、またよろしくお願いいたします。

これで結構です。

○服部委員長 牧浦委員。

○牧浦委員 さっき1つ通告漏れたんですけども、ここで言うといいていいですか。37ページ、農林商工業費県補助金、農業委員会の交付金からずっと下に、団体営ため池防災対策調査計画事業補助金のそれぞれの前回決算からの増減理由をお願いいたします。それと、農業委員

会の令和2年度の活動報告をお願いいたします。また後で結構ですので、お願いいたします。

○服部委員長 今回の質問について、すぐに答弁できるようでしたら、このまま答弁もらえますか。後のほうがよろしいですか。

そしたら、行ったり来たりするので、今、答弁もらいます。

まちづくり推進課長。

○松井まちづくり推進課長 今ご質問ありました農業委員会の交付金の活動内容につきましてですけれども、農業委員会等に関する法律第6条第1項に規定する事項に関する事務を円滑に処理するための交付金でございます。活動内容といたしましては、農業委員会の田んぼ等の中の遊休農地、もしくは農地の転用等の、転作等の作業を記載していただいている内容となっております。

○服部委員長 牧浦委員、もう1つの質問、もう1回お願いできますか。

○牧浦委員 農業委員会交付金であれば、前年度より増えております。その次の市町村農業委員会、米政策改革特別推進事業補助金は、前年度より減っています。これ、ずっと上から、団体営ため池防災対策調査計画事業補助金まで増減理由をお願いいたします。

○服部委員長 まちづくり推進課長。

○松井まちづくり推進課長 まず、推進補助金1万4,000円につきましては、米政策対策推進補助金につきましては、農業費の消耗品になっておりますので、今回、消耗品の1万4,000円の使用した分の補助金になっております。内容といたしましては、奈良県農業会議、県下市町村の米政策推進対策の円滑な推進を図るため、事業の実施に要する経費について補助金を交付するものであるもので、補助金に関しては奈良県農業委員会の予算範囲内で交付される内容となっております。そのため減額という形になっております。去年よりは少ない内容となっております。

○牧浦委員 次、お願いいたします。

○服部委員長 まちづくり推進課長。

○松井まちづくり推進課長 次の質問は、団体営ため池防災対策調査計画事業補助金についての内容でございましょうか。

○牧浦委員 いや、順番に上から。次が、経営所得安定対策等推進事業費補助金、去年より増えているんですけども、これについてはどうでしょうか。

○服部委員長 まちづくり推進課長。

○松井まちづくり推進課長 これにつきましての内容といたしましては、水田活用の地域段階

の事業実施主体における現場における推進活動を、要件確認等に必要となる経費になる内容となっております。これにつきましては、報酬の部分につきましては、3万円の6人、1万8,000円と変わらないんですけども、役務費は変わりません。消耗品の部分で、少し減額になった内容となっております。

○服部委員長 牧浦委員。

○牧浦委員 消耗品ってさっきからあるんですけども、例えば、消耗品というたら何でしょうか。

○服部委員長 まちづくり推進課長。

○松井まちづくり推進課長 例えば、事務用品とファイルと、事務で使うようなボックス等もありますので、その部分についての内容となっております。

○服部委員長 牧浦委員。

○牧浦委員 それでは、次、お願いいたします。地籍調査補助金。

○服部委員長 まちづくり推進課長。

○松井まちづくり推進課長 地籍調査につきましては、調査区が違うことにより、調査区の補助金内の委託の部分の補助率が、調査区の工事の補助申請が変わることによる内容の減額となっております。

○服部委員長 牧浦委員。

○牧浦委員 ということは、去年は多かったけど、今年は少ないというのは、それによって決まってくるということでしょうか。

○服部委員長 まちづくり推進課長。

○松井まちづくり推進課長 その調査区の場所により、筆数等もありますので、面積もありますので、その分によって県下の変化はあると思います。

○服部委員長 牧浦委員。

○牧浦委員 分かりました。それでは、農地利用最適化交付金、お願いいたします。

○服部委員長 まちづくり推進課長。

○松井まちづくり推進課長 これにつきましては、内容といたしましては、農業委員に関する法律の改正により、農業委員の業務が増えたことに伴い、国はその活動と成果に応じて配分する農地利用最適化交付金を申請したことにより、これは、農業委員の積極的な活動を推進するため、農地集約や遊休農地の解消活動、成果に応じて、手当を農業委員の基礎的に報酬に乗せて支払うものであり、国庫で予算措置されたものであります。対象となる活動は、農

業者の経営意向の把握と意向を踏まえた農地の出し手、受け手の調整、農地の利用状況、遊休農地の相談活動、新規参入者の農地のあっせん、農地の利用状況調査、遊休農地の相談活動などを行う内容となっております。

○服部委員長 牧浦委員。

○牧浦委員 本当にさっきから聞いていますと、なかなか農地利用の最適化とか、地籍調査とか経営所得安定対策とかでもそうなんですけども、同じような内容で、どこで線引き違いというのがなかなか見えてこないですね。僕、ここで一番聞きたかったのは、全ての補助金交付金を、どういうことをすればもらえるのか、どういうことに対して対価が支払われるのかというのが聞きたくて、増減理由を聞いていったんですけども、また、ゆっくりと聞かないと、答弁いただくだけでは難しいかも分らないです。その辺はいかがでしょうか。

○服部委員長 まちづくり推進課長。

○松井まちづくり推進課長 内容につきましては、ちょっと複雑な内容になっておりますので、後日また、先生のほうからまだ、説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

○服部委員長 牧浦委員。

○牧浦委員 今、本当に聞いているだけで言えば、ちょっとこれとこれは違いが分からないんで、またゆっくり聞いて、それでは、今はこれで聞いておきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、次、よろしくお願いいたします。

○服部委員長 秘書人事課長。

○高木秘書人事課長 令和2年度の広報かんまきの広告掲載料についてですが、前年度より増額になっている要因はというご質問でございますけれども、令和2年度に広告の掲載要綱を一部改正させていただきまして、広告主が、その広告料の負担の軽減であるとか、また、その利便性の向上を図りまして、年間を通じて、ある一定枠以上の広告の掲載をしていただいた広告主に対しまして、10%から最大35%までの割引を適用させていただいております。それ以来、年間を通じて5か月連続で掲載を依頼していただく方とか、2枠、また4枠で掲載を依頼していただく広告主が増えまして、それが増額になった要因の1つと思っております。

○服部委員長 牧浦委員。

○牧浦委員 本当に努力のたまものですね。これから、ホームページの広告になってきているんですけども、この前も、委員、広告の場所が下になっていると。これをもうちょっと上へ上げるとか、横に持ってくるとか、工夫してもらえば、またこれも広告収入として上がった

てくると思いますので、これもまた、ぜひ検討いただきたいと思います。今のやり方をしていただいているのであれば、インターネットのバナー広告であって、またやってくれる人が増えると思うんですけれども、これはいかがでしょうか。

○服部委員長 秘書人事課長。

○高木秘書人事課長 ホームページの広告につきましては、今、また、新しいホームページの改修に向けて、鋭意作業を進めております。委員ご指摘のように、広告主の利便性の向上に向けて、枠の部分についても、また、努力していきたいと思います。

○服部委員長 牧浦委員。

○牧浦委員 よろしく申し上げます。以上です。次、お願いいたします。

○服部委員長 まちづくり推進課長。

○松井まちづくり推進課長 44、45ページの土地改良区施設維持管理適正化事業交付金の、なぜ昨年度と変わったかという内容ですけれども、この箇所につきましては、昨年度は中山谷池の工事でありまして、令和2年度につきましては、井戸ヶ尻池の工事になりますので、補助金の内容は変わっております。

○服部委員長 牧浦委員。

○牧浦委員 分かりました。ため池の下流で7つの池の申請が上がってきていたと思うんですけれども、この池は、井戸ヶ尻池も含むんですよね。含むで、土地改良施設維持管理適正化事業交付金と、それから、災害で使う営団ため池の補助金と両方使えるというイメージなのか、それはどうなのか教えてください。

○服部委員長 まちづくり推進課長。

○松井まちづくり推進課長 この団体営ため池の補助金の部分につきましては、防災ため池といいまして、ため池の堤防敷が高いところから100メートル以内にある7つを選定して、ハザードマップに載せている補助金になります。これにつきましては、土地改良区のほうになりましたけれども、堤防敷の部分の修繕の補助金になっておる内容となっております。

○服部委員長 牧浦委員。

○牧浦委員 というのは、今のは修繕費用、それは、また次のことは、営団ため池の費用としてまた別で出るということですか。水量を調節する。

○服部委員長 まちづくり推進課長。

○松井まちづくり推進課長 今、委員のおっしゃっている内容につきましては、防災ため池の部分の補助率ですよね。昨年度まではまちづくり創生課で行った事業なんですけれども、今回

の内容につきましては、環境建設課で、ため池の治水量を下げたり、雨のときは50センチ下げるような、小さな工事になりますので、別の事業という内容となっております。

○服部委員長 牧浦委員。

○牧浦委員 ということは、まだそれはできていないということですね。

○服部委員長 まちづくり推進課長。

○松井まちづくり推進課長 その事業につきましては、私のところの課は担当課ではないので、すみませんけれども、所掌に言ってください。

○牧浦委員 どの課に聞けばいいのですか。

○服部委員長 まちづくり推進課長。

○松井まちづくり推進課長 現在、環境建設課のほうに移っておりますので、そちらのほうでお願いします。

○服部委員長 牧浦委員。

○牧浦委員 結構です。ありがとうございました。

○服部委員長 建設環境課長。

○吉川建設環境課長 それでは、ペットボトル有償入札拠出金の減少理由はというご質問でございます。これにつきましては、年2回のペットボトルの有償入札を行っておりまして、市町村が引渡しを行った分に見合う拠出があるという性質のものでございます。令和2年度、元年度に比べまして減少しておるところでございますが、これにつきましては、新型コロナウイルス禍の中で再生樹脂の需要が急減したところと、リサイクルする会社の入札意欲が後退したという原因で、取引価格の急落が原因と認識しているところでございます。

○服部委員長 牧浦委員。

○牧浦委員 そっちだったんですね。またコロナでペットボトルが出ないほうなのか、そっちなのか分からなくて、ありがとうございました。

それでは、次お願いいたします。

○服部委員長 総務部理事。

○山下総務部理事 それでは、決算書47ページの雑入の、上から4つ目の「すむ・奈良・ほっかつ！」分担金返還金40万3,780円でございます。この部分につきましては、決算資料、歳入ナンバー85でお示しさせていただいております。

それでは、「すむ・奈良・ほっかつ！」推進協議会、4町でさせていただいている部分でございます。4町で協議会の分担金が負担金等が800万円と、1町200万円ずつの収入で800

万円、それと協議会の支出部分におきまして、639万円ほど支出しております。その差が160万円、それを4町で割りますと、不用額となりましたので、4町で割ったら40万円程度が返還金ということで、戻ってきた部分でございます。

○服部委員長 牧浦委員。

○牧浦委員 分かりました。ここで、プロモーションの事業委託とありますが、その内容をお願いします。それと講演会等とありますが、その内容もお願いいたします。

○服部委員長 総務部理事。

○山下総務部理事 元年度におきますプロモーション事業につきましては、まず、北葛城郡のホームページ、継続運営ということでそのままさせていただいております。それと、子育てママ向けの雑誌に記事を掲載させていただいております。それとまた、バナー広告の掲載、それと、北葛城ママ座談会をさせていただいております。

それと、先ほどお聞きになっておられました講演会の部分につきましては、12月に上牧町の西館の3階で、東海大学の河井先生に「すむ・奈良・ほっかつ！」包括事業につきましての講演会をお願いしたところでございます。

○服部委員長 牧浦委員。

○牧浦委員 よく分かりました。ありがとうございます。

それでは、次、お願いいたします。

○服部委員長 福祉課長。

○中本福祉課長 それでは、その下の長寿社会づくりソフト事業費交付金について、こちらのアンケート内容と住民座談会についてのご質問でございます。アンケート内容につきましては、質問内容は、大きく5項目の質問をさせていただきました。

まず1点目は、日常生活の楽しみや困り事について、2点目、地域とのつながりや生活について、3点目、地域の福祉について、4点目、災害時の支援について、5点目といたしまして、成年後見人制度について、5項目、全22問の質問をさせていただいております。

次に、住民座談会についてでございますが、南上牧、下牧地区の10名の方、それと、友が丘、桜ヶ丘、滝川台の14人の方対象に住民座談会を開催いたしまして、自治会、民生委員、シルバークラブ、消防団、小地域ネットワークなどから参画を頂き、地域の抱える課題についての話し合いを行いました。座談会で話し合われた中から主に、地域の担い手の減少、地域でのつながりの希薄化についての課題が挙げられ、地域福祉を推進していくためには、リーダーの育成や住民座談会のような情報を共有する場所を確保し、関係団体同士のつながりを

より一層強化させていく必要があるとのご意見を頂いておるところでございます。

○服部委員長 牧浦委員。

○牧浦委員 座談会については分かりました。そして、アンケートを回収されたと思うんですが、その結果を、今、ここでは言えるように集まっていますでしょうか。集約できていますでしょうか。

○服部委員長 福祉課長。

○中本福祉課長 まず、地域とのつながりの程度という質問項目がございまして、その程度については、挨拶を交わす程度と回答された方が最も多く、これについては、年齢が下がるにつれて、ほとんど近所付き合いがないという回答が一番多い回答でございました。

次に、地域福祉を充実させるために優先的に取り組むべき事項としてという質問項目がございまして、これについては、福祉に関する情報の提供や身近な相談窓口への要望が最も多い回答となっているところでございます。

次に、災害についての質問項目でございますけれども、地震等の災害への備えをしている人の割合について、5年前に地域福祉計画を策定させていただいたんですけれども、5年前の回答と比べまして、災害への関心が高まっているという結果も出ております。

あと、成年後見制度について知っておるか知っていないのかという質問については、いずれも知らないという方が4割程度おられ、特に20代から30代の方が知らないという結果でございまして、年齢が高くなるにつれて、そういう制度は知っておる、あるいは名前を聞いたことがあるという回答が多い結果になっております。

○服部委員長 牧浦委員。

○牧浦委員 ありがとうございます。その結果をもって、次のステップ、どういう方向に行かれるんでしょうか。

○服部委員長 福祉課長。

○中本福祉課長 この結果をもとに、今年度、上牧町では、福祉課と社会福祉協議会共同で地域福祉計画及び地域福祉活動計画を作成させていただきました。この中に、今後、住民座談会、あるいはアンケート調査の結果を踏まえて、目指していくべき姿という計画をつくらせていただきますので、その中でもやはり、庁舎内、役場の中での連携であったりとか、新たな取組といたしまして、地域の方との取組を進めていくという内容の計画を策定させていただきましたので、その計画にのっとり、今後、進めていきたいと考えております。

○服部委員長 牧浦委員。

○牧浦委員 よく分かりました。よろしくお願いいたします。

これで私の質問は終わります。ありがとうございました。

○服部委員長 ほかにございませんか。

康村委員。

○康村委員 8番、康村昌史です。入、令和2年度の一般会計について、何点かだけ質問させていただきます。

決算書に入る前に、令和2年度の決算成果に関する報告書で2点ほど質問がありますので、委員長、よろしいでしょうか。個別のあれではないので。

○服部委員長 はい。

○康村委員 それでは、令和2年度の決算成果に関する報告書の12ページ、3の経常収支比率の状況なんですけれども、上牧町の財政の弾力性を示すと言われる経常収支比率が、前年度と比較して1.1ポイント改善となったと。その要因も、詳しく書いてあるんですけれども、その下の表なんですけれども、県内市町村、類似団体の経常収支比率が書かれておりますが、令和2年度はまだ判明していないのでしょう、書かれてないんですけれども、これはいつ頃、発表されるのか、今現在分かっているのなら、教えていただきたいと思います。

次に、上牧町の経常収支比率をずっと見ていますと、類似団体に比べて、ちょっと離れ過ぎていないかと、7%から8%の開きがある、これを何とか改善していただきたいと思いますけれども、その点についての町当局の考え方を教えていただきたいと思います。

次に、13ページの4、地方債残高の状況なんですけれども、2行目なんですけれども、臨時財政対策債についても繰上償還を実施したと。間違っていたら教えてほしいんですけれども、臨時財政対策債を繰上償還すると。償還額、元利合計は基準財政収入額に加算されるので、繰上償還をする理由があるのか、その辺がちょっとよく分からないので、説明をお願いしたいと思います。決算成果に関する報告書については、この2点です。

まず、お願いいたします。

○服部委員長 総務部長。

○中川総務部長 1つ目の経常収支比率という部分でございます。県内並びに全国の類似団体との比較もございますが、本町におきます経常収支比率が高い要因の1つといたしましては、第三セクター改革推進債の起債の償還が毎年ございますので、この部分が大きな影響を占めていると認識しているところでございます。経常収支比率を改善するために、先ほど委員もおっしゃっていただきましたが、臨時財政対策債の繰上償還、並びに今年度、不動産売払い

等もあり、また、減債基金も活用させていただきまして、1億1,600万円ぐらい、今回、令和3年度の第5回補正で繰上償還ということで、財政指標の改善も見据えまして、また、今後の財政運営も踏まえまして、少しでも軽減をということで、現在、繰上償還をさせていただいたということでございますので、今後におきましても、こういった形で、経常収支比率並びに将来負担比率だったり、実質公債費比率という部分の財政指標の改善に努めてまいりたいと考えているところでございます。

○服部委員長 康村委員。

○康村委員 その経常収支比率の類似団体に比べて悪いというのは、第三セクター改革推進債が主な理由というふうに判断してよろしいのでしょうか。

○服部委員長 総務部長。

○中川総務部長 全てがそれではないんですが、一定程度、扶助費であったり、人件費であったりという部分が、経常収支比率の指標ということで、計算上加味される部分でございますので、やはり、一番大きな部分といたしまして、そういう起債の償還が大きなウェートを占めていると。ここに少し指標としても出させていただいておりますように、人件費としては30.5、扶助費で6.6、公債費と22.9ということで、これが98.2の内訳でございますので、これを見ますと、やはり人件費が一番高くなっているのかなと。高い部分につきましては、昨年度、新しく会計年度任用職員制度ができて、以前までは、物件費という取扱いであったんですが、今年度からは人件費という形になりまして、あくまで物件費になっても計上ということなので、収支比率の計算上は入っておったんですが、やはり、制度等も改正されて、一部、期末手当等の支給という部分も新しく制度上出来上がっておりますので、そういった部分でも少し、財政負担が増えてきていることもございまして、今後におきましても、人件費については横ばい、公債費についてもなるべく償還額を多くして、起債の借入を少なくしまして、後で説明させていただきますが、右側の起債の残高等につきましても、下がっていくと見据えた形での財政運営をしていきたいと考えているところでございます。

○服部委員長 康村委員。

○康村委員 起債の残高を減らしていくというのはよく分かりますけど、上牧町の実質の町債の発行高、臨時財政対策債が30億円ぐらいあったと思うんですけども、これは僕、国から全額補填するという意味で、当然除くべきと思っていますので、だから、何とか、ここ数年の間に部長が頑張っていて、経常収支比率96%ぐらいを目標にやっていただきたいと、これは私からのお願いなんですけれども、どうでしょうか。

○服部委員長 総務部長。

○中川総務部長 以前から、中長期財政計画等でも今後の財政指標という部分についてもお示しさせていただいているところでございますが、なかなか分母等ということで、普通交付税とか交付金等も計上一財ということで入っておりますので、そういった分母部分がどうなるのかという部分もあるんですが、ただ、大きく今後の財政計画を見据えますと、山辺広域の県の北西部の建設負担金、建設に伴う経費等も発生してまいりますので、なかなか経常収支比率は96になるというよりも、逆に少し、どちらかというところと上がる傾向にあるというふうには考えているところなので、ただ、せやからということで、何も努力しないというわけではございませんで、今回も繰上償還もさせていただきながら、何とかそういった指標についても改善できるような形でさせていただきながら、せやからということで行政サービスを低下するわけにもいきませんので、そういったものを両方見据えた形での財政運営に努めてまいりたいと考えているところでございます。

○服部委員長 康村委員。

○康村委員 分かりました。それでは、令和2年度の指標はもう出ているんですか。

○服部委員長 総務部長。

○中川総務部長 11月頃に速報値が出まして、最終的には年度末に確定値というふうに出るということでございます。

○服部委員長 康村委員。

○康村委員 分かりました。それでは、次、お願いします。

○服部委員長 総務部長。

○中川総務部長 臨時財政対策臨時財政対策債ですが、今、委員からお話ありましたが、これの償還については、翌年度の基準財政需要額で、算定上算入されるということでございます。ただ、繰上償還したからということで、そのまま算入がなくなるわけではございませんので、あくまでも、算定上、計算上は交付税の算入にはしてくれましますので、ただ、償還はなくなるかわりに算入上はございますので、財政指標等を計算する上では、有利になるっておかしいんですけども、そういった形の結果にはなるということでございますので、ただ、今言っている臨時財政対策債におきましても、援護資金ということで市中銀行から借りておりますので、そういった利率の高い部分を少し繰上償還させていただきまして、利息の軽減に努めているところでございますので、あくまでも、今回は臨時財政対策債をさせていただきましたが、令和3年度におきましては、財産の売却も通りまして、第三セクター改革推進債の、

今、10年たちましたんで、残り15年間分の借換えをまだ予定しておりますので、少しでも残高を減らすことによりまして、将来の財政の負担軽減にもなりますので、そういった意味を踏まえながら、一定限度、財源等ができましたら、繰上償還等もしていきたいと思っているところでございます。

○服部委員長 康村委員。

○康村委員 よく分かりました。これで決算成果に関する報告書の質問は終わります。

それでは、次に、一般会計決算書の入について3点質問させていただきます。

○服部委員長 康村委員、3点について、通告を先にお願ひできますか。

○康村委員 分かりました。25ページです。款13使用料及び手数料の目4土木使用料の備考欄ですけれども、町営住宅、それとその下に町営住宅駐車場と、私はこの町営住宅の滞納の件については触れません。この下の町営住宅の駐車場の滞納について、少し質問したいと思っています。

まず、町営住宅駐車場、現年度調定額が101万7,000円、現年度収入済額が93万4,500円ということは、この差額の8万2,500円が滞納になるのですね。その確認をまずしたいと思います。私は木内議員と同じで、住宅の滞納と町営住宅の駐車場の滞納とはちょっと質が違うと思っていますので、やはり、駐車場代を払わないのと、住むのに必要な町営住宅とはちょっと質が違うと思っていますので、この滞納については、僕はちょっとたちが悪いと思っていますので、この辺について説明をお願いしたいと思います。

次に、27ページです。款13使用料及び手数料の目2衛生手数料の備考欄の犬の登録なんですけれども、令和元年度は15万3,200円、2年度は86万4,600円と、非常に多いので、その下の狂犬病予防注射済票を交付は、令和元年度、2年度、そう変わりませんので、これの説明をお願いします。

最後に43ページです。款19繰越金の項4雑入の目雑入の一番下の収入未済額2,037万9,186円の説明をお願いしたいと思います。

以上です。

○服部委員長 それでは、順次答弁をお願いいたします。

まちづくり推進課長。

○松井まちづくり推進課長 使用料及び手数料、使用料、土木使用料、駐車場使用料の委員おっしゃいました滞納の8万2,500円につきましては、滞納の金額でございます。

○服部委員長 康村委員。

○康村委員 滞納額を何とかゼロにしてほしいというのが、私の要望ですけれども、まして駐車場ですので、車を持つとやはりいろんな経費がかかる、それならミニバイクに変えるとか、なぜ、無理をしてまで車に乗るのかというのが本当にありまして、だから、こういった滞納については、また、毎年同じような方がされると思っていますので、もう駐車場も使用させないような強硬な手段も必要と思っております。その辺について、いかがですか。

○服部委員長 まちづくり推進課長。

○松井まちづくり推進課長 滞納につきましては、督促状等を送らせてもらって、対応させていただいている状況でございます。今、委員おっしゃることにつきましては、今後、そういうことも踏まえて、弁護士等も相談していきながら、ひどいところであれば、そういうふうな対応をとっていきたいと考えているところでございます。

○服部委員長 康村委員。

○康村委員 当然、指導とかいろいろな手続を経て、警告という手順を踏むんでしょうけど、やはり、これについては、もうちょっと強硬にしていきたいと、それだけお願いしておきます。これはこれで結構です。

○服部委員長 建設環境課長。

○吉川建設環境課長 続きまして、27ページでございます。犬の登録の増の理由でございます。これにつきましては、狂犬病予防法、狂犬病予防注射とリンクするんですが、この注射を接種していただきますと、病院において接種された場合、報告が上がってきます。その報告が上がってきている中で、我々、台帳管理はしているんですが、未登録の方がおられました。注射を打たれているんだけど、登録がまだされていないところで、登録については、法律で定められておりますので、その辺のところ登録を促したという中で、結果、未登録の方が登録しに来られて、増になったという現象でございます。

○服部委員長 康村委員。

○康村委員 分かりました。ありがとうございます。

それでは、最後の3つ目の質問です。よろしくお願いします。

○服部委員長 建設環境課長。

○吉川建設環境課長 それでは、43ページの雑入の収入未済額についてでございます。2,037万9,186円ということになっておりますが、多くは強制執行等に伴う徴収金の未収という部分で、平成26年でしたか、動産収去土地明渡請求事件ということで、訴訟を起こしております。この未収額の部分が上がっておるということでございます。

○服部委員長 康村委員。

○康村委員 よく分かりました。これで私の質問は終わらせていただきます。

○服部委員長 歳入についての康村委員の質疑が終わりました。

歳入の部分について、ほかにございませんか。

(「なし」と言う者あり)

○服部委員長 では、歳出に移りたいと思います。

では、歳出においての質問ございませんか。

東委員。

○東(初)委員 東初子でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、歳出の質問をさせていただきます。決算書の56、57ページの備考のところでお知らせいたします。修繕料36万3,000円、この説明をお願いいたします。広報板だと思っておりますけれども、文書広報費のところでは。

次に、60ページ、61ページのコミュニティバス運行費のところでは。決算額が1,977万6,242円のところです。予算が2,200万円だと思っておりますが、ここのコミュニティバスの運行の状況、コロナ禍における状況等の、また予算額からの決算との差額、この辺の状況の説明をお願いいたします。

次に、64ページ、65ページ、交通安全対策費の高齢者自転車用ヘルメット購入費補助金で10万1,300円、決算で出ていますけれども、予算額は一応30万円と出ておまして、この辺の状況の説明をお願いいたします。

次に、76ページ、77ページの図書館パワーアップ事業費のところ、備品購入費の99万9,913円ですが、タブレットのほうには説明されておりますが、もっと詳しい内容をお聞きしたいと思っておりますので、お願いいたします。

あと、78、79ページですが、上のほうのスクールサポートスタッフ配置促進事業費332万261円の内容の説明と、また、その下の会計年度任用職員人件費で、臨時教員等報酬の人件費の185万4,827円です。スクールサポートスタッフと補習等の指導員の説明をお願いいたします。

あと、100ページ、101ページの一番上のところですが、病児・病後児保育事業負担金の284万2,000円ですが、コロナ禍の病後児保育の状況等をお聞かせください。予算は325万円だったと思っておりますが、この辺をお聞かせください。

次に、110ページ、111ページの一番上になりますが、香芝市・葛城市・北葛城郡コロナ検査センター共同運営事業費です。負担金補助及び交付金のところで144万3,545円、ここの状

況と説明をお願いいたします。

次に、114ページ、115ページの一番上ですが、子育て包括支援センター事業費167万3,727円、当初の予算額が97万6,000円と思うんですが、その増額の説明というか、現状と内容と説明をお願いいたします。産後ケアです。お願いいたします。

128、129ページの真ん中からちょっと下、有害鳥獣被害防除事業費です。38万3,400円の現状の説明をお願いいたします。予算が52万8,000円から減額と思いますが、お願いいたします。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○服部委員長 ここで、コロナウイルス感染予防のための空気の入替えのため休憩とし、再開は2時15分といたします。

休憩 午後 2時01分

再開 午後 2時15分

○服部委員長 それでは再開いたします。

東委員。

○東（初）委員 修繕料の広報板の修繕ということで、決算額も予算額も同じ金額で出ています。私からは、この修繕の状況というか、その辺をお聞かせいただいて、お願いいたします。

○服部委員長 秘書人事課長。

○高木秘書人事課長 それでは、決算書の57ページ、文書広報費の修繕料についてご説明させていただきます。これ、広報板の修繕料でございまして、町内に38か所広報板がございまして、これにつきましては、ほとんどが設置以来、長年の、物によっては30年以上経過している物もございまして、経年劣化による修繕が必要な物がございまして、平成30年度から、修繕が必要な物につきましては、順次、修繕を行っていくという計画で進めております。2年度に関しましては、10か所の広報板の修繕を行いました。板面の修繕だけで済むものもありますし、物によっては、支柱が腐敗しておる場合であったり、そういう物については、支柱の交換も含めて修繕を行っております。

○服部委員長 東委員。

○東（初）委員 分かりました。随分昔からあるということで、平成30年から修繕を順次行っているということで、今回、2年度は10か所ということですね。説明にもありますけれども、桜ヶ丘、友が丘という感じで行ってるんですけども、この看板がどういう用途で、あってもあまり目につかないというか、皆さん、広報とかでいろんなことを知っておられたりとか、この看板を利用する、使用目的というか、その辺はどうなんですか。

○服部委員長 秘書人事課長。

○高木秘書人事課長 広報板でございますけれども、近年、各自治会で個々に自治会の連絡などを貼っていただいたりとか、自治会で個々に設置されるところも増えております。町内にも、今までは多いときで45か所ぐらいあったんでございますけれども、そういった意味で各自治会で設置していただくところもございますので、一部撤去も含めて、今現在、38か所になっているわけですが、用途といいますのは、町からの行政としての連絡事項であるとか周知するものであるとか、また、逆に地域のコミュニティーの連絡とかに使っていただくといったものが、今、一番多く利用されていると見受けております。

○服部委員長 東委員。

○東（初）委員 よく分かりました。町からのお知らせのみではなくて、逆に地域でも使って、そういう方法で使用してもいいという形のものということですね。

○服部委員長 秘書人事課長。

○高木秘書人事課長 そうでございます。

○東（初）委員 分かりました。ありがとうございます。そしたら、今後、また、破損箇所だとか、そういうところは、順次、そういう形で行っていくことになりますか。

○服部委員長 秘書人事課長。

○高木秘書人事課長 そういうことで、順次、また修繕を進めていきたいと思っております。

○服部委員長 東委員。

○東（初）委員 分かりました。ありがとうございます。

○服部委員長 総務課長。

○山本総務課長 それでは、総務費、総務管理費、企画費のコミュニティバス運行費につきましてご説明申し上げます。コロナからの状況説明ということで、今のところ、バスの取組といたしまして、マスク着用、それで、中に透明な間仕切りをさせていただいております。会話厳守とラミネーターで貼らせていただいております。コロナの対策として、そういう形で注意喚起を行わせていただきまして、コミュニティバスの運行をさせていただいております。

○服部委員長 東委員。

○東（初）委員 分かりました。コロナ禍で、この予算からすると少し減額というか、かかっていないという状況であれですね。やっぱり利用者は、コロナ禍でどのような状況になっているのでしょうか。

○服部委員長 総務課長。

○山本総務課長 利用者ですが、元年が4万9,697名ございます。2年度が4万2,699名でございます。マイナス6,998名の差が出ておりますが、コロナによりまして、出歩かないようにはなっておりましたので、かなり減にはなっております。

○服部委員長 東委員。

○東（初）委員 やはり出歩かないということで、利用する方も減っていることが現状ですね。

○服部委員長 総務課長。

○山本総務課長 そのとおりでございます。

○服部委員長 東委員。

○東（初）委員 あとは、密にならないような、1回の人数制限とかはあるんでしょうか。

○服部委員長 総務課長。

○山本総務課長 人数制限ですが、この頃、乗る方が少ないんで、間隔を空けて座られるようにはされていると思います。

○服部委員長 東委員。

○東（初）委員 ちょうど1台増便したところで、コロナ禍という状況が重なってしまったんですが、その辺はどうでしょうか。ある意味、増便があったことによって、密を避けられる状況も起こっているのではと、そういう意味では思っているんですが。

○服部委員長 総務課長。

○山本総務課長 委員がおっしゃるように、分散して乗っていただけるようになりましたんで、密はそれで避けられていると考えております。

○服部委員長 東委員。

○東（初）委員 分かりました。これからも無事故で運営していただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○服部委員長 総務課長。

○山本総務課長 続きまして、総務費、総務管理費、交通安全対策費の負担金及び交付金の高齢者自転車用ヘルメット購入補助金につきましてご説明申し上げます。購入に際しまして、購入価格に2分の1を乗じて得た額、該当額に100円未満の端数が生じたときは、該当端数を切捨てた額とするということで、3,000円を限度として、負担金を交付させていただいております。令和2年度に関しましては、38件の方が申し込まれております。

○服部委員長 東委員。

○東（初）委員 分かりました。38名の方が申し込まれたということで、自転車ですので、38

名の方だとあまり目立たないかもしれませんが、私、最近、あまり意識して見てなかったんですけど、自転車のヘルメットは、申込みの方、男の方のほうが多いんでしょうか。

○服部委員長 総務課長。

○山本総務課長 男の方もおられますし、女の方もおられます。ヘルメットと申しまして、単車のヘルメットではなく、メッシュの風が通り抜けるヘルメットになっておりますので、軽くて丈夫な自転車用のヘルメットがございますので、そういうふうになっております。

○服部委員長 東委員。

○東（初）委員 分かりました。そういう風が通るような、バイクのヘルメットのイメージではなくてということですね。分かりました。一応、30万円で予算されていたんですけど、決算のほうで10万円ということで、なかなか周知がまだ、今、自転車に乗られる年代の方って割と多いと思っていますので、また広報等で周知していただけたら、もう少し利用される方が増えるのではと思いますが、いかがでしょうか。

○服部委員長 総務課長。

○山本総務課長 委員おっしゃるように、また、広報とホームページ等で周知させていただきまして、広く利用していただけるように心がけたいと考えております。

○服部委員長 東委員。

○東（初）委員 ありがとうございます。これで、やっぱり事故を減らす、また、転倒したときでも、大けがを防ぐという意味では、すごく大事なことだと思いますので、お取組よろしく願いいたします。

以上でございます。

○服部委員長 図書館長補佐。

○安達図書館長補佐 ただいまご質問いただいた決算書76ページ、77ページ、款2総務費、項1総務管理費、目13地方創生臨時交付金事業費、備考欄の図書館パワーアップ事業について説明させていただきます。議会資料、決算歳出ナンバー30、図書館パワーアップ事業についてを併せてご参照ください。決算額といたしましては99万9,913円でございます。事業の概要といたしまして、コロナ禍において、町民の皆様の在宅時間を少しでも有意義に過ごしていただけるように、図書館の蔵書数を増やし、図書館環境の充実を図りました。実施内容の購入図書といたしましては、一般書217冊、児童書186冊、合計403冊購入させていただきました。

○服部委員長 東委員。

○東（初）委員 分かりました。購入していただいている図書は、よく住民の方がリクエスト

図書といいますか、そういう形でされた分はございますか。

○服部委員長 図書館長補佐。

○安達図書館長補佐 今回、住民の方がリクエストされた部分もありますが、図書館では、資料の収集方針を定めております。それを基に、利用者の皆様が、今、どのような本を求めているのかを感じ取って、選書に生かしております。今回、コロナ禍におきまして、町民の皆様の在宅時間を少しでも有意義に過ごしていただけるように、貸出し頻度が高くて、予約人数が多い書籍、また、大きな字で読みやすいように工夫された大活字本、あと、児童の自粛に役立つようであろう書籍を選出させていただきました。

○服部委員長 東委員。

○東（初）委員 分かりました。いろんな皆さんがご希望されるようなものを選んで、入れておられるということですね。分かりました。私も図書館に行かせていただいたときに、漫画といいますか、単行本みたいなものはあまり置かれてないような気がしたんですけど、私もちゃんとじっくり見ていなかったんですけど、その辺はどうでしょうか。

○服部委員長 図書館長補佐。

○安達図書館長補佐 漫画に関しましては、例えば、歴史的な関係する漫画、そういう部分のは置かせていただいております。

○服部委員長 東委員。

○東（初）委員 分かりました。普通のコミックのようなものは置かないという形ですね。

○服部委員長 図書館長補佐。

○安達図書館長補佐 委員おっしゃってくださっているとおりでございます。

○服部委員長 東委員。

○東（初）委員 今、やっぱり日本の文化というか、そういう形ですので、私が感じたのは、もちろん歴史とか漢字だとか、そういうものは勉強のためというのはよく分かるんですが、そういうものを置いてもいいんじゃないかなという個人的なことを感じたんですが、その辺は、お考えはいかがでしょうか。

○服部委員長 図書館長補佐。

○安達図書館長補佐 また今後、住民の動向も考慮しながら研究を重ねていき、検討もさせていただきたいと思っております。

○服部委員長 東委員。

○東（初）委員 分かりました。住民の意見をお聞きいただいて、柔軟に対応していただけた

らと思いますので、また今後よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○服部委員長 教育総務課長。

○丸橋教育総務課長 それでは、決算書79ページにございます地方創生臨時交付金事業のスクールサポートスタッフ配置促進事業費についてのご説明でございます。資料では、歳出のナンバー36でお示しさせていただいております。内容といたしましては、学校再開に当たりまして、3密を避けるための環境づくりなど、新型コロナウイルス感染症対策の強化を図ったところでございます。そのことで、先生の業務が増えたところでございます。業務の軽減の一助になるために、清掃のスタッフを配置したところでございます。

○服部委員長 東委員。

○東（初）委員 分かりました。スクールサポートスタッフは清掃のほうでしたね。私、同じようなサポートと言っても、授業のサポートと勘違いいたしました。すみません。よく分かりました。先生の清掃作業とか、そういうことのお手伝いのためということですね。ありがとうございます。

○服部委員長 教育総務課長。

○丸橋教育総務課長 それでは、同じページにございます会計年度任用職員人件費についてのご説明でございます。資料では、歳出のナンバー41でお示しさせていただいております。内容といたしましては、学校再開に当たりまして、臨時休校中の欠けた事業の確保のためですけれども、学校では、時間割の編成や夏季休業の短縮など行いながら、学習保障について取り組んでいたところでございます。その際、授業の進度や内容の充実度に応じまして、児童、生徒に対して、きめ細やかにフォロー、サポートできるように、学校教育活動に支援員、大学生を配置した費用でございます。

○服部委員長 東委員。

○東（初）委員 分かりました。授業のサポートという意味ですね。これは、各学校に何名とかという配置になるのでしょうか。

○服部委員長 教育総務課長。

○丸橋教育総務課長 町内には小学校3校、中学校2校ございまして、各1校に1名の配置をさせていただいておりますので、5名になっているところでございます。

○服部委員長 東委員。

○東（初）委員 分かりました。各学校に1名配置されているということで、先生がサポート

してくださるということで、例えば、小学校でしたら1年生から6年生まであるんですが、その辺は割り振りというか、要請で、うちに来てくださいということとか、どういう状況で活躍されているんでしょうか。

○服部委員長 教育総務課長。

○丸橋教育総務課長 大学生を各学校に配置させていただいております。その大学生の授業の入り方ですけども、学校のほうで必要な学年に配置しているところでございます。

○服部委員長 東委員。

○東（初）委員 分かりました。そしたら、先生が必要とおっしゃったところに入るという形でおられるということですね。これは常時おられるわけではないですね。

○服部委員長 教育総務課長。

○丸橋教育総務課長 1日3時間で20日程度入っていただいている部分でございます。

○服部委員長 東委員。

○東（初）委員 分かりました。ということは、大学生の先生ですので、同じ方がずっとというわけではございませんね。

○服部委員長 教育総務課長。

○丸橋教育総務課長 各学校に入っていただく大学生は固定になっておりますので、1校1名はそのままずっと入っていただくという形でございます。

○服部委員長 東委員。

○東（初）委員 分かりました。そしたら、質問等もだんだんしやすくなるという形にもなると思いますが、この質問はこれで終わらせていただきます。ありがとうございます。

○服部委員長 こども未来課長。

○寺口こども未来課長 決算書100ページ、101ページ。備考欄の一番上の部分です。病児・病後児保育事業負担金、ご質問が状況等ということだったと思います。資料が、歳出の95で提出させていただいております。

○服部委員長 こども未来課長。

○寺口こども未来課長 この状況等ですけれども、利用者数であったりとか、そういった回答でよろしいんでしょうか。

○服部委員長 東委員。

○東（初）委員 ここに説明と報告書とタブレットにも書かれていますが、ぞうさんのおうちで12名、いちごルームで4名ということで、利用されているということで、コロナ禍で、病

児・病後児の子どもさんの状況は、現在、どのような感じなのかなと思ひまして。

○服部委員長　こども未来課長。

○寺口こども未来課長　ぞうさんのおうちにいたしましても、前年度よりかなり利用者の人数は減っております。ぞうさんのおうちにしましては、6月から9月の4か月間はコロナ禍であったため、ぞうさんのおうち自体が休所されていたこともあります。いちごルームにしましては、実際、延べ人数で4名、実人数で3名の利用者ということで、こちら、前年度も人数的には利用者は少ない状況でありましたけれども、2年度におきましては、4回ご利用いただいた状況でございます。

○服部委員長　東委員。

○東（初）委員　分かりました。利用されている方というのは、先ほどお聞きしましたが、ぞうさんのおうちは6月から何か月か休所されていて。

○服部委員長　こども未来課長。

○寺口こども未来課長　6月から9月の4か月間でございます。

○服部委員長　東委員。

○東（初）委員　分かりました。コロナ禍なので、ちょっと厳しい状態であったと想像はつくんですが、このためにやはり困られたという方は、そういうご相談とかはなかったですか。

○服部委員長　こども未来課長。

○寺口こども未来課長　ちょっと聞き取りにくかったんですけども。

○東（初）委員　要するに、6月から9月まで、コロナの影響で休館されたということで、そのことによって、保護者の方が困られているというご相談等はなかったですか。

○服部委員長　こども未来課長。

○寺口こども未来課長　そういった相談はなかったんですけども、実際、コロナ禍であるので、預ける方も減少していたという実態もでございます。

○服部委員長　東委員。

○東（初）委員　分かりました。そのことによって困られる住民がおられると大変かなと思ひましたので、状況を伺わせていただきました。ありがとうございます。

○服部委員長　生き活き対策課長。

○林生き活き対策課長　それでは、決算書の111ページ、資料の102でございます。香芝市・葛城市・北葛城郡コロナ検査センター共同運営事業費について、2年度の分を説明させていただきます。この検査センターは、11月の中旬から、関係市町村のうち、2か所の病院で検査

センターを週1回開催していただいたものでございます。約5か月の間に、133名の方が検査を受けられまして、上牧町の方は14名受けられております。そういった現状でございます。

○服部委員長 東委員。

○東（初）委員 分かりました。上牧町としては14名ということで、やっぱり香芝市とか葛城市とか、市のほうが多いという状況なんですか。パーセンテージがどのような割合になっているのでしょうか。

○服部委員長 生き活き対策課長。

○林生き活き対策課長 委員おっしゃるとおりで、香芝市が一番たくさんお受けになられていてまして54.1%、次に多いのが広陵町で19.5%、次が上牧町で10.5%になっております。

○服部委員長 東委員。

○東（初）委員 分かりました。やはり市のほうが人数が多いということで、負担割合というのは、人数に対しての割合ですか。

○服部委員長 生き活き対策課長。

○林生き活き対策課長 負担割合は人口割でさせていただいております。

○服部委員長 東委員。

○東（初）委員 分かりました。ありがとうございます。

○服部委員長 東委員。

○東（初）委員 ドライブスルーでPCR検査を、14名の方ですが、これは保健所から言われてという形ですか。個人的には行けないですね。

○服部委員長 生き活き対策課長。

○林生き活き対策課長 この検査センターのルールは、まず主治医の診察または相談が必要で、そこから相談をかけられて、PCR検査が必要というご紹介があった方が受けていただくという形で、あくまでも行政検査という言われ方の検査になっています。

○服部委員長 東委員。

○東（初）委員 分かりました。ありがとうございます。

○服部委員長 こども未来課長。

○寺口こども未来課長 決算書114、115ページです。備考欄の一番上の子育て世代包括支援センターについてということでした。ご質問をもう一度よろしくお願いいたします。

○服部委員長 東委員。

○東（初）委員 子育て包括支援センターは、産後ケアの事業のことだと思うんですが、産後

ケアもなかなかコロナ禍で難しい状況なのかなというふうに思いまして、この辺はどういうふうな現状でしょうか。

○服部委員長　こども未来課長。

○寺口こども未来課長　２年度におきましては、ショートステイを４泊、デイサービスを２日ご利用されております。

○服部委員長　東委員。

○東（初）委員　例えばですけれども、ショートステイ等の場合は、出産後ですので、出産されたお子さんが第２子であったり第３子であったりという場合があると思うんですが、その場合はどのような形になるのですか。このたびはそういうパターンはなかったのでしょうか。

○服部委員長　こども未来課長。

○寺口こども未来課長　この事業の利用対象者と申しますのが、２年度は町内に住所を有する産後４か月、それと、母親及び乳児であってという対象者が限定されております。基本は生まれたお子さんとお母さんの心身のケアということで、サポートする事業となっておりますが、上のお子さんがいらっしゃった場合は要相談となりますか、その辺はそこの助産院とも相談になるとは思いますが、別途費用がかかってしまうかもしれないんですけれども、要相談という形になっております。基本は、生まれたお子様とお母さんという形をとらせていただいております。

○服部委員長　東委員。

○東（初）委員　よく分かりました。ちょっと救いの手があるのかなというふうには感じましたので、要相談で、そういう状況のときも応えを頂けたらと思います。

以上でございます。ありがとうございます。

○服部委員長　まちづくり推進課長。

○松井まちづくり推進課長　それでは、予算書128ページ、129ページ、農林商業費の中の有害鳥獣防除事業費の今のイノシシの被害の状況について説明させていただきます。現在のところ、イノシシにつきましては、令和３年、今までは23頭の捕獲をしております。令和２年度は9頭、令和３年４月から８月までは3頭の捕獲をしております。ただ被害状況につきましては、以前から防護柵等の設置の補助金を出しておりますので、農作物のは少し減少しておりますが、それ以外の防除してないところにつきましては、その部分にだけちょっと広く、イノシシのほうで、ネズミ、ミミズや農作物の田畑を荒らしているような現状でございます。

○服部委員長　東委員。

○東（初）委員 分かりました。令和2年は9頭ということで、少ないように見えますけれども、話によると、田畑を荒らされる被害が大きいというふうには伺っておりますが、なかなかそれはわなとかに捕まらない状態なんですか。

○服部委員長 まちづくり推進課長。

○松井まちづくり推進課長 わなとかを仕掛けている部分につきましては、足わな等によく引っかかりまして、捕獲している状況であります。頭数につきましては、9頭とという数字なんですけども、状況からしましたら、数が少ないように思うんですけども、実際の頭数と考えれば、半分ぐらいの頭数は捕まえている形になっております。

○服部委員長 東委員。

○東（初）委員 分かりました。当初の予算では、より決算のほうが少ないという形で、この辺は。

○服部委員長 まちづくり推進課長。

○松井まちづくり推進課長 当初の予算の減につきましては、獣害鳥獣防除事業補助金につきまして、当初予定した件数より少し少ない申請の件数でありまして、そしてまた、部材の部分につきましても、安い値段でありましたことから、今回減少という形になっております。

○服部委員長 東委員。

○東（初）委員 分かりました。そういう安価なほうに使えたということで、分かりました。
以上でございます。ありがとうございます。

私の質問はこれで終わらせていただきます。ありがとうございました。

○服部委員長 それでは、ほかにございませんか。

上村委員。

○上村副委員長 3番、上村です。よろしくお願いします。

上牧町一般会計決算書60ページ、61ページの款総務費、項総務管理費、目企画費のコミュニティバス、さきの委員と少しかぶっていますが、約116万円減になっていますが、その要因をもう少し詳しく教えてください。

64ページ、65ページ、同じく目電子計算費ですが、当初より700万円ほどの増になっていますが、その要因を教えてください。

70ページ、71ページ、款総務費、項総務管理費、目特別定額給付金給付事業費、以前、ほかの議員も聞いてお答えもしていただいていたと思いますが、最終給付金を受給できなかった人数が46人と思うんですけども、46人受け取れなかった理由を分かっている限りで教えて

ください。

それから、次の72、73ページの目地方創生臨時交付金事業費の締切りは書かれてないのですが、36名が配付を受け取られていないと思われませんが、その残っているマスクはどのような扱いになっておられるか。これはマスク配布のやつでしたよね。備蓄に回されるのか、締切りはあるかないか、その辺も教えてください。

それから、76、77ページの目地方創生臨時給付金事業ですが、クーポン券発行事業費の今回のクーポン発行部数と換金総額の差額が530万円ほど出ているようですが、啓発広報に何か問題があったのでは、どうでしょうか。何か間違っていたら、また指摘してください。

さきの委員もおっしゃっていましたが、98、99ページの病児・病後児保育事業費の、ちょっと僕、よく分かってないと思うんですけど、ぞうさんのおうちは12名で33万7,000円、いちごルームは4町で250万5,000円、上牧町は4名で250万円という、例えば、これが0人でも250万円かかるかどうか、その辺、詳しく教えてください。

それから、126、127ページ、款衛生費、項清掃費、目塵芥処理費の不燃ごみ等中継施設建設事業費ですが、決算額3,564万円とありますが、1調査業務、2許認可業務、3設計業務のそれぞれの金額の内訳を教えてください。

以上です。

○服部委員長 ここで休憩とし、再開は3時15分といたします。

休憩 午後 2時58分

再開 午後 3時15分

○服部委員長 それでは再開いたします。

総務課長。

○山本総務課長 それでは、総務費、総務管理費、企画費のコミュニティバスの需用費の燃料費につきまして回答させていただきます。110万円の不用額という要因ですが、当初、組ませていただいたときに、燃料代が、ガソリン代が高騰しておりまして、それがちょっと落ち着いて、金額のその分の差額でございます。

○服部委員長 上村委員。

○上村副委員長 分かりました。路線とか回数とかは全くコロナの関係なく走りますね。

○服部委員長 総務課長。

○山本総務課長 コロナとは関係なく、通常どおり走らせていただいております。

○上村副委員長 分かりました。ありがとうございます。

○服部委員長 総務課長。

○山本総務課長 続きまして、総務費、総務管理費、電子計算費の約700万円の増ですが、こちらで調べさせていただいたのが、社会保障・税番号制対応システム改修委託料で866万3,000円の補正予算を組ませていただいております。その分が主な増額となっております。

○服部委員長 上村委員。

○上村副委員長 そのものが思いのほか高かったということですか。

○服部委員長 総務課長。

○山本総務課長 これは、戸籍事務のマイナンバー制度の導入によります部分のシステムでございますので、当初、補正を組ませていただく前に、組んでいた金額と、その金額の差がちょっと開いたと考えております。

○服部委員長 上村委員。

○上村副委員長 了解です。ありがとうございます。

○服部委員長 総務課長。

○山本総務課長 それでは、総務費、総務管理費、特別定額給付金給付事業費につきまして、委員おっしゃった44件の方がもらってないという部分の、内訳のほう、再度説明させていただきます。郵便不達7件、単身世帯死亡13件、小計20件でございます。あとの24件は、辞退という扱いになっております。

○服部委員長 上村委員。

○上村副委員長 辞退する人のあれが分からないのですが、どんな思いの辞退なんでしょうか。

○服部委員長 総務課長。

○山本総務課長 本人さん、辞退されるというのは、通常であれば頂くんですけども、本人さんの考えもございまして、そういうお考えでご辞退されたと考えております。

○上村副委員長 了解しました。

○服部委員長 福祉課長。

○中本福祉課長 それでは、決算書72、73ページ、高齢者感染防止対策事業費で、マスクがまだ到達してない部分については、どのような扱いをするのかというご質問でございます。これにつきましては、27件の未到達の部分がございまして、それにつきましては、令和3年3月31日をもって、保健福祉センターの備蓄に回させていただいたところでございます。

○服部委員長 上村委員。

○上村副委員長 これは、締切りとかはなかったんですか。

○服部委員長 福祉課長。

○中本福祉課長 特に、締切り期間とかは設定はしてないんですけれども、うちからご自宅に訪問させていただいたり、今現在の状況の確認等を調査等させていただきまして、本人さんに連絡のつくところについては、取りに来てくださいなりの連絡をさせていただいたんですけれども、この期間がたっても取りに来られないということで、備蓄に回させていただくということでございます。

○服部委員長 上村委員。

○上村副委員長 「もろてなかってん」とか、後日、取りに来はった人には配付されるわけですね。

○服部委員長 福祉課長。

○中本福祉課長 取りに来られた方については、配付させていただきました。

○服部委員長 上村委員。

○上村副委員長 「おれ、あのときもろてなかってんけど」とか、今後、来はっても、それは取り扱わないんですか。

○服部委員長 福祉課長。

○中本福祉課長 その可能性がある方は6名がおられまして、この方は当時、入院されておられて、退院したら取りに行きますというようなご回答を頂いておったんですけれども、ここまでお待ちしておったんですけれども、取りに来られないということで、備蓄のほうに回させていただくという形を取らせていただきたいと思います。

○服部委員長 上村委員。

○上村副委員長 了解です。

○服部委員長 総務部理事。

○山下総務部理事 それでは、決算書の77ページでございます。真ん中の部分のクーポン券発行事業費につきまして、発行数よりも啓発、換金されなかった方への啓発でございますが、まず、発行数につきましては、2万2,148名の方に発行させていただきました。金額にしまして2億2,184万円でございますが、換金された部分につきましては、約97.5%の2億1,645万5,500円が換金されました。換金されていない方への啓発でございますが、2年度におきますクーポン券の発行事業につきましては、154店舗、参加していただきました。その店舗の店先にはのぼり、また、店内にはポスター等を掲示していただきました。そういった啓発もさせていただいたんです。それとまた、この利用期間は、2年の9月1日から令和3年の1月31

日までだったんですけども、1月31日の1週間前に、町内の防災行政無線を利用して、啓発させていただいたんですが、結果、残りの2.5%の方々が換金は使われなかったことになったわけでございます。

○服部委員長 上村委員。

○上村副委員長 僕、計算が間違っていたらごめんなさい。538万円ぐらいの金額がもったいないと思っただけで質問させてもらっているんですけど、この530万円は恐らくなんですか。やっぱり、うっかりですかね。

○服部委員長 総務部長。

○中川総務部長 受け取られた方の事情等もあると思いますけれども、極力、こういった利用、臨時交付金活用している部分でございます。また、県からの上乗せ部分もございましたので、1人1万円という形のクーポン券でございますので、かなり利用していただきたと思っておったんですけども、結果、先ほども言ったんですけども、2.7%、538万円程度、換金されなかったことになりました。

○服部委員長 上村委員。

○上村副委員長 了解しました。次、お願いします。

○服部委員長 こども未来課長。

○寺口こども未来課長 決算書100ページ、101ページの備考欄で一番上の部分です。病児・病後児保育事業費負担金についてです。負担金の算出の仕方をご説明させてもらってよろしいでしょうか。

まず、病児・病後児保育事業負担金につきましては、大和高田市と協定を交わし、実施しているぞうさんのおうちに係る負担金と、連携協約により実施している西和地域病児保育室いちごルームの運営費用となっております。こちらの負担金の算出方法がそれぞれ違っておりまして、負担金の算出は、ぞうさんのおうちに関しましては、国庫補助金の交付要綱に規定する病児対応型分により、事業に係る国庫補助基準額に3分の1を乗じて得た額を大和高田市病児保育事業利用協定を締結して、事業を利用する市町村の利用者の人数で案分し、計算するものとなっております。今回、ぞうさんのおうちに関しましては、上牧町では12名の方が利用とはなっているんですけども、今回、コロナで閉所されてた期間がございます。そういったものも加味するということで、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う子ども・子育て支援交付金の取扱いにつきましても、特例措置がございまして、実利用人数は、上牧町では12人であるけれども、利用想定800人を令和2年度分を利用して、53として計算してお

ります。もう一方のいちごルームに関しましては、施設の運営に要する費用から補助金その他収入を差し引いて、それから、運営負担総額を連携協約を結んでいる中で、均等割、財政割、人口割といった形で案分して、負担金としております。それぞれ負担金の算出の方法が違ってまいりますので、この人数に対してということではなくて、変わっているところです。

○服部委員長 上村委員。

○上村副委員長 詳しく教えていただいております。単純に全然金額が違うから何でやろうと思っただけで質問させていただきました。ありがとうございます。

○服部委員長 こども未来課長。

○寺口こども未来課長 あと1点、0人でもかかるのかということをお聞きだったと思います。ぞうさんのおうちにつきましては、利用した人数で案分計算したものですので、かからないと思っております。いちごルームにつきましては、それぞれ均等割、財政割、それから、2年度は人口割という形で、計算、案分しますので、ゼロであっても費用はかかってまいります。しかし、3年度からは、ここの人口割が利用者割に変わりますので、また、計算方法が変わってまいります。

○服部委員長 上村委員。

○上村副委員長 ありがとうございます。

○服部委員長 建設環境課長。

○吉川建設環境課長 127ページでございます。不燃ごみ等中継施設実施設計業務委託料の内訳の金額でございます。

まず、測量用地確定業務につきましては297万8,000円。そして、許認可業務につきましては663万4,000円。そして、建築設計業務につきましては、2,278万8,000円ということで、合計3,240万円掛ける消費税になっております。

○服部委員長 上村委員。

○上村副委員長 この委託のときの設計委託業者は入札でしたか。

○服部委員長 建設環境課長。

○吉川建設環境課長 当然、入札を行っておりますけども、今、開札録を持ち合わせておりませんので、お話ししづらいので、後ほどご報告させていただいてよろしいでしょうか。

○上村副委員長 はい。

○服部委員長 上村委員。

○上村副委員長 いつも思うんやけど、委託、どんなときに、委託料がいつももったいないと

いうぐらいの額なんですけど、これ、やっぱりちょっとでも安くなっていかへんものか。どんな委託をするときでも、入札のときに、町からのアドバイスとかももうちょっと厳しめにできひんものですか。うまいことようしゃべらんのなんですけど、ただ見て回るだけで高いという印象やねんけど。

○服部委員長 総務部長。

○中川総務部長 入札の、逆に言うと安くなる執行の仕方がございます。ただ、この中で入札にするに当たって、金額等も決めさせていただきまして、指名にするのか、競争入札にするのかということで、基準等も設けさせていただきまして、広く公募させていただいているところがございますので、現在、本町としましては、予定価格を公表させていただいているところもございますので、そういった部分をほかの町村でおりますと、予定価格を公表しないで入札をして、入札結果を予定価格とすり合わせて、仕様書と見て、金額が高いか低いかなという形で落札されているところもございますので、先般、少し落札率が、100という場合もございますので、今後、そういう形で研究等もしていきながら、こういった形の入札がいいのかなと。あくまでも、安くていいものをとということで、税金を使わせていただいておりますので、そういうことを考えながら入札業務に当たっているところがございます。

○服部委員長 上村委員。

○上村副委員長 分かりました。今後よろしくお願いします。

そしたら、これで僕の質問は以上です。ありがとうございました。

○服部委員長 それでは、ほかにございませんか。

牧浦委員。

○牧浦委員 4番、牧浦です。

続いて、出のほうをよろしくお願いいたします。

53ページ、備考欄で職員手当、時間外勤務手当についてお伺いします。これについて、課によって偏りはあるのか、コロナの影響はどのぐらい受けられたのか教えてください。

次、55ページ、備考欄の上から3番目、職員研修委託料、研修内容と前年度の違いを教えてください。

61ページ、「すむ・奈良・ほっかつ！」事業、先ほど大分聞きましたので、来年度の方向性と、ここで、出で負担金を払って、入で返戻金がありました。これはどっちが先でどっちが後なのか分からないけども、説明してください。

75ページ、備考欄の学校園給食感染防止対策事業費、ランチボックスを使っておられると

思うんですが、食事の量が少ないと感じたんですけれども、今はどうなっているのでしょうか。そしてまた、いつまで使う予定ですか、教えてください。

次に77ページ、クーポン券発行事業費、換金実績が法人で87.4%、個人で12.6%、これは思惑どおりの数字が出ているのか、教えてください。

続いて、79ページ、小学校、備考欄の小学校感染防止対策事業費、この中でフェースシールド、ディスポーザブル手袋、ディスポーザブルガウン、それ以外のものも、今現在も使っているのか、また、これから先も使う予定でおられるのか教えてください。

続きまして、81ページ、税務総務費の中で委託料、地番図修正業務委託料、地盤路線図の分合筆修正とあるが、内容を教えてください。

87ページ、備考欄の指定統計費、これは経済センサス活動調査にと思うんですけれども、消耗品と上がっていますが、その消耗品とは何なのか教えてください。それと、集計した結果はどう使っていくのか、そして、結果も教えてください。

119ページ、備考欄一番下、石綿読影調査事業費、生き活き対策課から上がっていますが、この需用費の内容を教えてください。

先ほどもちょっと聞かせていただいたんですけれども、131ページ、備考欄の団体営ため池防災対策事業費、下流保護対象が100メートル未満となっています。7つの池が出ました。先ほど聞かなかったのは、ここで聞こうと思ったんですけれども、中山谷池と井戸ヶ尻池でしたが、先ほど聞いていたら、これは違うんですね。これと説明をお願いいたします。

それでは、次が139ページ、備考欄の道路冠水防止対策事業費ですが、工事請負費の中の南上牧の部分は何とか分かったんですけれども、服部台地区のところだと思うんですけれども、道路受け込み式の工事と認識しているんですけれども、内容を教えてください。排水はまた滝川へ出ていくんでしょうか。タブレットでは分かりにくいので、もう一度お願いいたします。

145ページ、奈良県広域消防組合費、負担金補助及び交付金、奈良県広域消防組合分担金が2.67%減りました。これは広域になったから減ったのか、その理由を教えてください。

153ページ、備考欄の国際交流事業費、遠隔授業機器リース料、今回、このリース料で上がっていますが、ICT機器、教育の機器がそろえば、これは要らないものかどうか教えてください。

175ページ、備考欄の学校地域パートナーシップ事業費、これでコーディネーターの人が何人なのか、事業運営委員は何人か、また、登録人員は、今年度の増減はどうなっているのか教えてください。コーディネーター、事業運営委員には報奨費が払われるけれども、その考え

方について教えてください。

次に、177ページ、史跡上牧久渡古墳群整備事業費、これに関しては、議員懇談会でしたか、池についてはどうなったのか、進捗状況を教えてください。予定どおりに進んでいるかどうかをお願いいたします。

179ページ、生涯スポーツ振興費、その上から4行目、委託料とありますが、どこに委託されているのか。そして、その下のニュースポーツ推進事業費、ニュースポーツというのは何を示しているのか、管理備品とは何なのか教えてください。

以上です。よろしくお願いいたします。

○服部委員長 皆さんにお諮りします。今、牧浦委員からの質疑の項目が述べられました。ここで委員会を暫時休憩とし、明日、牧浦委員を1番目の質問者で続けてよろしいですか。

(「異議なし」と言う者あり)

○服部委員長 それでは、本日の決算委員会、ここで暫時休憩とし、再開は翌日からいたします。本日はこれにて閉会いたします。

皆さん、ご苦労さまでした。

散会 午後 3時41分

決算特別委員会会議録

1. 日 時 令和3年9月10日（金） 午前10時
1. 場 所 3階委員会室
1. 協議事項 認第1号 令和2年度上牧町一般会計歳入歳出決算認定について
 認第2号 令和2年度上牧町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
 認第3号 令和2年度上牧町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
 認第4号 令和2年度上牧町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について
 認第5号 令和2年度上牧町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
 認第6号 令和2年度上牧町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
 認第7号 令和2年度上牧町水道事業会計決算認定について
1. 出席委員 委 員 長 服部 公英 副 委 員 長 上村 哲也
 委 員 東 初子 牧浦 秀俊 康村 昌史
 石丸 典子
 議 長 吉中 隆昭
1. 傍聴議員 遠山健太郎 竹之内 剛 富木つや子 木内 利雄
 東 充洋
1. 理 事 者 町 長 今中 富夫 副 町 長 阪本 正人
 教 育 長 松浦 教雄 総 務 部 長 中川 恵友
 総 務 部 理 事 山下 純司 都市環境部長 塩野 哲也
 住民生活部長 井上 弘一 健康福祉部長 青山 雅則
 教 育 部 長 松井 良明 総 務 課 長 山本 敏光
 秘書人事課長 高木 真之 まちづくり推進課長 松井 直彦
 建設環境課長 吉川 昭仁 上下水道課長 南浦 伸介
 住民保険課長 落合 和彦 税 務 課 長 金崎 恭彦
 徴 収 課 長 藤岡 伸啓 福 祉 課 長 中本 義雄
 生き生き対策課長 林 栄子 こども未来課長 寺口万佐代

	教育総務課長	丸橋 秀行	教育総務課主幹	辻村 純
	社会教育課長	野崎 威志	図書館長補佐	安達 裕代
	会計管理者	岸田 孝		
1. 事務局	局長	森本 朋人	書記	山口 里美
	書記	横田 大樹		

開会 午前10時00分

○服部委員長 おはようございます。本日は決算2日目ということで、私、今日も朝から健康のために10キロほど歩いてきました。今日は天気が快晴で、ここで審議するのももったいないぐらいのよい天気ですけれども、今日も昨日に引き続きまして、審議をスムーズにしっかりと答弁、また質疑していただきますようお願いいたします、挨拶させていただきます。それでは、昨日の牧浦委員の質疑の続きを行いたいと思います。

牧浦委員。

○牧浦委員 4番、牧浦です。今日も一日よろしくお願いします。

昨日、申告漏れがありましたので、追加でお願いしたいんですが、よろしいでしょうか。

○服部委員長 はい、結構です。

○牧浦委員 131ページ、備考欄一番上の土地改良維持管理適正化工事726万円、これ、中山谷池、井戸ヶ尻池でしたが、次はどこなのか。

その下の農業用施設管理補修工事144万2,320円、下流保護法対象が100メートル未満となっていますが、7つの池が設定されていますが、中山谷池は載ってなかったのですが、これはいかななものでしょうか、教えてください。

それと、ちょっとページ飛ぶんですけども、137ページ、備考欄で大和川流域総合治水対策費、これ、アスガ谷池とワンダラ池、町の治水量の計画対策としているんですが、この中にも、中山谷池も井戸ヶ尻池も入るのかどうか。これも600万円ほど出ています。補助もあるんですが、今言ったところはほぼ池なんですけども、全て足すとかなりの予算になってきます。それぞれを、説明をお願いいたします。

それと、ページは前後するんですが、133ページ、林業振興費の中の地域で育む里山づくり事業補助金なんですけども、これの意義を見ていると、イベントや景観保全を積極的にやっているところなんですけども、今、片岡城跡の保全とかやっておられる団体があるんですけども、この団体には使えないものか教えてください。

それと、137ページの備考欄のバリアフリー対策事業費、多分、バリアフリーをやられたとき、楽まちが中心にやっていくださったと思うんですけども、今、楽まちはどうなっているのか教えてください。

抜けていた部分は以上です。順次、答弁よろしくをお願いいたします。

○服部委員長 それでは、今、牧浦委員から追加がございました質疑は、昨日、質疑の内容を申し述べた中に、順番が来たら、順次混ぜ込んで答弁していただくようお願いいたします。

それではお願いします。

秘書人事課長。

○高木秘書人事課長 決算書の53ページ、一般管理費の一番上の備考欄、職員手当等の中の時間外勤務について、課によって、時間外の勤務の時間、偏りはあるのかというご質問であったと思いますが、担当する業務の内容にもよりますけれども、課によって、若干偏りは発生しております。

○服部委員長 牧浦委員。

○牧浦委員 どのような業務内容だったか、ここと言えますでしょうか。

○服部委員長 秘書人事課長。

○高木秘書人事課長 各部署において、仕事の内容であるとか、時期的にも様々なものがありますけれども、とりわけ令和2年度におきましては、地方創生臨時交付金事業等における新型コロナウイルスの感染症対策、そういった支援策の実施に伴いまして、例えば、かんまきパワーアップクーポン券の発行事業でありますとか、給付金事業、また感染対策事業などの事業を進めるに当たりまして、限られた期間の中で、スムーズに業務を遂行していかなければならないことから、必然とそれらの関係している部署においては、時間外勤務が発生しているのが、現状でございます。

○服部委員長 牧浦委員。

○牧浦委員 よく分かりました。皆さん、本当に大変やったと思います。

ここで提案ですけれども、これから、イスラエルのデータを見ていますと、なかなかコロナが落ち着く様子が見えないと。これから先もあると思うんです。部局横断ではないんですけれども、相互扶助と、助け合いながら、いろんな課をまたがりながら、例えば、クーポン券を包装するのは、1つの課じゃなくて、いろんな課をまたがってやるとか、そういう互助という考え方でできるということはないでしょうか。

○服部委員長 秘書人事課長。

○高木秘書人事課長 これにつきましても、今後の課題として、また検討していきたいと思っております。

○服部委員長 秘書人事課長。

○高木秘書人事課長 今、ご質問の件でございますけれども、実際にそういう形で進めております。今後、またそれについて、ご報告させていただきたいと思っております。

○服部委員長 牧浦委員。

○牧浦委員 よろしく願いいたします。それでは、次、お願いいたします。

○服部委員長 秘書人事課長。

○高木秘書人事課長 職員研修についてのご質問でございました。令和2年度につきましては、どのような職員研修を実施されたかということであったと思いますが、令和2年度は、令和2年8月にメンタルヘルス研修、主査以下の職員を対象に行いました。同じく10月には、人事評価研修ということで、係長級以上の職員を対象に行いました。令和3年1月には、課長補佐研修を行いました。

以上でございます。

○服部委員長 牧浦委員。

○牧浦委員 分かりました。例えば、10月、3月と課長クラスですね。この内容は、一部、教えてください。

○服部委員長 秘書人事課長。

○高木秘書人事課長 今のご質問でございますが、人事評価研修でございますか、それとも課長補佐研修でございますか。

○牧浦委員 両方とも一部で結構です。

○服部委員長 秘書人事課長。

○高木秘書人事課長 人事評価研修でございますけれども、人事評価制度を導入している中で重要な部分でありますけれども、面談に焦点を当てまして、面談の重要性を理解して、部下の自己評価を傾聴する意義、また、成長を生むプラス評価の伝え方など、人材育成の効果を高めることを目的とした研修でございます。

そして、課長補佐研修でございますが、課長補佐であるという職務を理解して、効果的なマネジメントを行うための基本的な能力等を身につけてもらうため、また、コミュニケーション能力を獲得することも含めたことを目的とした研修でございます。

○服部委員長 牧浦委員。

○牧浦委員 よく分かりました。本当にみんな頑張ってくれてはと思います。

それでは、次、お願いいたします。

○服部委員長 総務部理事。

○山下総務部理事 それでは、決算書61ページの企画費の中の上から2つ目の「すむ・奈良・ほっかつ！」事業負担金の部分でございます。この部分につきましては、歳入、歳出それぞれということでお聞きされておったと思います。

まず、歳入につきましては、令和元年度におきまして、200万円の分担負担金を支出させていただきましたが、不用額が出ましたので、元年度の精算の返還金ということで、2年度予算で歳入として返金を頂いたのが40万3,780円でございます。今、歳出におきます32万4,998円というのは、令和2年度の「すむ・奈良・ほっかつ！」推進協議会の負担金、上牧町の負担分でございます。

○服部委員長 牧浦委員。

○牧浦委員 分かりました。本当にもう、手っ取り早く言えば、戻してくれるんやったらそのまま使っというのがあるんだけど、なかなかこういう会計ではできないんで、分かりました。それで、これから「すむ・奈良・ほっかつ！」事業ですること、計画されていること、また、それから、今、事業として何かやっておられるか、また、その進捗状況を教えてください。

○服部委員長 総務部理事。

○山下総務部理事 まず、令和2年度におきましては、ホームページの改修をさせていただきました。その内容というのは写真のモデルの方の期限が来ましたので、その変更等をさせていただきました。今後のことですが、令和3年度におきましては、同様に、北葛城郡公式サイトホームページの維持管理をさせていただく、それと今後、4町でのコロナ禍におけます取り組むべき内容につきまして、3年度におきまして協議を進めて研究をしていくという年度になっております。

○服部委員長 牧浦委員。

○牧浦委員 やっぱりコロナ禍で、次を進めるというのはなかなか難しいですね。分かりました。ありがとうございます。

それでは、次、お願いします。

○服部委員長 教育総務課長。

○丸橋教育総務課長 それでは、決算書75ページにございます学校園給食感染防止対策事業費の中で、ランチボックスは今どうなっているのか、いつまで使うのかのご質問でございます。ランチボックスでございますが、現在、弁当式給食の提供につきましては、令和2年度で利用は終わっておるところでございます。令和3年度からは、給食提供を元の配膳に戻しているところでございます。

○服部委員長 牧浦委員。

○牧浦委員 ということは、ランチボックスはもう空いていると。今までどおりやっていると

ということですね。前にランチボックスを見せてもらったんですけども、中に入れる量が少なかったと思うんです。その対応はどうされていたんでしょうか。

○服部委員長 教育総務課長。

○丸橋教育総務課長 弁当式のランチボックスの給食の提供ですが、献立の中で汁物の提供を止めていたところがありました。その中で、給食提供させていただいたところがございます。献立の中では、牛乳、パン、あと、おかずの部分につきましては、二、三品をもとに提供していたところがございます。

○服部委員長 牧浦委員。

○牧浦委員 分かりまして。それで、令和3年からは普通の給食に戻っていることも理解しました。ありがとうございました。

それでは、次、お願いいたします。

○服部委員長 総務部理事。

○山下総務部理事 それでは、決算書77ページの中ほどにございますクーポン券発行事業費の部分でございます。この部分につきましては、歳出資料31-2の中で、換金実績の中で法人分、個人分別という部分でございます。2年度のパワーアップクーポンにつきましては1,000円分、10%部分が小規模店舗専用券、9,000円部分が全店共通券という形でさせていただきました。10%の部分を、若干個人分が超えているところで、小規模店舗には利益が回ったというふうには考えております。

○服部委員長 牧浦委員。

○牧浦委員 ということは、法人数87.4、個人12.6というのは、思惑どおりにいっているということでしょうか。

○服部委員長 総務部理事。

○山下総務部理事 大体、その程度で効果があったのかなというふうには考えております。

○服部委員長 牧浦委員。

○牧浦委員 分かりました。それと、またさっきの話の続きになると思いますが、これから、コロナ禍の影響は、まだまだ出てくると思います。また、いつぞやこういうクーポン券発行事業が出るかも分からないんですけども、もらってからの換金時間がとてもかかったと。個人業者ですけども、売上げが少ない中で換金するのに時間がかかると。また、もし次があるのであれば、これも考えていただきたいということだったんですけども、いかがでしょうか。

○服部委員長 総務部理事。

○山下総務部理事 大体、事業者別でそれぞれ1か月分をためられたり、また、2か月分をためられて銀行へお持ちになるという方もおられます。大体、一応、月締めで翌月に支払うというふうにはなっておるんですけども、早い形での支給という形を取らせていただきたいと思います。3年度にもクーポン券をやっておりますので、そのような形でさせていただきたいと思います。

○服部委員長 牧浦委員。

○牧浦委員 大変でしょうが、またよろしく願いいたします。

それでは、次、お願いいたします。

○服部委員長 教育総務課長。

○丸橋教育総務課長 それでは、決算書79ページにございます小・中学校感染防止対策事業費の中の購入した物の状況と、これからの考えのご質問でございます。この分につきましては、学校再開に伴いまして、学校の感染症対策予防を徹底するために、保健衛生用品を購入させていただきました。学校で実施しております学校保健事業に使用するものでございます。これからの考えではございますが、感染症予防対策を継続的に行っていく考えでありますので、現状の予算を見極めながら行うというふうに考えているところでございます。

○服部委員長 牧浦委員。

○牧浦委員 そしたら、フェイスシールドとか、ディスポーザブル手袋、ディスポーザブルガウン等々は今も使っておられるんでしょうか。

○服部委員長 教育総務課長。

○丸橋教育総務課長 この部分につきましては、学校保健事業のときに使用しているところでございます。

○服部委員長 牧浦委員。

○牧浦委員 ということは、いつもじゃなくて、そのときだけ使うという認識でよろしいでしょうか。

○服部委員長 教育総務課長。

○丸橋教育総務課長 主にその部分で使用していくという考えでございます。

○服部委員長 牧浦委員。

○牧浦委員 ありがとうございます。それでは、次、お願いします。

○服部委員長 税務課長。

○金崎税務課長 歳出説明書、80ページ、81ページ、資料につきましては、歳出の42番になります。税務総務費12の委託料、地番図修正業務委託料、令和2年度地番図路線図分合筆修正業務について、委員の質問につきましては、分合筆の内容についてのご質問だったと思います。その内容についてご説明いたします。分筆、合筆につきましては、毎年1月1日から12月31日までに、登記による地積更正、分筆、合筆が行われた土地の整理を行いまして、その後、地番図、路線図の修正並びに更新を行う業務でございます。

以上でございます。

○服部委員長 牧浦委員。

○牧浦委員 そういうことをすることによってどのような影響があるのか。極端に言うたら、何のためにそれをして、どのように利用していくのか、どのような影響があるのか教えてください。

○服部委員長 税務課長。

○金崎税務課長 その修正業務でございますが、基本的には、固定資産税の評価を行うに当たり、1年間で動いた筆の、次の年に更新するために行うものでございます。

○服部委員長 牧浦委員。

○牧浦委員 分かりました。それで結構です。ありがとうございます。

それでは、次、お願いします。

○服部委員長 まちづくり推進課長。

○松井まちづくり推進課長 予算書86、87ページ、経済センサスとは何かという質問であったと思います。それでは、調査の目的として、経済センサス活動調査は、全産業分野の売上げ金額や費用などの経理項目を同時点で網羅的に把握し、我が国における事業所、企業の経済活動を全国的及び地域別に明らかにするとともに、事業所及び企業を対象とした各当社の母集団情報を得ることを目的にしております。

○服部委員長 牧浦委員。

○牧浦委員 その内容は分かりました。そして、その需用費の中で消耗品費と上がっているんですけども、これについては何でしょうか。

○服部委員長 まちづくり推進課長。

○松井まちづくり推進課長 これにつきましては、新型コロナウイルスの感染予防を図る観点から、従来は調査区域から直接回収をしておりましたけども、今回、郵送回収に変換したための封筒代となっております。

○服部委員長 牧浦委員。

○牧浦委員 分かりました。消耗品費でなぜ上がるのかなというイメージだったんですけども、
これの集計結果は、こっちへ上がってくるんでしょうか。

○服部委員長 まちづくり推進課長。

○松井まちづくり推進課長 令和2年度の調査につきましては、調査準備をする段階でありまして、令和3年度の6月1日から実施しておりまして、回収率が悪いため、12月末までの調査対象になっておりますので、結果のほうはまだ出ておりません。

○服部委員長 牧浦委員。

○牧浦委員 多分、これ、郵送でやられたからと思います。何件か電話がありまして、「これ何すんや」「これ、どれでしたらええのや」と、「おれも分からん」「ちゃんと中読んで」というような状態になるので、件数にすればどのくらいの件数になるんでしょうか。

○服部委員長 まちづくり推進課長。

○松井まちづくり推進課長 今、手元に資料がないので、また、今のご意見ですけども、その部分につきまして、かなりの問合せはありまして、担当の者がその方の事務所へ行き説明等もさせておりますので、調査の回収率は徐々に上がってきている状態でございます。

○服部委員長 牧浦委員。

○牧浦委員 その答えが欲しかったという感じです。よろしく願いしておきます。

それで結構です。次、お願いします。

○服部委員長 生き活き対策課長。

○林生き活き対策課長 それでは、決算書の119ページ、石綿読影調査事業費について説明をさせていただきます。資料112番でご紹介させていただいております。これは、令和2年度から始まりました環境省からの事業でございます。石綿の健康被害の早期発見、早期救済に向けての事業でございまして、従来でしたら保健所が中心でされていましたが、町のほうに2年度から下りてきた事業でございます。

○服部委員長 牧浦委員。

○牧浦委員 分かりました。この石綿については、今までから上牧町内でも、ある会社に勤めておられた方が登録されていると思うんですけども、その方を除く新しい方という認識でしょうか。

○服部委員長 生き活き対策課長。

○林生き活き対策課長 保健所で登録された名簿がございます。保健所が従来、経過を見てき

た方々を、私どもの手元に名簿が提出されまして、この事業に参加するという同意を得られた方について、私どもから検査を受けられるかどうかの確認をさせていただいておりますので、従来お勤めになられてたかどうかは、私どもの手元には参っていないので分かりません。

○服部委員長 牧浦委員。

○牧浦委員 そうじゃなくて、ある石綿の会社に勤めておられて、そのデータはデータベースとして国のほうにあるわけじゃないですか。そのデータが上牧町にやってきて、それで、そこに医師を訪ねて、上牧町でもこれをしていきますけど受けますかという認識でしょうか。

○服部委員長 生き活き対策課長。

○林生き活き対策課長 そのお勤め先の管理の部分から、こちらのほうにそのままデータは流れてきておりません。

○服部委員長 牧浦委員。

○牧浦委員 ということは、自己申告という形になるんでしょうか。勤めておられる方も、指定病院に行かれていますと思います。あの会社であれば、こっちだったら、多分、西和医療センターかなという方向性ですけども、どうでしょうか。

○服部委員長 生き活き対策課長。

○林生き活き対策課長 私どもは、指定医療機関は承知しておりません。申し訳ございません。

○服部委員長 牧浦委員。

○牧浦委員 ということは、今まで県がやっていたことを上牧町でやるということで、また、分からないことがあったら聞きにいきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、次、お願いします。

○服部委員長 まちづくり推進課長。

○松井まちづくり推進課長 それでは、予算書130、131ページの土地改良区施設維持管理適正化工事、次はどこかという内容ですけども、資料125をご覧ください。この部分につきましては、今年度で工事、中山谷池、井戸ヶ尻池の2か所になっております。この先の部分につきましては、現在のところ堤防敷とか、ゆがんでいないところもありますので、今後予定はしておりません。

次に、土地改良区適正化事業拠出金になるんですけども、この表の中にあります黄色い枠の部分の費用となっております。

○服部委員長 牧浦委員。

○牧浦委員 分かりました。そして、下流保護対象が100メートル未満となっている7つの池が

あるじゃないですか。そこに中山谷池は入らないんでしょうか。

○服部委員長 まちづくり推進課長。

○松井まちづくり推進課長 中山谷池につきましては、堤防敷の高さの部分がその危険区域をクリアしておりますので、その部分で該当しないものであります。この7つの池につきましては、昨年度、県と町とその現場を回って、いろいろ調査させてもらった結果、危険地域に入るといことで、挙げさせてもらっている内容となっております。

○服部委員長 牧浦委員。

○牧浦委員 分かりました。それでは結構です。

次、お願いします。

○服部委員長 まちづくり推進課長。

○松井まちづくり推進課長 次に、予算書132、133ページの林業振興費の地域で育む里山づくり事業補助金ですけども、これにつきましては、今、片岡城跡のボランティアの方の内容にも使えないかという内容ですけども、この目的といたしましては、奈良県森林環境税による里山づくりの推進の基本方針のもと、集落などの移住地周辺に広がる森林、竹林の景観保全や機能回復を図るため、地域で育む里山づくり事業をボランティア団体の協力のもと実施することにより、都市近郊の集落周辺の荒廃した里山を整備し、森林環境教育活動や多様な生物の保護活動などの利用を行うとともに、里山の景観や機能を図ることが目的とされております。片岡城跡のボランティアの方が該当すれば、また、この補助金も検討したいと考えておるところでございますので、また、ボランティアで相談に来られまして、内容を聞かせてもらいました後に精査させてもらいたいとは考えております。

○服部委員長 牧浦委員。

○牧浦委員 まさに今、課長がおっしゃられたとおり、それに本当に準ずるような作業をしておられますので、片岡城跡だけじゃなくてそこへ上がる道までも手入れ、里山全体の手入れもやってくれてますので、この辺、またご検討をよろしく願いいたします。ここではこれで結構です。

次、お願いいたします。

○服部委員長 建設環境課長。

○吉川建設環境課長 それでは、137ページの大和川流域総合治水対策費のため池貯留浸透事業測量設計業務委託料についての質問で、今後の計画はということですが、令和2年度につきましては、アスガ谷池、ワンダラ池における実施設計がされておるところでございます。

ます。この結果をもとに、令和3年度で2つの池の工事を行うこととなっております。

○服部委員長 牧浦委員。

○牧浦委員 先ほども言ったんですけども、池ってかなり上牧町の中であると思うんですけども、一応、建設課とまちづくりとこれもまた2つに分かれていて、内容は違うと思うんですけども、やっぱり結構、補助もあるんですけども、予算も結構あると。決算額も高くあると。それで今度、大和川流域総合治水対策に対して、これから先、中山谷池も井戸ヶ尻池も、その中には入ってくるのでしょうか。

○服部委員長 建設環境課長。

○吉川建設環境課長 当然、入ってくる池になっておりますので、今後計画していく予定になっております。

○服部委員長 牧浦委員。

○牧浦委員 分かりました。個人的に思うだけなんですけれども、中山谷池も井戸ヶ尻池も今回工事したじゃないですか。そのときに一緒にというのは、思うところなんですけど、なかなか難しいと思います。これから、中山谷池も井戸ヶ尻池もするというのも分かりましたので、結構です。ありがとうございます。

次、お願いします。

○服部委員長 建設環境課長。

○吉川建設環境課長 続きまして、バリアフリーの対策事業費の中で、楽まちについてのご質問と思います。楽まちにつきましては、令和3年6月に活動自粛と報告を受けているところが、現状の報告とさせていただきたいと思います。

○服部委員長 牧浦委員。

○牧浦委員 活動自粛というのは、終わったわけではないですよ。

○服部委員長 建設環境課長。

○吉川建設環境課長 当課ではそういう認識では、終わったわけではないと認識しています。

○服部委員長 牧浦委員。

○牧浦委員 そしたら、その中でバリアフリー対策というのは、今どういう形で行われているのでしょうか。

○服部委員長 建設環境課長。

○吉川建設環境課長 バリアフリー対策につきましては、一応、特定事業計画を策定していかなければならない中で、今、案が上がってきている状況で、今年度につきましては、その案

をもとに、今度、それを成案に持っていく作業があるところで、令和3年度は予算計上させていただいているところでございます。

○服部委員長 牧浦委員。

○牧浦委員 そしたら、楽まち活動自粛ということで、次は、その主体になっている計画を立てるところってどこでしょうか。

○服部委員長 建設環境課長。

○吉川建設環境課長 現在は、私たちは、まだそういうところは把握していませんが、基本的には、引き続き、楽まちをお願いしているところで今、活動自粛という状況ですので、今後、調整は必要になるとは考えているところでございます。

○服部委員長 牧浦委員。

○牧浦委員 分かりました。またよろしくお願いします。

それでは、次、お願いいたします。

○服部委員長 建設環境課長。

○吉川建設環境課長 続きまして、139ページの道路冠水防止対策事業費の中の道路冠水防止対策工事という工事の種類ですが、議員もおっしゃってございましたように、中筋南上牧のところは理解できる、もう1つのところがちょっとよく分からないというところですが、それに付きましては、蛇ヶ谷線といいまして、役場の北側、米山台のところの冠水工事になっております。

○服部委員長 牧浦委員。

○牧浦委員 長く工事されていたと思うんですけども、いっぱいになり過ぎて、広げて、管を大きくしたのか、何をしたのか、その内容を。

○服部委員長 建設環境課長。

○吉川建設環境課長 工事内容につきましては、管を増設、2本入れて、最後、下牧高田線の付近のところには、管径を大きくしたということでございます。

○服部委員長 牧浦委員。

○牧浦委員 分かりました。横を通っているんですけど、なかなか工事内容が分からなくて。

それと、最終は、排出は滝川でよろしいのでしょうか。

○服部委員長 建設環境課長。

○吉川建設環境課長 最終は滝川です。

○服部委員長 牧浦委員。

○牧浦委員 ありがとうございます。結構です。

○服部委員長 総務課長。

○山本総務課長 それでは、決算書144、145ページの奈良県広域消防組合の分担金の増減理由につきましてご説明申し上げます。増減理由といたしましては、西和地区の退職者が16名出たことによる減額でございます。

○服部委員長 牧浦委員。

○牧浦委員 退職が出て減額ですか。どういう認識ですか。

○服部委員長 総務課長。

○山本総務課長 退職者が16名出ましたので、それに関しまして、その部分がかなりウェートを占めて減額になったと聞いております。

○服部委員長 牧浦委員。

○牧浦委員 奈良県統一したときに、人件費というのは、西和は西和でそのままそのまま残ると聞いてたから、その認識でよろしいでしょうか。

○服部委員長 総務課長。

○山本総務課長 西和の組合の部分は今、残ってはって、今、退職されたんですけど、その次に、奈良県広域のほうで職員さんを雇っておられますので、それから、奈良県広域消防組合から職員を雇って、給料も出ているとお聞きしております。

○服部委員長 牧浦委員。

○牧浦委員 分かりました。ここで聞いておきたいんですけど、前、町長がおっしゃっていたと思うんですけども、奈良県広域消防の中で、中長期財政計画を立ててやりましょうという提案をされていたと思うんですけども、中長期財政計画は進んでいるのでしょうか。

○服部委員長 総務課長。

○山本総務課長 その辺の資料は持ち合わせておりませんので。

○服部委員長 総務課長。

○山本総務課長 今やっている最中でございます。

○服部委員長 牧浦委員。

○牧浦委員 本当に奈良県下で統一するとなってきたら、やっぱり中長期財政計画、めっちゃ必要と思うんです。奈良市内ではやっぱりはしご車必要やし。榛原のほうへ行けば、はしご車みたいなのは要らないし、いろいろ計画立てながら、古い建物、新しい建物、それ、多分、うちの町長、おっしゃっていたと思うんです。だから、そのこともひっくるめて、また出た

ら、議会のほうにも知らせてください。ありがとうございました。

○服部委員長 教育総務課長。

○丸橋教育総務課長 決算書153ページにございます国際交流事業費のＩＣＴ整備がそろったら、遠隔授業機器は要らないのかのご質問でございます。この遠隔授業機器につきましては、国際交流事業の一環といたしまして、桃園国民中学校と交流を行う中で、上牧町の中学生に外国に対する興味をより持ってもらうことを考えまして、遠隔授業、交流を行うために整備させていただいたものでございますので、ＩＣＴ整備が整った場合でも、この機器は必要だというふうに思っているところでございます。

○服部委員長 牧浦委員。

○牧浦委員 僕ら、素人でなかなか分かりにくいんですけども、これから一般質問すると思うんですけども、遠隔授業と、各家庭との授業をするのと同じような機材でいけるのかなと勝手に思っているんですけども、その辺はいかがでしょうか。

○服部委員長 教育総務課長。

○丸橋教育総務課長 今、委員おっしゃっておられますＩＣＴ整備で整備させていただきましたＧＩＧＡスクール構想の端末機でございます。この端末機につきましても、遠隔授業機器を利用することは可能ですので、その部分も含めまして、必要というふうに考えているところでございます。

○服部委員長 牧浦委員。

○牧浦委員 ということは、これ１台で両方できるというイメージでしょうか。極端に言ったら、親元の機材を台湾にもやるし、各家庭にも送れるしという認識でよろしいのでしょうか。

○服部委員長 教育総務課長。

○丸橋教育総務課長 その部分について活用できます。

○服部委員長 牧浦委員。

○牧浦委員 ということは、ＧＩＧＡスクール構想の中でわざわざ買わなくても、これでいけるということでしょうか。また違うのでしょうか。

○服部委員長 教育総務課長。

○丸橋教育総務課長 ＧＩＧＡスクール構想の中では端末機と校内のネットワーク整備をさせていただきました。ＩＣＴ整備の中で、遠隔授業に整備させていただいている機器については整備はしておりませんので、今回、遠隔授業機器で整備させていただいた部分は活用できますので、その部分で行っていきたいというふうに感じているところでございます。

○服部委員長 牧浦委員。

○牧浦委員 分かりました。ありがとうございました。

○服部委員長 社会教育課長。

○野崎社会教育課長 それでは、175ページの備考欄、学校地域パートナーシップ事業の中での学校地域パートナーシップ事業コーディネーターは何人ですかの質問ですけども、各学校、園のそれぞれ1名の配置で、計6名となっております。

○服部委員長 牧浦委員。

○牧浦委員 変わってないですね。私もこの中に参加しているんですけども、ある待ったなしのコーディネーターとか、事業運営委員には報償費が払われるけども、この考え方ってどうなんでしょうか。できるんやったら、そういうコーディネーターも、私はボランティアでいきたいという方が何人かおられて、この辺の考え方について教えてください。

○服部委員長 社会教育課長。

○野崎社会教育課長 コーディネーターとボランティアの登録していただいている方は、ちょっと業務が違いまして、まず、コーディネーターの方ですけども、学校地域パートナー事業での学校支援ボランティアは、各学校での求められるボランティアの内容が異なっているということで、学校等のボランティアの調整役として活動していただいているのが、各学校、園に1名配置させていただいている6名の方になりますので、その事業に対してボランティアとして登録していただいている方にボランティアをしていただいているということです。ボランティアの方については、調整以外に年2回の学校地域パートナーシップの事業運営委員会にも出席して、事業計画であるとか、事業実績の報告や事務局との会議、県の研修にも参加してもらうなど、幅広く活動していただいているので、報償費として支払っているのが現状でございます。

○服部委員長 牧浦委員。

○牧浦委員 このパートナーシップも長くなってくると、大体、内容がみんな分かってくるんです。長く来られている人は、その内容を分かって、なおかつ、ボランティアもするけども、コーディネーターもボランティアでやりたいと。私たち行ってもいいよという考え方の人が何人かおられるということです。そやから、そのこともまた考えておいてください。なるべく地域パートナーシップというのは、僕は全てがボランティアであるべきと思うんです。それがきれいごとなのかどうか分かりませんが、そのことも考えて、もう長く来ておる、始めからずっと来ておられる方の中でそういう話も出ているということ

で、それで結構です。

次、お願いします。

○服部委員長 社会教育課長。

○野崎社会教育課長 続きまして、決算書の177ページ、備考欄の史跡上牧久渡古墳群整備事業の中で、調整池についての質問ですが、調整池については、必要ということになりましたので、実施設計の中に反映させる形で進めております。

○服部委員長 牧浦委員。

○牧浦委員 そういうお話を頂いていましたので、いつから着手していくのか、予定どおりに進んでいるのかをお願いします。

○服部委員長 社会教育課長。

○野崎社会教育課長 調整池についてですけれども、県との事前打合せの中で、調整池の方法の変更が必要になったということで、実施設計の完了が9月末の見込みとなります。実施設計完了後には、速やかに県に対して開発行為許可申請を行うこととしております。

○服部委員長 牧浦委員。

○牧浦委員 ということは、9月末にその実施設計が上がってきます。その後、入札ということですか。先に県の許可を出して入札ということになるのでしょうか。

○服部委員長 社会教育課長。

○野崎社会教育課長 その後は開発行為許可申請を行うこととなります。

○服部委員長 牧浦委員。

○牧浦委員 大体どのぐらいに着手されるのでしょうか。おおよそで結構ですので、どのぐらいやと思いますぐらいの程度で。

○服部委員長 教育部長。

○松井教育部長 今、課長説明申し上げましたとおり、現在、開発許可申請の準備を順次させていただいております。基本的には、当該開発許可申請が下りてからでないと工事着工はできませんので、開発許可申請については、県へ提出後、おおむね67日間、県が定めております標準処理期間なんですけれども、書類等に不備がなければ、2か月程度でということなんですけれども、修正等があれば、まだ一旦戻ってきて、書類等の変更等が必要となってしまうので、それにプラスして許可までの申請期間はかかるのかなというふうに認識をしております。その後、具体的な工事に着手というスケジュールで、今考えているところでございます。

○服部委員長 牧浦委員。

○牧浦委員 よく分かりました。ありがとうございます。

次、お願いいたします。

○服部委員長 社会教育課長。

○野崎社会教育課長 次に、決算書179ページ、生涯スポーツ振興事業費の学校開放業務委託料について、どこに委託しているのかの質問ですけれども、上牧町のシルバー人材センターに委託しております。

○服部委員長 牧浦委員。

○牧浦委員 そこで、どのようなことをやっておられるのでしょうか。

○服部委員長 社会教育課長。

○野崎社会教育課長 学校開放の運動場の申請があったときに、学校の門扉の開閉と、施錠及び出入口周辺の清掃をしていただいております。

○服部委員長 牧浦委員。

○牧浦委員 分かりました。これは、シルバーに委託しないとできないもののでしょうか。

○服部委員長 社会教育課長。

○野崎社会教育課長 学校において、土日については誰もいない状況なので、今、シルバーに委託している状況であります。

○服部委員長 牧浦委員。

○牧浦委員 分かりました。その分については聞いておきます。ありがとうございます。

次、お願いします。

○服部委員長 社会教育課長。

○野崎社会教育課長 その下のニュースポーツ推進事業費の中でのニュースポーツとは何かの質問ですけれども、簡単に言いますと、子どもから大人まで誰もが遊び感覚でできるスポーツを、ニュースポーツとしていただくような形となっております。

○服部委員長 牧浦委員。

○牧浦委員 そのスポーツは何でしょうか。

○服部委員長 社会教育課長。

○野崎社会教育課長 例えば、スポーツの吹き矢でありますとか、フロアカーリング、ペタンク、ボッチャ、ティーボール、フライングディスク、ストラックアウト等になります。

○服部委員長 牧浦委員。

○牧浦委員 分かりました。それで、管理備品が出てくるんですね。結構です。ありがとうございます。

ざいます。

次、お願いします。

○服部委員長 社会教育課長。

○野崎社会教育課長 続きまして、管理備品とは何を買われたのかの質問なんですけれども。

○服部委員長 牧浦委員。

○牧浦委員 もう、そのスポーツのあれが分かった時点で予想つきましたんで、次で結構です。

次、お願いします。

○服部委員長 牧浦委員の質疑の通告はこれで終わっております。今、準備してくれているのは、昨日の上村委員の答弁のためだと思うんですけれども。

○服部委員長 牧浦委員、これでよろしいですか。

○牧浦委員 はい。ありがとうございました。

○服部委員長 ここで、牧浦委員の質疑が終わりました。

昨日、上村委員の答弁の積み残しの答弁を頂けるといいますので、お願いいたします。

建設環境課長。

○吉川建設環境課長 それでは、不燃ごみと中継施設実施設計業務委託の入札の件についてでございます。入札につきましては、5社による指名競争入札を行わせていただいております。落札率につきましては、89.98%であったと報告させていただきたいと思います。どうぞよろしくをお願いします。

○服部委員長 上村委員、それでよろしいですか。

○上村副委員長 はい。

○服部委員長 それでは、ほかにございませんか。

康村委員。

○康村委員 8番、康村昌史です。令和2年度一般会計歳出について質問させていただきます。

決算書の57ページです。款2総務費の目3財産管理費で、備考欄の11役務費の自動車損害保険料130万9,580円ですが、これは、上牧町にある車の任意保険のお金だと思うんですけれども、ここで質問したいのは。任意保険に入っているのかどうか、私たちが利用する町バスについて、特にお尋ねしたいと思います。

次に、59ページです。款2総務費の目3財産管理費の備考欄、14の工事請負費です。町有地管理工事216万1,720円の説明をお願いします。

次に、69ページです。款2総務費の目11諸費、備考欄の自治会振興費、政策調整課の中の

負担金補助及び交付金の自治連合会運営事業補助金の67万円と前年度が50万円と、これが増加になっている説明をお願いします。

次が71ページです。款2総務費、項1総務管理費の目13地方創生臨時交付金事業費の備考欄の避難所感染防止対策事業費、総務課の17備品購入費の管理備品の説明をお願いします。

次に、77ページです。款2総務費の目13地方創生臨時交付金事業費の小規模テナント事業者家賃等支援事業費の18負担金補助及び交付金、小規模テナント事業者家賃等支援金606万7,000円が支給されておりますが、現在、その事業者は継続されているのかを教えてくださいたいと思います。

それと、その下の指定管理施設支援事業費、総務課で負担金補助及び交付金529万940円、指定管理施設支援補助金、上限20万円の枠で、各自治会で感染症対策の何かを買ったと思うんですけども、主にどのようなものに使われたのかをお話ししていただきたいと思います。

次に、89ページです。款2総務費の項3社会福祉費、目社会福祉総務費、備考欄の12委託料のほほ笑みサロン片岡管理業務委託料、ほほ笑みサロン片岡の利用実績を教えてくださいたいと思います。

次に、91ページの款3民生費の目2高齢者福祉費です。備考欄の町シルバークラブ連合会補助金176万8,700円の説明をお願いします。

次に、その下のシルバー人材センター運営費補助金995万円の説明をお願いしたいと思います。

次に、111ページです。款4衛生費の目2母子衛生費、19扶助費、新生児聴覚検診受診料22万4,360円の説明をお願いします。

次に、113ページの目2母子衛生費の不妊・不育治療助成事業の扶助費、不妊・不育治療医療費107万3,500円の説明をお願いします。

次に、115ページ、款4衛生費の目2母子衛生費、子育て世代包括支援センター事業費のうちの12委託料、産後ケア事業委託料ですが、さきの委員が質問したんですけども、これをもう少し質問したいと思います。

次に、119ページの款4衛生費、項1保健衛生費の目5健康増進事業費の中のけんしんGO！ポイント事業費、備考欄にあります。これが13万2,400円と、当初予算よりも減少しているんですが、その辺の説明をお願いします。

次に、121ページです。款4衛生費の項1保健衛生費、目6環境衛生費の備考欄、地域猫不妊手術費助成事業費です。これの負担金補助及び交付金が8万円です。去年が2万4,000円で

2年度が8万円と、この辺の説明もお願いいたします。

その下の町営墓地維持管理事業費ですが、22の償還金利子及び割引料49万5,000円と町営墓地使用料返還金の説明をお願いします。

それと、その下の空き地適正管理事業費、役務費で3万1,020円と通信運搬費、これは一体どのようなことか、説明をお願いしたいと思います。

次に、129ページです。款5農林商工業費、項1農業費の目3農業振興費です。備考欄の有害鳥獣被害防除事業費の7報償費、有害鳥獣狩猟者謝礼10万8,000円の説明をお願いしたいと思います。

次に、137ページの款6土木費です。項2道路橋梁費の中の目1道路橋梁費の備考欄の道路長寿命化事業費、12委託料、C B R調査業務委託料425万5,900円の説明をお願いします。

次に、139ページ、款6土木費です。項2道路橋梁費の目2公園管理費の12委託料、草刈り委託料が772万5,280円と、ここの説明をお願いします。

次に、147ページ、款7消防費、項1消防費の目4災害対策費です。地域の防災力向上事業費、15原材料費、かまどベンチ6万5,603円の説明をお願いします。

次に、その下の負担金補助及び交付金の防災士資格取得支援助成金、2名の方が受講されたそうですが、この辺の説明をお願いします。

款8教育費、項1教育総務費の目1教育委員会費の中の備考欄、1報酬の学校適正化協議会委員報酬、3回行われたということですが、こういった内容の話が行われたのか、教えてくださいたいと思います。

次に、款8教育費、項5社会教育費の目4公民館費、備考欄の1報酬、公民館運営審議会委員報酬、この公民館運営審議会はどういったことをするのか教えていただきたいと思います。169ページです。

次に、179ページの款8教育費、項6社会体育費の目3体育施設費の需用費修繕料389万6,750円の説明をお願いします。

次に、183ページの款11諸支出金です。項12予備費の備考欄、十何件あるんですけれども、充用について。監査委員の報告書に、一般会計の歳入歳出決算審査意見について、監査委員の意見ですけれども、3ページです。予備費からの充用が19件において行われた。予備費は平成30年度に年額500万円から1,000万円に、令和元年度から2,000万円に増額計上された。その運用は緊急を要し、補正予算が間に合わない場合に充用することを原則とし、予算執行に柔軟性を持たせ、効率的な行政運営を目指すものであると。予備費については、この原則に

照らして充用し、議会、町民、監査等に対して十分説得力のある説明が求められているというふうに監査委員から指摘されておりますので、この予備費の充用について、申し訳ないんですが、説明をお願いしたいと思います。備考欄の説明をお願いいたします。

以上です。

○服部委員長 康村委員の通告が終わりました。

ここで休憩とし、再開は11時25分といたします。

休憩 午前 11 時 08 分

再開 午前 11 時 25 分

○服部委員長 それでは再開いたします。

順次答弁をお願いいたします。

総務課長。

○山本総務課長 それでは、56、57ページ、総務費、総務管理費、財産管理費、役務費、自動車損害保険につきまして説明させていただきます。任意保険ですが、全部加入しております。主に加入しているんですが、公用車、町バス、消防車両でございます。

○服部委員長 康村委員。

○康村委員 自治会とかボランティアで使うのが町バスなんですけれども、任意保険は搭乗者保険も当然入っていますよね。

○服部委員長 総務課長。

○山本総務課長 入っております。

○服部委員長 康村委員。

○康村委員 それで、自治会とかボランティア団体で町バスを利用するときに、当然、申し込まないかんのですけれども、別途保険に入るようにというあれがあるんですけど。

○服部委員長 総務課長。

○山本総務課長 マイクロバスの話ですか。

○康村委員 そうです。

○山本総務課長 マイクロバスは、各自で入っていただくようになっております。

○服部委員長 康村委員。

○康村委員 マイクロバスも任意保険入ってますよね。

○服部委員長 総務課長。

○山本総務課長 マイクロバスは、その方、団体さんにお貸ししますもので、その方が中で事故

を起こされた場合、車同士の事故であれば、町の保険が対応できますが、もし、何か事故が起きた場合とかありますので、農協の保険とかで、乗っていただくときに保険に入っていたく形になっております。

○服部委員長 康村委員。

○康村委員 町バスを借りるときに必ず別途保険に入るようにと言われますよね。それは、町バスでもし事故ったときのための保険なんですね。

○服部委員長 総務課長。

○山本総務課長 その場所に行かれるまでにけがされる可能性もあります。現地に行かれてもけがされる場合もありますので、それを全部ひっくるめた1日の保険という形を取らせていただいております。役場としては、現地でもし事故が起きても、何ら補償することもできませんので、現地も全部含めた保険で1日保険に入っていて、加入者の方に乗っていただくという形を取らせていただいております。

○服部委員長 康村委員。

○康村委員 よく分かりました。マイクロバスを利用しますけど、事故った場合、それは任意保険に入ってますか。

○服部委員長 総務課長。

○山本総務課長 各車両には入っておりますが、また、車同士の事故やったら、そういう形で出たりはしますけども、今、私が言うたんは、全部、1日ひっくるめてかけていただくというのが鉄則となっておりますので、マイクロバスは、どこでけがされる可能性もありますので、それで、必ずどの団体さんも1日保険を加入していただきまして、搭乗していただくのが決まりになっております。

○服部委員長 康村委員。

○康村委員 確認ですけれども、自治会保険に入っている場合は、その1日保険に入る必要はないというふうに聞いてますけど、それはそれで結構ですね。

○服部委員長 総務課長。

○山本総務課長 もし事故をしたときに、自治会保険に入っておられて、それで出していただけるのであれば、役場としては、何ら問題はございません。

○服部委員長 康村委員。

○康村委員 分かりました。次、お願いします。

○服部委員長 総務課長。

○山本総務課長 それでは、58、59ページ、総務費、総務管理費、財産管理費、工事請負費の町有地管理工事につきましてご説明申し上げます。町有地の適正な維持管理を実施するための工事といたしまして、主に昨年させていただいたのが、友が丘地区の法面のところに、草刈りとかが危険なので、除草シートを貼らせていただきました。それと、金富梅ヶ丘の山の木の伐採、かかってきて危ないので、もし、落ちてでも駄目なので、伐採工事を、その2つをさせていただきました。

○服部委員長 康村委員。

○康村委員 これの資料を探したんですけど、出てませんよね。

○服部委員長 総務課長。

○山本総務課長 はい、資料は出しておりません。

○服部委員長 康村委員。

○康村委員 分かりました。では、次、お願いします。

○服部委員長 康村委員、資料提出はいいんですか。

○康村委員 頂きたいので、来年度からお願いしたいと思います。

○服部委員長 総務課長。

○山本総務課長 来年度からそのようにさせていただきます。

○康村委員 よろしくお願いします。次は、69ページの自治連合会の運営費ですかね。

○服部委員長 秘書人事課長。

○高木秘書人事課長 議事連合会の運営費補助金につきまして、ご説明をさせていただきます。

令和元年度は補助金が50万円であったということで、2年度から70万円の予算ということでございます。20万円増額になっていることに対してのご質問であったと思いますけれども、自治連合会で、各地域の防犯活動、さらに強化していこうというお話もございまして、そういうことになると、かねてより作成していました防犯用ののぼりであるとか、また、ポスターであるとか、ちょっと増刷もしたり、また、作成する本数を増やしたり、こんな形で、予算をちょっと増額していただけないかということでございまして、令和2年度の予算編成に入れさせていただいております。これで、令和2年度は70万円の予算になっております。

○服部委員長 康村委員。

○康村委員 当初予算が70万円やったのが、なぜ67万円に減額されているんですか。

○服部委員長 秘書人事課長。

○高木秘書人事課長 令和2年度の決算で67万円、3万円の減額という形になっておりますが、

コロナ禍で当初予定しておりました事業計画が中止になった分もございまして、この予算を、補助金を活用しての活動が、余儀なく中止になったことがございましたんで、その分の3万円を返金させていただいた次第でございます。

○服部委員長 康村委員。

○康村委員 中止になった活動というのは何でしょうか。

○服部委員長 秘書人事課長。

○高木秘書人事課長 例えば、防犯活動の出発式であるとか、そういった会議費の部分でございます。

○服部委員長 康村委員。

○康村委員 よく分かりました。それでは、次、お願いします。

○服部委員長 総務課長。

○山本総務課長 それでは、70、71ページの総務費、総務管理費、地方創生臨時交付金事業、備品購入費につきましてご説明申し上げます。タブレットは歳出ナンバー5-1をご覧くださいと思います。追加資料で出させていただいたほうに入っていると思います。

○服部委員長 総務課長。

○山本総務課長 それでは、備品の購入費といたしまして、主な内容をご説明申し上げます。避難所におけるプライベートルームといたしまして、テントでございます。210張り買っております。防災用倉庫、中古のコンテナでございます。9台購入させていただいております。災害用自動ラップ式トイレ、35台を購入させていただきました。

以上でございます。

○服部委員長 康村委員。

○康村委員 この間、防災関係の講習会に参加させてもらって、コロナ感染で避難所の備蓄品がちよっと昔と違うというんですか、感染防止に重点を置かなあかんということで、うちの自治会でも備蓄品を増やさなあかんということで、一体何が必要なのかよく分からなかったんですけども、その中でテント等も買わなあかん。そして消毒液ですか。この消毒液は何年もつと思いますか。期限があったと思うんですけども、その辺はどうですか。

○服部委員長 総務課長。

○山本総務課長 勉強不足で申し訳ございません。期限までは分かりかねます。

○服部委員長 康村委員。

○康村委員 コロナ感染のために、今まで、役場から各自治会に備蓄品を頂いている分がある

んですけども、さらに備蓄品を購入するための補助を何とか考えていただけないかと。以前よりもしているのは、テントも増やさなあかんということで、ちょっと頭痛めているんですけども、その辺はいかがですか。

○服部委員長 総務課長。

○山本総務課長 その辺も、今後の検討課題といたしまして考えていきたいと考えております。

○服部委員長 康村委員。

○康村委員 分かりました。それでは、次、お願いいたします。

○服部委員長 まちづくり推進課長。

○松井まちづくり推進課長 76、77ページ、小規模テナント事業者家賃支援事業について、その後、継続されているかどうかという内容ですけども、言い訳になるんですけども、他の業務多忙のため、追跡調査は行っておりません。その後、町内の巡回等に回るときには、申請されたところの目につくところにつきましては、経営されているところは確認しております。

○服部委員長 康村委員。

○康村委員 分かりました。業務多忙ということで、了解しておきます。分かりました。

次、お願いします。

○服部委員長 総務部理事。

○山下総務部理事 それでは、同じページの一番下になります指定管理施設支援事業費につきまして、各自治会等どのような備品を買われたかということでございます。備品につきましては、空気清浄機、マスク、アルコール消毒液、それと検温器でございます。特に多かったのが、空気清浄機でございます。

○服部委員長 康村委員。

○康村委員 ちょっと聞き漏らしたんですが、空気清浄機、マスク、アルコール、もう1つ、何でしたか。

○山下総務部理事 検温器でございます。

○康村委員 よく分かりました。これで結構です。

次、お願いします。

○服部委員長 福祉課長。

○中本福祉課長 それでは、決算書88ページ、89ページにございます委託料、ほほ笑みサロン片岡業務委託料の中で、利用状況についてのお尋ねでございます。令和2年度の利用状況につきましては、下牧地区の小地域ネットワーク、ひきこもり家族のつどい、あと、町税務課、

社会教育課が利用されておりまして、年間27時間の利用となっております。

○服部委員長 康村委員。

○康村委員 非常に少ないと思うんですけども、やはりコロナ禍ということで、理解してよろしいのでしょうか。

○服部委員長 福祉課長。

○中本福祉課長 それもあるんですけども、あと場所的な面もございますので、うちからも、今後の利用について働きかけを行っておりまして、今のところ、先ほどの下牧小地域ネットワーク、あと、上牧町ボランティア連絡協議会、先ほどのひきこもり家族のつどい、上牧タウンカレッジ、ぷらっと、きらっと等からの利用のお話を頂いておるところでございます。

○服部委員長 康村委員。

○康村委員 私は、ほぼ笑みサロン片岡、本当にええ場所にあると思ってます。うまいこと活用して、上牧町の活性化に生かされたらと思っていますので、ぜひ、うまいこと活用していただきたいと要望しておきます。以上、それで結構です。

○服部委員長 福祉課長。

○中本福祉課長 続きまして、決算書90、91ページ、負担金補助及び交付金の中にございます町シルバークラブ連合会補助金についてでございます。本補助金につきましては、シルバークラブ連合会が実施する社会活動、文化活動、健康づくり活動に対しまして、補助金を交付しておるものでございます。こちらの補助金につきましては、各地区のシルバークラブに対し、会員1人当たり1,100円の助成と、あと、シルバークラブ連合会が実施する事業に対して、補助を行っておりまして、令和2年度、176万8,700円の補助を行ったところでございます。

○服部委員長 康村委員。

○康村委員 高齢化が進んでいますけど、シルバークラブ連合会、会員の皆さんの平均年齢はご存じですか。

○服部委員長 福祉課長。

○中本福祉課長 70歳後半であるという認識を持っております。

○服部委員長 康村委員。

○康村委員 今、高齢化で80歳でももうざらというふうに思っています。シルバークラブ連合会は、もっと重要性を帯びてくるだろうと思っています。うちのほうの平均年齢は、片岡台2丁目は84歳です。本当に長年、皆さん、健康長寿で長生きされていますので、さらなる補助をしてあげてほしいというのが、私の要望でございます。その辺はいかがでしょうか。

○服部委員長 福祉課長。

○中本福祉課長 補助金の要望のお話ですけれども、その件については、今後の検討課題とさせていただきますと思います。

○服部委員長 康村委員。

○康村委員 分かりました。ぜひ検討していただきたいと思います。

それでは、その下のシルバー人材センター運営費補助です。

○服部委員長 福祉課長。

○中本福祉課長 それでは、シルバー人材センター運営費補助金についてご説明させていただきます。本補助金は、高齢者の雇用創出、社会貢献活動の場づくりなどに取り組まれています上牧町シルバー人材センターの運営費について補助を行っておるものでございます。本補助金の充当先につきましては、資料歳出ナンバー66をご覧ください。よろしいですか。その資料にもございますように、この補助金の主な充当先につきましては、職員の人件費及び機器のリース料、賃借料に充てられております。

○服部委員長 康村委員。

○康村委員 提出されている資料を見てみますと、会員の平均年齢が、男女で73歳となっております。資料出の63です。5番目の会員登録状況で、平均年齢が73歳と、男性の場合が73.1歳、女性が72.6歳で、平均取って73歳ということで、もう73になっても、皆さん、勤労意欲があるんだと。この資料から分かるんですけれども、最高齢は何歳なんですか。

○服部委員長 康村委員。

○康村委員 申し訳ございません。最高齢の方の年齢については、私のほうで把握をしておりません。

○服部委員長 康村委員。

○康村委員 このシルバー人材センターで働く場合、定年制はあるんですか。

○服部委員長 福祉課長。

○中本福祉課長 会員数というのは、派遣される方の会員数になりますので、定年とかは、特に設けられておらないと思っております。

○服部委員長 康村委員。

○康村委員 ということは、80歳でも、ここでは働かせてもらえるんですか。その辺だけ教えていただきたいと思います。

○服部委員長 福祉課長。

○中本福祉課長 それについては、業務ができればという話も出てきますので、何歳になったから働いたら駄目だとか、働いてもいいよという形にはなっていないと思っております。

○服部委員長 康村委員。

○康村委員 確認ですけれども、要は、本人が働く意欲があって、働ける場合は雇ってもらえる、派遣してもらえるとというふうに解釈してよろしいんですね。

○服部委員長 福祉課長。

○中本福祉課長 それは、業務内容にもよるという感じで思っております。例えば、体を使う草刈り業務とかになると、年齢的なことも関係してきますので、その業務によってできる、できないというのがあると思いますから、そちらの判断になってくると思います。

○服部委員長 康村委員。

○康村委員 よく分かりました。では、次、お願いします。

○服部委員長 こども未来課長。

○寺口こども未来課長 決算書110、111ページ、備考欄の19扶助費の新生児聴覚検査受診料でお尋ねです。こちらのほうは、新生児の聴覚障害の早期発見と早期支援を図ることを目的に、費用の一部助成を行っているものでございます。対象が生後1か月以内の赤ちゃんで、初回検査と確認検査、各上限3,000円の助成を行うものであります。

○服部委員長 康村委員。

○康村委員 よく分かりました。決算成果に関する報告書に令和2年度は75名と書かれております。費用の一部を助成した結果、どうなったのですか。検査結果で、何名の方とか、その辺は把握されているんですか。

○服部委員長 こども未来課長。

○寺口こども未来課長 まず、出産されて、産婦人科で検査が行われます。これは強制ではなくて、受けたいと思われる方が受けるものでありますので、一部、3,000円の助成を行っております。この中には、75名中1名の方が確認検査を受けられております。確認検査を受けられた後、その結果によって、大きな病院につないでいく形になっておりますので、今、1名の方は、大きな別の病院につないでいったということを確認しております。

○服部委員長 康村委員。

○康村委員 その1名の子の人生を救えたと僕は理解してますけど、すごい助成金と思っています。なぜ全員が受けないのかと不思議なんですけれども、自分の子どものことだし、その辺はいかがですか。

○服部委員長 こども未来課長。

○寺口こども未来課長 こちら、実際には受けられている方もいらっしゃいますが、申請に至っていない部分もあると思います。しかし、全員が全員受けられているとは限らないので、ちょっと面倒くさいこともありますし、それから、費用が今まで、上牧町では助成はしておりますが、助成を行っていない自治体もございますので、できれば早めに分かるように、全員受けていただくことを望んでおります。

○服部委員長 康村委員。

○康村委員 これ、聴覚検査なので、実費になるんですか。保険が利かないんですか。

○服部委員長 こども未来課長。

○寺口こども未来課長 実費となっております。

○服部委員長 康村委員。

○康村委員 大体幾らぐらいかかるんですか。

○服部委員長 こども未来課長。

○寺口こども未来課長 その医療機関、助産院、それぞれで金額は異なっておりますが、9,000円であったり、1万円ぐらいであったりという形で、その一部を助成させていただいているところでございます。

○服部委員長 康村委員。

○康村委員 よく分かりました。すばらしい助成を出していると感動しております。

では、次、お願いします。

○服部委員長 生き活き対策課長。

○林生き活き対策課長 それでは、113ページの不妊・不育治療助成事業について説明をさせていただきます。資料の106番でお示しさせていただいております。令和2年度は、一般不妊治療は15名の申請がありました。一般不育治療は2名の申請がございました。一般不妊治療では妊娠届をされに來られた方が7名、一般不育治療で出産された方は2名となっております。

○服部委員長 康村委員。

○康村委員 不育治療のほうが2名出産された、最初の不妊治療を聞き漏らしたんですが、もう一度お願いします。

○服部委員長 生き活き対策課長。

○林生き活き対策課長 不妊治療は15人申請されまして、母子手帳の申請に來られた方は7名いらっしゃいました。

○服部委員長 康村委員。

○康村委員 これの助成は幾らぐらいになっているんですか。教えていただければ。

○服部委員長 生き活き対策課長。

○林生き活き対策課長 一般不妊不妊治療につきましては、上限を7万円とさせていただいております。不育治療につきましては、上限を10万円に設定させていただいております。

○服部委員長 康村委員。

○康村委員 これは不妊治療、7名の方は妊娠に成功したということは、残り8名の方は、また助成を受けて不妊治療を行うというふうになるんですか。

○服部委員長 生き活き対策課長。

○林生き活き対策課長 うちの不妊治療の助成事業の要綱につきましては、5回まで助成させていただくという条件がありますので、年度に1回申請でございますので、5年間させていただく予定でございます。

○服部委員長 康村委員。

○康村委員 国の負担はたった319円ですので、これも本当にすばらしい町単独の助成をしているんだなと本当にびっくりしております。これで結構です。ありがとうございます。

○服部委員長 こども未来課長。

○寺口こども未来課長 決算書114、115ページ、備考欄一番上の子育て世代包括支援センター事業費の委託料、産後ケア事業委託料の質問です。こちら、ショートステイで1泊4名の方、デイサービスで2名の方がご利用されております。

○服部委員長 康村委員。

○康村委員 ここで、さきの委員も質問されておったんですけども、ショートステイを1泊で4名の方、デイサービスが2名の方が利用された。その後は母子ともに健康に過ごしているんでしょうか。その辺はいかがですか。

○服部委員長 こども未来課長。

○寺口こども未来課長 引き続き、続けてご利用になられている方もいらっしゃいますので、1回限りではなくて、その後、また利用したい方は、続けて来られております。

○服部委員長 康村委員。

○康村委員 2年度ではこの方たちで、それ以後、3年度でまた利用されているということですね。

○服部委員長 こども未来課長。

○寺口こども未来課長 一応、ショートステイ型が最大6泊まで利用可なので、そちらの範囲内であれば、ご利用はしていただけるということになっております。

○服部委員長 康村委員。

○康村委員 よく分かりました。デイサービスは何日になるんですか。

○服部委員長 こども未来課長。

○寺口こども未来課長 最大7日間利用が可能です。

○服部委員長 康村委員。

○康村委員 一番気になるのは、産後ケアで、母子共に健康でいくことが一番大事なんですけども、6日、7日という限定、縛りがありますけれども、それで足りない場合は、当然、考慮していただけるんですか。その辺、いかがですか。

○服部委員長 こども未来課長。

○寺口こども未来課長 考慮という形では、こちらにも利用期利用回数が決まっておりますので、後のフォローは、子育て包括の中にも助産師もおりますし、地区担当の保健師もおりますので、フォローは引き続き行っていきたいとは考えております。

○服部委員長 康村委員。

○康村委員 よく分かりました。次、お願いします。

○服部委員長 生き活き対策課長。

○林生き活き対策課長 それでは、119ページのけんしんGO！ポイント事業費について説明させていただきます。質問は、予算では19万6,000円ついてたんですが、決算では13万1,400円ということだったんですが、このけんしんGO！ポイントは、健診を受けられて、ポイントをためていただくという事業でございます。そこで、令和2年度、去年はコロナのはやりもありましたので、健診の体制自体を見直しさせていただきました。春の健診を全部やめて、秋と冬に集中させましたが、健診受診者が減っております。減っておりますので、どうしてもポイントはたまりませんので、こういった結果につながったと思います。

○服部委員長 康村委員。

○康村委員 よく分かりました。ここにもコロナ禍の影響が出ているということで、よく分かりました。ありがとうございます。

○服部委員長 建設環境課長。

○吉川建設環境課長 それでは、121ページでございます。地域猫不妊手術費助成事業費の部分の助成金についてでございますが、前年度と比べての比較ということでございます。前年度

につきましては、6頭不妊手術をさせていただきまして、2万4,000円の助成を行ったところでございます。令和2年度につきましては、20頭の不妊手術を実施させていただきまして、8万円の助成をさせていただいたということになっております。

○服部委員長 康村委員。

○康村委員 急に14頭も増えているんですけれども、これ、地区は分かっているんですか。

○服部委員長 建設環境課長。

○吉川建設環境課長 町内、一応、偏ってはいないんですけれども、多いのは北上牧地区であったと伺っております。

○服部委員長 康村委員。

○康村委員 この地域猫というのは、野良猫という意味で理解していいんですか。

○服部委員長 建設環境課長。

○吉川建設環境課長 おおむねそれでいいと思います。飼い猫ではないというところの定義でございます。

○服部委員長 康村委員。

○康村委員 野良猫というんですか、住民が餌をやって、猫がその庭とかにふん尿とかをまき散らして、猫のは特に臭いんですけれども、その辺についてかなり苦情が来ていると思うんですけれども、その辺、どのように対応されるのか、教えていただきたいと思います。

○服部委員長 建設環境課長。

○吉川建設環境課長 基本的に地域猫の対策ということで、無責任に餌をあげるとかいう問題が多々あるとは聞いています。対策としましては、基本的には餌をあげられる方に対して、注意を促すというところで、責任を持って餌をあげる、餌をあげるならば飼っていただくか、そういうことを我々は注意していくと考えているところでございます。

○服部委員長 康村委員。

○康村委員 そういった指導をされるということですね。よく分かりました。

○服部委員長 ここで休憩とし、再開は午後1時からといたします。

休憩 午後 0時00分

再開 午後 1時00分

○服部委員長 それでは再開いたします。

休憩前に引き続きまして、康村委員の質疑から行ってまいります。

それでは、順次答弁願います。

まちづくり推進課長。

○松井まちづくり推進課長 それでは、決算書120、121ページにございます町営墓地使用料返還金の内容について説明させていただきます。49万5,000円の内容につきましては、6名の方を対象として墓地の返還金を返還させていただいた内容となっております。

○服部委員長 康村委員。

○康村委員 最近は返還ばかりなんですけど、墓地を借りたい人は1人もいないんですか。

○服部委員長 まちづくり推進課長。

○松井まちづくり推進課長 私、この4月から、この課を担当させてもらったんですけど、今のところはおられない状況でございます。

○服部委員長 康村委員。

○康村委員 まだ、全然募集がないということですね。

○服部委員長 まちづくり推進課長。

○松井まちづくり推進課長 そのとおりでございます。

○服部委員長 康村委員。

○康村委員 分かりました。では、次、お願いします。

○服部委員長 建設環境課長。

○吉川建設環境課長 それでは、その下でございます。空き地適正管理事業費の中の通信運搬費についての話でございますが、除草草刈りの事務の切手代となっております。

○服部委員長 康村委員。

○康村委員 もう1回お願いします。

○服部委員長 建設環境課長。

○吉川建設環境課長 これは、空き地の草刈りの除草を促す通知のための切手代でございます。

○服部委員長 康村委員。

○康村委員 要は、今、上牧町内の空き地で、所有者が草刈りしないところに督促を出すということですか。

○服部委員長 建設環境課長。

○吉川建設環境課長 おおむねそういうことでございます。

○服部委員長 康村委員。

○康村委員 今、町内何件ほどあるんですか。

○服部委員長 建設環境課長。

○吉川建設環境課長 空き地の件数とかは確認できませんが、ただ、今回の草刈りの通知を出したのが58件あります。

○服部委員長 康村委員。

○康村委員 これは空き地って限定していますけど、空き家はどうなるんですか。

○服部委員長 建設環境課長。

○吉川建設環境課長 この予算につきましては、空き家はまた別となっておりますので、空き地だけの予算になっております。

○服部委員長 康村委員。

○康村委員 空き家のほうはまちづくり推進課になるわけですか。

○服部委員長 建設環境課長。

○吉川建設環境課長 そのとおりでございます。

○服部委員長 康村委員。

○康村委員 ちょっとややこしいんですけど、僕としては、一緒のほうがやりやすいんですけど、もう仕方がない、そういう組織になっているんですね。了解しました。

次、お願いします。

○服部委員長 まちづくり推進課長。

○松井まちづくり推進課長 それでは、予算書128、129ページの有害鳥獣の謝礼金について説明させていただきます。この謝礼金につきましては、3,000円、6回、6人の10万8,000円という内容になっております。

○服部委員長 康村委員。

○康村委員 3,000円の6人の6回分ですね。

○服部委員長 康村委員。

○康村委員 具体的に何をされているんですか。

○服部委員長 まちづくり推進課長。

○松井まちづくり推進課長 具体的には、イノシシの出没しているところを見回りと、その通り道、獣道といいますか、その通り道に足わなを仕掛けたり、箱おり、わなを仕掛けて、それを捕った分については捕らえて、処分してもらっている状態になっております。そのほかには、被害の受けたところを監視と巡回をしてもらっているような内容となっております。

○服部委員長 康村委員。

○康村委員 これ、3,000円が6人分、ワンチームは6人で回るということですか。

○服部委員長 まちづくり推進課長。

○松井まちづくり推進課長 一応、6人の方がおられるんですけども、それぞれ2つのチームぐらいで回られている内容になっております。なぜならば、イノシシを捕まえれば、1人であれば何かあれば危険なこともありますので、最低2人ぐらいで回ってもらっております。

○服部委員長 康村委員。

○康村委員 この件については、私、一般質問しているので、その前知識で聞いていますけど、今、下牧のほうが、去年と比べて、本当にめちゃくちゃ出ているので、かなりの被害が出ているのはご存じですか。

○服部委員長 まちづくり推進課長。

○松井まちづくり推進課長 私も、その被害が出ているところには出向いて、確認を取らせていただいていますので、今までだったら、網等で農地の部分が囲われてなかったところが、被害が出たと思うんですけども、その部分が囲われて、イノシシの被害状況が、今までないところに広がっておりますので、その部分は、現地を通報いただいたすぐと、あと、見回りのときに確認させてもらっていただいております。

○服部委員長 康村委員。

○康村委員 つまり、今までしていないところを、柵をしたので、イノブタがどこかへ移動して、被害を及ぼしているということですか。

○服部委員長 まちづくり推進課長。

○松井まちづくり推進課長 やはり、イノシシも今まで作物を食べて生きていますので、自分らが生きるための食べるものを探すような習性になっていきますので、それで、今までなかったところに散らばっていくと思っているところでございます。

○服部委員長 康村委員。

○康村委員 一般質問で言いたかったんですけども、9月7日の5時40分ぐらいにイノブタが出没したんです。人間に危害を及ぼすような、近くまで来たんです。以前は、人間にぶち当たるようなことはなかったんで、大概は夜中、明け方にはもう、イノブタもどっか行っているんですけど、今、非常に危ないと。そこまで食べるものがないから、人里まで下りてきているんじゃないかと。その辺はいかがですか。

○服部委員長 まちづくり推進課長。

○松井まちづくり推進課長 本課といたしましても、その情報を得て、すぐに猟友会に対応をお願いしているところでございまして、その通ridor等も監視を、常に行ってもらう要望をか

けているところでございます。中には、その通り道に対しましては、足わな等の仕掛けのほうも、獣道とありますので、その仕掛けで確保をお願いしている内容となっております。

○服部委員長 康村委員。

○康村委員 最後に、上牧町では電気柵みたいなのは使えないんですか。

○服部委員長 まちづくり推進課長。

○松井まちづくり推進課長 電気柵というのは、田んぼを囲む電気柵のことですか。

○康村委員 イノシシが来たら、当たって電気が流れて、イノシシが寄りつかない電気柵というんですかね。

○服部委員長 まちづくり推進課長。

○松井まちづくり推進課長 一応、電気柵のほうは、金額は決まっていますので、その部分で変わっていいならば、その電気柵も設置したければ、補助金の対象内の範囲では補助させてもらう予定はしているんですけども、なんせその電気柵もいろいろありまして、その部分につきましては、また人が通るところになりますので、人が当たったら危ないこともありますので、なかなか土地所有者の方も懸念してやる状況と思います。

○服部委員長 康村委員。

○康村委員 よく分かりました。あとのことは、一般質問で聞かせてもらいます。

では、次、お願いします。

○服部委員長 建設環境課長。

○吉川建設環境課長 それでは、137ページでございます。道路長寿命化事業費の中のC B R調査業務委託料についてでございます。これにつきましては、当初、資料ナンバー135で提出させていただきましたが、一部修正がございまして、修正の12番で資料の出し直しとさせていただいておりますので、よろしくお願いいたします。

まず、C B R調査につきましては、アスファルト舗装における適切な工法等の選定をするための調査業務となっております。この決算額425万5,900円につきましては、7路線のC B R調査の結果となっております。

○服部委員長 康村委員。

○康村委員 このC B R調査というのは、現地で行う分ですね。

○服部委員長 建設環境課長。

○吉川建設環境課長 そのとおりでございます。

○服部委員長 康村委員。

○康村委員 この資料を見せてもらったんですけど、この7か所でしたか。これは、令和3年度に舗装するための調査をしたというふうに解釈してよろしいですか。

○服部委員長 建設環境課長。

○吉川建設環境課長 令和3年度と限定ではなくて、次年度以降、令和3年度以降に調査、舗装工事をするという選定でございます。

○服部委員長 康村委員。

○康村委員 そそこでお尋ねしたいのが、今、上牧町全域の道路で、CBR調査は何%ぐらい終わっているんですか。

○服部委員長 建設環境課長。

○吉川建設環境課長 その辺の資料は持ち合わせていないので、お答えしづらいんですが。

○服部委員長 康村委員。

○康村委員 分かりました。最後に、最近の分で、基本的には、今までCBR検査をして、舗装しているところが全部ですよ。舗装をしているのに、ところどころうろこ状に割れているとか、そういうのを見受けます。せっかく調査しているのに、なぜそういうのがそこら中で目につくんですか。1回舗装してもらったら、ほか、いろいろあるし、予算の関係もあるから、当分してもらえないですよ。その辺はどうなっているんですか。

○服部委員長 都市環境部長。

○塩野都市環境部長 町内の道路につきまして、多くのところで、今言われたような状況が生まれております。そのために、CBR検査をした中で、優先順位を決めながら、予算の限りあるところもありますが、できる限り広げていきたいという考えで行っているところです。

○服部委員長 康村委員。

○康村委員 そのCBR検査というのは、路盤とかを調査して、悪いところは路盤ごと掘り返してつくり直すという調査じゃないんですか。

○服部委員長 都市環境部長。

○塩野都市環境部長 その部分も含まれておりますが、ひび割れ等、また、上からひび割れの修理だけで済むところもありますし、そういう部分を精査しながら、町内を全部、今、網羅しようと思って、順次やっているところであります。

○服部委員長 康村委員。

○康村委員 僕の言いたいのは、もし民間にCBRのことを頼んで、何年かしてすぐひび割れとかしたら、検査会社にちょっとどうなってんねんと、どんな検査をしているんだというふ

うな苦情が出ると思いますけど、その辺はいかがですか。

○服部委員長 都市環境部長。

○塩野都市環境部長 確かに、工法の都合でそういうことは起こると思いますが、基本的に調査としては、出てきた内容を精査しながら、また、お金も計算しながら、できるだけ多くのところへ広げるということをやっているので、今、部分がないとは言えないですけども、基本的にはあまりないとは考えております。

○服部委員長 康村委員。

○康村委員 最後に、先ほど言うた部分的にうろこ状に割れているところは、部分補修で対応されるということでよろしいのでしょうか。

○服部委員長 都市環境部長。

○塩野都市環境部長 その部分については、現地も見ながら、検査の結果も見ながら、部分で済む場合は部分でさせていただきますし、部分で済まない場合は、そういう形でやらせていただきます。

○服部委員長 康村委員。

○康村委員 よく分かりました。それでは、次、お願いします。

○服部委員長 建設環境課長。

○吉川建設環境課長 それでは、139ページでございます。公園管理の草刈り委託料についてでございます。これにつきましては、町内公園の草刈りの、年2回の実施に伴う草刈り代金となっております。

○服部委員長 康村委員。

○康村委員 最近の気候の温暖化ですかね。今年はまた、特に雨が多くて、公園の雑草の伸びがすごいです。片岡台2丁目を例に取りますと、できるだけその7月の半ばから末ぐらいに刈ってもらうようにしていますけれども、2回目が12月ぐらいというふうにして、正月とお盆をきれいな公園でやるというふうな想定で草刈りをお願いしているんですけども、今年は雨が多過ぎて、もう1メートル近くまで伸びてきているところがいろいろあって、住民から、これ、どうなるの、刈ってほしいという要望が出ているんですけども、これは片岡台2丁目だけじゃないと思うんですけども、この辺は補正対応等を考えてはるのか、その辺をお聞かせ願いたいと思います。

○服部委員長 建設環境課長。

○吉川建設環境課長 当然、今、そういう話があるのは伺っておりますので、年2回で予算組

みをさせていただいております。追加となりますと、今、委員おっしゃいましたとおり、補正対応になると思うんですが、これはまた財政のほうとも話もありますので、なかなか返事はしづらいんですが、そこは検討していきたいとは考えているところでございます。

○服部委員長 康村委員。

○康村委員 担当の課長がご存じなら、対応を期待しております。お金のかかる問題ですので、よろしく願いいたします。

それでは、次、お願いします。

○服部委員長 総務課長。

○山本総務課長 それでは、予算書146、147ページ、消防費、消防費、災害対策費、原材料費のかまどベンチにつきましてご説明申し上げます。各自治体に対しまして、かまどベンチの設置依頼を行いました。それで、申請のあった自治会がありましたので、今回、1件のかまどベンチの工事材料費になっております。

○服部委員長 康村委員。

○康村委員 1件ですね。かまどベンチの原材料費の支給は、何年度から始められましたか。

○服部委員長 総務課長。

○山本総務課長 確かではございませんが、23年か24年ぐらいから始めていると思います。

○服部委員長 康村委員。

○康村委員 大体その辺なんですけど、そこから約10年経過している中で、かまどベンチの原材料費が支給されるのは本当にありがたいんですけども、自治会の会員自体が高齢化して、これをもう1台増やしたいんですけども、人手が全然足りない状況だと思います。令和2年度は、たった1件だけです。うちも申し込みたいんですけども、若手の30代、40代は、土、日は自分たちの子どもの世話とか、体を休めるということで、自治会の協力は非常に難しいので、結局は残った高齢者でやらなあかんのですけれども、その辺、助成というんですか、職人を1人とか派遣してもらわないことには、なかなか人手が集まらないのが現状なんですけれども、その辺はどのようにお考えですか。

○服部委員長 総務課長。

○山本総務課長 職人等の派遣は考えてはおりません。あくまでも自治会の会員がメインとなっていていただきまして、防災への意識を高めていただくために、かまどベンチをつくっていただくのが根本的な理念でございますので、その辺を十分ご理解いただきまして、どうしても無理な場合は、またご相談いただきまして、手伝えるものであれば、総務課の課員が手伝わ

せていただいたりとかも考えさせていただきますが、基本的には、自治会の方々がメインになってつくっていただくのを、主に考えていただければと考えております。

○服部委員長 康村委員。

○康村委員 かまどベンチの趣旨は、よく分かっています。地域で自分たちの防災力で、そういったことを高めるためにかまどベンチをつくるというのは、本当によく分かっています。けれども、先ほど言いましたように、片岡台2丁目のシルバークラブの平均年齢は84歳です。もうほとんどのところが80歳前後なので、非常に難しいところなので、できるだけ検討していただきたいと思いますが、いかがですか。

○服部委員長 総務課長。

○山本総務課長 今後は、自治会の高齢化になる部分もありますので、そういうのも十分加味させていただきますして、今後の検討課題として考えさせていただきたいと思います。

○服部委員長 総務部長。

○中川総務部長 今、総務課長から答弁させていただきました。かまどベンチの人員がなかなか確保できない部分であるんですが、先ほども課長から言っておりますように、あくまでも共助という部分で、例えば、1丁目だけではできないというのであれば、2丁目、3丁目なり、西大和6自治会でもいろいろ防犯活動等もしていただいておりますので、もし、そういった部分があるならば、共助という部分で、連携しながらしていただくのも、1つの考え方かなと思っておりますので、その辺で少し話をさせていただいて、できる限りそういう形でしていただければと思っております。

○服部委員長 康村委員。

○康村委員 よく分かりました。聞いておきます。

それでは、次、お願いします。

○服部委員長 総務課長。

○山本総務課長 先ほどの康村委員のご質問の中で、かまどベンチの部分ですけれども、いつからやったかという話なんですけれども、平成24年度から実施させていただいております。

以上でございます。

○康村委員 ありがとうございます。では、次、お願いします。

○服部委員長 総務課長。

○山本総務課長 続きまして、146、147の消防費の災害対策費、負担金及び交付金の防災士資格取得助成金につきまして、ご説明させていただきます。令和2年度は2名の方が、防災士

の資格をお取りになられました。それに対する助成金という形で、今回、出させていただきます。防災士の方、県のほうに申し込んでいただくんですが、県の抽せんで、何名、防災士の資格を取れるかというのが決まりますので、役場としては、できるだけ多くの方に防災士の資格を取っていただきたいのは考えておるんですが、今後、県の抽せんもありますので、その辺も加味しながら、防災士のほう、推し進めていきたいと考えております。

○服部委員長 康村委員。

○康村委員 県のあれなんで、大体、割当てとして2名ぐらいしか無理ということですか。

○服部委員長 総務課長。

○山本総務課長 割当てが何名になるかというのは、私どもには分かりかねますので、できるだけ多くの方が申し込んでいただければ、枠が空いておれば、当たるとは考えております。

○服部委員長 康村委員。

○康村委員 10名が申し込んでも、全員が受けれるかどうかは未定であるということですね。

○服部委員長 総務課長。

○山本総務課長 そのとおりでございます。

○服部委員長 康村委員。

○康村委員 分かりました。それでは、次、お願いします。

○服部委員長 教育総務課主幹。

○辻村教育総務課主幹 決算書146ページ、147ページの款8教育費、項1教育総務費、目1教育委員会費、節1報酬、備考欄の学校適正化協議会委員報酬に関わり、昨年度3回行われた会議の内容について説明させていただきます。令和2年度に上牧町学校適正化協議会を設置し、学校の適正規模、適正配置等や望ましい教育環境の整備に取り組むため、現在、協議を重ねているところですが、昨年度は会議を3回開催いたしました。第1回目は、令和2年11月に開催しまして、上牧町学校適正化協議会の趣旨についてや町立小・中学校の現状と課題について会議を進めました。第2回は、令和2年12月に開催いたしまして、小・中学校の課題解消に向けた協議を行いました。第3回は、令和3年1月に開催しまして、学校適正化の今後の方針について会議を進めました。

○服部委員長 康村委員。

○康村委員 1月の学校適正化の方針はどのように決まったんですか。

○服部委員長 教育総務課主幹。

○辻村教育総務課主幹 小・中学校の課題ということで、本町の学校の現状ということで、児

童、生徒数の減少に伴いまして、今後、単学級の学年が増えるという問題がありますことや、中学校に関しましては、学校によりましては生徒数が少ないということで、部活動が限定されている問題がありまして、また、クラス数の減少に伴いまして、教職員の配置定数が少なくなる問題、また、学校によりましては、小・中学校9年間同じメンバーで、ずっと人間関係が固定される問題がありますことから、それらの問題を解決するということで、現在、2校ある中学校を1校にという方向性のもと、協議を重ねているところでございます。

○服部委員長 康村委員。

○康村委員 ということは、中学校は1校という方向性が示されていると。まだ決定じゃないということですね。

○服部委員長 教育総務課主幹。

○辻村教育総務課主幹 そのとおりでございます。

○服部委員長 康村委員。

○康村委員 小学校のほうの話は出ているんですか。

○服部委員長 教育総務課主幹。

○辻村教育総務課主幹 今、協議を重ねているところでございまして、小学校につきましても、具体的な決定事項は、まだ決まっておりません。

○服部委員長 康村委員。

○康村委員 分かりました。以上で結構です。

○服部委員長 教育部長。

○松井教育部長 それでは、決算書168、169ページ、款8教育費、項5社会教育費、目4公民館費、節1報酬についてご説明申し上げます。

まず、公民館運営審議会についてご説明をさせていただきます。当該審議会につきましては、社会教育法、昭和24年法律第207号第29号の規定を根拠として、条例により設置しているものでございます。当該条例に係る委員の定数は20名で、学校教育及び社会教育関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者及び学識経験者を有する者で組織することとしております。委員の委嘱につきましては、上牧町教育委員会が行い、当該委員の任期につきましては2年、再任については妨げないものとしております。

なお、令和2年度の委員数につきましては、13名でございまして、そのうち、全額2万円の報酬対象委員数は11名でございます。したがって、年額2万円掛ける11名の22万円の決算額となったものでございます。

○服部委員長 康村委員。

○康村委員 よく分かりました。公民館運営審議会は、社会教育法20条で規定されているということで、条例化されているんですね。条例集を見たんですけれども、規則しかなくて、管理運営規則というのがあったんですけれども、僕の見間違いですかね。

○服部委員長 教育部長。

○松井教育部長 公民館審議会につきましては、上牧町公民館設置条例がございます。当該条例の第4条及び第5条並びに第6条で規定をしておりますので、そちらをご参照いただければというふうに考えております。

○服部委員長 康村委員。

○康村委員 ありがとうございます。ちょっと間違っておりました。この審議会、何回開催されたのでしょうか。

○服部委員長 教育部長。

○松井教育部長 令和2年度におきましては、3回開催させていただいているところでございます。

○服部委員長 康村委員。

○康村委員 この場合、公民館というのは、庁舎西館と中央公民館の2軒を指しているんですね。

○服部委員長 教育部長。

○松井教育部長 基本的には、各大字にございます公民館も包含して、議論させていただいているところでございます。

○服部委員長 康村委員。

○康村委員 分かりました。以上で結構です。

○服部委員長 社会教育課長。

○野崎社会教育課長 それでは、決算書179ページの体育施設費の修繕料について説明させていただきます。決算資料の歳出の188ページで提出させていただいております。

○服部委員長 社会教育課長。

○野崎社会教育課長 この中で、県民グラウンド、体育館等で、この内訳の内容で、389万6,750円の修繕をさせていただいております。

○服部委員長 康村委員。

○康村委員 この資料を見させてもらったんですけれども、よく見ますと、釘池グラウンドが

全然入ってないです。釘池グラウンドは共同管理で、予約も1週おきとか、非常に、いろいろややこしいんですけれども、修繕は河合町が受け持っているんですか。この辺の覚書とかそういうのはあるんですか。ここの管理運営について、非常に分かりにくいんですけれども、河合町の釘池グラウンド、そこら中、傷んでいますので、雑草も含めてですけれども、この辺は、どちらがお金を出すのか、その辺を教えていただきたいです。

○服部委員長 教育部長。

○松井教育部長 今ご指摘の釘池グラウンドについてでございます。その辺の経緯、担当課としても調査させていただきました。その結果、昭和52年当時に河合町と締結した契約書がございます。その後、状況の変化等に応じての所要の変更等はされておりませんので、この機会に、再度河合町と協議させていただきながら、草刈り等も含めた維持管理について、明確な方向性を模索してまいりたいというふうに考えているところでございます。

○服部委員長 康村委員。

○康村委員 一応、協定みたいなのは昭和52年に結んであるということですね。かなり年数がたっているということで、今後、見直しで話しを進めるというふうに理解してよろしいんですね。

○服部委員長 教育部長。

○松井教育部長 そのとおりでございます。52年当時から比べると、当然、利用の頻度であったり、その辺に変動が生じているという認識のもと、また、河合町と協議をさせていただくということでございます。

○服部委員長 康村委員。

○康村委員 よく分かりました。ありがとうございます。これは終わります。

○服部委員長 総務部理事。

○山下総務部理事 それでは、決算書183ページにございます予備費の部分でございます。この部分は、監査委員の意見書の3ページ、中ほどに予備費のことで書かれております。監査委員、おっしゃられるとおりでございます。補正予算、当初予算におきまして予算計上させていただきまして、議会の議決を頂くものでございますが、補正予算等に間に合わない場合は、予備費を活用しているのが現状でございます。その運用につきましては、新型コロナウイルス感染症対策、不測の事態等におきまして執行、また、台風等による災害対応、それと緊急を要する修繕等がありました場合、予備費を活用させていただいているところでございます。また、2年度におきましては、3年4月に機構改革等がございました。その部分におき

まして、案内看板等の更新、または各課の配線工事等も実施させていただきましたので、予備費を充用させていただいている部分がございます。それと、議会への説明につきましては、議員懇談会等での説明、また、決算議会におきまして、予算の流用、または予備費の充用というふうな資料を提出させていただいているところでございます。

○服部委員長 康村委員。

○康村委員 具体的に上から順番に説明していただけますか。

○服部委員長 総務部理事。

○山下総務部理事 まず、1つ目でございます。25万2,000円でございます。この部分につきましては、先ほど説明させていただきました機構改革によりますケーブルの増進をさせていただきました。

○康村委員 次、お願いします。

○服部委員長 総務部理事。

○山下総務部理事 次に、公民館の需用費の充用5万1,000円でございます。この部分につきましては、事務所のエアコンが夏場に故障したため、急遽予備費を充用したものでございます。

○服部委員長 総務部理事。

○山下総務部理事 次の財産管理の備品購入費48万4,000円につきましても、機構改革によるものでございます。機構改革事業の備品の購入、各課にございますローカウターの購入費でございます。

○服部委員長 康村委員。

○康村委員 補正を組むまでに、その備品を買わなければならなかったということですか。

○服部委員長 総務部理事。

○山下総務部理事 この部分につきましては、3月議会中にありました議員懇談会の中で、今後、機構改革におきます予備費を使わせていただくということを議会へ説明させていただき、こういうふうな形で予備費の充用をさせていただきまして、機構改革に伴う改修等をさせていただいたということでございます。

○服部委員長 康村委員。

○康村委員 分かりました。

○服部委員長 総務部理事。

○山下総務部理事 この部分につきましては、下牧文化会館のエアコンが故障したことによります改修でございます。

○康村委員 次、お願いします。

○服部委員長 総務部理事。

○山下総務部理事 その前に、先ほど言わせていただきました資料を説明させていただきます。

資料の番号なんですけども、決算の特別会計の一番最後に、決算関連資料を出させていた
いております。そこを見ていただきますと、今、私、説明させていただきました予算の流用
とか予備費の充用についての一覧表を載せさせていただいております。

○服部委員長 総務部理事。

○山下総務部理事 決算資料の特別会計という資料がございます。その一番下に決算関連資料
がございます。緑色のグループになっております。特別会計は柿色みたいな形なんですけれ
ども。

○服部委員長 暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時40分

再開 午後 1時41分

○服部委員長 それでは再開いたします。

総務部長。

○中川総務部長 今、総務部理事から予備費について、決算書のページに基づいて少し説明を
させていただいているところでございますが、今、理事からありました資料を、予備費の一
覧ということで出させていただいております。考え方につきましては、さっき、理事からご
ざいましたように、そういう形でさせていただいたところでございます。大きく言いますと、
機構改革に伴うもので、およそ200万円で、その他修繕等で180万円と、あとコロナ対策で40
万円と、あと税の還付、急に還付しなければいけない部分で10万円ぐらいという内容となっ
ております。詳細等につきましては、右側に理由等も明記させていただいておりますので、
もし、この中でもう少しという部分がありましたら、それについてご質問を頂けたらと思う
ところでございます。よろしくお願いいたします。

○服部委員長 康村委員。

○康村委員 申し訳ない、この資料、見落としておりました。これで、これの質問は結構です。

これで終わります。ありがとうございました。

○服部委員長 康村委員の質疑は終了いたしました。

ほかに質疑ございませんか。

石丸委員。

○石丸委員 石丸典子です。一般会計の決算、歳出の質疑をさせていただきます。質疑に関しましては、昨日も冒頭で申し上げましたように、主にコロナ感染症に影響するところで少し抽出しております。そのほかで、特に聞きたいところ、幾つか項目あるんですけど、そんなに山ほどの質問ではございません。

まず、歳出のページ数では、52、53ページけれども、総務費の一般管理費の、53ページの備考欄で職員手当等の中で、今年度、特殊勤務手当というのが決算額として上がってきております。これについての説明をお願いいたします。

その下の時間外勤務手当については、牧浦委員も質疑されましたけれども、当初予算に比べて353万円ということで、特に今回、コロナ感染症に関する業務で、大変多忙な思いをされていたと思いますけれども、今後、町行政を進める上で、今までとは違う、こういう感染症がまた起こるかも分かりませんし、今後も続く可能性もありますので、時間外勤務手当で職員さんが大変な思いをされたり、休みの時間、休暇を取ったりということができなくなるような、感染症に対応できるような人の配置も必要と思います。監査委員の意見の中では、費用対効果というふうに表現されておりましたけれども、私は、費用対効果ではなくて、人命を守ることを最優先にするということでは、少し違うところもありますので、この辺の時間外勤務の在り方と、勤務の体制について、今後、検討が要ると思いますけれども、これについてお願いしたいと思います。

次は54、55ページですが、備考欄の18負担金補助及び交付金で、職員自主研修補助金ということで、4万5,000円の決算額ですが、自主的な研修に対する補助金と思いますが、令和2年度の状況の説明をお願いいたします。

次は62、63ページですけれども、企画費に入りますが、予算では、東京圏からの県内就労促進ということで、移住支援金事業が上がっていたんですけども、決算額ではないんですが、これはどのようなことになりましたでしょうか。説明をお願いしたいと思います。

次は70ページ、71ページから始まります地方創生臨時交付金事業費ということで、補正予算額は4億5,000万円という、主に交付金の事業ですけれども、それぞれの感染対策事業ごとに資料を作っていただいております。補正予算額とともに決算額、そして内容と財源内訳まで丁寧に資料を作っていただいておりますので、ずっと見させていただきましたが、その中で何点かについてお聞きします。

次の72ページ、73ページですが、資料は修正で、ナンバー7で出していただいている小規模事業者等継続支援事業費ですけれども、予算に対して少し少ない支援金でありましたけれ

ども、この状況の説明をお願いいたします。

次は76、77ページですが、備考欄では下から3つ目の事業で、小規模テナント事業者家賃等支援事業費ということで、資料は修正8で出していただいておりますけれども、上限20万円で52件という事業報告だったと思いますけれども、これ、補正で組まれて、さらに補正で減額となったんですけれども、この事業の実施状況について、説明をお願いします。

次は78、79ページです。備考欄では、スクールサポートスタッフ配置促進事業費ということで、各学校での清掃業務の委託ですけれども、学校と幼稚園も行われたということで、決算が上がっておりますけれども、これは令和2年度の事業で行われたんですけれども、現在、学校や幼稚園等については、今まで以上の感染防止対策が必要だと言われています。現在の清掃業務について、説明をお願いしたいと思います。この形で、スクールサポートスタッフによる授業が行われているのかどうか、説明をお願いしたいと思います。

1つ飛びました、一番上の小中学校学習保証強化事業費、補正額約1,500万円で、学習教材配布の業務が1人10万円分を上限に、カタログから選んで、子どもたちが家庭学習をする等の目的で行われましたけれども、この状況、効果と感想等何かお聞きでしたら、お願いしたいと思います。まずそれをお聞きします。

次は92、93ページです。款3民生費、目の障害福祉費です。特に扶助費のところで、コロナ感染症の影響が大きくて利用が減っているというふうな数字から見ましたけれども、不用額で約2,600万円というふうに上がってきていますが、95ページで、障害者総合支援事業費ということで、それぞれの自立支援の医療費であるとか自立支援給付費、また、障害児施設給付費などで大きく減額となっています。その下の地域生活支援事業においても、扶助費において、移動支援事業で692万円の減額。あと、日中一時支援であるとか、日常生活用具であるとかが減額で、要は、コロナの感染の一番危険性のある方がおうちにいられたということもありますので、その辺で減額が大きいというふうになっているのではないかと推測されますけれども、障害福祉費の決算の状況をどのように見ておられるでしょうか、ご説明をお願いしたいと思います。

次は110、111ページで、111ページの一番上で、香芝市・葛城市・北葛城郡コロナ検査センター共同運営事業費ということで、地方創生臨時交付金を活用して、令和2年の11月17日から広域で、しかも、関係する医師会の協力のもと行われた事業で、私もコロナの検査を行政としても責任を持つべきということで、要望も申し上げてきたところですが、令和2年度はこれでいいんですけれども、現在の状況と今後の状況をお願いしたいと思います。

次は116、117ページの款4 衛生費の項は保健衛生費、目では健康増進事業費ということで、内容については、119ページから掲載されているところですが、ここでもやはり、不用額が大きくなっている要因として、健診の受診者が減っているところだと思います。午前中、牧浦委員の質疑の中では、石綿読影調査事業のところで減っているという説明がありましたし、また、康村委員のけんしんGO！ポイントの事業費でも説明がありました。この中で、春の健診を中止して秋の分になったところで、それで減っているのもあるというふうな説明いただきましたけれども、コロナ禍で、この時期、健診をあまり受けたくない、行きたくないという方が大変おられることに関しては、病気の早期発見、早期治療の観点から大変心配されることです。この辺りで、不用額が大きくなった要因は、資料から見ますとかがえませんが、この件に関しては、どのような認識でしょうか。お伺いしたいと思います。これは、今後も続きそうで、よほど心配だなという方がない限り、なかなか健診に行かれないのではないかと心配しているところです。対策等あれば、よろしくお願いいたします。

次は124、125ページで、款4 衛生費、項2 清掃費、目は塵芥処理費ですが、125ページの一般廃棄物処理事業費の中の12委託料で、粗大不燃ごみ運搬処理委託料が大きく減額になっています。当初予算と比較したわけですが、半分ぐらいの額だったと思いますが、この要因について説明をお願いいたします。

次は126、127ページですが、当初予算では、ごみ収集車両の購入になっていたと思いますが、その後、どのようになったのでしょうか。繰越しで上がっていたと思いますが、当初予算800万円が執行されませんでしたけれども、これについてのご説明をお願いいたします。

次は142、143ページになります。款6 土木費、項4 住宅費、目1 住宅管理費の中の町営住宅等長寿化事業費で、418万円の決算額です。町営住宅等長寿化計画が策定されました。10年間の計画が策定されましたけれども、その後の取組は、どのようになっているのでしょうか。今後の取組をお聞きます。

次は144、145ページ、款7 消防費ですが、消防施設費では、令和2年度は消防ポンプ車の購入やまた、非常用発電機や投光器の購入設置なども行われましたけれども、この中でお聞きしたいのは、145ページの消防施設費の10需用費の修繕料の修繕内容をお聞きます。

次は158、159ページに及んでいきますけれども、款8 教育費です。小学校費、中学校費において、それぞれ扶助費のところ、159ページの一番上に扶助費で、要準要保護児童生徒数援助費その下に特別支援教育就学奨励費ということで、それぞれ決算額、上げられております。金額は減額となっているんですが、受給状況の説明をお願いしたいと思います。

同じ内容につきましては、163ページに中学校の扶助費も、それぞれ書かれていますので、続けてお願いしたいと思います。

それでは、次、176、177ページ、文化財保護費です。177ページにあります史跡上牧久渡古墳整備事業費で、予算額1,000万円に対して執行額2万2,000円です。なぜ、予算どおりに執行できなかったのか、ご説明をお願いしたいと思います。

以上の項目です。よろしくお願いいたします。

○服部委員長 ここで休憩とし、2時20分再開いたします。

休憩 午後 2時02分

再開 午後 2時20分

○服部委員長 それでは再開いたします。

秘書人事課長。

○高木秘書人事課長 それでは、決算書53ページの一般管理費、一番上の職員手当等の特殊勤務手当についてのご質問でございました。これにつきましては、感染症の防疫作業に従事する職員に対する手当でございまして、令和2年の第4回の臨時議会で、上程させていただいておりましたけれども、新型コロナウイルスに伴う防疫作業とということでございまして、延べ18人がこれに従事いたしました。

○服部委員長 石丸委員。

○石丸委員 大変ご苦労さまでした。危険な中、作業、消毒等していただいたと思います。

では、続きまして、時間外勤務手当をお願いします。

○服部委員長 秘書人事課長。

○高木秘書人事課長 時間外勤務手当でございすけれども、先ほどのご質問にもございましたように、コロナ禍の中で、町が打ち出す支援策などに対しまして、ある程度、一定期間内にスムーズに作業を進めていかなければならないこともございましたので、クーポン券の発行事業であるとか、それらの事業を集中的に行わなければいけないので、そういった意味での職員の時間外が、一定以上、多くなったことが主なことでございます。

○服部委員長 石丸委員。

○石丸委員 大変ご苦労さまでした。クーポン券発行等の限られた期間で集中して残業いただいたのが特徴だと思いますけれども、今年度でも、コロナワクチンの業務でいろいろ忙しい思いもされていることについては、令和2年度だけに限らないと思います。それで、人命を守ることを最優先にするということで、行政の一番大事な役割だと思いますので、いろんな住民

サービスや命を守る施策や国からのいろんな指針に基づいた施策を進めるに当たっては、十分対応できる人の配置が必要だと思いますけれども、令和2年度、そして、令和3年度の状況を見て、体制等、変更等、また、考慮されるべきところは、何かお考えとかありますでしょうか。ただ、人件費が上がってくることについては、経常収支比率の関係で、数値上では改善が求められているんですけれども、片や人命を守るとか住民サービスをするというのは、やはり人が大事ですので、その辺については、少し会計的には矛盾してくると思いますけれども、その辺について、見解をお願いしたいと思います。副町長、町長なり、お考えを頂きたいと思います。

○服部委員長 副町長。

○阪本副町長 今回の委員の質問の中で、人命を守るのが一番大事じゃないかというふうなお話の中で、令和3年度におきましても、町長は、住民目線で住民に寄り添った形でというのを打ち出しておられます。それと、そのほかにも、町長の方針といたしまして、健やかな心身と穏やかな暮らしを守るという意味も込めまして、いろんな意味が関わってくるというふうに思っております。そういう中でのお話なんです、行政の職員といたしまして、住民目線を大事にしながら、人命を守っていくところも大事な部分でございます。

それともう1つ、先ほどから、いろんな形で委員からご質問いただいておりますように、やはり、庁内の横断的な連携が必要になってきます。今までも、昨年度のクーポン券にしろ、給付金にしろ、横断的に職員を配置させていただきながらやらせていただいたということもございます。今回につきましても、コロナワクチンにつきましても、生き活き対策課、福祉課、それとこども未来課が主になってやっていただいておりますが、それ以外にも、町職員のほうで、横断的に連携を図りながらやらせていただいているというのが現状でございます。

今後におきましても、町といたしまして、組織編成におきましても、横断的にやっていくというのが、今の考え方でございます。

○服部委員長 石丸委員。

○石丸委員 お考え、方針、よく分かりました。ありがとうございます。それで、町民の命を守ることも大事ですけれども、職員さん一人一人も、健康を守って、命を守れるような体制を、何もかも、職員が負ってやりなさいというのではありませんので、幹部の皆さん方は、特に、職員一人一人の健康状態にも目を配られて、心身ともに健康で業務ができるように、十分配慮を頂けますようによろしく願いしておきますが、その点はいかがでしょう。

○服部委員長 副町長。

○阪本副町長 今、委員おっしゃっていただいたとおり、職員の命も大事になってきます。そういう部分におきましても、やはり、管理職は課員等を見守りながら、どういうふうな形でやっていくのかという部分も大事になってきますので、ここは、町の職員につきましても、そういうふうな形で進めていきたいというふうには考えております。

○服部委員長 石丸委員。

○石丸委員 よろしくお願ひしたいと思います。大変ご苦労さまです。今後ともよろしくお願ひします。

では、次の項目、お願ひいたします。

○服部委員長 秘書人事課長。

○高木秘書人事課長 それでは、決算書55ページの負担金補助及び交付金の職員自主研修の補助金でございます。これについてのご質問でございます。令和2年度におきましては、2名の自主研修に対しての補助を行いました。

○服部委員長 石丸委員。

○石丸委員 具体的な研修内容と、業務に関わることでしょうか。差し障りのない範囲でお願いいたします。

○服部委員長 秘書人事課長。

○高木秘書人事課長 研修内容につきまして、2名につきましては、公認心理師現任者講習会という研修名となっております。

○服部委員長 石丸委員。

○石丸委員 心理学に関する専門職ですか。

○服部委員長 秘書人事課長。

○高木秘書人事課長 これにつきましては、発達障害をお持ちの方に対する、精神面等のケアのできる資格と聞いております。

○服部委員長 石丸委員。

○石丸委員 分かりました。ありがとうございます。

次、お願ひいたします。

○服部委員長 総務部理事。

○山下総務部理事 それでは、決算書63ページ、企画費の中の決算書では上がってないんですけども、移住支援金事業費、東京圏からの県内就労促進移住支援金100万円を予算計上させていただきました。説明しますと、申請がなかったため、決算には上がってないというもので

ございます。この事業内容につきましては、県内企業等の人材不足の解消及び地域課題の解決並びに県内への移住、定住の促進を図るため、東京圏から移住された方に対して、移住支援金を支給するものでございます。単身世帯につきましては60万円で、2人以上の世帯につきましては100万円を支給するというふうな部分になっておりました。

○服部委員長 石丸委員。

○石丸委員 分かりました。次、お願いいたします。

○服部委員長 まちづくり推進課長。

○松井まちづくり推進課長 それでは、予算書72、73ページ、小規模事業者等継続支援事業の状況について説明させていただきます。修正資料7ページをご覧ください。この支援の実施期間は、2か月間で187件の申請がありました。そのうち24件が、申請があった内容となっております。

○服部委員長 石丸委員。

○石丸委員 これは今年の3月に減額補正が行われていましたけれども、その辺りで、申請者が少なかったということですね。

○服部委員長 まちづくり推進課長。

○松井まちづくり推進課長 申請の件数ですけども、当初200件の予定でしたが、187件の申請がありましたので、当初、多く見込んだ部分もちょっとありましたので、見込みどおりの件数と考えておるところでございます。

○服部委員長 石丸委員。

○石丸委員 187の申請とおっしゃられました。52件の申請というふうにあります、もう一度説明をお願いいたします。

○服部委員長 まちづくり推進課長。

○松井まちづくり推進課長 最初から説明させていただきます。当初、この支援事業に関しましては、予算上200件の10万円の補助という予定をしておりました。実際に終わった後に関しましては、187件の申請件数があったという内容となっております。

○服部委員長 石丸委員。

○石丸委員 修正の資料で見させていただきましたら、実施期間2か月の間で52件の申請がありというふうに書かれているんですけども、申請されて、事業費を支給したのが52件ということでしょうか。

○服部委員長 まちづくり推進課長。

○松井まちづくり推進課長 52件につきましては、76、77ページの小規模テナント事業者家賃等支援事業のほうと思いますけども。修正資料の7に記入でございます。

○服部委員長 石丸委員。

○石丸委員 休憩、お願いいたします。

○服部委員長 暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時34分

再開 午後 2時35分

○服部委員長 それでは再開いたします。

石丸委員。

○石丸委員 大変失礼いたしました。資料ナンバー7の決算書73ページの一番上のところは了解いたしました。10万円で187件に支援をしているということで、結構です。

次の項目をお願いしたいのですが、77ページ、修正資料の8番のところでした。大変失礼いたしました。一緒になっていました。

○服部委員長 まちづくり推進課長。

○松井まちづくり推進課長 決算76、77ページの小規模テナント事業者家賃等支援事業について説明させていただきます。これも実質期間2か月の間で52件の申請がありました。うち電子申請2件がありましたという内容になっております。

○服部委員長 石丸委員。

○石丸委員 これ、3月に1回、補正が行われていた理由は何ですか。

○服部委員長 まちづくり推進課長。

○松井まちづくり推進課長 町外にお住まいの方も交付対象としていましたが、家賃契約を結んで事業をされている方が予定を下回り、かつ事業を行うために、書類等の不備により、予算の予定人数とならないことがあったことから、予算の減額となりました。

○服部委員長 石丸委員。

○石丸委員 条件に合っていなかったのが、減額されたという理解でよろしいですね。

○服部委員長 まちづくり推進課長。

○松井まちづくり推進課長 そのとおりでございます。

○服部委員長 石丸委員。

○石丸委員 分かりました。結構です。次、お願いいたします。

○服部委員長 教育総務課長。

○丸橋教育総務課長 それでは、決算書79ページにございます小中学校学習保障強化事業費の現状と感想の質問でございます。現状につきましては、1,503名の対象とさせていただいたところでございます。実績で申込みのあった総数ですが、1,479名の方からの申込みがございました。辞退は30名でございます。

感想でございますが、保護者の方からは、勉強の意欲が出た取組になるところでありがたいという言葉も頂いておりますし、低学年になりましたら、子どもたちと家庭内でのコミュニケーションを取るきっかけになったというふうな声を聞いているところでございます。

○服部委員長 石丸委員。

○石丸委員 これ、補正が組まれたときにも少し意見を言わせていただいたんですけども、10万円分の図書を選べるということですけども、委託業者が出すパンフレットの中から選ぶというので、図書券などのほうがいいのではないかという意見も申し上げたところですけども、辞退30名というのは、ごく少数で、多くの方は、少しでも経済的な援助ということで喜ばれていると思いますけれども、本当に学習保障強化という、使われ方としたら、もう少し別な方法もよかったのではないかというのは私の感想です。ちなみにこれ、半額が県の補助、使われていますね。県支出金と地方創生交付金がそれぞれ約半額ずつで、一般財源少しなんですけれども、委託先はどこでしたか。

○服部委員長 教育総務課長。

○丸橋教育総務課長 この業者につきましては、富士書房という業者でございます。

○服部委員長 石丸委員。

○石丸委員 お聞きをしておきます。

それで、そのほかに対応がいろいろされている中で、次のスクールサポートスタッフのところで、現状をお願いしたいと思います。

○服部委員長 教育総務課長。

○丸橋教育総務課長 それでは、次の下段にございますスクールサポートスタッフ配置促進事業についての現在の状況でございます。この部分につきましては、令和2年度から継続的に、令和3年度につきましても行っておるところでございます。

○服部委員長 石丸委員。

○石丸委員 小・中学校、幼稚園に対しても、令和2年度の夏から行われているのが継続されているという理解でよろしいですか。

○服部委員長 教育総務課長。

○丸橋教育総務課長 清掃の業務につきましては、継続的に進めているところでございます。

○服部委員長 石丸委員。

○石丸委員 それで、少し関連するんですけれども、感染防止策として、今年道の予算で、学校の水道の蛇口の自動化が予算化されていましたが、その後、進み具合はどうか。

○服部委員長 教育総務課長。

○丸橋教育総務課長 今現在進めているところでございまして、順次、整っていく中で、学校単位で整備をさせていただいております。12月末、工事の完成を目指しまして進めているところでございます。

○服部委員長 石丸委員。

○石丸委員 分かりました。よろしくお願いいたします。一部の方から、学校の水道の蛇口、水栓化をしてほしいと言われる方がありましたので、もう予算がついていますという説明はさせていただいたんですけれども、12月末を完了予定ということで、分かりました。ありがとうございます。

○服部委員長 福祉課長。

○中本福祉課長 それでは、決算書94、95ページ、障害者総合支援事業費、扶助費の不用額についてでございます。担当課といたしまして、コロナによる影響が出ておる事業といたしまして、まず、上から2つ目、自立支援給付費と障害児施設給付費、この2つにつきましては、コロナの影響があった事業であるというふうに認識をしております。対前年度比の決算額を比べた場合、決算額と利用人数については、伸びておるんですけれども、ただ、1人当たりの利用単価が減少しておりますので、その分、利用が控えられたということで、コロナの影響による利用の控えがあったのではないかとということで、この2つについては、コロナの影響があったというふうな認識をしております。

それと、あと医療費、補装具については、一番上の自立支援医療費については、コロナの影響ではなくて、これも厚生医療に係る医療費になるんですけれども、こちらについては、生活保護の受給者の方が心臓のバイパス手術を受ける予定の方がおられたんですけれども、その医療費が当初予算で見込んでいた額よりも減少の額になったことと、それとあと、補装具につきましては、年度によって高額な補装具が給付される場合と、高額な補装具が出ない場合がございますので、今年度に関しては、高額な補装具の給付がなかったということで、直接コロナの影響ではないのかなという認識をしております。

それと、その下の地域生活支援事業費の扶助費については、移動支援とよろに外出の自粛

等によりまして、利用の控えがあったということで、これはもうコロナによる影響が大きかったという認識をしておるところでございます。

○服部委員長 石丸委員。

○石丸委員 分かりました。ありがとうございます。

では、次、お願いいたします。

○服部委員長 生き活き対策課長。

○林生き活き対策課長 それでは、PCR検査センターについて説明をさせていただきます。

PCR検査センターにつきましては、昨年11月から、今年度3月末までということで、週に1回ずつ、2か所の病院を使用して、実施していただきました。合計133名の方が検査を受けて、うち上牧町の方は14名でした。今年度、入りましてから8月末までのデータですが、119名の方がお受けになられておりまして、上牧町の方は8名受けていらっしゃいます。

PCR検査センターにつきましては、北葛医師会にご協力を頂きまして、2市4町で運営させていただきましたが、半年ごとの契約の見直しということで、今月末をもちまして、一旦終了ということで、合意を得ているということでございます。

そこで、今後でございますが、各市町のご意見を聞きますと、発熱外来の看板は外には出してはいらっしゃらないんですけど、発熱者を診断治療して、PCR検査もされてというところが、大変増えてきたということで、今回、PCR検査センターを休止する、中止するという事になっておりまして、上牧町の場合はどうかということですが、公表はできませんが、5か所の病院、医院が発熱外来をするということで言われておられます。

以上でございます。

○服部委員長 石丸委員。

○石丸委員 私は、今年度は続けてやっていただけるものと思っていましたので、大変残念に思います。幾ら上牧町がやってほしいと言っても、共同の事業でありますし、おまけに、医師会の先生方の協力なしではできないということですので、大変ですけども、発熱外来があるとされても、公表されていないというところでは、住民の皆さん、大変、不安だと思いますので、その辺はしっかり相談に乗っていただけるように、生き活き対策課で対応をお願いしたいと思います。

それで、私、この件に関連しては、一般質問もさせていただいているんですけども、感染拡大を抑えるためには、まず、検査が必要なんですということで、町としてもっと拡大をしてほしいという件の質問なんですけれども、香芝・葛城・北葛のコロナセンターのこととは別

に、また、町としてできること、検査費用の一部を支援するとか、検討も頂きたいと思いますが、また、一般質問で意見と提案とをさせていただきます。大変残念な、共同事業が9月で締め切られるということで、お聞きをしておきます。ありがとうございます。

次、お願いいたします。

○服部委員長 生き活き対策課長。

○林生き活き対策課長 それでは、予算書117ページ、119ページにわたりまして、健診の不用額が大きく出ていることについてでございます。昨年は、コロナの流行した初年度になりました。緊急事態宣言もありましたので、春の健診を見送りまして、秋冬等に移動をさせていただきました。それで12回の健診はさせていただいております。健診の中での工夫なんですけど、やはり3密を避けるということで、時間を細かく区切りまして、15分単位で受付を取りまして、それで重ならないように来ていただきまして、健診をしていただくということで、寒い中だったんですけども、フロアの換気も十分にさせていただきながら、人と密にならないように設定させていただいて、健診を受けていただきました。ただ、住民さんの意見を聞いていますと、出かけること自体がとても怖いと。こちらからは、健診は不要不急には当たらないということは言わせていただいて、これだけの感染対策をしておりますということは十分言わせていただいたんですが、ちょっと減ってしまったということでございます。

今年度につきましては、回数を2回ほど増やしまして、この秋から、同じようなやり方で実施させていただきます。今のところ、受付の状況は、去年よりもいい感じで入っているようでございます。

以上です。

○服部委員長 石丸委員。

○石丸委員 分かりました。健診の回数は減っているわけではなくて、受診者が減っているということですね。それで、この中で見ますと、特に、肺がん検診なんかが一番、やはりコロナ等を心配されるような検診がすごく減っていて、それで、一番下にあります石綿読影調査事業というのは、町の肺がん検診の機会を利用して発見できる体制でということで、令和2年から始められたというので、特に、このところでも少なくなっている事業が、やはりコロナの影響で減っているのが特徴だと思いました。それで、今後はワクチンの接種も終えられている方が多いので、健診も受けられるだろうと私も思います。でも、やはり病気の早期発見、早期治療ということで、大事な事業ですので、十分、町民の皆さんにもお知らせ、また、啓発等、引き続きよろしくお願ひしたいと思います。

○服部委員長 生き生き対策課長。

○林生き生き対策課長 その啓発の部分でございますが、今回はがん予防推進員も養成しておりますので、そういった方々を、去年はコロナ禍でご活動いただけなかったもので、また、ご協力を頂いて、受診者を1人でも増やせるように努力させていただきたいと思っております。

○服部委員長 石丸委員。

○石丸委員 よろしくお願いいたします。ありがとうございました。

○服部委員長 建設環境課長。

○吉川建設環境課長 それでは125ページでございます。一般廃棄物処理事業費において委託料、粗大不燃ごみ運搬処理委託料の減の要因はという質問だったと思います。これにつきましては、令和2年4月より、新しい分別品目、プラスチック製容器包装が実施しております。まさしくもろにそれが受けている影響であるというふうに認識しております。

○服部委員長 石丸委員。

○石丸委員 分かりました。ありがとうございます。結構です。

○服部委員長 建設環境課長。

○吉川建設環境課長 引き続きまして、予算で上がっていて決算には上がっていないリサイクルカーの車両更新でございます。これにつきましては、繰越明許をさせていただいております。遅延の理由といたしましては、コンテナ部分の塗装にかなり時間がかかったということで、年度内の納品が無理というところで、来年度に繰越明許をさせていただいたところでございます。

○服部委員長 石丸委員。

○石丸委員 その後、見込みはまだでしたか。これ、説明いただいた分だと思いますけども、見込みはどうでしょうか。

○服部委員長 建設環境課長。

○吉川建設環境課長 8月30日納品になっております。

○服部委員長 石丸委員。

○石丸委員 何か報告書を出していただいていたか。

○服部委員長 建設環境課長。

○吉川建設環境課長 次の12月議会で報告させていただく形になろうかと思います。

○服部委員長 石丸委員。

○石丸委員 次、お願いいたします。

○服部委員長 まちづくり推進課長。

○松井まちづくり推進課長 それでは、予算書142、143ページにある町営住宅等長寿命化計画策定業務委託、その後の取組について説明させていただきます。本計画において判明した事業方針で、町営第1住宅、町営第2住宅は耐震補強を行わず、用途廃止を実施する予定でございます。町営第3、第4住宅は、計画期間内に耐用年数を経過しますが、大規模改修は行わず、需要が見込めない場合は、用途廃止の検討を行いたいと考えております。町営第5住宅、町営第6住宅及び改良住宅は継続して利用していることから、予防的措置を講じ、長寿命化改正案を実施したいと考えております。また、町営住宅の在り方、改良住宅の今後の活用及び高齢者向けバリアフリー住宅の建設等の基本的な運用方針を整理し、町営住宅の基本方針の等の作成や検討を行う上牧町町営住宅等運営基本方針策定委員会の設置をし、事業の内容を進めていきたいとは考えている所存でございます。

○服部委員長 石丸委員。

○石丸委員 3月で発行された事業計画書も、議員にも配られておりますので、また中身、ゆっくり見させていただきます。ありがとうございます。

○服部委員長 総務課長。

○山本総務課長 それでは、予算書144、145ページの消防施設費の需用費の修繕料につきまして、ご説明申し上げます。主な内容といたしましては、消防団のポンプ車の修繕と、各欄のグレーチング修繕とかシャッター鍵修繕とか、外壁ひび割れ修繕とかでございます。

○服部委員長 石丸委員。

○石丸委員 町内のそれぞれの地域に消防のホースの格納庫が設置されているんですけども、かなり老朽化、腐食しているところもあるんですけども、その修繕計画等がありますか。中には新しく設置されたのも見受けられるんですけど、かなり古くて、さびて、中のホースが、下のほうが見えているところもあるんです。具体的に言いますと、ナンバー178、桜ヶ丘2丁目で、足立医院の前の通りのところですけど、そこに2か所あるんですけど、その178なんか特にひどいんです。下がさびて、茶色いところがもろもろとなって、中身が見えている状態ですので、できたら、そういう格納庫についても、防災の点からしっかり、いざというときに活用できるような整備も点検もお願いしたいと思いますが、その点、どうですか。

○服部委員長 総務課長。

○山本総務課長 今おっしゃったホースの収納の部分に関しましては、現在、調査中でございます。担当が回らせていただきまして、今、どういうふうな状況かを確認中でございます。

○服部委員長 石丸委員。

○石丸委員 しっかり点検していただいて、修繕や、また、新しく設置が必要なところはしっかりしていただいて、災害に対するところもしっかり目を向けていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。結構です。

○服部委員長 教育総務課長。

○丸橋教育総務課長 それでは、決算書の159ページにございます扶助費の要準要保護児童生徒援助費の現況の説明の質問でございます。この部分につきましては、認定人数にはさほど状況には変わりませんが、援助費につきまして、令和2年度から、学校の給食費の公会計化に伴いまして、保護者の方への援助費の項目が、準要保護の中からなくなったことによりまして、少なくなったところでございます。そこに加えまして、令和2年度では、新型コロナウイルス感染拡大予防によりまして、校外活動が中止となったところでございます。中学校では、この部分に加えて、泊を伴う修学旅行が中止となったところでございますので、援助の金額につきましては、前年度より大幅に少なくなっているところでございます。その中で、新型コロナウイルス感染拡大予防の部分につきまして、学校を4月、5月と休校させていただきました。そういう中で、児童、生徒の家庭で過ごすことが多くなったということで、食事面での負担が多くなりますので、休校期間中の2か月分につきまして、給食費相当額を援助したところでございます。

○服部委員長 石丸委員。

○石丸委員 ご説明ありがとうございました。結構です。

次、お願いいたします。

○服部委員長 社会教育課長。

○野崎社会教育課長 決算書177ページの史跡上牧久渡古墳群整備事業費の1,000万円から2万2,146円になった理由についてですけども、まず、ここに上がっています委員の報酬費につきましては、第1回史跡上牧久渡古墳群の整備委員会を開催した分の報酬及びそれに伴う旅費で、2万2,146円を支払いしたという内容になります。

それで、ほかの事業につきましては、まず、都市計画法の第29条に基づく開発行為許可申請書が必要になったことにより、補助対象内での事業の見直しを行い、それに伴い、残りの事業について、繰越事業としたものによるものです。

以上です。

○服部委員長 石丸委員。

○石丸委員 これ、昨日も一部、議員も質問がありましたけれども、開発行為の許可申請が漏れていたというふうなことも出てたんですけれども、当初予算では、実施設計委託料で891万1,000円と、整備工事で、木の伐採等で91万円を含めた約1,000万円の予算だったということで、私、当時、予算委員会でしたので、その整備工事はどこまでですかと質問した内容です。令和3年度で本工事をしますというところまで進むはずの事業が、開発行為の許可申請が要ることになったのは、やはり担当課において、事務に関する知識が不足していたということではないですか。監査委員の報告書の中でも、そこが厳しく指摘されているところですが、この点はいかがですか。

○服部委員長 教育部長。

○松井教育部長 今、委員ご指摘のとおり、上牧久渡古墳群の整備に際しましては、当該整備に係る開発許可申請に関する不手際により、事業推進の遅れが生じている状況でございます。原因といたしましては、国・県との連絡調整、もしくは相談が不十分であったことによるものであると認識しているところでございまして、現担当部長といたしましても、真摯に重く受け止めているところでございます。

また、このことにつきましては、このたびの委員ご指摘がございましたとおり、監査委員による意見書の中にも盛り込んでいただいているところでございまして、議員の皆様方にも多大なご心配をおかけしているものと認識しております。現在、担当の社会教育課におきましては、上牧久渡古墳群整備事業としての最重要施策として位置づけられており、課長、担当課長補佐を初め、担当者が一丸となって取り組んでいるところでございます。この上は、国・県とも十分に連携を図り、相談もさせていただきながら、円滑な事業の進捗を図ってまいりたいというふうに考えているところでございます。

なお、今後の進捗状況につきましては、議員皆様方に対しまして、適時、適切にご説明をさせていただきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

○服部委員長 石丸委員。

○石丸委員 これは、十分真摯に受け止めていただきたいと思います。遅れたんです、ああ、そうですか、漏れていたんですという内容ではありませんので、これからしっかり取り組んでいただきたいと思います。

それで、冒頭の質問で、職員の個人研修でも、一部、そういう関係で、もし、勉強しようという方があれば、いろんな事務に関する知識を得るための講習等があれば、参加いただけるように、また配慮も頂けたらと思いますけれども、それは、庁舎内だけの連絡の不徹底と

ということだけではなくて、常にいろんな知識を吸収するという観点でも、そういう姿勢も大事ですので、その観点でもよろしくお願いしたいと思います。

○服部委員長 教育部長。

○松井教育部長 自身のみならず、担当する、携わる職員については、一定の知識の吸収等が十分必要であるということもございます。かかるようなことの意向においてないように、その辺の徹底もさせていただきながら、研修等の機会があれば、積極的に参加をするということを考えております。

○服部委員長 石丸委員。

○石丸委員 よろしくお願ひいたします。いろいろ、コロナ禍の忙しい中、日常の業務も大変です。令和2年度においては、特にいろいろご苦勞いただいたと思います。私もふだんのような決算審査でいいのかなという観点で、今回はどんな形の決算審査がいいのか、ちょっと考えたんですけども、上牧町では機会ごとに、議員に対して、いろんな施策の説明であるとか、していただいておりますので、議員のほうもその辺はしっかり踏まえて、議会の対応もこれから必要と思っております。

これで私の質疑を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○服部委員長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

（「討論なし」と言う者あり）

○服部委員長 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を原案のとおり認定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○服部委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案どおり認定すべきものと決定いたしました。

本日はこれにて終了したいと思います。

長時間にわたりまして、ご苦勞さまでした。

散会 午後 3時09分

決算特別委員会会議録

1. 日 時 令和3年9月13日（月） 午前10時
1. 場 所 3階委員会室
1. 協議事項 認第1号 令和2年度上牧町一般会計歳入歳出決算認定について
 認第2号 令和2年度上牧町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
 認第3号 令和2年度上牧町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
 認第4号 令和2年度上牧町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について
 認第5号 令和2年度上牧町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
 認第6号 令和2年度上牧町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
 認第7号 令和2年度上牧町水道事業会計決算認定について
1. 出席委員 委 員 長 服部 公英 副 委 員 長 上村 哲也
 委 員 東 初子 牧浦 秀俊 康村 昌史
 石丸 典子
 議 長 吉中 隆昭
1. 傍聴議員 遠山健太郎 竹之内 剛 富木つや子 木内 利雄
 東 充洋
1. 理 事 者 町 長 今中 富夫 副 町 長 阪本 正人
 教 育 長 松浦 教雄 総 務 部 長 中川 恵友
 総 務 部 理 事 山下 純司 都市環境部長 塩野 哲也
 住民生活部長 井上 弘一 健康福祉部長 青山 雅則
 教 育 部 長 松井 良明 総 務 課 長 山本 敏光
 秘書人事課長 高木 真之 まちづくり推進課長 松井 直彦
 建設環境課長 吉川 昭仁 上下水道課長 南浦 伸介
 住民保険課長 落合 和彦 税 務 課 長 金崎 恭彦
 徴 収 課 長 藤岡 伸啓 福 祉 課 長 中本 義雄
 生き生き対策課長 林 栄子 こども未来課長 寺口万佐代

	教育総務課長	丸橋 秀行	教育総務課主幹	辻村 純
	社会教育課長	野崎 威志	図書館長補佐	安達 裕代
	会計管理者	岸田 孝		
1. 事務局	局長	森本 朋人	書記	山口 里美
	書記	横田 大樹		

開議 午前 10 時 00 分

○服部委員長 改めまして、おはようございます。今日は 9 月 13 日月曜日、決算特別委員会 3 日目最終日となりました。最近のニュースで言いますと、コロナウイルス感染者が少しずつ減ってきているのは、確かにそういう状況になっておりますが、まだまだコロナウイルス感染の拡大、また第 6 波というのは予想されます。これまで以上にコロナ感染に気をつけながら委員会も進めてまいりたいと思います。それでは皆さん、よろしくお願いいたします。

認第 2 号 令和 2 年度上牧町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、これを議題といたします。

提案理由の説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

東委員。

○東（初）委員 おはようございます。東初子でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、令和 2 年度上牧町国民健康保険特別会計歳入歳出決算書の 26、27 ページ、款保険給付費、項出産育児諸費、目出産育児一時金、当初予算額が 714 万円の出産育児一時金のところの金額が、備考のところですが 609 万 660 円。ここの不用額 104 万 9,340 円について、ご説明お願いいたします。

次に、31 ページの備考欄で、一番上の人間ドック等助成事業費 1,636 万 2,215 円の分の内容の説明をお願いいたします。

もう 1 つ下になりますけれども、国保ヘルスアップ事業費ですが、令和 2 年度からの事業というふうにお聞きしていたと思います。こちらの内容、状況を説明お願いいたします。

以上の 3 点でございます。よろしくお願いいたします。

○服部委員長 住民保険課長。

○落合住民保険課長 それでは、決算書 26、27 ページ、出産育児一時金について説明させていただきます。これにつきましては、当初に 714 万円組んでおりまして、決算が 609 万 660 円という形なんですけど、当初 17 人分組んでおりまして、実質 15 人という形になっております。

○服部委員長 東委員。

○東（初）委員 やはりこれはコロナの影響というふうに、どのようにお考えでしょうか。数字的に 17 人の予定で、コロナの割合にはどうだったのでしょうか。

○服部委員長 住民保険課長。

○落合住民保険課長 コロナの影響は多少あるかも知れませんが、やっぱり少子化の問題がありまして、現状としては徐々に減少の見込みでございます。

○服部委員長 東委員。

○東（初）委員 分かりました。少子化対策も大変ですが、またよろしくお願いいたします。ありがとうございます。

以上でございます。

○服部委員長 住民保険課長。

○落合住民保険課長 続きまして、決算書 30、31 ページ、人間ドック等助成事業 1,636 万 2,215 円につきまして説明させていただきます。こちらにつきましては、人間ドック、455 名が受けられました。それと、人間ドックの助成金、対象者 3,804 人で、人間ドックの助成金として 455 人分でございます。

○服部委員長 東委員。

○東（初）委員 分かりました。令和元年は、受けられた方は何名でしたか。

○服部委員長 住民保険課長。

○落合住民保険課長 令和元年におきましては、人間ドックにつきましては 414 人になっております。

○服部委員長 東委員。

○東（初）委員 元年は 414 人で 2 年度が 455 名ということで、2 年度、コロナ禍で減るのではないかという感覚というか予想、コロナ禍で外に出るのもあれだったしという感覚だったんですが、この辺は、令和 2 年度が 455 名になっているということは、これはコロナ禍でも見込みどおりということになりますか。

○服部委員長 住民保険課長。

○落合住民保険課長 当初におきまして、人間ドックは昨年度から徐々に人気が出ておりまして、コロナ禍の中でも、自分の体の状況を未然に防止するあるいは早期に発見できるという形で、4 万円の補助をしておりますので、そちらのほうが増えたという現状でございます。コロナ禍がなければもうちょっと増えていたかも、それは分かりませんが、そういう状況でございます。

○服部委員長 東委員。

○東（初）委員 よく分かりました。コロナ禍で元年よりも増えているということで、もしこれがコロナ禍でなければどのくらいだったのかというふうに、やっぱり皆さん補助を頂いて、

ふだん受けられない方も、頑張って受けてみようかという方が多いように聞いております。

早期発見、早期治療のためにぜひ続けていただけたらというふうに思っております。要望いたしておきます。よろしくお願いいたします。

○服部委員長 住民保険課長。

○落合住民保険課長 これからも頑張っていきたいと思います。

○服部委員長 東委員。

○東（初）委員 以上でございます。

○服部委員長 住民保険課長。

○落合住民保険課長 同じく 31 ページ、国保ヘルスアップ事業 598 万 8,598 円の内容でございます。こちらにいたしましては、国保ヘルスアップ事業、医療費分の分析委託料でございます。健康診断の未受診者対象特定保健指導未利用の対象事業の委託料でございます。内容いたしましては戸別訪問、電話での指導、その他の啓発で行っております。

○服部委員長 東委員。

○東（初）委員 よく分かりました。そういう形で個別に未受診の方とかにやっていただいているということで、これはデータ分析とか、そういうことをして訪問するという形になるんですね。

○服部委員長 住民保険課長。

○落合住民保険課長 令和元年度から、健診未受診者に対して受診勧奨を実施しております。

令和 2 年度からは保健指導未利用者に対しまして実施しました。対象健診率は、受診率は 32.8%でございます。

○服部委員長 東委員。

○東（初）委員 よく分かりました。国の補助で 100%という形で行われているのでしょうか。

○服部委員長 住民保険課長。

○落合住民保険課長 100%でございます。

○服部委員長 東委員。

○東（初）委員 よく分かりました。また住民の皆さんにお知らせしていただいて、健康寿命を延ばしていただきたいと思います。以上でございます。ありがとうございました。

私の質問は以上でございます。

○服部委員長 ほかにございませんか。

石丸委員。

○石丸委員 石丸典子です。おはようございます。国民健康保険特別会計の令和2年度決算についての質疑を行います。よろしくお願いいたします。

まず歳入、説明書12、13ページのところから入っていくわけですが、令和2年度の国民健康保険税については、コロナの影響による医療費の軽減、またコロナで影響にあった方への傷病手当金の支給等、新たな取組が含まれております。そしてまた、上牧町独自の施策であります子どもに係る均等割の軽減が令和元年、令和2年度限定で行われまして、最終の年度となっています。

その中でお聞きしますが、歳入の資料の2、ナンバー2のところで詳細に明細が出されているんですが、全体として、国民健康保険税の収納率が減免、滞納合わせて87.22%ということで、前年度と比較して4.45%上がっているというところで、収納率が上がっているという特徴もあります。それで、どういう影響が、どういうことが要因となったかということでご説明をお願いしたいんですが、その表にありますように、現年課税分については調定額、収納額とも令和元年度決算を上回って、収納率としては95.95%となっています。滞納分については、調定額は下がっています。収納額は増えて、率としては34.72%ということで、滞納分においてはかなりの収納率となっているんですが、これらの要因、ご説明をお願いします。

次は、歳出のところになりますが、説明書では24、25からのページで、コロナで医療費の給付費が約1億3,000万円ほど減額になっているんですが、不用額として上がっているんですが、この説明をお願いします。資料でもグラフ等を出していただいていますけれども、受診控えが起こっているのか、どういう状況なのか。療養諸費について、また高額療養費について、どのような状況だったかということ、特徴などご説明ください。

次は、26、27ページで、傷病手当金ということで、27ページの一番下のところで、新たに傷病手当金ということで8万3,277円という決算額ですが、実施状況をお願いいたします。

次は、28、29ページのところから始まっております保健事業費ですが、この中で、29ページの一番下の備考のところに特定健康診査事業費ということで挙げられております。資料などを見させていただきますと、受診率は32.78%、令和元年度が36.24%で、先ほどの委員の中の質疑でもありましたように、コロナ禍でも特定健診また人間ドックの検診の率はそれほど下がってないという印象を受けました。一般会計での健康診査などは顕著に減額で、検査を受けられてないということでしたけれども、ここの部分では受診されているという特

徴を見ました。

その中でお聞きしたいのは、この項では予備費から役務費への充用ということで挙げられておりますけれども、一般会計等でも充用がありましたけれども、本来あってはならない充用等ではなかったのか、注意が足りなかった部分はどうであったかということでお伺いするんですけれども、11役務費で、通信運搬費で、予算に比べて17万9,000円増額の決算です。この内容についてお願いいたします。

それと、21補償補填及び賠償金で5,997円ということですが、これについてご説明をお願いします。

以上の項目です。よろしくお願いいたします。

○服部委員長 徴収課長。

○藤岡徴収課長 そうしましたら、国保の資料2の収納額について説明させていただきます。

まず現年度ですけれども、令和元年度が4億452万4,990円、令和2年度が4億2,061万8,850円、1,609万3,860円の増となっております。滞納のほうですけれども、令和元年度が2,279万6,040円、令和2年度が2,530万4,333円、増減額が250万8,293円となっております。こちらの要因といたしましては、まず電話もしくは郵便等で滞納者の方に催促させていただきまして、また窓口等に来ていただきまして、納付相談を行い、分納誓約等を結んで、そういうのが徐々に実を結んでいるのではと。また、国保に関しましては、社会保険に加入されておられるにもかかわらず、まだ国民健康保険の喪失の手続をされておられない方とか、確定申告をまだされていない未申告の方に対して申告するように促したり、そういったことがありまして、トータルとしてこの金額につながったと思っております。

○服部委員長 石丸委員。

○石丸委員 これまでもお答えいただいている理由だと思うんですけど、それにしても、今年度の決算では、収納率、率としてはすごく上がっています。それはやはり未申告の方等の影響でしょうか。

○服部委員長 徴収課長。

○藤岡徴収課長 未申告の方もおられますけれども、一般会計のときに石丸委員にも説明させていただきましたけれども、昨年度にしましたら戸別訪問の件数がかなりありまして、239件回らせてもらいまして、そこで直接、納税者の方と対話、会話をさせてもらうことによって納税につながった部分もかなりあるように思っております。ちなみにですけれども、これは延べ件数ですけれども、239件訪問させていただきまして、その後、その239件の方々が納めて

いただいた税金が約 950 万円ぐらいあります。全てかどうか分かりませんが、その方々に対してはそれだけの納税がありましたので、これも影響しているんじゃないかと考えております。

○服部委員長 石丸委員。

○石丸委員 戸別訪問の 239 件というのは一般会計の資料で出していただいて、私も気に留まったんですけども、コロナ禍を訪問というのは大変ではなかったかと思うんですけど、大変ご苦労さまでした。分かりました。

それで、国民健康保険税については分かりました。お聞きしました。ありがとうございます。結構です。

次の項目、医療費の給付費のほうでお願いしたいと思います。

○服部委員長 徴収課長。

○藤岡徴収課長 不用額のことでよろしいでしょうか。

○服部委員長 石丸委員。

○石丸委員 国民健康保険税のところは、お聞きしたのは、これで分かりました。次の歳出の 24 ページからの保険給付費、医療費がかからなかったというところの特徴をご説明ください。

○服部委員長 住民保険課長。

○落合住民保険課長 この件につきましては、不用額が出ておるという形で 1 億 1,204 万 2,864 円と高額医療の 2,123 万 8,196 円ですが、やはりコロナ禍の影響におきまして、医療に係る分が減ったと考えております。

○服部委員長 石丸委員。

○石丸委員 受診控えということで、重症化など心配するところですけども、これらについてはいかがでしょうか。医療費が抑制されてよかったということではないと思うんですが。

○服部委員長 住民生活部長。

○井上住民生活部長 委員お尋ねの件ですけども、まず給付費が落ち込んでおる要因と、あと重症化に対する懸念というような形の回答でよかったかと思いますが、まず、医療費の落ち込みなんですけれども、診療月で言いますと、5 月診療月までは対前年度に比べましてかなりの落ち込みで、特に第 1 波の 5 月診療分なんかのときでしたら、前年に対して 20% 余り給付費が落ち込んだりしておりましたが、令和 2 年度の決算としましては、全体で 6.18% 程度、前年度に対して減少したという形になりました。被保険者数は若干減ってきておるというのもし影響はあるかと思いますが、課長の説明にありましたように、やはりコロナ禍に

よる受診控えが最も大きな要因であると考えております。

○服部委員長 石丸委員。

○石丸委員 分かりました。心情として、あまり病院にはこの時期には行きたくないという方も確かにいらっしゃいましたけれども、必要な治療は続けるようにということで、テレビ等でもお医者さんのほうでもそういうふうな注意を促されておりますので、しっかり必要な治療は続けられるようにということでお聞きしておきます。結構です。ありがとうございます。

次のところをお願いいたします。傷病手当金の支給状況です。

○服部委員長 住民保険課長。

○落合住民保険課長 それでは、決算書 27 ページ、傷病手当につきまして説明させていただきます。こちらの 8 万 3,277 円に関しましては、主に個人が会社に出勤したいのだが、会社が出勤しなくてもいいというような例で傷病手当を支給しているという形になっております。

○服部委員長 石丸委員。

○石丸委員 件数はどうですか。

○服部委員長 住民生活部長。

○井上住民生活部長 件数ですけれども、奈良県全体で 14 件ございまして、上牧町では 1 件の傷病手当の申請がございました。

○服部委員長 石丸委員。

○石丸委員 分かりました。ありがとうございます。

では、最後の特定健診の事業費のところ、説明をお願いいたします。

○服部委員長 住民保険課長。

○落合住民保険課長 決算書 29 ページ、需用費から補償補填及び賠償金への流用 6,000 円でございます。こちらにつきましては、タブレット、決算書ページの特別会計の一番最後に載っておる予備費、一般会計の予備費と一番後ろに載っている国民健康保険流用のほうで示しております。内容でございますが、支払い期限内に入金ができず、延滞金が発生したという形で 5,997 円の支出になっております。

○服部委員長 石丸委員。

○石丸委員 補償補填及び賠償金で、なぜ期限内に支払いができない状況が起きたのですか。

○服部委員長 住民生活部長。

○井上住民生活部長 本来こういうような延滞料がつくべきものではないというのは十分認識しておるところでございますが、一部事務にミスがございまして、期日までに支払いするこ

とができなかったということで、それ以降、このようなことが起こらないように、課の中でも十分対策をしておるところでございます。ですので、今回のこの件につきましては、納付が遅延してしまったことに伴います延滞料がついたといった次第でございます。

○服部委員長 石丸委員。

○石丸委員 これは何の費用ですか。

○服部委員長 住民生活部長。

○井上住民生活部長 この分につきましては、被保険者への通知するべき文書の支払いを郵政からの口座引き落としでやっておるところでございますが、その請求書が届いておったところに、その支払いが遅れてしまったといった形になりました。ですので、役務費として、被保険者に対して送付すべき文書を送付したんですけども、その支払いが遅れたということになります。

○服部委員長 石丸委員。

○石丸委員 これは通信運搬費と関係しているということなんですね。先に通信運搬費のところ、説明をお願いしますか。特定健診のお知らせの内容で一部間違いがあったのでということで、対象のところに封書が配られてきたのは私も見まして、何か間違いがあったんだなというふうなところは感じていたんですけども、この部分で役務費のところ増額になっているということで、この部分について、予備費から充用されているということですね。

○服部委員長 住民生活部長。

○井上住民生活部長 委員おっしゃいますとおり、役務費の増になっておる部分でございますけれども、これにつきましては、一度送付させていただいた文書の中身に誤りがございましたので、至急訂正しないと住民の方にご迷惑をおかけするというので、予備費を流用させていただいた上で、改めて正しい文書を送付させていただいたというところでございます。

○服部委員長 石丸委員。

○石丸委員 一度こういう間違いがありますと、町のいろんな業務の信頼を損なうことになりますので、また間違っているのかということになってはいけませんので、いろんな郵便物等、お知らせ等を送付される場合は、しっかり点検体制を整えてされるべきだと思いますけれども、今後はどのように行われますか。

○服部委員長 住民生活部長。

○井上住民生活部長 今回のこのことも踏まえまして、一度、文書について複数人で点検を行う、当然のことでございます。複数人で点検を行った上で決裁を回し、また改めて、いま一

度2次点検も行うといった形を取るようにしておるところでございます。

○服部委員長 石丸委員。

○石丸委員 今後このようなことが、手違いがないように、十分注意していただきたいと思います。いろんな業務で一生懸命されている部分がちょっとしたことで台なしになる場合もありますので、信頼をなくさないように丁寧な対応を、文書、数字等は特に気をつけていただきたいと思います。質疑はこれで結構です。

それで、今回の国民健康保険の決算では、主要施策の冊子の中では、資料として、子どもに係る均等割の軽減の実績ということで574人ということで資料を出していただいています。574人で971万4,000円ということで、今回の特別会計では、この部分が上牧町内の国民健康保険の加入者の中の子どもさん、高校生までの18歳までの方が軽減されました。970万円ぐらいでしたら、ぜひ今後も続けていただきたいということで要望もいたしましたけれども、県の単一化で統一にするために特別なことができないということでしたけれども、子育て支援策として、子どもの数が多くなるほど負担が多くなるというところを本当に改めるべきだということを、町として独自でしていただきたいというのを最後に要望いたしまして、質疑を終わります。ありがとうございました。

○服部委員長 ほかにございませんか。

牧浦委員。

○牧浦委員 4番、牧浦です。またよろしくお願いします。上牧町国民健康保険特別会計歳入歳出決算書について質問いたします。

15ページ、備考欄で、保険者努力支援制度交付金、上牧町での予防健康インセンティブではどのような方法でやっておられるのか。前も聞いたかもわかりませんが、教えてください。そして、上牧町の成果指標はどうなっているのか教えてください。

次が23ページ、備考欄で、マルチペイメント事業。当町の仕組みと収納状況を教えてください。そしてまた、マルチペイメント使用料はどこに支払うのか、手数料と使用料は全く同じところに支払うのかどうか教えてください。

31ページ、先ほどもあったと思うんですけども、国保ヘルスアップ事業費、この医療分析はどこにされておるのか。それと、この分析なんですけども、PDCAサイクルに沿って事業をされていると思うんですけども、先ほど聞いていたんですけども、PDCAサイクルに沿ってという部分で、どのように効率的に使っているのかということの説明をお願いいたします。

31ページ、財政調整基金費についてお願いいたします。県統一化になりまして、また財政調整基金が1,758万3,000円と積み上がっております。この考え方というのを教えてください。それとまた、これ、自分の考え方であれば、もう少し減っていくのかなという感じだったんですけども、コロナ禍によって上がってきて、財調に積立金としてやってきているわけなんですけども、これから先、コロナ禍でたまたまこうなっていると思うんですけども、財調の基金の積立金についての考え方をお願いいたします。

以上です。よろしくお願いします。

○服部委員長 住民保険課長。

○落合住民保険課長 決算書15ページ、保険者努力支援制度交付金1,047万6,000円について、保険事業はどうかという質問でよろしいでしょうか。こちらの保険者努力支援制度交付金につきましても、国保保険者による医療費の適正化の取組など、保険者の機能の強化を促す観点から、適正かつ客観的に、指数に基づき、県、市町村ごとに保険者として、取組状況や実績を点数化、それぞれ応じて交付するものであります。

○服部委員長 牧浦委員。

○牧浦委員 そうなんですけども、結構、1,000万円ほど予算を頂いています。これは成果指標というのが上牧町でよかったということだと思えるんですけども、これの辺りはどうなっているのか教えてください。

○服部委員長 住民生活部長。

○井上住民生活部長 保険者努力支援制度の成果指標という形でご質問だと思いますけれども、この保険者努力支援制度の中身といいますと、主に国保ヘルスアップ事業というのがございますけれども、先ほど課長が申しましたように、医療費適正化等への取組の評価をしていただくための補助金というような形でございまして、主な事業内容といたしましては、保険事業に係る分、保険事業の実施した費用に対しての補助金というような形になります。成果品というようなことになると、先ほど触れておられましたPDCAサイクルに沿って行う医療費の分析、この分析に係る計画書が毎年、委託業者から納品されておるところでございます。このヘルスアップ事業の中の医療費分析につきましては、本町では毎年度分析をやっておるところでございます。

○服部委員長 牧浦委員。

○牧浦委員 分かりました。そして31ページのヘルスアップ事業というのが、PDCAサイクルに沿ってある程度事業をしていって、それが評価されて、ここで保険者努力支援制度交付

金という形で頂けているという認識でよろしいでしょうか。

○服部委員長 住民生活部長。

○井上住民生活部長 国保ヘルスアップ事業なんですけれども、これは令和2年度から実施しておる事業でございます。令和元年度でしたら特定健診に対する受診勧奨、こういうような事業をやっておりましたが、2年度からは、受診勧奨に加えて、受診された方に対して保健指導を受けていただくというような勧奨を付け加えてやっておるところでございます。

この努力者支援制度なんですけれども、先ほど委員が触れておられました支援の順位というところも出てくるんですけれども、この支援の順位といいますのは、令和2年度にこういったヘルスアップ事業を拡充して実施した、それに伴って補助金が増える部分もございますが、例えば、過去、順位で申しますと、元年度でしたら上牧町は39市町村中21位でした。しかし、2年度では39市町村中27位と順位を落としておるところでございます。この落ちた要因といいますのが、平成29年度の特定健診の受診率等が30%に満たなかったというのが影響しておりまして、順位を落としたりしておるところでございます。ですので、現年の事業、努力分に加えて、過去の実績等も加味されまして努力者支援の交付金が最終的に決まるといったところでございます。

○服部委員長 牧浦委員。

○牧浦委員 今の部長の答弁でほんまによく理解できました。ありがとうございます。例えば今、受診勧奨、PDCAサイクルにのっかって、それを利用しながら、ずっとそのサイクルに乗せていく、そういう形も評価される。それでまたこの努力支援制度の交付金も上がってくるという形になっているということですね。よく分かりました。

それでは、次、お願いいたします。

○服部委員長 住民保険課長。

○落合住民保険課長 23 ページ、マルチペイメント事業の仕組みという形でよろしいでしょうか。こちらにつきましては、手持ちの銀行キャッシュカードで口座振替を登録してしまうというシステムでございます。

○服部委員長 牧浦委員。

○牧浦委員 ということは、マルチペイメント使用料というのは銀行に支払いするのでしょうか。

○服部委員長 住民保険課長。

○落合住民保険課長 一旦、国保連合会に支払いをしております。

○服部委員長 牧浦委員。

○牧浦委員 国保連合会から銀行に支払われるというイメージでよろしいでしょうか。また、ここに手数料というのがあるんですけども、その手数料も同じなんですか。

○服部委員長 住民保険課長。

○落合住民保険課長 手数料に関しましては、直接に銀行に支払いという形になっております。また、このマルチペイメント事業につきましては、全て 100%補助で頂いております。

○服部委員長 牧浦委員。

○牧浦委員 100%県から頂いているんですね。それをまた国保連に手数料、使用料として支払うという形でよろしいんですね。

○服部委員長 住民保険課長。

○落合住民保険課長 役務の手数料のほうは町が負担しておるんですけど、13 の使用料及び賃借料に関しましては 100%補助でございます。

○服部委員長 牧浦委員。

○牧浦委員 それでは、申し訳ないけど、説明して。これ、保険料の話ですよ。賦課徴税費、保険年金課でやられている国保の賦課金、このマルチペイメントというのは何の支払いをするために、わざわざ銀行に振込手数料を払ってやっているのか。その辺、理解不足ですいません。

○服部委員長 住民保険課長。

○落合住民保険課長 こちらは、口座振替を紙で書いてもらわなくても、そのまま手持ちのキャッシュカードで、機械に通せばその方の口座登録ができるというようなシステムでございます。口座振替の手間が省ける。今まででしたら、引き落としのときに銀行とかで紙ベースで書いていただくのが、キャッシュカードを挿入して、その情報で登録してしまうというようなシステムでございます。

○服部委員長 牧浦委員。

○牧浦委員 やっと理解できました。ありがとうございます。要するに、キャッシュカードを登録しておけば、そのキャッシュカードをほり込んだときには勝手にやり取りができるという認識でよろしいんですね。

○服部委員長 住民保険課長。

○落合住民保険課長 そのとおりでございます。

○服部委員長 牧浦委員。

○牧浦委員 ありがとうございます。

○服部委員長 住民保険課長。

○落合住民保険課長 先ほどのマルチペイメントの費用を国保連合会と申し上げましたが、訂正分がありますので、よろしくお願いします。こちらの支払いは、JAMP A会員登録に支払っております。

○服部委員長 牧浦委員。

○牧浦委員 仕組みもやっと分かりました。やってもらえれば、結構便利ですね。これは、まずそれをしようとしたときに、初期は、住民さんはどうすればよかったでしょうか。

○服部委員長 住民保険課長。

○落合住民保険課長 初期登録の場合、機械に読み込ますだけなので、キャッシュカードをお持ちでしたら、そのまま窓口に来ていただいて読み込ますという形で取らせていただきます。ちなみに件数は8件でございます。

○服部委員長 牧浦委員。

○牧浦委員 そんな簡単なあれでいけるんですね。分かりました。ありがとうございます。便利になったと思います。

次、お願いいたします。ヘルスアップなんですけども、先ほど説明いただきましたので、この医療分析はどこに委託されているのかを教えてください。大体600万円ぐらい委託費と上がっているんですけども。

○服部委員長 住民保険課長。

○落合住民保険課長 この医療分析はどこに出しているかという形でお聞きだと思うんですけど、個人の委託業者でございます。

○服部委員長 牧浦委員。

○牧浦委員 個人さんにこれを委託されるって、先ほど聞いていると、PDCAサイクルに乗って行って、健康診断を受診されない方をピックアップしながら受診勧奨していくというPDCAサイクルをつくってやっていくということで、要するに、アナログ的なやり方で、この人は受けてはらへんからこうやというようなやり方の委託なのか、また本当にそういう専門家の個人がおられるのか。分かりにくいんですけども、結局、これがあってさっきの補助金も頂けるということであれば、どんな資料をもってさっきの保険者努力支援制度交付金を頂けるという形のもののそういう資料になっているのか。個人がそういう専門的な個人なのか、会社なのか。その委託されている内容が。

○服部委員長 住民生活部長。

○井上住民生活部長 先ほど課長から、個人の会社、個人というような形でご説明させていただいたんですけれども、それではなくて、それを専門に扱う企業、そういったところが分析を行う。保健事業を専門にやっておるところで、本町以外にもその会社に委託しておる市町村はございます。

○服部委員長 牧浦委員。

○牧浦委員 それであれば理解できます。そういうアナログ的なことをやっているのか、そういう専門的な人がおって、そういう資料があって初めて先ほどの補助金が出るのかということになってきますので、理解できました。ありがとうございます。

それでは、財調の考え方をお願いいたします。

○服部委員長 住民生活部長。

○井上住民生活部長 決算書の 30、31 ページに出てきます財政調整基金積立金が、今回も決算で 1,758 万 3,000 円というふうに積み上げをさせていただきました。まず、令和 2 年度中の主な財政調整基金の使途ということでございますけれども、子ども均等割減免に 970 万円ほど使わせていただきまして、人間ドック等の助成金に 1,630 万円、あと事業納付金の安定化支援事業分というのがございまして、その事業分に 2,950 万円ほど使わせていただいております。

これからの財政安定化基金の使い道といいますか、その分につきましてですけれども、令和 3 年度に奈良県の運営方針の改正がございまして、保険税に対して滞納分も付け加えた形で納付金を決めるというような形でございますので、前、議会で説明させていただいたかと思うんですが、本町では、それによりまして、あまり基金を必要としないということは保険税の上昇に対しても対応し得るような収納ができるというふうに私は見込んでおるところでございます。それによりまして、今後の財政安定化、財政調整基金の使い道といたしましては、主に保健事業、人間ドック、これは令和 5 年度まで実施させていただくつもりであります。といいますのは、令和 6 年度に保険料の県下の統一がございまして、そこでまたどのような改正があるかというのは分かりかねますので、今のところ 5 年度までは保健事業、人間ドックの上限を 4 万円のまま継続させていただいて、その他につきまして、今先ほど申しました財政安定化支援事業分とか国保に係ります人件費、その辺りに財政調整基金を使わせていただいて、試算例がございまして、令和 5 年度の末には 2 億 6,500 万円程度まだ残るんじゃないのかなと。しかし、その残った財政調整基金につきましては、令和 6 年度以降、納

付金が不足する事態が生じましたら調整基金を充てて納付させていただきたい、そのように考えております。

○服部委員長 牧浦委員。

○牧浦委員 部長、本当に隅から隅まで聞きたいことを全て網羅していただきまして、ありがとうございます。今回は1,758万円という金額が出ていましたけども、これ、僕、もうちょっと低いのかなと思っていました。それで、低いと思っていて、なおかつ前の残っている分も足してということになってきて、人間ドックの補助とかどのくらいできるのかということも聞きたかったんです。そういうこともひっくるめて全て答えていただきましたので、よく分かりました。ありがとうございました。

私の質問はこれで終わります。ありがとうございます。

○服部委員長 ほかにございませんか。

(「なし」と言う者あり)

○服部委員長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

(「討論なし」と言う者あり)

○服部委員長 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を原案のとおり認定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○服部委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案どおり認定すべきものと決定いたしました。

ここで、コロナウイルス感染拡大防止のため、空気の入替えを行います。ここで休憩とし、再開は11時20分といたします。

休憩 午前11時04分

再開 午前11時20分

○服部委員長 それでは再開いたします。

認第3号 令和2年度上牧町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、これを議題といたします。

提案理由の説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

石丸委員。

○石丸委員 石丸典子です。

後期高齢者医療特別会計の決算について、質疑を行います。まず、歳入の後期高齢者医療保険料のところ。説明書は10ページ、11ページになります。これも先ほどの国民健康保険税と同じような現象になっているということは、説明いただいたように、徴収の努力のところが影響しているかと思いますが、資料は後期高齢者特別会計の1のところで出しているんですが、これもやはり徴収率が上がってまして、現年度分については100を超えているという状況で100.5%で、収入未済額のところにマイナスがついている状況です、14万3,981円。未済どころか多く徴収になっているというふうな状況なんですが、この説明と、それと、過年度分についても同じように徴収率が上がっておりまして、47.68%という状況です。この点で説明をお願いします。

項目は1つです。よろしくお願いします。

○服部委員長 徴収課長。

○藤岡徴収課長 それでは、決算書 10 ページ、11 ページの後期高齢者医療保険料のことについて説明させていただきます。

まず最初、資料2でございますが、これ、すいません、訂正させていただいております、特別会計の修正2、こちらのほうで修正させていただいております。

○服部委員長 石丸委員。

○石丸委員 赤字で書いている部分ですね。それは見させていただきましたけれども、調定額とか収納額、率のところは変わっていませんので、もともとの資料でも、どちらでも結構です。

○服部委員長 徴収課長。

○藤岡徴収課長 徴収率等の上昇でございますが、国民健康保険等のところでも述べさせていただいたように、徴収するに關しまして、徴税保険料を区別して徴収しておるわけではありませぬので、トータルとして徴収させていただいておりますので、その結果、こういう形で収納率等がまた上がっているのではないかと考えております。それとあと調定額、分母になる額が、国民健康保険徴税とかに比べまして後期高齢者の分母が小さいですので、納付額の多少によって徴収率がかなり増減すると考えております。

○服部委員長 石丸委員。

○石丸委員 収入未済額のところで、マイナスとなっているのはどういふことですか。

○服部委員長 徴収課長。

○藤岡徴収課長 収入済額のところに現年度3億265万3,095円、この中に備考欄に書いています還付未済額101万7,800円、この金額が含まれておりますので、収納額が調定額を上回った形になっております。

○服部委員長 住民保険課長。

○落合住民保険課長 それでは、先ほどのマイナス14万3,981円、マイナスになっておる要因といたしまして、隣の備考欄の還付未済額101万7,800円、こちらに関しましては保留分、要するに、死亡された方とかのすぐに返せない分を保留しております。その分で、こちらのほうマイナスが出たという形になっております。

○服部委員長 石丸委員。

○石丸委員 分かりました。お聞きしておきます。

ちなみに、令和2年度においては、後期高齢者医療保険料は税率改正がありまして、保険料は上がっていますよね。均等割は4万5,200円が4万8,100円、それと所得割が8.89から9.41、限度額については62万円が64万円ということで、税率改正も行われていたというところなんですけど、これ、特に滞納となる方は普通徴収の方が多くですけども、そういうところで訪問されているということですね。

○服部委員長 徴収課長。

○藤岡徴収課長 今の、税制改正によって滞納が増えたということでございますか。

○服部委員長 石丸委員。

○石丸委員 税率改正があった決算ですということをここで最初に述べなかったものですから言わせていただいたんですけども、当然、普通徴収のところで滞納が起きるということは当たり前ですね。そこで訪問されたりしているということで理解していますけれども、そういうことですね。

○服部委員長 徴収課長。

○藤岡徴収課長 そのとおりでございます。

○服部委員長 石丸委員。

○石丸委員 分かりました。以上で結構です。ありがとうございました。

○服部委員長 ほかにございませんか。

(「なし」と言う者あり)

○服部委員長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

(「討論なし」と言う者あり)

○服部委員長 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を原案のとおり認定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○服部委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案どおり認定すべきものと決定いたしました。

認第4号 令和2年度上牧町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について、これを議題といたします。

提案理由の説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

(「質疑なし」と言う者あり)

○服部委員長 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

(「討論なし」と言う者あり)

○服部委員長 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を原案のとおり認定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○服部委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案どおり認定すべきものと決定いたしました。

認第5号 令和2年度上牧町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、これを議題といたします。

提案理由の説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

康村委員。

○康村委員 8番、康村昌史です。

上牧町下水道事業特別会計決算について質問させていただきます。

歳入、10、11ページの款1 使用料及び手数料の目1 下水道使用料、ここの備考欄の滞納分調定額、令和元年度は滞納分調定額は465万7,100円、滞納分収入済が123万540円となっていました。それが令和2年度、この決算書では滞納分調定額が478万1,610円、滞納分収入済が151万9,580円。令和元年度の徴収率は26.42%、それに比べて、令和2年度は31.78%と大幅に伸びております。この要因の説明をお願いいたします。

次に、この点について、大口の滞納はあるのかを教えてくださいと思います。

次に、14、15ページ、款1 下水道事業費の目1 下水道総務費、この備考欄の12委託料、地方公営企業法適用業務委託料、これの資料を見て、少し説明していただきたいのが、基本計画の策定、基本調査、現状把握、2番目に基本方針の検討と、このように書かれておりますが、ここの説明をお願いしたいと思います。

以上です。

○服部委員長 上下水道課長。

○南浦上下水道課長 まず、使用料収入滞納の件でございますが、大口の滞納収入はレインボウの大型商業施設、その部分が滞納部分となっております。

パーセンテージなんですけども、徴収につきましては、上下水汚泥ということで、1か月分の滞納がある場合は督促状を出させていただいて、未納のお知らせという形で発送させていただいております。続いて2か月、3か月の未納がある場合は、催告書という形で発送させていただいております。その次に、4か月分未納がある場合は、停水予告を発送いたします。5か月分未納がある場合は、停水措置を発送いたします。停水措置を発送してからおおむね一、二週間の期間に連絡がない場合は、給水を停止する措置としております。令和2年度中は70件の停水処置を発送いたしました。そのうち63件は全額納付あるいは分納誓約をしてもらっております。実際に令和2年度に給水を停止した件数は7件でございます。その7件につきましても、その後、分納誓約等手続を行った後、給水停止を解除している状況となっております。

○服部委員長 康村委員。

○康村委員 つまり、令和元年度までは給水停止はしたことがなかった。令和2年度に初めて給水停止をやったために徴収率が上がったという解釈でいいんですか。

○服部委員長 上下水道課長。

○南浦上下水道課長 元年度もやっているんですけども、2年度については率が上がったという形になっております。

○服部委員長 康村委員。

○康村委員 そしたら、徴収の強化をすることによって徴収率が5%上がったというふうに解釈してよろしいんですか。

○服部委員長 上下水道課長。

○南浦上下水道課長 その解釈でいいと思います。

○服部委員長 康村委員。

○康村委員 分かりました。

あと、2点目の大口滞納は、レインボーのところがあるということでもいいんですね。

○服部委員長 上下水道課長。

○南浦上下水道課長 その解釈で結構です。

○康村委員 よく分かりました。それじゃ、次お願いいたします。

○服部委員長 上下水道課長。

○南浦上下水道課長 それでは、決算書14、15ページ、款下水道事業費、項下水道費、目下水道総務費、節委託料の地方公営企業法適用業務委託料538万3,400円について説明させていただきます。説明資料は下水道事業特別会計歳出、ナンバー3でございます。

本業務につきましては、平成31年1月25日付で総務省から、人口3万人未満の市町村についても令和5年度末までに移行が必要と通知があったことから、令和2年度から作業を開始し、令和5年度以降を目標に行っているものでございます。令和2年度の業務といたしましては、現在までの下水道整備状況等を把握した上で、基本計画の検討を行い、基本計画の策定をさせていただきました。大きくは、法適用範囲を全部適用とするか一部適用とするかの検討をさせていただき、水道事業会計と同じ全部適用とさせていただいているところでございます。

○服部委員長 康村委員。

○康村委員 ということは、この資料にありますように、債務負担行為は3年間にやって、令和3年度、令和4年度というふうに書かれているんですけども、令和6年度から公営企業会計に入っていくという解釈でいいんですか。

○服部委員長 上下水道課長。

○南浦上下水道課長 6年度から開始いたします。

○服部委員長 康村委員。

○康村委員 令和6年から水道事業会計のように企業会計が導入されるという解釈でよろしいんですね。

○服部委員長 上下水道課長。

○南浦上下水道課長 そのとおりでございます。

○服部委員長 康村委員。

○康村委員 よく分かりました。私の質問は以上です。

○服部委員長 ほかにございませんか。

石丸委員。

○石丸委員 石丸典子です。下水道事業特別会計の決算について質疑を行います。2つです。

まず、歳出のところの15ページにあります下水道総務費の中の委託料で、侵入水対策簡易流量調査業務委託料ということで180万円予算が計上されておまして、調査が行われておりますけれども、これ、今年度も同じ額で委託料があつて調査が行われています。雨が降ったときの侵入水が異常に多くなっているということからこの調査業務が行われているんですけれども、当初予算のときには、主に桜ヶ丘地区、西地区、中地区、今後、来年度は桜ヶ丘2丁目ということで行われていく予定というふうに説明を聞いていましたが、令和2年度の調査結果はどうでしたか。

次は、もう1つの項目は、17ページのところの公共下水道事業費の中の工事請負費で、公共下水道長寿命化対策完了、対策改築工事ということで、資料で出しているんですけれども、この下水道長寿命化計画は令和2年度で完了というふうな説明を書かれているんです。それで、現在行われているのは、下水道ストックマネジメント計画策定ということで引き続き行われているんですけれども、事業の内容としたら、施設の老朽化を調査し、改善して、長期的な視点で管理を適切に行うものというふうに私は理解しているんですけども、これは続きの事業という理解でよろしいですか。

その2点です。よろしくお願いいたします。

○服部委員長 上下水道課長。

○南浦上下水道課長 それでは、まず1点目の決算書14、15ページ、委託料の侵入水対策簡易流量調査業務委託159万5,000円について、説明させていただきます。説明資料につきましては、歳出、下水、ナンバー2でございます。

本業務につきましては、平成28年度実施の奈良県流域下水道雨天時侵入水対策として行わ

れました調査結果により、西大和第1・第2処理分区、片岡台及び桜ヶ丘地区からの雨天時流量が多いとの指摘を受けたことから、地区を特定し対策を行う必要があるため、令和2年度につきましては、桜ヶ丘西地区からの流出分において流量調査を行いました。調査期間といたしましては30日間としております。調査結果につきましては、1日例として、晴天時の平均水位93.2ミリに対しまして、雨天時の水位が205.6ミリとなり、約2.2倍上昇していることから、雨天時浸入水によるものと考えられるものでございます。

○服部委員長 石丸委員。

○石丸委員 資料で、事業の成果で、水位が上がっているというのは書いていただいている。そういうことで理解しました。

それで、これ、今後どんな対策が取られるんですか。今年度も予算は180万円計上されているんですけど、最近のお天気、気象状況でいうと、大雨が大変多いです。それを、これ、何年もかけた事業ですけれども、侵入水の対策を講じられるための調査だと思うんですけど、今後どのような対策が行われようとしているんでしょうか。

○服部委員長 上下水道課長。

○南浦上下水道課長 先ほどの委員の質問で、今回は桜ヶ丘2丁目と言っていたんですけども、桜ヶ丘2丁目の開発がまだ新しいほう、昭和60年から61年の開発、別の開発になっているので、まだ片岡台1丁目が残っている状態で、3年は片岡台1町目地内に変更を考えているところでございます。

○服部委員長 石丸委員。

○石丸委員 それは令和4年ですね。今年度は桜ヶ丘中地区というふうな資料でしたので、それは予算のときの説明でしたので、地域は多少変わるのとは構わないんですけど、どんな対策が行われるんですか。そこまではないんでしょうか。調査をするだけでは駄目で、雨天時に水位が上がるということは、大雨が多ければ侵入するわけですから、対策は早くするべきだと思いますけど、その辺はどのように理解したらいいですか。

○服部委員長 上下水道課長。

○南浦上下水道課長 今、地区全体的な範囲で調査を行っているんですけども、一步踏み込んだ調査になりますと、管の中から煙を入れて、各個人の引込みの管から煙が出る状態で、出たますの位置を見て雨水なのか汚水なのかという調査があるんです。そこまでの調査をして、宅内の誤接とかがあれば、その個人に改築等をやってもらうようになってくるので、また個人の負担になってきますので、その辺もう1回検討していかな駄目かとは考えているところ

でございます。

○服部委員長 石丸委員。

○石丸委員 今、調査に時間がかかるという説明でしたけど、対策についてはまだこれからということなんですね。調査結果が出てから対策が講じられる。ただ、年数が毎年少しずつなので、数年かかるんですよということを理解しておいたらいいいですか。

○服部委員長 上下水道課長。

○南浦上下水道課長 そのような理解で結構です。

○服部委員長 石丸委員。

○石丸委員 お聞きしておきます。

次の施設の老朽化の長寿命化のところをお願いいたします。下水道の資料のナンバー 6 で見させていただきましたら、事業の成果のところ、平成27年度策定の下水道長寿命化計画（西大和第 1 処理分区第 2 期）においては、改築率が100%になったことにより、本計画は完了することになりましたということから、長寿命化対策工事業は令和 2 年度決算をもって完了という理解でよろしいでしょうか。

○服部委員長 上下水道課長。

○南浦上下水道課長 27 年度策定分の長寿命化計画につきましては、おおむね 5 年で工事完了という最初の計画がございまして、令和 2 年度が最終の 5 年目で、その計画に基づく工事が 100%できたというところで終了となっているところでございます。

それと、長寿命化支援制度という国の補助金の位置付けもストックマネジメント計画に変わっておりますので、名目自体がない状態で、計画も 5 年たったということで、100%になったというところで完了という形でうたわせていただいているところでございます。

○服部委員長 石丸委員。

○石丸委員 長寿命化対策の事業は完了しましたということですね。

それで、その同じページの委託料のところ、資料でナンバー 4 で出ているのが、現在行われている長期的な視点で管理を行うということは、現在ストックマネジメント計画策定ということで、片岡台の続きのところから行われている事業で、毎年計画を策定し、その翌年度に事業を行っているということで、全体として続きの事業というふうな理解をさせていただいたんですが、それはそういうことでよろしいですね。

○服部委員長 上下水道課長。

○南浦上下水道課長 その解釈で、そのとおりでございます。

○服部委員長 石丸委員。

○石丸委員 下水道管についても水道管についても言えることですが、施設の老朽化が著しく進んでいると思われますので、しっかり計画的に調査し、工事ができますようによりしくお願いします。

決算についての質疑は以上で終わります。ありがとうございました。

○服部委員長 ほかにございませんか。

(「なし」と言う者あり)

○服部委員長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

(「討論なし」と言う者あり)

○服部委員長 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を原案のとおり認定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○服部委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案どおり認定すべきものと決定いたしました。

認第6号 令和2年度上牧町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、これを議題といたします。

提案理由の説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

牧浦委員。

○牧浦委員 4番、牧浦です。上牧町介護保険事業特別会計歳入歳出決算書について質問いたします。

多分通告だけになると思うんですが、10ページ、11ページ、滞納繰越分の普通徴収保険料の徴収が上がっております。これは先ほどと同じように1件1件訪問されて徴収が上がったという認識でよいのかどうか教えてください。

12ページ、13ページです。災害臨時特例補助金、コロナで一定収入が下がった方というのがありますが、その規定はどうだったのか。19名分ではありますが、どのような申請だったか教えてください。

23ページ、備考欄、通所訪問サービス事業費委託料、これは西大和リハビリセンター、育児園だと思うんですが、今年度コロナの影響で減ったと思うんですが、その内容を教えてください。

その下の介護予防ケアマネジメント費、この中で、今回は職員賃金、ケアマネ賃金と挙がっていましたが、会計年度任用制度のほうに入っていると思うんですけども、ケアマネ賃金というのもそこでよかったのでしょうか、教えてください。

25ページ、運動習慣教室事業費、ハッピーライフ12回、コナミさんがやっておられたんですが、今はどうなっているのか教えてください。

その下、地域体操教室事業費、地域体操教室事業委託料、委託料は前年度よりかなり減っております。教室数は増えているとは思いますが、どのような運営方法を取られていますか。

29ページ、家族介護支援事業費の中の紙おむつ支給費、何人のご利用で、今1件当たりの支給は変更はないのかどうか教えてください。

31ページ、生活支援体制整備事業費、生活支援サポーター養成講座謝礼、協議体委員というのはこの中に入っているのかどうか。また、地域課題が上がっていますか、教えてください。

その下の生活支援体制整備事業委託料、新規生活支援サポーターが4人で、新規生活支援サポーター利用数が43名で、決算が約2,000万円、この説明をお願いします。前年度は生活支援サポーターは6名だったんですが、あれから減ったのかどうなのか、教えてください。

それと、その下の地域ケア会議推進事業費、ここでは地域ケア会議委員謝礼、臨時開催3回、定期開催3回、計6回やられました。こんな対応事例がありましたという会議の内容、言える範囲で結構です。構成メンバーもお願いいたします。

以上です。よろしくお願いいたします。

○服部委員長 牧浦委員の通告が終わりました。

ここで休憩とし、再開は午後1時からといたします。

休憩 午前11時59分

再開 午後 1時00分

○服部委員長 それでは再開いたします。

午前に引き続きまして、上牧町介護保険特別会計歳入歳出決算書、牧浦委員の質疑から再開いたします。

徴収課長。

○藤岡徴収課長 それでは介護保険、決算書 10 ページ、11 ページ、保険料、介護保険料、第 1 号被保険者保険料の中の節 2 滞納繰越分普通徴収保険料について説明させていただきます。資料ナンバー 1 で説明させていただきます。

この中で、滞納繰越分令和 2 年度の収納額及び徴収率について説明させていただきます。こちらの徴収率 51.26%、昨年度に比べまして 24.71 ポイント伸びている理由でございますが、国民健康保険、介護保険料同様、戸別訪問や徴収の納付相談等をこの数字に反映しているものと思われます。

○服部委員長 牧浦委員。

○牧浦委員 戸別訪問等々で、本当にご苦労さまです。一口に 51.26% と言うけども、大変なことやと思います。どうもありがとうございます。

それでは、次、お願いいたします。

○服部委員長 生き活き対策課長。

○林生き活き対策課長 それでは、決算書 12 ページ、13 ページの災害等臨時特例補助金について説明させていただきます。

どのような内容であったかということだったと思うんですが、19 名の方が申請なさいました。そのうち 17 名の方が 10 割の減免でございます。お 2 人の方が 8 割の減免ということになりました。

○服部委員長 牧浦委員。

○牧浦委員 分かりました。それで、一定度収入が下がったとありますが、その規定はどうだったのか。

○服部委員長 生き活き対策課長。

○林生き活き対策課長 前年の所得に対してどれだけの分下がったかで計算させていただきまして、ほとんどの 17 名の方につきましては事業者収入ということで、事業がコロナのおかげで、お客さんだったり工場を経営されていたりして発注がなかったということで収入がないと見込まれまして、という規定に基づきまして減免させていただきました。

○服部委員長 牧浦委員。

○牧浦委員 ある程度下がったらということで、どのくらいというラインがなかったんですね。

○服部委員長 生き活き対策課長。

○林生き活き対策課長 それはございませんでした。

○服部委員長 牧浦委員。

○牧浦委員 分かりました、ありがとうございました。

次、お願いします。

○服部委員長 生き活き対策課長。

○林生き活き対策課長 それでは、決算書 22 ページ、23 ページの通所訪問型サービス事業費のところを説明させていただきます。

こちらのほうは、西大和リハビリテーション病院で介護予防の機能強化をさせていただく短期集中と呼ばれる教室と、あと郁慈会さんをお願いしまして、緩和型のデイサービスというのをお願いしてさせていただきました。ですが、コロナの影響で、西リハさんのほうは外来、外の患者さん、利用者さんを入れないという方針に基づきまして、2年度はおやりにならなかったということと、あと、郁慈会のほうの簡易のデイサービスは5月から10月までは休止されまして、その後、11月から4月をやっていただきまして、延べ83件の利用がございました。

○服部委員長 牧浦委員。

○牧浦委員 西大和リハビリセンターのほうは外来は入れないということなんですけども、これはまだまだ続きそうなんでしょうか。

○服部委員長 生き活き対策課長。

○林生き活き対策課長 今も第5波が来ておりますので、病院さんとしては物すごい神経質におなりになっていらっしゃると思います。こちらからの要望としては、感染予防に気をつけて実施したいという要望は常に上げさせてはいただいておりますが、それ以上の強い要望につきましては、やはり病院さんの運営のことになりますので、実施していただけないというのが現状でございます。

○服部委員長 牧浦委員。

○牧浦委員 この地域支援事業というのは、多様なサービスを行っていくという形でやられると思うんですけども、ということは、今、郁慈会はちょっとやっているんですね。西大和リハビリセンターがやってなければ、この多様なサービスというのは今、どういうことをやられているんでしょうか。

○服部委員長 生き活き対策課長。

○林生き活き対策課長 特に介護予防の機能訓練的な、筋力を低下させないという部分におきましては、理学療法士の先生方のお力、ご指導がすごく必要な部分になるかと思うので、そ

ういったところで、西リハさんはそういった体制をしいてはりますので、ほかの理学療法士がいらっしゃる事業所がありますので、現在そちらと交渉を重ねているところでございます。

○服部委員長 牧浦委員。

○牧浦委員 分かりました。内容からすると、コロナ禍ではやっていただきにくいところだと思うんですが、私自身もやっぱりコロナが収まらないとできないのかなと思っております。また大変ご苦勞をかけますが、よろしくお願いいたします。

それでは、次、お願いします。

○服部委員長 生き活き対策課長。

○林生き活き対策課長 決算書 22 ページ、23 ページの介護予防ケアマネジメント費のところだったかと思うんですが、こちらの質問内容をもう一度おっしゃっていただいて。

○服部委員長 牧浦委員。

○牧浦委員 前年度、事務職賃金とかケアマネ賃金があったんですけども、恐らくこれは会計年度任用制度のところで行っているのかなと。でも、ケアマネ賃金というのも会計年度任用職員人件費の中で決算するのか、これを聞いたかっただけなんです。事務職員賃金は会計年度職員人件費でやると思うんですけども、ケアマネはどうなのか。

○服部委員長 生き活き対策課長。

○林生き活き対策課長 ケアマネジャーの会計年度任用職員も昨年度はおりまして、そちらの職員の賃金等は決算書の 26 ページ、27 ページにあります包括的支援事業費のところにつけさせていただいております。

○服部委員長 牧浦委員。

○牧浦委員 分かりました。それが聞いたかっただけなんです。21 ページも会計年度任用職員人件費がありまして、ほんで、27 ページにも会計年度任用職員の中でケアマネジャー給料となっていたんですけども、ケアマネジャー 1 人だけをこっちにして、ほかのケアマネジャーがいるかどうか分からないんですけども、それをどういう具合にされたのかと。ということは、ケアマネジャーはここで全てやるんですね。

○服部委員長 生き活き対策課長。

○林生き活き対策課長 こちらのケアマネジャーは 1 人分です。この方は主任ケアマネジャーでございまして、パートさんで指導していただいていたものでございます。あと 20、21 ページにつけております会計年度任用職員の事務職報酬というところは、これは事務職と書いてあって、もちろん事務もやっていただいているんですが、認定調査員という形で、認定

調査を中心に活動、業務をしていただいている分でございます。ケアマネジャーについては、2年度につきましては、専門職としては1名の雇い上げでございました。

○服部委員長 牧浦委員。

○牧浦委員 分かりました。ありがとうございます。

次、お願いします。

○服部委員長 生き活き対策課長。

○林生き活き対策課長 そうしましたら、24 ページ、25 ページの運動習慣教室事業費でございます。こちらはコナミスポーツに委託させていただいて実施をさせていただきました。こちらでも、コロナ禍で運動するというのが難しい部分もあったんですが、人数を半分に減らしまして、環境を十分取りまして、3クールさせていただきました。ですから、実質の延べ人数は少なくなっております。

○服部委員長 牧浦委員。

○牧浦委員 分かりました。それと、コナミさんなんですけども、あの場所でなくなるのか、なくなっているのかですね。次はどうされるのか。

○服部委員長 生き活き対策課長。

○林生き活き対策課長 西大和イオンの中のコナミスポーツから来ていただいていたんですが、私ども契約させていただいているのが東京の本社のコナミスポーツと契約させてもらっていますので、そちらのほうから、大阪支店というのか分からないんですけど、関西からまた派遣を続けていただいているということでございます。

○服部委員長 牧浦委員。

○牧浦委員 ここでも工夫されて、人数を半分ずつにやりながら。コナミスポーツがなくなったから、もしかしたら次から違うところになるのかなというように思っていたんですけども、分かりました。ありがとうございます。

それでは、次、お願いいたします。

○服部委員長 生き活き対策課長。

○林生き活き対策課長 それでは、同じく 24 ページ、25 ページの地域体操教室事業費でございます。こちらは前年度より委託費が大分少なくなっております。なぜかといいますと、もう4年以上になりますので、4つの教室を自立していただくということで、地域支援事業の委託事業から外させていただいて、自主運営という形で切替えさせていただきましたので、その分、委託料が減っております。

○服部委員長 牧浦委員。

○牧浦委員 ということは、4つとほかのところは運営の方法が違うという認識でよかったですか。

○服部委員長 生き活き対策課長。

○林生き活き対策課長 そのとおりでございます。

○服部委員長 牧浦委員。

○牧浦委員 これから先は委託という方向でかじを取っていかれるのでしょうか。

○服部委員長 生き活き対策課長。

○林生き活き対策課長 まだ新規で教室を開いてほしいというところが数か所から聞こえてきておりますので、そちらのほうは、新規という形では4年間は委託事業でさせていただきまして、5年目からは自主運営という形でやっていくような形で広げていきたいと思っております。

○服部委員長 牧浦委員。

○牧浦委員 最終的にはどのくらいの数を目指しておられて、来年度から、あとリクエストがあったところの会場をつくるという形ですね。ということは、その5年後には全て自主運営という形になるんですか。

○服部委員長 生き活き対策課長。

○林生き活き対策課長 最終的には全自治会につくりたいとは思っているんですが、ただ、この教室は身近なところで運動ができるというのがうたい文句になっておりますので、まず場所が準備できるかどうかというのが課題になってまいりますので、そういうことを加味しながら、ちょっとずつ広げさせていただけたらと思っております。

○服部委員長 牧浦委員。

○牧浦委員 それでは、またそれに関してもよろしく願いいたします。結構です。
次、お願いします。

○服部委員長 生き活き対策課長。

○林生き活き対策課長 それでは、28 ページ、29 ページの紙おむつ支給事業でございます。こちらのほうは、施設に入られたり入院したりされますと事業がストップになりますので、増減はすごくありますが、約 40 人ほどご利用でございます。1 件当たりの大体の費用でございますが、約 4,000 円でございます。

○服部委員長 牧浦委員。

○牧浦委員 それはリクエストによって増減できるんでしょうか。

○服部委員長 生き活き対策課長。

○林生き活き対策課長 1袋単位で幾つというのが大体決まっておりますので、2か月でこれだけという単位は決めさせていただいております。それで足りない分はご自分でご用意という形をお願いさせていただいております。

○服部委員長 牧浦委員。

○牧浦委員 前年度と変わらずということでお聞きいたしました。

それでは、次、お願いいたします。

○服部委員長 生き活き対策課長。

○林生き活き対策課長 それでは、30ページ、31ページの生活支援体制整備事業のところの協議体の開催についてでございます。残念ながら、2年度は協議体の開催を見送りさせていただきました。ただ、ただ見送っただけでは地域のことが見えなくなるので、社会福祉協議会さんと何度か協議、打合せ会を持たせていただいて、地域課題について話し合いをさせていただきました。

○服部委員長 牧浦委員。

○牧浦委員 今年は協議体としての委員会はなかったということでよかったですね。ただ、ないとして、今、社協さんとやっておられる。その中で、地域課題が上がってきているんでしょうか。もし分かっていたら、何点か教えてください。

○服部委員長 生き活き対策課長。

○林生き活き対策課長 最近特に社協さんもうちの地域包括も身につまされている部分がございます、権利擁護事業のご相談が大変多くなっております。権利擁護といいますのは、成年後見人をつけるかどうか、保佐人でいくのかどうか、それともどうしたらいいのかというご相談事というか、本人さんたちはそんな相談をしようとは思っていらっしゃらないんですが、結局、私どもがいろんなお話を聞かせていただくと、行き着くところはそういった部分が多くなっておりますので、特にそこが課題かと感じております。

○服部委員長 牧浦委員。

○牧浦委員 成年後見人に対しては本当に、本人さんはつけないけども、ほかの親戚とかがやかましく言って、つけなさいというのもあるやろうし、なかなか難しいでしょうね。恐らくこれも、早く協議体の本体のあれができて、いろいろ集まっていきたいすべきことでしょうね。またよろしく申し上げます。それで結構です。

それでは、次、お願いします。

○服部委員長 生き活き対策課長。

○林生き活き対策課長 それでは、30 ページ、31 ページの一番下の部分の地域会議推進事業費の地域ケア会議のことです。困難対応事例の内容ということでしたが、ざっくりと申し上げますと、独居で認知症の方の処遇について、お1人でお家にいらっしゃいまして、ご自分は全然困っていらっしゃらないんですけども、ご近所の方がいろいろとお困りになっていらっしゃるという事例がございました。そういった方にどうやって介入していくか、その後どうやって成年後見人をつけていくかということで協議させていただきました。

あと、高齢者虐待のケースでございます。虐待というのは、本人さんは全然虐待とっていらっしゃらないですし、やっているほうも全然虐待とっていらっしゃらないんですが、こちらから聞かせていただくと虐待になっているというケースがございまして、そういった方の対応をさせていただきました。

あと、全く身寄りがないにもかかわらず、関わりを強く拒否されているというケースがございまして、そういった方への介入について、地域ケア会議をさせていただいたというのがありました。

以上でございます。

○服部委員長 牧浦委員。

○牧浦委員 それ、地域ケア会議委員の今の話ですね。僕、さっき、生活支援体制整備事業委託料というのは言ってなかったでしょうか。新規生活支援サポーター4人、サポーター利用人数が43人って、これも地域ケア会議のほうで、新規生活支援サポーターではなかったでしょうか。

○服部委員長 生き活き対策課長。

○林生き活き対策課長 申し訳ございません、飛ばしてしまいました。新規で生活支援をするサポーターさんを4名養成いたしました。全員で登録は40名ほどいらっしゃるんですが、実際稼働されている方は23名ほどでございます。サービスを受ける側の人は43名ほど登録になっていらっしゃるって、買物とか、あとお庭の清掃とかといったようなサービスを受けていらっしゃいます。

○服部委員長 牧浦委員。

○牧浦委員 前年度、生活支援サポーターは6名おられたと思うんですけども、4名になったということですね。

○服部委員長 生き活き対策課長。

○林生き活き対策課長 生活支援サポーターさん全体では40名ほどいらっしゃるんですけど、新規で養成した人がおとしは6名で、去年は4名でした。

○服部委員長 牧浦委員。

○牧浦委員 勘違いしていました。43名のうちの4人が活動してはるのかと、それで今回は6人という変な考え方をしていました。すいません。

それで、決算が202万8,268円となっていますが、これの説明をお願いしたいのですが、生活支援体制整備事業。

○服部委員長 生き活き対策課長。

○林生き活き対策課長 まず報償費でございます。生活支援サポーターを養成するために講師の先生に来ていただいております。講師謝礼をお支払いさせていただいております。あと、皆様にいろんな資料を作るための消耗品費を使わせていただいております。あと、生活支援サポーターが実際に支援に行くときの保険も入らせていただいております。

あと、委託料でございます。生活支援体制整備事業委託料といたしまして、この事業につきましては、社協さんに委託して、養成講座を開くのは地域包括支援センターでさせていただいているんですが、実際のサービスとサービスのマッチングをしていただいたりとか、あとその地域に新しいサービスが生まれてないとか、こんなサービスが必要ではないかといったような、いろんな地域の体制を整えるという意味で、社会福祉協議会さんのヘルパーさん等にこの金額で委託して、実際に活動していただいております。

○服部委員長 牧浦委員。

○牧浦委員 本当に福祉というのは社協さんもおられて生き対もおられて、いろんなところに入ってくるので、なかなか僕らも覚えにくいんです。だから、生活支援体制整備事業委託というのは社協さんに委託して、養成講座というのは生き対でやってくれはるんですね。そういうことですね。

○服部委員長 生き活き対策課長。

○林生き活き対策課長 そのとおりでございます。

○服部委員長 牧浦委員。

○牧浦委員 分かりました。ありがとうございます。

私の質問は以上です。ありがとうございました。

○服部委員長 ほかにございませんか。

康村委員。

○康村委員 8番、康村昌史です。

令和2年度上牧町介護保険事業特別会計決算について、2点質問させていただきます。

決算書の27ページです。款3地域支援事業費の項2一般介護予防事業、目1一般介護予防事業費の備考欄のシルバークラブ助成事業費、資料も出ておりますが、この説明をお願いします。

次に、款3地域支援事業費の目2任意事業費です。ここの備考欄の配食見守り支援事業費の委託料の説明をお願いいたします。

以上、2点です。よろしくお願いします。

○服部委員長 生き活き対策課長。

○林生き活き対策課長 それでは、シルバークラブ助成事業費について、説明をさせていただきます。

シルバークラブさんには一般介護予防、元気な高齢者の方への介護予防を担っていただいているということで、いろんな事業の助成をさせていただいております。例えば、軽スポーツだったりウォーキングだったりとかというようなことを助成させていただいているところがございます。

○服部委員長 康村委員。

○康村委員 シルバークラブ助成というのは、各自治会にあるシルバークラブに助成しているということですか。

○服部委員長 生き活き対策課長。

○林生き活き対策課長 シルバークラブの本部に助成させていただいていて、あとは運用は任せているんですが、大概のときは、シルバークラブ全体でいろんな事業をされているときにお使いになられていらっしゃる。

○服部委員長 康村委員。

○康村委員 当初予算は110万5,000円が79万1,704円ということになっておりますが、その説明をお願いしたいと思います。

○服部委員長 生き活き対策課長。

○林生き活き対策課長 2年度はやりたいことはたくさんあったかと思うんですが、やはりコロナ禍の影響で、特に年度の初め頃は緊急事態宣言ということで活動が全てストップしたことがございました。そういった部分でお使いになれなかった部分を返還していただいたとい

うことでございます。

○服部委員長 康村委員。

○康村委員 よく分かりました。それでは、次、お願いいたします。

○服部委員長 生き活き対策課長。

○林生き活き対策課長 28 ページ、29 ページの配食見守り支援事業でございます。昨年度、2 年度からは、1 つの事業所ではなく 2 つの事業所を使って配食見守りサービスを行わせていただきました。1 つは前年度から入っていただいております事業所で、例えば糖尿病食といったような病気に特化した食事も作ってくれる業者さんが 1 件と、あとは本当に食べることを楽しんでもいただくための業者さんが 1 件という形で、2 つの業者を令和 2 年度からは入れさせていただきました。全部で 3,103 食を取っていただいております。最終、3 月の末は、実人数で言いますと 23 人の方がお使いでございました。

2 か所の業者さんのお弁当の配食の個数なんですけども、大体半々でお取りいただいているといった状況でございました。

以上でございます。

○服部委員長 康村委員。

○康村委員 そこでお聞きしたいのが、自己負担が幾らで、事業者さんには 1 件当たり幾ら払うのか、その辺を教えてくださいませんか。

○服部委員長 生き活き対策課長。

○林生き活き対策課長 どちらの業者さんも 1 食 640 円で作っていただいております。ご利用者のご負担は所得に応じて負担していただいております。200 円負担の方と 300 円負担の方という形で、所得で分けさせていただきます。

○服部委員長 康村委員。

○康村委員 よく分かりました。所得で分けている、300 円と 200 円ですね。その限界の所得というのはどこで把握するのでしょうか。

○服部委員長 生き活き対策課長。

○林生き活き対策課長 前年の課税状況で判断させていただきます。

○服部委員長 康村委員。

○康村委員 大体幾らほどを目安にすればいいんでしょう。

○服部委員長 生き活き対策課長。

○林生き活き対策課長 今、資料を持ってなくて、申し訳ございません。

○康村委員　そしたら、それはまた後日聞きに行きますけれども、配食見守り支援事業は、初めて受けたいという方はどのような手続を踏めばいいんですか。

○服部委員長　生き活き対策課長。

○林生き活き対策課長　大概、配食見守りを取りたいですという話で上がってくることはとても少なく、私ども地域包括支援センターの職員とか、あと民生委員さんとか、ほかのケアマネジャーさん等の情報から、こういった方がいらっしゃるけども、配食を入れてあげたらどうだろうかという相談がまず上がってきて配食サービスに結びつくという事例が多ございます。相談がありましたら、まず私どものほうからその方に連絡を取らせていただきます。連絡を取らせていただいた後、お宅を訪問させていただいて、いろんな話を聞かせていただきながら、栄養面の調査とか自立度とかというのを調査させていただきまして配食に結びつけるということで、配食だけではなくて、必要であれば緊急通報装置とかそういった話も結びつけている状況でございます。

○服部委員長　康村委員。

○康村委員　配食見守りを受ける場合、週何回なんですか。

○服部委員長　生き活き対策課長。

○林生き活き対策課長　最高で週3回でございます。

○服部委員長　康村委員。

○康村委員　これが任意事業ということは、生き対で最高週3回と決められたということなんですね。

○服部委員長　生き活き対策課長。

○林生き活き対策課長　近隣の市町村等でやっておられることを参考にさせてもらいながら、うちも大体似たような形で実施させていただいておりますので、生き対で決めさせていただきました。

○服部委員長　康村委員。

○康村委員　これを週5回とかに引き上げるということは可能なんですか。

○服部委員長　生き活き対策課長。

○林生き活き対策課長　あくまでも日常生活の自立に向けて支援をさせていただくというやり方ですので、5食全部渡してしまうことが、それが全てそちらに結びつくのかどうなのかということも検討させていただきながら、今後決めるべきことかと考えます。

○服部委員長　康村委員。

○康村委員 ありがとうございます。この対象者は誰になるんですか。

○服部委員長 生き活き対策課長。

○林生き活き対策課長 まず、近くに家族、知人等で食事に関する準備、買物等ができない方というのが第1点になってまいります。なので、例えば、ご同居じゃなくてもすぐ近くに子どもさん等がいらっしゃる場合は、援助していただけるのであれば、そちらの援助を受けていただきたいと思いますが、どうしてもできない、無理、買物も行きにくいということでありましたら、支援をさせていただきたいと思っております。

○服部委員長 康村委員。

○康村委員 確認なんですが、要は、買物とか自分でできないというような場合に、この配食サービスの対象になるということですか。

○服部委員長 生き活き対策課長。

○林生き活き対策課長 買物をできないだけでなく、もしご自分でお作りになられても、例えば栄養に偏りがあるとか栄養面に不安が残るという方を対象にしております。例えば、買物だけができないということでありましたら、うちの生活支援サポーターさんなんかは買物の支援はさせていただけると思いますので、100%全部できるとは言いませんが、そういったご協力もできるかと思います。それと、この配食は、食べていただくだけではなくて、見守り支援という大きな役目も持っておりますので、そちらが対象になる方ということも加味させていただいております。

○服部委員長 康村委員。

○康村委員 今の説明なんですけど、だから、僕は、対象者は独居老人と高齢者の2人世帯かと思っていたんですけれども、そうじゃないというふうに聞こえるんですけれども、そういうことですか。

○服部委員長 生き活き対策課長。

○林生き活き対策課長 全てのおひとり暮らしの方、全ての高齢世帯の方を対象にしますと莫大な数になってくると思いますので、あくまでもご自分でお作りになられる、ご自分でお買物ができるというのは、これは大変な介護予防の1つだと思いますので、できる方はぜひ頑張ってやっていただきたくて、そうじゃなくて、できにくい方については、ぜひご相談をしていただければと思います。

○服部委員長 康村委員。

○康村委員 よく分かりました。最初の質問のほうで、民生委員とかそういった方から利用し

たらどうかという連絡が入ると。ところが、こういった配食見守りがあるという制度を耳にしている独居老人の方がいらっしやいまして、ぜひともこれを利用したいということなんですけれども、急に体調を崩されるというんですか、ずっとじゃないんですけど、高齢ですの
で、ある日突然病気が発生とか、こういった場合には、本人が生き対のほうへ行きたくても行けない。そういった場合はどのように対応されるのでしょうか。

○服部委員長 生き活き対策課長。

○林生き活き対策課長 例えばお電話いただければ、お宅のほうに訪問させていただいて、配食だけではなく、もしかしたらほかのサービスも必要かもしれませんので、そこは訪問させていただきたいと思います。

○服部委員長 康村委員。

○康村委員 よく分かりました。本当に詳しく説明いただき、ありがとうございました。

これで私の質問は終わります。

○服部委員長 ほかにございませんか。

石丸委員。

○石丸委員 石丸典子です。よろしくお願いします。

1 点お伺いしますけれども、まず、今回の令和 2 年度の介護保険の決算は、第 7 期の最終の計画の決算ということです。コロナの影響等、様々ありましたけれども、私のお聞きしたいのは歳出、27 ページのところなんですけれども、一般介護予防事業評価事業ということで、これ、補正で挙げられて、委託料が 230 万円計上された事業、補正もあったと思うんですけど、この事業の内容でお聞きしますが、まず順番に役務費、委託料、補償補填及び賠償金のところで、それぞれ決算額が上がっておりますけれども、説明をお願いできますか。

○服部委員長 生き活き対策課長。

○林生き活き対策課長 それでは、27 ページの一般介護予防事業評価事業について、説明をさせていただきます。これは、令和 2 年度に 8 期の介護保険事業計画を立てさせていただくとき、アンケート調査を実施いたしました。これが日常圏域ニーズ調査というもので、お元気な方に全部送らせていただいた調査でございます。役務費の通信運搬費というのは、その郵送料でございます。その下の部分の委託料でございますが、これは調査の用紙の印刷から分析までをしていただいたのが委託料でございます。最終、21 番の補償費、賠償金というのは、日本郵政に通信運搬費の請求が来ておりましたが、請求の終了日、納める最終日を失念しておりまして、振込が遅れた分の賠償金でございます。申し訳ございませんでした。

○服部委員長 石丸委員。

○石丸委員 説明いただいて、一部、節間の流用もあったということで、ここでも延滞料というのが発生していたんですけど、国保のときもあったんですけど、遅れることがあるというのは多忙からでしょうか。国保のときは、はっきり確認はできなかったんですけども、過ぎていたという理解でいいですか。

○服部委員長 生き活き対策課長。

○林生き活き対策課長 郵政に振り込むというのが、たまたまこの係が初めてだったもので、普通に振込の手続をしようとしていましたら、締切りが早かったということで、気づいた時点では振込をできる期日が終わっておりまして、延滞金がついてしまったということでございます。

○服部委員長 石丸委員。

○石丸委員 初めての方であろうがなかろうが、業務に対してはしっかり注意を払っていただきたいと思います。これは強く申し上げておきます。

一般介護予防事業評価事業という名前がついていますが、要は、第8期の計画のための調査ですね。そうなれば、この項目でなくて、款1の総務費、項4の計画策定費に入る委託料でもいいんじゃないかと思うんですけども、ここに入った根拠というのは何かあるんですか。

○服部委員長 生き活き対策課長。

○林生き活き対策課長 介護保険の策定のほうにも一部、軽度者のアンケート調査の調査料はつけているんですが、こちらは3年に1回、全数調査をさせていただきまして、こちらのほうからも地域課題を見つけまして、地区診断をさせていただいて、新しい事業なり新しい活動に結びつけるためにここに掲載、ここで事業費を支払わせていただいているものでございます。

○服部委員長 石丸委員。

○石丸委員 予算のときの説明でも、介護予防・日常生活圏域ニーズ調査ということの控えを持っていたものですから、介護保険の事業計画をつくるときにもアンケート調査を行われるので、この調査とかぶるのではないかと思います。ちなみに、令和3年度、今年度はこの予算がついていけませんので、毎年の事業でもないということで、今、聞きましたら3年に1度のということで、介護予防でどのような評価ができるかということの調査ということですね。

○服部委員長 生き活き対策課長。

○林生き活き対策課長 今、委員がおっしゃられたとおりでございます。

○服部委員長 石丸委員。

○石丸委員 分かりました。理解できました。ありがとうございました。

○服部委員長 ほかにございませんか。

(「なし」と言う者あり)

○服部委員長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

(「討論なし」と言う者あり)

○服部委員長 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を原案のとおり認定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○服部委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案どおり認定すべきものと決定いたしました。

認第7号 令和2年度上牧町水道事業会計決算認定について、これを議題といたします。

提案理由の説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

康村委員。

○康村委員 8番、康村昌史です。

令和2年度上牧町水道事業会計決算認定について、質問を行います。

決算書の9ページ、令和2年度上牧町水道事業報告書の1、概況の中で、例年どおりの漏水調査委託を行い、有収率は93.9%というびっくりするような数字なんですけれども、調べてみたんですけども、分からなくて、もし分かるなら教えていただきたい。類似団体の有収率はいかほどかを知りたいと思います。

次に、その下の2番、(2)のその他なんですけれども、1、他会計補助金の使途、他会計補助金の使途が減価償却費1,848万8,897円、給与2,119万1,178円を充当した。これを説明していただきたいと思います。どうしても分からないので、お願いしたいと思います。

次に、14ページの(3)事業費用に関する事項の特別損失です。過年度損益修正損、これ

が2,828円となっていますが、これの説明をお願いします。貸倒引当金62万7,678円と比べますと過年度損益修正損、それと資料から不納欠損額が50万円ほどだったと思うんですが、その辺を加味して説明していただきたいと思います。

最後に、19ページの企業債明細書です。財務省財政融資資金、それから地方公共団体金融機関、この2つの企業債は前倒しの償還はできるのかどうかを教えてくださいたいと思います。

以上です。以上の4点、よろしくお願いいたします。

○服部委員長 上下水道課長。

○南浦上下水道課長 まず1点目の有収率93.9%の内容でございますが、類似団体の有収率は今、資料がございませんので、その辺は分からないんですけども、要因といたしましては、漏水とかの関係で無効水量が、昨年に比べますと1万4,999立米が減っております。その関係もございまして、有収水量が1万1,372立米が増となっております。この関係で有収率、ポイントが0.7%上がっているという形になっております。

○服部委員長 康村委員。

○康村委員 無効水量というのが大幅に減った、その原因は何なんですか。

○服部委員長 上下水道課長。

○南浦上下水道課長 考えるところによりますと、昨年10月に大きな漏水事故があったと思うんですけども、あの工事が、復旧したことによって率が上がったことも1つあると考えているところでございます。

○服部委員長 康村委員。

○康村委員 類似団体の資料があれば本当にありがたいんですけども、この有収率が本当にすごいので、職員が本当に頑張っていると僕は思います。だから、今後も頑張っていただきたいと思います。その辺はいかがですか。

○服部委員長 上下水道課長。

○南浦上下水道課長 昨年に引き続き漏水調査も行ってますので、もうちょっと上昇できるように頑張っていきたいと考えているところでございます。

○服部委員長 康村委員。

○康村委員 じゃ、次、お願いします。

○服部委員長 都市環境部長。

○塩野都市環境部長 次に、その他の部分の他会計補助金の使途についてという部分が入って

おります。これについては、例年なかったんですけども、今回、さっきの文章である地方創生臨時交付金を頂きました。この部分について、この同額になるんですけども、使い道を決算で表示しなければ、これに税金がかかるというルールがありますので、あえて表示させていただきます。

○服部委員長 康村委員。

○康村委員 臨時交付金というのは分かったんですけども、これを減価償却費と給与に充てたというのがよく分からないんです。

○服部委員長 都市環境部長。

○塩野都市環境部長 これについては、決算上で出てくる減価償却に使ったとか、また給料の人件費としての分に充てましたという証明というか、その部分だけであって、本来、このお金と補助金と入りましたので、全額の中に含まれて、どこでも使える金なんですけども、これをここに使ったと限定させてもらって、税金対策ということになっております。

○服部委員長 康村委員。

○康村委員 よく分かりました。これ、分からなくて、頭をひねったんですけども、了解しました。

じゃ、次、お願いします。

○服部委員長 上下水道課長。

○南浦上下水道課長 次の質問をもう一度、すいません。

○服部委員長 康村委員。

○康村委員 過年度損益修正損 2,828 円で、不納欠損が資料から 56 万 3,730 円。以前の損益計算書等には、不納欠損額とかは、ずばっと出ておったんですけども、つまり、この過年度損益修正損が 2,828 円とこんな少額というのは、ネットで記載されているのかなというふうに考えたんです。つまり、この不納欠損が 56 万 3,730 円というのが一体どこに出てくるのがよく分からないんです。

○服部委員長 康村委員、ページ数は何ページか、私、分からないので。

○康村委員 14 ページ、3、事業費用に関する事項の水道事業費用、その特別損失、下のほうなんですけども、過年度損益修正損が 2,828 円となっているのが、これの数字の根拠というんですか、教えていただければ結構かと思います。

○服部委員長 都市環境部長。

○塩野都市環境部長 暫時休憩お願いします。

○服部委員長 暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時53分

再開 午後 1時57分

○服部委員長 それでは再開いたします。

上下水道課長。

○南浦上下水道課長 先ほどの過年度損失修正損ですが、元年度に発生いたしました漏水による料金の減免分を過年度で支払うことのできなかった部分を今年度で支払うという形で枠組みがされているものでございます。

○服部委員長 康村委員。

○康村委員 つまり、前年度の漏水分の損 2,828 円ということですか。

○服部委員長 上下水道課長。

○南浦上下水道課長 そのとおりでございます。

○服部委員長 康村委員。

○康村委員 この特別損失は、確かにその漏水分、不納欠損額も企業会計ですので、どこかに出なければならないと僕は思っているんですけども、それはどこに出ているんでしょうか。

○服部委員長 上下水道課長。

○南浦上下水道課長 決算書の 17 ページの総係費の節 17 貸倒引当金繰入額のところに不納欠損額を充てているものでございます。

○服部委員長 康村委員。

○康村委員 17 番、貸倒引当金繰入額 62 万 7,678 円、これ、同額を毎年度計上されていると思うんですけど、そうじゃなかったですか。

○服部委員長 上下水道課長。

○南浦上下水道課長 毎年度上げさせていただいておるんですけども、令和 2 年度値として説明させていただきます。令和元年度末の貸倒引当金として 996 万 9,308 円から、令和 2 年度不納欠損額 52 万 1,993 円を引いた額で、令和元年度中の貸倒引当金 944 万 7,335 円を令和 2 年度末の未収金決算額 1,007 万 5,013 円から引いた額、その額が 67 万 2,678 円になるものでございます。

○服部委員長 康村委員。

○康村委員 分かりました。聞いておきます。

繰上償還の件。

○服部委員長 上下水道課長。

○南浦上下水道課長 19、20 ページの繰上償還できるのかどうかというご質問だと思います。

基本的には繰上償還は可能でございます。ですが、償還する際に違約金等が発生してまいりますので、繰上償還を行ったとしても有利にはならないという計算になっております。

○服部委員長 康村委員。

○康村委員 よく分かりました。

委員長、1点漏れておったんで、よろしいですか。7ページの令和2年度上牧町水道事業キャッシュ・フロー計算書の3番目の財務活動によるキャッシュ・フロー、ここで短期貸付けによる支出2億円とあるんですけども、この説明をお願いします。

○服部委員長 上下水道課長。

○南浦上下水道課長 この2億円につきましては、一般会計、貸付けさせていただいた2億円でございます。

○服部委員長 康村委員。

○康村委員 それはまだ返ってきてないという判断でいいんですか。

○服部委員長 上下水道課長。

○南浦上下水道課長 もう返ってきております。

○服部委員長 康村委員。

○康村委員 分かりました。これで私の質問は終わらせていただきます。

○服部委員長 ほかにございませんか。

(「なし」と言う者あり)

○服部委員長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

(「討論なし」と言う者あり)

○服部委員長 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を原案のとおり認定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○服部委員長 ご異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

以上で、本委員会に付託されました議案は全て終了いたしました。

理事者側より挨拶をお願いいたします。

今中町長。

○**今中町長** 一般会計を含みます全7件の決算につきまして、認定すべきものにご決定いただきありがとうございます。また、本会議でも、認定いただけますようお願いを申し上げます。お礼のご挨拶にさせていただきます。ありがとうございました。

○**服部委員長** これをもちまして決算特別委員会を閉会いたします。

皆様、ご苦労さまでした。

閉会 午後 2時04分

上牧町議会委員会条例第 27 条第 1 項の規定により署名する。

決算特別委員長

服 部 公 英

令和3年第3回（9月）上牧町議会定例会会議録

議 事 日 程（第2号）

令和3年9月16日（木）午前9時開議

第 1 一般質問について

- 1 番 遠 山 健太郎
- 4 番 牧 浦 秀 俊
- 3 番 上 村 哲 也
- 2 番 東 初 子
- 10 番 石 丸 典 子
- 6 番 服 部 公 英

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（１２名）

１番	遠山健太郎	２番	東初子
３番	上村哲也	４番	牧浦秀俊
５番	竹之内剛	６番	服部公英
７番	富木つや子	８番	康村昌史
９番	木内利雄	１０番	石丸典子
１１番	東充洋	１２番	吉中隆昭

欠席議員（なし）

地方自治法第１２１条により説明のため出席した者の職氏名

町長	今中富夫	副町長	阪本正人
教育長	松浦教雄	総務部長	中川恵友
総務部理事	山下純司	都市環境部長	塩野哲也
住民生活部長	井上弘一	健康福祉部長	青山雅則
教育部長	松井良明	総務課長	山本敏光
秘書人事課長	高木真之	企画財政課長補佐	日高良太郎
建設環境課長	吉川昭仁	生き活き対策課長	林栄子
こども未来課長	寺口万佐代	教育総務課長	丸橋秀行
教育総務課主幹	辻村純	社会教育課長	野崎威志
図書館長補佐	安達裕代		

職務のため議場に出席した事務局員

議会事務局長	森本朋人	書記	山口里美
書記	横田大樹		

開議 午前 9時00分

◎開議の宣告

○議長（吉中隆昭） 皆さん、おはようございます。今日は早朝より、河合町議会から議長をはじめ3名の議員が傍聴に来られております。早朝よりご苦労さまでございます。

それでは、ただいまの出席議員数は12名です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

————— ◇ —————

◎議事日程の報告

○議長（吉中隆昭） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。それでは、日程表に従い、順次議事を進めてまいります。

————— ◇ —————

◎一般質問

○議長（吉中隆昭） 日程第1、一般質問について。

一般質問の持ち時間は、理事者側の答弁を含め1人1時間以内です。質問者はその点、十分心得て質問し、理事者側は的確かつ簡潔に答弁をお願いいたします。

————— ◇ —————

◇ 遠 山 健太郎

○議長（吉中隆昭） それでは、1番、遠山議員の発言を許します。

1番、遠山議員。

（1番 遠山健太郎 登壇）

○1番（遠山健太郎） 皆さん、おはようございます。議長の許可を頂きましたので、私自身26回目になります一般質問させていただきます。改めまして、1番、遠山健太郎でございます。

一般質問に入る前に、まずは、この9月議会は決算特別委員会が組織されまして、令和2年度の決算審議が3日間にわたり行われました。委員長の服部議員はじめ委員の皆様、そして理事者の皆様、本当にお疲れさまでした。令和2年度審議の決算審議は、新型コロナウイルス感染症対策に関する事業と、それに対する評価検証や感染症に対する影響も加わり、大変難しい審議であったと思います。今回の審議内容につきましては、私は委員会議員でしたのでしっかり傍聴させていただきました。また、私自身も、改めて時期を見てこのコロナ対策についてはしっかり評価検証していきたいと思います。

さて、今回、私が一般質問通告をした上牧町のまちづくり基本条例、私自身、一般質問、先ほど26回というお話をしましたが、1期目が1年4回掛ける4の16、そして、2期目の10回目の節目の回数になるんですが、それまでで恐らく6回か5回、この議案を取り上げていますが、幾度も同じことをお話ししていますが、平成26年に上牧町では施行され、5年後の平成31年には、5年経過をしたことによる検証も実施されました。そして、このまちづくり基本条例、あるいは類似した自治基本条例については、北葛城郡内のほか3町、王寺町、広陵町、そして河合町でも同趣旨の条例が制定、あるいは制定の最中にあります。今日は、河合町議会より梅野美智代議長、杵本光清副議長、そして、策定に審議会に携わっています常磐繁範議員にも傍聴にお越しいただいています。わざわざありがとうございます。北葛城郡内でも先駆け的に制定した上牧町のまちづくり基本条例ですが、毎年の検証も実施され、広く根づいていると実感する反面、策定当初に議論された内容や問題が今もなお意識として浸透されているのか、時間経過とともに心配になるのも事実です。この一般質問の場を通じて、語り部的に制定当初の思いを忘れずにいたいと常日頃に思っています。

それでは、具体的な質問項目に入ります。というわけで、私の今回の質問は、上牧町まちづくり基本条例についてです。上牧町まちづくり基本条例の下記の点について見解と本条例改正の必要性、今後の施策、以下見解等と言います、を伺います。なお、通告書のスペースの関係上各条文の記載を省略しています。以下通告書の朗読時に併せて条文の紹介もしますのでご了承ください。条文については、一昨日事務局にお願いしましてタブレットに逐条解説と検証報告書を一部抜粋して掲載していただきましたので併せてご参照ください。

1つ目、第10条に規定する議員の役割と責務。第10条、議員は住民により選ばれた公職者として責任を自覚するとともに、品位を保持し住民全体の福祉の向上と暮らしやすいまちづくりを目指して誠実に職務を果たさなければなりません。2項以下、省略します。この条文、条例の逐条解説に、議員は、特定の地域や団体などの代表者ではなくとあり、また、上

牧町政治倫理条例第3条には、議員は町民全体の代表者としてと規定をされています。ただ、現実には成り手不足などの観点から自治会役員との兼務を余儀なくされている議員もいらっしゃいます。この点について見解等伺います。

2つ目、第15条に規定する法令の遵守等。第15条、町はまちづくりに関する施策の公正性及び透明性を確保するため常に法令を遵守し、そのための必要な措置を講じるものとします。2項、前項に規定する必要な措置は別途定めます。この条文について、当町の法令遵守等公益通報制度に対する条例制定の必要性について見解等伺います。

3つ目、第20条の応答責任。第20条、町は公職者及び町民からの要望等については迅速かつ丁寧に対応し、その記録を作成するとともに定期的に公表しなければなりません。2項、前項に規定する事項については別に条例で定めます。この条文について、第1項に規定する定期的な公表方法と、第2項に規定する条例制定の必要性について見解等伺います。

4つ目、第36条の広域連携。第36条、町は共通する課題を解決するため、ほかの地方公共団体、国及びその他の機関と互いに連携を図りながら協力しなければなりません。当町は、この広域連携については、総合計画にも規定し積極的に推進していると思いますが、ハード面だけではなく、ソフト面、政策の立案や事業連携、広報活動等についてはもっと広域連携を推進できる余地があると考えます。ホームページの更新も間近に控えていると思いますが、ソフト面での広域連携に対する見解等伺います。

以上が一般質問の要旨です。再質問は質問者席からさせていただきます。また、今回は議長を除く11名全員が一般質問いたします。11名全員は平成30年9月議会以来3年ぶり、本議会構成になってから初めてで久しぶりの9時開会となっています。私の時間は持ち時間1時間ですが、1時間丸々使用しますと、休憩時間を含めると午前中の3名が終わる頃にはお昼を過ぎてしまいます。その辺りを十分考慮し、質問はよりの確にし時間短縮に努めたいと思います。理事者の皆様におかれましても、ご協力のほどよろしくお願いします。

○議長（吉中隆昭） 遠山議員。

○1番（遠山健太郎） それでは、1番目、第10条に規定する議員の役割と責務についての見解より答弁をお願いしようと思いますが、今中町長が自ら登壇いただきましたので、まず、お願いします。

○議長（吉中隆昭） 今中町長。

○町長（今中富夫） まず、私のほうから法的な解釈、それと現在の社会情勢、最後に私の私見、考えていることを順次ご説明させていただきたいというふうに思います。

まず、議会議員が自治会長と職を兼務するということについて明確な規制をしている法的根拠はあるのかということになりますと、地方自治法92条に規定されております兼業の禁止、これに自治会長というのは当たらないという解釈をいたしております。そしてまた、10条の逐条解説等のことに関してでございますが、自治会長になることを指して町民全体の品位であるとか名誉を損なうような行為、こういうものに当たらないという法的な解釈をいたしております。

それと、今の社会情勢でございますが、先ほど遠山議員も述べられたように、今現在、自治会員に加入をされる方がだんだんと減ってきております。もう1つ、シルバークラブにつきましても、参加をすることを拒まれる人たちが大変増えてきているというのが今の社会全体の流れでございます。それと、もう1つ、各自治会、各その地区に生活されておられる方がどうしても高齢化になっております。若い人たち、おられても、ふだんは働いておられるわけでございますので、休みの日までいろいろな活動に駆り出されるということについては大変嫌がられるという実情も今ございます。そうなりますと、どうしても高齢者ばかりの自治会というのが今どの地区でも多いのかなというふうに思っております。そんな中で、自治会長も持ち手がないというのが今の実情でございます。ある自治会でございましたら順番に持っていく。男性、女性関係なしというような地区もございます。そのような決め方をしないといつまでたっても自治会長が決まらない。そういう状況が今各地区で起こっている状況ではないのかなというふうに思います。それほど今自治会と、それとシルバークラブ等も同じでございますが、リーダーになる人が決まらない、おらないというのが今の社会情勢の中ではないのかなというふうに思っております。

そんな中で、議員の方々も各順番で自治会員として活動されるわけでございますが、持ち手がないということになりますと、これはどこの住民も同じだろうと思うんですが、簡単に平たく説明を申し上げましたら、あんた、町会議員やから、この地区を代表して出てもらっているんだから自治会長になっていただいたらどうですかいうふうに言われたときに断れるのかと。こういうことも現実論としてはあるんだろうというふうに私は感じております。断れない、そんな状況が今各自治会の中で出てきているのではないのかなというのが今の社会情勢の中なのかなというふうに考えているところでございます。

そうやってきたときに、まちづくり基本条例の10条の関係、先ほど遠山議員のほうからもお話がございました。議員は、住民により選ばれた公職者として、上牧町全体の福祉の向上と暮らしやすいまちづくりを目指すんだと、こういうまちづくり基本条例の中で大きな理

念が示されております。そうなりますと、それに抵触しないのかと当然なっていくわけでございます。町全体から見ますと、そういう形で例えば自治会長になられたとしたときに、当然地区、自治会としての要望というのが町に上がってくるわけでございますので、自治会員、その地区の人たちとしては、住民さんの気持ちとして、町会議員で自治会長になってもらっているんだから、あれもこれも町の回答は出てきているけれども、こういうこともこういうことも頼んでくれたらどうやと、やってもらってくれたらどうだと。こういう要望がその地区が出してこられる、議員さんに要求される。これは社会としては当然のことだろうというふうに思います。そのためにあんた、町会議員として出てるんやろうと。自治会長にもなってくれたんやろうと。やってくれて当然ではないのかと、こういうような思いがその地区の住民さんに芽生える、要求される。これは社会の中で当然のことだろうというふうに思います。それがこの10条に抵触しないのかということになるわけでございます。特定の地域、特定の団体に対して要望、それと繰り返しの質問、そういうことが結果的に特定の地域、団体に対しての利益誘導にならないのか。これが住民感情としての一番大きな問題だろうというふうに思います。

それともう1つ、裏返しでございます。議員は全体の利益の奉仕者であるという10条の物の考え方からいきますと、他の地域の利益を阻害していないのか。この2点がこの10条に関わる大きな問題点ではないのかなというふうに考えております。ただ、今、社会情勢として持ち手がない、成り手がない。こういう状況の中で、議員の方々も、俺、無理にも出んのと違うでということもあろうかと思いますが、今申し上げましたように、特定の地域、団体の利益誘導にならないのか。それ以外の団体の利益を阻害しているのではないのか。こういうことを考えますと、議会議員の活動というのは、我々も一緒でございますが、住民の目にさらされているということになりますので、持つこと自体をどうのこうのとは申し上げませんが、こういう問題がしっかりと背後にあるんだというようなことを理解していただいで行動していただくというのが私はいいいのではないのかと。

もう1つ付け加えて申し上げましたら、持たないほうが議員活動としては、議員さんの立場としてはいいのではないのかなというふうには思います。ただ、日頃の政治活動の中で、自治会のことは自治会のこと、町全体のことは町全体のことだという線引きをしながら活動をしていただいている、また、されておられる議員さんもおられるわけでございます。議会の中であからさまな要求行動であるとか、そういうことについては、我々としては質問をされたら答える側でございますので、我々がなかなかその質問を制限するというわけにはまい

りませんが、今、こういう形で廃止をされているわけですので、そういうこともやっぱりいろいろ考え合わせながらこういう問題については協議していく必要があるのではないかと。この問題については、以前から上牧町でも申合せが過去にあったように覚えております。結局、今の社会情勢の中でございますのでなかなか難しいところがあって今現在に至っているわけですが、全国的にもこの問題はそれぞれの自治体で大きな問題となっております。

参考の後でまた事務方のほうから説明もあろうかとは思いますが、政治倫理条例の中で縛っていると。ほとんどが努力規定、そういうことがないように全体の奉仕者として努めなければならないというような努力規定がやっぱり大半でございます。それだけこの問題はなかなか難しい問題になっております。ただ、やっぱりそれぞれが意識をしていただく。例えば持たざるを得んということになりましても活動の方法はいろいろあるだろうというふうに考えますので、そういうところも十分お考えを頂いて活動をしていただく。それと、それをやったりあからさまになってまいりますとなかなか難しい部分もあるだろうとは思っているので、そういうところを、例えば、政治倫理条例の中で努力規定ではあるかも知れませんが、その部分について倫理条例の中でしっかりと明記しておく。こういうことも示していく、示すということが大事なのではないのかなというふうにも考えますので、そういう部分についてもしっかりと、我々も議員の方々も、また、住民の方々も認識をしていただく。そういう意味でも、政治倫理条例の中でしっかりと努力目標でもいいだろうと思しますので、そういう部分についてもしっかりと示していくというような形が好ましいのではないのかなというふうにも今考えているところでございます。

私の思いというのはそういう思いでございますので、なっているのか悪いのか、なかなか判断が難しいわけですが、背景には、先ほど言いましたように、特定の地域、団体の利益誘導があまりあからさまになっていないのか。それ以外の地域に対しての住民の利益を阻害していないのか。こういうことがやっぱり一番大きな背景としてあるのではないのかなと。こういう問題もしっかり、我々もそうでございますし、議員の皆さん方にもご認識を頂くと。その上に立ってどうしていくべきか。政治倫理条例の中で、努力規定であるにしても明確にしておく、意識づけをしておくということのも大事なのではないのかなというふうにも考えているところでございます。

○議長（吉中隆昭） 遠山議員。

○1番（遠山健太郎） 今中町長、ありがとうございます。今町長から法的な根拠と社会情勢、

そして、町長の私見を頂きました。本来ですと、今中町長、立候補をされたときの公約でもありましたし、その策定委員の一員だった私なので、この条文、条例に関しては、本当は今中町長とずっと2人でしゃべっていたいというところもあるんですが、せっかく担当課の方がご準備を頂いているので、今、今中町長から話がありましたけども、ご参考までにもし調べられていたら、ほかの自治体などでこの兼業に関してどんな状況というのがありましたら、簡単で結構なんですけど幾つか事例を教えてくださいませんか。

○議長（吉中隆昭） 総務部理事。

○総務部理事（山下純司） それでは、他の自治体、他の議会のほうで運用されている部分について説明させていただきます。まず、千葉県の館山市でございます。この市におきましては、自治会長の兼業は禁止とされております。その内容ですけども、館山市市議会議員政治倫理条例の中で、明確に区長、町内会長との兼任はできないという形で盛り込まれております。また、長野県の大町市でございますが、条例等の法整備はされておらないんですけども、議会の申合せ事項の中で、自治会長への就任は禁止という形を取っておられます。また、北海道の鹿追町でございますが、議会議員の政治倫理規程の中で町が補助または助成している団体等の役員の就任を禁止とされておるんですけども、例外規定を設けられまして、自治会長の就任はいいというふうな形で取っておられる町がございます。それと、広島県の福山市でございますが、ここにつきましては、議会議員の政治倫理条例の中で努力義務というふうな形で設けられておりまして、報酬等を受けての場合は除くというふうな例外規定も設けられています。

以上でございます。

○議長（吉中隆昭） 遠山議員。

○1番（遠山健太郎） わざわざ調べていただきましてありがとうございました。今、お話を聞きますと様々な方向性があるみたいですね。条例自体で禁止をしているところもあるし、むしろ申合せ事項によって努力義務にするというところもあるし、あと、今ご紹介いただきましたけど、高知県大川村というところは逆に成り手がいないので、範囲を明確にして容認をする条例をつくっている。そういうところもあります。今の事例、そして、今中町長の社会的情勢とかを聞きますと、私の結論じゃないですけども、結局のところ成り手不足という観点からすると一律に禁止というのは現実的にこの上牧町では難しいというふうに私は実は常々思っています。大事なところは、先ほどの今中町長の答弁にもありましたけども、自治会長あるいは自治会役員と兼業することで町民の利益を損なってはならないという点がある

のかなと。自治会長と議会議員の兼務によって、自治会あるいは議会活動に支障があっちゃいけない。例えばなんですけど、有事ですよ。災害が発生したときに自治会長の仕事と議会議員の仕事というのは明確に違うと思います。どちらを優先するのかというのは大変難しい議論になってくる。平時はいいんですけどね。そういうことも踏まえてですけども、先ほど、今中町長は政治倫理条例の中で努力規定を設けるべきではないかという話がありましたけども、もちろんそれは推進していきたい。それと併せてですけども、このまちづくり基本条例の検証の中で、議会の中で申合せ事項でも可能だと思うんです。兼業していいけれども、そういうときにどうするのか。あと、先ほど今中町長からなかなか私見ということで難しい言い方で苦勞されたと思いますけども、要望ですよ。自治会の要望と議会としての意見をどういうふうにわきまえるかということもしっかりとした議論をしていきたい。このまちづくり基本条例の検証の中で、我々議会の中で検証していきたいというふうに心に決めました。次の検証のときにはぜひ私のほうからも提案をしていきたいと思いますので、議会の皆様、またよろしく願います。ありがとうございます。

では、次に行きます。2項です。第15条に規定する法令の遵守と当町の法令遵守と公益通報制度に対する条例制定の必要性についてまず見解を答弁、願います。

○議長（吉中隆昭） 総務部理事。

○総務部理事（山下純司） それでは第15条に規定しております法令の遵守等についてでございます。この当該規定の趣旨を鑑みますと、法令遵守の推進を目的とした条例の制定が必要であると認識しております。また、公益通報保護法が平成16年に施行されたことを受けて、全国的に自治体で公益通報制度が設定されておるところがございます。本町におきましても、事務または事業における法令違反等に関する通報の適切な処理、また、通報を行った職員等を保護するため法令の整備が必要であると考えております。

○議長（吉中隆昭） 遠山議員。

○1番（遠山健太郎） ありがとうございます。今答弁いただいた部分、この公益通報制度について補足をさせていただきます。ご存じない方もいらっしゃるかもしれないので。公益通報制度というのは、今答弁いただいたとおりですけども、例えば庁内の部署で法令違反の案件が発生したときに、それを発見した職員がそれは法令違反だと通報、指摘をするに当たって不利益な処分、例えば部下が上司の法令違反を指摘したときに、上司から、要は部署を異動させられたり、あとは有給を与えなかったりとか、そういう不利益な処分を与えたりしないように保護するための重要な制度です。先ほど答弁ありましたけども、国においても法

律が整理されまして、答弁にあるとおり、近隣では田原本町で職員を守るという観点から条例制定がされています。事務局よりおとといタブレットに入れていただいた資料、2つあるんですが、そのうちの1つ、逐条解説の23ページに第15条の解説が示されています。2項の説明欄に、必要な措置として公益通報制度も視野に別途定めることとしていますとありますし、さきの答弁でも速やかな法令整備をしていきたいという話がありました。もう一度、タブレットに示しています2年前の検証のところはなぜか15条じゃなくて20条の検証のところに入っているんですが、お手元のタブレット資料の49ページにあるとおり、検証委員会より、第2項について条例の整備ができていないのが残念だと。近隣で公益通報制度の整備に取り組まれているところもあるので参考にさせていただきたいと指摘されていますので、ぜひ次の検証でまたできていないと言われることがないように、これは職員を守るという観点から大事な制度だと思いますので、しっかり法令整備を進めていただきたいと思いますがいま一度いかがですか。

○議長（吉中隆昭） 総務部理事。

○総務部理事（山下純司） 今、議員おっしゃられましたとおり、2年前の基本条例検証委員会の中では制度の整備に向けた取組がないということでC評価を頂いた部分でございます。その中で、法整備を検討する中で、先ほど言われたように、田原本または奈良市を参考にさせていただきながら速やかな法整備をさせていただきたいと考えております。

○議長（吉中隆昭） 遠山議員。

○1番（遠山健太郎） 何度も言いますが、職員の方々を守る。守ることによって法令の遵守をしていくという大事な制度だと思いますので、ぜひとも法令整備のほうをお願いしたいと思います。ありがとうございます。

では、次の3つ目に行きます。第20条の応答責任です。第1項に規定する定期的な公表方法と、第2項に規定する条例制定の必要性について見解等を伺いますが、その前に、応答責任という言葉についてあまり聞き慣れないと思いますので、補足説明をさせていただきます。応答責任とは、簡単に言うと第三者からの問い合わせなどがあった場合、それに対しての応答する責任という意味であり、応答という言葉はレスポンス、義務するという意味でレスポンスビリティと訳されています。類似語で説明責任という言葉があって、英語ではアカウンタビリティというんですが、これは権限を行使する者が直接的、間接的問わず関わ合う全ての人、組織にその活動内容を説明する責任と言われています。この応答責任、行政的にはむしろ責任という意味よりも口利き、権力者などが窓口などで要望や要求をした場合

に、しっかりとした記録を残し、応答するというよく口利き防止条例と言われる形で、不当な要求などから行政職員を守る制度だと言われています。

では、その応答責任について見解等の答弁をお願いします。

○議長（吉中隆昭） 総務部理事。

○総務部理事（山下純司） 第20条に規定する応答責任についてでございます。まず第1項の部分でございます。公表に関してございますが、公表に関しましては、条例、要綱等の制定はできておらず、明確な基準の設定や全体に向けての公表という対応はできていないのが現状でございます。ただし、個別の対応といたしまして、自治会要望等の対応でございますが、毎年自治会からの要望を頂きまして、また、担当課を中心に協議した結果を自治会長宛てに文書で回答している部分がございます。それと、記録に関しましては、上牧町不当要求行為等対策要綱の中で、不当要求、行為等に関しましては複数の職員で対応し、その内容を記録するということとしておりますのが公表につきましてはできていないのが現状でございます。

○1番（遠山健太郎） 2項のほうもお願いします。

○議長（吉中隆昭） 総務部理事。

○総務部理事（山下純司） 第2項の条例による定めというところでございます。その部分につきましては、町の実情に沿った形で制度の導入に向けた形で慎重に進めていきたいというふうな形で、今すぐという法整備はちょっとあれなんですけれども、今後、制度の導入に向けて慎重に進めていきたいというふうに考えております。

○議長（吉中隆昭） 遠山議員。

○1番（遠山健太郎） ありがとうございます。大きく2点に分けて答弁を頂きましたので、少しずつ確認をしたいと思います。まず、条例の第1項で規定されている定期的に公表しなければならないという点については、自治会の要望を例示していただいて内部でいろいろ協議を検討して文書で回答しているという形だったと思います。指摘のとおり、自治会要望については担当課のほうで取りまとめをして定期的に公表していただいています。また、個別の対応についても原則文書で回答しているという点から、公表が可能な状態で応答責任を果たしている。そんな形の趣旨だったと僕は理解しています。ただ、公表自体はまだしていないという形だと。

次に、一方第2項で定める条例による定めについては、対応はできていないというような形のニュアンスだったと思います。やろうと思っておりますという意味は感じられましたが、

こちらについても応答責任という内容は、今先ほど補足説明したとおり権力者などが窓口等で要望や要求をした場合に、これはさきの答弁でありました。要望した場合、これは特定要求行為といいます。その特定要求行為から職員を守るという観点から必要な法整備だと考えます。上牧町まちづくり基本条例策定の経緯、7年、8年前、私、策定委員会をやっていたときに、この20条については大変強い思いがありました。議事録には載っていないんですけども、いろいろ私もノートとかを見返してみると、特に第2項で条例で定めると書いてあるんです。見てのとおり、例えば第15条の第2項だったら別途定めるということで条例とは書いてないんですけど、ここは条例と書いてあるんです。何で条例と書いてあるんだろうということを見ると、先ほどのことでもあります。何とか権力者などからの不当要求に対して職員を守りたい。守るために条例をつくって、特定要求行為をする権力者たちを条例違反で取り締まりたい。そういう思いで条例をつくりたいということがここに隠されているということもあるので、いま一度この策定時の思いを踏まえて何とかこちらの法整備を進めていっていただきたいというふうに思いますが、いかがですか。

○議長（吉中隆昭） 総務部理事。

○総務部理事（山下純司） 法整備につきましては、今おっしゃられたように、公職者、さらに町民からの要望等につきまして適切な対応ができていくのかというところで、透明性の担保ということで基準を設けて法整備、条例を制定するというところでございますので、その導入に向けまして慎重に進めていきたいというふうに思っております。

○議長（吉中隆昭） 遠山議員。

○1番（遠山健太郎） ぜひお願いします。最後にまとめる時間があればまとめますけども、先ほどの公益通報制度もしかり、この応答責任もしかり、全てこのまちづくり基本条例の中でもこの2つに関しては職員を守るという意味で策定委員会としてはつくりました。職員を守るという制度がまだできていないということに対して住民の方々は、正直申し上げましてまずは住民自治の在り方を考えますし、次には、正直に言うと議会の監視のことに興味があるんです。ただ、行政の職員を守るということまで、そこまで正直なところ踏み込んでいないのも実情だと思うので、なかなか遅れてしまうと思います。いろいろな仕事も忙しいので。ただ、この2つに関しては、何度も言いますが、上牧町にいらっしゃいます約200名の職員の方を守るという意識の中では大変重要な法整備なので、今お約束いただきまして、何とかよろしくお願ひしたいと思ひます。

では、最後の項目の第36条に行きます。がらっと雰囲気が変わりますけども、広域連携

についてのお話です。こちらについての見解等について答弁をお願いします。

○議長（吉中隆昭） 総務部理事。

○総務部理事（山下純司） 次が基本条例第36条で規定しています広域連携についてでございます。広域連携につきましては、効率的かつ効果的な行政運営を目指す中で、各事務事業において県、また他の市町村との連携をさらに推進していきたいという考えから総合計画に位置づけているものでございます。また、あと奈良モデルの方針もありまして、ハード、ソフトを問わずいろいろな分野で連携し、課題の解決や行政サービスの充実に向けて取り組んでいるところでございます。

また、ソフト面の広域連携につきましては、平成28年度から取り組んでおりますすむ・奈良・ほっかつ！事業におきまして、移住促進に特化した取組を連携して実施しています。また、北葛城群の魅力向上や効率的な行政運営について共通する課題の解決に向けて連携を図ってまいりました。今年度におきましては、令和4年度の取組に向けて協議を進めているところでございます。

○議長（吉中隆昭） 遠山議員。

○1番（遠山健太郎） では、引き続きまとめて質問をしますけれども、この広域連携についての条例の改正などについて何か議論とかはされていますか。必要性です。

○議長（吉中隆昭） 総務部理事。

○総務部理事（山下純司） 広域連携の規定のところ、第8章におきましては、広域連携等とかいうふうな形で官民連携の部分というところが含まれているものがありますので、そういったところでちょっと見えにくい状態となっているところでございます。そういったところで条文の追加等によって検証委員会の中で改正について検討できればなどは考えております。今のところ、大きくまちづくり基本条例の改正は必要ないかなというのは考えておるところでございます。

○議長（吉中隆昭） 遠山議員。

○1番（遠山健太郎） 広域連携の話については、私も一般質問の場とか予算委員会とか常任委員会の審議とか、いろいろところでライフワークみたいに話をさせていただいています。上牧町という町の特性、コンパクトシティーです。6.14平方キロメートルしかない小っちゃな町の特性を考えると、この広域連携が上牧にとっても最大の武器になると言っても過言ではないと思っています。特に、今頂いた答弁の中で広域連携と官民連携の話がありましたよね。いろいろ私も調べてみると、私、条例をつくった側として当時勉強不足だったと今さ

ら思うんですが、広域連携という概念に官民連携はどうやら入ってないようなんです。広域連携というのは地方自治の用語で、いろいろな自治体が広域に連携をするというのが広域連携なんです。なので、広域連携等という形にしていますけども、条文の表には広域連携しか書いてないので、やっぱりここで官民連携を規定するにはある程度の改正とか運用の見直しというのが必要じゃないかなというふうに思います。官民連携も大事だと思いますので。最近、官民連携について何か事例というのがもしあったら教えていただけますか。

○議長（吉中隆昭） 総務部理事。

○総務部理事（山下純司） 官民連携の事例というふうになるかどうかあれなんですけども、今回、すむ・奈良・ほっかつ！のホームページにおきまして、イベント情報等掲載させていただきました。その中で、ひまわり早朝ウォーキング運動が奈良県のウォーキング協会主催で北葛4町共催で実施されたということでございます。NPO法人の集客力もありまして、かなりの91名という参加者で北葛4町をウォーキングされたというふうに聞いております。

○議長（吉中隆昭） 遠山議員。

○1番（遠山健太郎） ありがとうございます。この広域連携、大きく2つあると。先ほど条例の改正が必要かどうかという議論は別にして、大きく自治体同士の連携と官民連携、2種類を心の中で想定しているという話の中で、今、官民連携の話がありましたけども、ひまわり早朝ウォーキングの事例を示していただきました。この官民連携については、上牧町まちづくりの研修において、必要であればやっぱり条文の追加とか、ある程度の改正が必要かもしれないというご指摘でしたが、私もそう思います。次の検証時で結構なので、ぜひ議題に上げていただきたいというふうに思っています。

では、ここで広域連携のほうに話を少し戻しまして、ソフト面での広域連携について少しお話をしたいと思います。通告内容をイメージしたのは、実は今日の午後の一般質問の2番目ですか、東議員が通告をされていますけども、お隣町で自動車メーカーとの協定がありました。実はこのニュースを見た時だったんです。単純にテレビでびゅっと見たときに、これはたしか広陵町だったですね。この協定、すばらしいなと単純に思いました。上牧町でもやったらいいのになと単純に思ったんです。そういうふうに思ったところから、隣町の協定について事前に例えば情報共有などがあつたら上牧町でも今回一緒に協定できたのではないかなというふうに考えたんです。ただ、今回の自動車メーカーとの協定というのは、電気自動車の導入など難しい面もあると思いますし、この点については東議員が通告をされていますので、ここでは触れません。答弁も不要です。

ということで、その他様々な政策や事業などで情報を共有することで、近隣自治体と一緒に政策協定などができる場があるのではないかと僕は思っています。例えば、タブレットにお示した検証結果報告書の81ページというのがありまして、上に5年間の取組状況Aと大きく書いてあるやつです。僕もこれはAだと思っているんですけど、この一番下の検証委員会の意見の3つ目のところ、特にのところから読みます。特に防災に関しては、地域内の連携は進められているが、対口支援など実際に大きな損害が発生したときに必要となる広域連携についても取り組んでいただきたいとあります。これなんですけども、私、検証委員会のときに入っていましてすごい覚えていまして、これは僕が言ったような気もするんですけど、遠隔な広域連携という意味でよくあるんですが、例えば数年前だったら熊本の地震のときに益城町という町が、私、住んでいたこともある町なんですけども、大きな被害を受けたときに、少し遠くの、忘れましたが、本州のどこかの市町村と災害協定を結んでいて、そこから自治体の職員を派遣できたんです。かなり少ない自治体の職員の中でそういうことができた。例えば局地型の災害のときにそういうことができる。逆に言うと、うちからすると例えば北葛の4町の中で、あえて申し上げますと、上牧町というのはどちらかというと災害が少ない町だと思います。昔の牧野地域で高台にあります。一方、隣の例えば王寺町は水害の被害がよくある町だと僕は認識をしています。例えば、王寺町と災害協定を結んで王寺町に何かあったときに、王寺町の避難序が限られていたら上牧町2000年会館に避難していただいてもいいと僕は思っているんです。例えばそういう広域連携の避難、特に防災面でのということは僕は大変重要じゃないかと。王寺町に限らず河合町、広陵町、上牧町、この4つの町とかでも結構です。もっと広い面からでも結構だと思うんです。何かあったときお互いに助け合おうという広域連携。こういうことも模索をしていただきたい。これがソフト面でのお願いということなんですけど、いま一度、その辺りについての考え方はいかがでしょうか。

○議長（吉中隆昭） 総務部理事。

○総務部理事（山下純司） 災害時の広域連携という部分でございます。この部分につきましては、近隣と隣接する他の町村、市町と連携しながら、河合町でしたら片岡台1丁目におきましては、河合第二中学校のほうへ一時避難という形の連携というのは取っているところがございますが、そういった大きく4町を捉まえた形での連携というのは今後研究しながら調査していきたいと考えております。

○議長（吉中隆昭） 遠山議員。

○1番（遠山健太郎） ぜひお願いします。広域連携というのは、例えが悪いですけど、湖に浮かんでいる白鳥のイメージで、湖の上の白鳥というのはすごいきれいなんです。これがどちらかというとプロモーションとか移住促進とかのものです。ただ、何かあったときの災害面での協定、これは足の部分なんです。がーとかいているやつです。そこの部分の協定というのがやっぱり実はとても大事。いざというときにとても大事だと思うので、その辺も踏まえて、これは行政レベルの話になりますけども検討いただきたいというふうに思います。

ということで、50分がたちまして、先ほど冒頭から話をしましたけど、これで10分休憩するとちょうど1時間になるということで、本日の質問、これで終わらせてもらいたいと思います。

本日の貴重な答弁、そして、新型コロナウイルス感染症対策と決算審議に伴う様々な準備の中で、各課大変多忙な上に、事前に様々な準備を頂きましたことを心からお礼を申し上げまして、節目となります26回目の質問を終わらせていただきます。本当にありがとうございました。

○議長（吉中隆昭） 以上で、1番、遠山議員の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩とし、再開は10時。

休憩 午前 9時50分

再開 午前10時00分

○議長（吉中隆昭） それでは再開します。

————— ◇ —————

◇牧 浦 秀 俊

○議長（吉中隆昭） 次に、4番、牧浦議員の発言を許します。

4番、牧浦議員。

（4番 牧浦秀俊 登壇）

○4番（牧浦秀俊） 4番、牧浦です。議長の許可を頂きましたので、通告書に従い質問いたします。今回、私の質問は3つ。

1つ目は、千葉で起きた事故を鑑み、県教育委員会は通学、通園の現状把握を市町村に依頼され、当町は県に対してどのような回答をするのか伺います。

2つ目は、総務省が47都道府県と1,741市町村の全ての地方自治体を対象としてメンタルヘルス、心の健康の不調に伴う休職職員数や予防策を尋ねる初めての大規模調査に乗り出しました。地方自治体では、心の健康を崩して休職する職員が増えており、総務省は調査結果を分析した上で今年度中に効果的な対策を取りまとめたい考えであり、当町の現状を伺います。

3つ目は、新型コロナウイルス感染者が出たときの役所内の対応、小・中学校の対応、今の時点の危機管理の状況をお尋ねいたします。

質問の要旨については、1番目、通学、通園路の安全総点検と見守りボランティアについて。

1つ目、県では、各市町村に通学、通園路の対策が必要な箇所の把握を依頼されたが、当町で該当する場所はあるのか。

2つ目、第三者委員会が対策の優先度などを見極め、具体的な改善策を提案する安全総点検を実施するとあるが、内容はどうか。

3つ目、自己点検から他者による点検とあるがどのような方法なのか。

4つ目、見守りボランティアの増員とあるが当町でのボランティアの人員は。

5つ目、各自治会より老人会の見守りボランティアの減少が懸念され、町で考えてほしいとあるんですが、いかがでしょうか。

6つ目、これは老人会の根本的な問題であるのかどうか。

7つ目、学校再編成のことも鑑み、効果的な方法を考えていかななくてはならないが、回答を求めます。

2つ目、公務員心の健康調査について。

1つ目、2020年に1週間以上、上牧町職員のメンタルヘルスの不調に伴う休職職員の数

は。

2つ目、自治体の予防策や職場復帰についての取組は。

3つ目、メンタルヘルスを担当する部署は。

4つ目、管理職への研修実施状況は。

5つ目、職場復帰後の再発防止策は。

その次、3つ目です。新型コロナウイルスの感染者が出たときの対応を聞かせてもらいま

す。

1 つ目、役所で出た場合の対応は、クラスター発生時は。その際の人的配置はどうなるのか。窓口業務はどうなるのか。

2 つ目、小・中学校で出た場合の対応はどうなるのか。オンライン授業の準備はできているのか。クラスター発生時はどうなるのか。

再質問については質問者席で行います。

○議長（吉中隆昭） 牧浦議員。

○4 番（牧浦秀俊） 私もコロナ禍でありますので、時間は短く濃い質問でやりたいと思いますので、ご協力よろしくお願いいたします。

○議長（吉中隆昭） 教育部長。

○教育部長（松井良明） それでは、順次回答させていただきます。

まず1 点目のことでございます。本町における通学路の安全に係る対策は一定進んでおるものと認識をしておりますが、子どもたちの登下校に際しての危険箇所が皆無であるとは考えておりません。そのような状況の中、このたびの千葉県八街市における事故を受けまして、今回の点検に関しましては、通学路の危険箇所の点検をするポイントとして、従前の道路が狭い、見通しが悪いといった場所に加え、見通しはいいが、車の速度が上がりやすい道路、大型車の進入が多い箇所、地域の保護者や地域の方などからの改善要請があった場所なども新たに示されたところでございます。このことを受けまして、本町におきましては、従前の県点検ポイントはもちろんのこと、今回、新たに加えられた観点に基づく点検を実施することとしたところでございます。

○議長（吉中隆昭） 牧浦議員。

○4 番（牧浦秀俊） その箇所は、何か所ぐらいあったのでしょうか。

○議長（吉中隆昭） 教育部長。

○教育部長（松井良明） 各小学校のほうから上がってはきておりますが、その詳細について、今、資料を持ち合わせておりません。

○議長（吉中隆昭） 牧浦議員。

○4 番（牧浦秀俊） 県への報告ということなんですけども、そういう場所も逐一何か所あってどこの場所という報告のやり方なんですか。

○議長（吉中隆昭） 教育部長。

○教育部長（松井良明） 基本的には、小学校から該当箇所の報告は教育委員会宛てにござい

ます。それを受けまして、教育委員会におきましては、庁内関係課、具体的には学校通学路を所管いたします教育総務課、PTAを所管いたします社会教育課、町道を所管いたします建設環境課、交通安全を所管する総務課が連携を図りながら、併せて西和警察署、高田土木事務所の協力を仰ぎながら共同で実施をさせていただくということとしております。

○議長（吉中隆昭） 牧浦議員。

○4番（牧浦秀俊） 分かりました。よろしくお願いいたします。

それでは、2番目なんですけども、第三者組織が対策の優先度などを見極めとあるんですが、この第三者組織というのは何を指しているのでしょうか。

○議長（吉中隆昭） 教育部長。

○教育部長（松井良明） このたびの通学路の合同点検に際しましての第三者機関の位置づけでございますが、当該第三者組織につきましては、各市町村から県のほうに報告をされまして対策必要箇所に対しまして第三者機関による点検を行い、対策種別、対策優先度を見極めることを目的として県により設置をされるものでございます。具体的な名称といたしましては、奈良県通学路等安全対策推進会議がそれに当たるものと承知をしているところでございます。

○議長（吉中隆昭） 牧浦議員。

○4番（牧浦秀俊） よく分かりました。ということは、県からも派遣されて一緒に点検をするという認識でよろしいでしょうか。

○議長（吉中隆昭） 教育部長。

○教育部長（松井良明） 各市町村のほうからの点検箇所の報告に基づいて県のほうで組織をされます委員構成により再点検といいますか、市町村の点検の客観性であるとか妥当性とかを判断を頂いた上で対策につなげていくという組織であると承知をしております。

○議長（吉中隆昭） 牧浦議員。

○4番（牧浦秀俊） ここで分かりました。それでは、この3つ目も同じ内容なのでしょうか。自己点検から他者による点検とあるんですけども、これについても同じ内容なのでしょうか。

○議長（吉中隆昭） 教育部長。

○教育部長（松井良明） 通学路の安全確保に関しましては、自己点検という視点はもちろん重要であることは言うまでもございませんが、他者点検という視点におきましては、本町の状況を客観的な視点で見聞しておられる住民の方々からの通報、もしくは情報提供ないしは要望に真摯に耳を傾けることが必要であるというふうに解釈をしているところでございます。

○議長（吉中隆昭） 牧浦議員。

○4番（牧浦秀俊） 分かりました。これからの対策もそうなんですけども、種別もそうなってくると思います。具体的な方法がない場合、通学、通園路の方法を変えるとありますが、これは今どうなんでしょうか。上牧町でそういう場所ってあるのでしょうか。

○議長（吉中隆昭） 教育部長。

○教育部長（松井良明） 直ちに通学路を変更する必要があるところについては、現では把握はしておりませんが、現状において一定安全は確保されておりますので、今回、当町については当たらないのかなというふうに認識をしております。

○議長（吉中隆昭） 牧浦議員。

○4番（牧浦秀俊） 分かりました。それでは、次の見守りボランティアの増員とありますが、当町でのボランティアの人員は今どのくらいおられるのでしょうか。

○議長（吉中隆昭） 教育部長。

○教育部長（松井良明） 当町の見守りの人数というお尋ねだと思います。当町におきましては、学校・地域パートナーシップ事業というのを展開させていただいております、各自治会の協力も得ながら学校におけるボランティア活動に当たっていただいているところでございます。その中で、具体的に見守り支援をしていただいている方については登録者数で97名、15地区で活動をしていただいているという状況でございます。

○議長（吉中隆昭） 牧浦議員。

○4番（牧浦秀俊） 分かりました。各自治会より老人会の見守り、ボランティアの減少が懸念されて、本当に町で考えてほしいということなんですけども、当初は南上牧地区から言われていただけであったんですけども、ほかの地域に聞いて回ると、やっぱりほかのところも同じようなことが起こっております。先ほど町長の答弁にもありましたように、各地域、見守り、そういう人が少なくなっている、南上牧地区もそうだしほかの2地区もそうなんですけども、今、メインでやってくれている人が80歳以上ということになっております。この辺について町で考えてほしいということなんですけども、今、町で考えておられることは何かありますでしょうか。

○議長（吉中隆昭） 教育部長。

○教育部長（松井良明） 本町の現状といたしまして、見守りボランティアを含む学校を取り巻く各種ボランティアの確保についてはかなり厳しい状況にはなっております。ただ、当該ボランティアの方々の増員については今後重要になってくるものと認識をしております。ま

た、見守りボランティアにつきましては、活動日数がほぼ毎日になることから、とりわけこの見守りに係るボランティアの確保については厳しい状況があるというふうに認識をしているところでございます。併せまして、町といたしましては地域の子どもたちは地域のご尽力によりお守りいただくということが、ひいては上牧町全ての子どもは上牧町総体で守っていくということにつながるものというふうに考えております。現在、日々、地域において見守り活動をしていただいている方につきましては最大限の感謝を申し上げますとともに、今後とも子どもたちの見守りにご協力とご理解をお願いするものでございます。

○議長（吉中隆昭） 牧浦議員。

○4番（牧浦秀俊） 全くそのとおりなんですよ。私も老人会、これは本当に老人会の根本的な問題になるのかわからないですけども、老人会に入っていたきたいということをお願いしにあちこち回ったんですけども、70歳ぐらいまで働いている方が多くてなかなか入ってくれない。そしてもう1つ、複数の地区で言われているのは、若くして入るとすぐ役員になると。こういうことがあるから入りたくない。それがあちこちでもそういう声が出ていましたので、これはあまりよい傾向ではないなと。そこで、もうそろそろ町からの介入が何か必要になってきたのかなと思うんですけども、なかなか私1人が出向いて老人会に入っ手伝ってくださいと言っても、回答は、今言ったように本当に70歳から早く入ってしまったら役員になるから要らんねんとか、そんなんをやっているんやったら町の役員もやめるとか、そういうような状況、非常に難しい問題なんです。本当にこういうことになってきたときに、何かほかの方法なのか、町が手をかけてもらえるのか。我々、議員研修会で邑南町に行ったときに、地区に一人一人町の職員がついていると。これは広陵町もやっていたのかな。僕らも邑南町でしか見てないので分からないんですけども、その人たちが役員の役割をしてくれていると。こういう形もありなのかなというふうに思っているんですけども、本当に老人会だけを単独で見えていきますと、先ほど町長がおっしゃられたように、本当に老人会自体、80歳以上になってみんな病気になって会自体が動いていかないんじゃないかなと。この辺、どうでしょうか、部長。

○議長（吉中隆昭） 教育部長。

○教育部長（松井良明） 今、議員お尋ねのご指摘の件について、教育委員会の立場で見守り活動に関しましての考え方を回答させていただきます。現状の見守り活動におきましては、その大半がご高齢の方であったり定年退職された世代の方がその任に当たっていただいて、日々ご尽力をしていただいているところでございます。専ら今申し上げました方々のご尽力

に依存しているという状況は確かなことございまして、日頃からありがたく思っているところでございますが、ご高齢の方については、一例といたしましては、祖父母の方がご自身のお孫さんが学校に行っておられる間については見守り活動をするけども、子どもが卒業をされたら第一線から退かれるという話も聞いておりますので、その辺、ご高齢の方ですので体調的なものも十分にあるというのは分かっておるんですけど、可能な限り今後ともご尽力を頂きたいと。先ほどの老人会についてのアプローチについては、部署が違いますのでそちらのほうで回答させていただけたらというふうに考えております。

○議長（吉中隆昭） 牧浦議員。

○4番（牧浦秀俊） よろしくをお願いします。

○議長（吉中隆昭） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（青山雅則） シルバークラブ連合会の会員数、ご察しのとおり年々減っております。これを町がいかに介入するかという部分でございますが、各地区のシルバークラブの方々もいろいろな会員の勧誘という部分で苦勞されておられます。ただ、なかなか今、昨年来からのコロナの状況でいろいろな催物や、一番人気があるのはカラオケといったところですけども、そういった部分がなかなか開催できなくてあまり魅力がないと。先ほど牧浦議員おっしゃられたように、近年、定年退職後も仕事を続けていらっしゃる方が非常に多ございます。ほとんど70歳近くまで。これは今の日本の情勢と申しますか、なかなか年金だけでは、老後、悠々自適に暮らせないと。やはり日々の生活費が必要だとおっしゃっているご高齢の方も多数おられます。こういった状況の中で、町がシルバークラブの増員を何とか勧誘していくというところにつきましても、今、シルバークラブの会長もいろいろ工面されておりますので、そこのところ、協調し合っているいろいろないい案を出し合って1人でも多く会員数を増やしていければ、極端に増やすということは、現実、ちょっと難しい話ですけども、ただ令和元年が1,565名、令和2年度が1,517名、今年度に至っては1,459名と、この減少傾向を取りあえず止めるという意味で今後検討してまいりたい、頑張ってみようと考えております。

○議長（吉中隆昭） 牧浦議員。

○4番（牧浦秀俊） 本当にまさにそのとおりだと思います。僕もこれから協力してこういうことも地元の声を聞きながらまた部長宛てに声を上げていきますので、協力してこの老人会を盛り上げていくと。それで、なおかつ老人会が上がってくると見守りというようなことも手伝っていただける。先々週ですか、僕が見守りしているところで、顔面をけがして顔面が

ら血がばーっと出てということがあったんです。救急車を呼ぼうか、どうしたらいいか本当に迷ったところなんですけども、意識があったので小学校に連絡しましたということがありました。でも、本当にあるところでは機械的に学校へ入ればセンサーで親に通知が行くという形を取っておられるところがあるとは思いますが、そういうことからすると、なかなか通学路でけがをされた、その後、3日後でしたっけ、女の子の痴漢騒ぎというのもありました。そういうこともひっくるめてなかなか機械に任せられない、やっぱりマンパワーというのが必要だと思っています。だから、本当に協力いただきまして、また老人会のほうも、本当に現役世代の方はなかなか手伝ってはもらえないと思うんです。そやから、定年、まだ若い60歳ぐらいからの老人会の人員を増やせるようお互いに協力しながらやっていこうと思っています。またその辺、よろしく願いいたします。

それでは、7番目に入ると思うんですけども、学校再編成のことも鑑みまして、効果的な方法を考えていかななくてはならないがというのは、まさに今の回答いただいたとおりだと思うんです。それで、安全確保のためのPDCAサイクルの実施としての考え方はどうなのかを聞かせてください。

○議長（吉中隆昭） 教育部長。

○教育部長（松井良明） 見守りについてのPDCAサイクルということでございます。基本的には、当該見守りにおいてもPDCAを徹底するということは重要であると思っております。基本的に地域の見守りをさせていただいている方について、ちょっと行政として積極的なお礼であったりということができないということもございましたので、折に触れ地域に向いて見守りをさせていただいている方の生の声を聞くということも必要だと思っております。そういう観点からも、特にPDCAサイクルを機能さすように教育委員会としても取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○議長（吉中隆昭） 牧浦議員。

○4番（牧浦秀俊） よく分かりました。通学、通園の安全・安心はやっぱり担保できるようにこれからもよろしくお願いします。ありがとうございました。

それでは、次、お願いいたします。心の健康初調査へ。これに関しては、クレーマー・感染対策で町職員に負担が増えたとされていますので、次の質問をさせていただきます。

1つ目、2020年度に1週間以上、上牧町職員のメンタルヘルスの不調に伴う休職職員の数を教えてください。

○議長（吉中隆昭） 総務部長。

○総務部長（中川恵友） 2020年度におきますメンタルヘルス等の不調に伴う休職を取得した人数といたしましては4名でございます。

○議長（吉中隆昭） 牧浦議員。

○4番（牧浦秀俊） 全国自治体職員では、2019年で20年間で5倍に増えたというデータが出ております。だから、本当に全国的にこういう職員が増えているということかなと思っています。それで今の初調査になったと思っています。

それでは、自治体の予防策や職場復帰についての取組を教えてください。

○議長（吉中隆昭） 総務部長。

○総務部長（中川恵友） 予防策といたしましては、メンタルヘルスの研修、ストレスチェック制度、職場の環境づくり、それと、また、相談窓口等の対策は必要であると考えているところでございます。ストレスチェック制度といたしましては、毎年、全職員を対象といたしましてストレスチェックを実行させていただきまして、ストレスチェックの結果によりまして自身のストレスへの気づき及びその対処の支援並びに職場環境の改善を通じまして、メンタルヘルス不調になることを未然に防止することを目的に実施させていただいているところでございます。ストレスチェックの結果に基づきまして、高ストレスと診断された者のうち産業医等の面談を希望する者に対しましては面談を実施させていただきまして、また、その結果に基づきまして、必要な場合におきましては、人事担当課による面談等も実施させていただいているところでございます。また、相談体制といたしましては、次の後の質問にも少し出てくるんですが、秘書人事課におきまして相談窓口の設置であったり、奈良県市町村共済組合が設置、また実施していただいております健康心のオンライン、また電話健康相談、メンタルヘルス相談等についても周知を行いまして相談しやすい体制を整えておるところでございます。また、研修につきましても実施させていただいているところでございます。

○議長（吉中隆昭） 牧浦議員。

○4番（牧浦秀俊） 次、書いていることを全て網羅していただいたような感じですけども、管理職への研修実施状況はどうなんでしょうか。

○議長（吉中隆昭） 総務部長。

○総務部長（中川恵友） ちょっと戻って申し訳ございません。2つ目の職場復帰についての取組はという部分についても少し併せてご回答させていただきます。一応メンタルヘルス等で長期休を取得した職員におきましては、職場復帰への支援に関する取組といたしまして、お試し出勤制度という制度を設けさせていただきまして、職場復帰前に対象職員と面談をさ

せていただきながら、完全復帰に向けまして職場復帰プログラム等を作成させていただきまして、一定期間お試し出勤ということを実施させていただきました以降、円滑に職場復帰できるような形の体制を取っているところでございます。

次に、研修という部分でございます。管理職への研修におきましては、本年度令和3年度におきまして、管理職を対象といたしましてメールメンタルヘルス研修、ラインケアということを実施を予定しております。これにつきましては、ストレスの知識や理解をさらに深めまして管理者としての対処方法や不調者を出さない職場の環境づくりなどの内容を実施する予定でございます。また、昨年度におきましては、一般職の職員を対象といたしましてメンタルヘルス研修を実施させていただいたところでございます。メンタルヘルスの基礎知識を習得し、自身、職場のメンバーが心の不調を来す前に心の状態を知ろうという姿勢を身につけてまして、改善のためのコーピング法を習得することを目的といたしまして実施させていただいたところでございます。今後も職場全体で働きやすい職場の環境づくりに向けまして取り組んでいきたいと考えているところでございます。

○議長（吉中隆昭） 牧浦議員。

○4番（牧浦秀俊） 本当に細かい手当てというんですか、ありがとうございます。

そしたら、最後なんですけども、職場復帰後の再発防止策です。お試し出勤をした後ということになるのでしょうか。

○議長（吉中隆昭） 総務部長。

○総務部長（中川恵友） 職場復帰後の再発防止策という部分におきましては、メンタルヘルス系の疾患におきましては再発する事例が多いというようなことも少し認識をしているところでございます。出勤後も再発防止の観点から、復帰後の出勤状況、また、勤務状況等を把握させていただきながら、また、復帰先の所属長と人事担当課が連携を密にさせていただきまして復帰した職員の状況等を把握することで再発防止に努めてまいりたいと考えているところでございます。また、人事担当課と所属長や復帰した職員とで面談をするなどし、助言指導、また、産業医との面談等もその他対応が必要な場合におきましては、そういった対応を取りたいと考えているところでございます。また、一旦復帰しましても出勤状況が不安定であったり、職務に十分適応できない状況等も考えられることから、必要な場合におきましては主治医等とも少し連携を取りたいと考えているところでございます。

○議長（吉中隆昭） 牧浦議員。

○4番（牧浦秀俊） よく分かりました。本当に自治体の業務は減らない一方、IT化などに

よる業務の効率が民間に比べるとまだまだあふれております。職場環境は厳しくなっていて、年代や役職ごとにどのような悩みが特徴的なのか綿密に分析しメンタル対策に生かす必要があると思っています。最後に、部長、まとめていただけますか。

○議長（吉中隆昭） 総務部長。

○総務部長（中川恵友） 今、議員おっしゃっていただいたとおり、地方公務員の業務というんですか、かなり負担が増えているところでございます。例といたしましては、通常業務以外にワクチン接種ということで、特に所管する生き活き対策課、また、2000年会館の職員等につきましては業務負担がかなり増えているのかなと。そういうこともございまして、できることは各課連携ということで全庁を挙げまして消毒等できることについてはほかの課が連携をさせていただきまして、できる形で職員でみんなに協力させていただきまして、住民の安全・安心ということもございましてワクチン接種が早期に終わるようということを取り進めているところでございます。ただ、今おっしゃっていただいたとおり、業務等が増えている中でかなり職員にもストレス等もかかっているところでございますので、逆に言うと、職員がそういうことにならないようにということも必要、大事であると考えているところでございますので、回答としては、先ほども言ったことになってしまいますが、職場全体で働きやすい、常日頃からコミュニケーションを取りながらそういったことのないように職場環境づくりに取り組んでいきたいと考えているところでございます。

○議長（吉中隆昭） 牧浦議員。

○4番（牧浦秀俊） ありがとうございます。大変よく分かりました。この言葉が正しいかどうか分からないんですけども、やっぱりチーム上牧ということを中心にまた頑張っていたきたいと思います。ありがとうございます。

それでは、次、お願いいたします。

○議長（吉中隆昭） 牧浦議員。

○4番（牧浦秀俊） それでは、3つ目の新型コロナウイルスの感染者が出たときの対応。要するに危機管理ということなんですけども、まずは職員の接種率からお願いいたします。

○議長（吉中隆昭） 総務部長。

○総務部長（中川恵友） 今、職員の接種率ということでございますが、申し訳ございませんが、あくまでもワクチンの予防接種については希望者ということもございまして、正式な数字等については把握しておりません。

○議長（吉中隆昭） 牧浦議員。

○4番（牧浦秀俊）　そうですか。前回、やっぱり町で発生したコロナの受けた人がおったんですけども、そのときにした対応を再度教えていただけますか。

○議長（吉中隆昭）　総務部長。

○総務部長（中川恵友）　先般、役場の中で感染者が出たときの対応ということでございます。この質問にご回答させていただく前に、職員の日頃の感染防止対策について少し報告させていただきたいと思います。まず、日頃から職員に関しましては、常時のマスクの着用であったり手指等アルコール消毒の励行、体温などの体調管理等指導徹底しているところでございます。また、体調が悪いときは無理をせずに休み、医療機関等で診察を受けるように併せて指導徹底しているところでございます。それと、本人だけではなく家族においても体調が悪いなど、出た場合におきましては、家族等につきましても医療機関等診察を受けるようにもお願いをさせていただいているところでございます。

ご質問の感染が出た場合の対策でございます。ふだんから上記のように体調不良が出た場合におきましては、所属長等に報告をするように指導をさせていただいておりまして、感染した場合は、感染前の勤務状況を直ちに本人から聴取しまして職場内の関係部署を職員で消毒しているところでございます。また、保健所の指示の下、濃厚接触者の職員等関係者のPCR検査をさせていただきまして、保健所の濃厚接触者と判断されない職員等関係者においても対策本部等で判断をさせていただきまして、必要がある場合につきましてはPCR検査もしくは抗体検査を実施するなどの対策を取り、感染拡大の防止に努めているところでございます。

○議長（吉中隆昭）　牧浦議員。

○4番（牧浦秀俊）　前回もそれに準じて対処されたんですか。

○議長（吉中隆昭）　総務部長。

○総務部長（中川恵友）　都市環境部で出たときの事例という部分でございます。この分におきましては、建物が別の箇所です業務をしておったということもございまして、今説明させていただきましたとおり、一応PCR検査、実施をさせていただきました。それに併せて、結果が出るまでの間につきましても二交代勤務ということで、はっきりと分かるまでの間に業務は支障のない程度ということで、そういう感染拡大、もしかのときのために踏まえまして二交代勤務というふうな体制も取らせていただきまして、住民の方々に迷惑のかからないようにということで日々取り組んでいるところでございます。

○議長（吉中隆昭）　牧浦議員。

○4番（牧浦秀俊）　そこでちょっとお聞きしたいんですけども、PCR検査のことなんですけども、保健所から指摘がない限りPCR検査というのは実費になると思うんですけども、これからも町としてはそういう考え方で実施されていくのでしょうか。

○議長（吉中隆昭）　総務部長。

○総務部長（中川恵友）　原則は保健所の指示に従うということを考えているところでございます。結果、先ほども言いましたように、職場環境であつたり状況に応じて適宜本部等で検討させていただきまして、それについては判断していきたいと考えているところでございます。

○議長（吉中隆昭）　牧浦議員。

○4番（牧浦秀俊）　分かりました。これから考えたいのはクラスターの発生です。クラスターの発生時はどうなるのか、今どういうお考えでおられますか。

○議長（吉中隆昭）　総務部長。

○総務部長（中川恵友）　クラスター発生時の人的排除もしくは窓口業務ということでご質問いただいておりますので、それにつきましては併せて回答させていただきたいと思います。感染者が発生した場合、先ほども言いましたように、原則保健所の指示の下、濃厚接触者の特定並びに速やかに関係者全員のPCR検査を実施させていただきまして、陽性者につきましては保健所の指示に従うよう指示をさせていただいているところでございます。また、疑わしい職員におきまして、先ほども少し説明させていただきましたが、検査をしたとしても、結果が出るまでの間におきましては自宅待機を命じまして、また、関係のない職員におきまして関係部署等を消毒し、保健所の指導の下、速やかに鎮静を図っているところでございます。

それと、人員配備及び窓口業務につきましては、感染状況、業務内容等によりますが、もし、1つの課の中で多くの人間がクラスターということで業務的に厳しい部分があるようでしたら、過去に経験した職員を中心に、また応援体制を配置させていただきまして全庁で協力しながら、先ほども言いましたように、住民の方々のご迷惑にならないような形で日々業務を進めていきたいと考えているところでございます。

○議長（吉中隆昭）　牧浦議員。

○4番（牧浦秀俊）　これは例としていいのかどうか分かりませんが、神奈川県郵便局でクラスターが発生して郵便が配れなくなったと。その郵便を問合せするのに受ける職員もいないと。そして、なおかついないから調べることもできないということが起こっているんです。そしたら、例えば今まで窓口業務をやっておられた方がおられたとしても、例えばも

っと広い部分、クラスターが出たときの危機管理というのはどうされる予定なんでしょうか。

○議長（吉中隆昭） 総務部長。

○総務部長（中川恵友） クラスター発生時の危機管理という部分でございますが、ふだんからそういったことにならないようにということで、日々感染防止に努めるようにということで周知徹底させていただいているところでございます。もし、今、議員おっしゃっていただいたとおり、発生した場合におきましては、少し先ほどもお答えをさせていただきましたが、業務等に滞ることのないようにということで各課連携を取りまして業務に当たっていきたいと思っているところでございます。例えば、住民課の窓口等におきまして出た場合におきましては、諸証明等につきましては出張所でも交付等も可能という部分もでございます。ただ、住民課のほうに来てもらって戸籍等の届出という部分もあろうかと思いますが、そういった部分につきましては過去に経験した職員等もおりますので、そういった形の職員が業務に当たらせていただきまして業務に支障のないように努めてまいりたいと考えているところでございます。

○議長（吉中隆昭） 牧浦議員。

○4番（牧浦秀俊） 分かりました。本当にこれから危機管理が大事だと思っております。またよろしくお願いします。結構です。

それでは、次、お願いいたします。

○議長（吉中隆昭） 牧浦議員。

○4番（牧浦秀俊） 職員の接種率を聞こうと思ったんですけども、これも、やっぱり先ほどと同じ答えになるのでしょうか。職員というのは学校の職員、先生といろいろ携わっている方々の接種率というのは分かっておられるのでしょうか。

○議長（吉中隆昭） 教育部長。

○教育部長（松井良明） 学校での教職員の接種状況につきましては、接種が任意であること、個人のプライバシーに関わる事項であることから全容の把握はできてはおりません。

○議長（吉中隆昭） 牧浦議員。

○4番（牧浦秀俊） 分かりました。それでは、2番目の小・中学校で出た場合の対応はどうなるのでしょうか。例えば学年だけであつたらどうするのか。クラスであつたらどうするのか。また、それが複数にわたつたらどうするのか、また、その期間です。今決まっていることだけで結構です。多分保健所の指示を仰ぐという形になると思うんですけども、今時点で分かっておられることはありますか。

○議長（吉中隆昭） 教育部長。

○教育部長（松井良明） 今分かっているというか実践をさせていただいている内容についてご説明申し上げます。児童、生徒につきましては、発熱と風邪等の症状がある場合については登校せず自宅待機とすることを徹底するとともに、必ず医療機関の受診につなげていただくよう指示をしているところでございます。一方、児童、生徒、教職員等の感染が確認された場合につきましては、保健所による学校等における濃厚接触者の特定に協力をし、感染の広がりを防ぐこととしているところでございます。また、学校における感染の広がりが一定懸念される場合につきましては、随時、適宜適切な学校の休校措置ということとしております。休校等の規模につきましては、学校における濃厚接触者の広がりによって異なってまいります。学年単位、全校単位、全ての学校を対象にする、全学年を対象とするのかにつきましては、そのときの感染の広がりによって適時適切に対応していくというふうに考えているところでございます。

○議長（吉中隆昭） 牧浦議員。

○4番（牧浦秀俊） これに関してはご父兄の方から問合せがあるんですよ。私、どうするんやと。子どもたちは本当にまだワクチンを接種してないと。そやから一気に広がるやろと。そやから、教育委員会ではどう考えているのか教えてくれと。じゃ、聞いておきますという話で終わっているんですけども、なかなかこれについても答えというのが、こうなったらこうしますというのではないと思います。原則的には保健所の指示を仰ぐという形が一番正しいのかなと思っております。それは、もうそれで結構です。

それでは、オンライン授業の準備なんですけども、これに関して上牧町の状況を教えてください。

○議長（吉中隆昭） 教育部長。

○教育部長（松井良明） 本町の小・中学校においてクラスター等が発生し、教室での授業が困難となった場合につきましてはオンラインでの授業を行うことを想定しておりますが、現在そのことの前提となる各ご家庭におけるインターネット環境の整備について、以前にも実施をさせていただきましたが、さらにちょっとレベル感を上げた形でのアンケート調査を現在実施をさせていただいているところでございます。当該結果を基に各家庭における現状を的確、詳細に捉え、早期の家庭における利用につなげていきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（吉中隆昭） 牧浦議員。

○4番（牧浦秀俊） 大阪市では一度オンライン授業を一斉にやったということでサーバーがダウンしましたということだったんですけども、その検証は今どうなんでしょうか。

○議長（吉中隆昭） 教育部長。

○教育部長（松井良明） 今、議員ご指摘の出来事について詳細にわたる部分については承知をしておりませんが、当町においてはそのような事態、クラウド上で管理をしておりますので、想定としてはないのかなということは考えておりますが、今ご提起を頂いた市町村での具体的な事実確認等を研究させていただき、それを参考に当町においては係る状況がないように徹底してまいりたいというふうに考えているところでございます。

○議長（吉中隆昭） 牧浦議員。

○4番（牧浦秀俊） 本当にオンライン授業の準備をすることによって教育の保障の担保にもなりますし、危機管理でも予想される事項に関してはしっかり準備をお願いしたいと思います。あとの議員がまた学校のコロナウイルスに関して質問があると思うので、僕は聞きたいところを聞かせていただきます。これで結構です。しっかり準備をお願いいたします。ありがとうございました。

○議長（吉中隆昭） 以上で、4番、牧浦議員の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩とし、再開は11時。

休憩 午前10時45分

再開 午前11時00分

○議長（吉中隆昭） それでは再開いたします。

————— ◇ —————

◇上 村 哲 也

○議長（吉中隆昭） 次に、3番、上村議員の発言を許します。

3番、上村東議員。

（3番 上村哲也 登壇）

○3番（上村哲也） 3番、上村です。議長に発言の許可を頂きましたので、通告書に基づき

まして私の一般質問をさせていただきます。今回、私の一般質問は、以前6月の総務建設委員会で少しお話をさせていただきました、ワクチン接種を受けることのできない12歳以下の子どもたちの安全確保についてお話をさせていただきましたが、再度、この場をお借りしまして、順を追って私の一般質問をさせていただくことを申し添えさせていただきます。

それでは、質問事項の1、新型コロナウイルス感染症対策に伴う12歳未満の子どもたちに対する町の考えについて。

質問の要旨の1番、幼稚園、保育園、小学校及び学童保育室における新型コロナウイルス感染症対策について。

2番、幼稚園、保育園、小学校及び学童保育室における教諭、保育士、放課後児童支援員及び指導員の新型コロナウイルスワクチンの接種状況について。

3番、幼稚園、保育園、小学校及び学童保育室における新型コロナウイルス感染症クラスター対策について。

4番、幼稚園、保育園、小学校及び学童保育室における新型コロナウイルス感染症に対する追加事業への町の考え方について。

5番、幼稚園、保育園、小学校及び学童保育室における新型コロナウイルス感染症対策に対する上牧町からの住民に向けた強いメッセージについて。

以上です。再質問は質問者席にて行わせていただきます。

○議長（吉中隆昭） 上村議員。

○3番（上村哲也） 新型コロナウイルス感染の5波を迎え、爆発的に感染者が増えた中、8月の奈良県で新型コロナウイルス感染症に感染された人数が一番多かった日は8月24日の222名の感染者でした。お盆を過ぎてから感染者数が200人前後の日々が続き、上牧町での感染の累計は9月14日時点で241名となりました。そして、注意すべき点は感染者の年齢層が接種率の少ない50歳未満に変動してきている現状であります。やはり新型コロナウイルス感染症に対する感染予防にはワクチン接種が有効で効果があると私も認識しているところでもあります。しかしながら、国の発表によりますと、ワクチン接種については、現在のところ12歳未満の人には接種することができず、保護者のほうからも非常に不安視が懸念されているところであるのも事実です。12歳以上の人に対するワクチン接種につきましては、町職員の皆様の懇親的なご努力により着実に接種率が高まっている現状であり、数か月後においては、本町においても感染予防効果が発揮され、現在増加傾向である感染者数も減少してくるものと認識しているところであります。

そこで、本日は、質問事項の新型コロナウイルス感染症対策に伴う12歳未満の子どもたちに対する町の考え方についてをお聞きしたいと考えております。

1つ目といたしまして、今日まで幼稚園、保育園、小学校及び学童保育室における新型コロナウイルス感染症対策についてをお尋ねいたします。日々、学校等における感染症対策についてどのような取組を行われ、児童、生徒に対して指導、学校運営に取り組まれてきたのかをお尋ねします。

○議長（吉中隆昭） 教育部長。

○教育部長（松井良明） まず初めに、今回の議員からの一般質問につきましては、幼稚園、保育所、小学校及び学童保育それぞれを対象とされておりますことから、幼稚園、小学校につきましては私のほうから、保育所、学童保育につきましては健康福祉部長のほうから1から4の項目ごとに順次答弁をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

それでは、まず1点目でございます。幼稚園、小学校における感染予防対策につきましては、昨年来の感染対策でございます学校園生活の中での3密をつくらない、手指のアルコール消毒の励行、常時マスクの着用、検温などの体調管理、給食における黙食の実施、手すり、ドアの取っ手、トイレの消毒、教室の小まめな換気などにより、丁寧に確実にを行うことを継続して実践をしているところでございます。また、学校園行事の縮小や開催方法の変更を今後余儀なくされることが想定されますが、当該行事の縮小、変更に際しましては、学校生活のみならず、家庭生活においても一定の制約を受けている子どもたちに寄り添うというスタンスでの検討を行っていきたいと考えているところでございます。

○議長（吉中隆昭） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（青山雅則） それでは、保育所、学童保育所における感染症対策についてでございます。ただいま教育部長のほうから答弁あったように、全く同じところでございます。ただ、保育所においてのマスクの着用についてというところでございますが、2歳未満の園児につきましては、息苦しさや体調不良を訴えることや自分で外すことが困難であることから、窒息や熱中症のリスクが高まるため着用は推奨しておりません。2歳以上の場合であっても、マスクを着用している場合は息苦しさを感じていないかというところを十分注意して監視させていただいているというところでございます。

○議長（吉中隆昭） 上村議員。

○3番（上村哲也） ありがとうございます。基本予防措置の徹底で児童、生徒にも様々な感

染防止対策をしていただいていることが分かります。この質問に対しましては、状況に応じて対応していただいていると思いますので、次の質問を伺わせていただきます。

それでは、2つ目。現在、教諭、保育士等はワクチン接種をどのような形で2学期をスタートしているのかということで、通告書にあります幼稚園や保育園、小学校及び学童保育室における教諭、保育士、放課後児童指導員の新型コロナウイルスワクチンの接種状況について本町でどのように把握されているのかお尋ねします。

○議長（吉中隆昭） 教育部長。

○教育部長（松井良明） それでは、幼稚園、小学校における教職員等の新型コロナウイルスワクチンの接種状況につきましてご説明申し上げます。町立小学校では教職員46名、上牧幼稚園では教職員等12名が接種済みとなっております。なお、今ご説明申し上げた人数に関しましては、それぞれの学校園における本町の集団接種のキャンセル枠並びに接種予約に際しての空き枠を活用して接種を受けた人数でございまして、実際の接種状況については、今申し上げました以上の数字になっていることが想定されますが、個人のプライバシーに関わる事項であり、また、接種は強制されるものではないということから全貌の把握には至っておりません。したがって、今回は接種率ではなく接種人数にて説明をさせていただいたところでございます。

○議長（吉中隆昭） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（青山雅則） 続きまして、保育所の保育士、学童保育所の放課後児童支援員及び指導員のワクチンの接種状況というところではございますが、人数、接種率等を一応出してはおりますが、この辺、多分人数を申し上げますと、例えば職員の人数で数名受けておられないというところも分かってきますので、申し訳ないですが、個人情報の問題でこの部分に関しては控えさせていただきたいと考えております。

○議長（吉中隆昭） 上村議員。

○3番（上村哲也） ありがとうございます。ワクチン接種者の人数は理解させていただきました。常時薬の服用をされている方やアレルギーをお持ちの方、産後休暇の方等のワクチン接種は任意接種になっていることは私も十分認識しておりますが、今、教育委員会の答えていただきました答弁に、夏休みの教職員向けのワクチンについては、本町における集団接種のキャンセル枠並びに接種予約に際して空き枠を活用しての接種を実施したところであり、今後も継続して接種に向けた働きかけを行っていきたいとお答えいただきましたが、教育委員会より具体的にどのように接種に向けた働きかけを行うのかを少しお答えください。

○議長（吉中隆昭） 教育部長。

○教育部長（松井良明） 先ほど申し上げましたとおり、接種については任意、強制されるものではないということは承知しておりますが、実際に子どもたちと接する機会の多い教職員にあっては、子どもたちへの感染を広げることを未然に防ぐ、ご自身の体調管理にもつながりますので、押しつけにならないように配慮をさせていただいて任意の協力要請にはなるのですが、学校の先生方に対しても一定の接種の方向に向けての働きかけはすることが必要であるのではないかとこのように考えているところでございます。

○議長（吉中隆昭） 上村議員。

○3番（上村哲也） ありがとうございます。やはりワクチンを接種した場合に、今、猛威を振るっている変異株にでも感染率が3分の1、重症化率が10分の1とも言われております。やはり幼稚園、小学校における教職員、指導員等から感染者が出てしまうとすれば、その後の学校運営に影響が出てしまう可能性がありますので、参考までにこの質問をさせていただきました。

それでは、次の質問に移ります。

続きまして、3つ目のクラスター対策についてということで、万が一接種されていない教諭などワクチン接種ができない児童・生徒からクラスターが発生しないようにどのような対策、対応をされているかお尋ねします。

○議長（吉中隆昭） 教育部長。

○教育部長（松井良明） 基本的な感染症対策の徹底はもちろんのこと、幼稚園、小学校の給食時には黙食の指導を行うなどより丁寧に確実に実践しているところでございます。また、園児、児童本人及び同居の家族にコロナ感染を疑う症状がある場合には自宅待機要請等、幼稚園、学校への連絡を徹底しているところでございます。また、児童、園児にしまして、学校が自宅待機を指示した場合におきましては、各家庭、幼稚園、学校、それと教育委員会が当該情報を共有することによりクラスターに至ることを未然に防止し、拡大の感染を防いでいくとということを徹底しておるところでございます。

○議長（吉中隆昭） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（青山雅則） 保育所、学童保育所でございます。給食やおやつの際には黙食の指導を行いながら飛沫防止に努めておるところでございます。第一保育所におきましては、保育時に密にならないようテーブルと椅子を増設いたしました。また、第三学童保育所におきましては、夏季休業中の利用希望者数が急増したことによりまして、小学校の協力の下、

夏季休業中のみ校舎内の図工室を開放していただき、利用児童が多い日には図工室を併用することで児童の密を防ぐ対策も講じさせてもらったというところでございます。

○議長（吉中隆昭） 上村議員。

○3番（上村哲也） ありがとうございます。各家庭、幼稚園、学校、教育委員会との情報の共有をしながらコロナウイルス感染症クラスター対策について予防対策等をしていただいていることが分かりました。学校教育施設で感染者のクラスターが全国でも幾つか報告されており、そのことを懸念しております。最悪あってはならないことですが、万が一子どもたちの間で感染が広がるような事案が確認された場合には、子どもたちの安全確保を最優先としながら、保健所とも連携し細心の注意を払っていきながら対応していただきますようお願いします。

それでは、次の質問です。4つ目の幼稚園、保育園、小学校及び学童保育室における新型コロナウイルス対策に対する追加事業への町の考え方についてということで、私、冒頭に申し上げましたとおり、12歳以上の生徒にはワクチン接種が可能で感染予防には非常に効果的であると思います。保護者の方々は、それぞれの安心感と不安感を抱いている方が多数おられ、特に12歳未満の子どもをお持ちのご家庭は、万が一感染してしまったらという不安感を持って生活されていることだと思います。一方、どうしてもワクチン接種を打つことのできない方も一定数おられることは私も十分認識しており、あくまでも任意接種の中で新型コロナウイルス感染症と対峙していくことが大切であると認識しているところでありますが、1つ目にご答弁いただいている対策のほか、町が当該施設に対しまして追加事業を検討されているのかをお尋ねしたいと思っております。具体的に申し上げますと、奈良県内の市町の教育施設でも施されたような抗ウイルス加工等を用いて保護者の方々が安心するような感染予防対策事業やクラスター対策を検討されているのかをお尋ねいたします。

○議長（吉中隆昭） 総務部理事。

○総務部理事（山下純司） 今、議員お聞きの光触媒の抗菌コーティングという部分でございます。この部分につきましては、今回、ワクチン接種会場であります2000年会館におきまして、ワクチン接種体制確保事業国庫補助金を活用させていただきまして、2000年会館の多目的室、トイレ、エレベーター等をコーティングさせていただいたというところがございます。また、今、議員仰せの保育所、幼稚園、学校等についてのコーティングということでございますが、今現在、地方創生臨時交付金を活用させていただきまして、水道蛇口の自動水栓化工事というのもさせていただいております。財源等の部分もございますので、地方創

生臨時交付金の会議の中で、コロナ対策に関する事業全体を総合的に見ながら判断していきたいというふうに考えております。

○議長（吉中隆昭） 教育部長。

○教育部長（松井良明） 今、総務部理事のほうから申し上げましたとおり、2000年会館の接種会場のほうで光触媒による抗菌措置がなされているという状況を承知しております。学校における適用についてはさらなる調査研究を進めてまいりたいと考えております。なお、学校におきましては、感染防止の抗菌のコーティングではないんですけども、階段の手すり、ドアノブについて総務課のほうから配布を頂きましたテープを貼付させていただいているという現状がございます。抗菌のコーティング等については、今後、さらなる検討、先ほど回答させていただきましたとおりに調査研究を行ってきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（吉中隆昭） 上村議員。

○3番（上村哲也） ありがとうございます。それなりのことをしていただいていると思うんですが、これからも前向きな処置といいますか、していただきたいと思います。

それでは、私、感染予防対策事業やクラスター対策を検討されているのかをお尋ねしましたので、その件については理解させていただきました。上牧町の教育施設で2学期がスタートして、園児、児童からのクラスターは現在発生していない現状ではありますが、残念ながら、他町保育園でも休園措置がなされた事態となったことも聞いております。上牧町教育施設の関係者の皆様には大変ご苦勞をおかけしておりますが、上牧町の幼稚園、保育園、小学校における対策には細心の注意を払っていただきたいと思います。全体的に見ましても、感染力が今までの新型コロナウイルスの従来株から何倍とも言われている変異株デルタ株に置き換わり感染が拡大している中、8月の奈良県での感染者も200人を超える日が数日続き、上牧町でもワクチン接種の接種率が上がっているにもかかわらず、感染者の人数が増加し、冒頭でも言わせていただいたとおり、本町でも現在50歳以下の感染率が非常に増えております。50歳未満といいますと、同世代であり12歳以下の子どもたちを支える世代であります。できるだけ早い段階での12歳以上の接種を完了し感染者の方が減少すればいいのですが、若い子どもたちの中で感染が広がる可燃性もあるのではと心配しております。全国的にも子どもの感染が急拡大を見せている現状で子どもから重症化しやすい親世代に拡大しつつあります。また、子どもたちから子どもたちへ拡大し、それが家庭内で感染することを非常に懸念しております。子どもたちは重症化しにくいというものの、新型コロナウイルスに感

染しますと、子どもでも高熱を伴い家庭でつらく不安な日々を過ごします。親御さんが少しでも安心して子どもたちが登校、登園できますよう、引き続き感染症予防基本的対策の徹底と、さらに感染拡大もありますが、感染予防の観点からも完全で効果的な手法がないのか、先進地の事例の情報収集に努め、感染予防対策の上牧町独自の追加事業等も検討していただきますよう強く要望いたしまして、最後の質問に移らせていただきます。

5つ目の質問ですが、幼稚園、保育園、小学校及び学童保育室における新型コロナウイルス感染症に対する町、町教育委員会からの強いメッセージについてということで、先ほどからいろいろご答弁を頂いておりますが、ワクチン接種が12歳未満の人には接種できず、最近では感染者の方の低年齢化と、2回ワクチン接種された方のブレークスルー感染で感染者の増加傾向であります。本町は12歳未満の子どもたちの通う学校や施設からさらに感染者を出さないという強い思いで取り組んでいただきたく私は強く思っております。上牧町住民の12歳未満の子どもたちを持つ親御さんたちに少しでも学校や施設に安心して通わすことができますよう町教育委員会並びに町からのさらなる強いメッセージのご答弁を教育長よりお願いしたいと思います。

○議長（吉中隆昭） 松浦教育長。

○教育長（松浦教雄） まず、町の全体的なコロナ対策については、町のコロナ対策本部会議等で十分協議もしていただき、その道しるべを示していただく中で町の教育委員会もそれに沿って子どもたちの安全確保のために努めてまいりたいという気持ちは常々持っておりますが、私の答弁といたしましては、町の教育委員会としての見解というお答えでよろしいでしょうか。

さて、先ほどから部長の答弁にもございましたように、学校園のコロナ対策はこれまでどおり丁寧にこの間させてきていただいたつもりでございます。重複する部分、多分に出てくるとは思うんですが、朝の検温に始まり、密を避けること、朝の会、終わりの会での子どもたちへのアナウンス、学校行事の精選、また、授業における3密、それから給食、清掃活動、中学校においては部活動の部分についても取組をさせていただいております。保健所の指示を仰ぎながらさせてきていただいた部分もございます。昨年度は、数回、町内の小・中学校におきましても感染者が出ました。PCR検査を学級や学年で、また、中学校においては部活動の中でも検査を実施すると。校長先生が自らキットを保健所まで取りに行かれて、また運ぶという小まめなものまでやっていただいております。その際はできるだけ、先ほどのクラスターの部分もございますが、命と安全を確保するために町の職員の支援も頂きながら消

毒作業に当たっていただき、最低2日から4日の休業措置を取らせていただきました。このたびのこのような感染力の強いコロナの状況でございましたら、ひょっとして週をまたぐ休業措置を取らなければならないという事態も起こり得るということも想定しながら、今後、十分な取組をやっていたらと考えております。

また、既にワクチン接種については、8月に町の校園長会を数回開かせていただき、町のほうからも町内放送等で12歳から16歳までの接種について説明をしていただきました。ただそんな中、ちょっと接種率が伸び悩んでおると。できれば上がってくればいいのだがというように私は望んでいるところでございます。既にご承知のごとく、先週、県内のある学校におきまして、ワクチン接種を受けたかどうかを、担任の先生は悪気はなかったと思うんですが挙手を求めるというようなことが起こり、それは保護者のほうからこれは任意ではないのかということで学校のほうに問合せがあったようでございます。そのことについて、学校が謝罪をされるという場面もあったように聞いております。本町におきましても、これまで同様丁寧なアプローチが必要だと思っております。多分にデリケートな部分も含んでおります。

また、コロナの影響から偏見や差別が起こっても大変なことだと考えております。子どもたちのメンタルケアにつきましても、教員の鋭い高いアンテナを持って観察、また相談活動に強化、継続を続けてしてまいりたいと考えております。もちろんコロナ対策はまだまだ不透明なところがございます。油断はできません。気を緩めることなく学校ができ得る最大限のことを精いっぱい取組をさせていただきたいということは常々校長先生方にも園長先生のほうにもお伝えさせていただいているところでございます。この頃、状況はどうか、子どもに変化はございませんかという言葉、校長先生と会うたびに私は聞かせてもらってきたつもりでございます。これからもその取組はずっと続けてまいりたいと思っております。いずれにいたしましても、メール配信、また、学校、学年だより、ホームページ等々でそういうものを活用させていただきながら子どもの安全・安心、また、学校園舎の安全を目途に精いっぱい地に足をつけて取組をこれからも進めてまいりたいと思っておりますので、どうかご理解いただけたら幸いです。

○議長（吉中隆昭） 上村議員。

○3番（上村哲也） 上牧町からの強いメッセージとして伝わりました。ありがとうございます。今後とも町住民のためにさらなるご努力を、ご尽力をおかけしますが、よろしくお願いいたします。

上牧町で感染された方々へ早期のご回復を心よりお祈りいたします。そして、上牧町住民の若い世代の子どもを持つご家族の方々の不安を少しでも軽減できますように幼稚園、保育園、小学校の教員、保育士をはじめ、関係者の皆様には本当にご苦勞をおかけしますが、何とぞよろしくお願い申し上げさせていただきます。私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（吉中隆昭） 以上で、3番、上村議員の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩とし、再開は午後1時。

休憩 午前11時31分

再開 午後 1時00分

○議長（吉中隆昭） それでは再開いたします。

————— ◇ —————

◇東 初子

○議長（吉中隆昭） 次に、2番、東議員の発言を許します。

2番、東議員。

（2番 東 初子 登壇）

○2番（東 初子） 皆さん、こんにちは。2番、公明党、東 初子でございます。議長の許可を頂きましたので、通告書に基づき一般質問を行わせていただきます。初めに、過日、私に頂いたSNSの内容を少し読ませていただきたいと思います。先日、1回目のワクチン接種ができました。役場の方、ボランティアの方、先生、看護師さん、本当に優しく気遣ってくださいました。感謝です。この声は周りの方からも多く聞かれます。皆さん、感謝されています。本当にありがとうございます。機会があれば東さんからお伝えくださいねというお声です。今中町長はじめ、町の職員の皆様、孤軍奮闘してくださっておりますことに心より感謝申し上げます。また、直接お声かけくださる方もおられます。また、新型コロナウイルス感染拡大防止にご尽力くださっている全ての方々に心より敬意と感謝を申し上げます。本当にありがとうございます。

では、通告書に基づき一般質問を行わせていただきます。

質問事項 1、コロナ禍の図書館の利用状況について。質問の要旨は、新型コロナウイルス感染症の影響により、自粛が続く中、本を読みたいと思う方が増えているのではないのでしょうか。

①コロナ禍における図書館の利用方法及び貸出し等状況を教えてください。

②コロナ感染対策や住民サービス向上のため電子図書館機能設置について伺います。

質問事項の 2、災害時の停電による電力不足の備えについて。質問の要旨ですが、災害時における避難所等の電源を確保するため、①近隣自治体でも取り組まれています、自動車メーカーと自治体との間で緊急時にEVを無償貸与する協定について町のお考えをお聞かせください。

②公用車を電気自動車に順次切り替えるお考えはありますかという質問でございます。

再質問は質問者席にて行わせていただきます。

○議長（吉中隆昭） 東議員。

○2番（東 初子） それでは、最初のコロナ禍の図書館の利用状況につきまして、現在の利用方法、また、貸出し状況をお聞かせください。

○議長（吉中隆昭） 教育部長。

○教育部長（松井良明） まず初めに、現在のコロナ禍における運用方法につきまして、新型コロナウイルス感染症対策の観点から説明をさせていただきます。当該対策といたしましては、毎日の館内職員に加え、利用していただく方には入館時の検温、手指消毒、マスクの着用の徹底をさせていただいているところでございます。また、利用された方が手に取られた本や返却された本については、除菌ボックスを利用して消毒をした上、書架に戻すという措置を行っているところでございます。その他の対策といたしましては、最大時間を1時間程度に制限し、閲覧席につきましても一定の間隔を確保しての運用を行っているところでございます。併せまして、貸出し可能冊数の拡大と貸出し期間の延長を実施し、ゆっくりとご自宅で読書を楽しんでいただける環境を整えているところでございます。

○議長（吉中隆昭） 東議員。

○2番（東 初子） よく分かりました。感染対策をしっかりと取っていただいて貸出しを行っていただいているということですね。

それでは、1つあれなんですけれども、感染対策として今までの飛沫感染対策に加えて、現在のデルタ株などのコロナ対策の状況は空気感染がご存じのとおり言われているんですが、エアロゾル感染ということで、そのような対策が必要というふうに学識者の方も発表されて

います。その辺のことはどのようにお考えでしょうか。

○議長（吉中隆昭） 教育部長。

○教育部長（松井良明） 今、議員ご指摘のとおり、感染経路として密室での空気のよどみによる感染も拡大しているということは承知をしております。図書館におきましては、窓の開放、入り口ドアの開放等で換気を良好な状態に保っているというところでございます。

○議長（吉中隆昭） 東議員。

○2番（東 初子） 分かりました。現在は窓の開放で換気を行っている状況ということですね。もう秋になってきまして冬に向かうところなんですけれども、その場合、やはりその辺の状況というのはどうなんでしょうか。冬も同じように窓を開けてという夏と同じような。

○議長（吉中隆昭） 教育部長。

○教育部長（松井良明） 少し観点を変えてご説明を申し上げます。図書館をご利用いただく方の中にはご高齢の方も相当数おられ、当該ご高齢の方についてはワクチン接種が済んでいるということによる安心感から若干感染対策上の気の緩みに起因する行動等が見受けられることがあります。そういった場合については、職員による個別の声かけ等を徹底させていただきながら注意喚起を徹底したいというふうに考えているところでございます。

○議長（吉中隆昭） 東議員。

○2番（東 初子） 分かりました。空気のよどみ、そういうもののためにCO₂センサーとかも今は対応されておるようですので、その辺のお考えはどうでしょうか。CO₂センサーはございますか。

○議長（吉中隆昭） 教育部長。

○教育部長（松井良明） CO₂センサーについては、当然換気が不十分であったりする場合については人間の呼吸等で二酸化炭素の濃度が上がると。それを測定することによって換気の状態を把握できるという器具だというふうに認識をしております。換気を基本的に窓を開けて客観的にどの程度の良好な状態を保っているのかというのは目で見ることができませんので、場合によってはCO₂センサーの設置等も考慮をさせていただいて、より安全な環境をつくっていくということに努めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（吉中隆昭） 東議員。

○2番（東 初子） ありがとうございます。より安全な対策をお願いいたします。

では、②の質問に移らせていただきます。このたびのコロナ禍によって突然の図書館の休館に困られた方も多いと聞いております。このような非常時に電子図書館があったらとの住

民さんのお声があります。その辺はどのようにお考えでしょうか。

○議長（吉中隆昭） 教育部長。

○教育部長（松井良明） 今のご質問にお答えをさせていただく前に、利用状況についてご説明をさせていただきますが、よろしいでしょうか。

それでは、利用状況についてご説明を申し上げます。利用状況につきましては、コロナ前の利用者数は1日平均90人程度、貸出し冊数は1日平均280冊程度でございました。現在の利用者数につきましては1日60人程度、貸出し冊数は1日平均270冊程度となっており、利用者そのものの減少はございますが、貸出し冊数につきましては、貸出し可能冊数の上限を拡大したことによりほぼコロナ前と変わらない状況となっております。

なお、今後の感染状況につきましては予断を許さない状況が継続するものであると認識をしておりますが、そのような状況下にあっても、感染状況等を的確に見定め、規定の制限につきましても適時適切に緩和するなど図書館における住民サービスの向上に努めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（吉中隆昭） 東議員。

○2番（東 初子） よく分かりました。人数は減っているけれども冊数を増やしたことによってあまり貸出しの冊数は変わっていないということで理解させていただきました。

そしたら、次の2番の質問に移らせていただきます。②電子図書館についてのお考えなんですが、どうでしょうか。

○議長（吉中隆昭） 教育部長。

○教育部長（松井良明） 議員お尋ねの電子図書館機能につきましては、このたびの新型コロナウイルス感染症の感染拡大により改めて見直されている将来性のある画期的な取組であると認識をしているところでございます。来館することなく24時間いつでも利用でき、音声読み上げ機能や文字サイズの拡大機能等によって誰もが気軽に閲覧できるといったメリットがございます。現在、奈良県では12の自治体が導入をされていると聞き及んでおります。本町におきましても、新型コロナウイルス感染症対策として導入を検討してまいりましたが、導入コスト及びコンテンツ価格の負担が大きいこと、現状における貸出し可能な書籍が限定されていること、また、パソコン、スマートフォンを利用した閲覧となりますので、それらをお持ちでない方への対応等デメリットが大きいことから導入を見合せたという経緯がございます。以上のことから、現時点における本町の考え方といたしましては、電子図書館を導入するよりも、住民さんに対して人気のある書籍の複数購入や絵本、大きな文字で書かれた

大活字本等の充実を図るほうが住民皆様方のニーズに即しているものというふうに認識をしているところでございます。

○議長（吉中隆昭） 東議員。

○2番（東 初子） 分かりました。近隣では12自治体がもう既に行っておられるということですね。コストがかかるということで、今のところ厳しいかなというお考えかなというふうにお聞きしました。電子図書館の機能のメリットとして、先ほどおっしゃいましたように、文字が大きくできるとか、また、読み上げのこともございます。もちろん図書館に行かなくていいということで、コロナ感染対策はもちろんですが、例えばですけれども、お仕事があって図書館に来れないとか、病気をしているとか、また、引きこもり、不登校、また、子育て中だとか介護等でなかなか行けないということ。また、体にハンディキャップをお持ちで図書館のほうに足を運べないとおっしゃる方等もございます。先ほど申し上げましたように、電子書籍のほとんどが音声で読み上げるソフトに対応していますので、目の不自由な方も朗読で本を楽しめたり、また、視力の低下や老眼等でさっき申しました文字が大きく出せるということです。また、もう1つ、図書館を利用しない理由の1つに返却が面倒だというお声もございます。今の時代に即した形で、また、皆さん、いろいろな方に対応できるような形でお考えいただいたらというふうにも思います。現状、先ほどお伺いしましたが。

○議長（吉中隆昭） 教育部長。

○教育部長（松井良明） 今、議員、るるメリットについてお話を頂きました。まさにそのとおりであると認識をしております。当然、これを導入することによってメリットを、住民さんは少なからずいらっしゃるということも認識をしております。ただ、先ほど申し上げましたとおり、かなり費用対効果の問題とかがございます。当町といたしましては、今後、電子図書館のサービスに係る経費、普及とともに経費については下がってくるという傾向もございますので、その辺を的確に見定めて利用される方のメリットと費用がかさむというところを総合的に検討させていただいて、導入も視野に調査研究を継続して行っていきたいというふうに考えております。

○議長（吉中隆昭） 東議員。

○2番（東 初子） ありがとうございます。やはり先ほど申し上げましたように、ハンディキャップをお持ちの方などには画期的ではないかなというふうに感じております。先ほどお聞きしましたように費用の面が大変というところもございますが、近隣自治体でも行っている自治体があるということで、ぜひ、上牧町もそのような方々のためにお考えいただ

きたいというふうに思っております。

○議長（吉中隆昭） 教育部長。

○教育部長（松井良明） 教育委員会といたしましても、住民の方々の利便性向上、図書館の利用の活性化というのが目標としてあるというふうに認識をしておりますので、今、議員おっしゃっていただいた形でのさらなる図書館全体の活性化に努めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（吉中隆昭） 東議員。

○2番（東 初子） ありがとうございます。そのようにお考えいただいて、研究していただいて進めていっていただきたいというふうに思います。以上で、この質問は終わらせていただきます。ありがとうございます。

○議長（吉中隆昭） 東議員。

○2番（東 初子） 2番の質問に移らせていただきます。災害時の停電による電力不足の備えについてということで、先ほど副委員長のほうからご紹介、ニュースのお話がございましたが、こちらにニュースの内容がございますので読ませていただきます。広陵町のお話です。災害時における避難所の電源を確保するため、自動車販売会社と協定を結び、電気を供給できる燃料電池車などを貸し出してもらうことになりました。協定を結んだのは広陵町と奈良トヨペットとネッツトヨタ奈良です。協定によりますと、災害で大規模な停電が発生し、電力不足が生じた場合に避難所の非常用電源として会社が所有する燃料電池自動車やハイブリッド車など電気の供給ができる車両を町に貸し出してもらうということです。これらの車両は燃料が満タンな状態ですと消費電力が400ワットで四、五日分の電気を供給することができますということです。広陵町の山村町長は、災害に備えて万全の体制を整える必要があるが企業との協力が不可欠で、今回の協定締結は町の安全・安心への強化につながると述べておられます。また、奈良トヨペットの菊池社長は、万が一に備えるとともに防災意識の向上につながるものと考えているというふうに述べられています。また、最後のほうに、自動車販売会社では、今後、ほかの自治体と同じ協定を結ぶことにしているということです。私はこの記事を読ませていただきまして、あ、そうなのかと思ひまして、ほかの自治体とまたそういう協定を結んでいく考えがあるんだなというふうに感じました。先ほど申しましたように、そういう災害時の避難所等のあれとしてはいいのではというふうに思った次第でございます。

もうちょっとだけ言わせていただきます。停電対策として行政機関や病院などの重要施設では非常用電源の整備が進められていますが、住民や帰宅困難者が避難する避難所において

はまだまだ非常用電源が整備されていないところも多いのが現状です。そこで、近年普及してきている電気自動車を電源車として活用してはどうかと考えます。例としては、平成28年の熊本地震では自動車会社から自治体に電気自動車の貸与があり、非常用電源として避難所の夜間照明として活用されましたということもあります。全国的に見ても、災害時に自動車販売会社が電気自動車は無償で貸与し、避難所の電源として活用している自治体も出てきているということで、そういう内容ですので、災害時の協力協定をどのようにお考えかと思ひまして、お伺ひいたします。

○議長（吉中隆昭） 総務部長。

○総務部長（中川恵友） まず最初に、避難時の災害で大規模な停電発生による電力不足についての町の今現在の対応策ということで少しお話をさせていただきたいと思ひます。多くの避難所には非常電源設備がないため、災害用に小型発電機の購入、また、災害時の応援協定にて資機材の借用や奈良県電気工事工業組合と災害時における電気設備の応急復旧に応援に関する協定等を結ばせていただいているところでございます。今後の対策といたしましても、今、議員のほうからお話ししていただきましたように、避難所にも非常電源設備等の対策も必要であると考えており、行政だけではなかなかすぐに対応できない部分というのがございますので、民間等の力もお借りできながら、また、多様な資源の活用からも自動車販売会社の燃料電池自動車やハイブリッド車を活用しました電源確保も有効な対策の1つであると現在考えているところでございます。今現在、広陵町さんの事例を少しご紹介いただきましたが、県内におきましてほかの町村におきましても同じような協定等結ばれているような事例等も現在把握しているところでございますので、そういったところの事例等を調査研究、また情報収集をさせていただきまして、速やかに協定締結に向けまして協議をしていきたいと考えているところでございます。

○議長（吉中隆昭） 東議員。

○2番（東 初子） ありがとうございます。本当にそのような方向でいろいろとお考えいただいて住民の皆さんも喜ばれると思ひます。現代において災害が起きたときに大切なのは情報だと思ひます。この情報が現在デジタル化されておりまして、災害時にスマホを使えるように電力を供給できることは重要だと思ひます。21世紀の防災はデジタル化が進むからこそ災害時のバッテリーの確保が重要になってくるというふうに思ひます。先ほどのように、なるべくお金をかけずに知恵を出して民間企業と様々な提携を、今も行ってくださっていますが、積極的にさらに行っていただきたいと思ひます。

○議長（吉中隆昭） 総務部長。

○総務部長（中川恵友） 今、議員のほうからおっしゃっていただきましたように、できる限り町で行政でできない部分というんですか、すぐに対応できない部分等もございますので、今民間等の力もお借りしながら進めていきたいと考えているところでございます。それ以外といたしまして、今、少し携帯電話のお話もしていただきましたけど、ただ、学校の避難所等におきましては、NTTさんと少し前に話をさせていただきまして、ダイヤル回線による非常用の電話を設置というのもありまして、一応コンセントを設置させていただきまして、非常時に電話を設置すれば電話ができるというような体制も整えているところでございますので、今後、今、議員おっしゃっていただきましたように、いろいろ民間等の力もお借りいたしまして、安全で安心で災害時におきましてそういうものについて今後もいろいろ検討を進める考えで検討していきたいと思っているところでございます。

○議長（吉中隆昭） 東議員。

○2番（東 初子） 分かりました。NTTと協定という形で学校のほうにダイヤル回線も引いていただくという方向で、それは本当にありがたいことだと思います。

もう1つ、協定書の中身のことをちょっと書かれておりましたので、協定書には具体的な要請方法が書かれていまして、車両の引渡しのことや返却のこと、費用負担のこととか記載されていまして、その中に、平常時には防災訓練等にも協力することが記載されているということなんです。だから、万が一の備えとして町民にとっても防災訓練もその車を使用してできるということは大変心強いことではないかというふうに思いましたが、いかがでしょうか。

○議長（吉中隆昭） 総務部長。

○総務部長（中川恵友） 今、議員おっしゃっていただきましたように、協定内容の中に防災訓練等の参加という部分も少し明記されているという部分につきましても認識しているところでございます。今おっしゃっていただきましたように、平時からいろいろな訓練等を行うことによりまして、災害が起きたときへの対応という部分も速やかに対応できるのかなと思っているところでございます。また、これを知ってもらうことによりまして、まず、各家庭でもこういった車の購入の検討の中にもそういうことも考えていただくということも1つにはなるのかなと思っているところでございますので、こういうことも防災訓練の中で、もしそういう場がございましたら協力もさせていただきながら実施していきたいと思っているところでございます。

○議長（吉中隆昭） 東議員。

○2番（東 初子） よく分かりました。本当に各家庭でもやはり電気自動車がそのように役に立つということをお考えいただくチャンスになると思いますので、防災訓練を使ってまたそういうお知らせもしていただけたらというふうに思います。ありがとうございます。

では、②の質問に移らせていただきます。先ほども申しましたように、最近の電気自動車は性能がよくなりまして、災害時の電力供給源として活用できる機能があるということでも有効性が高く向上していると。環境にも優しいですし、種類はいろいろあります。電気自動車EV、また、プラグインハイブリッド自動車のPHV、ハイブリッド自動車のHV、天然ガス自動車のCNG、クリーンディーゼル車といった次世代自動車です。そういう車ですが、公用車の電気自動車は本町に今何台あるのでしょうか。

○議長（吉中隆昭） 総務部長。

○総務部長（中川恵友） ハイブリッド車が1台でございます。

○議長（吉中隆昭） 東議員。

○2番（東 初子） 分かりました。ハイブリッド車が今1台あるということで、では、先ほどのように、やはり公用車がそういう役目を果たしていけたら、また頼もしいのではないかなというふうに思いますが、今後、そういう公用車を電気自動車に順次導入というお考えはどうでしょうか。

○議長（吉中隆昭） 総務部長。

○総務部長（中川恵友） 今、議員のほうから環境問題について少し述べていただきました。本町といたしましても、現在、日本政府が地球環境を守るための取組といたしまして、地球温暖化の原因となります温室ガス効果の実質的排出量ゼロとする脱炭素社会を2050年までに実現するという目標も掲げておられます。また、その一環といたしまして、2030年半ばまでには、日本国内、販売の新車、販売を全て電気自動車にするという報道もされているところでございますので、今後、町といたしましてもそういう趣旨の下に取り組んでいきたいと思っているところでございますが、ただ、少しデメリットといたしますか、現在におきましても、多分議員もご存じかと思いますが、デメリット部分もございまして、現在、電気自動車の価格が少し高いであったりとか、あくまでも電気ということもございまして、走行距離があまり長く乗れないというようなこと、また、電気を充電するための充電設備等のインフラ設備等も必要になってくるというふうなこともございますので、今後は自動車メーカーさんの技術力の向上ということもあり、価格が下がることも予想されていることもあります。普

及することによりまして、逆に言いますと、充電インフラ設備等の問題等についても大きく変わってくるのだらうということを思っているところでございます。本町といたしましては、そういった社会情勢を踏まえながら、今後、公用車両の更新計画の中で電気自動車の切替え等についても検討していきながら更新していきたいと思っているところでございます。

○議長（吉中隆昭） 東議員。

○2番（東 初子） 分かりました。まだまだ価格的にもお高いというところもあると思います。徐々に災害対策としましても、また、距離的には町の車ですので、そんなに長距離はあれかと思しますので、そういう形でお取組、また、更新計画の中でお考えいただけたらというふうに思います。ありがとうございます。

以上で私の質問を終わらせていただきます。ご丁寧なご答弁、感謝申し上げます。

○議長（吉中隆昭） 以上で、2番、東議員の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩とし、再開は午後1時50分。

休憩 午後 1時32分

再開 午後 1時50分

○議長（吉中隆昭） それでは再開いたします。

————— ◇ —————

◇石 丸 典 子

○議長（吉中隆昭） 次に、10番、石丸議員の発言を許します。

10番、石丸議員。

（10番 石丸典子 登壇）

○10番（石丸典子） 10番、日本共産党の石丸典子です。議長より許可を頂きましたので、通告書の内容で質問を行います。今回は3点あります。

まず1つ目は、新型コロナウイルス対策について。

2つ目、ヤングケアラーへの支援について。

3つ目は、学校適正化についてです。

まず、政府は8月2日、これまでの方針とは変わり、原則コロナ感染症の重症者以外は自宅療養の方針が出され、町民の中にも不安が広がっているところです。最大感染時は自宅待機者がピーク時、奈良県でも900人を超えておりましたが、9月15日時点では県内では294名の方が自宅療養の患者ということで報道が行われております。奈良県のコロナ感染状況は、人口10万人当たり25人を超えるとステージ4と言われ、このステージ4に当たります。昨日の感染者では、人口10万人当たりにして40人を超えている状況です。これは全国11位ということで、全国の中でも大変危険な感染状況と言えます。それに加えて、これまでのウイルスとレベルの違うラムダ株の感染は大変感染力が強いと言われています。この感染を広げない対策が重要です。また、世界では、ラムダ株、ミュー株なども出てきております。

この中で、まず1点目、感染の心配がある人に対するPCR検査が必要です。今、コロナワクチンの接種が進んできておりますけれども、このワクチンの接種とともにPCRの検査で感染を抑えることが必要です。この検査は、希望者のみならず学校や学童保育、保育所などの職員などへの社会的な検査も必要です。町の対応をお伺いします。

2つ目、自宅療養患者への支援についてお伺いをいたします。上牧町内にどのぐらいの方が自宅療養されているかの情報は一切明らかにされていません。県と市町村との情報の共有が必要だと思います。この中でお伺いいたしますのは、相談体制、生活支援、そして、在宅医療への支援などについてお伺いいたします。この自宅療養者への支援については、今日付の奈良新聞で、奈良県で取組されている自治体の支援が幾つか報道されておりましたが、町としてできることで対応をお願いしたいと思います。例えば、買物の支援であるとか血中酸素飽和度を測るパルスオキシメーターの貸出しなどがあると思いますけれども、町としての対応もお伺いいたします。

そして、3つ目の学校での感染防止策と子どもたちの心のケアについてお伺いいたしますけれども、学校や幼稚園、学童保育などでの感染防止については、午前中の上村議員の質疑でいろいろ示されておりましたが、私は重ならないところでお伺いいたしますけれども、これまで以上の取組が必要ということで、特にこれからの季節は換気が重要です。寒くなりますとなかなか換気がしづらくなりますけれどもこれらの対応、また、空気感染を防止するには布マスクではなく不織布のマスクが有効だとされております。生活上の財政上の事情などから不織布のマスクの購入のできない子どもたちへの支援策等町独自で対策をお伺いいたします。また、子どもたちの心のケアに関しては、コロナの感染だけにとらわれるので

はなく子どもたちそのものを見ることが重要だと考えます。この点で質問いたします。

2つ目のヤングケアラーへの支援についてです。奈良県教育委員会は、6月に通学しながら家族の介護や世話をするヤングケアラーの実態調査をしました。この中で180人の方がヤングケアラーに当たるという調査も出されておりましたけれども、これについては、まず問題としてはなかなか実態がつかめないということもあるようです。そして、子ども自身が自分がヤングケアラーと自覚していないということで、このヤングケアラーについて知っていただくということがまず第一かと思います。町の相談窓口、学校の相談体制等も必要かと思えますけれども、今後どのように取り組まれるのかお伺いします。

3つ目は、学校適正化についてです。現在の小学校3校、中学校2校について単学級を回避するため学校適正化に向けた協議が行われています。今日、早速議場で議員に7月に行われた町民の意識調査アンケート結果が配られたところです。今後の取組をお伺いいたします。この学校適正化を進めるに当たっては、まず、十分な説明、資料の提供、そして、町民の意見の反映で町民が納得して決定すべきだという観点でお伺いいたしますので、よろしくお願いいたします。

再質問につきましては質問者席から行わせていただきます。以上です。

○議長（吉中隆昭） 石丸議員。

○10番（石丸典子） 最初の項目から回答をお願いいたします。

○議長（吉中隆昭） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（青山雅則） PCR検査というところでございます。新型コロナウイルス感染症の陽性反応を早期に発見し、大規模感染を未然に防ぐという意味におきましては効果的であると考えているところではございます。しかし、問題は結果が出たその後の対応が非常に重要であると思われ、必ず医師の指導の下、また、個人のプライバシーをしっかりと守れる連携体制を確立する必要があるということから、町で積極的に実施するという部分につきましては少し時間がかかるものと考えておるところでございます。それと、町内におきましては、発熱外来認定医療機関が5か所ございます。そちらへのスムーズな受診というのが一番重要ではないかと現状考えておるところでございます。

○議長（吉中隆昭） 石丸議員。

○10番（石丸典子） 座ったままで失礼します。町独自の検査はなかなか難しいということなんですけど、私が一番皆さんからお聞きするのは、濃厚接触者の範囲が大変狭められているということで、同じところにいる濃厚接触者になる方とならない方があったりとか、そ

こが、あのとき一緒にいたのにということで、でも、そういう方は保健所に電話を入れても対象にはなりませんということがあったりするんですが、一緒に話をしてお亡くなりになったという方も聞くんですけども、そういうことからすると大変不安に思われていると思いますので、例えば、そういう濃厚接触者の範囲を広げていただくとか、これも希望する方ということで、こちらから誰でもしますよというのではなく、希望者に対してはそういう心配な方については町で対応していただけるとかいう件など検討いただきたいと思いますけれども、いかがですか。いろいろな学校とか保育所とかの職員さん、先生方はもちろんしていただいて、何度でもするというのが大事だと言われているんですけど、せめて町独自で濃厚接触者の範囲を広げるとか、そういうことはできませんか。

○議長（吉中隆昭） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（青山雅則） なかなか濃厚接触者の範囲を町独自で広げるという部分は、指標をどこに置くかというところもございます。ただ、代替案といたしまして、住民さんではないんですが、総務課においてです。抗原検査キット、PCR検査キットほど水準は高くないものなんですが、それを150セット、それと、パルスオキシメーターを10個、備蓄として購入しております。基本、これはあくまでも非常時、緊急時において、通常発熱外来認定医療機関にPCR検査を受けに行っていただく前の段階で濃厚接触者に該当するのかどうか微妙に気になる部分の職員に対して、有効活用できればいいのかなという部分でこういう備蓄を用意しております。また、パルスオキシメーターにつきましては、要望があれば貸出し用として活用したいと考えております。それと、幼稚園、小学校、中学校におきましても、これも基本、教職員を対象に政府のほうより抗原検査キットは各80セット分が配布されるということも聞いております。これを受けて、同じように現在、町立、私立の保育所、学童保育所用にもそれぞれ配布の希望依頼をかけておるところでございます。

○議長（吉中隆昭） 石丸議員。

○10番（石丸典子） 備蓄されているというのは緊急用ですけども、希望すれば、その検査キットを配布していただけるという理解でよろしいですか。

○議長（吉中隆昭） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（青山雅則） 一応数が限られていますが、そういう緊急を要する場合は住民の方にも提供させていただこうかなと今考えております。

○議長（吉中隆昭） 石丸議員。

○10番（石丸典子） 抗体キットということですけど、かかったことがあるかどうか分かる

あれですね。抗体、PCR検査とちょっとまた違うと思いますので、陽性が陰性かということで、やはり広げないということではPCR検査も大変重要だと思いますけど、ぜひ感染症の対策の会議の中でも、また検討いただきたいと思います。お金もかかりますけれども、感染を広げないという観点で早く見つけ出すということが大事ですということで政府の尾身会長もそうおっしゃっていますので、ワクチンと同時に検査を広げるべきだということをやっと一貫して述べておられますので、ぜひその辺りで町としても取り入れてほしいと思います。要望しておきます。

では、続いて、自宅療養者への支援についてお願いしたいと思います。

○議長（吉中隆昭） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（青山雅則） 自宅療養患者への支援というところでございます。現在、奈良県におきましては個人情報保護の観点から自宅療養患者の情報が保健所から町のほうには全く提供されていないというのが現状となっております。自宅療養患者の方におかれましては、新型コロナウイルス感染症対策に基づいて、保健所の保健師により電話で体調確認の連絡をしたり、必要な方へはパルスオキシメーターの配布を行い支援をされておられるというふうに聞いております。このような状況の中、先月25日、厚労省より都道府県と市町村が連携して自宅療養者等に対する生活支援を行うような通知がございました。これに先立ち、奈良県下においても、今日付の新聞にも掲載されておりましたが、18の自治体で様々な生活支援を実施されていると認識しているところでございます。

今後におきましても、まだまだ感染拡大が継続されると思われます。本町といたしましては、具体的な支援内容や担当窓口、また連携協力体制などについては、後に内部的に調整を図っていくものとして、自宅療養患者への支援、相談体制と生活支援、この2点につきましては前向きに実施をするという方向で進めてまいりたいと考えております。

○議長（吉中隆昭） 石丸議員。

○10番（石丸典子） 相談体制となると、担当の課というと生き活き対策課になりますか。

○議長（吉中隆昭） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（青山雅則） まだ決定事項ではないので、この場ではっきりとは申し上げにくい部分ではございますが、恐らく生き活き対策課が一番しっくりくるのかなと今現状そのように考えております。

○議長（吉中隆昭） 石丸議員。

○10番（石丸典子） 町内に果たしてどのぐらいの方がいらっしゃるかというのも分からない

いんですけど、生活支援に必要な個人の情報の提供は緊急性があるということで、国のほうでもそういうふうに使われていますので、やはり県と市町村との情報の共有というところが大変大事だと思います。なかなかその関わり方が難しいかと思いますが、希望される方、相談窓口があるだけでも困ったことはこちらへということだけでも大きな支援になると思いますので、ぜひ取組をお願いしたいと思います。この問題については、後から明日の富木議員もちょっと重なっているところがあって先に質問したわけですが、このぐらいにとどめておきたいと思います。

在宅医療についてはどうでしょうか。

○議長（吉中隆昭） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（青山雅則） 最後の在宅医療の部分につきましては、町単独での実施となると医療連携体制の確立がされておられません。やはり県の保健所が主体となって実施していただき、今後においてどれだけ情報が町に提供されるものかも分かりませんが、例えば、保健所だけではなかなか手が届きにくい部分、そういったものがあれば保健所の指導、協力の下、その部分を町が補っていけるような形が理想的かなと今このように考えておるところでございます。

○議長（吉中隆昭） 石丸議員。

○10番（石丸典子） 先日の毎日新聞の夕刊を見させていただいたんですけど、奈良県医師会では自宅療養者の往診を強化するというので、一部24時間体制で対応することを決めたということ言われているんですけども、果たして私たちの身近なところの医師会で対応ができるかというのも大変心配されるんですけども、一応方針は出されているんですけども、その辺の見込みも分かりませんか。

○議長（吉中隆昭） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（青山雅則） 今、議員申されたような協力体制という部分においても、情報もまだ現状一切県のほうから入ってきておりません。今後の県の協力要請等があれば、町でできる範囲で極力協力させていただこうと考えております。

○議長（吉中隆昭） 石丸議員。

○10番（石丸典子） 自宅療養にもしなったら大変不安に思われることだと思います。生活支援もそうなんですけど、本当に見てもらえるのかどうかというところで、亡くなってしまう方も全国ではいろいろ出ていますので大変不安なところですので、町としてもしっかり対応していただきますようお願いしておきます。お聞きしておきます。ありがとうございます。

います。

次のヤングケアラーのところ、お願いいたします。

○議長（吉中隆昭） 教育部長。

○教育部長（松井良明） ヤングケアラーの前に、学校の感染対策と子どもたちの心のケアについて説明をさせていただきたいと思います。それでは、まず初めに、学校での感染防止策について説明をさせていただきます。現在、県内におきましては、新型コロナウイルスの感染者が若干減少の兆しではございますが、デルタ株の広がりとともに感染者に占める子どもたちや若い世代の割合が増加傾向にあり、とりわけ学校を取り巻く状況についても厳しいものであると認識をしているところでございます。このことを受けまして、学校では、昨年来の感染予防策をより徹底し、子どもたちを新型コロナウイルス感染症から守るための取組を着実に進めているところでございます。その中で、とりわけ先ほど議員、ご提起ございました換気について、学校としても重く受け止めているところでございまして、教室内については空調機を作動させながら窓を開ける、常時開けているという状況で対応させていただいております。日によっては横なぐりの雨等の日もございます。その部分については、窓を開ける幅を狭めるとかの措置は講じておりますが、基本的には窓を開けての授業展開をさせていただいているところでございます。

それともう1点、不織布マスクの件のご指摘でございました。現在、子どもたちは化学繊維で作られたマスクであるとかウレタン製のマスク、布製のマスク、それと併せて不織布のマスクのそれぞれ統一性を持つことなく今使用しているという状況でございます。先ほど、不織布のマスクのほうが感染予防の観点からすると有益であるというようなご指摘、まさにそのとおりだというふうに認識をしております。ただ、現在子どもたちについては、不織布以外のマスクは、着用は徹底されておりますので、不織布以外のマスクについては数回使用できる、洗って使用できるということから考えると、不織布との金額的な差は生じているのかなというふうに認識をしております。この上は各ご家庭に不織布の有効性をアピールさせていただいて、ご家庭のほうで切替え措置が可能であれば対応していただくと。それでも、なおかつちょっと経済的な理由等があるということであれば、その辺の実態把握をさせていただいた上で所要の措置を考えていくということにさせていただきたいというふうに考えております。

○議長（吉中隆昭） 石丸議員。

○10番（石丸典子） そこでまたいじめ等になっても困りますけれども、家庭の事情で不織

布のマスクが買えないご家庭についてはしっかり支援を頂きますようによろしくお願いいたします。

それと、心のケアについては、午前中に教育長も校長先生等にお会いした場合には子どもたち、どうですかということで常に聞いていますということをおっしゃっていましたが、やはり毎日の子ども自身をしっかり見ていただくということが大事だと言われているので、その観点からは各先生方にもしっかり注意いただけるような体制をお願いしたいと思いますが、どうでしょうか。

○議長（吉中隆昭） 教育部長。

○教育部長（松井良明） 学校におきましては、夏休みが明けまして2学期がスタートして、約半月が経過をしておりますが、幸い上牧の子どもたちはこのようなコロナ禍の状況にあっても過度な不安を抱くことなく元気に学校生活を送っているという報告を受けております。しかしながら、各学校では、学校行事等におきまして制約がなされている状況下でありまして、一定ストレスを感じている児童、生徒は少なくはないというふうに認識をしているところでございます。当該子どもたちの心のケアにつきましては、担任教諭が児童、生徒一人一人を注意深くきめ細やかな観察を行い、子どもたちからのＳＯＳを見逃さないようにするため、教育委員会といたしましても各校管理職に対して指導を行い、各校における取組を徹底しているところでございます。また、必要に応じて養護教諭の介入やスクールカウンセラー、心の教室相談員等専門的な立場からのアドバイス、担任教員との連携といった総合的な相談体制を構築しているところでございます。

○議長（吉中隆昭） 石丸議員。

○10番（石丸典子） いろいろお答えいただいてありがとうございます。本当に学校の中の対応というのは大変だろうというのは推測できるところです。よろしくお願いいたしますと思います。ありがとうございます。大変失礼いたしました。飛んでしまいました。ヤングケアラーも同じ担当、お願いいたします。

○議長（吉中隆昭） 教育部長。

○教育部長（松井良明） 議員ご質問の奈良県教育委員会により実施をされましたヤングケアラーの実態調査につきましてご説明申し上げます。今回の対象は県内の高校生と中学3年生を対象として実施をされたものでございます。ヤングケアラーという言葉につきましてはまだ新しく、定義が十分に確立、浸透されているとは言えない状況でございまして、通常の家事におけるお手伝いの範囲内にあるのか、真にケアを担っていて困難な思いをしているのか

という部分のすみ分けが難しいところでもございます。今回の実態調査の結果では、家庭で食事の準備、清掃、洗濯、買物、兄弟姉妹の世話等をしている生徒が数人おりましたが、各中学校に当該生徒の学校での様子、生活を確認させていただき、そのことが学習や学校生活に深刻な影響を及ぼしているという実態は今回の調査においては確認されなかったと認識しております。しかしながら、当該調査の結果には現れてはこない深刻なケースもあると考えられますので、その際は、教育委員会のみならず町全体で対応すべく関係部署とも情報交換、情報共有を行い、支援策を検討することとしているところでございます。また、併せまして、県にヤングケアラー相談窓口が設置をされましたので、当該ヤングケアラーと考えられる子どもたちが気兼ねなく相談できるように周知も図っていくという考えでございます。

○議長（吉中隆昭） 石丸議員。

○10番（石丸典子） 調査は高校生と中学3年生ということで限定ですので、ここに当てはまらない方がいらっしゃるかもわかりませんし、なかなか自分自身がヤングケアラーという自覚がないと、お母さんのお世話をするのが当たり前というふうなことも、この頃、テレビの報道でもそういう番組がちょこちょこありますので見させていただいています。それで、これは奈良でもまだ取組が始まったばかりということで、奈良県で初の研修会、オンラインでの研修会があったということが新聞で報道されていたんですけども、9月6日に行われたということですが、上牧町からはオンライン研修会というのは参加はなかったですか。

○議長（吉中隆昭） 教育部長。

○教育部長（松井良明） その分については参加には至っておりません。

○議長（吉中隆昭） 石丸議員。

○10番（石丸典子） それで、広報等でまたいろいろなこういうヤングケアラーというのを認知していただく、知っていただくということの活動がまず大事だと思います。その子どもたちも家族の世話をしているとしてもそれが当たり前ということで分からなくて、大人になってから、そういえば自分は全然普通の子と違ったんだなというのが初めて分かるというのもお聞きしますので、まず認知度を向上させるということが大事だと思います。このヤングケアラーの文言については、介護保険の策定委員会が前年度にあったときに、私、2回ほど傍聴をさせていただいたときに、介護保険の策定委員さんの中から質問で上牧町にはヤングケアラーはいますかとかいう素朴な質問をされていたのをすごくそのとき思い出したんですけど、分かりませんというふうな、いませんということだったか、まだなかなか認知されていなか

ったんですけど、やはりそういうことに心を痛めていらっしゃる町民の方もいらっしゃると思いますので、お手伝いできることがあれば何かしたいなと思っている方もいらっしゃると思いますので、十分広報していただくと。もし、困っていることがあればということで、相談窓口等も開設していただけるようにお願いします。これは、町だけではなかなか無理ですので、奈良県とか、例えばほかの関係のいろいろな団体とかとも連携が必要ですので、まず、広報していただくというところからお願いしたいと思います。教育の分野、いろいろな分野で大変かと思いますが、またよろしく願いいたします。

○議長（吉中隆昭） 教育部長。

○教育部長（松井良明） 今、議員ご指摘のとおり定義そのものがまだ定着をしていないと。子ども自体の受け止め方をして、ごく当たり前に家事等の手伝いをしているというところもございます。その部分で、子どもが過大な負担に思っているという実態もございますので、その辺についてヤングケアラーとは何たるものかというところ辺を広く広報させていただくと同時に、当然この部分については新たな新しい施策ではございますので、先ほどの議員からの広域連携という話もございました。課題解消に向けての取組は同一のものであるという認識でございますので、連携が可能な部分については近隣の市町村とも連携、協調しながら着実に進めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

○議長（吉中隆昭） 石丸議員。

○10番（石丸典子） ありがとうございます。よろしく願いいたします。

それでは、次の学校適正化のところですけど、先ほど、早速上牧町立小・中学校の在り方に関する意識調査結果報告書ということで、上牧町教育委員会の企画編集ということで冊子を頂いたんですけども、作成年月日がありません。作成年月日、何年の何月何日に作った報告書ですという日付が抜けております。私、この点、とてもこだわるところですので、資料としていつの資料かということは明らかにしておいていただきたいと思います。何度かこの問題では、冊子が出たわ、いつの資料かということで、結果報告書であればなおさらのこと、何年の何月何日に作成したというのは大事ですので、お忙しいとは思いますが、このところはしっかり点検を頂いて日付を入れてください。まずその点。まず、それは言うておきます。

○議長（吉中隆昭） 総務部長。

○総務部長（中川恵友） その件について、おっしゃるとおりでございます。資料ということでご提出をさせていただいておりますので、皆様方、今後、見ていただくに際していつ時点

の資料であるかというところ辺も今後明示をさせていただきたいというふうに考えております。

○議長（吉中隆昭） 石丸議員。

○10番（石丸典子） これは、今後、住民にも公表するという形のものであれば余計日付は大事ですので、議員向けだけではありませんのでお願いいたします。

それでは、内容のほう、お願いいたします。

○議長（吉中隆昭） 教育部長。

○教育部長（松井良明） それでは、先ほどお配りをさせていただいたアンケート結果についてその概略をご説明申し上げます。今回のアンケートにつきましては、6月から7月にかけて、保護者、町民の方を対象として実施をさせていただきました。このたび結果がまとまりましたので、委員各位には本日お渡しをさせていただき、町民の方に対しては10月号広報で概要を掲載させていただきます。それと併せて、町ホームページ、LINE等におきましては、報告書の基本的に全ページにわたる部分を公表することを考えております。また、パソコン等の環境が整わない方の対策といたしましては、役場、片岡台出張所、2000年会館、中央公民館及び図書館に写しを備えることとしております。

それでは、アンケート調査の概要だけご説明をさせていただきます。対象者につきましては、先ほど申し上げましたとおり、小・中学校に在籍する児童、生徒または未就学児のいらっしゃる世帯1,400世帯、無作為抽出ご世帯800世帯の合計2,200世帯に対してアンケート調査を実施させていただきました。当該アンケート調査に係る回収率につきましては40.7%でございまして、895世帯分の回収に至っているところでございます。

結果の概要でございしますが、小学校及び中学校の統廃合の必要性ということにちょっと焦点を当てて説明をさせていただきます。小学校におきまして、近い将来、小学校の統廃合が必要か否かという問いかけにつきましては、必要とお答えになったのが30.1%、どちらかというと必要が42.3%、どちらかというと必要ないが14.7%、必要ないとされた方が11.4%。この結果から申しますと、必要もしくはどちらかが必要とされた方については72.4%となっております。同様の問いかけをしております、中学校につきましては、統廃合の必要性を必要とされた方が23.4%、どちらかというと必要37.7%、どちらかというと必要ない19.1%、必要ないとされた方が16.6%、必要もしくはどちらかというと必要とされた方の合計が61.1%という結果になってございます。

○議長（吉中隆昭） 石丸議員。

○10番（石丸典子） アンケートの実施世帯、回収率、特徴等お伺いいたしました。議員向けには、学校適正化についての資料としては2月24日に行われた議員懇談会の資料を見させていただいたというのが現状で、その中には5案がありますということでAからEまで。Aというのは現状のままというのもあったんです。B案が中学校を1校にして小学校はそのままということで、アンケートの取り方がいろいろ子どもが少なくなるであるとかクラブ活動ができなくなるであるとかいうところだけを見ると統廃合は賛成ということになりますけれど、町民の方からは統廃合の前に校区替え、校区割りの変更で現状のままという返答もまず要るのではないかという意見もあるんです。アンケートを取るに当たっても、資料が十分でないという意見もお伺いしました。例えば大字ごとの児童、生徒数を出して、こういうことで現状のままでは無理なんですというところから始まらずに、子どもが少なくなるのでとか9年間同じメンバーでというのであれば、このアンケートの結果もざっと見ましたら統廃合はどちらかといえば賛成ということになりますので、この意識調査が独り歩きしないように十分にどんな検討されたかというところが大事だと思います。皆さん、そりゃ、何が何でも反対というばかりではなくて、しっかり資料に基づいた説明が要ると思います。私もこれ、さっき頂きましたのでぱらぱら見ましたら、校区変更、校区替えにはすごい抵抗があるような意見が出ていますね。やはり学校を変わりたくないというので、だから、そこを避けられたのかなというのがあるんですけど、まず、町の方針として5案ありますという中で、こういうことで校区替えをしても今の現状は無理な理由、その資料がないということで大変疑問に感じられた方が、なぜ校区替えDはできないのかという根拠が分からないという意見がありましたので、そういう辺りでもしっかり説明をしていただきたいと思います。この日程からしたら、アンケート内容を10月の広報かんまきで掲載をされて、計画では令和3年度中に検討委員会の答申が出ると思うんですけど、その前にパブリックコメントをするという日程であつたら、ほとんど住民の意見の反映の場所がないと思うんです。大体いろいろな協議会の答申が出て、それにパブリックコメントを寄せられる方は少数です。少数で、その意見は聞きましたよということで反映はめったにされてないです。そういうことからしたら、本当ならもうちょっと十分な説明とか説明会であるとか、疑問に答えるような手法が要るのではないかと思いますけれども、適正化の協議会の中ではそういう意見はありませんでしたか。

○議長（吉中隆昭） 教育部長。

○教育部長（松井良明） 適正化の議論の中では住民意見の反映とかいう議論はございました。ただ、この学校適正化に関する情報の公開に際しましては、今現在におきましては、政策形

成過程の情報という位置づけがなされているということで、一定慎重を期するというようなことが協議会の中で決定をされたという経緯がございます。しかしながら、本町における学校の適正化を考える上におきましては、町民の意見に耳を傾け、思いに応えるという姿勢が重要であるとの考えから、今後、町民の皆様方が不安や誤解を招くことのないように配慮をさせていただきながら、公開内容を精査し、適切な時期に正確な情報を発信してまいりたいと考えているところでございます。併せまして、当該情報の公開によりまして、町民の学校適正化への関心や町としての全体的な機運の高まりも期待できるものというふうに認識をしているところでございます。

○議長（吉中隆昭） 石丸議員。

○10番（石丸典子） 通学がどの程度変わるのかとか大変心配される場所ですし、これは、現在通っている子どもたちだけではなくて、子どもさんの世代であるとか孫の世代まで影響する問題ですから、やはりしっかりと住民への資料を提供して説明いただけると。意見があれば意見を聴取していただく。できれば、住民説明会みたいなものが理想だと思うんですけどそういう考えはないですか。参加者が少なくてもそういう意見交換会の場を持つというのも1つの手だと思いますので、パブリックコメントのときでは遅いと思います。答申が出てしまったらそれに乗ってしまいますので、もし疑問な点があったり意見が言いたい方が言えるような説明会を開催しますということで、大勢集まらなくても開催していただければ、そこで資料に基づいた説明が頂けるなどの検討もぜひお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

○議長（吉中隆昭） 教育部長。

○教育部長（松井良明） この学校適正化を進めるにおきましては、住民の方々の意見を集約するというのが若干手だてとしては薄かったのかなということを実感しております。この上は住民説明会等の開催もコロナ禍の状況も考え合わせながらどのような形がいいのかということも含めて検討させていただきたいと思っております。私が担当させていただいたまちづくり基本条例をつくる際についてはシンポジウムを開催させていただいて、一定の住民さんのご理解とその場所で意見集約であったりということもコロナ禍でなければ考えておるんですけども、その部分について、それに代わる何らかの代替策を講じさせていただいて、町長のタウンミーティングも今中止を余儀なくされている状況でございますので、それが開催をされれば、そこでお時間を若干拝借して説明をさせていただくということも、今後、考えられるのかなというふうに認識をしているところでございます。

○議長（吉中隆昭） 石丸議員。

○10番（石丸典子） 工夫していただきますよう、よろしくお願いします。大勢集めなければいけないというものではないと思いますので、開催をしていただく検討をお願いしたいと思います。広い場所はそんなに、自治会から何人来てくださいとか、そういうものではなくて来ていただけない場合もあるかも知れませんが、こういうふうに資料に基づいて説明を行いますであるとか、資料の閲覧をしていただけますとかいうふうなことで結構ですので、ぜひお願いしたいと思います。

それで、大字ごとの児童、生徒数というのは出されたことはありますか。大字ごとの、協議会にはありますか。

○議長（吉中隆昭） 教育部長。

○教育部長（松井良明） 協議会につきましては、今年度、次年度以降の推移も含めて大字ごとの数字は提示をさせていただいているところでございます。

○議長（吉中隆昭） 石丸議員。

○10番（石丸典子） ぜひそういうところも公開をしていただいてお願いしたいと思います。学校適正化については時間がかかる問題ということで、しっかり住民の意見を反映させるといって余計いろいろ大変な場面もあると思いますけれども、丁寧に進めていただきますようによろしくお願いいたします。

以上で終わります。ありがとうございました。

○議長（吉中隆昭） 以上で、10番、石丸議員の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩とし、再開は午後2時50分。

休憩 午後 2時37分

再開 午後 2時50分

○議長（吉中隆昭） それでは再開いたします。

————— ◇ —————

◇服 部 公 英

○議長（吉中隆昭） 次に、6番、服部議員の発言を許します。

6番、服部議員。

（6番 服部公英 登壇）

○6番（服部公英） 6番、服部公英でございます。議長より許可を得ましたので、通告書に従い質問させていただきます。

質問に入る前に私の考えを少し述べさせていただきます。今後はコロナウイルスと共に暮らしていく社会を考えることになってきますが、国は外国から新しく入ってくる新型コロナウイルス、デルタ株やミュー株の感染の水際対策を強化した上で経済を立て直す政策を国民に示すことが重要と考えています。県においては、コロナウイルス感染対応を取った上で県民の安全と生活を守る政策を、コロナの感染状況を判断し他府県と協調していただき、町においてはこれまで同様にコロナウイルス感染防止対策を引き続き考えていただきたい。今後ともよろしくお願いいたします。

それでは、一般質問通告書に従いまして質問いたします。私の質問項目は5項目になっております。

1つ目、新型コロナウイルス感染について。ワクチン接種の現在の進行状況と今後の予定について。

①8月末までに接種済みの方について。

②12歳から15歳までの接種予約について。

③基礎疾患のある方についての接種進行状況。

④職員や教職員対象のPCR検査の必要性について。

⑤変異ウイルスによる感染対策を強化していかないと子どもたちにも感染するように思います。幼稚園児、小学生、中学生を守るために各学校ではどのように感染対策をしているのか説明してください。

⑥当町でコロナウイルスに感染された方は平均何人ぐらいで、完治されているのかを聞かせてください。また、感染された場合の町としてのケアはどのように対応しているのか聞かせてください。

大きな項目2つ目、西名阪側道について。服部台の側道部分は終わりました。続いて第6住宅と第2住宅と第5住宅の横の側道から葛下川までの舗装工事をするように聞いていましたが、今年にする計画があるのか聞かせてください。

3つ目、コミュニティバスの停留所について。町内全域に何か所あって、そのうち何か

所ベンチが設置してあるのか。各自治会独自で設置してよいものなのか。コロナ感染拡大予防のため中止になった事業の予算等をバス停留所にベンチを設置していただけるよう補正予算を組んで住民へのサービスに回してもらえるようお願いできますか、聞かせてください。

大きな項目の4つ目、財政運営について。コロナ禍による財政面での上牧町としての収入、支出の両面からどのような影響が出ているのか聞かせてください。

5つ目、資源ごみについて。現在の市民ごみの回収量と各ごみ別の収入、また、各月ごとの収入を聞かせてください。町で焼却していたときと現在の中継施設を建設してごみを持ち出している今のところの金銭的メリットとデメリットを聞かせてください。住民の税金の多くが使われている経費です。住民の理解と協力が得られるように説明してください。

再質問につきましては質問者席から行います。

○議長（吉中隆昭） 服部議員。

○6番（服部公英） まず初めに、8月末までの進行状況と今後の予定についてお願いいたします。

○議長（吉中隆昭） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（青山雅則） まず、8月末までの接種済みの方についてというところでございます。厚生労働省が公表しておる8月末の数値でございしますが、上牧町全年代における人口当たりの接種率、1回目接種につきましては56.55%、2回目接種で44.88%となっております。ただ、本来の実数値というところになりますと、例えば上牧町外で接種されている方や職域接種などで接種された方の人数がここに正確に反映されるのに1か月、2か月のタイムラグというのがございますので、実際はもう少し高い接種率の数値になっているのかなと考えております。

○議長（吉中隆昭） 服部議員。

○6番（服部公英） 今の答弁の中にもありましたが、上牧町で大規模接種会場に接種券を持って接種されたという状況については町では判断できないのでしょうか。

○議長（吉中隆昭） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（青山雅則） 事前に大阪のほうに接種をしに行くということで、接種券を住民の方の一斉に送らせていただく前の段階でも、生き活き対策課のほうに個別に取りに来られたりされた方もおられます。ただ、正確な人数というのが、実際、接種を本当にされたかどうかというのが、先ほど申しましたように2か月ぐらい後にデータが回ってきますので、それを追って今集計を取っているところでございますが、まだはっきりした数値というのは

つかめておりません。

○議長（吉中隆昭） 服部議員。

○6番（服部公英） 私事になりますが、私の娘と息子が上牧町の30代以上の予約のところで予約したときにパソコンでの予約が満員でできなかったと。コロナのワクチンの入荷状況が悪かったかどうか分かりませんが、そのときに高田で行っている地場産業でやっているところに申し込みますと予約ができてそこで打っております。そういう方、奈良県の場合はそういうところから町と連携して情報は得られるんですか。

○議長（吉中隆昭） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（青山雅則） 奈良県の場合であっても接種会場が違いますのでやはりちょっと遅れて情報が入ってくるというところでございます。

○議長（吉中隆昭） 服部議員。

○6番（服部公英） なぜ聞くかという、やはり接種されている人口をしっかりと捉えておかないと、上牧町でのコロナ感染予防の対策に必要だと思いますので聞いております。それでは、この件はそれで結構です。

次、2番目、12歳から15歳までの接種の予約について、状況、どのようになっているのか、お願いいたします。

○議長（吉中隆昭） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（青山雅則） 12歳から15歳までの接種予約についてですが、ちょっと遅れて接種券、7月30日に送らせていただいたところでございます。その後、8月末までに接種券を配布いたしました人数は625人分でございます。うち接種または接種予約をお済みの方は271名となっており43.4%というところでございます。

○議長（吉中隆昭） 服部議員。

○6番（服部公英） 上牧での12歳から15歳までというのは小学校6年生の生徒さんからというふうに考えているんですけども、40%の方が打たれているということは他町村と比べても結構多いほうかなというふうに思います。他町村では5分の1ぐらいかなというふうに勝手に聞いたところによって想像しているんですけど、この問題については子どものことですので、保護者の考えもありますが、ワクチン接種については、町の方針としてはどのように考えていますか。命を守りながら教育環境を整えるということで大変重要な問題であるので、町長の考え方を聞かせてください。

○議長（吉中隆昭） 今中町長。

○町長（今中富夫） 今お尋ねの子どもの命と教育ということでございますが、おっしゃっており、やっぱり何が一番大事かということになりますと、命がまずが一番大事でございます。そのためには、町全体でもございますが、やっぱり保護者の物の考え方も一番重要になってくるのではないのかなというふうに思います。その上で、我々としては子どもたちの学習の機会を奪ってははならないわけでございますので、そういうところをしっかりと手厚く守りながら学習機会を奪わない、そういう形で我々としてもしっかり取り組むべきであるというふうに考えております。ただ、今、一部ワクチン接種が悪のような考え方で行動されておられる方がどうもたくさんおられるように今ニュース等でも流れておるわけでございます。そういうことが今一部で起こっておる。やっぱり保護者の方も心が揺れ動くというようなことも多少はあるのかなというふうにも考えておるところでございます。我々としては1人でも多くの子どもたち、1人でも多くの住民の方々がワクチンを接種していただく。そういうことが今一番重要ではないのか。そして、子どもの学習の機会を奪わない。このことに我々は注力をしていくということだろうというふうに思います。

○議長（吉中隆昭） 服部議員。

○6番（服部公英） 丁寧な説明ありがとうございました。

それでは3番目、基礎疾患のある方についての接種の進行状況、お願いします。

○議長（吉中隆昭） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（青山雅則） こちらは7月7日に16歳から64歳までの方に接種券を発送させていただいた中に同封いたしました。意向調査はがきにおきまして、基礎疾患ありと返送していただいた方が1,211名おられました。この1,211名全員の方々にこちらから連絡をさせていただき、接種日程の調整を行った後、既に2回目の接種につきましてもおおむね終了しているという状況でございます。

○議長（吉中隆昭） 服部議員。

○6番（服部公英） 基礎疾患のある方は重症化する可能性が高いということで、多くの方に打っていただきたいと私も考えているんですけども、どのぐらいの数、接種率はどのぐらいになっていますか、1,200人のうち。

○議長（吉中隆昭） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（青山雅則） 先ほども申しましたが、既に2回目の接種につきましてもほぼ完了しているという状況でございます。

○議長（吉中隆昭） 服部議員。

○6番（服部公英） それでは、基礎疾患のある方の16歳からというふうな答弁があったんですけども、12歳から16歳までの基礎疾患のある方についてはどのように今対応されておりますか。

○議長（吉中隆昭） 生き活き対策課長。

○生き活き対策課長（林 栄子） その年齢の方々には直接生き活き対策課のほうにお問合せをお願いしますということでお知らせをさせていただいております。中には数名お問合せがあったかと思うので、そちらのほうは病院で接種をいただくように予約の調整をさせていただいております。

○議長（吉中隆昭） 服部議員。

○6番（服部公英） 分かりました。それでは、4番目の職員や教職員対象のPCR検査の必要性についてお願いいたします。

○議長（吉中隆昭） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（青山雅則） こちらにつきましては、先ほどの議員のときにも答弁させていただいた内容と同じにはなってしまいます。確かにPCR検査の必要性というのは十分認識しておるところではございますが、先ほども申しましたように、その後の体制というのが確立しない限りむやみに職員全員にPCR検査というのはいかななものかというふうに考えております。まずは、感染予防の徹底とワクチン接種ではないかというところに重きを置いて考えておるところでございます。その代替案といたしまして、先ほども申しましたように抗体検査キット150セットとパルスオキシメーター10個を総務課のほうで、非常時、緊急時に活用させてもらうための備蓄として町のほうに置いておるところでございます。

○議長（吉中隆昭） 服部議員。

○6番（服部公英） 先ほどの議員の答弁の中で、そのキットを町民の方も申請すれば貸してもらえというような答弁だったと思うんですけども、その申請は担当課にすればいいんですか。

○議長（吉中隆昭） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（青山雅則） 緊急対策本部のある総務課が担当課になると思います。

○議長（吉中隆昭） 服部議員。

○6番（服部公英） 総務課ですか。分かりました。

それでは、次の質問、5番目、新型コロナウイルスによる若年層にも重症度が見られるようになりました。これまでのウイルス対策では不十分になると感じています。ここまで先の

議員と同じ質問がかぶってしまっております。私、ここで追加ではないんですけども、ここで本当に質問しようと思っていたのが、現在のところ学校給食について簡易な給食を出しているというふうに聞いておまして、最近、また汁物を出して、コロナ対策を厳格にしなくてはならないと私は思っているんですけどもちょっと緩和されているように聞いたんですけども、現在の学校給食、どのようにしているのか聞かせていただけますか。

○議長（吉中隆昭） 教育部長。

○教育部長（松井良明） 以前につきましては簡易な給食で対応していたというところがありました。現在におきましては、完全に通常の給食に戻しての展開となっております。

○議長（吉中隆昭） 服部議員。

○6番（服部公英） 子どもの栄養管理を考えますと通常のほうが私もいいと思うんですけども、今の新型のデルタ株やミュー株という何か若年層にもコロナウイルスが感染するような状況が生まれているときですので、いま一度、厳しいコロナ感染対策を取ったほうがいいのではないかと私は考えるんですけども、町としてはどのように考えられますか。

○議長（吉中隆昭） 教育部長。

○教育部長（松井良明） 給食に際しましては、児童の机の上にパーティションを設置をさせていただくなどの措置を講じております。実際の食事に際しましては黙食を徹底するように個別に指導をしているところでございます。

○議長（吉中隆昭） 服部議員。

○6番（服部公英） それでは、感染対策を十分にとって給食を続けていただきたいと思います。

それでは、6番目の当町でコロナウイルスに感染された方は何人で、個別に患者によって日にちは違うと思うんですけども、平均何日ぐらいで完治されているのか。また、感染された場合、町としてのケアはどのように対応しているのか聞かせてください。

○議長（吉中隆昭） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（青山雅則） 現在、奈良県の報道資料による上牧町にお住まいのコロナウイルスに感染された方は、9月14日発表時点で241名となっております。これら感染された方の完治までの期間や個人情報につきましては、上牧町のほうには一切情報が入ってきません。その後のケアにつきましても、現状保健所が行っているというところでございますので、先ほどの答弁にもありましたように、今後、保健所と町とが協力体制の下、実施していくという部分になりましたら町もできるケアをやっていきたいと考えております。

○議長（吉中隆昭） 服部議員。

○6番（服部公英） 分かりました。それでは、次の質問に移りたいと思います。

○議長（吉中隆昭） 服部議員。

○6番（服部公英） それでは、西名阪側道の舗装、道路の舗装工事についての答弁をお願いいたします。

○議長（吉中隆昭） 都市環境部長。

○都市環境部長（塩野哲也） 当該道路につきましては、現状の舗装の状態も悪く修繕の優先度の高い道路であり、また、交通量の多い主要路線でもあることから、令和元年度から計画的に修繕を進めている道路であります。当該道路が路線延長も長いことから年度ごとに分割して施工を実施しており、本年度におきましても実施をする予定であります。

○議長（吉中隆昭） 服部議員。

○6番（服部公英） 令和元年度から服部台のほうから北上牧地区まで行ってないんですけども、途中で止まっているんですけども、あとの残りの部分は本年度で葛下川沿いのところまでの部分、全てのところを舗装できるというふうになっておりますか。

○議長（吉中隆昭） 都市環境部長。

○都市環境部長（塩野哲也） この修繕計画につきましては5年計画で行っております。今年2年終わったところなので、この後3年目、あと4年目、5年目とあと3年かかるということになります。

○議長（吉中隆昭） 服部議員。

○6番（服部公英） 今の答弁では2年で葛下川まで全てできるというふうに理解してよろしいですか。

○議長（吉中隆昭） 都市環境部長。

○都市環境部長（塩野哲也） 2年ではなくて3年かかります。5年のうち2年が終わりました。

○議長（吉中隆昭） 服部議員。

○6番（服部公英） それでは、西名阪側道沿い、私が言っている部分については、3分割して、今年の部分については3分の1の部分舗装するというふうに理解してよろしいですか。

○議長（吉中隆昭） 都市環境部長。

○都市環境部長（塩野哲也） それで結構です。

○議長（吉中隆昭） 服部議員。

○6番（服部公英） いつ頃になりますか。

○議長（吉中隆昭） 都市環境部長。

○都市環境部長（塩野哲也） 計画におきましては、今年度12月までには発注を出し、年度内には終わらせたいと考えております。

○議長（吉中隆昭） 服部議員。

○6番（服部公英） それでは、それで聞いておきます。3分の2の部分について、きつくでこぼこになっている部分は部分修繕でもしておいてください。よろしくお願いします。

それでは、次の質問に移りたいと思います。コミュニティーバスの停留所についてお願いいたします。

○議長（吉中隆昭） 総務部長。

○総務部長（中川恵友） コミュニティーバス路線の停留所のベンチの設置箇所というところでございます。このバスといたしましては、ペガサス号、ささゆり号、ほほえみ号の3路線で合計39か所の停留所がございます。

○議長（吉中隆昭） 服部議員。

○6番（服部公英） その39か所のうち、乗客、使っている方が待っている間に座って待てるベンチというのは何か所ありますか。

○議長（吉中隆昭） 総務部長。

○総務部長（中川恵友） 調査をさせていただきました。今39か所の停留所のうちに、コミュニティーバスの停留所にベンチを設置されているという場所はございません。ただ、39か所のうちコミュニティーバス停留所に隣接している施設または奈良交通のバスの一部、停留所と重なっている部分がございますので、そういった分の設置されているベンチといたしましては全部で15か所でございます。

○議長（吉中隆昭） 服部議員。

○6番（服部公英） 町の役場の前にもベンチが置いてあります。それから、北上牧自治会では第5住宅のところと貴船台公民館のところにベンチを1つずつ置いております。自治会で邪魔にならないように自分たちで設置するのは可能ですか。

○議長（吉中隆昭） 総務部長。

○総務部長（中川恵友） 設置する場所にもよると考えております。ただ、今39か所ございますが、かなり道路の幅員が狭く安全面からおきまして、停留所にはベンチの設置が難しい箇所というのがございます。ただ、今、議員おっしゃっていただいたとおり、自治会館の

前に確かにベンチ等設置していただいていると思いますが、本来ならば、ベンチにおきましては脚が固定されているような部分ということで安全面上一定の基準等はございますが、あくまでも自治会の中で、例えば停留所の近くの個人さんの用地ですか、そこに自治会として安全面を配慮しながら自治会独自でそこに設置されるという部分でしたら、個人さんの土地でございますので、町としてそこにベンチを置かないでくれというようなことはございません。ただ、場所によっては置いていただいても困る場所がございます。

○議長（吉中隆昭） 服部議員。

○6番（服部公英） 今置いているところは、公民館の地区内と第5住宅に設置してある公園の中に置いております。そういうところは結構ですか。歩道のある道路とかはいいんですか。

○議長（吉中隆昭） 総務部長。

○総務部長（中川恵友） その分につきましては、一応公園ということで管理上のこともございますので、そういった部分についての許可と言うたらおかしいですが、そういう分の届出等はしていただいていますでしょうか。そういったことも踏まえて、物がどうなのかということもございますので、そういったことを踏まえて、最終的には場所によっては自治会館等の前であれば自治会等が管理していただいているということでございますので、そういった部分の中で安全配慮をしていただきまして、設置していただくということも可能なかなと思っていますところでございます。

○議長（吉中隆昭） 服部議員。

○6番（服部公英） 分かりました。それでは、この部分についての最後になるんですけども、コロナウイルスによっていろいろ事業が中止されて予算が余っているという言い方はおかしいですけども、潤沢にはないですけどもベンチを設置できるぐらいの分は用意できると思うんですけども、住民サービスに使うバスの停留所に付け替えるという補正予算、組み替えるというような質問になっているんですけども、この部分についての答弁をお願いします。

○議長（吉中隆昭） 総務部長。

○総務部長（中川恵友） 今、議員おっしゃっていただきましたように、今回、コロナに伴うイベント等事業についての中止になった分の補正予算を減額補正ということで現在減額をさせていただきました。財源等は確かにございますが、ただ、設置できるのかどうかという部分がございますので、そういった部分を見極めて、設置にいくならば今後そういった部分について研究していきたいと思いますが、ただ、実情39か所のうちかなり狭い部分の道路等もございますので、道路等に設置するに当たっての一定の基準等もございます。そういった

こともございますので、少し今後の研究課題とさせていただきたいと思っております。

○議長（吉中隆昭） 服部議員。

○6番（服部公英） 事情はよく分かりました。利用する方は年寄りの方とか体の不自由な方もたくさんおられるので、できるだけ置ける部分については置けるように考えて、随時、設置していただくようにしていただきたいということを希望だけしておきます。よろしくお願いいたします。

それでは、次の質問に移ります。お願いします。

○議長（吉中隆昭） 総務部理事。

○総務部理事（山下純司） それでは、次の質問でございます。財源運営についてということでございます。コロナ禍における財政面での上牧町の収入、支出の影響ということでございます。この分につきましては、令和3年度予算におきましては、新型コロナウイルス感染症に伴う経済活動自粛と企業収益の悪化等によりまして個人住民税で6%、法人町民税で9%の減収を見込んでいるところでございます。また、現時点、8月末時点の状況でございますが、個人住民税は調定額ベースで少し減少しているというところでございます。それと、法人町民税については更正、修正申告等の調定額が変動することから現時点での把握は難しいと考えているところでございます。最終的には個人町民税、法人町民税は減収になると認識しているところでございます。それと、先ほど本議会におきまして補正予算させていただきました部分につきましても、コロナによります影響でペガサスフェスタ、国際交流、敬老会、町民体育祭、町民プール等を中止させていただいた部分がございます。その部分におきましては、まず、歳入におきましては187万7,000円、歳出におきましては2,088万6,000円の減額補正をさせていただきました。

○議長（吉中隆昭） 服部議員。

○6番（服部公英） 町民の単純な考え方で、うちの母親でも言うんですけども、事業を何もできなかったということで予算はたくさんある。自分たち年寄りの住民サービス、もう少し考えてもらってくれというようなことを言われるので、ちょっとこういう形で質問させていただきました。それでは、この部分については結構です。ありがとうございました。

最後の質問の資源ごみについてお願いします。

○議長（吉中隆昭） 都市環境部長。

○都市環境部長（塩野哲也） ごみの回収量と収入ということについて回答いたします。令和2年度において資源ごみの回収量は、空き缶が3万1,600キログラム、空き瓶が12万4,430

キログラム、ペットボトルが3万2,290キログラム、白色トレーが4,870キログラムです。

この資源ごみの収入につきましては、空き缶につきましては116万9,370円、ペットボトルにつきましては128万1,721円、白色トレーにつきましては222円。また、各月の収入ということになっておりますが、この分については、回収した後、圧縮や整理してある程度の量がたまってから業者に回収をお願いしているところがありますので、各月というのは出せない状態です。

○議長（吉中隆昭） 服部議員。

○6番（服部公英） 資源ごみにつきましては、捨てれば町の持ち出しの経費がたくさんかかって、資源ごみに出せば少ない金額、結構な額を今言ってはりましたけども、出せば町の収入になるということで本当に大きな差があると思うんです。この点について、もっと広く住民に理解していただいて協力していただけるような広報であったり、いろいろな施策を考えてすべきと考えているんですけども、町としてはどのように考えていますか。

○議長（吉中隆昭） 都市環境部長。

○都市環境部長（塩野哲也） 今、議員がおっしゃるとおり町民の協力なくしてはできない問題であります。その点、そういうことにつきましては、毎年、ごみカレンダー等の配布時や広報でも極力こういう宣伝はさせていただきたいと考えております。

○議長（吉中隆昭） 服部議員。

○6番（服部公英） 広報もそれで大切なんですけども、もっと業績を上げるというか、資源ごみ置場を活発に利用していただけるように、各自治会、協力をもっとしてもらえるように自治会ごとの資源ごみ置場の量をしっかりと管理してもらえるようにボランティアポイントのような形でポイントを与えて、その自治会がしっかりと取り組んだらその自治会に何らかの形で要望するという形で政策を考えれば、各自治会でもっと集めると思うんですけども、そういった政策は考えたことはございますか。

○議長（吉中隆昭） 都市環境部長。

○都市環境部長（塩野哲也） 今のお話ですと、協力してくれた自治会には何らかの還元をというイメージの話だと思うんですけども、そういうことも当然考えられますが、まずは町全体としての考えの中でそういう部分もあるということは当然分かっておりますので、ちょっと考えながら進めたいと思います。

○議長（吉中隆昭） 服部議員。

○6番（服部公英） 分かりました。それでは、資源ごみ置場の広報をしっかりとさせていただ

いて、資源ごみ置場に持ってくるごみのマナーが悪い、これも広報していただいてしっかりとごみ行政に取り組んでもらいたいと思います。

以上です。

○議長（吉中隆昭） 都市環境部長。

○都市環境部長（塩野哲也） それでは最後の話で、町で焼却したときと現在の中継施設を利用したごみの出し方の費用の比較についてということで、一般廃棄物ごみ処理基本計画を出させていただいた中でも示しているとおり、焼却業務を停止する前の直近3か年の平成25年から平成27年の平均経常経費は2億6,276万5,987円でした。直近3か年、平成30年から令和2年度の平均経常経費は4億1,030万4,251円でした。このことから言えば、当然、自分のところで焼いたときのほうが安いという結果にはなりますが、ただ、この計算において、経常経費での比較であり、その間かかっている修繕費や改修費、また、建設費等の部分が一切含まれてない。そういうことも含め、将来を見据えた比較ができない状態であるということもあって答えとしてはこうなるということです。

○議長（吉中隆昭） 服部議員。

○6番（服部公英） 確かに部長の言うとおりで。まだそれに今回焼却場を解体する費用、そういうのも入れないと比べられるものではないというふうに考えております。何でこれを聞いたかという、今度、天理のほうにまた持っていくごみを少しでも減らして少しでも分別して持っていくほうがその経費は町の財産になるし、ちゃんと分別もしないで天理に持っていくときに町の負担金の計算の対象の条件が悪くなるということを町民の方に広く理解してもらって、ごみの出し方にも注意していただくように町のほうからもまた広報をお願いいたします。

○議長（吉中隆昭） 都市環境部長。

○都市環境部長（塩野哲也） これからもごみというのはお金がかかる問題ではあります。今、議員がおっしゃるとおり、当然リサイクルできるもの、資金になるものについては町民の協力を得て進めていくと。また、ごみを減量することも当然の話ですので、今後も啓発を進めながら進めたいと考えております。

○議長（吉中隆昭） 服部議員。

○6番（服部公英） どうもありがとうございました。以上で私の質問を終わりたいと思います。

○議長（吉中隆昭） 以上で、6番、服部議員の一般質問を終わります。

これで本日の一般質問を終わります。



◎散会の宣告

○議長（吉中隆昭） 本日はこれで散会いたします。

どうも皆さん、ご苦労さまでした。

散会 午後 3時30分

令和3年第3回（9月）上牧町議会定例会会議録

議 事 日 程（第3号）

令和3年9月17日（金）午前10時開議

第 1 一般質問について

8番 康 村 昌 史

7番 富 木 つや子

5番 竹之内 剛

9番 木 内 利 雄

11番 東 充 洋

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（１２名）

１番	遠山健太郎	２番	東初子
３番	上村哲也	４番	牧浦秀俊
５番	竹之内剛	６番	服部公英
７番	富木つや子	８番	康村昌史
９番	木内利雄	１０番	石丸典子
１１番	東充洋	１２番	吉中隆昭

欠席議員（なし）

地方自治法第１２１条により説明のため出席した者の職氏名

町長	今中富夫	副町長	阪本正人
教育長	松浦教雄	総務部長	中川恵友
総務部理事	山下純司	都市環境部長	塩野哲也
住民生活部長	井上弘一	健康福祉部長	青山雅則
教育部長	松井良明	総務課長	山本敏光
まちづくり推進課長	松井直彦	住民保険課長	落合和彦
生き活き対策課長	林栄子	こども未来課長	寺口万佐代
教育総務課長	丸橋秀行	社会教育課長	野崎威志

職務のため議場に出席した事務局員

議会事務局長	森本朋人	書記	山口里美
書記	横田大樹		

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（吉中隆昭） 皆さん、おはようございます。ただいまの出席議員数は12名です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

————— ◇ —————

◎議事日程の報告

○議長（吉中隆昭） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。それでは、日程表に従い、順次議事を進めてまいります。

————— ◇ —————

◎一般質問

○議長（吉中隆昭） 日程第1、一般質問について。

一般質問の持ち時間は、理事者側の答弁を含め1人1時間以内です。質問者はその点、十分心得て質問し、理事者側は的確かつ簡潔に答弁をお願いいたします。

————— ◇ —————

◇康 村 昌 史

○議長（吉中隆昭） それでは、8番、康村議員の発言を許します。

8番、康村議員。

（8番 康村昌史 登壇）

○8番（康村昌史） 8番、自由民主党、康村昌史でございます。議長の許可を得ましたので、一般質問を行います。

私の一般質問は、一般質問通告書に従って、質問事項は3点でございます。

1、町内の有害鳥獣被害について。質問の要旨につきましては、令和3年度の町内の有害鳥獣被害について。1、特にイノシシ、イノブタの被害についてです。2は、その対策につ

いて教えていただきたいと思います。

質問事項の2番は、巡回バスの運行についてです。令和2年度に3台の巡回バスが運行されました。1、巡回バスの運行状況。2、バスの時刻表と運行経路の決定方法。3、河合町のイオンの跡地利用の情報の有無。4、巡回バスの時刻表と運行経路の見直しについてです。

質問事項の3つ目は、町内のグラウンド整備についてです。町が管理する3つのグラウンドについて、1、健民グラウンド、桜ヶ丘東公園グラウンド、釘池公園グラウンドの利用延べ回数、利用延べ人数等を教えていただきたいと思います。次に2番目ですが、少子高齢化で利用頻度が少なくなっており、外野はもちろんのこと内野にも雑草が生い茂り、非常に危険であるが、その対策についてお伺いいたします。

再質問は質問者席で行わせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（吉中隆昭） 康村議員。

○8番（康村昌史） 上牧町内の有害鳥獣被害をどのように上牧町は把握されているのかを教えてください。

○議長（吉中隆昭） 都市環境部長。

○都市環境部長（塩野哲也） 令和3年度の上牧町における農地等での有害鳥獣被害につきましては、主にイノシシ、アライグマが大半を占めております。アライグマに関しては、これまで4トン確保しております。そして捕獲おりを貸し出すなどして、防除に努めていただいているところです。

○議長（吉中隆昭） 康村議員。

○8番（康村昌史） それでは、有害鳥獣被害はいろいろあると思うんですけれども、どの程度の被害が出ているのかを教えてください。

○議長（吉中隆昭） 都市環境部長。

○都市環境部長（塩野哲也） イノシシ、イノブタによる被害ですが、主に農作物を食い荒らす。また、農地、畑においてミミズを食べるために土を掘り起こす。そういうことで、田んぼ、畑においてはのり面が崩されるという状況が起こっております。

○議長（吉中隆昭） 康村議員。

○8番（康村昌史） よく分かりました。それでは、2番目のその対策についてですが、特にイノシシ、イノブタについてなんですけれども、令和2年度からその対策が行われていると思いますが、令和2年度ではどのような対策を行い、成果を得たのかをお話しいただきたいと思います。

○議長（吉中隆昭） 都市環境部長。

○都市環境部長（塩野哲也） まず1つは、猟友会を増員して、また地域の方々の協力を得ながら、見回りやわなを仕掛ける等で捕獲に努めております。そして被害に遭われた方々には、上牧町有害鳥獣被害防除補助金がありますので、それを利用して防護柵を作っていただいていると。令和2年度におきましては防護柵をかなりしていただいたんですが、確かに防護柵をされた方については被害が減ってきております。ただ、その分、イノシシが広域化というか、離れたところに出没する傾向に現在なっているところです。

○議長（吉中隆昭） 康村議員。

○8番（康村昌史） 令和3年度の当初予算なんですけれども、有害鳥獣被害防除事業費、まちづくり創生課なんですけれども、令和2年度に比べて大幅に増加していただきました。報償費として有害鳥獣狩猟者謝礼、猟友会に対して28万8,000円。また、需用費、消耗品で33万1,000円。有害鳥獣処分委託料で29万7,000円。原材料費で、くい等で6万6,000円。負担金補助及び交付金で、有害鳥獣被害防除事業負担金として30万円と、本当に大幅に増加していただいて、これで令和3年度は有害鳥獣、特にイノシシ、イノブタの被害は減少するだろうということで農家の方は非常に感謝されておりました。しかしながら、この令和3年度は、年度途中ではありますけれども、ほぼ6か月が過ぎておりますが、イノシシ、イノブタ被害が令和2年度と比較にならないぐらい増加しています。イノシシ、イノブタが下牧の田畑や竹林に出現し、田畑を荒らし回っております。令和3年度の対策と成果はどうなっているのかをお尋ねいたします。

○議長（吉中隆昭） 都市環境部長。

○都市環境部長（塩野哲也） 確かに今おっしゃられたように令和2年度の成果は出ております。ただ、全部の駆除ができてないというのが1つの大きな問題があり、繁殖力の強いこともあり、また、イノシシも知能がないわけでもなく、学習能力もあると。そういうところから、今までわなを仕掛けるのも難しくなっているのも事実で、また、柵をしていただいたところは先ほど言いましたように被害は減っております。ただ、そういう意味で、広域ということで、距離が離れたところで柵をしてないところに今出てきているのが現実です。そこに対しては先ほどの補助金等の利用等の案内をしながら、猟友会のパトロールも増やしてくれということで今進めているところです。

○議長（吉中隆昭） 康村議員。

○8番（康村昌史） 令和3年度の当初予算、これは今まで大体どの程度、利用されているん

でしょうか。金額的ベースで教えていただければ。

○議長（吉中隆昭） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（松井直彦） 一部の補助金は、今現在なかなか、前年度でされている方が多いので、補助金の申請はまだ出てきておりません。ただ、その分につきまして、足わな10個、箱おり2個、電気ショックの分はもう購入させていただきまして、その設置はさせてもらっていただいている状況でございます。

○議長（吉中隆昭） 康村議員。

○8番（康村昌史） 負担金補助及び交付金の30万円はどの程度利用されているのでしょうか。

○議長（吉中隆昭） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（松井直彦） 今現在のところは、1件の申請の話は聞いております。

○議長（吉中隆昭） 康村議員。

○8番（康村昌史） 1件ですか。金額で幾らぐらいになるんですか。

○議長（吉中隆昭） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（松井直彦） 細かい情報等は、申請のほうは、物を買っていただいているのでまだ金額は把握しておりません。

○議長（吉中隆昭） 康村議員。

○8番（康村昌史） よく分かりました。このイノシシ、イノブタ被害についてなんですけれども、この時期になりますと心配なことがもう1つまた増えてきます。稲穂が実り始めておりますが、米は最初はどろどろした甘いミルク状のでん粉が少しずつ固まって、米になると。このどろどろしたミルク状の稲穂を狙って、イノシシ、イノブタが田んぼに侵入する。本当に心配なんですけれども、去年、目の当たりに見せてもらったんですけれども、一反の田んぼの中にイノシシが暴れ回って、稲穂が倒れて、ミルクを吸われて、今は全く休耕状態の田んぼなんですけれども、この辺の対策はどうなんでしょうか。

○議長（吉中隆昭） 都市環境部長。

○都市環境部長（塩野哲也） 行政といたしましては、当然、対策は行わないといけないことなんですけども、まずは各農家の方に努力をお願いするのと、こういう状況があるというのは農家に周知しながら、共に努力をするという形を取っていきたいと考えております。

○議長（吉中隆昭） 康村議員。

○8番（康村昌史） それでは、さきの決算委員会でも申し上げましたが、9月7日の午後5時40分頃、下牧の農家の方がイノシシ、イノブタに遭遇し、慌てて逃げたということです。

この下牧の丘陵地帯は散歩をする方が多くて、人間に危害を及ぼすのではと本当に心配しております。以前は竹林とか山の中やったんですけど、今は民家に下りてきているような兆候があるようです。

また、先日、9月15日水曜日に、北上牧、南上牧地区近辺で猿の目撃情報があると。住民に注意喚起の町内放送が行われたと。猿も有害鳥獣捕獲に指定されておりますが、今後の被害が本当に心配なんですけれども、その対策についてお話ししたいと思います。

○議長（吉中隆昭） 都市環境部長。

○都市環境部長（塩野哲也） 今おっしゃられたように、9月に入ってからイノシシの目撃情報が幾つか来ております。また、15日に猿が出てきたということで、北上牧から南上牧へ移動して行って、最終、葛城台へ行って、その後分からない状況なんですけども、そういう状況でもあります。こういう状況から、今、課では有害鳥獣に対する……。当然、学校にはそういう部分の連絡はすぐさせていただいております。ただ、住民の方々もどこでどういう形で遭遇するといけないので、そういう部分については今資料を作って、広報等で皆さんに周知をしようと考えているところです。

○議長（吉中隆昭） 康村議員。

○8番（康村昌史） よく分かりました。それでは、住民への周知をよろしくお願いいたします。それでは、この質問を終わらせていただきます。

○議長（吉中隆昭） 康村議員。

○8番（康村昌史） それでは、2番目の巡回バスの運行についてなんですけれども、令和2年度の4月1日に3台に巡回バスが増便されました。住民の利便性を図っていますが、本当にありがたいことだと思っています。

それでは、1番目の巡回バスの運行状況についてお話ししたいと思います。

○議長（吉中隆昭） 総務部長。

○総務部長（中川恵友） 議員からも少しお話がございましたように、令和2年4月1日に運行を改定させていただきまして、1台増便をさせていただきまして、合計3台で21便ということで現在運行させていただいているところでございます。ただ、運行につきましては、積雪、凍結による災害等の運行に支障のおそれがある場合であったり、台風等による気象警報の発令時、または年末年始を除きまして毎日運行している状況でございます。

ただ、実績を少し見せていただきますと、全てがどうかというところはあるんですが、コロナの影響もございまして、年間、年度の利用といたしましては、少し令和元年度と比べま

すと2年度は減りまして、また、2年度から3年におきましても、はっきりとはまだ、7月末まで少し、人数的なものではあるんですが、2年度は年間的には元年度に比べますと減少傾向にあるんですが、ただ、2年度の7月と3年度の7月ということで、7月末の状況を見ますと、少し回復しているので、利用していただいているというような状況でございます。

○議長（吉中隆昭） 康村議員。

○8番（康村昌史） よく分かりました。そこで個別にお聞きしたいんですけれども、この巡回バスは朝8時半から夕方大体5時20分頃までと。渋滞等により遅れることはありますけれども、このバス3台それぞれの運転手の配置等はどのようになっているのか教えていただきたいと思います。

○議長（吉中隆昭） 総務部長。

○総務部長（中川恵友） 運転手につきましては、シルバー人材センターに委託をお願いしているところでございます。

○議長（吉中隆昭） 康村議員。

○8番（康村昌史） その運転手の配置なんですけれども、それはもう一切、町は関知していないと。つまり1台のバスが、1日1人の運転手が約8時間運転するという認識でよろしいんでしょうか。

○議長（吉中隆昭） 総務部長。

○総務部長（中川恵友） 1台で2名ということで、午前、午後という形で運行していただいているところでございます。

○議長（吉中隆昭） 康村議員。

○8番（康村昌史） よく分かりました。それでは、2番目のバスの時刻表と運行経路の決定方法なんですけれども、この時刻表と経路はどのように決定されたのかを教えてくださいたいと思います。

○議長（吉中隆昭） 総務部長。

○総務部長（中川恵友） 2つ目の時刻表と運行経路の決定方法というところでご回答させていただきます。今回、決定に当たりましては、少し以前から住民の方々からいろいろご意見等も頂いております中で、少し改定をとということで実施させていただいたところでございます。

まず最初に、平成29年の10月に運行改定に伴うコミュニティーバスの運営に関する町内検討委員会を立ち上げさせていただきまして、その中で自治会のご協力等を得まして、コミュ

ニティーバスに関するアンケートを実施させていただきました。その結果に基づきまして、買物や公共施設の移動手段として活用されているという回答や、路線網や乗車位置などの充実といったご意見等も多く頂いたところでございます。また、以前から住民の方々から、一部の地区におきましてはバスに乗車できないということで、別途、職員が改めて迎えに行つて送らせていただくというような事例等もあったことから、町内検討会議の中でどういう地区に配置をすればいいのかを少し考えさせていただきまして、どこの地区からでも乗車していただきまして、公共施設、病院等に行きやすくなると。

また、バスを1台増便することで乗車位置の充実をさせることの方向性を定めさせていただきまして、検討させていただきました。その結果、幾つかのルート案を当初作成させていただきまして、その中で職員が試走を何回か重ねさせていただきまして、1周1時間程度で巡回可能なルートということで時刻表と運行経路を決定させていただき、また改めて新規のバス停9か所を設置させていただいたということでございます。

○議長（吉中隆昭） 康村議員。

○8番（康村昌史） 今の答弁でよく分かりました。住民ニーズ等を把握されて時刻表、運行経路を決定されたということで、よく分かりました。

それでは、3番目の河合町のイオンの跡地利用の情報の有無です。もしあれば教えていただきたいと思います。

○議長（吉中隆昭） 総務部長。

○総務部長（中川恵友） 河合町のイオン跡地利用の情報についてでございますが、今のところ何の情報も得ておりません。

○議長（吉中隆昭） 康村議員。

○8番（康村昌史） 私もそうなんですけれども、住民からイオンの跡地はどうなるのかとよく聞かれるんですけども、返事のしようがなく非常に困っているんですけども、それ以上に片岡台地区の方たちが今困っている問題があり、その相談を受けましたので今回一般質問をしております。

4番目の巡回バスの時刻表と運行経路の見直しです。この質問についてなんですけれども、イオンがなくなって片岡台地区の高齢者が買物に困っているそうです。車のある高齢世帯は買物には問題がないんですけども、片岡台地区の高齢者はやむを得ず巡回バスを利用してラスパに行かざるを得なかったというお話です。そこで参考に、上牧町の現在の8月31日時点の人口は2万1,988人。65歳以上の高齢化率は、65歳以上は7,511人で、高齢化率は34.15

と。80歳以上は2,345人で、10.66%という高齢化率です。ここでお尋ねしたいんですけども、上牧町の高齢者の免許保有率等、もし分かるなら教えていただきたいと思います。

○議長（吉中隆昭） 総務部長。

○総務部長（中川恵友） 免許証の保有率は、申し訳ございませんが把握はできておりません。

○議長（吉中隆昭） 康村議員。

○8番（康村昌史） よく分かりました。先ほど申しましたように、車がない世帯は非常に困っていると。それを具体的な数字で分かればと思い、質問させていただきました。

そこで、片岡台の方たち、住民の方がおっしゃるんですけども、まさかイオンがなくなるとは、想定外のことが起こったので、それで非常に困っていると。ここでお尋ねしたいんですけども、令和2年4月1日の巡回バスの時刻表、運行経路をつくったときは、このイオンがなくなるといふ情報は町当局は把握していたのかをお尋ねいたします。

○議長（吉中隆昭） 総務部長。

○総務部長（中川恵友） 以前からそういったお話は少しお聞きしておりましたが、実情、今現在なくなると、いつ頃はつきりなくなるといふような情報は得ておりませんでした。

○議長（吉中隆昭） 康村議員。

○8番（康村昌史） 本当にまさかイオンがなくなるとは。本当に大変なことです。そこで片岡台地区の高齢者からの要望なんですけれども、片岡台地区は、ささゆり号の第6便、ラスパ前に15時56分に乗らないと片岡台方面に帰ってこれないんです。この便は片岡台1丁目バス停に16時13分ということで、少し早過ぎるという指摘です。つまり第7便にラスパから片岡台方面に帰れるささゆり号がないという点です。

そこで私なりに考えて1つの提案を行ったんですけども、ほほ笑み号第7便に乗れば、2000年会館16時52分発、桜ヶ丘3丁目17時1分に到着と。桜ヶ丘3丁目のバス停からは片岡台方面に歩いていけるのではという提案をしましたが、高齢者は家から一番近い停留所に降りたいそうです。その理由は、荷物を持って帰るのが大変なので、桜ヶ丘3丁目から片岡台方面に歩いていくのは到底無理だということです。平成2年4月1日に町当局が一生懸命作られた時刻表と運行経路なのでもうこれ以上のことは申しませんが、服部台の濁明星線の道路改良工事は令和3年度には終了予定でしょうか。その辺を教えていただきたい。

○議長（吉中隆昭） 総務部長。

○総務部長（中川恵友） 服部台濁明星線につきましては、今年度末に一応開通と。開通したところが来年、令和4年度に……。

○議長（吉中隆昭） 都市環境部長。

○都市環境部長（塩野哲也） 服部台明星線につきましては、今年度、工事はほぼ完了しますが、交差点の工事がまだ来年度残っているので、ちゃんとした開通は来年度末になると思います。

○議長（吉中隆昭） 康村議員。

○8番（康村昌史） それでは、私からの要望なんですけれども、イオンがなくなるという想定外のこの出来事に対して、何とか時刻表、巡回経路の見直しをお願いしたいんですけれども、服部台濁明星線、これが開通した頃に再度見直しをしていただけないかなという要望です。その辺についてはいかがでしょうか。

○議長（吉中隆昭） 総務部長。

○総務部長（中川恵友） 先ほども、今回の運行ルート並びに時刻表の改定に当たりまして、改定に至った経緯を少しご説明させていただきました。今、議員がおっしゃっていただくとおり、一応新しく服部台明星線が開通するということもございしますが、ただ、ここにおきましては、改めて近くに貴船台北口であったり米山台6丁目、服部台2丁目ということで新しくバス停等も設けさせていただきました。ただ、服部台明星線に直接隣接しているかという、少し離れている部分もあるんですが、こういった部分、住民の方のアンケート調査を基に、ニーズでもって変更させていただきました。ただ、これでもって全ての方々が100%ご利用いただけるという部分とは、町としてもそこはできないということも認識しておるんですが、ただ、100%住民の方々のニーズを全てクリアできるかといいますと、そこについては申し訳ございませんができませんということで、努力はさせていただきますけれども、そういった部分については無理だという認識を持っているところでございますので、今、議員がおっしゃっていただきましたが、このままずっと永遠にこのルートでこの時刻でという部分は考えておりませんので、はっきり服部台明星線が開通した時点でと言うことは少し回答は差し控えさせていただきますが、適宜、運行ルートについては、時刻についても、状況等を判断させていただきながら見直しをさせていただきたいと。今後の研究課題ということでさせていただきたいと思っておりますのでございます。

○議長（吉中隆昭） 康村議員。

○8番（康村昌史） よく分かりました。それでは、今後の検討課題ということでよろしくお願いいたします。それでは、この質問は終わらせていただきます。

それでは、3つ目の町内のグラウンド整備についてです。1番目の健民グラウンド、桜ケ

丘東公園グラウンド、釘池公園グラウンドの利用延べ回数、利用延べ人数等を教えていただきたいと思います。

○議長（吉中隆昭） 教育部長。

○教育部長（松井良明） それでは、町内と河合町にございますグラウンドについて、令和2年度におけるそれぞれの利用状況につきましてご報告申し上げます。桜ヶ丘東公園グラウンドについては年間376件、釘池グラウンドにつきましては31件、健民グラウンドにつきましては243件の利用がございました。

なお、利用延べ人数につきましては、コロナ禍の状況にございましても基本的には屋外利用ということになっておりますので、把握には至っておりません。

○議長（吉中隆昭） 康村議員。

○8番（康村昌史） 確認なんですけれども、東グラウンドは376件、釘池公園が31件、健民グラウンドが243件ですね。

○議長（吉中隆昭） 教育部長。

○教育部長（松井良明） そのとおりでございます。

○議長（吉中隆昭） 康村議員。

○8番（康村昌史） やはり私の思ったとおりで、使用頻度が本当に少ないのが釘池公園です。健民グラウンド、東グラウンドは通常の頻度だと思います。私自身がこの3つのグラウンドを調べてみましたら、やはり健民グラウンドと桜ヶ丘東公園グラウンドは、外野や周辺に雑草はあるけれども、さほど運動競技には問題にならないと考えています。しかし、釘池グラウンドは内外野ともに雑草が生い茂っており、ここ数年、雑草が生い茂っています。去年ですか、外野にも非常に雑草がひどいということで草刈り等をやっていたんですけども、その方法、回数等を教えていただきたいと思います。

○議長（吉中隆昭） 教育部長。

○教育部長（松井良明） 釘池グラウンドにつきましては、例年、当該グラウンドののり面につきましては草刈りをさせていただいておりますが、グラウンドの中については草刈りせずに、実施をしているということは今の段階ではお聞きはしておりません。

○議長（吉中隆昭） 康村議員。

○8番（康村昌史） それでは、2番目の少子高齢化で利用頻度が少なくなっており、外野はもちろんのこと内野にも雑草が生い茂り、非常に危険であるこの釘池公園、釘池グラウンドについて、その対策をお伺いいたします。

○議長（吉中隆昭） 教育部長。

○教育部長（松井良明） 今、議員ご指摘の釘池グラウンドにつきましては、現在かなりの草がある状態であることを現場において確認をしているところでございます。なお、当グラウンドの所有は河合町でございますが、昭和52年4月に河合町との間で締結をさせていただきました釘池運動場管理業務の委託に関する契約第5条の規定により、本町にて維持管理としての草刈りをする事となっておりますので、当該契約に基づき早急に草刈りを実施させていただきたいと考えているところでございます。

なお、今説明を申し上げました河合町との委託契約につきましては、昭和52年当時の契約でございまして、現状の利用頻度等においてかなり利用が減少しているということに鑑み、今後、河合町と当該グラウンドに係る維持管理費用の負担の在り方について協議を進めたいと考えているところでございます。

○議長（吉中隆昭） 康村議員。

○8番（康村昌史） よく分かりました。河合町と協議していただけるということで、今現在、内野まで雑草が生い茂っているこの雑草の整備についてはどのように考えられているのかを教えていただきたいと思います。

○議長（吉中隆昭） 教育部長。

○教育部長（松井良明） 現状、今、議員からご指摘がございましたので、その部分については、当町で草刈りを今年度については確実に履行させていただくという考えでございます。

○議長（吉中隆昭） 康村議員。

○8番（康村昌史） 利用者も雑草を抜いているんですけれども、あまり多過ぎて追いつかない状況です。ああいうグラウンドに雑草が生えた場合に、通常の草刈りでできるのかどうか。掘り起こして根っこから抜くのか、その辺の方法はどうなっているのでしょうか。単なる草刈りだけ、草刈り機でやるだけでいけるのかをお尋ねしたいんですけれども。

○議長（吉中隆昭） 教育部長。

○教育部長（松井良明） グラウンドにおける草の処理につきましては、当然刈ることも1つの方法としてございます。それと併せまして、塩化カルシウムをまいた後に軽四等につけて引っ張るというような例規がございますので、それを活用して処理すると、一定短いというか、横に伸びるような草については対応ができるのかなというふうに認識をしているところでございます。

○議長（吉中隆昭） 康村議員。

○8番（康村昌史） よく分かりました。できるだけ早くグラウンドの整備をお願いして、私のこの質問は終わらせていただきます。ありがとうございました。

それでは、これで私の一般質問を終わります。

○議長（吉中隆昭） 以上で、8番、康村議員の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩とし、再開は10時50分。

休憩 午前10時36分

再開 午前10時50分

○議長（吉中隆昭） それでは再開いたします。

————— ◇ —————

◇富 木 つや子

○議長（吉中隆昭） 次に、7番、富木議員の発言を許します。

7番、富木議員。

（7番 富木つや子 登壇）

○7番（富木つや子） 皆さん、おはようございます。7番、公明党、富木つや子でございます。議長の許可が出ましたので、通告書に従いまして一般質問を行ってまいります。

初めに、この夏、コロナが大きく影響する中で、世界中のアスリートたちの東京オリンピック・パラリンピックが無観客の中で繰り広げられました。日本選手の活躍に私もテレビの前で思い切り応援いたしました。特に私が印象に残ったのは、協議を終えた日本の選手のインタビュー、多くの選手のインタビューの際に、コロナの困難な状況下でオリンピックが開催され、出場することができた喜びと、人々への深い感謝の思いを、メダリストだけではなく惜しくも敗れた選手からも同様の言葉が聞かれたことでした。この言葉はコロナだからこそ多くの人の心に残り、オリパラの希望と感動は、国民の誰もが選手の姿に共感されたのではないのでしょうか。また、コロナ感染者数については減少傾向にありますが、感染力の強いデルタ株、変異株による若年層への感染拡大や重症化しやすいなどリスクが高まっており、保健所の体制や医療体制も厳しい状況です。元の日常とは程遠い生活が続く毎日ですが、コ

ロナ禍において誰もが安心して暮らすために、6月に続き、誰一人取り残さないための取組について、大きく2点について質問いたします。

大きな1点目、子どもを守るための取組について。①児童、生徒の通学路の安全確保について。②夏休み明けの時期に児童、生徒の子どもの変調、SOSを見逃さない学校の対応について。③教職員や受験生の接種や任意による児童、生徒への抗原検査キットの配布など、学校現場における感染予防の強化について。

大きな2点目、コロナ禍における必要な支援と対応について。①新型コロナウイルス感染者の自宅療養者、濃厚接触者の自宅待機者への生活支援について。②コロナ禍において不安などを抱えている妊産婦の接種状況と相談やサポートについて。

この大きく2点についてよろしく願いいたします。再質問は質問者席で行ってまいります。理事者の皆様、よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（吉中隆昭） 富木議員。

○7番（富木つや子） 着座にて質問させていただきます。よろしく願いいたします。

初めに、1つ目の子どもを守るための取組ですが、この質問は昨日の議員の質問とも重なっております。昨日は合同点検の具体的な内容の質問でございました。私はそれ以外の質問についてお伺いいたします。では、答弁よろしく願いします。

○議長（吉中隆昭） 教育部長。

○教育部長（松井良明） 本町におきましては、平成24年4月の京都府亀岡市での児童等が巻き込まれるという痛ましい交通事故を契機として、毎年1回、通学路の安全点検を継続して行っているところでございます。そのことによりまして、本町における通学路につきましても安全対策は一定進んでいるものであると認識をしております。また、このたび千葉県八街市における事故を受けまして、文部科学省、国土交通省及び警視庁からの通知に基づき、本町におきましては、富木議員、東議員の連名による要望書にも記載を頂いておりまして、子ども目線で地域の住民の声を重視した通学路における合同点検を実施することとしたところでございます。

○議長（吉中隆昭） 富木議員。

○7番（富木つや子） 今、部長からお話がありました八街市の痛ましい事故を受けまして、国が7月9日に全国の公立小学校に対して1万9,000校へ通学路の合同点検を行うように、また安全対策を講じるよう通知がありました。今お話ししていただいたんですけれども、その

中で私たちも、今部長からありましたように要望書を町長に提出させていただいたところ
す。そして、私もこれは忘れもしませんが、2012年に京都の亀岡で児童の列に車が突
っ込んで3人の子どもたちが痛ましく亡くなったということで、この事故を受けて、そのと
きも国の全国総点検がありまして一般質問もさせていただきました。

上牧町でも国の通達を受けて、今回、保護者も参加して、そのとき亀岡のときも、保護者
も、それから各関係課が合同して、本当に協力されて合同点検が行われたところです。そし
て、この亀岡のことを受けて、学校からも合同点検の後、通学路の防護柵であるとか、それ
からいろいろ安全対策が上牧町でも行われましたけれども、その状況についてどれくらい進
んだのかをお願いいたします。

○議長（吉中隆昭） 教育部長。

○教育部長（松井良明） 以前の観点につきましては、道路が狭い、見通しが悪いといった場
所を重点的に点検させていただいたところでございます。通学路上におきます主要な交差点
でのカラー舗装であったり、横断歩道の路面標示であったり、子どもたちをガードするよう
な仕組みであったりを構築させていただいたところでございます。そのことにより、基本的
に以前の観点からの対策については一定進んでいるという認識をさせていただいているとこ
ろでございます。

○議長（吉中隆昭） 富木議員。

○7番（富木つや子） 亀岡のときも2012年でした。今おっしゃったように、上牧町でもいろ
いろ進んでいるんですけれども、その結果、緊急点検の結果、全国で7万4,483か所で対策が
必要であることが判明して、2019年度末までには約98%安全対策が実施されたということで、
上牧町においても今お話ししていただきましたけれども、これまでしっかりと一定のお取組を
していただいているところです。私も他町と比べて上牧町はかなり安全対策が進んでいると
いうことを実感しておりまして、今回のこの対策についても、ポイント的にはスピードが出
やすいとか、幹線道とか、それから幹線道の抜け道とか、細かいところまで点検の要請がさ
れていますよね。その中で、現在、上牧町の状況、作業確認、それから今回のこの合同点検
の実施計画をお願いできますか。

○議長（吉中隆昭） 教育部長。

○教育部長（松井良明） このたびの事故を受けて、国からは先ほど申し上げました道路が狭
い、見通しが悪いといったところに加えて、見通しがよくても速度の出やすい道路、大
型車両の進入の多い箇所、保護者や地域の方々から既に改善要望があった場所なども新たに

ポイントとして加えられたところでございます。当町におきましては、このポイントを踏まえまして、今回新たな観点に基づく点検を9月下旬までに実施させていただくということとしておるところでございます。

なお、本年度におきましては、各学校からは今申し上げました新たなポイントを踏まえた上での通学路の確認をしていただいた後、教育委員会に報告が既になされているところでございます。その報告を受けまして、教育委員会といたしましては、従来の教育総務課、建設環境課及び総務課を中心とした庁内組織と西和警察署及び高田土木事務所という体制に加え、今回の点検におきましてはPTAを所管いたします社会教育課も参加してもらおうとともに、庁内で実際に見守り活動をしていただいている方々の参画も予定をしているところでございます。

○議長（吉中隆昭） 富木議員。

○7番（富木つや子） めどとしては、合同点検は9月末までにということで、これは県も対策を、教育委員会でまとめたものを県で確認して、そこから助言も盛り込まれているところですけど、その辺の認識はいかがですか。

○議長（吉中隆昭） 教育部長。

○教育部長（松井良明） この当該報告に基づき、今申し上げました組織をもって自己点検をさせていただきます。その結果を県に報告をさせていただきます。その後、さきの議員からもご指摘がございました、県における第三者組織にその当該評価の対策等についての方向性等をご検討いただき、また市町村にその結果がフィードバックをされると。それに基づいて、町は具体的な施策を講じていくというような形になると承知しております。

○議長（吉中隆昭） 富木議員。

○7番（富木つや子） 最後にまとめたいんですけれども、先ほど亀岡のことでお話をしました。2019年度までに98%、全国で安全対策が講じられたんですけれども、それでも今回のような事故がやっぱり発生するということで、事故が後を絶たないわけなんですよ。そのことを受けて、やはり子どもたちを守るためには、さらに安全対策の取組は当然ですけれども、幾ら対策を講じて、町内を走る、また近隣を走る運転者にも安全運転をお願いするような対策をお考えにはなっておられるのか、その辺をお願いいたします。

○議長（吉中隆昭） 教育部長。

○教育部長（松井良明） 議員のご指摘のとおり、このたびの事故については飲酒が関連をしていたということは承知しております。飲酒運転についてはあってはならないことだと認識

をしておりまして、取りも直さず飲酒運転に起因するもので上牧町の子どもたちがけがをする、最悪命を失うということがあってはならないことであることは皆様と同じ見解を持っているところでございます。

また、一方、運転をされる運転者のモラル、マナー向上、子どもたちが横断をするような気配があれば一旦停止をするというようなどころら辺のソフト面のモラルの向上も周知といえますか、啓発をしていく必要があるのかなというところでございますので、交通安全対策課とも十分協議を強調させていただきながら、そのことについても適切に対応してまいりたいと考えているところでございます。

○議長（吉中隆昭） 富木議員。

○7番（富木つや子） やっぱり対策を講じて、先ほども言いましたように運転者のモラル、そこ辺りの徹底は大事、啓発は大事かなと思いますので、どういうふうな形を検討されるのか分かりませんが、広報とかホームページとか、それはいつも同じような形なんですが、やっぱり工夫を凝らした形の、これだけ情報、皆さんもニュースで見たり、情報でしっかりとネットで見たりされているわけです。だから、そこ辺りも、私も見守り活動もさせていただきましたが、やはり危ない部分がたくさん、運転、朝からばんばんスピードを上げて交差点をばーっと突っ切っていく方も中にはいらっしゃいます。だから、そういうことでは上牧町だけの問題ではなくて、奈良県、また全国でという話にもなりますけれども、県とも連携しながら、警察との合同点検もここに入っていますので、そこ辺りをしっかり警察にもご相談いただいて取組をしていただきたいと思いますと思いますが、その点いかがでしょうか。

○議長（吉中隆昭） 教育部長。

○教育部長（松井良明） 今回、点検という形で実施をさせていただきますが、当然、年2回ぐらいの頻度で実施をさせていただくこととなります。上牧町の交通事情については、時々刻々と変わっていくものでございます。そのような折にありまして、地域の住民の方々が実際に感じておられる危険な場所等については随時お聞きをするということで、危険度合いが高いと思われるほうにつきましては随時対応していくという形で、1年間を通していずれの時期であっても、子どもたちを守っていくというようなことに係る交通安全対策については、町一丸となって取り組んでいきたいと考えているところでございます。

○議長（吉中隆昭） 富木議員。

○7番（富木つや子） よろしくお願ひしたいと思ひます。では、この質問はこれで結構です。

次、お願ひします。②の質問をお願ひいたします。

○議長（吉中隆昭） 教育部長。

○教育部長（松井良明） それでは、2点目のご質問の回答をさせていただきます。夏休み明けに子どもたちが変調を訴えることが多いということが全国的に知られているところでございます。各学校では、子どもたちのサインを見逃さないように教員がチームで連携を図り、子どもたちのサポートに当たっているところでございます。子どもたちの体調や日々の欠席、遅刻、早退の状況、保健室の利用状況、学習意欲や部活動への参加意欲の変化、友達関係のトラブルなど、多角的に教職員がＳＯＳを直ちにキャッチできるような体制を整えているところでございます。また、各学校では、学校の行事や学年の状況に応じて教育週間期間を設定し、一人一人から丁寧に悩み事の相談に応じるなど、心の不調の早期発見、早期対応を実践しているところでございます。

○議長（吉中隆昭） 富木議員。

○7番（富木つや子） 今、部長から様々な、休み明けの子どもたちのＳＯＳをキャッチ、しっかり受け止めるというような、こういうようなお話でございました。いろいろ先生方も忙しい中、多忙な中、様々な気を配っていただいて寄り添っていただいているというお話も、学校現場からもお聞きしたことがあります。子どもの不登校とか、いろんな悲劇を生んだりとか、いろいろそういうふうなことのキャッチ、しっかり寄り添っていただくということが非常に私は大事かと思っております。

その中で、ＮＰＯ法人で子どもの不登校に長年関わってきた全国不登校新聞社の石井編集長という方がいらっしやいまして、子どもからのＳＯＳを周囲の大人が見逃さないように訴える緊急アピールを発表しておられます。そこで、今様々に対応していただいている中で、やはり先生方も100%ということでは厳しい状況もあるかと思いますが、学校内同士の教師間の情報共有や教員専門研修の実施については、このようなことから様々なことに対応できるような、寄り添うような、そういうふうなことを学ぶ場だと思うんですが、その辺については、この研修、それから教師間の情報共有についてどのようになっているか、お願いいたします。

○議長（吉中隆昭） 富木議員。

○7番（富木つや子） 学校内同士の教師間の情報共有はどうされているのか。それから研修について。専門研修です。そういうことが行われているのか、取り組んでいらっしゃるのか、今後計画はあるのか、お願いいたします。

○議長（吉中隆昭） 教育部長。

○教育部長（松井良明） 学校内における教師間の情報共有については、教頭先生を核として適切に取組をさせていただいているところでございます。また、子どもの心のケアに関する研修も随時開催をされておりますので、参加を促しているところでございます。併せまして、当町におきましてはスクールカウンセラーの配置、心の教室相談員が子どもたちの心に寄り添い、専門的な観点から子どもたちのみならず教職員にもアドバイスを行っているところでございます。おかげさまで、現時点におきましては、子どもたちは順調に生活をスタートさせることができていると認識をしております。

また、親や学校の先生の相談で対応できないケースにつきましては、教育研究所にございますあすなろダイヤルや、奈良いのちの電話で相談ができることを子どもたちに知らせるといった取組を行っているところでございます。

○議長（吉中隆昭） 富木議員。

○7番（富木つや子） 教師間の先生方同士の情報共有は当然ながらやっておられるということなんですけれども、そのことで研修、昨年、今年にかけて、去年からコロナが物すごくここ一、二年という感じなんですけれども、その間に研修等は行われたのかどうか、実施されたかどうかをお願いします。

○議長（吉中隆昭） 教育部長。

○教育部長（松井良明） 聞き取りにくかったんですけど、申し訳ございません。

○議長（吉中隆昭） 富木議員。

○7番（富木つや子） 大きな声で言います。コロナ禍に入ってから、専門研修といたしますか、先生の研修は行われたのかどうかということと、今後の計画をお願いします。

○議長（吉中隆昭） 教育部長。

○教育部長（松井良明） コロナの影響という質問だったと思います。その部分については、当然少なからずコロナの影響が、かなりこの閉塞感のある中で子どもたちに与えている影響は大きいものがあるというふうに認識をしております。その部分についても、当然、現下のコロナ感染の状況等も的確に見定める必要があると思うんですけど、その辺で子どもたちに係る学校での制約等についても、できる限り従前の形を取り戻す形での取組となるように期待をしているところでございます。

○議長（吉中隆昭） 富木議員。

○7番（富木つや子） 今後の計画は考えておられますか。

○議長（吉中隆昭） 教育部長。

○教育部長（松井良明） 先ほど申し上げましたとおり、夏休み明けについては、子どもたちが最悪、不幸なケースに至る可能性もあるということを受けておりまして、来年度、教職員を対象といたしました、自殺研修というのは大がかりになるんですけども、子どもたちがどういった場合に危機的な状況に至ってしまうのかということら辺の見識を有する方を講師としてお招きさせていただいて、その辺の未然に防ぐ手だてであるとか、それに至るまでのアプローチの在り方等についての研修をさせていただくことといたしております。

○議長（吉中隆昭） 富木議員。

○7番（富木つや子） 分かりました。次、子どもたちはコロナ禍の影響の中で、やっぱり多くの子どもたちが少なからずストレス、また息苦しさ等々、それから家庭状況ということで、大変に辛い思いを感じている子どもたちもいるかと思うんですけども、コロナ禍の中で相談件数、それから相談内容、受けた子の把握についてはなされているかどうか。それから、相談内容によっては対応につなげていかれたかどうか、その辺りをお願いします。

○議長（吉中隆昭） 教育部長。

○教育部長（松井良明） 具体的な相談件数等については、現時点で把握には至っておりません。

○議長（吉中隆昭） 富木議員。

○7番（富木つや子） 把握ができてないということですね。個人情報とか、それから内容的に把握ができない仕組みになっているのか、そこら辺りをお願いします。

○議長（吉中隆昭） 教育部長。

○教育部長（松井良明） 先ほどご説明申し上げましたカウンセラー、心の相談員については、日々の相談記録等については確実に残しております。その辺、学校内の対応にとどまる部分については、教育委員会に上がってこないという実例もございますので、その辺で全ての全容を教育委員会としては認識をして把握していないというふうにご理解を頂けたらと思いますが。

○議長（吉中隆昭） 富木議員。

○7番（富木つや子） そういうことになるかと思いますが、だからこそやはり子どもたちのＳＯＳ、変調には本当に大事に意識を持って接していくことは大事かなとすごく今思いました。その点もまたしっかりと、先生方は大変ですけども、そういう取組をしっかりとしたいと思っています。

それとあと、子どもの相談窓口なんですけれども、広く伝えていくということで、今、部

長からはあすなろダイヤルや奈良いのちの電話に相談できることを知らせているということでしたけれども、例えばほかにも広く、24時間子供ＳＯＳダイヤル、夜間休日も含めて年中無休で相談ができるとか、それからあと、子どもに身近なＬＩＮＥなどで相談ができる生きづらびっと、それからこころのほっとチャットということも、このような相談窓口も、子どもたちはＬＩＮＥを今は日常的に使いますので、その辺りの気軽にといいですか、困ったらこういうことをＬＩＮＥですぐぱぱっと発信できるような形にもなっていますので、そのようなことを子どもたちに寄り添う中で少し教えていただきたいと思いますけれども、広く相談できることを知らせていただきたいと思いますと思うんですが、その辺り、この相談窓口のほかにもこのような例がありますので、このような相談窓口をまた知らせていただきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思いますが、いかがですか。

○議長（吉中隆昭） 教育部長。

○教育部長（松井良明） 今、議員からご提示を頂いた部分で、相談機関は今ご説明申し上げたところ以外でもあるという認識を新たにしたところでございます。その部分についても、子どもたちが気軽にとというのが適切かどうか分かりませんが、利用してもらえよう学校を通じて周知を図っていきたいと考えております。

○議長（吉中隆昭） 富木議員。

○7番（富木つや子） いろいろと状況的に厳しい環境状況でございますけれども、先生方も忙しいですし大変ですが、子どもたちは大切な未来の宝です。何物にも代え難い子どもたちですので、大切な子どもたちですので、気持ちに寄り添ってＳＯＳを受け止めて、不登校やいじめ等の未然の防止を努めていただくようお願いしたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。この質問はこれで結構です。

では、次、お願ひします。

○議長（吉中隆昭） 教育部長。

○教育部長（松井良明） それでは、3点目の質問についてご回答申し上げます。教職員の接種状況につきましては、安心して教育活動に専念いただくべく、本年7月から8月の夏休み期間中に、本町の集団接種のキャンセル枠並びに予約の空き枠を利用して接種を実施したところございまして、小学校3校では46名、中学校2校では65名、町立幼稚園では12名の教職員がそれぞれ接種済みとなっている状況でございます。

なお、今申し上げた人数につきましては、本町における集団接種のキャンセル枠等を活用しての接種を受けた者の人数でございまして、実際の各学校・幼稚園におけます接種状況に

つきましては個人のプライバシーに関わる事項であり、また接種が強制されるものではないという観点から、全容の正確な把握には至っておりません。

○議長（吉中隆昭） 富木議員。

○7番（富木つや子） 分かりました。先生方の接種状況について、キャンセル枠を利用して進めてきているということですが、昨日の回答でも、あくまでも任意接種であり、個人情報やプライバシー等の観点から把握していないということでございました。しかし、教職員が、先生方が感染しますと、12歳未満の子どもたちはワクチン接種ができないので、子どもたちを囲む大人たちの接種は任意なんですけど、個人的には私は欠かせないのではないかなと思っておりませんが、強制ではないということは十分分かっておりますが、その辺の教育委員会としての考え方はどのようにお考えなのでしょうか。

○議長（吉中隆昭） 教育部長。

○教育部長（松井良明） 実際に学校で子どもたちと接触をしていただいている先生方については、一定、ワクチン接種を受けていただくという方向を教育委員会としては推奨させていただいておりますが、受けないというのも当然個人としての考え方としてあるわけでございます。ただ、子どもたちに感染を広げない、もしくは教職員自らの感染も防ぐという観点については有益なものであると認識をしておりますので、押しつけや強制にならない範囲で教育委員会としては受診を進めていくという立場でございます。

○議長（吉中隆昭） 富木議員。

○7番（富木つや子） 今、家庭内感染も増えております。子どもたちから、さらに今若い人たちに感染が広がっていますので、そういうことも家族も含めて子どもたちの現場、そうすると先生方についてもご協力をしていただきたいと私も思っています。

次、お願いいたします。受験生の優先接種についてでございますが、この点も接種は家族とか個人的な判断で行うわけですが、この点についてのお考えをお願いいたします。

○議長（吉中隆昭） 教育部長。

○教育部長（松井良明） 受験生に対する接種というお尋ねだったと思います。このたび文部科学省におきましては、9月14日に新型コロナウイルスのワクチンについて、受験を控えた中学3年生や高校3年生が早期に接種できるよう特段の配慮を求める通知を全国自治会について発出されたということが報じられておりました。本町におきましても、中学3年生が新型コロナウイルスに感染をして受験が受けられないという事態は是が非でも避けるべきであると考えておりますので、各中学校に対し、先ほどの説明にもございましたが、強制や押し

つけにならないことに十分に配慮した上で、当該生徒に対するワクチン接種について特段の配慮を行うよう指示させていただくこととしているところでございます。

○議長（吉中隆昭） 富木議員。

○7番（富木つや子） 今、部長が言っていただきました、14日に文科省が、受験を控えた中3、高3が早期に接種できるように配慮を求める通知を全国の自治体に発信しております。そのことを受けて、今、部長から答弁がございましたので、やっぱり工夫をした、デリケートな部分もありますし、しかしながら受験ができなくなるということは学生の子どもたちの人生に関わるということにもなりますので、その辺の配慮をしっかりとしていただきますようよろしくお願いいたします。

では、次、抗原検査キットについて、国から基本数、職員用に配布をされていると思います。これらの備蓄とは別物だと思うんですけども、その辺りの状況と学校の配備数を願います。

○議長（吉中隆昭） 教育部長。

○教育部長（松井良明） それでは、抗原検査キットについてご説明申し上げます。このほど、政府からは新型コロナウイルス感染症のクラスターの回避、医療の逼迫を防ぐ観点から、小学校、中学校に対しまして、コロナ感染症に係る抗体検査を迅速かつ簡易に行うための検査キットが配布される予定となっております。当町には80セットの配布が予定をされているところでございますが、今日現在まだ到着には至っておりません。

当該キットにつきましては、原則として教職員に使用をしていただくということを想定されておりますが、児童、生徒につきましても、発熱等の風邪の症状があるときなどの場合で、直ちに帰宅することが困難であるという理由により医療機関を直ちに受診できない場合に限り、補完的な対応として、小学校4年生以上の児童に対しましても、本人の了承と保護者の同意を得た上で使用することが可能とされておりますので、当町におきましても適切に運用をしてまいりたいと考えております。

○議長（吉中隆昭） 富木議員。

○7番（富木つや子） 国からの配備というのは、あくまでも基本は先生方に対してのものだと思いますが、部長からも学校の配備ということについては、子どもたち、それからあと、その辺り、希望者、家族で相談して、子どもたちに何かあれば、熱が出るとか、そういう辺りについては使っていただくというような、そのような判断でよろしいですね。

そしたら今後は、備蓄品もあるんですけども、また学校は学校でこのような配備は必要

かなと思うんですけども、奈良県の中ではいち早く、8月31日の奈良新聞の掲載ですけども、奈良市においては市立小・中学校の全65校に対して教職員用のキットを先生方に対して配布をするということと、それからあとほかにはこれは吉野町なんですけど、児童、生徒にも配布をしております。これは吉野といえば桜の観光地でもございますので、いろいろクラスター予防等も含めて備蓄品で約1,250戸を備蓄していた。それを子どもたちということで配布をしております。この点については、あくまでも受け取りは任意ですけども、安心して登園、登校ができる環境を整えたいとしていますので、保護者に対しては協力をできるだけしてほしいというような訴えの中で配布をされておりますけれども、上牧町においては、今この80セットプラスどのような、どれぐらいの数を含めて配備を考えておられるのか、よろしくをお願いします。

○議長（吉中隆昭） 教育部長。

○教育部長（松井良明） 今、奈良市と吉野町の状況についてご提起がございました。奈良市については人口規模等が違うのであれなんですけども、吉野町の現状について、担当が聞き合わせ、問合せをさせていただきましたところ、吉野町におきましては国の臨時交付金を活用されて4,000個を購入されたようでございます。そのうち1,250個を各児童、生徒にお配りをされたという現状でございます。

当町におきましては、先ほどご説明申し上げましたとおり80セットが配布を予定されております。5校1園におおむね教員数で案分して配布をさせていただくという予定をしております。ただ、今回のキットの使用に際しましては、先ほど申し上げましたとおり一定の要件の下、使用するという事になってございます。その検査の結果で陰性が出た場合についても、そこで止めるのではなく、次の医療機関への受診を確実に行わせるように指示するというところら辺がキーになってくると思います。場合によりましては、抗原検査でマイナスが出たから、以降の受診をしなかったということは、原因として、また学校内の感染の広がりを懸念するところもございます。当町におきましては、そのような状況を鑑みまして、国から配布をされる80セットについて、各学校での実際の運用状況を把握して、利用が活発であるということであればさらなる追加の配布を考えているところでございますが、現時点でまだ届いておりませんので、その辺の判断については現時点では行うことができないのかなと認識をしております。

○議長（吉中隆昭） 富木議員。

○7番（富木つや子） いざというときのための学校配備と私は思っておりますので、またし

っかりとご検討をよろしく願いいたします。

では、次、お願いいたします。CO₂センサーですね。換気がやっぱりこれから難しくなります。これまではエアコン、また扇風機も使っているんですかね。非常に換気が一番大事ということがありますので、その点についてお願いします。

○議長（吉中隆昭） 教育部長。

○教育部長（松井良明） 基本的に現在、小・中学校、幼稚園におきましては、全ての教育活動の時間中におきましては窓を開けているという状況で対応しているところでございます。基本的に換気の効果といいますか、それは目視、目では確認できませんので、その辺の状況を、全ての教室等にいわゆるCO₂センサーを配置するのが望ましいとは思いますが、それに先立って、その事前検証といいますか、現状の窓を開けての換気に対応している部分についての客観的なデータを計測するためのスクリーニング的な活用としてのCO₂センサーの利用も考えていきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（吉中隆昭） 富木議員。

○7番（富木つや子） 分かりました。そしたら、これから換気についてはしっかりといろいろな工夫をされて、またお願いしたいと思います。

最後です。新型コロナの感染が若年層にも拡大する中で、子どもたちの学びの環境を可能な限り維持するのが大人の責務ですから、いろいろとご苦労していただいていると、教育現場でしていただいていると思いますが、教師間のこととかいろいろありますけれども、またしっかりお取組をお願いしたいと思います。ありがとうございました。これで結構です。

○議長（吉中隆昭） 富木議員。

○7番（富木つや子） この質問ですけれども、これも昨日の石丸議員と重なっておりますけれども、私も調整しながら質問させていただきたいと思います。この自宅療養者の質問についてですけれども、市町村による生活支援の必要性については、8月25日の衆議院厚生労働委員会で我が党の高木美智議員が質問いたしまして、田村厚生労働大臣は各自治体に事務連絡を出すとし、対応いたしました。これを受けて、私たちも県下市町村の議員と連携いたしまして、本町についても今中町長に取り組んでいただくよう要望書を提出した次第です。この点を踏まえまして質問をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

この質問は私も非常に気になっておりまして、心配しておりました。私は以前に自宅療養者の方より生活支援の相談を受けたことがありました。接種対応で大変な中で大変申し訳なかったんですけれども、接種対応が一番大変なときに生き生き対策課に相談をさせていただ

きました。そのときは個人情報の課題もあって、保健所から市町村への情報の共有が来ていないということで、仕組みづくりもないために支援したくてもできない状況でございました。実際に担当課が接種対応に追われる中で、このような支援のことまで、大変な状況だということを本当に私も感じておりましたので、申し訳なさで大変さで私も本当に困り果てました。一方で、自宅療養者は誰にもいろんなことを頼めないし、頼めない方は誰に言えばいいのか。このような方の孤立を防ぐためにも、仕組みづくり、これからなくてはならない必要な支援だと思いつくと思った次第でした。今回いろいろと国からも通達もありまして、質問をさせていただいた次第です。

そこで確認なんですけど、昨日に部長から、本町でも生活支援を前向きに進めていくとの答弁がありましたけれども、これを確認させていただきたいんですけれども、その理解でよろしいでしょうか。その点だけお願いします。

○議長（吉中隆昭） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（青山雅則） 昨日、ご答弁させていただきました。本町といたしましても、自宅療養患者、または濃厚接触による自宅待機者への支援、相談体制、生活支援、パルスオキシメーターの貸与などにつきましては、実施に向け準備を進めてまいりたいと、このように考えております。

○議長（吉中隆昭） 富木議員。

○7番（富木つや子） 分かりました。では、本題に入る前に、この支援などは自治体が中心となって窓口となりますけれども、やはりコロナ対策本部中心の総務課も一緒に協力をして、一緒に考えていただいて、いろんな備品等の活用もしながら、一体となって支援内容を考えていただいて取り組んでいただきたいと思います。総務部長、いかがでしょうか。

○議長（吉中隆昭） 総務部長。

○総務部長（中川恵友） 先ほど健康福祉部長から前向きに検討していくというお話、答弁でございました。富木議員から全庁でということでございますので、今までから昨年度におきましても、コロナ感染の臨時交付金を活用した事業につきましても、本部等を開催させていただきまして、職員が知恵を出しましてどういった事業がいいのかということを決定させていただきまして、事業をさせていただいたところでございますので、今回におきましてもコロナの本部になるのか、その辺はまだどこの場というのは決まっておきませんが、その中で職員がいろいろ知恵等を出しまして、協力し合いながら実施していきたいと思っております。

○議長（吉中隆昭） 富木議員。

○7番（富木つや子） じゃ、しっかりと取り組んでいただきたいと思います。ありがとうございました。

そしたら本題に入りますけれども、この自宅療養者とか濃厚接触者の自宅待機の方々の現状については、個人情報ということでこれまで保健所から情報が入ってこなかったわけですが、昨日の9月16日の奈良新聞には、18市町村で取組が、このような支援内容で取り組みますということで新聞に掲載をしておりました。市町村独自の支援がリスト化をされておりました。これについては、中を見ますと支援内容もいろいろありまして、買物代行とかお薬の代行、パルスオキシメーターの貸与など、自治体によっては様々な支援となっておりますけれども、本町についての支援内容ですが、検討していくという段階だと思いますが、お答えできる範囲でお答えしていただきたいと思います。お願いいたします。

○議長（吉中隆昭） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（青山雅則） 先ほど大きく3点、相談体制と生活支援、それとパルスオキシメーターの貸与という部分でご答弁させていただきましたが、それ以外にもどのような支援が提供できるのかという部分も含めまして、既に実施されている18自治体の方々を参考にしながら内部的に協議を進めてまいりたいと考えておるところでございますが、まず1つ、相談体制につきましては、昨日もちろつとご答弁させていただきました、恐らく生き活き対策課が中心となると思われますが、これは例えば保健師が相談依頼者の方の自宅に向かつて、そこで訪問させていただいての相談は考えておりません。あくまでも電話対応というところで今は考えておるところでございます。

あと、次、生活支援の部分でございますが、やはり買物といいますか、人間が生きていくために必要な食材料の買物代行、それと持病を持っておられた場合や、食事の次に薬がなければ、薬が必要不可欠というところで、医薬品等の受け取り代行、それ以外の部分でいいますと、例えばかなり保存期間が利くレトルト食品、缶詰め、カップ麺等を例えば町である程度のストックを持っておくと。これはあくまでも緊急一時的な、時間的にもかなり短時間で対応できるという部分で、そういうのも考えられるかなという部分がございます。仮にストック、在庫が余ったといたしましても、後に防災備蓄品としても活用できるのかなというところを今は考えておるところでございます。

○議長（吉中隆昭） 富木議員。

○7番（富木つや子） これはあくまでも保健所から、上牧町の場合、こういうふうな支援の

内容をしますよということでリスト化されて、その中で保健所が、自宅療養者の方に上牧町はこのような支援をしておられますよということで話があって、初めてするような仕組みになっているかと思えますけれども、そのような考え方でよろしいですか。

○議長（吉中隆昭） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（青山雅則） この辺、例えば上牧町はこういった支援をしますというのが内部的に詳細の部分も決定しましたら、まずは住民に対しての周知、また県、保健所等にも連絡をさせていただき、上牧町でもこういうサービス、支援をやっているという情報提供をした後に、恐らく保健所が、奈良県におきましては、厚労省からの協力要請ということがありましたら、情報を全て提供されるとは思いますが、あくまでも本町といたしましてはこういう支援をさせていただいておるという周知を、あとは住民さんからの問合せに答えるというような対応になるかと思えます。

○議長（吉中隆昭） 富木議員。

○7番（富木つや子） 分かりました。いろんな支援内容がありますけれども、パルスオキシメーターの貸与についてもまたお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。

○議長（吉中隆昭） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（青山雅則） このパルスオキシメーターに関しましては、総務課で10個購入するということになっておりますので、それを活用させていただこうと考えております。

○議長（吉中隆昭） 富木議員。

○7番（富木つや子） 分かりました。先ほどもお話ししましたがけれども、やはり不安や孤立を防ぐためにも、これからはなくてはならない必要な支援だと思います。内容をしっかり検討されまして、よろしくをお願いしたいと思います。この質問はこれで結構です。ありがとうございます。

では、次、お願いいたします。最後です。妊婦さんの優先接種状況と相談体制とサポートについてお願いします。

○議長（吉中隆昭） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（青山雅則） 次に、妊婦さんの接種状況というところでございます。妊婦さんに対するコロナワクチン接種につきましての情報など、ホームページとLINEにおいて掲載させていただきました。接種を希望される方へは早い時期での予約枠も設けさせていただきました。その結果、妊婦79名中、9月16日、昨日現在ですが、26名の方が予約を済まされており、うち16名の方が1回目の接種を終えられているというところでございます。

○議長（吉中隆昭） 富木議員。

○7番（富木つや子） 分かりました。いろいろと妊婦さんそれぞれの状況等もあるかと思いますが、分かったので、分かりました。

それから相談体制とサポートについて、やっぱり不安でいらっしゃると思いますが、その点についてお願いします。

○議長（吉中隆昭） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（青山雅則） 次に、妊婦さんへのサポートというところでございます。厚生労働省健康局予防接種室より、妊娠中の者への新型コロナワクチンの接種及び新型コロナウイルス感染症対策の啓発という部分で通知等もあったところでございます。本町におきましては、厚労省作成の妊婦の方々に向けたチラシを妊娠届出時に配布し、情報提供等をさせていただいております。また、赤ちゃん訪問等で新型コロナワクチン接種のお問合せがあった場合におきましても、厚労省新型コロナワクチン接種Q&Aに準じまして回答を行っておるというところでございます。妊婦さんからは、ワクチンの胎児への影響や、母乳をあげているお母さんからは、ワクチンが母乳に影響はないかなど、心配される声も多くございます。いち早く正確な情報を提供するのはもちろんのこと、ワクチン接種を受けるかどうか悩んでおられる妊産婦の方に寄り添い、より丁寧な対応をさせていただいているというところでございます。

○議長（吉中隆昭） 富木議員。

○7番（富木つや子） 分かりました。では、次、最後、お願いいたします。妊婦さんが感染したとき、その家族、いらっしゃる兄弟さん、子どもさんの預かりについてはどのような形になっていますか。

○議長（吉中隆昭） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（青山雅則） 子どもさんの一時預かり場所というところでございます。母子家庭など、保護者が陽性、または濃厚接触者となった場合、現状、保健所が中心となってお子さんの預かる場所を探していただいているというところでございます。まずは親族から預かってくれる人を探し、もし見つからない場合におきましては子ども家庭相談所に依頼するという、今現状そういう流れになっております。

○議長（吉中隆昭） 富木議員。

○7番（富木つや子） そしたら、中和管内はどこの場所なんかは聞いてもよろしいんですか。

○議長（吉中隆昭） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（青山雅則） 上牧町の場合、高田こども家庭相談所が中心になって動いていただけると思うんですけども、預かる場所までは把握しておりません。

○議長（吉中隆昭） 富木議員。

○7番（富木つや子） 了解しました。いろいろとありがとうございました。上牧町においても早速、この27日に妊婦さんとその配偶者の優先枠とか、それからいろいろとした正確な情報を流してLINEに頂いておりまして、私も見せていただきました。コロナ禍の中で妊婦さんが無事出産するまで、また子どもは大丈夫かなと、そのような本当に不安と心配を常に抱えておられると思いますので、上牧町で無事に出産できるように妊婦さんへのサポートを今後もよろしくお願いしたいと思います。この質問はこれで結構です。ありがとうございました。

以上で私の質問を終わらせていただきます。皆様のご協力ありがとうございました。以上です。

○議長（吉中隆昭） 以上で、7番、富木議員の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩とし、再開は午後1時。

休憩 午前11時48分

再開 午後 1時00分

○議長（吉中隆昭） それでは再開いたします。

————— ◇ —————

◇竹之内 剛

○議長（吉中隆昭） 次に、5番、竹之内議員の発言を許します。

5番、竹之内議員。

（5番 竹之内剛 登壇）

○5番（竹之内剛） 皆様、改めましてこんにちは。5番、竹之内剛です。議長の許可を得ましたので、一般質問通告書に従い一般質問させていただきます。

私の質問は大きく分けて1つになります。町営公共施設の安全で安心な利用に向けた整備

についてです。

1、町営公共施設の設備、整備並びに利用者の立場に立った運営に向けた取組について質問いたします。

1、高齢者や障害者にとって安全で利用しやすい施設設備について。2、利便性の向上について。3、新型コロナウイルスの感染予防対策について。4、利用状況について。5、その他、利用者にとって親切的な運用等について。

以上になります。再質問は質問者席から行わせていただきます。よろしくお願いします。

○議長（吉中隆昭） 竹之内議員。

○5番（竹之内剛） 今回の質問に関してですけれども、通告書に関しましては、町営の公共施設とあります。その中で、質問事項に入れておいたのですが、町民の皆様が活用されているプールにつきましては、去年、そして今年は閉鎖ということと、そして2000年会館につきましては現在、ワクチンの集団接種会場として活用されていたということで、今回は少し絞りまして、コロナ禍でも閉鎖されずに開館されていた上牧の第一体育館と第二体育館についてお伺いしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは1番ですけれども、高齢者や障害者にとって安全で利用しやすい施設について、この部分につきましては、現状についてと利用者等のことについてお伺いします。よろしくお願いします。

○議長（吉中隆昭） 教育部長。

○教育部長（松井良明） それでは、今回のお尋ねにつきましては、町営公共施設の中でも体育館、第一体育館、第二体育館についてのお尋ねでございます。第一体育館につきましては、多目的トイレ、車椅子の設置、スロープの整備、障害者用の駐車入りを確保するとともに、その駐車スペースをお知らせする看板も設置をさせていただいたところでございます。一方、第二体育館につきましては、器具庫を多目的室への転用、多目的トイレ、車椅子の設置、スロープの整備、思いやり駐車エリアを確保するとともに、当該思いやり駐車エリアを表示するプレートも設置をさせていただいたところでございます。

○議長（吉中隆昭） 竹之内議員。

○5番（竹之内剛） 今答弁いただいたように、まず第一体育館につきましては、身体障害者用の駐車場の確保、そしてトイレ等を新しくしていただいたということで、私も見学利用させていただいて、非常に衛生的できれいなところになったということで、バリアフリーも整えられたと思っています。第一体育館につきましては、身体障害者用の駐車場のピクトグラ

ムの表示をしていただいて、ここに停めてもいいよという、枠線は浄化槽の関係で引けなかったのかなと前回聞いておるんですけども、この駐車場につきましては、ここに停めていいよというのは分かるんですけども、例えば障害者の方が1人であるのか、スペース的に見たら3台ぐらい停められるんですけども、複数台停めてもいいということの認識でよろしいですか。

○議長（吉中隆昭） 教育部長。

○教育部長（松井良明） 当該第一体育館の駐車場につきましては、入口に接するところに設けさせていただいております。駐車スペースにつきましては、横へ並べることはできないと思います。縦に停めるということになりますと、先に来られた方が先にお帰りになるときに支障がございますので、想定としては1台の駐車スペースであると認識をしております。

○議長（吉中隆昭） 竹之内議員。

○5番（竹之内剛） 先に来られた人が出られないという物理的な問題が起こると思うんですが、同じ団体であれば、同じ団体で来られていればそういう停め方も可能であるという認識でよろしいですか。

○議長（吉中隆昭） 教育部長。

○教育部長（松井良明） 個別の団体でご活用される場合については、お帰りになる時間も同じであれば、当然、運用も可能かなと考えております。

○議長（吉中隆昭） 竹之内議員。

○5番（竹之内剛） 続いて、第一体育館の駐輪場についてですけども、駐輪場のスペースは今のところ明記されていないんですが、駐輪場について問題点とかはありますか。

○議長（吉中隆昭） 教育部長。

○教育部長（松井良明） 現状、第一体育館については、駐輪場という形の整備はさせていただいておりませんが、停めていただく場合の方については、歩行者の妨げにならないところにお停めいただいているのが現状かなと考えております。

○議長（吉中隆昭） 竹之内議員。

○5番（竹之内剛） 第一体育館の場合は、夏季休暇中はプール開催時には子どもたちや一般の方、それぞれ町民の方がたくさん来られると思いますので、整って停められているということであればそれで問題ないと思います。以上です。

続きまして、第一体育館につきましては、高齢者の方や障害者にとっての施設を新しく開設しているところも理解できました。ほかの健常者の方や高齢者の方についての駐車場は、

前と変わらず下の駐車場、もしくは上の健民グラウンドの駐車場を使っていただくということとで間違いはないですか。

○議長（吉中隆昭） 教育部長。

○教育部長（松井良明） そのとおりでございます。若干、下の駐車場でしたら階段等があるんですけど、若干のご不便をおかけする可能性があるんですけど、現状は下の駐車場と健民グラウンド横の上牧町の上の駐車場をご利用いただいているというところでございます。

○議長（吉中隆昭） 竹之内議員。

○5番（竹之内剛） 第一体育館につきましては以上です。

続きまして第二体育館ですけれども、先ほどお聞きして、駐車場につきましては耐震工事のときにいろんなことをされて、例えば垣根の木をちょっと切っていただいて入りやすくなったとか、ここの石が駐輪場に行くのに支障を来すということで移動していただいたとか、その辺は理解しているんですけども、それ以降、少し住民の方等から相談や要望等があるので、その辺を少し質問させていただきたいと思います。

まずですけれども、第二体育館の車の駐車場ですけれども、2か所あると思うんですけども、北側は平日、上牧幼稚園の職員の方が駐車されるということで、そちらは使えない。土、日は使えるよということで、もう1つ西側に駐車場があると思うんですけども、この部分について少し要望等がありますのでお聞かせいたします。

まず、あそこの駐車場を見ていただいていると思うんですけども、入り口があって、入りましたら、いびつな形をしていて、三角形のような形をしていて、利用者が慣れてこられたら何台か停められて、マックス大体6台ぐらい停まるんですけども、ただ、物理的に少し見ていたら、もう少し停められるのではないかという意見をお聞きして、私も見に行かせてもらったんですけど、使ったりもするんですが、中に木が全部で8本あるんです。駐車場の車が動くであろうスペースに8か所あるので、その部分と、あと入ってすぐ左側に、想像するにここは砂や土が集まって盛り上がったようになっていまして、そのような形になっていて、あとその向こうには桜があるんですけども、そういう件に関しまして、これから駐車場をどのようにして広げるとかそういう計画はありますか。

○議長（吉中隆昭） 教育部長。

○教育部長（松井良明） 現状、抜本的な整備のやり替え等の計画はございません。今、議員にご指摘を頂きました駐車場につきましては、私も現地を確認させていただきました。駐車場の中に樹木が2本ないし3本埋まっているという状況と、今ご指摘の若干、土等での盛り

上がり、そこには若干草も生えております。その部分の整備をすることで、面積を広げることなく、その中で駐車台数を拡大することは可能かなと思っておりますので、その部分については今後前向きに検討してまいりたいと考えております。

○議長（吉中隆昭） 竹之内議員。

○5番（竹之内剛） 前向きな答弁をありがとうございます。実は今現状の駐車場を使用されている中で、こういった支障を来しております。何点かあるんですけども、どの方向に停めたらいいのか分からず、ランダムに停めることによって接触事故が起こっている。それと、今答弁いただいた樹木が生えているんですが、樹木には当然枝が生えます。枝が駐車場の内向きに生えていまして、バックしたときにリアガラスにぶつかって、それが割れた。これは今年度の話です。修理するのに、これは町に申入れされなかったらしいんですけど、数十万かかっているということで、そういう現状が起こっています。そのときに西側に鎖があって、そこも入り口に多分使ってはったようなことがあったんですが、入り口をなぜずっと閉鎖したままなのかという疑問も生じているようです。その点について、木は今、部長は2本とおっしゃいましたが、支障を来す木は6本あるんです。入って右、正面、左側、そして駐車場に車を停めて、当然、荷物、スポーツ用具や雨の日は傘を差していきます。そのときに体育館と垣根の間に1本、木がほぼ真ん中に立っているんです。この木がずっとあるんですが、これもずっと言われていたと思うんですけども、荷物にぶつかったり傘を差して通れないというところが支障を来しております。その辺はご理解いただいていますか。

○議長（吉中隆昭） 教育部長。

○教育部長（松井良明） 今、何点かについてのご指摘があったように記憶をしております。樹木について、見る限り大きいものを2本と申し上げました。それと、まず中の区画線が確かにあそこはございません。舗装が完備をされているところであれば路面塗装という形で明示できるんですけども、ご承知のとおり舗装等はされておりませんので、その中にありましては、簡易な方法といたしましてはロープで区画を示すと、簡易な形もあるやに認識をしておりますので、その辺の可能性についても検討させていただきたいということと、入り口の件でご指摘があったと思います。今、現有2か所ございます。1か所については、コーン等で出入りができないような状況になっております。その理由については、まだ内部的に確認作業はしていないんですけども、なぜそこを閉めているのかというところら辺も十分整理をさせていただいて、当然狭い駐車場ではございますが、2方向から出入りができるということであれば出入りに際しての接触とか事故を回避できるのかなという認識も、考えもござい

ますので、そこは総合的に考えさせていただきたいと思っております。

それともう1点、駐車場から体育館へのアクセスというところら辺に樹木があって、傘を差すときの不便があると、それも確認をさせていただいております。それにつきましても、必要な樹木でなければ伐採等の措置も講じられるんですけど、そこに植えた理由等があれば、またその辺も過去の担当とも協議をさせていただきながら、雨の日でも安全に通行いただけるような体制を整えることができるのかなという認識をしているところでございます。

○議長（吉中隆昭） 竹之内議員。

○5番（竹之内剛） 理解できました。木につきましては、今おっしゃったように何か理由があって植えられたということと、あと生き物ですので、むやみに切ったりするのは私としてもどうかと思うので、その辺、十分物理的な解決できる方法があれば、そちらの方向でお願いしたいと思います。全面的にやはり入り口2つがふさわしいのか、それとも緊急のときには要るのか、その辺は今おっしゃっていただいた区画を、木を切ったら奥にも2台入れるようなスペースが多分できるんです。その辺は今おっしゃっていただいたように、きちっと整備できる範囲でしていただいて、早急に予算案を立てていただいて、できる範囲で改善の方向に向かってほしいと思います。駐車場につきましては以上のお話です。

次、また第二体育館の駐輪場のことです。こちらにおきましても玄関のところに、こちらは心身障害者専用駐車場ではなくて、同じピクトグラムで思いやり駐車場という形のプレートを貼っていただいていると思うんです。思いやり駐車場は、障害者の方のピクトグラムと妊婦の方、杖をついた方、そして犬を連れている方、こちら4つのピクトグラムで、内容につきましては、この駐車場は体の不自由な方、そして身体内部に障害を持つ方、妊娠中の方などのための駐車場です。玄関のところに見えるように貼っていただいているので非常に分かりやすいと思います。第一体育館と第二体育館のこのプレートの違いを感じるので、両方とも同じ意味合いで多分作っていただいていると思うので、できれば同じプレートを貼っていただいていたほうが使用者側には分かりやすいのかなと思うんですが、その点はいかがでしょう。

○議長（吉中隆昭） 教育部長。

○教育部長（松井良明） それぞれの整備の時期が若干異なっていたというところもあって、統一性が取れていないというところもあるのですが、第二体育館については一般的な障害者ということではなく、今、議員が申されましたとおり、妊産婦さんであるとかという形を明確に表示させていただいたということでございます。ただ、第一体育館につきましても、一

応、位置づけは障害者ということですが、身体的なハンディキャップをお持ちの方とか妊産婦さんとかという形の部分についての活用も別に妨げるものではございませんので、整備の時期の違いで表示の仕方が異なったというところであると認識をしております。

○議長（吉中隆昭） 竹之内議員。

○5番（竹之内剛） では、先ほどお聞きしたんですが、プレートについては検討願えますか。どうですか。使う側にとっての利便性という意味でお聞きしているんですけど。第一体育館に思いやり駐車場のプレートも必要ではないですかという質問なんですけど、その辺に関しては。

○議長（吉中隆昭） 教育部長。

○教育部長（松井良明） 今の議員のご提言を真摯に受け止めさせていただいて、統一性を図るということが必要という形であれば、またそれについても検討してまいりたいと考えております。

○議長（吉中隆昭） 竹之内議員。

○5番（竹之内剛） そうしましたら第二体育館の続きなんですけれども、思いやり駐車場に車を止められるということで、駐輪場の入り口があると思うんです。第二体育館につきましては、玄関に向かって入ってすぐ左に折れていって、細いところを通って駐輪場に向かうと思うんです。以前、ここは石が邪魔なんですと言ったら移動していただいたんです。奥に行きます。車をあそこの思いやり駐車場に停めた場合に自転車、バイクが奥に入りますが、通れないという現状が起こったことがあるんですけれども、それと、入っていくときに新しく車椅子用にスロープ型の傾斜をつけていただいているんですけど、スロープとこちらの駐車場へ行く段があります。この段が、行きはいいんですが、終わって帰りましょうといって自転車、バイクが通るときに、ぼーんと上が上がってしまうんです。車を停めてしまうとなおさら危ないみたいで、その辺の確認はしていただいたでしょうか。

○議長（吉中隆昭） 教育部長。

○教育部長（松井良明） 今、議員がおっしゃっているのは、思いやりスペースから左方向へ行ったときのところですか。そこは若干の段差があることは確認をさせていただいております。段差となっておりますので、高いところから低いところに降りるのには支障はないんですけど、逆の場合について支障があるというご指摘だと思います。その部分については、そんなに大がかりにならなくても段差を解消することはできるのかなと思っておりますので、それについても、現状の予算措置を講じております修繕費の中で対応ができれば早急に対処

してまいりたいと考えております。

○議長（吉中隆昭） 竹之内議員。

○5番（竹之内剛） 分かりました。またその辺はよろしくお願いします。

それと、駐輪場は奥に行ったら非常に広いんですけども、ここは駐輪するには問題はないんですけども、先ほどから言っていますように、行って出てくるので、狭いので、行く人と帰る人が交互するときに危ないときがあるので、ここは駐輪場を使っている町民さんからの話と僕との提案ですけども、駐輪場への入り口を、垣根のところを空けていただいたら出入りしやすいのかなという。見ていただいて、どのように思われたかと思うんですけども、しやすいのかなと思うんですけど、その点はいかがでしょうか。これから新しく作っていただくという提案なんですけど。

○議長（吉中隆昭） 教育部長。

○教育部長（松井良明） 現場を確認させていただいた際には、そんなに積極的な住民さんのご利用はなかったので、実際に通常どのぐらいの台数をお停めになっているのかというところまでは把握はしておりません。その辺の状況について、かなりそこの利用が活発ということであれば、現状の入り口に加えてもう1か所の入り口を増設するというのも1つ方策ではあるとは思いますが、その辺の利用状況、取りも直さず駐車場の利用の状況に応じて、それは対応していくことなのかなと現時点では思っております。

○議長（吉中隆昭） 竹之内議員。

○5番（竹之内剛） 今現時点で、南側に50センチほど間が空いている垣根の間があって、歩く人はそこから入ってきたりしているので、その辺も含めて、危険性を伴うのであればどのようにしていくのかという検討を含めてしていただければと思います。駐車場と駐輪場については以上です。

次の質問に行かせてもらいます。2番です。利便性の向上についてということですけども、こちらでは、これまでの大抵の取組等についてですが、中の使用状況ですよ。これまでいろんな議論がなされる中で、半面利用の方法を取られたとか、先ほどおっしゃっていただいた多目的室を活用できるようにしていただいたとか、少し前になりますが、本来5時から7時までは使用できなかったんですけども、条例の改正で17時から19時まで使えるようにしていただいたということで、その辺も含めて、和室もきれいにしていただいて、利便性の向上について少しお聞きしたいんですけど、お願いします。

○議長（吉中隆昭） 教育部長。

○教育部長（松井良明） 体育館につきましては、先ほど回答させていただいたハード面の整備だけではなく、ソフト面におきましては、従来、全面貸出しの方法しかございませんでしたが、町民等のニーズに応える形での半面貸出しの取組や夜間開放の拡大をとった取組を行うなど、利便性の向上に向けて日々努めているところでございます。

○議長（吉中隆昭） 竹之内議員。

○5番（竹之内剛） 分かりました。それと、中の施設について1点だけです。もう1点なんですけれども、更衣室等について、シャワーを整備していただいたように思うんですけれども、今のところシャワー、更衣室等は使用できないんですか。利用されていますか。どのようになっていますか。

○議長（吉中隆昭） 教育部長。

○教育部長（松井良明） 現在のコロナ感染症の状況を考慮して、使用は禁止とさせていただいているところでございます。

○議長（吉中隆昭） 竹之内議員。

○5番（竹之内剛） ここで1点気になったんですけど、夏場、汗をかいて更衣室で着替えて帰られる、シャワーは別にしておいても着替えて帰られるところがなかったのではないかなということで、この辺の何か手だてとかお話とかはなかったですか。特に苦情等のことはなかったですか。更衣室が使えないことに対して、私はどこで着替えるのみたいな感じのところ、上手にそうやって着替えて帰られていたということですか。

○議長（吉中隆昭） 教育部長。

○教育部長（松井良明） 特段、住民からの苦情とかは聞いていないということでございますが、当然、夏場の汗をかいておられるという状況は十分に理解はできるんですけど、コロナ収束の暁には、またその辺の利用の可能性については検討していきたいと考えております。

○議長（吉中隆昭） 竹之内議員。

○5番（竹之内剛） 分かりました。これは第一体育館、第二体育館とも利用についてなんですけれども、半面貸しの利用をしていただいて、利用の状況はどんな感じですか。多目的室の利用も含めてですけども。

○議長（吉中隆昭） 教育部長。

○教育部長（松井良明） 令和2年度におきます半面利用に係る貸出し状況についてご説明申し上げます。第一体育館におきましては128件、第二体育館につきましては251件の利用実績がございます。

○議長（吉中隆昭） 竹之内議員。

○5番（竹之内剛） 多目的室は今、冷房完備で広く多目的に使っていただいていると思うんですが、その利用状況がもし分からなければ、どのような種目やどのような利用の仕方をされているのか少しお聞きしてよろしいですか。分かる範囲で結構です。

○議長（吉中隆昭） 教育部長。

○教育部長（松井良明） その施設の利用状況についての詳細は今持ち合わせておりません。

○議長（吉中隆昭） 竹之内議員。

○5番（竹之内剛） では、2番の利便性の向上については以上ですが、最後にこのところで、昨日の議員の質問の答弁の中で、住民の方からの要望等について、これは上牧町のまちづくり基本条例の第20条の応答の責任というところが出ていたと思うんです。このところで、町民の方は、要望等については各自治会から要望を聞いて伝えていただくというところがあると思うんです。体育館や施設については、こういった要望等、意見を聞くシステム等がありますか。

○議長（吉中隆昭） 教育部長。

○教育部長（松井良明） 町民の方々に対して広く要望を聞くということは、今の段階ではあまりないのかなと思っております。ただ、利用される方の日々活用していただいている中で、その要望等については、担当職員がおりますので、その都度、真摯に耳を傾けるということを徹底させているところでございます。

○議長（吉中隆昭） 竹之内議員。

○5番（竹之内剛） そうすると、利用されている方は何か思うところ、お伝えしたいこと、変えてほしいことがあれば、口頭で伝えるということの理解でいいですか。

○議長（吉中隆昭） 教育部長。

○教育部長（松井良明） 口頭であるのか文書であるのかというところら辺の確認はしておりませんが、基本的にお使いいただいての率直なご意見、ご感想を述べていただけると思っておりますので、一般的には口頭での聴取になるのかなと思っております。

○議長（吉中隆昭） 竹之内議員。

○5番（竹之内剛） それに対しては真摯に応えていただいているということの理解でよろしいですね。分かりました。

それでは、3番目の項目ですけれども、新型コロナウイルス感染予防対策について、2つの体育館で予防されている対策についてお聞きしてよろしいですか。

○議長（吉中隆昭） 教育部長。

○教育部長（松井良明） コロナ対策についての体育館における対策ということでございます。一般的な手指消毒の徹底であったりマスク、当然、体育館ですから、運動される前の、来られて活動に移られる前の間におけるマスクの着用、体温の測定等を実施させていただいております。そのことに加えまして、体育館につきましては、緊急事態宣言の発令等で大阪等ではもう活動ができないということで、上牧町に活動の場を求められるということもございます。その場合につきましては、一律的にシャットアウトということではないんですけども、その辺の町としての考え方も示させていただいた上で自粛を要請し、一定応じていただいているという状況がございます。それと、町内の団体の方であっても、一部大阪から来られる方とかがいらっしゃる可能性もあるので、その場合については代表の方を通じて、その方々についての参加は極力控えていただくようにアナウンスをさせていただいているところでございます。

○議長（吉中隆昭） 竹之内議員。

○5番（竹之内剛） 今、答弁の中で、体温の測定、最初は利用の名簿を置いていただいて、自動測定ではなくて自分で測って体温を書くシステムをされていて、途中から自動の体温計を置いていただいて、非常に分かりやすく通りやすくなったということで、利用者の方も非常に喜んで感謝されておりました。

今、答弁の中で言っていただきました、近隣の県や府が緊急事態宣言で施設をシャットアウトしておられるときに、奈良県ではたしか荒井知事が、奈良県はそういった施設等のことは各市町村の判断に委ねるということで、上牧町においては施設の利用をシャットアウトされずに継続されたということで、このことに関しましても利用者の方が非常に喜んでおられました。今、部長が言っていただいたのは、上牧町が開いているので近くの市や町の人の上牧町を使えませんかということで、そのことで対応に追われて、全部断るのではないけども、上牧町の人と一緒に来られたら、その辺は臨機応変、使用していただいた例もありますというものの理解でよろしいですか。

○議長（吉中隆昭） 教育部長。

○教育部長（松井良明） そのような認識で結構かと思います。

○議長（吉中隆昭） 竹之内議員。

○5番（竹之内剛） 分かりました。そうしましたら、感染予防に関しましては、ここは少し調べさせてもらったら、上牧町の体育館では今現在において感染者が出ていないというデー

タも少し耳に入っておりますので、その辺、利用者も貸される側もしっかりとした認識で使用されていることが非常に分かるというところで聞きます。

それでは、次、お願いします。4番、利用状況については、先ほどの1番のところでお聞きした内容が重複しますので、ここでは少し聞けなかった年代別、小学生、中学生、高校生、障害者の方、高齢者の方、データは出てないと思うんですが、多世代にわたって利用しているのかなというところを少し聞きたかったんですけども、あとその辺だけで結構ですのでお願いできますか。多世代に向けて利用されているかどうか。

○議長（吉中隆昭） 教育部長。

○教育部長（松井良明） 利用の状況の中でのいわゆる年齢属性等についてはデータを取っておりませんので、体育館の担当職員に聞くと、やはり壮年層といいますか、の活用が多いのかなというような感触は受けております。

○議長（吉中隆昭） 竹之内議員。

○5番（竹之内剛） それでは5番です。その他、利用者にとって親切な運用等についてです。これも1番、2番、3番、4番の中に、部長がいろいろ説明していただいて理解しております。ここにおいては、これから私が質問した以外に、運用等についてこれから計画されることがありましたらお聞きしておきたいんです。

○議長（吉中隆昭） 教育部長。

○教育部長（松井良明） これからの予定、計画ということでございます。抜本的な現状の第一体育館、第二体育館の体制を変えるということは現状考えておりません。ただ、年数がたてば当然老朽化等も出てまいりますので、その部分については財政当局とも十分に協議をさせていただきながら、不具合が出てきたところについては適時対応していきたいというスタンスで今後進んでまいりたいと考えております。

○議長（吉中隆昭） 竹之内議員。

○5番（竹之内剛） 分かりました。では、最後に少しまとめておきたいんですけども、なぜ私が今回この質問をさせていただいたかといいますと、延期になりました2020オリンピック・パラリンピックが無事開幕、閉幕いたしました。特に後半のパラリンピックにおきましては、テレビ放送が多大にされるということはこれまでなかったことで、非常に皆さん、感銘をされているという意見を聞いております。私自身、障害者の方のパラリンピックを目指す選手のサポートをさせていただいております関係もありまして、上牧町においてもやはりこれから、例えば代表する、1つ挙げましたらパラリンピックの中でボッチャという競技が

ありました。ボッチャというのは室内です、健常者も障害者の方も非常にやれるスポーツなんですけれども、その中で杉村さんが金メダルを取ったシーン、そして田中さんという方がお母さんのアシストの下、体が動かないので、2人で取った金メダルは非常に国民の方にも感銘を受けて、ボッチャは誰でもできる楽しいスポーツよねと広まっているという世論もお聞きしております。

これから駐車場とか中の整備とかにおきまして、障害者の方のスポーツを広めていってもらいたいと思うんです。それにおきましては、車椅子は整備して入れます。中のフロアに関しましては、例えばこれでメジャーになった車椅子ラグビーであるとか車椅子バドミントン、テニスはちょっと無理ですけども、そしてブラインドサッカー、目を閉じてするサッカー、それといろんな種目があると思うんです。その種目を宣伝というか、広めていってもらって、上牧町でもやっていただきたいという思いがありますので、アリーナフロアに関しましても、ここで問題が出てくると思うんですが、これからの検討事項で結構ですので、タイヤ、車椅子はそのまま入っていいのかとか、その辺も含めてお話しがあれば検討していただきたいと思います。

オリンピックがあつて、こうやってスポーツが広まっていくというのは、上牧町に住んでおられる健常者の方も障害者の方もスポーツができるよという門戸を話し合いの中で広げていただけたらと思います。ボッチャであれば器具もいるんですよ。ランプといいまして、木の棒を重ねて、そこからボールを流していく。リリースでぽっと押して流していくんですけど、そんな傷もつくだろうということが思い浮かべられるので、その辺を含めて、やっぱり健常者スポーツ、障害者スポーツ、できるものがあれば、狭い体育館2つですけども、そこで周知できるスポーツが広がってほしいという思いでこの質問をさせていただき、これからの整備をしていただいて、皆さんがスポーツを反映して豊かになっていっていただきたいと思いました。最後、質問はもう終わったので少しまとめさせていただきましたけれども、丁寧なご答弁を頂きましてありがとうございました。

以上で私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（吉中隆昭） 以上で、5番、竹之内議員の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩とし、再開は午後1時50分。

休憩 午後 1時40分

再開 午後 1時50分

○議長（吉中隆昭） それでは再開いたします。



◇木 内 利 雄

○議長（吉中隆昭） 次に、9番、木内議員の発言を許します。

9番、木内議員。

（9番 木内利雄 登壇）

○9番（木内利雄） 9番、木内利雄でございます。議長より指名、発言の許可を頂きましたので、通告書に従い順次質問をさせていただきます。

質問事項は、1点目が新型コロナウイルス関連で、学校等での感染拡大防止対策についてでございます。2点目は、全国学力・学習状況調査の結果について伺います。3点目は、学校の安全を高めるセーフティプロモーションスクールの認証取得についてであります。以上の3点であり、それぞれについてお伺いをいたします。

それでは、1点目の新型コロナウイルスに関してお伺いをいたします。上牧町立小・中学校では8月25日に第2学期始業式が行われ、新学期がスタートいたしました。アルファ株から置き換わり、感染力の強いデルタ株が全国で9割となったとの報道があり、今後は学校などの生活でどう感染を防ぐかが重要な課題であります。子どもたちの学びの環境を守り、維持するのは社会の責務でもあります。よって、学校での感染拡大防止についてお伺いをいたします。

なお、以上のことにつきましては、まきっ子塾、幼稚園、保育所、学童保育所についてもお伺いをするところでございます。

次に、文部科学省が小学6年生と中学3年生を対象に2年ぶりに実施した全国学力・学習状況調査、いわゆる全国学力テストの結果が2021年8月31日に公表されたのでお伺いをいたします。9月2日、産経新聞奈良版には以下のように記されています。見出しでは、奈良県は小学校の国語最下位、全教科平均下回るとあります。次に、同新聞記事の本文では、奈良県内の児童、生徒の平均正答率は、国語、算数、数学の全教科で全国平均を下回った。小学生の国語は、平均正答率61%、全国平均は64.7%で、滋賀県と並び全国46位で最下位だった。

平均正答率は、小学生の国語が全国平均を大きく下回ったほか、小学生の算数と中学校の国語、数学で全国平均を下回る結果となったと記述されています。また、奈良県教育委員会の担当者のコメントとして、新型コロナにより児童、生徒らの活動が制限されたのは間違いのない。全ての教科で全国平均を下回っており、結果を分析し、学校にフィードバックしたいとあります。

また、9月5日付の産経新聞社説に当たる主張には、テレビゲームの1日当たりの時間が増えたのも気がかりだ。ゲームを全くしないのと4時間以上の子どもでは、各教科の正答率が20ポイント程度の開きがあると興味深い記述もありました。そこで、まずは上牧町立小・中学校の結果について答弁を求めます。

次に、セーフティプロモーションスクール、略称SPSの認証取得についてお伺いをいたします。SPSは、教職員や児童、生徒、保護者らが協力して学校安全に取り組む条件がそろった学校に与えられるもので、2001年、平成13年6月8日に起きた大阪教育大附属池田小学校の校内児童殺傷事件を教訓に同大学が創設した制度であり、認証校は全国に広がっています。3年前の2018年、平成30年6月の大阪北部地震でブロック塀が倒壊して、小学4年生の女儿、当時9歳が死亡した大阪府高槻市立寿永小学校、寿永とは寿に永久の永と書いて寿永と読むらしいんですが、大阪府高槻市立寿永小学校が、事故の風化を防ごうと本年2021年3月にSPSの認証を取得したところであります。

高槻市教育委員会の学校安全課長は、高槻市にとって安全、安心な学校まちづくりを組織的、継続的に展開するためのSPSの制度が参考になった。学校の安全づくりを進めていく上でのスタートラインに立ったと考えていると話され、本年2021年度では、市内の他の小・中学校3校をモデル校に指定し、認証取得を目指すとされています。認証校は現在、宮城県、東京都、神奈川県、京都府、大阪府、兵庫県、高知県、そして宮崎県の8都府県に計25校あり、大阪教育大学学校安全推進センター長の藤田大輔安全教育学の教授は、認証校を全国に広げ、日本独自の学校安全を発展させたいと語っておられます。そこで、認証取得について町当局の見解をお伺いするところであります。

質問事項内容は以上でございます。再質問は質問者席で行わせていただきます。

○議長（吉中隆昭） 教育部長。

○教育部長（松井良明） それでは、1点目のご質問でございます。学校における感染防止対策について、私からは小・中学校、幼稚園及びまきっ子塾についてご説明をさせていただきます。

まず、小・中学校の状況でございます。学校における新型コロナウイルス感染症対策といたしましては、手洗い、手指消毒の徹底、教室における換気の徹底、授業でのグループワークの中止、あらゆる教育活動における３密の回避、学校行事の縮小、延期及び中止、スクールサポートスタッフの配置、給食時の飛沫感染防止としての黙食の徹底、以上が学校における対策でございます。

続きまして、まきっ子塾に係る対策についてご説明申し上げます。令和２年度からまきっ子塾新型コロナウイルス感染症対策マニュアルを作成させていただき、それに沿って対策を徹底し、実施しているところでございます。従来は三、四人のグループ学習を行っていましたが、新型コロナウイルス感染症対策でグループ学習はせず正面を向いて学習をしております。また、指導時にはアクリル板越しにマスクを着用しての指導となっております。新型コロナウイルス感染症対策を含め、令和２年度からは新たに取り組んでおりますことといたしまして、保護者のお迎えの際、児童の体調を伝えることを行いました。それにより、保護者にコロナ禍の状況でも安心してもらうことができるよう一定の成果を得ているところでございます。

続きまして、幼稚園の状況についてご説明申し上げます。幼稚園につきましても、ほぼ小学校と同様の措置を講じているところでございまして、幼稚園に特有のことといたしましては、通園バスの定員の縮小、それに伴うバス運行数の増加、それと職員による園児が使用した後のおもちゃ、遊具の消毒を園児が降園した後に徹底して行っているところでございます。

以上でございます。

○議長（吉中隆昭） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（青山雅則） 続きまして、保育所、学童保育所についてご説明させていただきます。同じような対策の内容としておりますので、併せての回答とさせていただきます。手洗い、手指や触れるものの消毒、定期的な換気といった一般的な感染症対策はもちろんのこと、毎日の検温、３歳児以上のマスク着用の徹底、給食、おやつ時の黙食指導などを行っております。そして、マスクや消毒液、消毒の際に使用する使い捨て手袋などを町で一括購入し、各施設、園に配布をいたしました。令和３年度におきましても県から使い捨て手袋が配給されましたので、各施設に随時配布させていただいておるところでございます。また、第三学童保育所におきましては、昨日も答弁いたしましたように、夏季休業中の利用希望者が増えた際には学校の図工室を開放させていただき、学童の教室と併用することで児童の密を防ぐ対策を取らせていただいたというところでございます。

○議長（吉中隆昭） 木内議員。

○9番（木内利雄） これに関しましては、昨日より上村議員等々、さきの議員が詳しく掘り下げて質問し、また丁寧にご回答いただいたところでございますので、私からは今答弁いただいたとおりしっかりとお取組を頂いて、あと2年か3年かかると言われていますので、しっかりとお取組を頂くようにお願いをして、この件は皆さんは結構でございます。ありがとうございます。

この件に関して1点、ぜひとも町長をはじめ、皆様方にも、町長はご報告を受けているのか分らんけども、お聞きいただきたいと思っているんです。ご案内のとおり、私どもは上牧町福祉作業所に関わらせていただいております。ここではいつもインフルエンザなんかも、利用者、子どもたちというか、要は利用者、通所生、この子たちも含めて、スタッフも含めて約30数人が、インフルエンザなんかはある診療所へ行って毎年やっているんですけど、1人だけ20歳代の男の子がどうしてもさせない。注射を絶対させないですね。18からその子は来ているんですけども、もう数年になるんですけども、インフルエンザに行っているんですけども、全然させないですね。あんまり押さえつけるわけにもいきませんので、こういう注射のことですから。今回このワクチンを接種するに当たって、いろんな職員がいろんなアイデアを出したり、ああしよう、こうしようということで作戦を練って、その作戦どおりに町の職員の皆さんが乗っていただきまして、懇切丁寧に微に入り細にわたり、ほんまにかゆいところに手が届くまで、その子のためにいろんなことを仕掛けていただきました。詳しいことは申し上げませんが、ほんで打てるかなということで、スタッフの連中も三、四人いて、職員のおられた方もご協力いただいて、2階のところではなくして1階の部屋で受けられるようにやっていただいたところでございまして、8月11日が1回目だったと思うんですけど、無事打てまして、そのときには全部拍手したらしいです。保護者であるお母様も感激して、あの子、名前は言いにくいですけど、あの子が注射を打てたということで本当に感激されて、後でほんまにありがたいと言ってはりました。

9月1日が2回目だったと思うんです。これも無事に打てまして、お母さんが本当に職員の皆さん方、また私どものスタッフに大変感謝をされていまして、私もそれを聞いて大変感激したところでございます。町長をはじめ、関係しているスタッフの皆さん方がしっかりとお取り組みいただいたことで、地域は言いにくいですが上牧町の住民のお母さん、保護者も大変喜んでおられましたので、ぜひとも一言お話をしたいと思って、この場でお話をさせていただきました。大変ありがとうございました。感謝申し上げます。

ここでその話をして、これはこれでいいです。それでは、次、堅い話になって恐縮なんです、全国学力テストの件についてお願いいたしたいと思います。

○議長（吉中隆昭） 教育部長。

○教育部長（松井良明） それでは、まず初めに、本町におけます令和3年度全国学力・学習状況調査の結果につきまして説明させていただきます。それぞれの平均正解率につきましては、小学校が、本町が51%、全国平均が64.7%、奈良県平均は61%となっております。算数につきましては、本町が62%、全国平均は70.2%、奈良県平均は69%となっております。小学校の国語、算数、いずれにつきましても奈良県平均を下回っているという状況でございます。中学校におきましては、国語につきましては、本町が64%、全国平均が64.6%、奈良県平均は62%。数学につきましては、本町が58%、全国平均は57.2%、奈良県平均は54%となっております。中学校におきましては、いずれの科目につきましても奈良県平均を若干上回っているという結果となっているところでございます。

○議長（吉中隆昭） 木内議員。

○9番（木内利雄） 今直前にいい話をさせていただいて、これから堅い話で恐縮ですが、お付き合いいただきたいと思います。中学校は取りあえず横へ置いておきましょうか。先に小学校、これは何でこんなに悪かったんだとお感じになっているのでしょうか。

奈良県のレベルが低いので、県とか国とか言っていったらややこしくなるから、国との対比でやります。国語においては、ご案内していただいたか分かりませんが、国との差は13.7ポイントですね。国語、小学校ですよ。これはちなみに上牧町立小学校3校の平均ですよ。上牧町と国との平均との差が13.7ポイント。算数においては8.2ポイントということなんですよ。これは何でだというふうに今お感じになっているのでしょうか。

○議長（吉中隆昭） 教育部長。

○教育部長（松井良明） 結果はそうように出ておりますが、今の時点、まだ詳細の分析は終わっておりませんが、個別の事情について、上牧町の子どもたちの資質といいますか、それと教員の資質、それについては劣っているところはないと思います。ただ、こういう結果になったということは、何かの形など教育に係る項目において十分でなかったところがあるのかなとは認識をしておりますが、個別具体的な原因については私サイドでは今明確にお答えをさせていただくことができないという状況でございます。

○議長（吉中隆昭） 木内議員。

○9番（木内利雄） 教育長はこの件はいかがお考えでしょうか。

○議長（吉中隆昭） 松浦教育長。

○教育長（松浦教雄） 今、小学校の国語のことで議員は聞いていただいているわけですが、私も1年ちょうどブランク、去年コロナでなかったということで楽しみにして興味を持っていました。それぞれの学校には5月の校園長会で、成績に影響はないからどうでもいいんやという受け方やなしに、最後までしっかり諦めずに状況調査に取り組もうという趣旨は校園長さんに、園は試験はないんですが、校長先生にはお伝えをさせていただきました。

以前、前々年度ですか、同じような質問を議員さんからお受けいたしまして、教育委員のある程度の学校訪問の際の感想も触れさせていただいたように思うんですが、覚えておられますか。きちっと事業をエスケープする子もおらへんのに、何で上牧町は低いんやと。もう1つ、2つ、正答率が増えたら平均点に行くのになあと。また、ある議員は、小学校の特に国語、音読にもうちちょっと力を入れたほうがいいのと違うかと、そういうようなご意見も頂いておりました。それが必ずしも影響するとは私は言っておらないんですが、やはり家庭での宿題の時間、県の教育長と私はよく話をするんですが、読書の時間がやはり少ない、活字離れが特にひどいのと違うかと。これは県下のことです。

また、私が思うのには、上牧町の心理的なアンケートもこの中にございますので、その中には人権的な部分で、いじめは駄目だとか、相手の立場に立って考える人間になろうねというような部分については、小・中学校、若干の違いはあるんですが、最後まで物事をやり抜こうという力が少し乏しい部分が上牧町には数年前のデータでは出てきていました。今年度はまだ私は調べておらないんですが、そういうような部分がこの今のデータに若干影響しているのかなと。

また、今のは3校の平均なんですけど、ここでは個別の学校の3校の正答率をお答えすることはできない部分がございますが、3校の中では県平均をある程度達している学校もあります。どこの学校が達していない、どこの学校が達しているということはここでは言えないんですが、そういうような部分を総合的に考えて、上牧町が今そんな部分に至っているのかなと。前々年度でもお話をさせていただいたように、ドラえもんになったり魔法のつえを持って何か物事が解決できたら一番いいんですが、そのプロセスは先生方にも、また子どもたちにも分かっただけのように、また、あまりこれがプレッシャーになって、これは受験用の試験ではございませんので、議員が十分ご存じのように、これは将来やはり人間としてこんな力を身につけておいたらいいのにというのを全国的にこれは調査をしているものでござ

いますので、私自身はそんな考えを持って、今この小学校の部分については分析をいたしております。ある程度のこれは分析というよりも考察でございます。私の考察でございます。中学校の部分はまた何か後でございましたら、またお聞きいただけたらと、そんなように私は今感じております。

○議長（吉中隆昭） 木内議員。

○9番（木内利雄） UDフォント、ユニバーサルデザインフォントに関しましては、小学校、中学校等ではもう導入されているのでしょうか。

○議長（吉中隆昭） 教育部長。

○教育部長（松井良明） 小・中学校ともに導入をしております。

○議長（吉中隆昭） 木内議員。

○9番（木内利雄） 全県下、ほとんど小・中学校は導入されているという理解でよろしいでしょうか。

○議長（吉中隆昭） 教育部長。

○教育部長（松井良明） 他市町村の状況については問合せ等はしておりませんが、ただいまの取組については承知していないというところでございます。

○議長（吉中隆昭） 木内議員。

○9番（木内利雄） 何でお聞きしたかという、2019年の12月議会でこのユニバーサルデザインフォントについて私は一般質問をさせていただいて、そのときに記憶しているのが、生駒市がやっていたんです。生駒市はUDフォントを導入してから、正確には忘れましたが正答率は6%ほど上がったように、その当時の新聞記事では書いていたんです。全県下がそれを、ユニバーサルデザインフォントを導入していたらそれは分からないんですけど、まだ数少なく本町が導入しているんだったら、もうちょっと正当率が上がってもいいのではないかなと思ったのでお聞きしたところでございます。

そこで、平成27年から令和2年度までの、令和2年度はなかったんですけども、平成27年度から平成31年、5か年のデータを見せていただいているんですが、国語に関して、当初は平成30年までは国語でもAとBがあったんですが、それを無視して今から申し上げるんですが、平成31年度は全国平均と比べてマイナス8.87なんです。これが一番マイナス率が高かったんです。ほやけども、今回はそれを上回る、13.7ですから5ポイントを上回っている。ちょっとひどいのではないかなと思っているわけなんです。これは県も、8月30日に奈良県の学校教育課義務教育係の丹下さんと野瀬さんという方が報道資料として発表している分で

すが、その末尾に、今後の本県での取組、今後の奈良県での取組ということで書かれています。全国学力・学習状況調査の結果を活用した指導改善について、9月下旬に市町村教育委員会担当者、10月に各小・中学校教員を対象に説明会を実施する。今後、調査結果を詳細に分析し、本調査に見られる本県の課題改善に向けた資料を作成する予定と報道機関に渡されています。当然ご存じだと思うんですけども、これは今後、県が資料を作成するということとございますので、この資料が開示してもいい分であれば議会へ議長宛てに提出を頂きたいと思います。これはよろしいでしょうか。

○議長（吉中隆昭） 教育部長。

○教育部長（松井良明） 恐らく公開に耐え得る資料だと思っておりますので、入手の暁にはご提示をさせていただく方向で進めたいと思います。

○議長（吉中隆昭） 木内議員。

○9番（木内利雄） 議長、今お聞きいただいたとおり、県が今回のテスト結果を調査して分析して、その資料を作成するということとございますので、また議長に提出していただきますから、議長へ提出されたら各議員へ配付いただきますようお願いしておきますが、議長、よろしいでしょうか。

○議長（吉中隆昭） はい、分かりました。

○9番（木内利雄） それではよろしくお願いいたします。とにかく教育長、部長、現場の教職員の皆さん方にもうちよっと頑張ってよとお伝えしていただけたらありがたいかなと思います。そこはここで置いておきます。

次に、少しその結果から離れるんですが、上牧町立小・中学校の今回のコロナの関係で、休校期間は小学校、中学校それぞれの程度、いつからいつまで何日間あったのか、答弁を頂きたいと思います。

○議長（吉中隆昭） 教育部長。

○教育部長（松井良明） 令和3年に実施をしました休業について、小・中学校とも令和3年3月2日から令和3年5月31日の期間でございます。

○議長（吉中隆昭） 教育部長。

○教育部長（松井良明） 失礼いたしました。令和2年3月2日から令和2年5月31日でございます。休業日、いわゆる授業が行われている日で52日間の休業でございました。

○議長（吉中隆昭） 木内議員。

○9番（木内利雄） 小・中学校とも50日間という理解でよろしいでしょうか。

○議長（吉中隆昭） 教育部長。

○教育部長（松井良明） そのとおりでございます。

○議長（吉中隆昭） 木内議員。

○9番（木内利雄） そこでお伺いするんですが、各新聞、マスメディア等で報道があったわけですが、休校の影響が注目されたが、休校期間を10日未満から90日以上まで10段階に分けて各科目の正答率を比べると、差は最大で約3ポイント、正答率との相関関係は見られなかったと報道はされていますが、上牧町立学校での影響はどのようにあったのかお答えいただきたいと思います。

○議長（吉中隆昭） 教育部長。

○教育部長（松井良明） 本町における臨時休校につきましても、国の示されている期間に準じた形の休業とさせていただいたところでございます。当該臨時休校の措置が全国学力調査の正解率に影響を及ぼしたとは考えにくい状況であり、報道なされている状況と本町も同じような状況であると認識をしております。

○議長（吉中隆昭） 木内議員。

○9番（木内利雄） それでは次に、50日間休校があったわけですが、休校期間中に児童、生徒たちの学びを支える手だてはどのようなことをやられたのか、答弁いただきたいと思います。

○議長（吉中隆昭） 教育部長。

○教育部長（松井良明） 当該休業期間中におきましては、北葛城郡内小・中学校の先生方のご協力を得て作成をいたしました学習動画の配信を行って、家庭学習を進めたところがございます。また、小・中学校の教科担任が作成した学習プリントを各家庭にポスティング等に対応し、学習の一助としたところがございます。また、定期的に担任が子どもの家庭に電話を入れ、学習状況の進み具合を確認したり学習のアドバイスを適時行ったりしたというところでございます。

○議長（吉中隆昭） 木内議員。

○9番（木内利雄） ということは、具体的にお伺いするんですが、オンライン授業は全くなかったんでしょうか。

○議長（吉中隆昭） 教育部長。

○教育部長（松井良明） 今申し上げました動画配信ということになると、オンラインということですが、教える教師の、子どもは聞くという単方向の取組、今、当町が導入を

しております情報端末になりますと、双方向の対応は可能なんですけど、この当時においてはその機器等の整備が整っておりませんでしたので、単方向の授業ということになったというところでございます。

○議長（吉中隆昭） 木内議員。

○9番（木内利雄） 確認をするんですが、現時点ではいわゆるオンライン授業はやれる環境にあるんでしょうか。

○議長（吉中隆昭） 教育部長。

○教育部長（松井良明） 一応、児童、生徒1人に1台の情報端末機については整備をさせていただいたところでございます。学校内における活用については、あらゆる教科の活用が進められておりまして、今後さらに利用範囲を拡大するという取組をしております。ただ、ご家庭におきましては、インターネット環境が整わないと活用できないというところら辺がございます。現状、教育委員会におきましては、各家庭のインターネット環境についての詳細にわたるアンケート調査を実施させていただいておりまして、対応可能な家庭とそうでない家庭を把握させていただき、その部分について、全てのご家庭においてインターネット環境が整った後については活用ができるということでございますので、現状は家庭の活用についてはできていないという状況でございます。

○議長（吉中隆昭） 木内議員。

○9番（木内利雄） とにかくにも、こういう状況が今もう1年半、2年近くになるわけですから、政府の分科会の尾身さんに至っては、当然これは二、三年は十分まだまだかかりますよとおっしゃっているんで、とにかくにも本町においてはオンライン事業がいつときも早くできるように整備を頂きたいと思いますが、いかがですか。

○議長（吉中隆昭） 教育部長。

○教育部長（松井良明） 現下の感染状況、とりわけ学校を取り巻く状況を勘案いたしまして、も、極端な話ではございますが、明日から休校措置を講じる必要が生じるという場合もございます。その場合に対しては現状では対応はできませんが、今後の感染状況の広がりとともに、学校休業の可能性も高くなってまいります。そういう観点からおきまして、一日でも早い家庭で情報端末を利用できるという体制整備を急ぐこととしていただいております。

○議長（吉中隆昭） 木内議員。

○9番（木内利雄） 覆いかぶせるようで申し訳ないんですが、それはいつ頃をめどにそういう環境整備ができると、しようと思っておられますか。

○議長（吉中隆昭） 教育部長。

○教育部長（松井良明） 今申し上げましたとおり、アンケート調査について集約ができ次第、その辺の後のフォローアップとしての体制ができて環境が整っているところについては協力要請でいけるんですけども、整っていないところについては具体的な活用するためのやり方とか方法論についても学校を通じて説明をさせていただいて、可能な限り早期に、その辺の状況がございまして日を限定するということは難しいとは思いますが、早ければ本年中に完了できればというような考え方でおります。

○議長（吉中隆昭） 木内議員。

○9番（木内利雄） 学校の先生方はこういったいわゆるオンライン授業をするためのノウハウ、また準備とか機材を整えるとか、こういったことは各学校、また先生方の間では整っているのでしょうか。

○議長（吉中隆昭） 教育部長。

○教育部長（松井良明） このICT化に向けては、教育研究所等で研修も門戸が開かれています。一方、当町におきましては、ICT支援員等を任用させていただいて、基本的に教職員に対するアドバイス、指導等を行っているところでございますので、ただ、そもそも教職員の方の中にはパソコン関係に得手不得手の先生方もいらっしゃいます。その不得手の方については一定レベル上げると。一定レベル以上のスキル等をお持ちの方については、その学校の要として教職員の方への指導にも当たっていただくということを考えているところでございます。

○議長（吉中隆昭） 木内議員。

○9番（木内利雄） 部長、しっかりとお取り組みいただきますように。

最後に教育長、お待ちいただいて恐縮でございます。今回の学力テスト、小学校のも先ほど語っていただきました。また中学校も含めて、来年また学力テストがあるかと思うんですが、しっかりと、教育長にだけ申し上げるのは恐縮なんですが、教育長という立場ですから、各先生方のお尻を叩くというのがいいのか、ハッパをかけるというのがいいのか分かりませんが、しっかりと取り組むんだよということで、来年への決意みたいなものを答弁いただきたい。

○議長（吉中隆昭） 松浦教育長。

○教育長（松浦教雄） 今、説明をさせていただきました。私、教育長をさせていただいて7年目を迎えるわけですが、平均点を超えたのは今回初めてでございまして、私の責任なのか

私の力不足なのか、それはこの場で皆様方にご判断いただいたらいいわけですが、中学校の部分については国語、数学とも県平均を上回り、数学については全国平均を上回っているというところまで達しました。これは逆転現象が出ておりまして、小学校の部分である程度の基礎、基本ができておれば中学校ができてくるというように、普通そういう段階を踏むわけですが、小学校が厳しい状態であったのにもかかわらず、中学校がなぜこんなに上がったのかなと。先生方のかなりご努力があったのかなという、そういう評価もしながら、私自身は一喜一憂をしないで、中学校がよかったから万歳するわけではなしに、駄目だからどうやこうや、先生方を責めるわけでもなしに、一喜一憂することなく、これまでのスタンスを変えずに、ただ、今、木内議員がおっしゃっておられるように、説明責任は大事な部分でございます。人権教育を要とした本町の連綿と続けてまいりました教育と、それからまた新しい部分を取り入れていく教育、すなわちよく言われる、教育用語でよく使われます不易と流行という言葉は十分ご存じだと思うんですが、絶対変わらない普遍的な部分と、新しい知識、新しい情報をしっかり取り入れる部分、これはいろんな説があるんですが、松尾芭蕉の蕉風俳諧という部分で、松尾芭蕉の俳句の風体がやはり教育とよく似ているという部分でこの言葉はよく使われると聞いております。上牧町が大事にしてきた絶対変わらない人権教育の部分と、国がいろんな施策を出してくる教育の部分と、絶対上牧町はこの中で取り残されないように、新しい流行の部分をしっかり両面から、シナジー効果というですか、相乗効果をしっかり私たちは頭の中に入れながら、来年もこの場で多分聞いていただけるものかと思いますので、いい報告ができるように精いっぱい努力をさせていただきたいと、そんなように決意を新たにしているところでございます。

○議長（吉中隆昭） 木内議員。

○9番（木内利雄） 本当に来年楽しみにいたしておりますので、教育長、よろしく願います。この件は結構です。次、願います。

○議長（吉中隆昭） 教育部長。

○教育部長（松井良明） 先ほどの答弁で、ネット環境の整備を今年と申し上げましたが、今年度ということで訂正をさせていただきたいと思います。

それでは、3番目の質問でございます。セーフティプロモーションスクールにつきましては、学校の生活安全、災害安全、交通安全の推進を目標として設定をされ、目標計画、そして整備を行って実践し評価する持続的な学校に認証されるものであると理解をしております。SPSの理念はすばらしく、学校、保護者、地域で子どもの安全を見守る取組については、

当町としても非常に参考になるものと考えているところでございます。

○議長（吉中隆昭） 木内議員。

○9番（木内利雄） これを導入されようと前向きに、教育長をはじめ、皆さんと打合せして、町長とも打合せをしたのか、そこら辺はいかがですか。いいのは分かっているということは分かっているんですよ。だから、そういういいものだから、いつまでに導入を目指そうというようなことまで語っていただかないと意味がない。

○議長（吉中隆昭） 教育部長。

○教育部長（松井良明） 教育委員会といたしましても、認証に至るまでのハードルは極めて高いものであると認識をしておりますが、子どもたちの安全を保障する観点におきましては有益なことであると考えておりますので、直ちに認証に至らなくても、既に認証を受けておられる団体への実際の取組や、そのことによる影響等の調査研究を今後進めることにより、本町の学校における安全意識の向上にもつながるものであり、今後におきましては当該認証を将来的な目標として取組を進め、最終的には認証に至るというような形で現在においては考えているところでございます。

○議長（吉中隆昭） 木内議員。

○9番（木内利雄） また角度を変えてお聞きします。部長はこの4月から今のポジションの部長になられた。そうですね。本町に小学校3校、幼稚園から言ったら幼稚園が1つあって、小学校3校、中学校2校、これらのそれぞれの本町の、幼稚園はよろしいわ、小学校3校、中学校2校の特徴はどのようにお考えになっていますか。

○議長（吉中隆昭） 教育部長。

○教育部長（松井良明） 特徴としては、上牧町におきましては、私も長く以前に教育総務課で勤務をさせていただいたことがございますが、その当時はいわゆる旧の住民さんと新興の住民さんがいらっしゃる中で、そのような考え方に若干の違いがあるので、その考え方が融合することによって、それらの方々の考え方以上のものの教育に係る教育ができているというようなのが今の特徴になるのかな。その辺も人口の減少に伴って若干、旧村についての人口等も減ってきておりますけど、そのような形での認識をしているところでございます。

○議長（吉中隆昭） 木内議員。

○9番（木内利雄） もう1点、各上牧町立小・中学校の特筆できる部分はどのようにお考えになっていますか。例えば、うちはスポーツがすごいんだとか、国語がすごいんだとか、あと絵画は全国大会で最優秀賞をもらっているとか、そういう特筆できる部分はいかがでしょ

うか。

○議長（吉中隆昭） 教育部長。

○教育部長（松井良明） 正直なところ、その分野についてたけているというような印象は持ってはおりません。ただ、日々子どもたちを見せていただいている中で、素直な子どもが多いというのは日頃からの感想でございまして、ほかの地区の方が素直でないとは申しませんが、その辺、親しみやすい温かみのある子どもが多い町であるということがアピールのポイントであるのかなと個人的には考えております。

○議長（吉中隆昭） 木内議員。

○9番（木内利雄） 町長をはじめ、教育長、皆さんも、今特筆あるものはないんだという答弁だったんですが、それで構いませんか。いやいや、そうではない、俺はこう考えているんだったら、補足していただいて結構ですよ。そしたら後で部長が、おまえ、こんなのないと言ったらあかんやないかといって怒られたらいかんから申し上げているんです。よろしいですか。難しいと思います。

ここで他の市町村との差別化、また学校のブランド化という部分を考えると、これは今回の取ってつけの材料やと思うんですよね。だから、私はしっかりとこれを取り組んで、奈良県は認証取得されているのは1個もないんですよ。だから、他の学校との差別化、上牧町立学校のブランド化を確立する上には、取って置きの材料だと僕は思っているんです。だから、しっかりとこれをお取り組みされてやられるのがよいかと思いますが、教育長、これ、取得に関してしっかりとお取り組みいただきたいんですが。

○議長（吉中隆昭） 松浦教育長。

○教育長（松浦教雄） 個別具体的な話で申し訳ないんですが、私は2001年に他市町村から上牧町に戻らせていただいて、そして上牧第三小学校に教頭として勤めさせていただきました。その年の6月8日にこの大教大池田の事件が起こったんです。私は当時、教頭1年目です。何ということが起こったのかなということで、教頭の仕事、教頭職も初めてだし、小学校職も初めてだし、右往左往している春のこの時期にこんな事件が起こって大変だなということ鮮明に覚えております。今、議員がおっしゃられるように、差別化、また学校のブランド化、上牧町を盛り上げる意味では最適なものかなと思っております。

ただ、このことを1回もまだ学校にも下ろしておりません。やっぱり町の校園長会等での趣旨を十分お伝えさせていただいて、こういう議員さんからのご意見を頂いているんやと。本町は昨日からいろんな議員さんから質問がございましたように、学校の安全は今まで不適

格な対応をしてきたのかということ、そうではないんですね。私は自負しているのは、上牧町は、教職員はもちろんですが、地域の皆様方の見守り活動もあって精いっぱい努力していたと思っています。ただ、この中にはただの安全だけやなしに防犯も、様々な部分の総合的な部分で、宮城県にも小学校でこういうのを受けておられる学校もありますので、7つの指標があって大変ハードルが高いし、だからといって引け込んでしまうわけではございませんので、まず1回、町の校園長会で私どもからこのご提案をさせていただきます。これはやっぱり学校のリーダーでございます校長先生のご意見を聞かせていただいて、うちの学校ではこんな教育を、こんな研修計画を立ててやっているのに、こんなことをやらせたらもう先生方もパンクしてしまうと。だから教育長、無理やねんという学校も出てくるかも分かりません。そうなったらまだモデル校を考えていきます。やれることなら、やっぱり3小学校、2中学校を総合的に考えていく。中学校の部分には学校の適正化もございますので、そんなこともございますので、まずは1回、町の校園長会へ、10月1日にございますので、早速今、議員がおっしゃっていただいた部分について私どもからお伝えをさせていただきたいと、そのように考えております。

○議長（吉中隆昭） 木内議員。

○9番（木内利雄） 町も学校も学校の現場も、そして保護者の皆さんも、上牧町のあらゆるところでかなりの莫大なエネルギーを使わないと、これは認証をしてもらえないと思う。だから、先生方の間で邪魔くさいとか、もうこれ以上仕事を増やしてくれるなどかみたいな話があったら、これは認証はできません、してもらえません。そこのところをしっかりと教育長が先頭に立ってお取組を頂いて、奈良県で第1号の認証される学校が上牧町のどこそこ学校となっていていただくように強く求めておきますので、よろしく願いを申し上げて、私の質問を終わります。

以上でございます。ありがとうございました。

○議長（吉中隆昭） 以上で、9番、木内議員の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩とし、再開は午後3時。

休憩 午後 2時45分

再開 午後 3時00分

○議長（吉中隆昭） それでは再開いたします。

————— ◇ —————

◇東 充 洋

○議長（吉中隆昭） 次に、11番、東議員の発言を許します。

11番、東議員。

（11番 東 充洋 登壇）

○11番（東 充洋） 11番、日本共産党の東 充洋でございます。議長から発言の許可を頂きましたので、一般質問を行います。

今回の質問は、町内住宅地へのごみの投棄について、国民健康保険税の減免措置について、GIGAスクールの状況について、新型コロナウイルス感染症対策についての4項目にわたって質問を行います。

初めに、皆さん、タブレットなんですけれども、ここに写真を皆さんのところに入れてさせていただきました。ポケットストレージのところから入っていただければと思います。一般質問のところに入っていますので、理事者の皆様方もあれば見ていただければと思います。

初めに、町内住宅地へのごみの不法投棄についてです。写真にもつけさせていただいたように、本当にひどい状況が町内で発生しているということです。最近、服部明星線の服部地区なんですけれども、この用地が道路設置に伴いまして、上牧町に協力された土地なんです。この土地も、全部を上牧町が買収するというのではなくて、道路に係る部分だけを買収するというので買収されました。よって、建物が一部、部屋がなくなりますので、全ての建物を取り壊して更地をしているという状況なんです。そこにそのままにしておりますと、まだ一部、地主の方がいますので、その方のところに、皆さんの写真のとおり、このようなテレビだとか、そういうようなごみを捨てるという方がいらっしゃるわけなんです。

そして、続いて次は北上牧の住宅地なんです。地図もつけているのでお分かりかとは思いますが、ちょうど西念寺から東に行ったところに納骨堂があるわけなんですけれども、その納骨堂の少し斜め前の小さな路地に入ってすぐのところなんですけれども、ここがごみ捨て場になっているというような状況になっているんです。面白いことに、その地図の次の図を見ていただきたいんですけども、ここに木を切っているものがあったり廃材みたいのがあって、中に丸い土管のようなものが1つあると思うんですけども、次の写真を見てい

ただきますと、この土管が2つになっていると。ということは、写真を写した後、これをほりに来ているという状況なんです。

服部台のほうは、一部、町道になる用地も含んでいますので、上牧町がごみを処理しました。ところが、この北上牧の住宅地内にあるこの土地の部分は、ご本人がこのごみを処理されたと、業者の方に頼んで取っていただいたと。これだけのごみで費用が20万かかっているという状況なんです。これは本当にとんでもない話で、人の土地に勝手に物を捨てて、その土地をきれいにするためにということで、今度は地主の自分の懐からお金を出して処理しなければならない。このような不合理なことが行われているという状況なんです。そして、あときれいに、本当はこの土地の下にもまだ埋まっているんです。いろんな綿みたいなのが出てくるので、多分布団みたいなのもほられているのかな。いろんなものがほられていると思うんですけども。ほられているものですから、一応ブルーシートで隠しておいたみたいなんですけども、それが劣化して出てきているという状況で、もしこれを処理するなら、あれで20万であるならば、これを全部処理しようとすればやはり100万単位のお金が必要となるのではないかなと思われるんですけども、このようなことが起こっているということなんです。以前に上牧町の土地にもこのように不当な物が捨てられていたという状況がありました。

このような事象がありまして、それで、日本では廃棄物の処理及び清掃に関する法律、廃棄物処理法や、また特定家庭用機器再商品化法、家電リサイクル法などで処理の方法は定められているんですよ。むやみやたらにその辺にほったらいいという、そんな定めはどこにもありません。そういう中で、例えば個人がこのようにごみを捨てているからうちも捨てようというふうに捨てた場合、どのような処罰があるのかということを説明、教えていただきたいと思います。

また、廃棄物処理法第5条で、土地または建物の所有、または管理する土地、建物の清潔を保つよう努めなければならないと定められています。ということは、土地の所有者の方が管理をしてきちっと衛生上も清潔に保たなければなりませんよというふうにうたわれているんです。そこで先ほども申しましたけれども、このように不当にごみを捨てられていても、自分で身銭を切って処理しなければならないと、このようなことになっているということなんです。それで、不当にこのように処理されたということを見た場合は、直ちに都道府県や、また市町村に届けなければならないとなっているのですけれども、このように住民の方から上牧町に私の土地がこのように不当にごみを捨てられているというような申出がもしあった場合、その土地のごみを上牧町が処理するということにはなっていないので、個人がしなけ

ればならないんですけども、そういう通報を受けたとき上牧町はどのような対処をされるのかということをお聞かせいただきたいと思います。そして、上牧町でこのように不法投棄で苦慮されている土地、また住民の方の申出なりが現在あるのかどうか、そのような状況も教えていただきたいと思いますし、最後に、清潔で美しい町づくり、これは上牧町にとっても住民にとっても非常に大切なことだと思います。そのために上牧町はどのような施策、そして対策を講じていかれようと思うのか、されようとするのか、その辺のことを説明願いたいと思います。

2つ目は、国民健康保険税の減免措置についてです。これがまたすごい話でして、コロナウイルスの感染症拡大で収入がある世帯が減免されて、所得がゼロの世帯の納付義務が生じていると。所得のある人は減免されるけども、所得のない人は減免されないという事象が生まれているということなんです。これによって上牧町の国保加入の方もびっくりされて、何でうちは減免されないんだというような、そういうような申告が現実としてあるのかどうか。また、あればどのようなご説明をしておられるのかということをお教えいただければと思います。

3つ目の項目は、GIGAスクールの状況についてです。児童、生徒に1台パソコンが渡され、現在の使用状況及び今後の活用計画について説明を求めたいと思います。

4つ目の項目は、新型コロナウイルス感染症対策についてです。ここはもうたくさんの議員の方々がこの一般質問の中でも質問されてきております。私はこの中でお聞きしたいのは、先日、理事者の皆さんから説明がありました香芝市、葛城市、北葛城郡のコロナ検査センター、実質、奈良友誼会病院、香芝生喜病院でやっていただいたわけなんですけれども、9月31日で契約終了ということで閉鎖されるという状況になるわけなんですけれども、その理由は、市町の発熱外来、医療機関が充実しているからだというふうになっているわけなんですけれども、我々が発熱したという状況になった場合、どのような流れで発熱外来での診察が受けられるようになるのかという状況を説明していただきたいと思います。

次に説明を頂いたのが、集団接種、ワクチン接種が11月下旬で終了しますということになっているということなんですけれども、それはそれとして、ところが、はなからワクチンを接種するのを希望しないという方もいらっしゃいますけれども、中にはなかなか今の働き方というんでしょうか、いろんな制約があつてなかなか会社を休むことができないだとか、そして、子どもの場合は当然、親がついて接種を受けなければならないというような条件がありますので、パートだとかそういうところに行っておって、なかなか子どもに接種させるこ

とができないというような状況もあると聞いております。そういう方々たちのために、上牧町はどのような手だて、施策を持って、多くの方々に接種していただけるような状況を保障するのかということを詳しく説明していただきたいというふうに質問項目に挙げました。

以上です。再質問は自席で行わせていただきます。どうかよろしくお願いいたします。

一応しっかり言いましたので、答弁いただいて結構です。

○議長（吉中隆昭） 都市環境部長。

○都市環境部長（塩野哲也） 現在の町の今の取組ということで、まずは話させていただきます。本町におきまして、町の管理している土地につきましては草刈り等、管理を行いながら清掃管理も行っております。その中で、立地条件によりごみが捨てられやすい場所とかについては、防護柵やフェンスを設置し、不法投棄の予防に努めているところであります。維持管理に努めるために職員による定期的な巡回パトロールを実施し、不法投棄の防止及び監視体制に努めているところです。

○議長（吉中隆昭） 東議員。

○11番（東 充洋） 分かりました。それで、先ほども質問しているわけですが、私が心なく人の土地のところにぽんとごみを捨てたというような場合は、どのような状況になるんですか。

○議長（吉中隆昭） 都市環境部長。

○都市環境部長（塩野哲也） 基本的な話をさせていただきますと、土地については持ち主の管理責任があつて、当然捨てる方が一番悪いのはそうなんですけども、捨てられた方が自衛をするのが第一だということになっていると思います。

○議長（吉中隆昭） 東議員。

○11番（東 充洋） これは犯罪性があるということですので、禁固1年でしたか、処罰の罰金刑もありますよと。企業、法人においては1,000万だとか非常に大きな罰則金がありますよというような状況になっていると思うんです。私がなぜこういうことを聞いたかといいますと、やはり町をきれいにしていくという上において、いかにごみを勝手に捨てるなよということを、住民の皆さんにまず喚起していくということのために、これは犯罪なんですよということを知らしめる状況をぜひつくっていただきたい。これは本当に私有地にほるわけですから、私有地の方が処理するために自分の財産を使って処理しなければならないと、こんな不当なことが行われているわけですから、勝手にごみを捨てるなんていう行為は許されないんだということを強調するためにお聞きしました。

次なんですけれども、廃棄物処理法の第5条のところなんですけれども、今も言いましたけれども、自分できれいにしなければならないという義務があると、管理しなければならないという義務があるということで、全く遠く離れたところで日々の管理なんかできないという状況である中で、そのような心もとない方が行った行為によって自分が処理しなければならないような状況が起こるということなんですけれども、そういう状況で困っている方も多分いらっしゃるというふうに思うんですけれども、その場合、先ほども言いましたけど、役場に当然、うち、ほられてんねんと、どないしようというような相談なり申告が多分あると思うんです。その場合、上牧町はその相談された、訴えられたという方に対してどのように対応しているのでしょうか。

○議長（吉中隆昭） 都市環境部長。

○都市環境部長（塩野哲也） 先ほどの北上牧の写真を頂いた部分について、多分この写真を撮ったのは役場の職員だと思っております。僕の担当課の一員が偶然、トラックに積んである土管を見つけ、その横にそれがほっているところがあったので写真を撮っておいて、そこから仕事に行って、もう1回帰りになったら軽四が消えていて土管が増えていたと。持ち主の方も分かっていたので、本人さんにこういう状況ですというのを説明した上で、写真の提供をしますので警察に訴えられたという話まで行って、それ以上はその場ではなかったと聞いております。

ただ、確かに個人の土地と言いながらも、そのようなことが起これば全てが全て役場が代わってやるというわけではありませんけれども、警察との間の中継とかを当然していくものと考えております。また、先ほどの不法投棄のごみ問題のことを言われておりますが、町だけでは確かに限界に来ていると僕も思っております。そういうことから、自治連合会や町民の皆様のご協力を得ながら町全体で監視するイメージ体制をこれから構築していく必要があるのかなと考えております。

○議長（吉中隆昭） 東議員。

○11番（東 充洋） ですから、そういう話だったら、この問題は当然、警察なものですから、北上牧の土管みたいなのを数時間後にほっているというのがあったんですけれども、それを積んだ軽四を写真で撮っている。ナンバーも写っているんです。一足遅かったんですね。それを言っていただく前にご本人が処理してしまったんです。そして、トラロープを張ってやっているという状況だったんですけど、あれはごみをほらずして警察に相談されたら、その軽トラの番号を追っていただくことができたのと違うかなということで非常に残念なんで

すけれども、しかし、その後、役場の担当課の皆さんで、個人の方がトラロープを張られた上に不法投棄はするなという看板をすぐさまつけに行っていただいたということについては、不法投棄禁止という看板、これを職員の方でつけていただいたということについては、それもすぐさまつけていただいたということについては本当に感謝します。早い対応でよかったかなというふうに喜んでおられましたので、このような親切な対応は今後も続けていってほしいというふうに思います。不法投棄されているということでの相談は今のところ大体どれぐらいあるんですか。

○議長（吉中隆昭） 都市環境部長。

○都市環境部長（塩野哲也） 今のところ、ほとんどない状態です。

○議長（吉中隆昭） 東議員。

○11番（東 充洋） それで、先ほど言いましたように清潔で美しい町づくりのための具体的な対策、施策はどのように考えておられますか。

○議長（吉中隆昭） 都市環境部長。

○都市環境部長（塩野哲也） 先ほど言いましたけども、町全体で監視するイメージというか、そうするためにまず広報等で、現状、こういう不法投棄があるというのをまず住民の方々に知っていただき、それでの解決ということで、通報等の部分をこれから進めていきたいかなと考えております。

○議長（吉中隆昭） 東議員。

○11番（東 充洋） この点については、やはり住民の皆さんや、それから住民、そして行政、そういうところで協力をし合わないとなかなかきれいなまちづくりは非常に難しいかなと。ですから、住民一人一人の意識の高揚ですとか向上だとか、そういうことが非常に大事になってくる。自分の土地でないのということでは知らない顔をせずに、今こういう状況が起こったというようなことをいち早く役場にでも通報でもしていただけるというような、そのようなシステムを構築する必要があるのかな。そういうことによって、上牧町は個人の財産と生命を守るという地方自治体の本旨がそこで生かされるのかなと思いますので、鋭意努力していただきますようお願いをいたしますと同時に、二度とこのような事象が起こらないような体制をぜひ組んでいただきたいというふうに思います。よろしゅうございますか。

○議長（吉中隆昭） 都市環境部長。

○都市環境部長（塩野哲也） できるだけ早くこういう体制をつくり、こういうことが二度とないように町民で見守っていきたいと考えております。

○議長（吉中隆昭） 東議員。

○11番（東 充洋） この件については結構です。ありがとうございます。次、お願いします。

○議長（吉中隆昭） 住民生活部長。

○住民生活部長（井上弘一） 新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した世帯に対しまして、減免措置を実施しておる次第でございます。まず初めの減免措置の問合せ状況でございますが、令和2年度中のコロナ減免に係ります問合せ件数は70件ございました。うち申請件数は60件、決定件数も60件で、本町の国保世帯全体の1.1%に当たる方が減免の申請をされたというところでございます。次に、令和3年度の問合せ件数は今のところ25件ございまして、申請件数は17件、決定件数は16件、不承認件数は1件でございます。

○議長（吉中隆昭） 東議員。

○11番（東 充洋） これはコロナの対策の施策として減免という措置がされるという状況の下で申請をされてきたという状況になるのかなと思うんですけども、それはそれで、きっちと定めたとおりの、これは無理ですよ、これは受理されましたというような状況になるかと思うんですけども、そういう中で、例えば20年度に300万の所得がある人が、2020年度に300万の所得があって、21年度に入ってから所得がゼロになったと。そこに、あなたのところには20万の保険料を支払ってくださいという通知が行きますと。300万の人のところにはそれなりの、2割の所得が減れば減免対象になるというような状況があって、減免されますよ。ところが、20万円の保険料の人が、20年度もゼロでした、所得がありませんでした。今年度も2021年度もゼロでした。そしたら、この人に減免が適用されるのかといったら適用されないんだ。それはなぜかというところで大きく報道もされたと思うんですけども、所得がある人に減免があって、所得のない人は減免されずに対象外になるというところが、1つとしては疑問として住民の皆さんにあるのではないかなと思うんです。

それで、そういう方が上牧町の申請の中にもあったのかどうかということが知りたくて、その場合、なかなかこれは個人の方としては理解できないというところがあるのではないかと思います。そういうふうにならざるを得んのですよ。仕組みは分かるので、ならざるを得ないんですけども、住民の方としてはなかなか納得しづらい理屈なのかなと思います、もしそういうことがあったときにはどういうふうに解決されたのかなと興味があったものですから、それで質問したという状況なんですけども。ですから、あったのかなかったのか、あったときにはどういうふうに処理されたのかということをお聞かせいただければと思います。

す。

○議長（吉中隆昭） 住民生活部長。

○住民生活部長（井上弘一） 令和3年度におきまして、議員が申されたコロナ減免の申請は数件ございまして、本町といたしましても、窓口もしくは電話対応で、前年の所得がゼロ所得の場合、減免額もゼロになるということを説明させていただいてご理解いただいたといった次第でございます。議員の先ほどのお話の中にもございましたけれども、まずこの制度の仕組みなんですけれども、国民健康保険税算定に係ります国民健康保険法の77条に減免のことについて触れた部分がございますけれども、その77条の定義といいますのは、前年の所得に基づいて算定された保険税について、世帯の収入が激減することにより納付困難な場合は保険税を減免することを典型として制度設計されておるといったところがございます。ですので、あくまで比較するのは前年の所得ということになります。

よって、令和2年度中にコロナ禍の影響で所得が激減した世帯があります。その世帯が、その年度はコロナ減免を受けて保険税額はゼロになったと。しかし、収入減少が令和3年度に及んでしまったと。3年度についても状況は全く変わらずということになるんですけれども、この減免に対する制度設計というものが、前年の所得に対しての一時的な収入の減少に関わる部分について減免するということになっておりますので、減免はかからない。ただし、低所得者の世帯、所得がゼロの世帯に関しましては、低所得世帯への保険税軽減措置が適用されますし、先ほどおっしゃっておられました2割軽減、5割軽減、7割軽減、そういった軽減がかかってまいりますし、また、納付困難というようなことになれば徴収猶予も受けていただくことができるといった説明も加えて、窓口もしくは電話等でも行っておる次第でございます。

○議長（吉中隆昭） 東議員。

○11番（東 充洋） 端的には救済措置はありますよということですか。

○議長（吉中隆昭） 住民生活部長。

○住民生活部長（井上弘一） 救済措置といいますか、減免の制度設計がそうなのでやむを得ないところはあるんですけれども、軽減措置の適用を受けると。例えば国民健康保険へ加入されておる1人世帯の方でしたら、コロナ減免でしたらゼロ円になるんですけれども、次の年は6万2,100円という基本額がかかってくるんです。それは均等割と平等割について、年税額は6万2,100円と。ただし、先ほど申しました軽減措置を受けることによって年税額が1万8,600円に下がると。なおかつ納付困難ということであれば徴収猶予もご相談してい

ただけたらどうかと思っております。

○議長（吉中隆昭） 東議員。

○11番（東 充洋） どちらにしても、そこまで下がったとしてもやはりゼロというところが大きなウェートを占めますので、それが本当に支払えるのか支払われないのかというところが問題になってくるわけで、部長、仕組みは分かりました。よく分かりましたし、また、そういう制度、仕組みになっているので、これは幾ら部長が頑張ろうが、上牧町が頑張ろうが頑張れない範囲のところですので、そんな無理を言っているのではなくて、そういうふうに申告しに来た方にどのように分かっていたかのように説明されたのかなというのに興味があったものですから。ご本人は本当に収入がない中で、幾らかでも払えと言われたらそれはきつい状況になるのは目に見えていますから、その辺のところをどういうふうに説明して納得をしてもらっているのかなというところが興味あったので、それで質問したという状況です。分かりました。ありがとうございます。結構です。次、お願いします。

○議長（吉中隆昭） 教育部長。

○教育部長（松井良明） それでは、3項目めのGIGAスクールの状況につきまして、現在の使用状況及び今後の活用計画についてそれぞれ申し上げます。

まず初めに、現在の使用状況についてでございます。本町における現時点の情報端末機の学校内での使用状況につきましては、小学校の低学年ではタイピング練習ソフトを活用したキーボード入力に親しむべく取組を、小学校のその他の学年と中学校におきましては各教科での活用が一定進んでおります。今後は活用できる教科、もしくは単元の拡大を図っていくことといたしているところでございます。

○議長（吉中隆昭） 東議員。

○11番（東 充洋） 低学年では慣れてもらおうということでタイピングの練習などをしていくということです。これは子どもは早いですから、触らせたら早いと思いますよね。それはそれでいいんですけども、小学校、それから中学校の高学年というんでしょうか、そういうところにおいて、今おっしゃっていたように教科で活用していくというような状況、それはどういう教科で具体的にはどういうあれなんですか。

○議長（吉中隆昭） 教育部長。

○教育部長（松井良明） 私も全てにおいて把握をさせていただいているわけではございませんが、県教育委員会と町教育委員会の合同による学校訪問に私も参加をさせていただきました。その折については、数学、小学校では算数の授業等に活用されておりましたし、一部、

理科の授業での展開も実際に見ております。国語におきましては、従前は黒板に単語とかを貼って、貼付をしながら進んでいたんですけど、画面上で確認をしながら進めているという状況も確認をさせていただきました。中学校におきましては、英語科の授業での利用もされているように聞いておるところでございます。端末機械から音も出ますので、発音等についてもネイティブな発音が端末から聞こえるというところら辺もありますので、そのようなこと以外にも活用の例はあるとは思いますが、今承知している限りではそのようなことでございます。

○議長（吉中隆昭） 東議員。

○11番（東 充洋） ちょっと変わるんですけども、このGIGAスクールが一挙に進んだという状況があるというふうに感想は持っているわけなんですけれども、それで今いろんな教科で使われているというところもあると思います。このGIGAスクールの最終目的というんでしょうか、どういうことを設定としてこのGIGAスクールとなっているんでしょうか。なぜそれを聞くかといいますと、例えばコロナ禍で、このGIGAスクールの話がどんどんと家庭と学校等を結んでの端末を使つての授業をしていくとかというような方向に変わってきているという状況が今言われているのではないですか。ですから、それが最終目的というふうな状況にするのか、いやいや、そうではなくてという部分があるのか、その辺をお聞かせいただきたいと思います。

○議長（吉中隆昭） 教育部長。

○教育部長（松井良明） 今現在、子どもたちが使用している端末機については、子どもが自発的に調べるということの調べ学習についても有効なものであると考えております。それと、クラウド上に保存されているところに教材等が既に入っておりますので、教材作成等に係る教職員の負担軽減にもつながっていくということもございます。とりわけ重視をさせていただいておりますのは、家庭学習での活用ということが、学校の活用については一定進んでおるんですけども、家庭の学習を進めることによって、子どもたちの家庭における学習習慣を身につけるということにおいても重要な位置づけがなされているところであるというふうに認識をしているところでございます。

○議長（吉中隆昭） 東議員。

○11番（東 充洋） ということは、教育の現場において家庭学習ということは、例えば宿題をこれでやるだとか、そういうところに活用されて、主はやはり対面で教育をしていく、教えていくということが主であると理解していいわけですか。

○議長（吉中隆昭） 教育部長。

○教育部長（松井良明） 一応、基本的にリモートでの学習になると、当然、子どもたちの様子は分かるんですけど、やっぱり実際に子どもの細やかな心の動きであったり機微であったりを把握するのについては対面という場面も必要であるとは認識しています。ただ、その辺は今、逐次子どもの様子を分かりながら双方向での展開となりますので、対面の授業を補完するという形での今展開になっているのかなと。今後については、全てにおいてIT化が進んでということになると、また学校そのものの存在意義も変わってまいりますので、その辺の状況は、従前の形も残しつつという形で、情報機器も活用する中で総合的に教育を考えていくというところに立ち至っているのかなという認識をしております。

○議長（吉中隆昭） 東議員。

○11番（東 充洋） 分かりました。これもまだまだの段階だというふうに思うんです。このGIGAスクールをどうしていくのか。家庭にも端末を持って帰ると後で話があると思うんですけども、そういう状況においても、やはり1つは父兄、子ども、教員、皆さんのところとこれが1つとなったもので、十分に父兄の方にもその趣旨とかそういうものを理解していただかないと、なかなかうまくいかないのではないかなというふうな危惧を持っているんです。ですから、その辺は十分、お互いの意思疎通を図りながら進めていくというような状況にしていきたいと思っています。それはそのように考えておられるという状況でよろしいでしょうか。

○議長（吉中隆昭） 教育部長。

○教育部長（松井良明） そのように考えていただいて結構だと思います。

○議長（吉中隆昭） 東議員。

○11番（東 充洋） それで以前、端末をお家に持って帰るという状況になった場合、そのご家庭にネット環境があるのかどうかというアンケート調査をすると、しているやったかな、するやったかな、という状況をお聞かせいただいたと思うんです。その結果は出ているんですか。

○議長（吉中隆昭） 教育部長。

○教育部長（松井良明） これについては1回目のアンケート調査の結果は出ております。ただ、それについてはご家庭での活用について、基本的な活用ができるのかどうかというところまでのアンケートでございました。今回につきましては、一步踏み込んだ形で実際のインターネット環境、Wi-Fi環境も含めて、個別具体的な内容までアンケート調査で把握を

させていただき、今後の対策といたしますか、全て誰一人取りこぼすことのないというGIGAスクール構想の基本的な考え方にに基づきまして、その中で経済的な理由でインターネット環境が整わないところについてはまた一定の補助も考えていくということとしておりますので、今は基礎的な条件となる個別具体的なインターネット環境の状況についてのアンケート調査を行っているというところでございます。

○議長（吉中隆昭） 東議員。

○11番（東 充洋） これは私ごとで申し訳ないんですが、うちは広陵に中学生と、それから小学生2人、孫がおるんですけども、もうパソコンを持って帰ってきているんですよ。それで何かをしているのを見たことないんですけども、取りあえずは持って帰ってきています。上牧はどのような状況になっているんですか。

○議長（吉中隆昭） 教育部長。

○教育部長（松井良明） くしくも現在、東議員からご質疑を頂いている本日、情報端末機を家庭へ試験的に持ち帰ることを実施する初日となっております。今回の持ち帰りに関しましては、実際に学校で使用している機器の保護者の方への一定のご理解を頂くということで、じかにご覧いただくことで、いわゆるお披露目という意味合いと、持ち帰りに係る子どもたちの負担といたしますか、ちょっと重さがありますので、その辺の持ち帰りに際しての子どもたちの負担の検証を行うという目的で本日持ち帰りをさせていただき、連休明けには再度学校に持ってくるというような形の体制を整えたところでございます。

○議長（吉中隆昭） 東議員。

○11番（東 充洋） どういうものかというのも父兄の方にも見ていただくという趣旨のものだというふうに思うんですけども、しかしながら、さっきの話題ではないですけども、ネット環境、Wi-Fi環境がないというようなご家庭のところに持っていっても、実際にパソコンの生きた状況はなかなか理解してもらえないという状況になるのではないかな。ということは、やはり生徒間の中でパソコンの環境がある、ないで格差があるのではないかなと。もしあればですよ。そういうふうに思うんですね。その場合にどうするねんということが一番大きな課題になってくるのではないかなと思うんですけども、その辺はどのようにお考えになっているんでしょうか。

○議長（吉中隆昭） 教育部長。

○教育部長（松井良明） GIGAスクール構想による情報端末機の持ち帰りに際しましては、今、議員ご指摘のとおり、家庭で環境が整っているところと整っていないところで差異が生

じることによって、子どもたちの中での差別とまでは至りませんが、そのような事態も発生することも十分予想されます。そのことを回避する意味におきまして、先ほどご説明申し上げましたとおり、一定の生活困窮状態にある方については既存の準要保護の制度を活用させていただきながら、また、経済的に苦しいものの準要保護をお受けにならずに頑張っておられる方も相当数いらっしゃいます。その方については、個別具体的な状況を学校担任等から聴取させていただき、その方についても一定の方向性を持って補助をさせていただきたいと考えております。基本的に皆が同じ条件の下、このGIGAスクール構想を進めていくというのが第一義であると考えておりますので、その辺、きめ細やかな対応の下、一日も早い家庭での情報端末機の活用について、できるような体制を整えるべく鋭意頑張っていきたいと考えております。

○議長（吉中隆昭） 東議員。

○11番（東 充洋） そこが一番大事で、それができなかつたらこのGIGA構想なんていうことは全く破綻してしまうわけなんですよ。もう1つは、やはり勉強の機会をみんなが均等に享受できるというような状況を確保するためにも、大きな差異が生まれてくるというようなことであつては、これは何ともならないような状況になってしまいますので、その辺の結論は早い時期に出していただくということにしないと前へ進まないのではないかなと思いますので、その辺はまた機会がありましたらお聞かせしていただくかと思いますので、そのときまでにはぜひ結論が出されている状況で、この構想を上牧町として十分、子どものための構想であるというふうにさせていただきたいと期待を込めて、この話は終わっておきたいと思います。ありがとうございます。次、お願いします。

○議長（吉中隆昭） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（青山雅則） まず、発熱が出た場合の対応ということでお聞きかと思います。かかりつけの先生がおられる場合は、まずかかりつけの先生に相談されると。かかりつけの先生がいないという場合は、県の発熱相談窓口、こちらに連絡をしていただいて対応をお聞きになられるということになります。

○議長（吉中隆昭） 東議員。

○11番（東 充洋） それもご説明を頂いて私は理解しているんですけども、しかしながら、どこへ行ったらいいというのは、町内のところではあるけれども公表はできませんよという状況があるではないですか。そのところをどのように住民の皆さんに理解していただけるのかというところを、ぜひ公布して広報なりにお知らせをしていただきたいということ

であえてまたお聞きしたということなんですけども、その点はいかがでしょう。

○議長（吉中隆昭） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（青山雅則） 確かに上牧町内に5か所の発熱外来の医療機関があるというところで、その5か所はどこやというところが公表できない部分でございますが、一応、全くないのではなくあるんですよというまず1つの安心感を持っていただきたいという部分もございまして、その辺、創意工夫をしながら、また住民の方々に分かりやすいように周知させていただきたいと考えております。

○議長（吉中隆昭） 東議員。

○11番（東 充洋） 私は主に高田の病院に行っているんです。毎月毎月、高田に行っていて、ちょっとした風邪とかそんなときは上牧町内で診てもらっているというのはあるんですけども、主に血液だとか、それから定期的な尿だとか、いろんな検診は全て高田で行っているんですよ。高田の先生はやっぱり一番よく私の体のことを知っていただいている。それともう1つはよろづなんですね。よろづと高田土庫と2つ、私は主治医の先生がいてはるんですけども、発熱した、近いから土庫へ行ったというのも、そこからの手続きを進めていかれると考えたらいいんですか。

○議長（吉中隆昭） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（青山雅則） まずは今おっしゃったように、高田の土庫と天理のよろづと、どちらもかかりつけ医がおられるということでございますが、近いほうの高田の土庫で相談していただいたら、そこからまた次にしていただけたと思います。

○議長（吉中隆昭） 東議員。

○11番（東 充洋） 了解しました。そしたら、次お願いします。

○議長（吉中隆昭） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（青山雅則） 次は子どもの接種を今後どうしていくかということでよろしかったですか。

○議長（吉中隆昭） 東議員。

○11番（東 充洋） 集団接種はもう一応終わりますよということになるではないですか。それはそれでいいんですけども、しかし、まだ打ち終わってない方も当然出てくるわけではないですか。ところが、打ちたい人が打てるようになればいいんですけども、なかなか時間が取れなくて打てないという条件を持った人なんてたくさんいると思うんです。特にそういう条件のときには、12歳以上の子どもさんがおるといった方に子どもに打たせたいと思

うんですけども、自分自身が仕事を休むことができないというような場面が必ずあるんですよね。そのときに、そういう人たちについてはどのように接種を受けるような方法があるんですかということなんです。

○議長（吉中隆昭） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（青山雅則） まず、12歳から15歳までの子どもさんの接種につきましては、基本、2000年会館の集団接種ではなく医療機関の個別接種を考えております。それはなぜかといいますと、やはり子どもさん同士で顔がささないようにという部分を配慮させていただいています。それ以外でどうしても2000年会館でも受けたいという申出がありましたら、それは対応させていただきます。それと、9月、10月、11月と、子どもさんの接種に限らず、今かなり接種される方の年齢層が下がってきております。現役世代に入っておりますので、平日の接種はほとんどもう枠を取っておらない状態です。ほとんど土曜日、日曜日ということになりますので、10月もまだ枠がかなり残っております。何日の土曜日と何日の日曜日を1日開放するのではなく、例えば100の枠があれば、その100を一気に開放せずに20ずつという形で、予約状況を見ながら、今、予約の受付を取らせていただいている状況でございますので、これからまだ全然枠がございますので、予約を入れていただければいいのかなと考えております。

○議長（吉中隆昭） 東議員。

○11番（東 充洋） 分かりました。1つはウェブなんですけども、若くてもウェブを見られない方も多分いらっしゃるだろうと思います。ですから、一応は町でというか、生き活きになるのか分かりませんが、そこで相談を受けますよということはいいいわけですね。ですから、その部分も含めて、まだ開きがありますよとか、いろんなそれまでの間の時間とか、それ以降のことについての諸条件だとかいうのがあるわけですから、それはやはりネットだけではなしに、例えば広報でもいいですから、そのように詳しい状況をお知らせして、やはり受けたいという人は誰しもが全部が受けられるという状況をつくっていただきたいというのが私の要望なんですけども、その辺はそれでよろしゅうございましょうか。

○議長（吉中隆昭） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（青山雅則） 今の状況といたしまして、逆にこの曜日、枠をつくったのに予約が入らないというところで困っているという部分もございますので、なかなかネット環境の整っておられないご家庭とか、そういうのが苦手とおっしゃる方は、直接、生き活き対策課に問い合わせいただいても構いません。臨機応変に対応させていただきます。こちらと

いたしましても枠が空いたままで置いておくわけにはいきませんので、そこは先日、議員の皆様にもお伝えさせていただきましたように、11月中旬をもって2000年会館での集団接種を終了させていただくというところでございますので、最後の追い込みというところで臨機応変に対応させていただきます。またその辺も住民の方々にいろんな形で周知をさせていただきたいと、このように考えております。

○議長（吉中隆昭） 東議員。

○11番（東 充洋） 分かりました。よろしく願いいたします。これで私の一般質問を終わらせていただくんですけども、今日取り上げさせていただいたことは全て住民の皆さんの財産を守ったり、また健康を守ったりということで取り上げさせていただきました。また、学校教育においても、誰しものが公平に教育を受けられるふうということで取り上げさせていただきました。どうかそれらを酌んでいただきまして、行政のほうで努力を頂きますようお願いを申し上げまして、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（吉中隆昭） 以上で、11番、東議員の一般質問を終わります。

これで本日の一般質問を終わります。

◇

◎散会の宣告

○議長（吉中隆昭） 本日はこれで散会いたします。

どうも皆さん、ご苦労さまでした。

散会 午後 4時00分

令和３年第３回（９月）上牧町議会定例会会議録

議 事 日 程（第４号）

令和３年９月２１日（火）午前１０時開議

- 第 １ 決算特別委員長報告について
- 第 ２ 認第 １号 令和２年度上牧町一般会計歳入歳出決算認定について
- 第 ３ 認第 ２号 令和２年度上牧町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 ４ 認第 ３号 令和２年度上牧町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 ５ 認第 ４号 令和２年度上牧町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 ６ 認第 ５号 令和２年度上牧町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 ７ 認第 ６号 令和２年度上牧町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 ８ 認第 ７号 令和２年度上牧町水道事業会計決算認定について
- 第 ９ 総務建設委員長報告について
- 第１０ 議第 １号 上牧町附属機関設置条例の一部を改正する条例について
- 第１１ 議第 ２号 上牧町税条例の一部を改正する条例について
- 第１２ 議第 ６号 令和３年度上牧町一般会計補正予算（第５回）について
- 第１３ 議第１０号 令和３年度上牧町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第１回）について
- 第１４ 文教厚生委員長報告について
- 第１５ 議第 ３号 上牧町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 第１６ 議第 ４号 上牧町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 第１７ 議第 ５号 山辺・県北西部広域環境衛生組合規約の一部を変更する規約について
- 第１８ 議第 ７号 令和３年度上牧町国民健康保険特別会計補正予算（第２回）について
- 第１９ 議第 ８号 令和３年度上牧町後期高齢者医療特別会計補正予算（第１回）について
- 第２０ 議第 ９号 令和３年度上牧町介護保険特別会計補正予算（第２回）について

第 2 1 議第 1 1 号 令和 3 年度上牧町下水道事業特別会計補正予算（第 2 回）について

第 2 2 議員提出議案第 1 号 上牧町あらゆる差別の解消の推進に関する条例（案）

本日の会議に付した事件

第 1 から第 2 2 まで議事日程に同じ

追加日程第 2 3 議第 1 2 号 上牧新橋橋梁補修・耐震工事（2 工区）の請負契約の締結について

追加日程第 2 4 議第 1 3 号 上牧町水道事業配水池耐震化工事請負契約の締結について

出席議員（１２名）

１番	遠山健太郎	２番	東初子
３番	上村哲也	４番	牧浦秀俊
５番	竹之内剛	６番	服部公英
７番	富木つや子	８番	康村昌史
９番	木内利雄	１０番	石丸典子
１１番	東充洋	１２番	吉中隆昭

欠席議員（なし）

地方自治法第１２１条により説明のため出席した者の職氏名

町長	今中富夫	副町長	阪本正人
教育長	松浦教雄	総務部長	中川恵友
総務部理事	山下純司	都市環境部長	塩野哲也
住民生活部長	井上弘一	健康福祉部長	青山雅則
教育部長	松井良明	総務課長	山本敏光

職務のため議場に出席した事務局員

議会事務局長	森本朋人	書記	山口里美
書記	横田大樹		

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（吉中隆昭） 皆さん、おはようございます。ただいまの出席議員数は12名です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

————— ◇ —————

◎議事日程の報告

○議長（吉中隆昭） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。それでは、日程表に従い、順次議事を進めてまいります。

————— ◇ —————

◎決算特別委員長報告について

○議長（吉中隆昭） 日程第1、決算特別委員長報告について。

服部委員長、報告願います。

服部委員長。

（決算特別委員長 服部公英 登壇）

○決算特別委員長（服部公英） おはようございます。6番、服部公英です。決算特別委員会の報告を行います。

9月3日の本会議で設置された決算特別委員会は、9月9日、10日、13日の3日間開会し、認第1号から認第7号まで7議案を慎重審議いたしました。それぞれの決算認定について、主な審議内容及び審議結果について報告いたします。

令和2年度上牧町一般会計歳入歳出決算認定について。令和2年度上牧町一般会計歳入決算において、当初予算約76億円で補正予算が11回編成され、歳入総額111億4,662万6,000円、歳出総額109億2,099万8,000円、歳入歳出差引残額2億2,562万8,000円となって、翌年度に繰り越すべき財源が9,548万円のため、実質収支額は2億1,608万の黒字となり、単年度収支額は1,145万1,000円となった。経常収支比率は98.2%、前年度99.3%とマイナス1%の減少、改善している。増額の要因は、新型コロナウイルス対応の地方創生臨時交付金約36億である。

交付金を活用した多くの事業が行われたことから、コロナ対応決算とも言える。主な特徴としては、自主財源については町税782万9,000円の減少となったが、土地の売却による財産収入や実質収支である前年度繰越金が増加になったことにより、自主財源総額は2億1,213万円の増加となった。依存財源については、主に幼児教育・保育の無償化により地方交付税が増加したこと、消費税率の引上げにより地方交付税が増額したこと、また、特定定額給付金等事業の実施により国庫支出金が大幅に増加したことに伴い、依存財源総額は32億511万2,000円の増額となった。また構成比では、自主財源は26.8%、依存財源は73.2%となり、前年度と比較すると自主財源比率は8.9ポイントの減少となった。依然として依存財源に頼った財政運営となっていることから、今後も歳入における自主財源を増やすため、日々努力することが大切である。

以上の決算状況に基づき、各委員から以下の質疑が行われた。

歳入。問い。町民税の調定額は前年度に比べマイナス2,000万円となった要因は。答え。法人税割が9.7から6%に引き下げられたのが主な内容である。問い。町たばこ税における収入未済額7,513円の説明と、近隣町の状況、回収の取組は。答え。令和2年度申告業者は4業者であったが、輸入たばこを販売する1業者が未納である。上牧町を含む9自治体で影響が出ている。今後は財産調査も行い回収に取り組む。問い。地方消費税交付金が2,600万円の増額となった要因は。答え。緊急事態宣言に伴う減収対策が講じられたが、算定により増額になった。問い。住宅使用料、駐車場使用料の合計で約1,600万円の不納欠損について説明を。答え。上牧町債権管理条例に基づき債権放棄を行った。問い。国庫補助金、障害児虐待・DV対策等支援事業補助金の活用はどうか。答え。非常勤職員を配置し、令和3年度からは子ども総合窓口の体制を取っている。問い。不動産販売収入2,550万円の説明を。答え。旧焼却場に隣接する土地を売却した。旧土地公社開発用地分約1,300万円については、第三セクター等改革推進債に償還金に積み立てた。特別職及び職員の人件費。問い。職員手当の時間外手当がかなり増えているが、また、課によつての偏りがあるのか。答え。新型コロナウイルスの影響で感染予防や予防接種の対応で業務量が増えた。またコロナ禍の景気対策として、プレミアム商品券の発送業務でも時間外勤務が多く見えた。そうしたことから課によつて偏りが見られた。問い。人件費も上がるのはよくないし、課が偏るのもよくないと感じる。部局横断的に仕事を分散できないのか。答え。現在横断的に対応しているが、人件費を抑えることも含め、一層横断的に対応してまいります。

歳出。問い。当初予算より約116万円の減額となっているが、その要因は。答え。当初予算

組みのときに燃料代が高騰していたために差額が生じた。問い。発行数と換金の差が538万円ほどあったようだが、啓発方法に問題があったのでは。答え。広報やホームページでお知らせし、また参加154店舗の店先等にのぼりや、店内にはポスター等で啓発し、そして締切り1週間前には町内の放送で住民の方々にお知らせをした。問い。不燃ごみ等中継施設建設費用委託料3,564万円の内訳は。答え。測量業務297万8,000円、許認可業務663万4,000円、建設・設計業務2,278万8,000円になります。問い。地方創生臨時交付金事業、小規模テナント事業者家賃等支援事業約608万円については、予算では約3,300万円であったが説明を。答え。対象外の事業者があり減額した。上限20万円として52件に支給した。問い。地方創生臨時交付金事業、小学校学習保障強化事業約1,400万円については、教科書会社の教材を配付されたが、効果はどうであったか。答え。1,479人の申込みがあり、家庭学習に活用していただきたいが、辞退者が30名あった。問い。障害福祉費で2,600万円の不用額となったが、コロナの影響はどうであったか。答え。扶助費の中で自立支援給付費、障害児施設給付費、移動支援などで減となった。問い。香芝市・葛城市・北葛城郡コロナ検査センター共同運営事業の今後の取組は。答え。令和2年11月から2市4町共同で運営してきたが、市や町の発熱外来医療機関が増えたため9月30日で終了する。問い。新生児聴覚検査受診料22万4,360円についての内容説明を。答え。生後1か月以内の赤ちゃんに対して、産婦人科で聴覚の任意検査と確認検査を受ける場合、各検査で1人上限3,000円の助成をする制度がある。問い。令和2年度75人の赤ちゃんが検査を受けられたが、結果はどうだったか。答え。確認検査で1人の新生児に異常が見つかり大病院の検査を受けてもらったと聞いている。不妊・不育治療事業費について。問い。不妊治療15件、1件当たりの上限7万円の助成と、不育治療2件、1件当たり上限10万円の助成をされたが、その結果はどうであったか。答え。不妊治療は7人の方が母子手帳の申請に来られた。不育治療は2人とも出産された。問い。不妊治療15件、うち残り8件の方は再度申請するのか。答え。不妊治療は要綱で年度で1回、申請5回まで申請できることになっている。産後ケア事業委託料については。問い。令和2年度ショートステイ泊4名、デイサービス1日2名の利用があった。その後は母子ともに健康に暮らしているのか。答え。ショートステイは1人最大6回利用でき、デイサービスは1人最大7日利用できるので、この制度を引き続き利用されている方もいる。問い。史跡上牧久渡古墳群整備事業が予定どおりに進まなかったのは、事務に関する知識が足りなかったのではないか。答え。都市計画法29条の開発行為許可申請が漏れていたため事業が遅れ、重く受け止めている。今後は担当者が一丸となって取り組んでいく。

特別会計。認第2号 令和2年度上牧町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について。令和2年度上牧町国民健康保険特別会計歳入歳出決算において、歳入22億7,577万3,000円、歳出総額22億3,698万7,000円、歳入差引き3,878万9,000円の黒字会計となった。

各委員からの質疑は以下のとおりである。

歳入。問い。保険税の徴収率は令和元年度決算に比べて改善している。現年度分95.95%、滞納繰越分34.72%になった要因は。徴収課では電話や郵便による督促、納付相談を行っているが、令和2年度は特に戸別訪問に力を入れた。

歳出。問い。特定健康診査事業において、予備費からの充用と延滞料が発生したことによる流用が行われているが、本来はあってはならない内容である。答え。健診のおわび訂正文の発送に予備費を充用したのと、事務のミスによる延滞金を支払うために節間での流用を行った。今後はこのようなことがないよう複数で点検し、2次点検をする。出産育児一時金について。問い。当初予算よりも減となった要因は。答え。当初17人を想定していたが15人であったため、少子化の問題もあり減少傾向にある。人間ドック等助成金事業について。問い。人間ドック助成金1,636万2,215円について説明を。答え。1人4万円を上限に助成し、455名の方が受診された。令和5年度まで行う予定。問い。保健事業委託料について。検診の受診状況の説明を。答え。上牧町の今年度の受診率は23.58%。県の受診率は23.38%となっており、目標としていた県の受診率より0.2ポイント高い結果となった。28年度からの事業では、人間ドック32名、脳ドック21名が受診されている。

認第3号 令和2年度上牧町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について。令和2年度の後期高齢者医療特別会計の決算額は、歳入4億3万円、歳出3億9,717万円で、差引き286万円の黒字となった。

各委員からの質疑は以下のとおりである。

歳入。問い。保険料の過年度分は47.68%の収納率となったが、収納対策はどうか。答え。国民健康保険と同様の取組で戸別訪問に力を入れた。

認第4号 令和2年度上牧町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について。令和2年度上牧町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入決算において、歳入総額182万円、歳出総額152万円、歳入歳出差引き30万円の黒字となった。

認第5号 令和2年度上牧町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について。令和2年度上牧町下水道事業特別会計歳入歳出決算において、歳入総額6億6,503万6,000円、歳出総額6億4,710万円、歳入歳出差引き1,793万6,000円の黒字となった。

各委員からの質疑は以下のとおり。

問い。平成27年度の下水道長寿命化計画による事業は片岡台2丁目が完了だが、今後の計画の説明を。答え。平成30年度からは下水道ストックマネジメント基本計画による調査と工事を行っている。問い。マンホールの修繕計画について。修繕の現状と修繕を要望する声にはどのように対応しているのか。答え。マンホールについても年間計画を立てて45年がたち、老朽化したものから順次交換している。補修が必要と通報があった際は、都度確認し対応している。問い。前年度の滞納分徴収率26.42%に比べ、令和2年度徴収率は31.78%と大幅に増加した要因は。答え。徴収強化を図ったため徴収率が増加した。問い。大口滞納はあるのか。答え。大型商業施設レインボーである。

認第6号 令和2年度上牧町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について。令和2年度上牧町介護保険特別会計歳入歳出決算認定において、歳入21億1,045万円、歳出20億3,537万円、歳入歳出差引形式収支は7,508万円の黒字となった。また、介護サービス事業勘定では、歳入648万円、歳出616万円、差引き32万円の黒字となった。

各委員からの質疑は以下のとおりである。

地域支援事業費。問い。地域介護体操教室事業費委託料について。教室数については増えているのに、前年度より減らしているのはどのような運営をしているのか。答え。当初から運営している教室について5年が経過したため、補助金のない自主運営をお願いした。また、後に教室についても5年をめどに自主運営をお願いする。そして、現在立ち上がっていない地域についても新たに教室を開設していく。全て5年をめどに自主運営をお願いする。特別職及び職員の人件費。問い。職員等時間外手当がかなり増えているが、また課によって偏りがあるのか。答え。新型コロナウイルスの影響で、感染予防や接種予防の対応で業務量が増えた。また、コロナ禍の景気対策として、プレミアム商品券の発送業務で時間外業務が増えた。そういうことから課によって偏りが見られた。問い。人件費が上がるのはよくないし、課が偏るのもよくないと感じる。部局横断的に仕事を分散できないのか。答え。現在、横断的に対応しているが、人件費を抑えることも含め、一層横断的に対応してまいります。配食見守り事業支援事業費について。問い。配食見守り支援事業委託料145万7,820円の内容説明を。答え。令和2年度から2業者に配食と見守りをお願いした。現在、3月末で実質人数は23人、延べ配達弁当3,103食である。利用者の自己負担は前年度所得に応じて1人200円と300円の方がいる。最大週3回の利用ができる。問い。新たにこの制度を受けたい住民はどうすればいいのか。答え。本人から連絡があれば、まず訪問して栄養状態、自立等を調査してか

ら対応する。

認第7号 令和2年度上牧町水道事業会計決算認定について。収益的収支税抜きについて、水道事業収益4億6,522万円、支出事業費4億3,003万円となり、結果、差引純利益が6,219万円となった。また一方で、資本的収支税込みは収支額445万6,000円に対して支出額7,493万3,000円となり、7,048万円の資金不足となった。

各委員からの質疑は以下のとおり。

令和2年度入所率は93.3%、非常に高い数値であるが、その要因は。答え。その主な要因は、去年10月に発生した大きな漏水事故の修繕が終わったためと思われる。問い。決算書にある他会計補助の説明を。答え。去年までなかったものだが、地方創生臨時交付金の受入れのために発生した科目である。他会計補助金として営業外収益に計上しなければ税金が課されるためである。問い。財政融資資金と地方公共団体金融機構の企業債を前倒しし償還はできないのか。答え。前倒し償還はできるが、違約金等が発生し繰上償還するメリットがない。問い。減債積立金の用法と今後の活用について。法改正により減債積立金は積立てをしなくてもよくなったので、再考されたらどうか。答え。今後検討していきたい。

以上7議案を慎重審議し、認第1号、認第2号、認第3号、認第4号、認第5号、認第6号、認第7号の7議案について、採決の結果、全議員異議なく認定すべきものと決しました。

以上、決算特別委員会の報告を終わります。

○議長（吉中隆昭） 委員長の報告が終わりましたので、ただいまより議案の審議に入ります。

————— ◇ —————

◎認第1号の質疑、討論、採決

○議長（吉中隆昭） 日程第2、認第1号 令和2年度上牧町一般会計歳入歳出決算認定について、これを議題といたします。

提案理由の説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

○議長（吉中隆昭） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

（「討論なし」と言う者あり）

○議長（吉中隆昭） 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

この決算を委員長の報告どおり認定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（吉中隆昭） ご異議なしと認めます。

したがって、この決算は認定することに決定されました。



◎認第２号の質疑、討論、採決

○議長（吉中隆昭） 日程第３ 認第２号 令和２年度上牧町国民健康保険特別会計歳入歳出
決算認定について、これを議題といたします。

提案理由の説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

○議長（吉中隆昭） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

（「討論なし」と言う者あり）

○議長（吉中隆昭） 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

この決算を委員長の報告どおり認定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（吉中隆昭） ご異議なしと認めます。

したがって、この決算は認定することに決定されました。



◎認第３号の質疑、討論、採決

○議長（吉中隆昭） 日程第４、認第３号 令和２年度上牧町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、これを議題といたします。

提案理由の説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

○議長（吉中隆昭） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

（「討論なし」と言う者あり）

○議長（吉中隆昭） 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

この決算を委員長の報告どおり認定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（吉中隆昭） ご異議なしと認めます。

したがって、この決算は認定することに決定されました。



◎認第４号の質疑、討論、採決

○議長（吉中隆昭） 日程第５、認第４号 令和２年度上牧町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について、これを議題といたします。

提案理由の説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

○議長（吉中隆昭） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

（「討論なし」と言う者あり）

○議長（吉中隆昭） 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

この決算を委員長の報告どおり認定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(吉中隆昭) ご異議なしと認めます。

したがって、この決算は認定することに決定されました。

————— ◇ —————

◎認第5号の質疑、討論、採決

○議長(吉中隆昭) 日程第6、認第5号 令和2年度上牧町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、これを議題といたします。

提案理由の説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

(「質疑なし」と言う者あり)

○議長(吉中隆昭) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

(「討論なし」と言う者あり)

○議長(吉中隆昭) 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

この決算を委員長の報告どおり認定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(吉中隆昭) ご異議なしと認めます。

したがって、この決算は認定することに決定されました。

————— ◇ —————

◎認第6号の質疑、討論、採決

○議長(吉中隆昭) 日程第7、認第6号 令和2年度上牧町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、これを議題といたします。

提案理由の説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

(「質疑なし」と言う者あり)

○議長(吉中隆昭) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

(「討論なし」と言う者あり)

○議長(吉中隆昭) 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

この決算を委員長の報告どおり認定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(吉中隆昭) ご異議なしと認めます。

したがって、この決算は認定することに決定されました。

————— ◇ —————

◎認第7号の質疑、討論、採決

○議長(吉中隆昭) 日程第8、認第7号 令和2年度上牧町水道事業会計歳入歳出決算認定について、これを議題といたします。

提案理由の説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

(「質疑なし」と言う者あり)

○議長(吉中隆昭) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

(「討論なし」と言う者あり)

○議長(吉中隆昭) 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

この決算を委員長の報告どおり認定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(吉中隆昭) ご異議なしと認めます。

したがって、この決算は認定することに決定されました。



◎総務建設委員長報告について

○議長（吉中隆昭） 日程第9、総務建設委員長報告について。

牧浦委員長、報告願います。

牧浦委員長。

（総務建設委員長 牧浦秀俊 登壇）

○総務建設委員長（牧浦秀俊） 皆様、おはようございます。総務委員長の牧浦秀俊です。総務委員会の報告を行います。

当委員会に付託されました、議第1号 上牧町附属機関設置条例の一部を改正する条例について、議第2号 上牧町税条例の一部を改正する条例について、議第6号 令和3年度上牧町一般会計補正予算（第5回）について、議第10号 上牧町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1回）について、以上4議案については、9月6日午前10時から全委員の出席の下、全議案を慎重審議し、採決の結果、全議案について異議なく可決すべきものと決定いたしました。

次に、各議員からの議案の主たる質疑を報告いたします。

議第1号 上牧町附属機関設置条例の一部を改正する条例について。問い。この条例の一部改正は予防接種被害調査委員会を設置する条例ですが、新型コロナワクチン接種後、体調不良を訴える事例は起こっているのか。答え。事例として体調不良の申告がありました。町では判断できないため、町医の先生に相談した結果、新型コロナワクチン接種以前から同様の体調不良があり、ワクチン接種が原因でないことが判明したという事例がありました。問い。実際に新型コロナワクチン接種後に体調が優れなくなった場合、どのように予防接種被害調査委員会が機能するのか。答え。申請書を用意しており、記入後窓口に提出いただき、予防接種被害調査委員会を開き内容を吟味し、複雑な気管支疾患系や脳血管系などにおいては専門医を県に推薦してもらい調査を行います。また、申請だけでは判断できない場合は、検査や主治医の協力も得て予防接種被害調査委員会が判断することになります。その結果を県に報告書を提出し、そこから国の疾病障害認定審査会にかけられ判断が下されることになります。問い。調査委員の報酬について説明願います。答え。報酬については委員のほとん

どが医師で、半日3,000円をお支払いする予定であります。

次に、議第2号 上牧町税条例の一部を改正する条例について。問い。税条例の第24条、第36条の3の3及び附則第5条の改正を行う内容について説明を求めます。答え。地方税法の改正により、税条例の第24条、第36条の3の3及び附則第5条の改正が行われます。内容は扶養控除における国外居住親族の取扱いの見直しが行われ、個人住民税等均等割及び所得割の非課税限度額の算定基礎となる扶養親族から、30歳以上70歳未満の国外居住者で、1、留学により国内に住所及び居所を有しなくなった者、2番、障害者、3番目、納税義務者から前年度に生活費または教育費に充てるための支払いを38万円以上を受けている者以外は個人住民税均等割及び所得割の非課税限度額の算定基礎となる扶養親族及び控除対象扶養親族から除外することに改正されました。

続きまして、議第6号 令和3年度上牧町一般会計補正予算（第5回）について。歳出。文化センター費、工事請負費、文化センター空調更新事業費7,553万円について。当文化センターは1993年、平成5年に竣工、現在までに28年が経過しており、既存空調設備は緊急修繕を繰り返しているため、今回、空調設備機器の更新を行うものである。この工事に関して新型コロナウイルス対策、具体的に申し上げれば換気設備はどのような計画がなされているのかを伺います。答え。今回の工事では換気設備は計画外であります。問い。窓、ドアを開放するという自然換気設備ではなく、機械換気設備が必要であると考えますが。答え。再度内部で検討いたします。協議します。また業者とも相談いたします。次に、ペガサスフェスタ委託料について。問い。ペガサスフェスタ開催中止はどこで決定されたのか。代替案はなかったのかを伺います。答え。コロナ対策会議で決定された。代替案とまではいかないが、11月2日、3日にペガサスホール駐車場において、幼稚園・保育園の6団体の園児たちの演技を録画配信する予定。協働のまちづくり公募型補助金について。問い。補助金50万円の内容の説明を。答え。マリッジサポーターをNPO法人化する補助金であります。

以上、総務委員会の報告を終わります。

○議長（吉中隆昭） 委員長の報告が終わりましたので、ただいまより議案の審議に入ります。

◇

◎議第1号の質疑、討論、採決

○議長（吉中隆昭） 日程第10、議第1号 上牧町附属機関設置条例の一部を改正する条例に

ついて、これを議題といたします。

提案理由の説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

（「質疑なし」と言う者あり）

○議長（吉中隆昭） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

（「討論なし」と言う者あり）

○議長（吉中隆昭） 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を委員長の報告どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（吉中隆昭） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告どおり可決されました。

————— ◇ —————

◎議第２号の質疑、討論、採決

○議長（吉中隆昭） 日程第11、議第２号 上牧町税条例の一部を改正する条例について、これを議題といたします。

提案理由の説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

○議長（吉中隆昭） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

（「討論なし」と言う者あり）

○議長（吉中隆昭） 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を委員長の報告どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（吉中隆昭） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告どおり可決されました。



◎議第 6 号の質疑、討論、採決

○議長（吉中隆昭） 日程第12、議第 6 号 令和 3 年度上牧町一般会計補正予算（第 5 回）について、これを議題といたします。

提案理由の説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

○議長（吉中隆昭） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

（「討論なし」と言う者あり）

○議長（吉中隆昭） 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を委員長の報告どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（吉中隆昭） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告どおり可決されました。



◎議第 10 号の質疑、討論、採決

○議長（吉中隆昭） 日程第13、議第10号 令和 3 年度上牧町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第 1 回）について、これを議題といたします。

提案理由の説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

○議長（吉中隆昭） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

（「討論なし」と言う者あり）

○議長（吉中隆昭） 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を委員長の報告どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（吉中隆昭） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告どおり可決されました。



◎文教厚生委員長報告について

○議長（吉中隆昭） 日程第14、文教厚生委員長報告について。

富木委員長、報告願います。

富木委員長。

（文教厚生委員長 富木つや子 登壇）

○文教厚生委員長（富木つや子） 皆さん、おはようございます。7番、富木つや子です。文教厚生委員会の報告を行います。

文教厚生委員会は、去る9月7日火曜日、午前10時より6名の全委員出席の下、本委員会に付託されました全議案を慎重審議いたしました。付託議案と審議結果は以下のとおりです。

議第3号 上牧町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、議第4号 上牧町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、議第5号 山辺・県北西部広域環境衛生組合規約の一部を変更する規約について、議第7号 令和3年度上牧町国民健康保険特別会計補正予算（第2回）について、議第8号 令和3年度上牧町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1回）について、議第9号 令和3年度上牧町介護保険特別会計補正予算（第2回）について、議第11号 令和3年度上牧町下水道事業特別会計補正予算（第2回）について、議員提出議案第1号 上牧町あらゆる差別の解消の推進に関する条例（案）につ

いて、以上8議案を慎重審議し、議第3号、議第4号、議第5号、議第7号、議第8号、議第9号、議第11号の7議案について採決の結果、全員異議なく可決すべきものと決しました。また、議員提出議案第1号については、質疑に続き反対討論があり、採決の結果、起立による賛成多数で可決すべきものと決しました。

次に、各議案に対する主な質疑の報告をいたします。

議第3号 上牧町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について。問い。第53条に、この条例に規定において書面等により行うことが規定されているものについては、当該書面に係る電磁的記録により行うことができる」と規定されているが、具体的な書類のイメージは。答え。第5条に規定された文書以外に第34条に規定する記録の整備や、各園が発行する園だより等の保護者に対する配布物が該当する。今までに紙ベースで配布してきたものを、メール配信などホームページに掲載し、プリントアウトできる形である。問い。保育園に通っている家庭にはどのように影響するのか。答え。電子的方式を行うことにより携帯電話のメールやLINEにより簡単に情報共有ができるようになり、各連絡がスムーズに行える。

議第4号 上牧町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について。問い。上牧町内の家庭的保育事業等の件数と内容について。答え。町内に家庭的保育事業はありません。内容はデジタル化に伴い、保育所事業者等の業務負担の軽減等を図るため、書類の作成、保存並びに保護者間との手続等や書面等について、規定的または想定されるものについて電磁的方法による対応も可能である旨の包括的な規定を追加するものである。

議第5号 山辺・県北西部広域環境衛生組合規約の一部を変更する規約について。問い。組合議員の任期は現在1年で関係市町村議員の議会の任期に合わせた改正であるが、今なぜこの時期に改正するのか。また、条例の施行日は奈良県知事の許可のあった日とあるが説明を。答え。改正の時期については、年度当初に議員選出のため空白の時期が生じることも考えられることや、今後、施設の稼働に向け臨時議会の開催もあり得るためである。施行日は、関係市町村の組合規約の改正が9月末に終わり次第、速やかに県知事の許可を申請する。10月から11月までには許可を得る。

議第9号 令和3年度上牧町介護保険特別会計補正予算（第2回）について。問い。款2 保険給付費、項高額医療合算介護サービス等費、目1 高額医療合算介護サービス等費、節18 負担金補助及び交付金100万の増額について説明を。答え。申請は170件、総額590万円ほどと

なっているため、100万円の増額補正を予定した。問い。款諸支出金、項償還金及び還付加算金、節償還金利子及び割引料の過誤納付還付金150万円の説明を。答え。介護保険の利用者が急に亡くなられたり、介護保険の区分が途中で変更された場合に、過誤納付還付金が発生する。今年に入って既に予算案の額に近づいているので補正計上した。

議第11号 令和3年度上牧町下水道事業特別会計補正予算（第2回）について。問い。款4繰入金、項1他会計繰入金、目一般会計繰入金1,927万5,000円の減額の説明を。答え。前年度繰越金1,793万5,000円と下水道事業債の見直しにより、償還金利子及び割引料134万円の減額によるものである。

議員提出議案第1号 上牧町あらゆる差別の解消の推進に関する条例（案）について。2名の委員より質疑が行われた。問い。第2条の基本理念の中に、「現在もなお部落差別が存在するとともに」という文言が入っている理由は。答え。2016年に部落差別解消推進法が国において制定され、奈良県においても2019年、奈良県部落差別の解消の推進に関する条例が制定された。この法律と条例にその文言が入っているためである。問い。今の説明の内容から、やはり1つの差別に特化している印象を受ける違和感があるが、それ以外の差別に関してはどう感じているのか。答え。部落差別だけに特化しているわけではなく、障害者差別や外国人差別等の差別全体を防ぐ条例を制定したいと考えている。問い。相談体制の充実について、担当課は社会教育課ということであるが、どこまで話を詰めているのか。答え。社会教育課という認識をしている。これから担当課と話をしていく。問い。次に第6条記載の上牧町人権問題啓発活動推進本部の説明を。答え。上牧町人権問題啓発活動推進本部は町長を筆頭に職員の方々が属する形で既に存在している。県民集会や人権啓発活動を実施するときに参加する団体で、メンバーが決まっているわけではなく町長や部長がその都度、参加者を募って活動している。問い。附則2、上牧町人権擁護に関する条例を廃止することについて。差別の解消と人権擁護は別物で、人権擁護のほうがより大きくなりとなっていると認識している。その条例を廃止していいのか疑問に感じるがどうか。答え。それは遠山委員の考え方で、今回の条例は人権擁護に関する条例の発展進歩型という形で提出している。同じような条例が2つになるので廃止することとした。また、石丸委員より「タイトルはあらゆる差別の解消とあるが、内容は部落差別に特化している」との質疑があり、また、石丸委員より同様の内容で反対討論がありました。

以上、文教厚生委員会の報告といたします。

○議長（吉中隆昭） 委員長の報告が終わりましたので、ただいまより議案の審議に入ります。

ここで暫時休憩いたします。再開は11時5分。

休憩 午前10時52分

再開 午前11時05分

○議長（吉中隆昭） それでは再開いたします。

————— ◇ —————

◎議第3号の質疑、討論、採決

○議長（吉中隆昭） 日程第15、議第3号 上牧町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、これを議題といたします。

提案理由の説明が終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

○議長（吉中隆昭） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

（「討論なし」と言う者あり）

○議長（吉中隆昭） 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を委員長の報告どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（吉中隆昭） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告どおり可決されました。

————— ◇ —————

◎議第４号の質疑、討論、採決

○議長（吉中隆昭） 日程第16、議第４号 上牧町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、これを議題といたします。

提案理由の説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

○議長（吉中隆昭） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

（「討論なし」と言う者あり）

○議長（吉中隆昭） 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を委員長の報告どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（吉中隆昭） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告どおり可決されました。



◎議第５号の質疑、討論、採決

○議長（吉中隆昭） 日程第17、議第５号 山辺・県北西部広域環境衛生組合規約の一部を変更する規約について、これを議題といたします。

提案理由の説明が終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

○議長（吉中隆昭） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

（「討論なし」と言う者あり）

○議長（吉中隆昭） 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を委員長の報告どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(吉中隆昭) ご異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告どおり可決されました。

————— ◇ —————

◎議第7号の質疑、討論、採決

○議長(吉中隆昭) 日程第18、議第7号 令和3年度上牧町国民健康保険特別会計補正予算(第2回)について、これを議題といたします。

提案理由の説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

(「質疑なし」と言う者あり)

○議長(吉中隆昭) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

(「討論なし」と言う者あり)

○議長(吉中隆昭) 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を委員長の報告どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(吉中隆昭) ご異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告どおり可決されました。

————— ◇ —————

◎議第8号の質疑、討論、採決

○議長(吉中隆昭) 日程第19、議第8号 令和3年度上牧町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1回)について、これを議題といたします。

提案理由の説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

○議長（吉中隆昭） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

（「討論なし」と言う者あり）

○議長（吉中隆昭） 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を委員長の報告どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（吉中隆昭） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告どおり可決されました。

————— ◇ —————

◎議第9号の質疑、討論、採決

○議長（吉中隆昭） 日程第20、議第9号 令和3年度上牧町介護保険特別会計補正予算（第2回）について、これを議題といたします。

提案理由の説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

○議長（吉中隆昭） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

（「討論なし」と言う者あり）

○議長（吉中隆昭） 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を委員長の報告どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（吉中隆昭） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告どおり可決されました。



◎議第 11 号の質疑、討論、採決

○議長（吉中隆昭） 日程第21、議第11号 令和3年度上牧町下水道事業特別会計補正予算（第2回）について、これを議題といたします。

提案理由の説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

○議長（吉中隆昭） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

（「討論なし」と言う者あり）

○議長（吉中隆昭） 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を委員長の報告どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（吉中隆昭） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告どおり可決されました。



◎議員提出議案第 1 号の質疑、討論、採決

○議長（吉中隆昭） 日程第22、議員提出議案第 1 号 上牧町あらゆる差別の解消の推進に関する条例（案）、これを議題といたします。

提案理由の説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

東議員。

○11番（東 充洋） 東です。質疑を行わせていただきます。

まず初めに、上牧町あらゆる差別の解消の推進に関する条例（案）というのが今回提出されました。上牧町にはもっと崇高な上牧町人権擁護に関する条例というのがございます。崇高なこの条例に代えて、今度はこの新たな条例を制定しようとしているわけなんですけれども、理由は何なのかというのが1つ。それからもう1つは、上牧町人権擁護に関する条例と何が違うのかということをはっきりしていただきたいというのをまず初めにお聞かせください。

○議長（吉中隆昭） 服部議員。

○6番（服部公英） 6番、服部公英です。

今回提出した条例は、あらゆる差別を解消する施策を行うということで、最も重要な柱として条例を出し直したものであって、今まであった上牧町の人権擁護条例においては大ざっぱな部分で書かれているだけであって、細かな部分に詳細なところはなかったので、時代の情勢とともに詳細な条例をということで出させていただきました。

○議長（吉中隆昭） 東議員。

○11番（東 充洋） あらゆる差別というたら、どんな差別があるんですかね。先ほどおっしゃられた中には、思想差別なんていう言葉は出てきてなかったですけども、それも大きな問題なんですよね。男女の差別だとか、いろんな差別というのはこの世の中にはびこっているということはよく存じているわけです。ところが、今おっしゃったように、それら一つ一つを解消するというふうになれば一つ一つの条例をつくっていかなければならない。そのようになるわけでありまして。それらを飛ばして、なぜ今回はこの条例にかかっているんですかね。第1条の目的を見ても、この中には尊厳と権利とについて平等であるとした世界人権宣言の基本理念及び部落差別のない社会の実現を目指す部落差別の解消の推進に関する法律（平成28年法律第109号）をはじめとする差別の解消を目的とした法令の理念にのっとり、部落差別をはじめとするあらゆる差別の解消を推進するため、基本理念を定めというふうになっているんですけども、ここにあるのは主に部落差別を強調しているだけの条例ではないですか。あらゆる差別というのは二の次の話じゃないですか、この目的を見ても。この条例というのはまさしく上牧町ですんで、我々の住む上牧町の中でのどうなのかということであって、この提出された条例は本当に上牧町の住民の皆さんが望んでいる、また多くの人たちが必要であるというふうにとった条例なんですかね。私はこちらのほうが、今現存している上牧町人権擁護に関する条例のほうがずっと網羅をされた条例ではないかなというふうに

私は考えるわけです。ここでは単に部落差別ということを強調しているだけのことではないですか。

○議長（吉中隆昭） 服部議員。

○6番（服部公英） 今、東議員がおっしゃられたことは、東議員の個人の見解だと考えております。まず、私はここ、今回出した部落問題、部落差別というのは、日本の社会の歴史的発展の過程でつくられた身分階層構造に基づく差別により、日本国民の一部の人々が長い間、経済的、社会的、文化的に低位の状態を強いられ、日常生活で様々な上で差別を受けるなど、我が国固有の重大な人権問題と考えております。残念ながら、今こうした人々に対する差別発言や差別待遇等の事象ほか、差別的な内容の文書が送付されたり、インターネット上で差別を助長するような内容の書き込みが行われております。差別や偏見に基づく行為は、他人の人格や尊厳を傷つけるものであり決して許されないものです。部落差別等の問題を正しく理解して、人々の人権が尊重される社会を実現していくべきです。こういう問題は上牧町の住民の方も、そういうふうに認識を高めるということでは、上牧町の住民の人も求めていると思います。私の言っているあらゆる差別というのは、この社会の中でいろんな差別があります。部落問題差別だけではありません。今回のやつはあらゆる差別というのが人権の柱としてつくっております。その中には外国人差別もあり、女性差別もあり、障害者差別もあり、そしてまた、今コロナ禍において、コロナ禍によって受ける差別などいろんな差別がこれからも存在していきます。その差別については、今回上牧町に住んでいる住民の皆さんもいつ受けるかもわかりません。今、コロナ禍において、コロナにかかったために、皆様から差別されるような状況になったときに守られる条例が必要である、そういう意味でのあらゆる差別というような考えでつくっております。部落差別を特化したというような意見はあるかもしれませんが、それに対しては今回、国のほうで平成28年の12月16日に公布された部落差別の解消推進法による法律、委員長報告にもありましたが、平成26年のものであり、奈良県の条例もそこから2年後、31年には県条例ができております。そういうものを受けて今回、部落差別が今もあるというような形の文章が入っております。その点についての個人の意見はそれぞれ違うと思いますが、今回、文教厚生委員会の中でも答弁したように、その点についてはほかの議員にも理解していただき、賛成を頂いたと私は思っております。

○議長（吉中隆昭） 東議員。

○11番（東 充洋） あらゆる差別でと言うんでしたら、この上牧町人権擁護に関する条例のほうが、全てにわたって差別に対しての状況で意識も高めていこうということなんかもき

ちっと網羅されているわけです。あえてその法律ができたからといって、上牧町の条例にそれを上程し、決めなければならないというのと同じになる。そしたら、奈良県でこの条例をつくっている行政はどれだけあるんですか。

○議長（吉中隆昭） 服部議員。

○6番（服部公英） 私の知っている限りでは、2市4町と理解しております。私たち上牧町議会でこの条例をつくることによってまた触発されて、他町村においてもこういうような、あらゆる差別というような感じで条例ができることを私は期待しております。

○議長（吉中隆昭） 東議員。

○11番（東 充洋） ということは、部落差別というふうにみんな俗に言うわけなんですけれども、部落差別というものの定義は何なんですか。

○議長（吉中隆昭） 服部議員。

○6番（服部公英） 先ほど説明しましたが、部落差別、同和問題というのは、先ほど言いましたが、2回目になるんですけれども、日本社会の歴史的な発展の過程で形づくられた身分階層構造による差別により、日本国民の一部の人々が長い間、経済的、社会的、文化的に低位の状態を強いられ、日常生活の上で様々な差別を受けるということが、今、東さんが。

○11番（東 充洋） それが定義ですか。

○6番（服部公英） それが定義になっております。

○議長（吉中隆昭） 東議員。

○11番（東 充洋） この法律をつくるときにも、これがすごく論議になっているんです。定義がない法律と言われているんです。そこの部分が大きく問題になっていたんです。そこがなかなかきちとした説明がないまま押し通されたというのがこの法律なんです。そういう中で、そしたら、上牧町の町民の全ての人が、その差別意識がなくなるというのはどういうふうにして確認していくんですか。

○議長（吉中隆昭） 服部議員。

○6番（服部公英） 差別というものは全ての人が無くなるとか、そういった問題ではございません。なくなるようにみんなで努力するものです。今回、上牧町で上牧町でというような形で東議員がおっしゃられますが、やはり私は、上牧町はこの同和問題、部落差別というのは、昔から上牧町の先人の先生方が取り組んでこられた重要な問題と思っております。他町村に先駆けるべき上牧町において、今までになかったこと自体が私自身は反省しております。

○議長（吉中隆昭） 東議員。

○11番（東 充洋） そういう歴史的な背景があるというのは、皆さん存じている話だと思うふうに思うんです。そういう中で長年取り組んできたという事実もあるわけですよね。1969年以来33年間で、今はもっとやな、年間16兆円のお金を費やされてきているんですよね。その背景にはやはり地域の格差をなくそうとか、小集落地区改良事業に始まっているように、やっぱり上牧町の地区全体を改良して、そういう差別からなくしていこうということで行われたということで16兆円使われてきたと。そういう中で大きな差別というのが意識の中からみんなは、大体日常的に私なんかそういうことを思ったこともありませんものね。口に出したこともありませんし、思ったこともありません。そういう人もおる中で、「あんた、思ってるやろう」というような、「もっと意識を変えなあかんで」なんていうのは、それはお互いの会話の中で戒め合うというんでしょうか。もしそういうような発言があったら、「それ、間違ってるで」とか、「そんなんあかんで」というようなことを言い合うのがよいのであって、わざわざここで取り決めて、条例としてつくってやる必要なんて全くないのではないかなというふうに思います、私はね。そういうふうに産業の構造も変わってきた。そして、都市化などの大きな人口の移動も起こっている。同和関係者の転出とか、非同和関係者の転入が増加していると。同和地区、同和関係者に限定した施策を講じられるのではないかなというような懸念もあるんですけども、その点はいかがですか。

○議長（吉中隆昭） 服部議員。

○6番（服部公英） 私が今回条例を出した根本的な理由には全然、意図が違っております。土地改良事業が上牧町の負の遺産であるというような意味にも聞こえるような発言でしたら、そんなことはございません。やはり国としてしっかりと法律をつくって、最後までされた事業だと考えております。その法律が終わって今回新しく差別をなくす、あらゆる差別をなくすという条例を出したのは、今までにその部落差別の法律というのが国のほうでここ数年、途切れておりました。28年に差別を解消するという国のほうでの法律を受けて、今回、奈良県のほうでもこういう条例をつくっております。そのためにも上牧町においても同じような条例をつくるという意味で出しているだけで、昔にあった地区改良事業がどうのこうのとかというような話をここでされても、私は答弁できません。

○議長（吉中隆昭） 東議員。

○11番（東 充洋） それはちょっと違いますね、服部さん。私は何も地区改良事業が負だというふうには思っていないよ。あれはあれで必要な事業であったと思いますよ。いろん

な施策を打たれてきたのも、それは必要な施策を打ってきたというふうに思っています。それで大きく解消されてきたというふうに私は思っているんです。実際にそうだというふうに思うんです。新たにこの部落差別云々だということを、何も上牧町の条例で定めなくても十分であるというふうに私は考えているんです。どんどんと差別発言だとか、そういうのがSNSなどで広められていっているというふうにおっしゃっているんですけれども、その中でどれぐらいの件数が行われておられるんですかね、ネット上で。

○議長（吉中隆昭） 服部議員。

○6番（服部公英） ネット中継上の件数が問題ではありません。今回、6月議会でこのような条例を出す前に議員の皆さんと提案して相談した後、8月までの間にでも上牧町に対して、上牧町の住民の方じゃなくて他町村から上牧町に引っ越してきたいが、上牧町には同和地区はありますかとかいうような問合せが実際ありました。そして、インターネット上の件数ではありません。北上牧地区の映した風景がグーグルで検索すれば出てきます。何でそのようなところをグーグルで検索して、そんな私の家の周りを映さなあかんのかという形も怒り心頭です。そういう点をもってインターネット中継の差別、また地名総監を上げている一部の差別主義者に対しての抑止力になるためにこういう条例をつくっているんです。東議員の言っているインターネット上に何件出てるんですかとか、そんないちゃもんをつけるような質問はやめていただきたいと思います。

○議長（吉中隆昭） 東議員。

○11番（東 充洋） いちゃもんというふうに思われるんならいいちゃもんでもいいんですけども、ネットネットネットで差別が拡大されていっている。ネットに大きな書き込みがたくさんされているというふうにおっしゃったから、どれだけ書かれているんですかと聞いただけの話じゃないですか。これはこの法律ができるときにちゃんと調べているんですよ。これは、例えば2006年、256件書き込まれた。そして、15年に1,869件に増えているんです、書き込みが。ところが、これは同和問題についての書き込みだけではないんです。同和問題に書き込まれたというのは、年間ゼロ件から数件であるというふうに回答が出ているんです。ですから、抑止力に条例をつくるのではなくて、そういうふうにインターネットに掲載しているやつを消せという運動をみんなで起こしたらいいじゃないですか。そうあるべきで、何も住民を全部巻き込んでやる必要はなくて、やはり住民のためと思うんでしたらそういう配信されているやつを間違いだということを明らかにして、なくしていくという運動を強めるというほうがもっと具体的でよろしいじゃないですか。そうは思いませんか。

○議長（吉中隆昭） 服部議員。

○6番（服部公英） 東議員の意見は聞いておきます。以上です。

○議長（吉中隆昭） 東議員。

○11番（東 充洋） これは条例ですので、意見書だとかそんなものではなくて、これは廃案になるまでずっとこの条文が生きているものなんですから、もっともっと慎重に吟味してやらないと、後々禍根を残すというようなことにもなりますよ。ただ単に大勢の議員で集めて、賛成多数だったから条例が制定されたというような話ではないんですよ、これは。その辺はしっかりと押さえて答弁願います。まだ続けます。それで、例えば服部議員らが提出されているこの条例案が通ったとすれば、今あるこの条例はどのような状況になるんですか。答弁を求めます。

○議長（吉中隆昭） 服部議員。

○6番（服部公英） 委員会でも、委員長報告にもありましたように、上牧町人権擁護条例を発展させて網羅した点、詳細に付け加えたというように考えております。廃止したからといって、数年にわたって上牧町の人権擁護条例を遵守してきたこの条例は、廃止したことによってなくなるという意識は持っておりません。新しくつくった条例が全部引き継いで、詳細な部分に書き込みを加えた上で出している条例と考えております。

○議長（吉中隆昭） 東議員。

○11番（東 充洋） それこそ提出者の思い上がりの説明でしょう。住民の多くの人の気持ちとか、多くの人たちのことも別に聞いたわけでもなく、そういうふうに思ったというあなたの思い過ごしだけの条例じゃないですか。言い返させていただければですよ。ほんで、今この現存している上牧町人権擁護に関する条例での予算措置というのはどのようにされているんですか。

○議長（吉中隆昭） 服部議員。

○6番（服部公英） 予算措置はございません。今までどおり人権擁護条例があったときと同様、人権相談もし、その都度問題が起きたときには担当課により相談を受けるというような考えで行っております。予算など、一切考えておりません。

○議長（吉中隆昭） 東議員。

○11番（東 充洋） この条例に沿った予算はないんですね。

○議長（吉中隆昭） 服部議員。

○6番（服部公英） 今後、担当課と相談した上で予算措置が必要と思えば、またそのときは

町当局と事前に打合せをし相談しお願いに上がり、そのような状況になったときはまた予算措置が要るかもわかりませんが、今のところ、一切そのような予算は考えておりません。

○議長（吉中隆昭） 東議員。

○11番（東 充洋） 私、個人の給付だとかそんなことを言っているのではないですよ。そのお願いをしに行く場合というのは、どのような場合のときに予算をお願いしに行くんですか。

○議長（吉中隆昭） 服部議員。

○6番（服部公英） 私は考えていないと言っているのに、またその揚げ足を取るような質問をするんです。延々とするような質問は議事進行上、具合が悪いと思うんで、この辺で質疑を終えてもらいたいと思います。

○11番（東 充洋） あなたが質疑を止めるなんて言うのがおかしい。

○6番（服部公英） 質疑を止めてもらいたいという意見だけです。

○議長（吉中隆昭） 東議員。

○11番（東 充洋） そんな話に持っていかないでください。ですから、あなたが予算なんというのは、この条例によって上牧町は毎年毎年、人権教育推進協議会とか、いろんな講演とかそんなんをやっているじゃないですか。そういうのはこの条例に基づいての支出なんじゃないですか。それで、私の聞き方の、そういうふうに今後も使われるのはそれはそれでいいわけなんですけれども、1つはここで気になっているのが、実態調査というのが書かれているんですよね。この中で7条、調和施策の策定及び推進に反映させるために、町内外におけるあらゆる差別及びその解消のための施策に、どのような施策ですか。施策に関する情報を収集し整理するとともに、必要に応じて実態調査等を行うものとする。実態調査は予算も何もかからずして調査できるものなんですか。

○議長（吉中隆昭） 服部議員。

○6番（服部公英） 実態調査というのは、あらゆる差別をなくすということで、あらゆる差別のときにも実態調査をするわけです。差別をするたびに予算を組んで調査するとかそういう意味ではございません。あらゆる差別が起きたときには、きちっと実態調査をしながら差別の原因を探る、そして差別をなくすというのが目的の条例であって、ここで予算の話をしている条例ではございません。

○議長（吉中隆昭） 東議員。

○11番（東 充洋） 差別の事象があったと。それを原因が何であったか、何なのかという

ことを調査するということなんですか。そういうことですか。

○議長（吉中隆昭） 服部議員。

○6番（服部公英） 一々、一問一答で質問をしていると、いつまでも前に進みません。人権擁護条例を廃止して、今回あらゆる差別をなくすということを目的とする条例を今提出したわけです。ここ本会議において一々、今のような状況で質問が続きますと、条例制定にかなりの時間と皆様に苦痛な思いをさす。こういう時間が延々と続きます。

○議長（吉中隆昭） ここで暫時休憩します。再開は午後1時。

休憩 午前11時38分

再開 午後 1時00分

○議長（吉中隆昭） それでは再開いたします。

東議員。

○11番（東 充洋） それでは、最後にします。この推進体制の充実ということで第8条があるわけなんですけれども、この部落差別の解消の推進に関する法律に基づき、あらゆる差別をなくす施策を効果的に推進するため、国や県と連携を取るというふうになっているんですけれども、具体的にどのようなことを想定しておられるのか、お聞かせいただきたいと思います。

○議長（吉中隆昭） 服部議員。

○6番（服部公英） 具体的には、都度、差別事象が起きたときに、その対象者となった方が町の相談窓口に来られた場合、そういった事柄に対し親身になって相談体制を取っていくと。その過程において県ないし、また国のほうの、部落差別だけじゃなしにそういう人権擁護に関する事柄についての相談を取っていきたいと考えております。

○議長（吉中隆昭） 東議員。

○11番（東 充洋） いろいろと質問をさせていただいたわけなんですけれども、個人的な考え方とかいうようなことでご答弁を頂いたわけなんですけれども、私は決して個人的な考え方と言っているわけではないんですけれども、しかしながら、一連質問をさせていただいたんですけれども、どうもまともな回答というふうには私は受け取れないというような状況ではなかったかなというふうに思います。よって、的確なご答弁は頂けなかったということで終えた

いと思います。

以上です。

○議長（吉中隆昭） ほかにございませんか。

木内議員。

○9番（木内利雄） 9番、木内利雄でございます。

今、審議されておる上牧町あらゆる差別の解消の推進に関する条例（案）、提出者は服部議員でございますが、このことについて何点かにわたり質問をさせていただきたいと思いますので、提出者におかれましては的確な答弁を求めていると思います。

まず初めにお断りしとかないかんのですが、今から発言する内容はデリケートな部分もございます、もっと本当は具体的に申し上げたらいいんでしょうけども、デリケートな部分がございますので、賢明な皆さんでございますので、そのところはお察しいただきたいというふうに冒頭に申し上げておきたいなと思います。

これは3か月前、6月15日午前9時から議員懇談会がございました。このときに理事者側より再犯防止等の推進に関する法律、これは2016年、平成28年に施行をされた分等々の説明があったところでございます。この後に、ここまで申し上げたら大体皆さんは何の話かなというのはお分かりいただいたかと思うんですが、この後、懇談会が終わった後に、数名の議員と私もあったんですが、提出者である服部議員と話をしておりました。そのときに自治会への加入、そして自治会費の納入についてという話になった折に、提出者である服部議員は、「そんなもん怖くて行けるかいな。何でそんな怖いところへ行かなあかんのや」という発言をされたんです。何を言うてんのかなというふうに思って明確に覚えているんですね。このことについては、ここに今回条例案が出ているとおり、全く差別発言であり、決して許される発言でないと思った。このことについて、まず答弁を求めます。

○議長（吉中隆昭） 服部議員。

○6番（服部公英） 差別発言というような形で今述べられましたが、その前に前段がございます。私、個人的に自治会長をしております、自治会費を集金に回っております。そこで、まずもって先に振られたのが木内議員から、「おまえ、今回のところちゃんと自治会費もらいに行けよ」というような突拍子もないことを急に振られましたので、冗談のつもりで自治会費をそういうところにはもらいに行けませんという話はしました。しかし、そんな本議会でこういうような形で述べられるような気持ちで差別発言をしたつもりは毛頭ございません。今、何げなく言うてはるかもわかりませんが、それこそ差別につながる発言だと思います。

皆さんもご承知でしょうが、刑を終えられた方が償って帰ってきて、こういった形で町営住宅に住んでいるかという問題が6月議会でありました。そのときの休憩時間での発言ですが、それについて差別発言だというふうに指摘されたのは大変心外です。私もそんな気持ちは毛頭ございません。人の痛みも十分に自分の痛みとして捉える人間です。そういうことを言うのはやめてもらいたいと思います。

○議長（吉中隆昭） 木内議員。

○9番（木内利雄） ですから、あなたがおっしゃった「そんな怖いところには行けません」ということはあったわけですから、それは差別発言であろうと私は思いますし、多くの方もそのようにあると思いますね。

そこで、あらゆる差別の解消ということでこの条例は述べておられるわけですが、今、服部議員が、私は何にも申し上げていないんですが、服部議員から住宅の話とかそんなん出ましたけども、それはそれも含めたあらゆる差別ということでよろしいんでしょうか、お伺いいたします。

○議長（吉中隆昭） 服部議員。

○6番（服部公英） それも含めた話で結構ですが、議会が終わって休憩中に同僚議員として素直な気持ちで冗談っぽく言ったことまで、そんな差別発言だというようなことを本会議場で述べるのはどうかと思います。

○議長（吉中隆昭） 木内議員。

○9番（木内利雄） そういう発言をしたということは認められたわけですが、服部議員におかれましてはいろんな人権の問題でしっかりとお取組をなさっているから、そういった方へ、そんな怖いところには行かれへんみたいな発言をなさっているということを今認められた。発言をしたのは認められたわけですが、私はいかがかなというふうに思っているところがございます。そういう方が今回のような条例案を出すというのは、全くもってなじまないというのが私の率直なところであって、馬脚を現すという言葉がございましたが、そういうことではないかなと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（吉中隆昭） 服部議員。

○6番（服部公英） 本会議で審議するような内容ではございませんので、議事進行にお願いいたします。

○議長（吉中隆昭） 木内議員。

○9番（木内利雄） この審議、私は文教厚生委員会に所属しておりません。総務建設委員会

ですから、私は委員会での発言の場がないわけですから、当然この場、本会議場で発言せざるを得んわけですよ。あなたがきちっと答弁を頂きたいと思います。

○議長（吉中隆昭） 服部議員。

○6番（服部公英） どういう答弁を求めておられるのか分かりませんが、私はこの条例に対しての質疑なら応じますが、その以外の話を持ち込んでこられて、それに対しての答弁を求められるのは別だと思います。

○議長（吉中隆昭） 木内議員。

○9番（木内利雄） 申し上げておきますけど、この部落問題に関してはしっかりと差別をしたらあかんと言うんですが、先ほどデリケートな問題ですからということで、私はオブラートに包んだ物の言い方をしております。こういう人たちの差別というのは、あなたはされたわけですよ。委員会とか本会議場ではないですよ。ないですけども、個人的な話合いの中でそういう発言をなさったわけです。それは私は決して許されるものではないと思っとるんですが、あなたはどうなんですか。

○議長（吉中隆昭） 服部議員。

○6番（服部公英） その問題については十分反省しておりますが、怖いからというのはそういう意味ではございません。

○議長（吉中隆昭） 木内議員。

○9番（木内利雄） 反省していると発言を認められたんですけども、そういう意味でないというのはどういう意味なんですか。

○議長（吉中隆昭） 服部議員。

○6番（服部公英） いろんな部分を含んでおりますので、ここでは答弁できません。

○議長（吉中隆昭） 木内議員。

○9番（木内利雄） 答弁できないというのは答弁してほしいなと思いますけど、もう一度申し上げますが、答弁は頂けませんか。

○議長（吉中隆昭） 服部議員。

○6番（服部公英） 先ほど木内議員もおっしゃられたとおりデリケートな部分ですので、その方についてのまた二次的な差別発言にもなりますので、答弁はできません。

○議長（吉中隆昭） 木内議員。

○9番（木内利雄） これで置いておきますが、ただ、こういった内容の条例を提出なされる服部議員としては軽率な、また人権を無視した差別の発言をされたということは、私はほん

まに遺憾だというところで、私の質問は終わらせていただきます。

○議長（吉中隆昭） ほかにございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（吉中隆昭） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

石丸議員。

○10番（石丸典子） 10番、石丸典子です。

上牧町あらゆる差別の解消の推進に関する条例（案）に反対の討論を行います。私は、基本的人権が尊重され、差別のない上牧町にしたいという一念を持っておりますので、この観点から反対の討論です。

今回のこの上牧町あらゆる差別の解消の推進に関する条例は、あらゆる差別というタイトルを持った条例（案）ですけれども、内容は部落差別に特化しています。あらゆる差別ということで想定されるものの中には、障害者差別、男女差別、外国人差別、人種差別など様々考えられます。また、昨今の新型コロナウイルス感染症やコロナワクチン接種に対する差別なども懸念されます。しかし、この条例の文面の大切な部分、第1条、目的、第2条、基本理念、そして第6条については実態調査など、挙げられておりますけれども、これらは全て同和問題に限定した内容です。上牧町が本当にあらゆる差別をなくそうという立場であるなら、目的であるとか基本理念に今の情勢に合った内容を含めるべきだと思います。

また、今の社会状況では性的少数者など多様な性を認めたり、またジェンダー平等の視点も重要です。もう1つ、私がこの条例が出されたことに対する問題点は、住民の代表である議員の提出の条例にもかかわらず、内容が大変分かりづらいです。現に上牧町では人権教育推進協議会等では、今年の6月に開催予定であったこの協議会等でも、コロナのコロナ差別と言われる事象も心配されますということに具体的に検討され課題とされているにもかかわらず、こういう直近の喫緊の課題について、条例には何ら示されていません。住民にしっかり説明できる内容ではありません。本来なら議員間でもっと議論をして条例を提案すべきだと思います。

以上の点で反対です。

○議長（吉中隆昭） ほかにございませんか。

牧浦議員。

○4番（牧浦秀俊） 議員提出議案第1号について、上牧町あらゆる差別の解消の推進に関する条例について、賛成の討論を行います。

この条例は、あらゆる差別の解消をすることを大きな柱として、上牧町人権擁護に関する条例を継承し、より具体的に構成されています。あらゆる差別の意図の中には、障害者差別、外国人差別、女性差別など、また、コロナ禍におけるアジア人差別やコロナに感染したことによる差別など、いつ自分自身の身に関わってくるかもしれない状況に備えるためにつくられています。既存の人権擁護に関する条例は細やかな部分まで書かれていませんでした。また、2016年に部落差別解消法、障害者差別禁止法、ヘイトスピーチ解消法が次々と制定されました。しかしながら、ネット上では部落差別やヘイトスピーチは解消するどころか、法の目をかいくぐり開き直り過激化しているようにも感じられます。国だけではなく市町村レベルで法律の具現化と町民に対しての人権尊重の精神と、差別をなくしていくという意味を表明していくことは大切なことだと考えています。上牧町もSDGsを推進していくということですが、誰一人として取り残さない人権のまちづくりを行っていかねばならないと思います。

以上をもって賛成討論といたします。

○議長（吉中隆昭） ほかにございませんか。

木内議員。

○9番（木内利雄） 9番、木内利雄でございます。反対の立場からで反対討論をさせていただきます。

反対の1点目は、この条例案を何ば読んでも、部落差別に関して特化をしている条例としか読み取れません。2点ほど具体的に申し上げますと、第1条の中ほどにございます、部落差別をはじめとするあらゆる差別というふうにうたわれております。また、第8条では、部落差別の解消の推進に関する法律に基づき等々、条例のあちこちで部落差別ということを中心に据えた条例であることは間違いございません。よって、この部落差別に関して特化している内容には反対を申し上げるところでございます。

もう1点、反対の2点目でございますが、附則の第2、上牧町人権擁護に関する条例（平成7年4月条例第13号）は廃止するとございますが、この上牧町人権擁護に関する条例は大切な条例でございます。私は廃止することはまかりならんという観点から反対をいたします。

この2点をもって反対討論とさせていただきます。以上でございます。

○議長（吉中隆昭） ほかにございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（吉中隆昭） これで討論を終わります。

これから採決いたします。

採決は起立により行います。本案に対する委員長の報告は可決です。

委員長の報告どおり可決することに賛成の方、起立願います。

（起立多数）

○議長（吉中隆昭） 起立多数です。

したがって、本案は委員長の報告どおり可決されました。

ただいま町長から、上牧新橋橋梁補修・耐震工事（２工区）の請負契約の締結について、上牧町水道事業配水池耐震化工事請負契約の締結について、以上２議案が提出されております。

お諮りいたします。

ただいまの２議案を日程に追加し、それぞれ追加日程第23、追加日程第24として議題とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（吉中隆昭） ご異議なしと認めます。

よって、ただいまの２議案を日程に追加し、それぞれ追加日程第23、追加日程第24として議題といたします。

————— ◇ —————

◎議第１２号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（吉中隆昭） 追加日程第23、議第12号 上牧新橋橋梁補修・耐震工事（２工区）の請負契約の締結について、これを議題といたします。

職員に議案の朗読をさせます。

○議会事務局長（森本朋人） 議第12号 上牧新橋橋梁補修・耐震工事（２工区）の請負契約の締結について。

上牧新橋橋梁補修・耐震工事（２工区）の請負契約の締結について、次のとおり契約を締結したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年３月条例第５号）第２条の規定により議会の議決を求める。

令和3年9月21日提出 上牧町長 今中富夫。

記。

1、工事名。上牧新橋橋梁補修・耐震工事（2工区）。

2、工事場所。北葛城郡上牧町大字上牧地内。

3、工期。議会の議決を得た日から令和4年3月25日まで。

4、契約金額。5,464万2,500円。うち消費税及び地方消費税額496万7,500円。

5、契約の相手方。奈良県五條市西吉野町和田284番地3。株式会社上香建設、代表取締役、上村貴也。

○議長（吉中隆昭） 朗読が終わりましたので、提案理由の説明を求めます。

都市環境部長。

○都市環境部長（塩野哲也） 議第12号 上牧新橋橋梁補修・耐震工事（2工区）の請負契約の締結についてご説明いたします。

令和3年度の事業として予算計上しておりました上牧新橋橋梁補修・耐震工事（2工区）については、このたび入札が整い契約の運びとなりました。

契約を締結するに当たりまして、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定によりまして、議会の議決をお願いするものでございます。

では、契約内容について説明いたします。

まず、入札の方法は総合評価落札方式でございます。

工事期間は、議会の議決を得た日から令和4年3月25日までとなっております。

契約金額につきましては5,464万2,500円で、うち消費税及び地方消費税は496万7,500円でございます。

契約の相手方は、奈良県五條市西吉野町和田284番地3、株式会社上香建設、代表取締役、上村貴也でございます。

以上が上牧新橋橋梁補修・耐震工事（2工区）の契約の説明でございます。

続きまして工事概要につきましては、橋梁補修工といたしまして、舗装打ち換え132平方メートル、防護柵取替え23メートル、伸縮装置取替え69メートル、橋梁耐震工といたしまして、水平力分担装置12基を設置します。

以上が上牧新橋橋梁補修・耐震工事概要となります。慎重審議の上、議決いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（吉中隆昭） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

(「質疑なし」と言う者あり)

○議長(吉中隆昭) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

(「討論なし」と言う者あり)

○議長(吉中隆昭) 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(吉中隆昭) ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案どおり可決されました。



◎議第13号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(吉中隆昭) 日程第24、議第13号 上牧町水道事業配水池耐震化工事請負契約の締結について、これを議題といたします。

職員に議案の朗読をさせます。

○議会事務局長(森本朋人) 議第13号 上牧町水道事業配水池耐震化工事請負契約の締結について。

上牧水道事業配水池耐震化工事の契約について、次のとおり契約を締結したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年3月条例第5号)第2条の規定により議会の議決を求める。

令和3年9月21日提出。上牧町長 今中富夫。

記。

- 1、工事名。上牧町水道事業配水池耐震化工事。
- 2、工事場所。北葛城郡上牧町米山台地内。
- 3、工期。議会の議決を得た日から令和4年3月31日まで。
- 4、契約金額。6,985万円。うち消費税及び地方消費税額635万円。

5、契約の相手方。奈良県北葛城郡広陵町大字平尾11番地の1。村本建設株式会社奈良本店、常務執行役員、本店長、高田幸伸。

○議長（吉中隆昭） 朗読が終わりましたので、提案理由の説明を求めます。

都市環境部長。

○都市環境部長（塩野哲也） 議第13号 上牧町水道事業配水池耐震化工事請負契約の締結についてご説明いたします。

令和3年度の事業として予算計上しておりました上牧町水道事業配水池耐震化工事につきましては、このたび入札が整い契約の運びとなりました。契約を締結するに当たりまして、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定によりまして、議会の議決をお願いするものでございます。

では、契約内容について説明いたします。

まず、入札の方法は総合評価落札方式でございます。

工事期間は、議会の議決を得た日から令和4年3月31日までとなっております。

契約金額につきましては6,985万円で、うち消費税及び地方消費税は635万円でございます。

契約の相手方は、奈良県北葛城郡広陵町大字平尾11番地の1、村本建設株式会社奈良本店。常務執行役員、本店長、高田幸伸でございます。

以上が上牧町水道事業配水池耐震化工事の契約の説明でございます。

工事概要につきましては、1号配水池のポストテンション方式による耐震強化工事と、外壁と屋根部の補修工事を行います。2号配水池にいたしましても、外壁と屋根部の補修工事を行います。また、両配水池とも避雷針の更新も行います。

以上が配水池耐震化工事の概要となります。慎重審議の上、議決いただきますようよろしくをお願いします。

○議長（吉中隆昭） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

石丸議員。

○10番（石丸典子） 10番、石丸典子です。

上牧町水道事業配水池耐震化工事の請負契約の締結ですけれども、工期でお伺いしたいんですけれども、同時に今回2議案、9月議会の最終日に提出されたんですけれども、ちなみに先ほどの上牧新橋橋梁の補修・耐震は、工期が議会の議決を経た日から令和4年3月25日までとなっていたんですけれども、この水道のところは令和4年3月31日となりますね。こ

の工期の予定を説明ください。なぜ同じように3月25日ではないのか。

○議長（吉中隆昭） 都市環境部長。

○都市環境部長（塩野哲也） 工期によって、今おっしゃられたとおり25日と月末の31日という形になっております。基本的には3月31日までという考えの中で行っており、また両方の工事につきましても、当然3月の半ばには終わるという方向で進めているところですが、ただ申し訳ないですが、課の考え方ということもありまして、余裕を見た形か、いっぱいいっぱい見た形かということで今回答えが分かれたことになっております。

○議長（吉中隆昭） 石丸議員。

○10番（石丸典子） ということは、令和3年度中に完了する事業であるという認識でよろしいですね。

○議長（吉中隆昭） 都市環境部長。

○都市環境部長（塩野哲也） はい、そのとおりでございます。

○議長（吉中隆昭） 石丸議員。

○10番（石丸典子） 分かりました。結構です。

○議長（吉中隆昭） ほかにございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（吉中隆昭） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

（「討論なし」と言う者あり）

○議長（吉中隆昭） 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を原案どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（吉中隆昭） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案どおり可決されました。

服部委員。

○6番（服部公英） 6番、服部公英です。

決算特別委員長報告について訂正をお願いしたいのですが、よろしいでしょうか。

○議長（吉中隆昭） はい、結構です。

○6番（服部公英） 日程第1、決算特別委員長報告について、私、認第6号 令和2年度上牧町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についての部分において、特別職及び職員の人件費というような形で報告させてもらった部分が一般会計の部分の報告であるということが分かりましたので、訂正をお願いしたいです。よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（吉中隆昭） 皆さん、よろしいですね。

————— ◇ —————

◎閉会の宣告

○議長（吉中隆昭） お諮りします。

本定例会の会議に付された事件は全て終了いたしました。

したがって、会議規則第7条の規定により閉会したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（吉中隆昭） ご異議なしと認めます。

したがって、本定例会は閉会することに決定いたしました。

————— ◇ —————

◎町長の挨拶

○議長（吉中隆昭） 閉会に当たり、招集者の挨拶をお願いいたします。

今中町長。

（町長 今中富夫 登壇）

○町長（今中富夫） 提出いたしました議案につきまして、認定、議決を頂きましてありがとうございます。また、それぞれの委員会、一般質問等で皆さん方からご指摘、ご提案を頂きました件につきましても、しっかりと取り組んでいきたいというふうに考えております。

それと、コロナの件でございますが、上牧町もワクチン接種が順調に進んでおりまして、集団接種最終の頃には全体的な接種率、かなりの率になるのではないのかなというふうに考えております。ワクチン接種が広がることによりまして、ここ最近、全国的な感染者もかなり減ってきているというような状況でございます。もうしばらくしっかりと注意をしながら

生活をしていかななくてはならないのかなというふうに考えております。私個人としては、年内いっぱいはいあまり無理をしないほうがいいのではないのかなというふうに考えておるところでございます。また、職員等におきまして、みんなそれぞれ注意をして、決してクラスターにならないような形で業務をしっかりと住民の方々のために遂行をしていくという必要もあるわけでございますので、住民の方々だけではなく、職員もしっかりと認識を持ってこの後取り組んでいきたいというふうに考えております。

議員の皆さん方におかれまして、十分体にご注意を頂きまして、これからいい季節になるわけでございますので、またそれぞれの場所、いろんなところへ出かけられると思いますが、しっかりとご活躍を頂きますようお願いをして、御礼のご挨拶にさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（吉中隆昭） これをもちまして、令和3年第3回上牧町議会定例会を閉会いたします。どうも皆さん、ご苦労さまでした。

閉会 午後 1時46分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 吉 中 隆 昭

署 名 議 員 竹 之 内 剛

署 名 議 員 服 部 公 英